史記會注考證校補

(六)

鼎文書局印行

水澤利忠著

史記會注考[redacted]校補（六）

廣文書局印行

中華民國六十一年七月初版

史記會注考證校補

精裝全六冊定價：新台幣

有不
著准
作翻
權印

著者 水澤利忠

發行人 王道榮

發行所 廣文書局有限公司

地址：北縣中和市華新街113巷2弄6號

電話：(02)8668520 4

傳真：(02)8668739 9

e-mail：kwangwen@ms31.hinet.net

內政部出版業登記證內版臺業字第一三二四號

40203

水澤利忠著

史記會注考證校補

史記會注考證校補刊行會藏版

史記之文獻學的研究

3711

朝夕　この研究をはげまし給い　完成の日を待ちわび給う
きさらぎの　或る雪の降る朝　ただ一言の　別れのことばもなしに
突如　身まかり給うた　今は亡き父上のみ霊に捧ぐ
みとせの後の　その日の朝　利忠しるす

史記之文獻學的研究　目次

序論……七
(一)本研究の目的と方法……七
(二)本研究の概要と問題点……九
第一章　史記古鈔本……一三
第一節　総説……一三
(一)緒論……一三
(二)残存する史記古鈔本……一四
(三)残存する史記古鈔本に共通する性格……一七
第二節　各論……二四
(一)敦煌出土群……二四
(二)石山寺所蔵群……三二
(三)大江家国鈔本群……四三

3713

(四)高山寺所蔵群……五四
(五)書陵部所蔵群……七四
第二章　史記古板本標記……八五
第一節　史記古板本標記資料……八五
(一)上杉氏蔵南宋慶元黄善夫本標記……八六
(二)元板彫資治通鑑本並びにその写本標記……一〇〇
(三)日本慶長古活字本史記標記……一一〇
(四)博士家本史記異字及び史記攷異……一二九
第二節　史記古本……一四二
(一)史記古本と史記古鈔本——史記古鈔本の残存する部分についての比較——……一四四
(二)史記古本と史記古鈔本——両者のテキストとしての性質について比較——……一四八
第三節　史記正義佚文……一七二
(一)張守節と彼の「正義」について……一七三
(二)「正義」佚文に関する清朝考証学者の研究……一七七

3714

(三) 滝川博士の「正義」佚文拾集……一八一
(四) 滝川博士拾集の「正義」佚文に対する諸批判……一八五
(五) 滝川博士拾集の「正義」佚文の吟味……二一九
(六)「正義」佚文拾集と「正義」研究の今後の問題点……二三一
第四節 鄒誕生・劉伯荘・陸善経の史記注佚文……二三二
(一) 鄒誕生史記音佚文……二三二
(二) 劉伯荘史記音義佚文……二三九
(三) 陸善経史記注佚文……二五三
第三章 史記抄……二六三
第一節 総説……二六三
第二節 英房史記抄……二六七
(一) 英房について……二六七
(二) 書誌並びに内容……二七一
(三) 英房の依拠した史記テキストについて……二七三
(四) 英房抄の解釈史的価値——英房史記観を中心にして——……二七六

3715

第三節　桃源史記抄……二八四
(一)桃源について……二八四
(二)桃源史記抄諸本……二八六
(三)桃源抄補遺……二九六
(四)牧中・桃源の依拠した史記テキスト……三〇〇
(五)桃源史記抄にみえる史記異字……三一一
(六)桃源史記抄にみえる正義佚文……三一六
(七)桃源の史記説……三一七
第四節　幻雲史記抄……三二五
(一)幻雲について……三二五
(二)幻雲史記抄諸本……三二六
(三)幻雲抄と南化本標記及び英房史記抄との関係―幻雲抄の成立過程について―……三三一
(四)幻雲史記抄にみえる正義佚文……三三七
(五)幻雲史記抄にみえる史記異字……三三九
(六)幻雲の史記説……三四二

3716

第四章　單　注　本……一
第一節　單集解本……一
(一)總　說……一
(二)史記集解一百三十卷景祐監本配南宋重刊北宋監本……五
(三)史記集解殘卷竹添井々內藤湖南舊藏武田長兵衞藏傳北宋刊本……一〇
(四)史記集解一百三十卷飛鳥井家舊藏谷成軒內藤湖南舊藏武田長兵衞藏南宋紹興庚申刊本……一六
(五)史記集解一百三十卷劉氏嘉業堂景印宋蜀大字本……二三
(六)史記集解一百三十卷毛晉汲古閣刊本……三五
第二節　單索隱本……五四
(一)緒　論……五四
(二)司馬貞とその著「索隱」について……五六
(三)書誌及び附注形態……六〇

3717

(四) 校勘學的にみた本書の性格……一六六
(五) 東北大學藏延久鈔本孝文本紀所引の索隱について……一〇一
第三節　單正義本……一〇四
(一) 緒　論……一〇四
(二) 撰者張守節について……一〇五
(三) 想定せる單正義本について……一〇八
第五章　合　刻　本……一二二
第一節　集解・索隱二注合刻本……一二二
(一) 總　説……一二二
(二) 史記集解索隱殘卷南宋乾道七年建鈐慕夢弼刊本……一二六
(三) 史記集解索隱一百三十卷南宋淳熙八年澄江耿秉重修桐川郡齋本……一二九
(四) 史記集解索隱一百三十卷蒙古中統二年平陽道段子成刊本……一三三
(五) 史記集解索隱一百三十卷明天順七年豐城游明刊本……一三七

第二節　集解・索隱・正義三注合刻本……一二九
(一)史記集解索隱正義一百三十卷南宋慶元建安黃善夫刊本及びその覆刻……一三九
(二)史記集解索隱正義一百三十卷元至元二十五年安福彭寅翁崇道精舍刊本……一四四
(三)史記集解索隱正義一百三十卷慶長古活字本……一五五
(四)史記評林一百三十卷……一六六
(五)史記集解索隱正義一百三十卷清乾隆四年武英殿校刊本……一三九
(六)史記集解索隱正義一百三十卷金陵書局刊本……一三四
(七)史記會注考證一百三十卷……一五一
第三節　明板評釋本……一五八
(一)史記題評一百三十卷……一五九
(二)荊川先生精選批点史記……一六一
(三)史記鈔五十一卷……一六二
(四)史記神駒四卷……一六四
(五)史記纂二十四卷……一六五
(六)史記輯評二十四卷……一六六

3719

(七) 史記蔡芥評林三卷……二七〇
(八) 史記一百三十卷錢唐鍾人傑刊本……二七一
(九) 史記傍訓便讀八卷……二七三
(十) 史記玉壺冰八卷……二七四
(十一) 史記奇鈔十四卷……二七五
(十二) 陳仁錫評閱史一百三十卷……二七六
(十三) 陳明卿史記考……二七九
(十四) 孫月峰先生批評記百三十卷……二七九
(十五) 史記測議一百三十卷……二八一
(十六) 史記彙評一百三十卷……二八三
(十七) 史記鍾伯敬删定史記正文……二八五
猿投神社藏史記古鈔本……二八六
猿投神社藏史記古鈔本影照……一一九五
付録　瀧川氏系圖……一一五
瀧川龜太郎博士年譜
史記會注考證校補後序……吉川幸次郎……一
跋……三

序論

(一) 本研究の目的と方法

凡そ、古典の読解・研究を志すものは、何人と雖ども、まず、その一書に関する最も善いテキストを捜し求め、その所以を追求し、より多くの先人の注釈を蒐め、これを網羅せんことに最大の努力を惜しまないことは、極めて当然のことであろう。著者も史記の研究に志を立てると同時に、何よりもまず、史記の善本の追求と、注釈の網羅の両個の目的達成の為に微力を尽くすこととなった。

かくして私は、これらの目的に副う史記のテキストを渉猟することになったが、それは容易に見出すことができなかった。しかし、幾多の曲折の後、はじめて瀧川亀太郎博士の著せる「史記會注考證」全十巻こそは、現在としては、最善のテキストであることを確信するに至った。実に、この「史記會注考證」との出会こそ、私のこの研究の方法を決定づけることとなったのであるが、この書を以て私が以上の両目的に適うものとした所以は、換言するならば、実にその二大特長とも云うべきものであって、一は我国にのみ残存せる史記古鈔本との校記、並びにそれとほぼ同系統と思われるテキストによる校記—即ち、楓山本・三条本の如き—が採録されていること。二は、従来より删節多しといわれている史記の三注の一たる張守節の「正義」佚文一千余条拾輯されていることであった。

そして、それらが、私の先に掲げた二つの目的に正しく適うものであった。ところがそれらの特長の由って来たる所を探求してみると、前者は主として日本残存の史記古鈔本及び前田藩侯、大島雙川の手になったと思われる「博士家本

3721

史記異字」であり、後者は主として東北大学所蔵狩野亨吉旧蔵の慶長古活字本史記の〝書き入れ〟とそれら我国残存の史記古板本の〝書き入れ〟と不離不即の関係をもつ「幻雲抄」であることを知った。更に前記の「博士家本史記異字」の実体を究明してみると、それはとりもなおさず瀧川博士の「正義」佚文拾輯に用いられた如き、我国残存の一連の史記古板本の〝書き入れ〟中より異字異文に関するものを主として抄出したものであることを知った。

こゝにおいて著者は翻然として前記の両目的を達成せんとする研究の方法を悟るに至った。即ち、この瀧川博士の「史記會注考證」の示す二大特長を橋頭堡として、我国に残存する史記古鈔本の十二分なる活用と、同じく我国に残存せる史記古板本の徹底的調査とによって、従来の史記通行本及びその周辺の資料を以てしては、如何とも為し難かった史記のより善きテキストの追求と、より多くの注釈の網羅の限界を打破せんと試みることであった。

爾来、著者は目覩し得る限りの史記古鈔本を渉猟し、我国各地に散在する史記古板本の〝書き入れ〟の徹底的調査を行った。また一方では、それらが従来の通行本資料の枠外をはるかに超えたものであることを客観的に証明するためにも、著者は如上の作業に並行して、別途に、今日如何なる形態にしろ、親見できる史記のテキストの校勘をも為し、「史記會注考證校補」と名づけて、第一冊より第八冊までを完成したわけである。この作業を或いは落葉を掃くが如きものとみなすむきもあるであろうが、実に、本研究のどの部分をとり上げてみても、この史記一百三十巻の校勘記を基礎として出発していないものはないと断言してさしつかえないものと信ずるものである。

かくて、いま、この論考を「史記之文獻學的研究」と名ずけたのであるが、或いはこれを「史記之書誌學的研究」と名ずくるを妥当となす向きもあるであろう。しかし著者が敢えて、こゝに「文獻學的研究」と銘うつ所以は、従来の形態的研究を主とする「書誌學的研究」をわずかながらも一歩進めて、本研究の究極の対象たる「史記」そのものの本質

3722

に迫らんとする意気ごみ、換言すれば常に古典学としての史記究明の視点を失わない用意と、ささやかながらもその成果に対する著者の欲求の一端を示すが故に外ならない。

(二) 本研究の概要と問題点

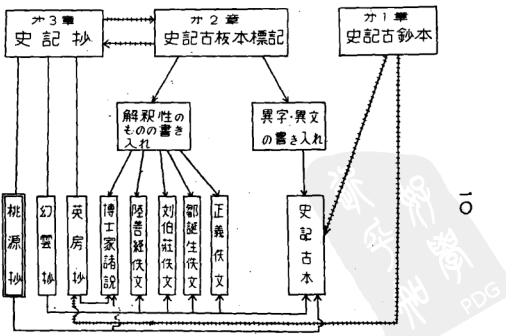
本研究は、まず、史記の善本の追求を可能ならしめると云う重要性に鑑みて、第一章に史記古鈔本を掲げ、その第一節に於いて今日目覩し得る限りの史記古鈔本に共通する性質を述べ、第二節に至つてその一々を紹介し、且つ今本史記の訛脱を正し得ることを論じ、古抄本の史記が今本史記のテキストとして、種々異なつた面を有していることを闡明にした。

第二章には、史記古板本標記という名称のもとに、史記のより善きテキストの追求と、より多くの注釈を網羅するという本研究の目的達成のための資料としては一大宝庫とも称すべき、我国残存の史記古板本の〝書き入れ〟の調査に移り、まず第一節史記古板本標記の資料として、かくの如き性質の〝書き入れ〟を有する諸々の史記古板本を紹介し、続いて、それらの〝書き入れ〟の中で、異字・異文に関するもの四千条許りを選択して、これを一つの或るまとまつたテキストの校記であると仮定することによつて、それのテキストを史記古本として仮想し、これを前章の第一節と関連づけて、史記古鈔本とほぼ同系統のテキストに属することを論定した。それは謂うなれば今日は史記一百三十巻の中、ごくわずかしか残存していない史記古鈔本の残存部分の拡大に努めるということであり、この史記古本によつて、今本史記のほぼ全体に亘つての訛脱を大いに正し得ることを述べた。さらに第三節に於いてはそれらの〝書き入れ〟中、注釈の面から最も注目される張守節の「正義」の佚文と考えられる「正義曰」としてある注文の〝書き入れ〟を吟味し、特

3723

に近年中国学界の人々による批判がめだつている瀧川博士の採れる「正義」佚文は、これを再吟味し、さらにその上に三百余条の新収の「正義」佚文を得た経緯を明らかにし、これらの「正義曰」としてある注文の〝書き入れ〟が張守節の史記正義単注本に由来するものであることを論証した。そして第四節に於いては〝書き入れ〟の中で次いで注目さるべき鄒誕生の「史記音」五十余条、劉伯荘の「史記音義」二百余条の佚文の拾輯の経緯を明らかにし、それらが史記注釈史上に於いて、司馬貞の「索隠」や張守節の「正義」に先行する位置にあることを論じた。さらにこの節においては、〝書き入れ〟の中に、従来は正史の経籍志やその他の書目にも、全く記載の見られなかった、李唐の碩学陸善経の「史記注」（決疑）の佚文百余条を確認し、その論定の根拠と佚文拾輯の経緯を明らかにし得たことは、著者の誠に欣快事とするところである。

第三章は、本研究の目的に、大きな補助的役割を果してくれるものである史記抄を掲げ、第一節に於いて、総論を試みた後に、第二節から第四節にかけて、順に「桃源抄」・「幻雲抄」・「英房抄」を各各掲げた。ただ、これらは何れも我国に於ける史記解釈の歴史を研



3724

究する上に、極めて重要であることは言を俟たないが、三者は必ずしも同一の性格を有するものではない。本研究の目的に沿つて云えば、「英房抄」は真名書きのものであつて、その成立年代が古いだけに、抄出されている史記の正文中に古鈔本的性格を有すること、及び博士家の諸説を伝える部分が比較的多いことに重要性がある。「桃源抄」は仮名まじりのものであつて、謂わば我国最初の史記の国字解にして、また国語学的資料としての重要性は大きいが、往々にして抄出される正文及び「古本」・「一本」としてある異字、異文の〝書き入れ〟に、史記の古鈔本或いは古本的性格を有することは注目に値する。最後の「幻雲抄」はおそらく史記古板本の〝書き入れ〟から逆に成立したものと考えられるが、特に著しい性質は、異字・異文の〝書き入れ〟はあまり取られないで、「正義」の佚文が多数、鈔写されていることであり、鄒誕生・劉伯荘・陸善経の佚文を見出すことが出来る。従つてどちらかと云えば、より多くの注釈の網羅という点で重要性をもつものである。

以上、本研究の各章・各節の関連聯を図示すれば、前頁下の如くなるであろう。

3725

第一章　史記古鈔本

第一節　総　説

(一)緒　論

思うに「古鈔本」ということばは、書誌・校勘の学に於いて、しばしば用いられるものであるが、その「古」という文字によって、少なくも二つの誤解され易い面を持っているが如くである。

即ち、その一は、いたずらに鈔写年代の古いことを珍重するあまり、古鈔本の全てを唐代もしくはその以前の鈔本そのものと断じてしまうことであり、その二は古鈔本が全て今日通行の板本に比して、「より古い形」を伝えるものであると解するの二点である。

従って、本章の論究を進めていくに当たって、まず述べておきたいことは、少なくも本章に於いて、これから取り扱っていこうとする「史記古鈔本」とは、「史記のテキストが板本という形をとる以前の姿の或る一面を伝えるのであろうところの鈔本」という意味であって、決して全てが唐代もしくはそれ以前の鈔本ではなく[1]、むしろ大部分が、それらの或る程度まで忠実な転写本であり、また今日通行の史記諸板本と対校とするとき、それらの全てが「より古い形」を伝えるものでもない[2]。

3727

もちろん古鈔本の鈔写年代は、古ければ古い程、貴重であるといわねばなるまいが、薄弱なる根拠をもつて、いたずらに鈔写年代をひき上げることは、かえつて書誌・校勘の学に於ける古鈔本の重要な位置或いは価値を著しく損うものであつて、古鈔本の鈔写年代を確定する明確な考拠のないときは、鈔写年代の古さそのものを云々するよりも、むしろ書誌・校勘の学の上に立つところの様々なる観点から、唐代もしくはそれ以前の鈔本の或る程度まで忠実なる転写であると断ずることにより、転写の際におこる不可抗力的な誤りといつたものをも充分に考慮することによつて、初めて古鈔本の正しい位置づけが可能になるのではなかろうか。

以上、史記古鈔本を論ずるに当たり、その重要性に鑑み、いささか卑見を披瀝し、敢えて蛇足を加えた次第である。

注1　瀧次君は「史記書録」に於いて、我が国残存の史記古鈔本を、六朝鈔本とか唐鈔本とかと断じているが、後に詳述するように、これはいささかなはだしい誤りである。このことは、つとに神田喜一郎博士もその書評（中国文学報第十冊所収）で述べられていることでもある。

注2　この点についても後に詳述することとなるが、例えば、「古鈔本」に於いて「驕」・「驁」などとなつている文字がかえつて今日の通行本では「騎」・「傲」などになつていることなどによる。

(二)　残存する史記古鈔本

史記の古鈔本と目されるもので今日その所在の確められているものは、凡そ十一巻ある。いま、史記の巻次に従つて左に掲げ示す。

1　夏本紀第二　　東洋文庫蔵（高山寺旧蔵）

2　殷本紀第三　　高山寺蔵　京都博物館寄託（光緒二十年―一八九四年―羅振玉によつて影印され「吉石庵叢書」第四集に同氏の解説とともに収められている）

3728

3 殘 周本紀第四　高山寺蔵　京都博物館寄託（巻首第一紙を欠く、従つて、巻首の大題・小題及び推定一百八十一字の正文とこれに付随する集解を欠いている）

4 秦本紀第五　東洋文庫蔵（高山寺旧蔵）

5 高祖本紀第八　宮内庁書陵部蔵

6 呂后本紀第九　毛利家蔵（昭和十年―一九三五年―東京古典保存会により、山田孝雄博士の解説を付して影印さる）

7 孝文本紀第十　東北大学図書館蔵（昭和二十九年―一九五四年―東京貴重書籍刊行会により、武内義雄博士の解説を付して影印さる）

8 孝景本紀第十一　大東急記念文庫蔵（昭和十年―一九三五年―京都大学文学部創立三十周年を記念して、同大学同学部により、那波利貞博士の解説を付して影印さる）

9 孝景本紀第十一　山岸徳平氏蔵

10 殘 河渠書第七　神田文庫蔵（前半部を欠き、「山東両蔵百余万石」より巻末の大題・小題までを存す。宣統十年―一九一八年―羅振玉により、後に記す列伝第三十六及び第三十七とともに、同氏の解説を付して影印さる。また大正八年―一九一八年―神田喜一郎氏により、同氏の解説を付して影印され、「容安軒旧書四種」に収められている）

11 殘 燕召公世家第四　フランス国立パリ博物館蔵（「作甘棠之詩」より「武公十九」に至る正文三百四十一字と集解注文七十字のみを存す。中華民国四十年―一九四七年―台湾大学図書館によつて、以下に記す管蔡世家第五・伯夷列伝第一とともに影印され、「敦煌秘籍留真新編」に収められている）

3729

12　殘管蔡世家第五　　フランス国立パリ博物館蔵　（「蔡侯怒娥其弟」より「叔鐸之紀忽諸」に至るまでを存し、また「伯邑考其後不知封」より「故附之世家言」に至る正文一百五十四字を重ねて鈔しており、巻末に大題・小題あり）

13　殘伯夷列伝第一　　フランス国立パリ博物館蔵　（「夫学者載籍極博」より「有卞隨務光者此何稱焉」に至る一百十字の正文及びこれに付随する集解注を存す）

14　范雎蔡沢伝第十九　　宮内庁書陵部蔵　（「史記會注考證校補」第六冊の巻首に、この全容が収めてある）

15　殘張丞相列伝第三十六　　石山寺蔵　（前半、推定二千百十六字の正文及びこれに付随する集解注を欠き、従って、巻首の大題・小題とも欠く。前記の如く、宣統十年―一九一八年―羅振玉により、河渠書及び次に記す鄭生陸賈列伝とともに影印される。また昭和十三年―一九三八年―東京古典保存会により、二列伝のみが山田孝雄博士の解説を付して影印さる）

16　殘鄭生陸賈列伝第三十七　　石山寺蔵　（この巻は前記の張丞相列伝と一連のものであるが、その残存する部分から数えて、第十八紙目が脱し、推定三百十五字の正文を欠く）

追記1　右以外に史記の古鈔本と伝えられるものに、宮内庁書陵部所蔵の清原家点本五帝本紀第一があるが、私見によれば、この鈔本は板本の転写であると考えられるので（史記会注考証校補）巻一下参照）、本論に於いては、これを問題としない。

追記2　「経籍訪古志」巻第三、史部正史類に掲げてあるもので、今日までのところ、その所在の明らかでないものは、

史記零本　　舊鈔巻子本　　求古樓蔵

濱岡禹溝撰、宋裴駰集解、現存夏本紀一巻、末題夏本紀第二、史記二、界長七寸七分余、幅八分、毎行十三四字、注十八九字、巻末有寛治二年五月三日書寫了、同五月移点了、太史大丞阿部時貞記。建長八年七月卅日受管家之説了。匠作少監阿倍為良記。文和二年應鐘廿七日讀合巣。大炊助惟宗守俊記。又有本云桑門良暁論此書三字三点改直了。以家継史記加真書了。菅家淳説了。菅原時富説。及第久第二歳無射初六日受慶滋保胤。菅原龜丸。寛保年中以菅説説了。在御判。仁治三年四月十三受嚴説了。菅原在匡。弘安十一年維賢入日受家説了。陰陽大属阿部有雄。正安二年無射廿五日受庭訓了。主殿権助安部宣尚各記（木村正辞の鈔写にかかる「経籍訪古志」は上欄に「此本為鈴木氏蔵」と

3730

書き入れがある)。

又正和五年惟宗俊鈔巻子本　崇蘭館蔵

現存五帝・周・秦・孝武本紀四巻　未見

の五巻であるが、求古樓蔵の夏本紀だけについては、森立之が親睹したらしく、彼の旧蔵にかかる大東急記念文庫蔵慶長古活字本史記に、朱筆を以つて異同並びに書入されているので、幸いにも、ほぼその大要を知ることができるから、高山寺旧蔵の古鈔本夏本紀と並べて後に論ずることとする。

なお、従前、校補に於いて高山寺旧蔵の求古樓旧蔵の夏本紀とを誤つて同一視してきたが、ここに古鈔本夏本紀が別々に二巻存在していたことが明らかになつたので訂正する。

追記3「江南本」と呼ばれる史記のテキストが存在したことが、高似孫の「史略」巻一、その他に記されているが、「江南史記舊版書本」中略・右江南本岡鳳九四千三百五十条云云」(傍点著者)とある所から推すと、鈔本であつた可能性が強い。しかし、惜しむらくは、その異同の例は六例しか挙げられていないので、その全貌をつかむことは困難である。

追記4　スタイン発掘の漢簡中に、史記の循吏列伝の一部が見出されているが、わずか三十一字しか存しないので、ここでは論じない。(図版二〇六参照)

(三)　残存する史記古鈔本に共通する性格

(1)　体裁及び鈔写様式

(イ)　全て巻子本である。幾枚かの或るきまつた大きさの紙を継ぎ合わせ、天地行間に薄墨にて罫がひかれ、鈔写がなされている。

(ロ)　提行が多い。本紀は毎帝跳行或いは年次毎の提行、世家は毎公跳行という形がとられている。(口絵参照)

(ハ)　唐鈔本に良く見られる異体の文字が散見される。例えば、

莊(荘)　慤(殻)　惡(悪)　爽(喪)　厽(亦)　砥(砥)　暴(暴)　操(操)

師(師)　率(率)　草(草)　烋(休)　璹(驕)　偹(備)　尉(剛)　課(課)

(ニ)　重複記号が用いられている。全て鈔写も簡便ならしめるために用いられるものであろう。一字だけではなく四字くら

3731

いにまでわたるものがある。例えば、

「而自立是爲悼々侯々父曰隱々太々子々有々靈侯之太子」（管蔡世家）

「則權々不々分々爲社稷計」（酈生陸賈列伝）

「獨淮南王與太々王々又長」（孝文本紀）

「生蜚々生廉々生惡々来々有力」（秦本紀）

(2)　注及び避諱缺筆

(イ)　注は原則として裴駰の集解注のみが双行で鈔写されている。[11] 裴駰は宋書及び南史の彼の父なる裴松之の伝の末に僅かに、その伝をとめているに過ぎない。それには、

「一裴松之一卒時八十（四五一年）、子駰南中郎參軍、松之所著文論及晉紀、幷注司馬遷史記並行於世」（宋書列伝第六十四による、南史の記載全く同じ）

とあり、この宋書の成つた四八八年頃には、すで裴駰の注が世に行なわれていたことが明らかである。

(ロ)　避諱は全く見られない。かえつて、通行本で「人」となつている部分が「民」となつているものが多く、従つて、少なくともいずれも唐の太宗李世民の即位以前、即ち六二七年以前の鈔写にかかる史記集解本をその祖本としているといえる。

(ハ)　欠筆は敦煌出土の伯夷列伝の「淵」の字のみに見られるので、強いていえば敦煌出土群は、唐の高祖たる李淵の在位時代（六一八年―六二六年）もしくは、その影響の及んだそれに近い或る時期の鈔写にかかるものと思われる。

(3) 現行の史記板本との出入異同に関する事項

(イ) 現行の史記の譌脱を正し得る面を持つている。

(ロ) 現行の史記よりも、史記が資料として取つたものの今日に伝わるもの、或いは史記を資料として取つて成つたものの今日に伝わるものにより近い。(注文も原資料と思われるものにより近い)

(ハ) 現行の史記よりも、古書の注疏や唐宋の類書の所引の史記により近い。

(ニ) 現行の史記よりも、単索隠本及び正義本[2]の出すところの史記正文に、より近い。(イ)ノ(ロ)の例は第二節各論で詳述する)

(ホ) 重複記号が用いられている部分、或は現行史記の重複の部分に出入異同が比較的多い。例えば、

「後復事蹟々布々欲反時」(酈生陸賈列伝) 今本史記は下の「蹟」の字なし。

「則士務附也天下雖有變」(同名) 今本史記は「士務附」を重ね、「也」の字なし。

「中三年冬龍諸侯御々史々中丞」(孝景本紀) 今本史記は「御史」の二字を重ねていない。

「女華生大々費々与平水土」(秦本紀) 今本史記は「大費」を重ねていない。

「乃求見説沛公方踞牀」(高祖本紀) 今本史記は「沛公」を重ねている。

(ヘ) 同音同義、或いは今日では同音異義と考えられていても、通用されていたと思はれる文字の異同が多い。例えば、

古鈔本	今本	古鈔本	今本	古鈔本	今本
以	已	常	嘗	懸	縣
腰	要	毋	無	反	返

3733

古鈔本　今本　　古鈔本　今本　　古鈔本　今本

蝕⇄食　　畔←叛　　關←姜

予←與　　倍←背　　向←嚮

成←城　　乃←廼

(ト)姓名ともに記されているが、現行の史記には姓が記されていない傾向が顕著である。例えば、

「田常相之」（秦本紀）　今本史記「田」の字を脱す。

「王甑攻邯鄲」（秦本紀）　今本史記「王」の字を脱す。

「太尉周勃爲右丞相」（呂后本紀）　今本史記「周」の字を脱す。

「范雎辭謝不敢受」（范雎蔡沢列伝）　今本史記「范」の字を脱す。

(チ)今本史記と対校するとき、「而」・「之」・「其」・「也」・「者」などのように、助辞的な役割を果している文字が非常に不安定であることがわかる。

「而子帝立為王」（周本紀）

「而夫人是愛」（秦本紀）　　今本史記はすべて「而」の字を脱す。

「而王稽謂范雎曰」（范雎蔡沢列伝）

「弑其王」（高祖本紀）

「今頭已斷矣」（陸生陸賈列伝）　　今本史記はすべて句頭に「而」の字あり。

3734

「維共行天之罰」（周本紀）
「不借之長於秦」（秦本紀）
「非王之子孫也」（范雎蔡沢列伝）
「又東爲蒼浪水」（夏本紀）
「睢水爲不流」（高祖本紀）
「子常受」（管蔡世家）
「故以其黨開賊人」（周本紀）
「赦代吏民」（高祖本紀）
「大夫恐復遷」（管蔡世家）
「自寡便」（鄒生陸賈列伝）
「是爲帝外丙也」（殷本紀）
「而身死也」（范雎蔡沢列伝）
「是以得具論之也」（鄒生陸賈列伝）
「至周封於杞」（夏本紀）
「周必敗」（周本紀）
「病死国除」（鄒生陸賈列伝）

今本史記は全て「之」の字を脱す。

今本史記はすべて＊の部分に「之」の字あり。

今本史記は「其」の字を脱す。

今本史記はすべて＊の部分に「其」の字あり。

今本史記はすべて「也」の字を脱す。

今本史記はすべて文末に「也」の字あり。

3735

「後子孫飲馬*河」（秦本紀）
「迎趙王歇*代」（高祖本紀）
「乃獻其妻子*常」（管蔡世家）
「且昔者齊湣王南攻楚」（荊燕世家）
「所爲說者少力」（同　右）
「諸侯子在關中」（高祖本紀）
「而所任不善」（荊燕世家列伝）

今本史記はすべて＊の部分に「於」の字あり。
今本史記はすべて「者」の字を脱す。
今本史記はすべて文末に「者」の字あり。

(ㇼ)

今本史記と対校するとき、当然、隷体や草体に於いて誤り易い文字に異同が多く見られる。例えば、

「七月宣太后薨」（秦本紀）　今本史記「七」を「十」に作っている。
「十月辛亥日蝕」（秦本紀）　今本史記「十」を「七」に作っている。
「布命陳辭」（周本紀）　今本史記は「命」を「令」に作っている。
「帝令謁者」（呂后本紀）
「敬受令」（荊燕世家列伝）　今本史記は「令」を「命」に作っている。
「慶丙二人」（周本紀）　今本史記は「二」を「之」に作っている。
「樂楚之王皆薨」（秦楚本紀）　今本史記は「之」を「二」に作っている。

その他、文字だけとり出してみると、次のような例がある。

3736

古鈔本　今本

循⟷脩

便⟷使

古鈔本　今本

卒⟷平

主⟷王

古鈔本　今本

其⟷甚

注1　後に詳述するが高山寺蔵の殷本紀には、司馬貞の索隠が二条だけではあるが鈔写されている。これに転写の際にたまたま書入こまれたものであろうかとも思われる。

注2　もちろん単正義本は残存していないので、後述する両化本識記や正義の注文によって推論できるものによる。

3737

第二節　各　論

今日に残存する史記古鈔本に就いて一瞥すれば、現存されている場所は、それぞれ異なつているとしても、旧蔵されていた場所ないしはそれらを鈔写した人物、或いは鈔写された年代などに拠つて、容易に幾個かのグループに整理することが可能である。

いま、それらの分類を行いつつ、鈔写されたと思われる年代の古いものから、簡単な解説を試みよう。

(一)敦煌出土群

ここには、いずれも敦煌の石窟より出た燕召公世家・管蔡世家・伯夷列伝の各残巻が含まれる。これらは、すべて敦煌探検で著名な仏人ペリオ(P. Pelliot)によつて、他の多くの貴重な写本とともに一九〇九年に発見され、彼の国にもたらされたもので、原巻は今日、国立パリ博物館に所蔵されている。

いま「敦煌秘籍留真新編」所収のコロタイプ影印本によつて精査すると、接続の順序は、史記の巻次に従わず、管蔡世家の「蔡侯貶庶其弟」より始り、「曹邍絶其祀」にて終わり、さらに、「伯夷考其後不知封」より「故附之世家言」までを重ねて鈔しており、小題及び大題があつて、次に伯夷列伝の「太史公曰余登箕山」に続き、巻末に至つて、燕召公世家の「作甘棠之詩」に続き、「武公十九」にて終わつている。

このような順序に接続されているのは、おそらく、この鈔本がすでに残欠していたものを、後人が意のままに継ぎ合わせたためであろうと考えられる。それぞれ字画は厳密にいえば、少しずつ異なつているようで、[11]中でも伯夷列伝の筆

3738

が最も工整であるといわれているが、それほど顕著な差は認められない。かつ、字体の特徴などから推して、ともにほぼ同時代の鈔写にかかるものであろう。

さて、この一群の鈔写年代を推定するに足る根拠は、伯夷列伝中に「淵」の字の末筆を闕くものが二ヶ所見られることである。[3] この闕筆は、これらの鈔写が唐の高祖たる李淵の在位年間（年号は武徳、六一八年～六二六年）になされたものであることを物語っている。

この事実は、これらの古鈔本が正文にして僅かに二千字たらずの部分しか残存していないにも拘らず、他の現存する史記古鈔本のどれよりも古い時代に鈔写されたものとして、極めて貴重なものであるのみならず、現存する史記古鈔本中で、唯一の唐鈔本そのものである確実な証左をもつものとして、他の日本残存の史記古鈔本とのいろいろな点での関連を見きわめ、それらの鈔本としての性質を究明する手懸りとしても、大いなる意義を持つものであるいわねばならないであろう。

注1　瀧次岩の「史記書録」には、「此巻（燕召公世家）字畫不如伯夷列傳工整、與書屬世家亦不同、蓋非出於同一人所寫」とあるが、この字画の差は、それ程はっきりしたものではない。（口絵参照、図版一〇二至一一四及び図版二〇八至二一三）また、仮に全く同筆でないとしても、二世家とも「世」の字を避けていないことなどからも、この一群の古鈔本は、ほぼ同時代の本鈔写にかかるものと見てよいのではなかろうか。

注2　上掲の「史記書録」には、「教煌秘籍留真及教煌残巻叙録均謂爲唐武徳初寫本、未知何據？」とあるが、「淵」の字の闕筆に注目しなかったのであろうか。すでに、王重民の「教煌古籍叙録」にも、この闕筆のことには触れている。瀧氏がことさらにこれを無視したのでなければ、彼の目睹するところの書籍の広からざるを憾む外はない。

3739

(1)　史記集解燕召公世家殘卷

この巻の首尾はすでに殘欠して、「作甘棠之詩」より「武公十九」までを存するのみである(狩谷棭斎『古文旧書考』巻四、『佚存叢書』所収、『古逸叢書』三編所収、『続古逸叢書』所収、『古逸叢書三編』所収、『古逸叢書』所収、『古逸叢書』所収、『古逸叢書

いま「齊」の字の有無は別としても、「桓公出境」は明らかに古鈔本が誤って重ねたものであろう。[3]

注1「史記會注考證」には、「注疊行、行二十二字不等。」とあるが、この巻の注には整行はない。彼は何によってこのように数えたのであろうか。

注2「史記會注考證」には、「鄭侯・燕侯・宣桓・哲侯・莊公均提行。」とあるが、この巻を精査すると、真侯・桓侯・莊公は提行していない。おそらく古鈔本の毎公提行は、あくまで原則的なものであろう。

注3 古鈔本で字を重ねる場合、必ず「々」の重複記号を用いているが、この句は記号を用いていないで、そのまま重ねているところから見ても、古鈔本が誤って重ねたものと思われる。

(2) 史記集解管蔡世家残巻

この巻、巻の首尾を欠き、「蔡侯怒嫁其弟」より「曹邕絶祀」までを存し、[1]さらに「伯邑考其後不知封」より「故附之世家言」までを重ねて鈔写し、小題・大題がある。(『校補第四冊』口絵図版一〇三至一一二参照)。前巻と同じく巻高二十一糎、絹質で毎行十五字至十七字不等、注は双行であるが、整行なく、[2]四周単辺、行間有界である。武(武)、斑(斑)、煞(殺)、青(曹)、厷(亦)、蚩(蒲)、鼂(鼂)、彊(彊)などのやや特殊な字体の使用が見られる。また、「廿」、「卅」、「冊」などの数字も用いられている。荘侯・文侯・景侯・悼侯・昭侯・成侯・聲侯などは提行しているし、「有世家言」という句でも多く提行しており、今本史記の連書しているものとは異なっている。(第一節(三)(1)参照)

その史文はテキストとして今本史記より勝っていると思われるものが少なくない。その顕著なものを挙げれば、次のような例がある。

「楚太子商臣煞其父成王代立」、「太子斑[3]煞景侯而自立」、「靈侯煞其父」すべて今本史記は「弑」を「殺」に作るが、前巻でも触れたように、後人の妄改であろう。この例はこの巻に多く見える。

3741

「而隴太子之子東國攻平侯子而代立」　今本史記は「立」の下に「是爲悼侯」の四字があるが、上文を按ずるに「靈侯班之孫東國攻平侯子而自立是爲悼侯」とすでに記されているのであるから、ここで再び「是爲悼侯」ということは不必要であつて、すでに中井積徳が「是爲悼侯是複文當削」（史記雛題）と述べている如く今本の復衍であろう。

「子平公須立」　今本史記は「須」を「頃」に作つているが、すでに、梁玉繩が「平公名須、此譌頃、案表作須不誤」（史記志疑）と述べている如く、字体の近いための今本の誤りであろう。

「十七年晉文公重耳立廿一年晉文公重耳曹康共公」　今本史記は「十七年晉文公重耳立」の九字がないが、次に続く「廿一年晉文公重耳云云」と言い出す伏線として、どうしてもこの一句がほしいところである。おそらく今本は「晉文公」の重出によつて、この九字を誤脱したのであろう。（第一節(3)(4)参照）

また、いずれが勝つているともにわかに断定しがたいもの、或いは古今の字体の相異を表わしているのであろうと思われるものも多い。例えば次のような異同である。

「昭王持善袭二」　今本史記は「善」を「美」に作つている。写本では「美」は、「善」と字形が近く誤まりやすかつたとも思われるが、いずれがよしとも断定できない。

「衛使史魚言康叔之功德」　今本史記は「魚」を「鰌」に作つているが、左伝定公四年に「乃衛侯使祝佗言康叔之功德」とあり、杜注に「祝佗太祝子魚」とあり、論語衛靈公にも「子曰直哉史魚邦有道如矢云云」とあるが、燕策には「廉如鮑焦史鰌」とあり、荀子不苟篇にも「盜名不如盜貨、田仲史鰌不如盜也」とある。

「其弟武攻之代立」　今本史記は「攻」を「殺」に作る。唐鈔本では「殺」は「𣪊」または「𣪊」に写すので、「攻」と字形が近く、また前後を按じても「攻平侯子而代立」・「平公弟通煞聲公代立」などの文例が容易に見つかるので、

3742

いずれがよしともにわかには断定しかねる。

「乃獻其褒子常」　今本史記は「子」の上に「於」の字あり。

「子常受」　今本史記は「受」の下に「之」の字あり。

「大夫恐復遷」　今本史記は「復」の上に「其」の字あり。

「十三年與衛甯公會陴」　左伝定公四年に合す。今本史記は「召」を「邵」に作っている。（第一節㈢(3)(ロ)参照）

「子碩甫立」　曹詩譜疏引史記に合す。今本史記は「碩」を「石」に作る。（第一節㈢(3)(ハ)参照）

「楚復釋之」　今本史記は「釋」を「醳」に作っている。

「與呉王闔廬遂破楚入郢」　今本史記は「廬」を「閭」に作っている。

「郟叔武其後世無所見」　今本史記は「郟」を「成」に作っている。（以上三例は字の異なるのみ）

一方、この古鈔本にも誤りが少なくない。いまその著しい例を挙げる。

「平侯九年平」　今本史記は下の「平」の字を「卒」に作っている。草体では「平」、「卒」の字体が近いので古鈔本が誤写したのであろう。

「孝公第通絞釐公代立」　今本史記は「平公弟通弑釐公代立」に作っている。「第」、「弟」は音通、「絞」・「弑」はすでに論じたが、古鈔本の「孕」は明らかに「平」の誤写である。（以上二例第一節㈢(3)(ロ)参照）

「滅曹執曹伯陽」　今本史記はこの句の上に「言簡説於曹伯十四年曹伯從之乃背晉于宋宋景公伐之晉人不救十五年宋」の三十一字がある。これは古鈔本が誤脱したものであろう。

注1　「史記書録」には、「自『蔡侯殺隼其弟』起至篇末『趙簡之紀敬語』」とあるが、少なくとも「教惶秘籍留真新編」による限り、「曹……遂絶祀」までしか存していない。

注2　前後の注1にも記したように、この巻も裏解注には墨石がないの

3743

で、通計できないにも拘らず、「史記書録」は「雙行、行二十一二字不等」と記している。

注3　この「班」の字は今本史記にない。こういう場合、「史記書録」は、「太子殺景侯而自立」、今本『殺』と記しているだけである。『殺』は繁雑になるのを避けて、当面問題にする文字だけに留意し、他はかえりみなかったのであろうと思われるが、この巻だけでも、例えば、「『楙侯父』『趙太子友』、『趙侯之太子』、今除毛晉本外、它皆脱『趙太子友』四字」（実は古鈔本は「友」の字は二つとも「有」に作り、「若」の字が脱している。また「趙太子友」を重ねている刊本は何も毛晉刻本のみではない。校補第六冊巻三十五第十一葉参照）など枚挙初めとして、数例が見られる。これらは厳密に言えば正確ではないのであるが、それこそ煩瑣にわたるので、今後はいちいち指摘しない。

また、ここに直接関係するわけではないが、「史記書録」の校勘は、正確でないといわねばならない部分が多い。例えば、この巻について見ても、瀧氏は「子『惠伯兒立』、集解徐廣曰、『曹惠伯或名雉、或名弟、或復名楙、或弟名兒雉』句。」というが、今本脱『或復名兒雉』句。」というが、いま『敦煌秘籍留真新編』と見るに、「孫検曰徐廣反曹惠伯或名雉或名弟或楙名卯雉或弟兒」とあり、今本は「孫検曰兒音倪下反曹惠伯或名雉或名弟或楙名卯雉或弟楙也」となっており、彼の校勘はほとんど全く別本となしたるが如くである。

さらに、彼は『駢脅』集解徐検曰、『駢、合幹』、左僖二十二年杜注：『駢脅合幹』、是也。今本作『駢脅、幷幹也』」というが、いま敦煌本の該所の集解を見るに、「韋昭曰駢幷幹」と作っているに至っては、どうして彼がこのように誤ったのか不明といわねばならない。著者はことさらに彼の誤りを責めようとするものではないが、その誤りがあまりはなはだしいので些か附言した次第である。

(3)　史記集解伯夷列伝残巻

この巻はすでに巻首が残欠しており、「太史公曰余登箕山」より巻末に至るまでを存している（校補第八冊口絵図版二〇六至二一一参照）。前巻と同じく巻高二十一糎、絹質で、四周単辺、行間有界であり、毎行十五字至十九字不等。注は雙行で整行なし。巻中には、辟（辟）、舊（舊）、棄（棄）、獃（最）、撡（操）、禍（禍）、氿（氷）、砥（砥）などのやや特殊な字体が見られる。

その史文及び注文のテキストとして今本史記に勝っているものが多いが、いまその顕著な例を挙げると、

3744

「余悲夷齊之意」　今本史記は「夷齊」の二字を「伯夷」に作っているが、司馬遷は伯夷・叔齊二人の意を悲しんでいるのであろうから、古鈔本が勝っていると思われる。（第一節㈢(1)参照）

「孤竹君之子也」　今本史記は「子」の上に「二」の字があるが、「二」はないほうが文意がおだやかである。「之」、「二」は字形が近いので（第一節㈢(1)及び(9)参照）、今本史記は後人の傍注の混入したものであろう。

「叔齊亦不肯立而逃之」　今本史記は「逃」を「逃」に作っているが、上文を按ずるに「伯夷曰父命也遂逃去」とあり、伯夷がすでに国を逃げたので、叔齊がこれを追ったとする古鈔本の方が勝っていると思われる。（第一節㈢(1)参照）

また、いずれが勝っているとも、にわかに断定しかねるもの、或いは古今の字体の相異を表わしているものも多い。例えば、

「求仁而得仁」　論語述而篇に合す、今本史記は「而」の字なし。

「富貴而可求」　論語述而篇に合す、今本史記は「而」を「如」に作っている。

「富貴而可求雖執鞭之士吾爲之」の集解注「鄭玄曰富貴不可求而得者也當修德以得之若於道可求者雖執鞭賤職我亦爲之」　論語述而篇の鄭玄注に合す、今本史記は「者也」[2]の二字を「之」に作り、「若於道可求」の下に「而得之」の三字を衍す。

「歲寒然後知松栢之後彫」の集解注「何曼曰大寒之歲衆木皆死然後松栢小彫傷」　論語子罕篇の何晏注に合す、今本史記は「小彫」を「少凋」に作る。[3]（以上四例、第一節㈢(1)参照）

「而身逸樂富厚」　単索隠本を除く今本史記は、「身」の上に「終」の字あり。

「此其尤大彰較著也」　単索隠本を除く今本史記は、「此其尤大彰明較著也」に作っている。

3745

「附駿之尾」　単索隠本を除く今本史記は、「之」の字なし。（以上三例、第一節㈠(3)㈡参照）

「扣馬而諫曰」　今本史記は「扣」を「叩」に作っている。

「糟糠不嚙」　今本史記は「嚙」を「厭」に作っている。

「貪夫殉財」　今本史記は「殉」を「徇」に作っている。（以上三例は字典なるのみ）

一方、この古鈔本にも明らかに誤りであると思われるものも少くない。例えば、

「儻所謂天道邪非是邪」　単索隠本は「豈所謂天道非邪是邪」に作り、他の今本史記「儻所謂天道是邪非邪」に作る。少なくとも古鈔本の「邪非」は誤り倒したものか、或は「道」の下に「是」の字を誤り脱したものか、いずれかであろう。

注1　前巻と同じく「史記書録」は、「毎行十六字、注雙行、行二十一字」と述べているが、事実ではない。

注2　「史記書録」には、「又『富貴而可求、雖執鞭之士、吾亦爲之』集解鄭玄曰：『富貴不可求而得、当修徳以待之、若於道可求者、雖執鞭賤職、我亦爲之。論語述而篇鄭玄注同此。今本『富貴不可求而得』下衍『之』字、『若於道可求』下衍『而得之』二字。（傍点著者）とあるが、古鈔本は「富貴不可求而得」の下に「者也」の二字があり、それでこそ阮元の校勘記の引く皇本の鄭玄注とぴったり一致するのである。また、彼の記載に反して、論語述而篇の鄭玄注は、「富貴不可求而得」の下に「之」の字は存し、今本が下に「之」の字を衍すなどとはもちろんいえない。

注3　「史記書録」には、「又『歳寒然後知松柏之後彫』集解何晏曰：『大寒之歳、衆木皆死、然後松柏小彫傷。卒歳衆木亦有不死者』與論語子罕篇何晏注同。今本『少彫』作『不凋』、『卒歳』作『平歳』不同。（傍点著者）とあるが、いま、論語子罕篇の何晏注を見るに、「卒歳」に作らず、「平歳」に作っている。この部分に関しては、明らかに古鈔本の誤写であって、彼がこれをも含めて何晏注と同じと断じているのは誤りである。

㈡　石山寺所蔵群

ここには石山寺蔵[1]の張丞相列伝及び酈生陸賈列伝、さらにこれらと鈔写年代、書体の類以、またどんな形式の訓点

3746

も加えられていないなどの観点から、神田氏蔵の河渠書をも加えることとする。

まず、二列伝について見るに、一連の巻子本であつて、文中の「民」を諱避していない点から、[2]少なくも唐の太宗即位以前（六二七年以前）に鈔写された史記のテキストを、その祖本となしているであろうと思われる。[3]さらに鈔写年代推定の根拠をさぐれば、紙背には石山寺中興の名僧である淳祐内供の撰、自筆にかかる「金剛界次第」（首尾一巻）が鈔写されており、本鈔本は実にこの密教の作法書としての「金剛界次第」によつて、残欠しながらも今日に伝わつたものであるが、撰者であり、筆者である淳祐の寂年、天歴七年（九五三年）がこの鈔本の鈔写年代の下限を切るものである。また、近藤正斎の「正斎書籍考」第三巻史部の項には、次の如くある。

「皇朝傳ルトコロ石山古鈔巻子史記残簡ハ天平年間鈔字ノモノニシテ即李唐伝謄ノ眞本ナリ最古ノ奇本海内ノ至宝トスベシ惜カナ殘缺僅ニ佛經ニ賴テ存スルノミ予嘗テ石山ニ遊ビ其ノ眞本ヲ親睹スルコトヲ得タリ字蹟奇古紙墨新ナルガ如シ亦好書ノ幸甚トスベシ」（傍点著者）

これによれば、本鈔本は天平年間即ち七二九年～七六八年の間に鈔写されたものであり、唐鈔本そのものであるとするのであるが、いずれもその推定の根拠を明らかにしていない。

一方、神田氏蔵河渠書は接縫の裏面及び巻末に、「藤」（角、陽文）の朱印があり（校補第四冊、口絵図版一〇一参照、巻末の花押も「藤」であるという、[4]この印記は「集古十種」の印章類巻二[5]によれば、藤原忠平の用いた印記であるとすることができ、また、「経籍訪古志」に「延喜二十年（九二〇年）公家牒亦用此印」とあることなどから、本鈔本を忠平の手沢本と断ずることもまた可能となる。従つて、本鈔本は少なくも彼の在世年間（八八〇年～九四九年）までに鈔写されていたものといわねばならない。

3747

以上の如く、このグループに含む二列伝と一書は、その伝来を異にしてはいるが、推定される鈔写年代はほぼ等しく、その筆跡は、もちろん同筆ではないもののきわめて類似し（校補第四冊口絵図版九四至一〇二及び第八冊口絵図版二六）、すでに、羅振玉が「古写本史記残巻跋」に於いて、

「二巻（この一書と二列伝のこと）書述皆清勁、後巻（この二列伝のこと）尤快属、均千年前寫本也」（注釈著者）

と述べ、神田氏もまた容安軒旧書四種中の解説に於いて、

「顧見存太史公書、従石山本（この二列伝のこと）爲最古、以此巻（この一書のこと）与阿蘇（この阿蘇本）互照、書法清勁、皆唐人手述、至其鈔写年代、未易遽定孰爲前後也」（注釈著者）

と述べているが、両者とも唐鈔本そのものであるかどうかは断定しがたいとして、推定される鈔写年代の下限から推して、唐鈔本を直接に模写したという可能性も充分に考えられる。

また、史文は両者とも墨書一筆であつて、他の加筆は全くなく、この点で後述する他の日本残存の史記古鈔本と一線を劃し、前述の敦煌出土群により近いと思われる。

注1　校補第一・二・四・五冊に於いては、不注意のため史記会注考證の誤りをおそうて、高山寺蔵となしたため（史記書録）にまでその累を及したが、一九五九年三月刊校補第三冊以降は謹んでこれを訂正した。その後このことについては、神田喜一郎博士より御教示を受けたことについても謝意を表しておく。

注2　例えば、鄧生伝の「齊南近悪民多變詐」は、今本は「民」を「人」に作っている。

注3　「史記書録」には、「此巻（張釈列伝のこと）字畫清勁快属、與後鄧生陸賈列傳同出一手、鄧陸傳信錄六朝人所寫、故並疑羅説、亦定爲六朝鈔本」（傍点著者、以下同じ）とあるが、すでに、神田喜一郎博士も御指摘の通り、羅氏の「古写本史記残巻跋」の「此巻出於六朝以前可知矣」を誤り解したのであろう。一書体から見て六朝まで遡れるとは思えない」という神田博士のお説が正しいと思われる。

また、同じく「史記書録」の鄧生陸賈列伝の項に、「字畫略與敦煌唐鈔等子本同云云」とあるが、先に述べた敦煌唐鈔本の中で、燕召公世家・管蔡世家・伯夷列伝をそれぞれ同筆でないと区別した原著

3748

者が、どうしてこのように判断したのであろうか。（図版参照）

注4　この巻の「経籍訪古志」の記載は左の如し。

史記零本一巻　舊鈔卷子本　京師

漢司馬遷撰、宋裴駰集解、現存河渠書一巻、末題「河渠書第七史記廿九、界長六寸五分、幅八分、毎行十六七字、注雙行二十四五字、放紙質字様、當是八百年前鈔本、卷尾有藤字朱印及押字、係右大臣藤原忠平公手印、延喜二十年公家牒添用此印

注5　藤原忠平は基経の第四子にして、時平、仲平とともに世に三平と称せられ、摂政たること十二年、関白たること八年で貞信公とおくりなされた。

(1) 史記集解張丞相列伝残巻

この巻はすでに巻首を欠き、「錯客有語錯」より巻末の小題・大題までを存す。巻高三十五、八糎、黄麻紙質であつて、毎行十四字至十六字不等。注は雙行で、毫行なし。文中には、穿（穿）、壞（壊）、薛（薛）、剖（剛）、劒（劍）、殺（殺）などの特殊な字体が見られ、「卅」などの数字も用いられている。各丞相ごとに提行されており、今本史記の連接して書しているのに異なつている。（校補第八冊口絵図版二二四参照）

その史文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝つていると思われるものが多いが、いま、その顕著なものを挙げれば、次の如き例がある。

「而遵明用秦之顓頊曆何哉」　今本史記は「遵」の上に「不」の字があるが、すでに、梁玉繩が「句不可解、漢書作專尊用秦之顓頊曆」（史記志疑）と述べている如く、いま、漢書の張周趙任申屠伝の賛を見るに、「而專遵用秦之顓頊曆何哉」とあり、おそらく今本の衍入であろう。（第一節㈠(3)(イ)及び同参照）

「説以夫人賊殺傅婢」　今本史記は「傅」の字なし。上文に「以夫賊殺傅婢事」とあるから、今本の誤脱であろう。

「匡丞相衡者」　今本史記は「丞相匡衡者」に作つているが、上文を按ずるに「張丞相蒼者」・「章丞相賢者」・「魏丞相

3749

相者」・「邴丞相吉者」とあるから、今本の誤りであろう。（以上三例、第一節㈢(3)(イ)参照）

また、いずれが勝っているともにわかに断定しがたいもの、或いは古今の字体の相異を表わしているのであろうと思われるものも多い。例えば、

「使相之」　今本史記は「使」の下に「相工」の二字あり。

「此子貴當封侯」　今本史記は「侯」の字なし。

「而竟以丞相病死」　今本史記は「而」の下に「魏丞相」の三字あり。

「困尼不得者甚衆也」　今本史記は「甚衆」の二字を互倒す。

「功名有著於當世者也」　今本史記は「也」の字なし。

「身及子男有姦臧」　今本史記は「臧」を「贓」に作つている。

「材下」　今本史記は「材」を「才」に作る。下文の「多有賢聖之材」の「材」も同じである。

「數射筴不中」　今本史記は「筴」を「策」に作つている。（以上三例、字異なるのみ）

一方、この古鈔本には明らかに誤りと思われるものも少なくない。例えば、

「丞相奉請詠内史錯」　今本史記は「奉」を「奏」に作る。古鈔本は字体が近いため誤写したのであろう。

「倪倪廉謵」　今本史記は「謵」を「譴」に作る。同じく古鈔本の誤写であろう。

「以讀書術爲史」　今本史記は「史」を「吏」に作る。同じく古鈔本の誤写であろう。

注1　古鈔本は、実は「奏」を「奏」に誤つている。

注2　今本史記は「傳」を「侍」に作つている。

3750

(2) 史記集解鄒生陸賈列伝残巻

巻首にも巻末にも、小題・大題ともに存しているが、巻末近くに一紙脱落があり、「雪足枚矛曰」より「陳留令曰」に至る推定三百十五字の正文を脱している。前巻と同じく巻高三十五、八糎、黄麻紙質であって、毎行十四字至十七字、注は雙行で整行なし。文中には、慢(慢)、儒(儒)、率(率)、殺(殺)、殺(殺)、粲(粲)、休(休)、劒(劒)、剛(剛)、瑞(瑞)などのやや特殊な字体が見られ、「卅」などの数字も用いられている。(校補第八冊口絵図版二二四参照)

いま、その史文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げれば、次の如き例がある。

「爲里監門、然吏縣中賢豪不敢役」　漢書の鄒食其伝に合す。今本史記は「吏」の字を「門」の下に移しているが、下の文意を按ずるに、おそらく今本の誤倒であろう。[1](第一節㈠(3)(イ)参照)

「王者以民爲天而民以食爲天」　漢書の鄒食其伝に合す。今本史記は「王者以民人爲天而民人以食爲天」に作る。思うに唐代に於いて、「民」を避諱して「人」に作り、後人がその両方を存したために、今本は「民」の下に「人」の字を衍入することになったのであろう。また、「世」・「民」を確実に避諱している単索隠本は、上の方の一句だけを出しているが、「王者以人爲天」と作っていることなども、この推定を助けるものである。(第一節㈠(2)(ロ)及び(3)(イ)参照)

「長大臣及有口者」　漢書陸賈伝と合す。今本史記は「及」の字を脱しているが、上文を按ずるに、「陸賈者楚人也、以客従高祖天下、名爲有口辯士」とあるから、「大臣」と「有口者」という意であるためには、「及」の字がなくてはならない。おそらく今本史記の誤脱であろう。

3751

「辟陽侯急困、使人欲見平原君」漢書の朱建伝には「辟陽侯困急、使人欲見建」とあり、今本史記は「困」を「因」に作っているので、この字は下に属さねばならなくなるが、「辟陽侯急」だけでは、文意が完全でないように思われるから、おそらくは今本史記が「困」・「因」の字体がよく似ているので誤ったのであろう。（以上三例第一節㈢(3)(ｲ)及び(ﾛ)参照）

「繼五帝三王之業」漢書・漢紀・説苑、太平御覧奉使部引史記に合するが、張文虎校刊金陵書局本を除く今本史記は、「王」を「皇」に誤っている。このことは、すでに王念孫が「三皇當從漢書・漢紀・説苑奉使篇作三王、漢承周秦之後、故云繼五帝三王之業、若作三皇、則非其指矣、太平御覧奉使部引史記亦作三王」（讀書雜志）とあり、張文虎もまたこれを襲って、ついに金陵書局本を「王」に改めている。[2]また、すでに秦始皇本紀に「古之五帝三王云云」とあり、今本の誤りであること明らかである。（第一節㈢(3)(ｲ)及び(ﾛ)参照）

また、いずれが勝っているともにわかに断定しがたいもの、或いは文字が異なるのみで意味は同じであろうと思われるものも多い。例えば、

「延鄒生坐上坐謝之」今本史記は上の「坐」の字なく、漢書の鄒食其伝に合するが、後述する宮内庁書陵部蔵の古鈔本高祖本紀に「見高祖狀貌、因重敬之、引入坐上坐」とあり、今本の高祖本紀はまた上の「坐」の字がない。

「尉他大嘆曰、吾不起中國、故王此、使我居中國、何遽不若漢」漢書の陸賈伝には「佗大笑曰、吾不起中國、故王此、使我居中國、何遽不若漢」とあり、今本は漢伝に同じく「嘆」を「笑」に作る。（ただし「遽」は「渠」に作っている）、しかし、「笑」は鈔本で「唉」に写す場合もあるので「嘆」と字形が近くなる。また、下文の文意からも、にわかにいずれが是とも断定できない。[4]

3752

「生自謂我非狂」　漢書の酈食其伝に合す。今本史記は「狂」の下に「生」の字あり。[5]

「於是沛公輟洗起衣」　漢書の酈食其伝に合す。今本史記は「起」の上に「攝」の字あり。[6]

「夷種宗族」　漢書の陸賈伝に合す。今本史記は「種」を「滅」に作る。（以上三例、第一節㈠(3)(ロ)参照）

「足下起瓦合之衆」　史記正義本[7]に合し、漢書の酈食其伝には、「足下起瓦合之卒」とある。それに対して、今本史記は「瓦」を「糾」に作り、下に集解注の形式で「一作烏合、一作瓦合」とあるが、この注は古鈔本にはない。これは明らかに後人の傍注の混入であろう。

「而漢反郤自奪便」　漢書の酈食其伝に合す。単索隠本を除く今本史記は「便」の上に「其」の字あり。（以上二例、第一節㈠(3)(ハ)参照）

「何得而葆也」　今本史記は「葆」を「保」に作っている。

「向使案已并天下」　今本史記は「向」を「郷」に作っている。

「従歌舞鼓琴悪侍者十日」　今本史記は「舞」を「舞」に作っている。

「無久園公爲也」　今本史記は「園」を「恩」に作っている。

「嘗燕居深念」　漢書の陸賈伝に合す。今本史記は「嘗」を「常」に作っている。[8]（以上五例、字異なるのみ）

一方、明らかにこの古鈔本の誤りであると思われるものも多い。例えば、

「夫散食」　今本史記は「食」を「倉」に作る。字体が近いための古鈔本の誤写である。

「我孰與蕭何曹參韓信賢」　今本史記は「曹」を「曹」を作る。鈔本では「曹」を「曹」に写すことが多いので、いつそう「曹」に書き誤りやすかったのであろう。

3753

「高帝未當不稱善」漢書の陸賈伝及び毛晉刻集解本を除く今本史記は「嘗」を「嘗」に作り、毛本は「常」に作る。「常」「嘗」は通用されるから、古鈔本は「常」を「嘗」に誤写したものか、或いは鈔本で「嘗」を「嘗」と写すとからの誤写であろうか。

注1　倪思の「班馬異同」にも、

「監門寅、漢書以爲吏職中賤者、最是。縣吏不敢役、何足道。吏縣中之賤者不敢役、一監門豈免、可想縣一字大別云云」

とあるが、この古鈔本について考えるとき、従来の史漢の関係について考えなおさねばならないことが多い。

注2　「史記書録」には「又『讎五帝三王之業』。三王指夏、商、周、故後五帝言之。太平御覧引史及荀悦漢紀、劉向説苑並作『三王』。足證今本『皇』字譌。而明・清学者反以論史公行文之非、擬改漢書改。殆未見古本、不知史文本作『三王』也」とあるが、「明・清の学者」というのは、はっきり誰を指しているのか不明であるが、王念孫や張文虎は少なくとも史公の行文の非をあげつらっているわけではない。

注3　この部分も、実は南・北監本は古之五帝三皇に作っているが、思うにこのことは、太史公がその原著で「五帝三王」と書したものを後人が妄りに「五帝三皇」と改めていったものだという傍証の一つになるであろうか。

注4　「史記書録」に「七は、―前略―『笑』爲『嘆』之襍文、嘆者、尉佗以不起中國、而略揚山海之間、故不若襲之厥大、頗有自慢之意、史公乃以『嘆』字狀之。今本則依漢傳改作『笑』矣」とあるが、にわかにこのように断定することは無理ではなかろうか。

注5　「史記書録」には―前略―宋倪思班馬異同、清劉奉世刊漢是非俱謂班固删一『生』字、不及原文、而未知史記古本『生』下実無『生』字也」とある。少なくとも「班馬異同」には、「班固删一生字云云」の文章は見られないが、賀氏も指摘する通り、従来の史漢の関係に対する考えは、この古鈔本の存在ということによって再検討が必要となってくる。

注6　「班馬異同」には「起衣好」とある。

注7　後に評述する瀧佐本跋記に、「正義本斜作充」とあり、「正義曰、如互合聚而蓋居、無爆力之心也」とあるのによる。もちろん史記会注考證以外の今本史記には、この正義は脱している。

注8　「史記書録」には「又『嘗蓋居、褒姒滅生』、漢傳作『嘗蓋居、褒姒滅生』、漢傳作『嘗蓋居、褒姒滅生』、漢傳作

今本の全てが「南」の字を脱しているわけではない。

「又『極欲十日而更』、漢儀同。今本作『極欲十日而更云』とあるが、漢書の雋貴伝には「極欲十日而更」とあり、「漢儀同」とはいいがたい。

「又『辟陽侯以爲背己』、漢儀作『辟陽侯之囚、欲見平原君、平原君不見、辟陽侯以爲背之』。『辟陽侯』下多『之囚欲見平原君云云』十八字。今本亦有。疑後人依漢儀增。有此十八字則文義一貫。或傳本有異、非此卷脱」とあるが、いま古鈔本を見るに、この十八字は脱していないし、また、漢書の朱建伝には「平原君」は二つながら「建」に作っている。遺憾ながら誤りの甚しいものといわねばならない。

「『司寇國未可得保也』、『保』今本作『復』、遂誤爲『苟』」とあるが、「今本」は「古鈔本」の誤りであろう。「『下井陘扼安成君』、脱『君』字」とあるが、「安成」はまさに「成安」とあるべきである。

以上、やや繁瑣にわたったが、この巻の「史記書録」にあまりにも誤りが多かったので、念のためにここに注記した。

(3) 史記集解河渠書残巻

この巻はすでに巻首を欠き、「山東西歳百餘石」より巻末の小題・大題までを存する。巻高二十五、五糎、毎行十六、七字不等、注雙行、行二十字至二十五字不等であり、文中には、竄(穿)、潰(漕)、莊(荘)、騁(騁)、庶(底)、などのやや特殊な字体が見られ、「冊」などの数字を用いられている。(校補第四冊口絵図版九四至一〇一参照)

いま、その史文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げると例えば、

「道果便近、而水多漏石」漢書の溝洫志に合す。今本史記は「多」の字を脱す。史記会注考證は本鈔本並に漢志によつて「多」の字を補っている。文意によれば今本史記の誤脱であることは明らかである。(第一節三(3)(イ)及び(ロ)参照)

「自徃引洛水、至商顔下」漢書の溝洫志に合す。単索隠本及び凌稚隆評林本を除く今本史記は、「商顔」の下に「山」の字あり。よつて史記会注考證は「山」の字を削る。下の集解及び索隠を見ても「山」の字は衍入であること明ら

3755

かである。（第一節㈢(3)(ｲ)(ﾛ)及び(ﾆ)参照）

また、いずれが勝っているともにわかに断定しがたいもの、或いは文字が異なるので、意は同じであろうと思われるものも多い。例えば、

「田者不能僦種」　漢書の溝洫志に合す。今本史記は「田者」の上に「則」の字あり。

「故悪地」　漢書の溝洫志に合す。今本史記の慶元本・彰寶齋本・凌本は「攻鹵地」に作り、[1]他は「故鹵地」に作る。

「其明年乾封少雨」　漢書の溝洫志に合す。今本史記は「乾封」の上に「旱」の字あり。（以上三例、第一節㈢(3)(ｲ)参照）

「氾濫不止兮慁吾人」　漢書の溝洫志及び今本史記は「氾」を「泛」に作っているが、文字が異なるのみであろう。

一方、この古鈔本にも誤りが少くないが、例えば、

「度可得穀二百万石以上」　今本史記は「穀」の字を重ねていない。古鈔本はこの部分に重複記号を用いていない点からも、古鈔本の誤りであろう。

「可無復渭」　今本史記は「渭」を「漕」に作っている。字形が近いために古鈔本が誤ったのであろう。

注1　淩稚隆評林本は、傍に「攻」作故」と注している。

【追記】　この巻にもまた賀次君の「史記書録」には誤りがある。例えば、「『祇道弛今離常流』　集解晉灼云：『言河道弛壊』、漢注水云『皆壊漯』。今本『弛』作『弛』。」とあるが、傍点を施した「弛」は、まさに「弛」に作るべきである。

右の例は誤植であろうが、次のような誤りもある。「『而開中輔泉、蠶蝕引堵水』、『堵』字下有集解徐廣云：『一作諸也』、今本徐廣注在『水』字下、作『一作諸川』、按漢志則作『諸川』、是今本徐漢志或、但徐廣止記『堵』『諸』異字、與『川』『水』無關、後人竄改之跡於此可見一般。」とあるが、いま、古鈔本を見るに、この徐廣注は今本と同じく「堵水」の下にある。彼の説の結論が正しいかどうかは別としても、立説の発端となるものが、誤認であるというのは問題である。

3756

(三) 大江家国鈔本群

ここでは、延久五年（一〇七三年）正月より三月にかけて、大江家国によつて鈔写された呂后・孝文・孝景の各本紀を中心に論じ、さらに、その孝景本紀とほぼ同系統のテキストと思われる大治二年（一一二七年）の鈔写にかかる山岸氏蔵孝景本紀をも付論する。

まず、各巻の巻末の識語を見るに、次の如くである。（『校補』第一冊、口絵図版七至一〇参照）

呂后本紀第九

延五　正　廿四辰書了　同年同月廿九日點合了

延五　四　一受訓了　学生　大江家國

康和三年正月廿七日以祕本見合了　家行之本也

同年同月廿九日讀了

建久年十二月十八日黄昏讀移了」　拾遺　〔花押〕

孝文本紀第十　史記十

延久五年四月四日受訓了

延五　二　七夜於燈下書了

同年同月九日已刻點合了

学生　大江家國

3757

康和三年二月三日巳時許以秘本見合了　家行
同年同月十二日未尅許訓了
建久七年十二月十九日黄昏讀移了　時通
建仁二年十月六日於燈下一見矣〔花押〕

孝景本紀第十一　同年四月受訓了
同月同日於燈下合了
延久暮春十二補時執筆同覓書了
学生　大江家國

康和三年二月廿日晡時見合了　家行之本也
同年同月同日子時許受了
建久七年十二月十九日於燈下讀移了〔花押〕

〔山岸氏藏本〕
孝景本紀第十一　史記十一
此本依有訛謬他本所移也
大治二年九月二日申時書寫了

3758

いま、暫く山岸氏蔵孝景本紀を措きて、前の三巻の識語について見れば、呂后本紀は延久五年（一〇七三年）正月廿四日に書写しおわり、同月廿九日に点合しおわり、四月一日に家訓を受け、孝文本紀は延久五年二月七日に書写しおわり、同月九日に点合しおわり、四月四日に訓を受け、孝景本紀は延久五年三月十二日に書写点合しおわり、四月（日を記さず）に訓を受くというように、呂后本紀より順にその鈔写・点合・受訓の日付をたどることができ、筆跡ももちろん全く同一であって、すべて学生大江家国[2]の鈔写にかかることは明瞭である。

また、三巻ともに康和三年（一一〇〇年）に家行[3]という人の手によって見合がなされており、さらに建久七年（一一九六年）に時通[4]という人の手によって読移がなされており[5]、少なくともこの年代までは、三巻ともに同一の所蔵者に帰していたことが分る。しかし、孝文本紀のみは、さらに末に建仁二年（一二〇二年）云々の識語があるので、臆測をたくましくすれば、すでにこの年代になって孝文本紀のみが、その所蔵者を異にしていたのであろうか。

一方、山岸氏蔵孝景本紀について見れば、鈔写年代は大治二年（一一二七年）と明記され、前の三巻より後れること五十三年である。鈔写した人についての記事はないが、ただ文保元年（一三一七年）散位惟宗康俊という[6]人の手に渡ったことが記されている。鈔写の筆跡は大江家国鈔写の三巻より遙かに劣り、字画はむしろ後述の高山寺群所蔵のそれと近いが、先にも述べたように大江鈔写の孝景本紀とほぼ同系統のテキストであるので、ここに付論することとし、大江鈔本と区別するために山岸本と呼ぶ。

以上、この群に含まれる古鈔本の鈔写年代は、平安末期に属するものであるが、その祖本となるものを推定してみよう。

3759

まず、避諱闕筆の面からは、

「廿發民男女哭臨宮殿中」（孝文本紀）　今本史記の大部分は「民」を「人」に作り、（さらに「中」の字なし）

「四月乙巳、赦天下賜民爵一級」（孝景本紀、大江鈔本及び山岸本とも）　今本史記は「民」の字を脱す。

などの例が見られ、他にも「民」・「世」についての避諱闕筆は全く見られない。そのほか敦煌出土群に一致するやや特殊な字体や「廿」・「卅」などの数字が散見されること、重複記号の使用、提行されることが多いなどの諸点から、少なくとも唐の太宗の即位以前、即ち、六二七年以前の史記集解本であろうと思われる。

また、大江家国鈔写の三巻には、彼の筆も以つて、司馬貞の「索隠」[7]や今日では散佚した鄒誕生の「史記音」[8]、劉伯荘の「史記音義」[9]、顧胤の「漢書古今集義」[10]、などによる書き入れがなされているし（この書き入れについては第二章第四節参照）、乎古止点や仮名によって訓点が施されており、大江家の史記説を見る資料として貴重であるばかりか、散佚したそれらの書物の一面をわずかに伝えるものとして珍重されねばならない。また、山岸本にも乎古止点や仮名によって訓点が施されている。

注1　「史記書録」には、この群に含まれる古鈔本は全く言及されていない。山岸本は別としても、他の三巻は影印本も刊行されているのにもかかわらず、賀氏がこれらに触れていないのは遺憾である。

注2　大江朝綱の玄孫。主計助に除せられる。

注3　藤原俊成の叔父にあたる藤原家行とも、藤原南家の勧学院学頭に任ぜられた藤原家行とも推定され、積極的にいずれとも断定する考拠はない。

注4　藤原俊成の女の子にして、左中将に任じられた高倉時通と推定されている。

注5　墨書の乎古止点を加えたものとされている。

注6　今日その所在は明らかでないが、「経籍訪古志」によれば「正和五年　惟宗康俊鈔写本　崇蘭館蔵」現存五帝・周・秦・孝武本紀四巻、末尾に「正和五年は一三一六年にあたり、文保元年（一三一七年）は、その翌年となることからも、同一人と見られ、この山本孝泰本紀以外に本紀四巻の古鈔本を蔵していたことが分る。

また、森立之旧蔵大東急記念文庫蔵の慶長古活字本史記の旧蔵者書き入れ及び「経籍訪古志」によれば、今日その所在は明らかではないが、求古樓蔵古鈔本夏本紀一巻の奥書第一行に、「文和三年應

鐫廿七日　讀合畢」大監物惟宗守俊」とあつたといふ。文和三年は一三五二年で、先の文保元年を去ること三十年餘である。思ふに守俊は康俊の血緣關係にあるものか、いずれにせよ、惟宗家は鎌倉時代に於ける史記研究に熱心なる家系であつたものであろう。

注7　後に詳述するが、「眞云」・「索云」などとして書き入れてあり、どちらかといえば、今日の單索隱本に近い系統のテキストにふつてなされたものであろう。「日本國見在書目録」に「史記索隱卅卷　唐朝散大夫司馬貞撰」とある。

注8　「日本國見在書目録」の正史家の部に「史記音三卷　梁鄭玄撰生撰」とあり。新旧の両唐志にも載せられている。

注9　同じく「日本國見在書目録」に「史記音義廿卷　唐太中大夫劉伯莊撰」とあり、新旧の両唐志及び宋志にも載せられている。

注10　同じく「日本國見在書目録」に「漢書古今集義廿卷　顧胤撰」とあり、新旧の両唐志にも載せられている。

(1) 史記集解呂后本紀一卷

この巻は殘欠なく、完全なものであるが、ただ巻末の大題のみがない。巻高三十一糎、界高二十四糎。紙質は寶の目の見える楮紙で、四周單辺、行間有界、毎行十七、八字、注雙行、行二十四字至二十六字不等。文中には前述の各群と同じように、嚊(弱)、筴(策)、尉(剛)、惡(怨)、殺(殺)、厷(赤)、荘(莊)などのやや特殊な字体もみられる。また、提行はほぼ年次毎になされており、今本史記の連書しているものと異なつている。

いま、その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝つていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げれば、

「呂后爲人剛毅、佐高祖定天下、所誅大臣多、呂后兄二人、皆爲將」今本史記は「多」の下に「呂后力」の三字あり、義複す。おそらく下の「呂后」に渉つて「呂后」の二字を複衍し、後人が義通ぜざるを以つて、さらに「力」の字を妄りに加えたものであろうか。

「太后欲廢王陵、乃拜爲帝太傅、奪之相權、王陵遂稱病免歸」今本史記は「稱」の字を脱す。陳丞相世家を按ずる

3761

に、「呂太后怒、乃伴遷陵爲帝太傅、實不用陵、陵怒謝疾免」とあり、さらに漢書の王陵伝にも「於是呂太后欲廢陵、迺陽遷陵爲帝太傅、實奪之相權、陵怒謝病免、杜門不朝請」とあり、今本の誤脱であることが明らかである。（以上二例、第一節㈢(3)(イ)参照）

「以待呂氏之變而共誅之」　今本史記は「之」・「而」の二字を脱している。いま「之」の字の有無は別としても、「而」の字無いときは、文章の転折がなくて意義が完全でない。漢書の高后紀もまた「而」の字があるところからも、おそらくは今本の誤脱であろう。

「殿門弗入」　漢書の高后紀に「殿門弗内」とあるに合す。今本史記は「入」の上に「得」の字があるが、よく解することができない。桃源抄所引の史記古本もまた「得」の字をなしとする。今本の衍入であろう。（以上二例第一節㈢(3)(イ)及び(ロ)参照）

「呂氏所立三王」　漢書の高后紀に合す。単索隠本を除く今本史記は「所」の字を脱す。上文を按ずるに「劉氏所立九王」とあるによっても、今本史記の誤脱であることは明らかである。（第一節㈢(3)(イ)(ロ)及び(ニ)参照）

また、いずれが勝っているともにわかに断定できないものや、文字の異なるのみのものも多い。例えば、

「入未央宮掖門」　漢書の高后紀に合す。今本史記は「掖」の字なし。

「朱虚侯欲奪節」　漢書の高后紀には「章欲奪節」とあり。今本史記は「節」の下に「信」の字あり。

「酈寄左右執戟者、皆捨兵罷去」　漢書の周勃伝は「酈寄左右執戟、皆仆兵罷」とあり。今本史記は「酈」を「乃」に作り「皆」の字を脱す。（以上三例、第一節㈢(3)(ロ)参照）

「王必毋憂」　今本史記は「毋」を「無」に作っている。

3762

「廼先封高祖之功臣郎中令無擇爲博成侯」　今本史記は「皮」を「坡」に作つている。（以上二例、字異なるのみ）

一方、この古鈔本にも誤写が無いわけではない。例えば、

「足下高枕而主千里」　今本史記及び漢書の高后紀は、「主」を「王」に作つている。字体の近いために誤写したものであろう。

「悉捕諸呂女男」　今本史記及び漢書の高后紀は、「女男」を互倒す。古鈔本が誤り倒したのであろう。

「然後后聽」　今本史記は「后」の字なし。古鈔本の複衍である。

(2) 史記集解孝文本紀一巻

この巻もまた首尾残欠なし。巻高三十一糎、界高二十四糎。紙質は簀の目の見える楮紙で、四周単辺、行間有界。毎行十六、七字、注雙行、行二十四字至二十六字不等。文中には前述の各群と同じく、棨(棨)、唐(廟)、率(率)、纂(纂)、宍(肉)、脩(脩)、慢(慢)、弒(殺)、莽(莽)などのやや特殊な字体も見られるし、「卅」・「冊」などの数字も用いられている。また、原則として、年次ごとに提行されて鈔写され、今本史記がほぼ連接しているのに異なつている。

いま、その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝つていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げれば、

「乘六乘傳詣長安」　桃源の抄出する正文に合す。今本史記は「六乘」の二字を脱している。呂后本紀を按ずるに「代王使人辭謝、再反、然後乘六乘傳」とあり、また漢書の文帝紀に「張武等六人乘六乘傳、詣長安」とある。おそらく今本の誤脱であろう。

3763

「古之有天下者、莫長焉」単索隠本及び張文虎校刊金陵書局本を除く今本史記は「長」の上に「不」の字あり、漢書の文帝紀に「有天下者、莫長焉」とあり、「四庫全書考證」には、「刊本莫下衍不字、據索隱刪」とあり、梁玉繩も「不字當衍、索隱本無不字、與漢書同」（史記志疑）と述べており、張文虎もこれらを襲って立説して、「不」の字を削り、史記会注考証もまたこれ襲って、「不」の字を削っている。[1]これから見れば、今本史記の「不」の字の衍なることは明らかである。

「乃脩從代來功臣」今本史記は「脩」を「循」に作り、史記会注考証のみ本鈔本に従って「脩」に作る。[2]漢書の文帝紀には「乃脩代來功」とあり、その点についてはすでに何焯が「循漢書作脩、是也、功下無臣字」（義門讀書記）と記し、さらに、張照も「余有丁曰、循謂次及之也、漢書作修字」（殿本考證）と記し、梁玉繩も「余有丁曰、循謂次及之也、義門讀書記曰、循漢書作脩、是也、功下無臣字、一說以義門爲長、古脩字或作脩、而循字或作脩循、故譌（下略）」（史記志疑）と述べ、張文虎もこれを史記札記に引いている。思うに今本史記の誤りであろう。

「匄以告朕」金陵書局本を除く今本史記は「匄」を「曰」に作っているが、漢書の文帝紀に「匄以啓告朕」とあり、すでに徐孚遠が、「曰宜作匄」[3]疑字訛也」（史記測義）と述べ、張文虎も「匄各本作曰字、形相近而譌、考證（史記）據漢書改」（札記）とあり、史記会注考証は本鈔本並に張文虎の説により、「匄」に改めている。おそらく今本の誤りであろう。（第一節㈠(3)(4)及び(4)参照）

また、いずれが勝っているともにわかには断定できないものや、文字の異なるのみのものも多い。例えば、「亦皆爲其國祖」漢書の文帝紀に合す。今本史記は「亦皆」を互倒している。

「賴天之靈」漢書の文帝紀に合す。今本史記は「天」の下に「地」の字あり。（以上二例、第一節㈠(3)(4)参照）

「卜人曰、所謂天王者、乃天子也」漢書の文帝紀及び太平御覧引史記に合す。今本史記は「也」の字なし。(第一節(3)(ロ)及び(ハ)参照)

「及年八十以上」　漢書の文帝紀及び今本史記は「以」を「已」に作っている。

「十二月望日又蝕」　漢書の文帝紀及び今本史記は「蝕」を「食」に作っている。

「以給宗廟粢盛」　漢書の文帝紀及び今本史記は「粢」を「粢」に作っている。(以上三例、字異なるのみ)

一方、本鈔本にもわずかながら誤写がある。例えば、

「方今内有未歳東牟之親」　今本史記は「未」を朱に作る。古鈔本の誤写であることは明らかである。

「大横康康」　今本史記は「康康」の二字を「庚庚」に作る。古鈔本の誤写であることは明らかである。

注1　瀧川氏の考証に「張文虎曰、各本莫干衍不字、索隠本無、與漢書合、館本考證删、志疑説同云云」とあるが、張文虎の「札記」には「館本」の二字はない。張氏が札記で引くところの「考證」は「四庫全書考證」である。瀧川氏は知らずして、妄りに「館本」の二字を加えたものであろう。

注2　瀧川氏の考証には、「倣宋本作領、今從毬久本・楓・三本云云」とある。

注3　「可」と「柯」は通用されている。例えば今本の秦本紀の「賜其將屠咎」は、後述する高山寺旧蔵古鈔本や慨懐の「通志」に於いては「賜其將柯咎」に作っている。

注4　「四庫全書考證」に、「按凱曰、據漢書及古文苑壁改」とある。

(3)　史記集解孝景本紀一巻　付山岸本孝景本紀一巻

この巻残欠なく、ただ巻末の大題を欠く。巻高三十一糎、界高二十四糎。紙質は簀の目の見える楮紙で、四周単辺、行間有界であり、毎行十七、八字、注雙行なるも整行なし。山岸本もまた残欠なく、巻末の大題も存しており、巻高二十六糎、界高二十三糎、通称鳥の子紙と呼ばれるもの。四周単辺、行間有界であり、毎行十四、五字、注雙行、行二十

3765

一字至二十三字不等。両者とも、文中には前述の各群と同じような特殊な字体が見られる。いま、その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げれば、

「孝文在代」（大江鈔本・山岸本とも。以下特にことわらない限り同じ）　今本史記は「代」の下に「時」の字があるが、太平御覧引史記には「初在代」とあり、おそらく「時」の字は後人の傍注の混入であろう。（第一節㈢(3)(イ)及び(ウ)参照）

「立膠東王爲太子」　今本史記は「太子」の下に「名徹」の二字あり。すでに梁玉繩は「名徹二字、史詮以爲當省、余謂此乃後人之注、譌寫作大字、非本文也、本紀無此書法」（史記志疑）と記し、これを襲つて張文虎も、「二字疑後人傍注誤入」（札記）と述べている。明らかに今本史記の衍入であろう。

「封故相國蕭何孫蕭係爲武陵侯」　今本史記はこの句の下に集解注「徐廣曰、漢書亦作係、鄒誕生本[2]作倏、音奚、又按漢書功臣表及蕭何傳皆云、孫嘉、疑其人有二名」とあり。すでに、張文虎が「梁鄒誕生南齊人、裴氏無由引、且其文全同索隱、此俗本兼采二注而誤入者、北宋本誕生二字作説亦非」（札記）と記している如く、今本史記のこの集解は衍入であろう。[3]（以上二例、第一節㈢(3)(イ)参照）

また、いずれが勝っているともにわかに断定しがたいものや、文字の異なるのみと考えられるものも多い。例えば、「梁楚之王皆薨」　今本史記は「之」を「二」に作っている。[4]文意はいずれでも通ずるが、いずれが是とも断定しがたいであろう。

「立皇子乘爲清河王」　漢書の景帝紀に合す。今本史記は「乘」の上に「方」の字あり。（第一節㈢(3)(ロ)参照）

「膠東王雄渠反發兵西向」　今本史記は「向」を「鄉」に作つている。

「及楚元王子蠜等」　今本史記は「蠜」を「蔵」に作つている。（以上二例、字異なるのみ）

一方、この二つの古鈔本にも誤写と思われるものがある。例えば、

「廢粟太子爲臨江王」（大江鈔本）　山岸本及び今本史記は「粟」の字なし、おそらく大江鈔本が抹消し忘れたのであろう。

注1　今本史記は。この「適」の字なし。

注2　景祐監本・井井本・紹興庚申刊本は「誕生」の二字を「誕」に作つている。

注3　最初「徐廣曰」の三字はもとよりなく、「漢書亦作係云云」の索隠注の傍に記入せられていたものを、後人が「徐廣曰」の三字と妄りに改めたため、ついに全体を集解注に誤つたものであろうかと思われる。

注4　「之」と「二」の異同は、しばしば見られる。前記の敦煌本伯寒列伝にも「孤竹君之子」とあるのは、今本では「之」を「二」に作り、高山寺蔵周本紀には「廣丙二八」とあるのは、今本では「二」を「之」に作つている。

3767

(四) 高山寺所藏群

ここに於いては、高山寺藏または旧藏にかかる夏・殷・周・秦の各本紀を中心に論じ、さらに、実際の鈔写年代はそれらよりやや遡れるが、その夏本紀とほぼ同系統のテキストであったと思われる求古樓旧藏の夏本紀を付論することとする。

まず、高山寺の印記についてみるに、夏本紀は巻首の小題と大題の間に「高山寺」(長方陽文二、五糎×四、八糎、以下同じ)の墨印一あり。殷本紀は巻首の小題の傍に「日出先照」高山之寺」(長方陽文二、六糎×五、七糎、以下同じ)の墨印一、小題と大題の間及び第二紙の右隅に「高山寺」の墨印おのおの一あり、湖南内藤虎次郎氏の所藏たりしことありという。周本紀は巻末の小題の傍に「日出先照」高山之寺」の墨印一、第一紙(欠)と第二紙との接縫及び巻末の大題の下に、「高山寺」の墨印がおのおの一あり。秦本紀は巻首の大題の下に、「高山寺」の墨印一あり。(〈校補〉第一冊図版二至五参照)

以上、四本紀のうち巻末に識語のあるものは、秦本紀のみであって、いまそれを掲げれば、次の如くである。(〈校補〉第二冊、口絵図版五参照)

秦本紀第五

永萬元年二月廿六日　傳記之畢

以吉本可比校之也

嘉應二年應鐘十二日　日南於崇仁坊殿以家説被授

天養二年八月八日　書寫訖之　八月十二日移点了　〔花押〕

しかし、これを一見して些か奇異に感じるのは、最終行の「天養二年八月八日云云」が極めて細書されていることであり、年表によれば天養二年は、七月廿二日を以って久安と改元されている。さらに思えば識語の通例として、向かって左側へ行く程（即ち、順次書き加えられていくわけであるから）、年代が新しくなっているものであるにも拘らず、この識語は永万元年（一一六五年）、嘉応二年（一一七〇年）まではよしとしても、次に来たる天養二年（一一四五）は如何にしても些か疑いを存せざるを得ない。或いは天養二年の鈔本によって永万元年に鈔写した人が、その識語を己が識語の如く、後に書き加えたものであるかも知れず、極めて問題が多いので、いちおう永万元年鈔本と判断しておく。

さて、残された夏・殷・周の各本紀については識語が全くないので、その鈔写年代を確定することは非常に困難であるが、この秦本紀の永万元年鈔写の記事を軸としていちおうの推定をなすと、四本紀ともにはつきりと同筆ではないが、その筆跡に或る類似を感ぜしめるし、何よりも、ともに「高山寺」の印記があるところから、高山寺に全帙を蔵していたものの一部であろうと思われ、概略同年代の鈔写にかかるものと認めざるを得ない。そのことは夏本紀については、東洋文庫の「和漢書目録」に、

「夏本紀ハ奥書ナケレドモ、書寫年代ハ略前者（秦本紀のこと）ト同時代ノモノト推定セラル」（著者注）

とあるし、殷本紀については、羅振玉が認めて南宋時代（一二七年～一二七九年）の鈔写となしていることからも、この推定は助けられるわけである。ただ、周本紀のみは墨線・接縫ともに乱雑であり、裏打ちも不完全で、鈔写年代は少しく降るものと思われるが、大略この四巻は平安末期の鈔写にかかるものと見てよいであろう。[2]

以上、これら四巻の実際の鈔写時代について推論を加えたわけであるが、これらの鈔本の祖本となったものについては、前記の各群のように「民」の諱避による推定の材料は見出せない。しかし、文中に唐鈔本といわれているものに見

3769

られる特殊な字体の文字、「廿」・「卅」・「丗」などの数字及び重複記号などが用いられていること、「弒」が「煞」に作られていること、毎帝提行して鈔写されていること（『校補』第一冊、口絵図版二三五参照）、さらに今本史記の譌脱を正し得る面をもち、唐宋の類書や注疏所引の史記によく合するなどの諸点から、遅くも史記が板本という形をとる以前の或る種の史記集解本をその祖本となしているものと推定される。

なお、大江家国鈔本群と同じようにこの四巻にも、平古止点や仮名による訓点が多数加えられているが、古書の書き入れはほとんどなく、ごくまれに鄒誕生の「史記音」の出していた正文との対校の結果が記されている。また先にふれたが、殷本紀のみには、司馬貞の「索隠」が「貞云」として二ケ条だけ集解と同じように正文の間に双注の形で写されているが、これは上欄や行間などに書き入れてあったものを転写の際に、意識的か無意識的にか不明であるが、集解と同じように双行の注にして書写したのであろう。[3]

一方、求古楼に旧蔵したという夏本紀一巻は、いまその所在は不明であるが、前記の如く森立之旧蔵大東急記念文庫蔵の慶長古活字本に、森氏の筆によって、その識語が巻末に次の如く記されている。（『校補』第八冊、口絵図版二〇七参照）

文和三年應鐘廿七日　讀合畢
　大監物　惟宗守俊
寶治二年五月三日　書寫了
　同五月移点了
　一交了　　太史大丞　あへ時貞
又校訖證本了
建長八年七月卅日受菅家之説了
　匠作少書　あへ爲貞

3770

本云

桑門良喚給此書三字三點改直了
以索隱史記加裏書了　菅家淳高

讀了　菅在時

承久第二歳無射初六日受厳訓了　菅原亀丸

嘉祿年中以菅説讀了　在御判

仁治三年四月十三日受厳訓了　菅原在匡

弘安十一年蘇賓八日受家訓了
陰陽大屬　あへ有雄

正安二年無射廿五日受庭訓了
主殿權助　安倍重章

これによって、森氏はこの古鈔本は宝治二年（一二四八年）に大史大丞の安倍時貞が書写し、訓点を施し、再校したものを、その後八年を経て、建長八年（一二五六年）七月に匠作少書の安倍為貞が菅家の説を受けて加筆し、その際用いた菅家の一本の識語を「本云」より「仁治三年云云」に至る七行に写し、その後、三十二年を経て、弘安十一年（一二八八年）五月に陰陽大属の安倍有雄が家訓を受け、さらに、その後十二年を経て、正安二年（一三〇〇年）九月に主殿権助の安倍重章が庭訓を受けたものが、その後五十二年を経て、文和三年（一三五三年）十月に惟宗守俊の所蔵に帰したものであろうとしているが、この森氏の説はおそらく妥当なものであろう。

3771

されば、この古鈔本夏本紀は、宝治二年（一二四八年）に安倍時貞によって鈔写されたものであったらしく、その鈔写年代は前記の高山寺旧蔵の夏本紀より些か降るものであるが、森氏の校勘によって見れば、それとほぼ同一の系統のテキストであったと思われるので[5]、安倍鈔本夏本紀と呼んで高山寺旧蔵のものと区別をしつつ、ここに付論することとする。

注1　「吉石庵叢書四集」の目録に「日本古写本史記殷本紀残巻（高山寺蔵安倍宋時写）」とあり。

注2　賀次君の「史記書録」夏本紀の条には「殷本紀出於唐人手鈔、此巻稿式字畫、悉與相同、故雖氏謂是一鉄而鈔失。又此巻字體頗類敦煌唐鈔燕石公世家、伯寅列伝諸残巻、凡『鈔』字皆作『鈔』、『二十』作『廿』、『三』作『卅』、是殆唐鈔無疑、而水澤利忠考證校補謂爲天養鈔本」、天養爲日本近衛天皇年號、當南宋高宗紹興十四年（一一四四）、且以爲日本手筆、恐未然也」とあり、殷本紀の条には「字體清勁、與敦煌唐寫本燕召公世家、鄭生簠貿列伝正同、疑爲唐人手鈔」とある。

この「字體」というのは、おそらく〝特色ある文字の形〟をいうのであって、神田博士の批難される如くただちに〝書体〟の意に解して、これをあげつらうのは早急に過ぎると思うが（中国文学報第十冊所収の書評、以下同じ）いずれにしても、これら四本紀を唐人の手鈔であると断定することは困難であって、賀氏がいまだそう断めくが、著者が先に「校補」第一冊に於いて夏本紀を「天養鈔本」としたことについて、神田博士よい「全く異様である夏・秦両本紀を同時の書写と断定する『校補』の説は慎重を欠くが云云」という御叱責を賜ったが、当時、いちおう所蔵する所の解題に従って、一つの名称としてかく名づけただけのものであって、ここに神田博士の御説のとおり、「平安末期の鈔本」と訂正させていただくことにする。

注3　この殷本紀に鈔写されている〝楚隠〟二字条を、賀次君は極めて重視し、「史記書録」に於て「一前輩ノ今楽隠斠有此文、是『真』即司馬貞也、可知此巻之鈔寫在唐開元以後、時司馬貞索隠世已多有、讀者取其説以與裴駰集解相互發明之。此巻於裴駰集解不如宋監本之冠『集解』二字然耳、司馬貞之索隠題『貞曰』、『貞云』以別之、是乃裴駰集解與索隠合鈔最先之形式、亦可推知司馬貞索隠早在晩唐時已有合集解並行者矣。」と述べているが、これも、賀氏自身夏本紀の条に於いて、「殷本紀出於唐人鈔」と述べておきながら、この鈔本之唐鈔のものであると早急に判断したことに基づく、誤りの甚しいものであるといわねばならない。

注4　森立之旧蔵大東急記念文庫蔵国宝古活字本巻二の巻末に写されたこれらの識語の上欄に、「立之案、古抄巻本嘉慶治二年大史丞安倍時貞所書寫・副点・再校者、而其後八年而至建長八年七月、安倍爲貞受管家之説、又加筆也、其本云以下至仁治三年六行、以管家一

本之殿文抄写于此也。所云承久第二歳在建長八年前卅七年、嘉禄則三十年、仁治三年則十四年前也。弘安十一年則在建長八年後三十餘年、正安四年則在四十餘年之後。即是安倍之後人二子有差。重賛之受家訓之殿文也。文和三年惟宗行俊讀合単云者、蓋此巻出于安倍家而歸于惟宗家歟、可知也。其去建長巳百年、則字體墨痕歴歴可攷耳。

明治丁丑第十二月廿六日、十菊翁森立書於玉池之泥廬中」とある
による。（校補第八冊、口絵図版二〇七参照）

注5　森立之の校勘は、文字の出入異同は言うに及ばず、異体の文字までも傍書してあり、それらの大部分が高山寺旧蔵の夏本紀と一致している。

(1) 史記集解夏本紀一巻　付安倍鈔本夏本紀残巻

この巻、首尾残欠なし。巻高二十七、八糎、界高二十三、五糎。紙質は通称鳥の子紙と呼ばれるもの。四周単辺、行間有界。毎行十五、六字、注雙行、行二十三字至二十六字不等である。一方、安部鈔本は巻首の小題・大題及び推定三百九十二字の正文とそれに付随する集解の大部分を欠いており、「泥行乗橇」の下の集解注、「作範、瞬案孟康曰云云」より、巻末の小題・大題までを存す。[1] 界高二十五、四糎。四周単辺、行間有界。毎行十三、四字、注雙行、行十八、九字である。[2] 文中には両者とも、觧（蘇）、極（殛）、煞（殺）、荘（莊）、棄（蠆）、振（旅）、砥（砥）、鞠（鞠）、盟（盟）、尉（剛）、率（率）、粲（粲）、脩（脩）、葬（葬）、鐵（鐵）などのやや特殊な字体も見られる。また、高山寺旧蔵の夏本紀は毎帝提行されており、今本史記の連接しているのに異なっている。

いま、その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げれば、

「泥行乗橇」の下の集解注「以板置泥上」（高山寺旧蔵本・安倍鈔本とも。以下特にことわらない限り同じ）漢書の溝洫志注および太平御覧八十二引くところに合す。今本史記は「泥」の下に「其」の字あり。すでに張文虎が「其字疑衍」

3773

（札記）と述べている如く、今本の衍入であろう。

「大野既都[3]」の下の集解注「水所停曰猪」尚書禹貢の孔傳（以下ただ書伝という）に合す。今本史記は「猪」を「都」に作っている。おそらく正文に一致させるために後人が妄りに改めたのであろう。

「其土惟壤」（高山寺旧蔵本のみ）尚書禹貢に合す。今本史記は「惟」の字なし。尚書は大略四字をもって一句となし、上下の文を按ずるに、「其草惟美[4]、其木惟喬」などとある。おそらく今本の誤脱であろう。

「璆琳琅玕」の下の集解注「石而似珠者」書傳に合す。金陵書局本を除く今本史記は「石」の下に「名」の字あり。すでに、張文虎が「石下衍名字、吳嗣、與書傳合」と述べているように、今本の衍入であろう。

「至于敷淺源[5]」の下の集解注「顓奚孔安國曰」金陵書局本を除く今本史記は「孔安國」を「國語」に作る。書傳にこの注がある。すでに、張文虎は「四庫全書考證」に、「刊本孔安國訛作國語、據尚書孔傳」とあるのを襲って改めている。今本の誤りであることは明らかである。

「東出陶丘北」の下の集解注「在濟陰定陶西南」漢書地理志の顔師古の注に合す。今本史記は「南」を「北」に作る。すでに、張文虎が「漢志師古注作西南、水經濟水注・禹貢山水澤地注・曹譜疏引地理志竝同、此作北疑傳寫誤」（札記）と述べている如く、今本史記の誤りであろう。（以上六例、第一節㈠(3)(イ)及び(ロ)参照）

「入于河」の下の集解注「漆沮一水名」今本史記及び書傳も「一」を「二」に作る。すでに、張文虎は「二當作一、見阮刻尚書校勘記[6]」（札記）と述べ、史記会注考證はこれに襲って「二」に改めている。今本の誤りなることまた明らかである。

「天下於是大平治」（高山寺旧蔵本）尚書治要に合す。今本史記は「大」を「太」に作る。すでに、王念孫が「太當爲

3774

大、大・太字相近、後人又習聞天下太平之語、故大誤爲太耳、羣書治要引此正作大平治」（讀書雜志）と述べている如く、今本の誤りであろう。

「弟扃立・是爲帝扃」（高山寺旧蔵本）[7] 今本史記は「弟」の下に「帝」の字があり、「是爲帝扃」の四字なし。上文を按ずるに「弟中庚立、是爲帝中庚」とあり、下文を按ずるに「立帝不降之子孔甲、是爲帝孔甲」とあり、おそらく今本は「弟」・「帝」のおたがいの音が近いので妄りに「帝」の字を増してしまい、さらに「是爲帝扃」を脱したのではなかろうか。

「子帝履癸立、是爲帝桀」 今本史記は下の「帝」の字を脱す。上文を按ずるに「是爲帝中庚」、「是爲帝扃」などの文例あり、下文を按ずるに「帝桀之時」などの例が見られるところから推しても、今本の誤脱であろう。（以上四例、第一節㈢(1)参照）

「斟戈氏」 武英殿本を除く今本史記[8]は「斟」の下に「氏」の字あり、上文の索隠注に「又下云斟戈氏」とある。[9]すでに銭大昕が、「索隠本、斟氏戈氏作斟伐氏、即斟灌也、戈灌相近、上氏字衍」（廿二史攷異）と述べている如く、今本の衍入であろう。（第一節㈢(1)及び(3)参照）

また、いずれが勝っているものともにわかに断定できないものや、文字の異なるのみのものも多い。例えば、「厥草惟繇、厥木惟條」 尚書禹貢は、「厥草惟繇、厥木惟條」に作り、今本史記はただ「草繇木條」に作る。[12]

「厥賦、貞作十有三年乃同」[13] 尚書禹貢に合す。今本史記は「厥」の字を脱す。

「陽鳥所居」の下の集解注「彭蠡澤名、在豫章彭澤西」 書伝に合す。今本史記は「名」の字を脱す。

「織貝」の下の集解注「織之則成矣」 書伝に合す。今本史記は「則」を「即」に作っている。

3775

「禹曰何皐陶曰寔而率」　尚書皐陶謨に合す。今本史記は「禹曰何皐陶曰」の六字なし。

「剛而塞」　尚書禹陶謨に合す。今本史記は「塞」を「實」に作つている。（以上六例、第一節㈢(3)(ロ)参照）

「堣夷既略」　尚書禹貢及び井井本・紹興初杭州刻本・金陵書局本同じ。他本は「堣」を「嵎」に作つている。[14]

「西傾朱圉鳥鼠」　索隠引一本に合す。尚書禹貢及び今本史記は「圉」を「圉」に作つている。（第一節㈢(3)参照）

「左淮繩」　今本史記は「淮」を「準」に作つている。

「潭懷致功」　今本史記及び尚書禹貢は「潭」を「覃」に作つている。

「其繇織文」　今本史記及び尚書禹貢は「繇」を「簡」に作つている。

「槀絲」　今本史記は「槀」を「倉」に作つている。[15]

「草木漸苞」　今本史記及び尚書禹貢は「苞」を「包」に作つている。[16]

「包軌菁茅」　今本史記及び尚書禹貢は「軌」を「匭」に作つている。

「九江納錫大龜」　今本史記は「納」を「入」に作り、「錫」を「賜」に作つている。

「道荷澤被盟豬」[17]　今本史記は「盟」を「明」に作つている。

「九川滌源」　今本史記及び尚書禹貢は「源」を「原」に作つている。（以上九例は字異なるのみであろうが、この巻の場合は、司馬遷の依れる尚書が今文であつたか、古文であつたかの問題に些か関係がある）

一方、古鈔本の誤写と思われるものも少くない。一例を挙げれば、

「其田上下、賦中中」（高山寺旧蔵本）　尚書禹貢及び今本史記は「下」を「中」に作る、下の注に「田第二」とあるから明らかに古鈔本の誤写である。

注1 前記の森立之旧蔵大東急記念文庫蔵慶長古活字本の夏本紀第三葉左の上欄に「作覇已下、古鈔本存至巻末、丁丑十二月廿六日在後、朱筆以一枝口、七十一箱帙函」とあるのによる。

注2 『経籍訪古志』に「未題夏本紀第二記二、景長七寸七分餘、幅八分、毎行十二四字、注十八九字」とあるによる。なお、「未題夏本紀云云」とあるから、立之の書き入れ通り、巻首を欠いていたのであろう。

注3 『史記書録』には「『大野佐猪』、與尚書同、索隠云『古文尚書作猪』、刊本『猪』作『都』、蓋依今文改」とあるが、古鈔本は決して「猪」に作っていない。

注4 今本史記は「美」を「夭」に作っている。

注5 今本史記は「源」を「原」に作っている。

注6 阮元曰「按二當作一、洛水一名漾沮、可證也、孫志祖云詩緜疏引孔安國云漾沮、名洛水、漾沮爲一、今作二水名、誤也」

注7 『史記書録』には「『弟帝嚳立、是爲帝孔甲』一例、刊本作『弟帝嚳立』四字」とあるが、古鈔本は、弟の下に「帝」の字はない。

注8 『館本考證』には、この訂正について、一言も触れていない。

注9 『史記書録』には「『翳戈氏』、索隠本出『翳戈氏』三字、蓋翳戈即翳滅也、戈、滅声近可通、今刊本脱為『翳氏、戈氏』、衍一『氏』字遂誤一姓爲二」とあるが、単索隠本は「翳戈氏」の三字を出だしている事実はなく、下文の「翳尋」の注に引用しているだけである。一体、賀氏は単索隠本を親見したのであろうか。おそらく彼は銭大昕の『索隠本・新氏戈氏作新伐氏』をうのみにして、誤り解したのであろう。さらに「今刊本皆云云」といっているが、武英殿本だけは古鈔本と一致している。

注10・11・13 『厥』の字について、銭大昕は『厥田斥鹵』の句が後人の変増にかかるものであると示す一証として『史記引禹貢、厥皆作其、此偏作厥云云』（史記攷證）と述べ、さらに、王念孫も『厥田斥鹵』、『厥貢漆絺』の両句の誤りを指摘しながら、『凡禹貢厥字、史公皆以其字代之』（讀書雜志）と述べており、瀧川氏も『厥貢漆絺、海物維錯』の句の下に『依次例厥當作其』と考証している。しかし、古鈔本で見る限り『厥・其』は混用されていて、必ずしも『其』に作らねばならないということはあり得ない。

注12 『古文尚書攷異』には、『夏本紀、草繇木條二句、皆無其厥字、而楊州有之、地理志・貢州州皆無厥惟字、疑今文尚書本皆無厥維字、史記、楊州有之者、後人增之』とある。

注14 『史記書録』には『『鳧乗既略』、與索隠本、北宋本同、它本作『鳧繩』、蓋依今文尚書改』とあるが、単索隠本はこの場合は古鈔本と一致していないで、它本と同じく『繩』に作っている。

注15 『古文尚書攷異』には『『夏本紀、繁乎負夏』、會與今文尚書、會與今文尚書也』とある。

注16 『古文尚書攷異』には、『『前暗』、於羣字、説文引禹貢正依鄭玄本（＝前暗）、徐鯤金説文解字繁傳、荀子下引、尚書草寐荀、詩如竹苞矣傳當作包、不從鄭、徐説甚誤、亦正可以證両唐尚書作從鄭之荀合於説文解字、史記・漢書作包、毖非善本』とある。

注17 『史記書録』には『『道荷澤被孟豬』、與漢書地理志同、刊本作『明都』とあるが、古鈔本は『猪』に作っている。

3777

(2) 史記集解殷本紀一卷

この巻、首尾残欠なし。巻高二十九、五糎、界高二十二、九糎。紙質は通称烏の子紙と呼ばれるもの。四周単辺、行間有界。毎行十五、六字、注雙行、行二十一字至二十三字不等である。文中には前記の各群に同じように、曺(曹)、棊(棋)、㪷(率)、剖(割)、㱿(殪)[1]、悉(怨)[2]、棄(弃)、仌(亦)などのやや特殊な字体も散見される。また、原則として毎帝提行して鈔写されており、今本史記の連接しているのに異なっている。(校補第一冊、口絵図版三参照)

いま、その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げれば、

「帝沃丁崩」今本史記は「帝」の字を脱す。下文を按ずるに「帝太庚崩」、「帝小甲崩」、「帝雍己崩」の文例が見られるから、おそらく今本の誤脱であろう。

「子帝祖辛立、帝祖辛崩、弟沃甲立、是爲帝沃甲、帝沃甲崩、立沃甲兄祖辛之祖丁、是爲帝祖丁、帝祖丁崩、立帝沃甲之南庚、是爲帝南庚」今本史記は傍点を付した「帝」を「弟」に作る。すでに中井積徳が「弟字當衍」(史記雜題)と述べている如く、上文を案ずれば、「弟」の字の誤りなること明らかである。おそらく「弟」・「帝」の音が近いためであろう。

「帝祖庚崩、弟祖甲立、是爲帝祖甲、帝祖甲淫亂、殷道復衰[3]、帝祖甲崩」今本史記は三つの「帝祖甲」を全て「帝甲」に作っている。上文を按ずるに、古鈔本が勝っているとすべきであろう。

「周武王遵斬紂頭、懸之大白旗」周書克殷解に合す。今本史記は「懸」を「縣」に作り、「大」の字を脱す。周本紀

3778

を按ずるに「――斬衎頭、縣太白之旗」[4]とあり、すでに、張文虎が「洪範序疏引作太白旗、周紀云、縣大白之旗、此脫大字」（札記）と述べており、「縣」・「縣」は字の異なるのみとしても、「大」の字については、今本の誤脱であろう。

また、いずれが勝っているともにわかに断定しがたいものや、文字が異なるのみであろうと思われるものも少くない。例えば、

「有娀氏之女也」　商頌疏引の史記は「也」の字を脱す。（第一節㈠(3)(ｲ)参照）

「而敎數五敎在寬」　尚書堯典に合す。今本史記は「五敎」の二字を重ねている。（第一節㈠(3)(ｳ)参照）

「阿衡欲奸湯而無由」　晏機の「班馬字類」引の史記に合す。それによって改めた金陵書局本及び史記会注考證を除く今本史記は、「奸」を「干」に作っている。（第一節㈠(3)(ｲ)参照）

「湯歸至于泰卷」の下の集解注「徐廣曰一無此字」　今本史記はこの注が下の「陶」の下にあり、しかも「徐廣曰一無此陶字」に作っているが、索隠に「――則卷當爲塤、與尚書同、非衍字也――」とあるに依れば、司馬貞の見たところのテキストも、この古鈔本の如くであったのであろう。[5]（第一節㈠(3)(ｴ)参照）

「作原命、殷道復興」、「帝祖甲淫亂、殷道復衰」　今本史記はふたつながら「道」の字を脱す。古鈔本によれば殷本紀中、他にも「殷道復興」二例、「殷道衰」一例が見られるが、逆に「殷復興」・「思復興殷」・「殷益衰」各一例、「殷復衰」二例が見られる。

「鈁是非之端」　群書治要引の史記は「鈁是非之端」に作り、今本史記は「言足以飾非」に作る。（第一節㈠(3)(ｲ)参照）

「紂囚西伯牖里」下の正義に「牖一作羑云云」とあれば、張守節の見たテキストと合す。今本史記は「牖」を「羑」

3779

に作る。後述する高山寺蔵の周本紀を按ずるに、「帝紂乃囚西伯於羑里」・「其囚羑里」などとあり、そこに於いても今本史記はふたつながら「羑」に作っている。（第一節㈠(3)㈠参照）

「爲帝倍次妃」　今本史記は「倍」を「嚭」に作っている。

「還薄作湯誥」　今本史記は「薄」を「亳」に作っている。（以上三例、字異なるのみ）

一方、この古鈔本にも誤写または誤脱も見られる。例えば、

「弟大康立、是爲帝大庚、帝大康崩」　今本史記は三つの「康」全てを「庚」に作る。古鈔本の誤写であろう。

「唯天監下典厥儀」　今本史記は「惟天監下典厥義」に作る。「唯」・「惟」、「儀」・「義」は字の異なるのみであろうが、「德」の字は、古鈔本が下文の「命正厥德」に渉って衍入したのであろう。

「匪台小子」　今本史記はこの下に集解注「馬融曰、台我也」がある。古鈔本はこの集解注を脱している。

「中疊作誥」　今本史記はこの下に集解注「孔安國曰、仲虺、湯左相、奚仲之後」がある。古鈔本の誤脱であろう。[8]

注1「史記書録」には、「然此巻亦多錯衍　如『予乃大創極汝』『極』譌『極』」とあるが、古鈔本においては「極」を「極」に作るのが通例で、古今の字体が異なるのみで、必しも誤りということはできない。

注2「史記書録」には、同じく「汝世予恐」「恐」譌『恐』」とあるが、これも古鈔本に於いては「恐」を「恐」に作るのが通例で、古今の字体が異なるのみで、必しも誤りということはできない。

注3　この「道」の字は、今本史記にはない。

注4　この部分、今本史記は「新対頭、縣大白之旗」に作っている。

注5　張文虎は札記に於いて、「案」無此字四字、蓋本注脚下、而小司馬所見本偶誤在巻下、故解之云云」と述べているが、たまたま誤った本がこの鈔本であろうか、疑いを存せざるを得ない。

注6　今本史記には「組」の字がない。

注7　銭泰吉曰、「云義云、疑一作美、據此則正義本正文作『嚭』」

注8「史記書録」には、さらにこの古鈔本に集解の脱漏ある例として、「如『是爲湯放桀』下無集解『湯奔巣曰放湯至鳴条云云』三十九字一條」及び「『廼告湯歸毫』下無集解『孔安國曰告湯至毫厥庸云云』十三字一條」なども挙げているが、この二ケ所の集解注は、たまたま入りこんだ索隠注の後に厳然として存しており、脱落されているわけではない。先にも述べたようにこの古鈔本に索隠二ケ条の鈔写

3780

されていることを、非常に注目している賀氏が、どうしてこのような不注意を犯したものか、全く理解に苦しむものである。

〔付記〕

「吉石庵叢書四集」所収の羅氏の跋に「又巻中所載太丁・太甲・大庚・大戊、字皆作大、與殷虚卜辭合云云」と述べ、賀氏もこれを襲って「史記書録」に「且有勝於後劉、如『太丁』・『大甲』・『大庚』等『大』、與殷虚卜辭同」と述べているが、この古鈔本を精査するに、必しも全てが「大」に作られているのではない。念のため一言加えておく。

また、羅氏の影印本は手古止点や仮名を全て削っているが、仮名の「爪」(ス)を與文の書き入れと誤認して、これを削り残している。

(3) 史記集解周本紀残巻

この巻、巻首第一紙を欠く。従って巻首の小題・大題及び推定一百八十一字の正文とこれに付随する集解注を欠き、「封弃於部」の下の注「在扶風」より巻末の小題・大題までを存している。巻高二十八、一糎、界高二十三、六糎。紙質は通称鳥の子紙と呼ばれるもの。四周単辺、行間有界。毎行十三、四字、注雙行、行二十一字至二十三字不等である。文中には、敎・殺(殺)、嚭(弱)、旅(旅)、纍(纍)、烋(休)、箠(箠)、斑(班)、前(前)、率(率)、脩(備)、裸(裸)、などのやや特殊な字体が散見され、「卅」・「卌」・「冊」などの数字も用いられている。また、原則として毎帝提行して鈔写されており、今本史記の連接しているものと異なっている。

いま、その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、その顕著なものを挙げれば、

「詩人道西伯益受命之年稱王、而斷虞芮之訟、後七年而崩」武英殿本を除く今本史記は、「七」を「十」に作る。[1] 殿本考証は毛詩文王疏・尚書武成疏などを引きつつ、「監本七字皆訛作十字、今倶改正」と結論している。また、桀王紲も「前略一因攻此云後十年、乃後七年之誤、文王賜專征之年數、元不能確定、史從大傳作七年、詩文王與書泰

3781

誓・武成疏、言馬遷以爲七年、可據、傳寫譌爲十字[2]（後略）」（史記志疑）と述べている如く、今本の誤りであろう。

「是時諸侯不期而會孟津者八百、諸侯皆曰帝紂可伐矣」今本史記は「是時諸侯不期而會盟津者八百諸侯、諸侯皆曰紂可伐矣」に作る。「孟」・「盟」は字の異なるのみであり、「帝」の有無は別としても、「諸侯」の二字は今本が誤つて重ねたものであろう。殷本紀、藝文類聚引の史記も重ねていない。

「虎賁三千人」の下の集解注「若虎賁獸言猛」書序の伝には「若虎賁獸言其猛也」とあり、金陵書局本及び史記会注考證を除く今本史記は「獸」の字を脱す。張文虎は「獸字呉増、與書序傳合（札記）」と述べており、おそらく今本の誤脱であろう。

「散鹿臺之錢」群書治要及び武成疏引史記に合す。今本史記は、「錢」を「財」に改めている。これについて、王念孫は「案散鹿臺之財、本作散鹿臺之錢、今作財者、後人依晩出古文尚書改之也、請以十證明之云云（讀書雜志）」と述べて、「尚書武成篇の疏」・「群書治要」・「齊世家」・「留侯世家」・「逸周書克殷篇」・「管子版法解篇」・「淮南子主術篇・道應篇」・「殷本紀」・「呂氏春秋慎大篇」・「説苑指武篇」の文例を挙げてこれを証している。

「封尚父於營丘、曰齊」の下に集解注「溜水過其南及東也矣」爾雅の郭璞注には、「溜水過其南及東」とあり、金陵書局本及び史記会注考證を除く今本史記は「及」を「乃」に誤り、「也矣」の二字がない。[3]「也矣」の有無は別としてもすでに張文虎が呉春照の説を襲いつつ「及譌乃、呉改、與爾雅注合」と述べている。

「伐誅武庚、殺管叔、放蔡叔」芸文類聚及び太平御覧引史記に合す。今本史記は「殺」の字を脱す。後人が「誅」と意義が重なるので削つたのであろう。このことは、すでに王念孫が「史公原文本作伐誅武庚、殺管叔、放蔡叔、今本無殺字者、後人以殺與誅意義相複而刪之也、不知誅武庚、殺管叔、放蔡叔、相對爲文、古人之文、不嫌於複也、

藝文類聚帝王部・太平御覽皇王部引此竝作誅武庚、殺管叔、放蔡叔、又魯世家曰、『遂誅管叔、殺武庚、放蔡叔』、管蔡世家・宋世家竝曰、誅武庚、殺管叔、放蔡叔、皆其明證矣」（讀書雜志）と述べている。

「作康王誥」書序には「作康王之誥」とあり、今本史記は「王」の字を脱している。すでに、殿本考証は王若虚の弁惑を引いて、「此篇乃康王之誥耳、若康誥、則成王所以命康叔者也、其謬誥如此、且本紀既先序周公作康誥・酒誥等篇、而於此復云、書豈有兩康邪」とあり、梁玉繩もこれを襲い、張文虎もまた「案當作康王之誥」（札記）と述べている。

「無簡不聽」今本史記は「聽」を「疑」に作る。段玉裁は「疑、経作聽、作疑乃今文」（尚書撰異）、梁玉繩は「疑字乃湖本譌刻、它本是不聽」（史記志疑）と述べ、さらに張文虎が「案集解但引書傳、索隱・正義無辨、是所見本皆作聽、今本傳寫誤云云」（札記）と述べている如く、今本の誤りであろうか。

「公行下衆」国語周語に合す。金陵書局本及び史記会注考證を除く今本史記は、「行」の下に「不」の字を衍す。すでに、梁玉繩が「案國語、當衍不字」（史記志疑）と述べ、張文虎も「案據韋昭注、劉向頌及正義引曹大家、則不字衍、今刪云云」（札記）と述べている。

「未既鮀而遭之」国語周語に合す。今本史記は「未」の字を誤脱している。すでに、梁玉繩も「案國語、既上有未字、此似缺、未既鮀者、齒未盡毀也」（史記志疑）と述べている。（以上十一例、第一節㈠(3)(イ)及び(ロ)参照）

また、いずれが勝っているともにわかに断定できないものや、文字が異なるのみであるものも多い。例えば、

「國於邠」太平御覽引史記に合す。今本史記は「邠」を「豳」に作っている。

「明年伐犬夷」文王詩譜疏引史記に合す。今本史記は「夷」を「戎」に作っている。

3783

「殷有重罰、不可不畢伐」後漢書の袁術伝引史記は「殷有重罰、不可不伐」に作る。今本史記は「罰」を「罪」に作り、「可」の下に「以」の字あり。

「召公奭貢兵」漢書の礼楽志引史記に合す。今本史記は「貢兵」を「贄来」に作つている。

「王其以我爲獻怒乎」国語周語に合す。今本史記は「王其以我爲讐而獻怒乎」に作つている。

「乃與湔西夷犬戎共攻幽王」群書治要及び王風譜疏引史記に合す。今本史記は「乃」・「共」の二字なし。

「東遷于雒邑」黍離疏及び太平御覧引史記に合す。今本史記は「遷」を「徙」に作つている。

「太子泄父蚤死」王風譜疏及び太平御覧引史記に合す。今本史記は「泄」を「洩」に作つている。

「子莊王他立」王風譜疏及び太平御覧引史記に合す。今本史記は「他」を「佗」に作る。（以上九例、第一節目(3)(ロ)及び(ハ)参照）

一方、この古鈔本にも明らかに誤りと思われるものも少くない。例えば、

「魯天子之命」今本史記は「命之」の二字を互倒す。下の集解注をみても、明らかに古鈔本の誤りである。

注1　瀧振王曰、衆人十字作十　古文作　李作　七字作十、以横畫之長短別之（增訂攷證書要考釈）。郭沫若曰、（殷器銘釈、則七作十、十作十、以横畫之長短爲分、――中略――宋人之釋金文、均誤七爲十、今人猶有沿用者決非。（『殷周青銅器』）

注2　梁玉繩は、さらに張守節の正義の「十當爲九」に注目して、「而張守節正義、從文傳作九年、故改改史文十字爲九、而未攷史文是七字誤云云」と述べているが、正義は合刻されるさい、相当改められているから、果して、張守節の見た本が「十」になつていたと断言できるだろうか。「當爲九」の句は「七」に対しても付き得るのではなかろうか。なお、武英殿本は正義の「十」をも「七」に改めている。

注3　古鈔本の一般的な傾向として、今本と対校するとき、特に注文に於ける「乙・也」の出入異動が著しい。漢書の旧鈔本などについても同じようなことがいわれている。

注4　梁玉繩曰、「史記刻本訛衆、顔有異同、世遞行見與凌稚隆評林所謂湖本也」（史記志疑）

注5　今本史記で「不聽」と作つているのはない。梁氏の誤りか。

注6　「史記書録」の引用は「重」の字を誤り脱している。

注7　小大雅疏及び太平御覧引史記は「共」の字がある。

(4) 史記集解秦本紀一巻

この巻、首尾残欠なく、ただ巻末の大題を欠く。巻高二十八、五糎、界高二十四、五糎。紙質は通称鳥の子紙と呼ばれるもの。四周単辺、行間有界。毎行十六、七字、注雙行、行二十四字至二十七字不等である。文中には前述の各群と同じように、梁(粱)、敎(殺)、喪(葬)、厷(亦)、荘(莊)、漕(漕)、宮(害)、悉(恐)、脩(脩)、穌(蘇)、犀(犀)、蟲(虫)などのやや特殊な文字体の文字が散見される。また、「廾」・「卅」・「冊」などの数字も用いられている。いま、その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、その顕著な例を挙げれば、

「女華生大費、大費與禹平水土」　秦風疏引史記に合す。ただ「大」を「太」に作る。今本史記は「大費」の二字を重ねず。上文を案ずるに「生子大業、大業娶少典之子曰女華」とあり、今本の誤脱であろうか。

「大廉玄孫曰孟戲・中衍、衍鳥身人首」　今本史記は「衍」の字を脱し、「首」を「言」に作る。すでに、梁玉繩が索隠の説を是としつつ、「但鳥身上似脱中衍二字」(史記志疑)と述べており、本鈔本はわずかに「衍」の字を止め、今本史記は全く誤脱してしまったものか。「首」・「言」については、注文によれば司馬貞・張守節二人の見たテキストも「言」になっていたらしいが、趙世家に「中衍人面鳥喙」とあるによれば、本鈔本を勝っているとするべきか。

「有子曰女妨」　秦風譜疏引史記及び漢書人表に合す。今本史記は「妨」を「防」に作る。すでに、梁玉繩も「疑此譌寫」(史記志疑)といっている如く、今本の誤りか。

3785

「庶長政迺奮公子之獻公于西而立之」　今本史記は「政」を「改」に作り、「西」の上に「河」の字あり。いま、「政」・「改」は別間題としても、下の正義注に「西者、秦州西縣云云」とあることから、すでに、王念孫が「如正義、則正文西上本無河字、蓋涉下文『奉秦河西地』而衍云云」（讀書雜志）と述べている如く、今本の誤りであろう。

「合十七歲而覇王出」　今本史記は「合七十七歲而覇王出」に誤る。すでに、梁玉繩も「案七十七歲似誤」（史記志疑）といい、呉春照も「上七字衍」という。この文例は史記に四度用いられている。うち周本紀・封禪書は「十七歲」となつており、老子伝のみ「七十歲」になつているが、史記の古いテキストを伝えるものとされる上杉家蔵の南化本の老子伝の書き入れによれば「十七歲」に作られており、四例とも一致することになる。

「與晉戰少梁」　今本史記は「晉」の上に「魏」の字を衍す。このことについては、すでに、王念孫が「案魏字後人所加也、與晉戰少梁者、晉即魏也――中略――上文云晉城少梁、秦擊之、此云與晉戰少梁、虜其將公孫痤、魏世家云虜我將公孫痤、此尤其明證也、後人不達、又於晉上加魏字、其失甚矣」（讀書雜志）と述べている如くである。

「七月宣太后薨」　今本史記は「七」を「十」に誤つている。[2] すでに、梁玉繩が「案十月乃七月之誤、下文書九月、可見云云」（史記志疑）といつている如くである。

「始皇帝立十一年而崩」　今本史記は「立」を「五」に誤つている。すでに、銭大昕が「五當作立、始皇爲帝十一年耳」（三史攷異）と述べている如くである。（以上八例、第一節㈠(3)(ロ)及び(ハ)参照）

また、いずれが勝つているともにわかに断定できないものや、文字が異なつているのみであると思われるものも多い。例えば、

「帝賜玄珪」　冊府元亀巻百八十五引史記に合す。今本史記は「帝錫玄圭」に作つている。

3786

「遂妻之姚姓之玉女」秦風譜疏引史記に合す。今本史記は「遂」を「乃」に作つている。「賜汝石椁以葬氏」太平御覧引史記に合す。今本史記は「汝」を「爾」に作る。(以上三例、第一節(3)(ハ)参照)「晉滅霍・耿」今本史記は「耿」の上に「魏」の字あり、下の索隠注を見るに、「春秋魯閔公元年左傳云、晉滅耿、滅魏、滅霍、此不言魏、史闕文耳」とあるによつて考えれば、司馬貞の見たところのテキストは、この鈔本と一致している。

「簡公厲公子、而懐公弟也」今本史記は「簡公昭子之弟、而懐公子也」に作る。下の正義注を見るに、「劉伯莊云、簡公是昭子之弟、懐公之子、厲公之孫、今史記謂簡公是厲公子者、抄寫之誤」[3]とあり、劉伯莊及び張守節の見たテキストに一致している。[4](第一節(3)(ハ)参照)

一方、この古鈔本にも明らかに誤字と思われるものも少くない。例えば、

「亦在死之中」今本史記は「死」の上に「從」の字あり。明らかに本鈔本の誤写である。

「追至經而還」今本史記は「經」を「涇」に作つている。明らかに本鈔本の誤写である。

注1 今本史記は「娶」を「取」に作つている。

注2 第二節(4)の注1参照。

注3 「史記清緑」は、これについて極めて適切な解説をそろえているが、惜しむらくは正義の引用に誤脱があつて、意味をとることが困難である。即ち「簡公、厲公子而懐公弟也、刊本作『簡公、昭子之弟而懐公子也』、按正義引劉伯莊云、『簡公是昭子之弟、懐公之子、厲公之孫…今史記謂簡公之者、傳寫之誤』。此正作『簡公、厲公子』、與劉伯莊本同云云」とあつて、＊の部分に「是厲公」の三字を「公」の字に因つて誤脱している。また「傳寫之誤」も、いま見る限りの正義では、「抄寫」となつている。

注4 この部分の古文と正義注の矛盾は、早くから注目されていたらしく、すでに錢泰吉が「據此、則正義本文懐作厲」(甘泉鄉人稿)と述べており、張文虎はついに「案強附会の説をなし、惟案記謂簡公是靈公子、索隠已辨其誤、蓋此注記字當作案記、厲公當作靈公」(札記)と述べるに至つている。

3787

(四)書陵部所蔵群[1]

(1) 史記集解范雎蔡沢列伝一巻

この巻は首尾残欠なく、巻高三〇、一糎、界高二十四、一糎。紙質は通称鳥の子紙と呼ばれるもの。四周単辺、行間有界。毎行十四、五字、注雙行、行十八、九字である。巻末に識語は見えないが、その字画はやや高山寺所蔵群に類似し、「圖書寮漢籍善本書目」の史部第一葉に、「審其書體、殆鎌倉初期所寫」とあれば、紙墨の状態より推して、その説を首肯すべきであろう。ただ、その推定を助けるものとして、本鈔本の第二十四紙と第二十五紙との接縫及び第二十九紙と第三十紙との接縫とに、「水光」朱青（長方陽文、一、八糎×三糎）の墨印各一あり（『校補』第六冊口絵図版一九七及び二〇三参照）、これと全く同種の印記が、後に詳述する幻雲月舟寿桂・南化玄興・直江兼続ら旧蔵の上杉氏蔵南宋慶元（一一九五―一二〇〇）黄善夫刊本史記の各所に見られるのは、この両者が或る時期に於いて、同一人の所蔵に帰していたことを物語るものである[2]。而して、この印記は該刊本の幻雲（一四六〇―一五三三）以前の旧蔵者のもの[3]と考えられており、したがって、本鈔本の鈔写年代は、該刊本の我が国渡来の時期と幻雲の卒年との間に、その下限を切ることができることである。またさらに、本鈔本には乎古止点や仮名による訓点のほかに、行間及び欄外に本文とほぼ同筆で虞注「春秋後語」[4]・劉伯荘「史記音義」[5]・鄒誕生「史記音」[6]・陸善経の史記注（決疑）[7]などの、今日その大部分或いは全てを散佚した古書の書き入れがされている[8]。

遡つて、本鈔本の祖本となつたと思われるテキストについて推定を試みるに、文中には、前記の各群と同じように、満（滿）、恒（恆）、宮（害）、旅（旅）、宍（肉）、廣（廣）、爻（赤）、穀（殺）、操（操）、脩（備）、悉（怨）、率（率）、开（其）、殫

(鐵)、鐵(鐵)などのやや特殊な字体の文字も散見され、重複記号や「卅」・「冊」などの数字も用いられていることなどから、ほぼ、史記が板本という形をとる以前のテキストの流れを汲むものであろうと思われる。

このことは、本鈔本の史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われる部分が多く、またそれらが、司馬遷が資料としてとったと思われるものの今日に伝わるもの——ここでは、「戦國策」——に合したり、唐宋の類書引に合したりするものが多いということにも表われている。例えば、

「辯有口」　太平御覧人事部引史記に合す。居處部引は「辯有口才」に作る。今本史記は「有」の字を脱しているが、すでに、王念孫が「辯口本作辯有口、謂辯給有口才也、太平御覽居處部、引此作辯有口才(才字後人所加)人事部辯類作辯有口、陸賈傳曰、名爲有口辯士、朱建傳曰、爲人辯有口、武安傳曰、勃辯有口、皆其證」(讀書雜志)と述べている如く、おそらく今本の誤脱であろう。

「聞齊之有田單」　戦国策秦策に合す。今本史記は「單」を「文」に作っているが、すでに梁玉繩が鮑注の「史之田文非也」と呉注の「姚氏引後語亦作文云云」(史記志疑)[9]を引き、さらに王念孫はこれを駁しながらも、「田文當依秦策作田單、後語作文者、校書者依誤本史記改之——中略——張載注魏都賦引史記正作田單」(讀書雜志)と述べるに至っている如く、今本の誤りであろう。

「臣竊爲王恐、恐萬世之後、有秦國者、非王之子孫也」　戦国策秦策にほぼ合しているが、ただ「竊」を「將」に作る。今本史記は「恐」の字を重ねず、「之」の字を脱しているが、「之」の有無は別として、すでに王念孫が「秦策作臣竊爲王恐、恐萬世之後、有國者[11]、非王子孫[12]也、此脱一恐字、則與下文義不相屬」(讀書雜志)と述べている如く、今本の誤脱であろう。

3789

「貴而爲交者爲賤也」金陵書局本及び史記会注考証同じ、他本は「交」を「友」に作り、単索隠本は、「貴而爲交」を出す。すでに王念孫が「友字當作交、隷書交字或作文、形與友相似、又因下文勝之友而誤」云云」（読書雑志）と述べ、張文虎もまたこれを襲って改めている如く、今本の誤りであろう。

「吾持梁醫肥」太平御覧巻三百八十三及び七百二十九引史記に合す。今本史記は「醫」を「刺歯」に作り、集解の下に「刺歯二字當作醫、又作毉也」の十一字の注があるが、索隠にも「按刺歯二字、字誤、當爲醫字也」とあれば、[13]「刺歯」は誤りであって、この注十一字は、後人の傍注の混入であろうか、ただ、司馬貞のみたテキストもすでに誤っていたことは事実である。

「豈非道之符」戦国策秦策に合す。今本史記は「非」の字を脱しているが、すでに梁玉繩が「策作豈非、此脱非字」（史記志疑）と述べ、滝川氏も「當依補」（考證）と述べられている如く、今本の誤脱であろう。

「進退羸縮」今本史記は「羸」を「盈」に作る。すでに梁玉繩が「盈字當誤」と述べている如く、孝恵帝の名を諱避して「羸」に作るをよしとすべきであろう。（以上七例、第一節(3)(4)(5)参照）

などの如きがそれである。

また、本鈔本にもいずれが勝っているともにわかに断定しがたいものや、文字の異なるのみであると思われるものも多い。例えば、

「此四賓者、良工之所失也」戦国策秦策にほぼ合しているが、ただ「良」の字を脱す。今本史記は「良」の上にさらに「工之所生」の四字あり。[14]

「事無大小、上及太后、下至大臣」戦国策秦策に合す。今本史記は「大小」を互倒している。

3790

「敗、則怨結於百姓」　戦国策秦策に合す。今本史記は「怨結」を互倒している。

「燕客蔡澤、天下駿雄弘辯智士也」　戦国策秦策に合す。今本史記は「駿雄」を「雄俊」に作っている。

「長爲陶朱」　戦国策秦策に合す。今本史記は「朱」の下に「公」の字あり。（以上五例、第一節㈢(3)(ロ)参照）

「擱者疑車中有人」　今本史記は「擱」を「郷」に作っている。下文の「擱者與我載而入者」の「擱」も同じ。

「而胥不足以待斧質」　今本史記は「胥」を「要」に作っている。

「秦相張君、翁知之乎」　今本史記は「翁」を「公」に作っている。

「非大車四馬」　今本史記は「四」を「駟」に作っている。下文の「願爲君借大車四馬」の「四」も同じ。

「功章万里之外」　今本史記は「章」を「彰」に作っている。下文の「功已章而信矣」の「章」も同じ。[15]

「長袖善儛」　今本史記は「儛」を「舞」に作っている。[16]（以上六例、字異なるのみ）

一方、この鈔本にも明らかに誤写であると思われるものも少くない。例えば、

「其枝披者傷其心」　秦策及び今本史記は「披」の字を移して「其」の上にあり、上文を案ずるに、鈔本の誤りであることは明らかである。

「捐不急之官」　秦策及び今本史記は「捐」を「損」に作る。文意からも鈔本の誤りであること明らかである。

「太子公日、韓子稱」　今本史記は「子」を「史」に作る。鈔本は上文の「三年而燕使太子丹入質於秦」の「太子」に渉つて誤つたのであろう。

注1　ここで群と呼ぶのは、前記の四群と少しくその趣も異にし、必然的なつながりをもつものを集めたものではなく、古鈔本を輯じ来たつて、残つた二巻が、たまたま宮内庁書陵部に蔵せられているので、便宜的に用いた名称である。

3791

注2　そのためか、この鈔本には、黄善夫刊本との校合の結果が文字の傍に、朱で「才」（蓋本の意）を以つて細密に記されている。また、紙背には、多数の紫隠・正義が転写されている。

注3　既刊本の幻雲・南化・直江の所蔵者の伝移が極めて明瞭であるえに、この印記が、これらの旧蔵者の誰のものでもないからである。

注4　十巻、晉孔衍撰、「日本國見在書目録」にも見える。盧藏用注。

「春秋後國語」などとも呼ばれ、「説苑」にも部分的に収められている。また、盧注の付かないものであるが、敦煌から「秦語」・「趙語」・「魏語」及び略出本が発見され、「鳴沙石室佚書影印本」に収められている。

注5～7　特に、この鈔本には劉伯荘「史記音義」及び陸善経の史記注（決疑）の書き入れが多く見られる。（第二章第四節の詳述）

注8　こういつた書き入れがなされていることは、前記の大江家国鈔本群に近い性質をもつているものと考えられる。また、これらの書き入れは、その状態から推して、前記の書物から直接なされたものであろうと推定されもし、これらの書物が当国に於いても、あまり後世までは残つていなかつたものと考えられている。（この点については後に詳述する）

注9　この鈔本には「春秋後語」との校合の結果がしばしば録されているが、この異同については、何の書き入れもない。

注10・12　王氏の伝つた魏國策が何本であつたか不明であるが、いま見る秦策は、「魏」を「將」に作り、「國」の上に「秦」字があり、「王」の下に「之」の字がある。

注13　梁玉繩も「集解・索隠並言剣簡竄作誓、以爲一字誤二字也」（史記志疑）と述べている。

注14　滝川氏は「黄、馬工之所生良五字、蓋史公所補」（考証）と述べておられるが、せつかく他の部分で「祕閣本」という名称でこの鈔本との校合を考証に参用されながら、校合精ならざるをもつて、この鈔本に「工之所生」の四字がないことを知るに至らなかつたためか、「蓋史公所補」と述べられている。

注15　敦煌本伯夷列伝の「得夫子而益章」の「章」を今本が「彰」に作るが如し。

注16　石山寺本陸賈伝の「從歌儛數琴瑟侍者」の「儛」を今本が「舞」に作るが如し。

(2)　史記集解高祖本紀一巻

この巻また首尾残欠なし。巻高二十七、一糎、界高二十三、三糎。天地単辺、行間無界。毎行十五、六字、注双行、行二十五字至二十七字不等である。巻末に識語はないが、紙墨極めて新しく、その字画はやや高山寺所蔵群に類似しているものの、包首に「傳來寫」とあり、蟲蠹の害の跡までたんねんに写されているから、その鈔写年代は、おそらく江戸

3792

時代以上に遡れないであろう。[1]

しかし、この鈔本の祖本となつたものについては、その文中を精査するに、明らかに「民」の字を避諱していない。[2]

例えば、

「吏民自以爲降必死」
「諸吏民皆案堵如故」
「秦民大喜」
「不欲費民、民又益喜」
「秦民大失望」
「民皆自寧」
「皆令民得田之」
「使民不倦、得天統矣」

今本史記は、全て「民」を「人」に作つている。

この事実は、敦煌・石山寺・大江家国鈔本の各群に於いて述べたように、この鈔本は少なくも唐の太宗李世民の即位（六二七年）以前に鈔写された史記集解本をその祖本となしていることを示している。また、敦煌出土群に於いて述べたように「秋」の字を「煞」に作つていることなども、この推定を助けるものである。同じく文中には、前記各群と類似した庄（莊）、煞（殺）、惡（怨）、曺（曹）、葬（葬）、誉（舊）、厽（亦）、庶（底）、桑（喪）、捴（操）、鋪（餔）、卑（宰）、烋（休）、鴻（孺）、脩（備）、季（年）などのやや特殊な字体の文字も散見され、「廿」・「卅」・「冊」の数字や重複記号の使用も見られる。また、原則として年次毎に提行されて鈔写されており、今本史記の多く連接しているのに異なつている。

3793

その史文及び注文を今本史記と対校するとき、テキストとして勝っていると思われるものが多いが、いま、その顕著な例をあげれば、

「爲泗上亭長」　漢書高紀、藝文類聚及び太平御覧引史記、通志に合す。今本史記は「上」を「水」に作っているが、すでに、王念孫が「泗水當依漢書作泗上、此涉正義泗水而誤也、案正文作泗上、故正義釋之曰、高祖爲泗水亭長也、若本作泗水、則無庸更釋矣云云」と述べている如く、今本の誤りであろう。

「飲酔臥」　藝文類聚引史記に合す。漢書高紀及び太平御覧八十七巻引史記は、「飲」の上に「時」の字あり、今本史記は「飲」の字を脱ず。[3]文意を按ずるに誤脱したものか。

「見其上常有龍怪之屬」　今本史記は「屬」の字を脱す。漢書高紀は「見其上常有怪」に作り、「龍怪之屬」と意味が合するし、「屬」の字がなければ、文意が全く異なってしまう。おそらく今本の誤脱であろう。

「因重敬之、引入坐上坐」　漢書高紀に合す。今本史記は「上坐」の二字を脱しているが、下文を按ずるに「遂坐上坐」の句があり、おそらく今本の誤脱であろう。

「今者赤帝子斬之」　漢書高紀に合す。今本史記は「者」を「爲」に作つているが、「今者」・「昔者」の文例は極めて多く、おそらく今本の誤りであろう。

「攻下邑拔之、還軍攻豐」　今本史記は「攻」の字を脱す。漢書高紀は「攻下邑拔之、還擊豐、不下」に作る。上文を案ずるに「沛公引兵攻豐、不能取」とあれば、どうして「還軍豐」することができようか。漢書の文意また鈔本に同じ、おそらく今本の誤脱であろう。一字の脱落、文意にかかわること見るべきである。

「從酔台都彭城」　今本史記は「從」を「徙」に作る。漢書高紀は「自」に作る。すでに瀧川氏が「當依訂（考證）と

3794

述べられる如く、今本は「從」・「徙」の字形が近いために誤ったものか。

「遇番君別將梅銅、與偕隆析鄱」漢書高紀に合す。今本史記は「偕」を「皆」に作っているが、梁玉繩は些か疑問を抱いたらしく、「湖本偕作皆誤」[5]という「史詮」を引いている（史記志疑）。しかれば、程氏も「偕」を正としたらしく、今本の誤りであろうか。

「漢王之出關、至陝無關外父老遮、張耳來見、漢王厚遇之、正月、虜雍王弟章平、大赦罪人」今本史記は「漢王之出關」より「漢王厚遇之」に至る二十二字は移して「罪人」の下にあり。すでに、梁玉繩が「至陝在十月、還在十一月、張耳來亦在十月、此紀皆書正月、非」（史記志疑）と述べている如く、今本の誤りであろう。

「南鄉軍小脩武南」凌稚隆引一本及び漢書高紀に合す。今本史記は「鄉」を「鑿」に作っているが、すでに梁玉繩が「鑿字一本作鄉、是也、漢書作鄉云云」（史記志疑）と述べている如く、今本の誤りであろう。

「項羽使人陰殺義帝江南」今本史記は「殺」を「弒」に作る、前述した如く、これは後人が春秋の義例に従って改めたものであろう。下文の「夫爲人臣弒其王」、「謀殺高祖」も同じ。

「高祖崩長樂宮」の下の集解注「年六十二」太平御覽引の史記、金陵書局本及び史記會注考證同じ、他本は「二」を「三」に作っている。すでに張文虎が「高祖生年乙巳、至是年丙午、當是六十二（礼記）と述べており[7]、今本の誤りであろう。

「次代王」今本史記は「王」の下に「恆」の字あり。すでに、梁玉繩が「恆字當避、史詮曰當省」（史記志疑）と述べる如く、今本は後人が妄りに加えたものであろう。（以上十三例、第一節㈢(3)(ｲ)(ﾛ)参照）

また、本鈔本にもいずれが勝っているともにわかに断定しがたいものや、文字の異なるのみであろうと思われるもの

3795

も多い。例えば、

「人間孀何哭」　漢書高紀に合す。今本史記は「孀」の字を脱す。

「欲告之」　単索隠本及びこれに依つた金陵書局本・史記會注考證同じ。他本は「告」を「笞」に作る。

「於是因東遊以厭當之」　太平御覧巻八十七引史記に合す。漢書高紀は「於是東遊以厭當之」に作り、今本史記は「當」の字を脱す。

「擇子弟可立立之」　漢書高紀にほぼ合す。ただ「子弟」の二字なし。今本史記は「立」の字の間に「者」の字あり。

「於是沛公乃夜引軍、從他道還」　漢書高紀に合す。今本史記は「軍」を「兵」に作つている。

「間猶將皆故賈人也」　漢書高紀に合す。今本史記は「間」を「聞」に作つている。

「呂后間曰」　漢書高紀に合す。今本史記は「呂后」の下に「曰而」の二字あり、[8]而して「曰」の字なし。[9]

「誰令代之」　漢書高紀に合す。今本史記は「誰令」を互倒す。[10]

「諸將外反」　漢書高紀に合す。今本史記は「將」を「侯」に作つている。（以上九例、第一節㈠(3)(ロ)参照）

「高祖嘗繇咸陽」　漢書高紀及び今本史記は「嘗」を「常」に作つている。

「今欲背之」　漢書高紀及び今本史記は「背」を「倍」に作つている。

「沛公怨雍齒與豐子弟畔之」　漢書高紀とほぼ合す。今本史記は「畔」を「叛」に作つている。

「都朝謁」　漢書高紀及び今本史記は「謁」を「歇」に作つている。

「此其所以爲我禽也」　漢書高紀に合す。今本史記は「禽」を「擒」に作つている。（以上五例、字異なるのみ）

一方、この鈔本にも明らかに誤りと思われるものも少くない。例えば、

「今足下下盡日止攻」漢書高紀及び今本史記は「止」の字を重ねず。明らかに鈔本の誤りである。「楚因西面擊之」漢書高紀及び今本史記は「西」を「四」に作る。上文を按ずるに、鈔本が「西」・「四」の字形が近いために誤写したのであろう。「大逆無道、罪也」漢書高紀及び今本史記は「罪」の下に「十」の字あり、明らかに鈔本の誤脱である。

注1 神田博士も「これが（この古鈔）、古鈔本にもとづきつつ、ずつと後世に書写されたものであることは、その書体及び加えられた圏点の字体から見て、明らかである。」（貴重古鈔之一「史記旧鈔」の書誌、中国文学報第十冊所収以下同じ）と述べられている。

注2 「史記書録」には、「此巻『民』字缺筆、是出唐人手筆無疑」中略―字體硬秀整潤、爲所見唐鈔之冠。」とあるが、すでに、神田博士が、さらに本書（史記殷本紀）三十六頁には、わが宮内庁所蔵の高祖本紀一巻を著録し、これまた唐鈔本と断ずる誤りをおかしている。貿氏は民の字の欠筆を根拠として、「字體硬秀整潤、見し所の唐鈔の冠たり」とまで称揚するが、まことに見当ちがいといわざるを得ない。と批判されている如くである。ただ、「民」の字の欠筆は、この鈔本に関する限り全く見られず、おそらく貿氏は「『民』の字講避せず」といわんとして、たまたま誤ったものであろう。

注3 瀧川氏は「御覧引作辞賦、與漢書合」（考證）と述べておられるが、「辭」の上に「能」の字があるべきである。

注4 「校補」第二冊巻八の二二頁に、この鈔本では、「上座」の二字が「入」の下にあるように著録したため、貿氏もこれを誤っているが、その後の調査に依って、「坐」の下にあることが判明したので、ここに謹んで訂正させていただく。

注5 少なくともこの記事によれば、「僧」に作っているテキストが他にも存在しそうであるが、いま見る限りのものでは、この鈔本のみである。

注6 今本史記は「臣」の下に「而」の字あり。

注7 梁玉繩も、「御覧八十引史云、四月甲辰崩于長樂宮、時年六十二、在位十二年、葬長陵、今史記無之云云」（史記志疑）と述べている。

注8 「班馬異同」には、「無『三』字、則間大誤」とある。

注9 ただし、蜀大字本、南北の監本、武英殿本及び班馬異同本は「百」の字あり。

注10 「班馬異同」には、「誰令字衍」とある。

〔付記〕

この鈔本と今本史記の対校について、「史記書録」は次の二ヶ条を妄りに増しているので、念のためにつけ加えておく。

校讀書地理志「浙江会稽郡」高帝更名、則「泗川」乃「泗水」之誤、知史文本作「泗水」、刊本「泗川」、蓋後人依漢紀改字妄改。

その一は「『浙江会稽郡馬得泗水守壯殺之』、刊本『泗水』作『泗川』、

3797

べているが、この鈔本は「西水」には作っていない。おそらく賀氏は「札記」の「志疑云川乃水譌」によって、この異字を捏造したものではなかろうか。

その二は「『隨銅貫齊集證梓大奇校下』、與項羽本紀及漢紀同、刊本『隨』下衍『何』字。」と述べているが、この鈔本にも「何」の字がある。おそらく賀氏は「札記」の「志疑云何字衍、攷證無、案項羽紀亦作隨銅貫」によって、この出入を捏造したものであろう。

以上のようなことは、その今本史記の誤衍に対する立説の是非は別として、校勘にたずさわるもの踏まえるべきこととして如何なものであろうか、遺憾の意を表するものである。

3798

第二章　史記古板本標記

第一節　史記古板本標記資料

前章においては、主として我が國に残存する史記古鈔本の性格を明らかにし、且つそれらの史記校勘学における価値について言及したが、本章においては、それらの古鈔本とほぼ系列を同じくするものと思われる史記テキストとの校記、及び張守節の史記正義佚文をはじめとして、今日においてはすでに見ることのできない劉伯荘、鄒誕生或いは陸善経の古注などが標記されている史記古板本資料について述べよう。

それらの資料の一部は、すでに大島贄川が「博士家本史記異字」の中に、南化本・楓山本・三條本として引用し、又「史記攷異」の中においても史記古本と称して引用している。滝川亀太郎博士も、その史記會注考證の中に「博士家本史記異字」によつて南化・楓・三本の異字を援引し、且つ幻雲抄の中に残存する正義の佚文を発見し、それと全く同種のものを東北大学図書館所蔵慶長古活字本の標記の中に認めた。かくして新出の正義佚文を千数百条に亘つて史記会注考證の中に増入した。この正義佚文の集輯は史記注釈史上劃期的な業績であつた。しかるに著者は、偶〻天理大学図書館において高木家旧蔵慶長古活字本を調査した際、その標記が、東北大学所蔵本の標記と同種であるのみならず、それを補うに足るものであることを確認した。かくして史記古板本の標記の調査に着手することゝなり、爾来滝川博士未見の史記古板本標記資料を数多く調査することが出来た。例えば史記会注考證の中に屢〻引用せられる「南化本」の異字があるが、これは「博士家史記異字」からの孫引きであつた。しかしその後の研究の結果、これは上杉氏蔵南宋黄善夫

3799

本の標記と一致することが実証され、且つその夥しい標記は、凡ゆる意味から、素晴らしい価値のあるものであることが判明した。元板史記の標記も、彭寅翁本史記における夥しい標記が、楓山本の外に、慶応大学図書館所蔵伊佐早謙旧蔵本、天理大学図書館所蔵崇蘭館旧蔵本、彭寅翁本の写本には、三条西実隆公写本、所謂三条本の外に建仁寺両足院所蔵の梅仙和尚手写本等、その他十種以上にのぼる慶長古活字本の標記をも発見し、之を詳細に調査することができた。

それらの標記の内容は、大別すると、異字に関するもの即ち校勘学的資料と語句の解釈或いは論評等注釈に関する資料の二種類に分類できる。共に史記研究上極めて重要な意義をもつものであることは後述する通りである。こゝで特に著者は誤解を避けるため、予め諒解を願うことがある。それは例えば南化本と云つても、実は上杉氏所蔵南宋黄善夫本そのものを指すのであつて、南化本はその異名に過ぎないことである。従来贅川・滝川博士の用いられた如きその欄外や行間に書入れられた標記によつて示された一本を指して謂う所の用例はここではとらないのである。何故ならば、かかる一本が現実に存在するかの如き誤解を招き易いからである。従来かかる誤解は。滝川亀太郎博士の説明の不充分もその一原因には違いないけれども、相当広く学界に行き亘つている実情である。[1] ことさら附言する所以である。次に宋板より逐次書き入れのある資料について略述しよう。

(一)　上杉氏蔵南宋慶元黄善夫本標記(南化本)

本書は、上杉隆憲氏所蔵にかかる南宋慶元黄善夫刊本で、南化本と略称する。南化本の名称は、加賀藩儒、大島維直(号贅川)の撰になる博士家本史記異字(天朝傳本史記説)にはじめて見えるが、この書が後述することくかつて南化玄興の所蔵たりしことを知つて南化本と命名したものであろう。[1] 本書の伝来については、各巻首毎に「興譲館蔵書」の

3800

朱印があつて、旧米沢藩校の蔵本であつたことは明らかであるが、古来米沢人士の間には所謂文禄の役の朝鮮出兵の際の戦利品の一として、次の如く伝唱せられている。

「公（直江山城守）が文禄元年朝鮮征伐に際し、持帰つた書籍は多数あつたが、今日では種々の事情で散逸し、其の数を知ることは出来ない。その主なるものを挙ぐれば、宋版の史記、東漢書、西漢書、春秋左氏伝、（以上上杉家蔵）宋版大般若経中五百五十一巻（上杉神社宝物）、蘇東坡全集（米澤圖書館）等で朝鮮古活字版の幾部は今猶米沢図書館に保存せられている。その書目を示せば次の如くである。……（中略）……其他坊間にあるものも少くない。以上の内東漢書（六十冊）西漢書（六十冊）史記（九十冊）左伝（廿九冊）は何れも宋版の珍書で、公の手沢本中最も著名のものである。此四本は明治十三年迄興譲館の後進たる私立米沢中学校にあつたが、時の校長古藤伝之丞より上杉家に致したものである。右の東西両漢書は安井息軒をして垂涎万丈宇宙の珍書なりと叫ばしめたもので毎巻首「興譲館蔵書」の朱印あり、刻鮮明、手垢もついていない。左伝も矢張り毎巻同上蔵書印がある。もしそれ史記九十冊に至つては、毎巻欄外に漢文でものせる公及び前田慶次利貞の注が墨書せられ、朱の句読点及び傍線が一面に施され手ずれになつて見えぬ所さへある。公が如何に史記を精読したか、之を以て知ることが出来よう。」（今井清見著直江城州公小傳、昭和十三、四、米澤市役所刊行）

右によれば、これらの書籍は直江山城守が朝鮮出兵（文祿の役）の際の戦利品であるとするのであるが、史記に関する限りこれは誤りである。

その理由は月舟（齊桂幻雪）一四六〇一五三三）の蔵書印（圖版五上）が存することである。その蔵書印は、伯夷列傳第一、司馬穰直列傳第四、仲尼弟子列傳第七、蘇秦列傳第九、孟嘗君列傳第十五、范雎蔡澤列傳第十九、魯仲連鄒陽列傳第二十三、以上七

3801

巻の巻首に見られる。

これにより本書が文禄の役を遡る数十年以前十六世紀初頭、既に五山の学僧の手に帰していたことがわかる。

然るに本書は、室町期から更に遡って少くとも鎌倉期に既に本邦に将来されていたものと思われるふしがある。本書に屢〻見える「水光卯青」（朱印及墨印）は宮内庁書陵部所蔵史記集解旧鈔巻子本（范雎蔡澤列傳第十九）にも二ヶ所見られる。この墨印は何れも該巻子本の紙の貼り合せ目に捺印せられ、又上杉氏所蔵慶元本同巻（列傳第十九）巻首にも同墨印が見られる。之はかつて両書が同一所蔵者に帰属せることを示し、且つその時期は該巻子本の書写の前後の頃、（紙の継ぎ目毎に捺印してあると云うことは、最初の装幀の頃のものと思われるから）と推定出来る。この事は又本書と古鈔本の関係の浅からざるを示すものであるといえよう。該巻子本に就いては、「審其書體、殆鎌倉初期所寫」（圖書寮善本書目解説）とあるによれば、慶元本も亦鎌倉の初期既に将来せられていたことを知るであろう。

且つ南化本の書入れ中幻雲の書入れより相当古いものと想定されるものの一たる盧蔵用の春秋後語の書入れが、同じく巻子本にも屢〻見えることは、その傍証ともなるであろう。

その後十八・九世紀の交、加賀藩に於いて大島贇川等が中心となり、廿一史の校勘を行い、米沢藩から本書を借用して慶元本と称して校合に用い、一方市河米庵及びその弟子達をして模写せしめている。[2]

当時米沢藩においては、余りその価値が認められず、藩校興譲館の教科書として、学生の使用に任せられていたらしい。次の湯浅進良の[3]又新斎日録[4]によってその間の事情を窺知することが出来よう。

御借受置之米澤侯御藏宋慶元板史記元來相國寺住僧南和之藏本ニ而卽標題之上朱印有之其外傳來之人之印と見え候而有之候　右南和ハ甲州惠林寺開基之人ニ御座候學才有之候而上杉謙信前田慶次郎殿直江山城守皆一時の弟子に御座候所

3802

右史記并前後漢書共南和より兼續え授與有之候を其後上杉侯え收候得共後には由來も不知侯故學校の讀本に被成置則ち巻毎首に興讓館藏書朱字之印御座候　右南和迄の傳は知れ不申候得共毎巻夥敷書入有之は是南和とも直江の書入共申候得共其事は知れ不申候　乍併本朝は勿論漢土にも傳はらざる本を以書入有之剩へ卓說も多き躰御座候　於上杉侯も今度初て樣子相知御重寶に被思召御文庫入に相成候御樣子に御座候　尤三部共に今御座候而同板に御座候

一、慶次郎殿手輕之諷諫有之今上杉侯御物と成候彼御家中松木何某（名失念）と申人來春申上持參大島江可入披見申聞候由咄御座候　且慶次郎殿之詩集若干無之（或無有之歟）樣子也（或誤りか）米澤ニ有之候中々學才有之御方と見え候由噂に御座候　是は未た大島も見不申致一覽度と申居候　彼慶次郎殿武邊之咄只今も口碑に存候得共學力有之事は初て承り申候　於御國は承及ひも不申事御座候　右彌左衞門[15]より來狀」（又新齋日錄巻七）

右によると、

一、上杉藩所藏「興讓館藏書」慶元版史記を加賀藩で借覽していること。これは廿一史校勘の一、史記汲異の校合資料として用いたことを指すものである。

二、該慶元版史記は元来相国寺（妙心寺塔頭花院の誤である）住持南和玄興の藏書であったが、直江山城守兼続に授けられ、その後上杉侯に收められた。

この経緯については岡本況斎が「狩谷棭齋云フ。宋本ニテ史記、漢書、後漢書ノ三種アリ。今ハ唐土ニ無シ。上杉家ナルハ、初メ南禪寺南化和尙（名玄興）ノ藏ナリシヲ上杉氏の家臣直江山城守ニ贈ル（跋ニテ知ラル）。山城守刑セラレテ上杉氏ノ藏トナル」（史記傳本攷）といっている。即ち山城守が刑せられたと云うのである。併しこれは何を指すものか明かでない。関ヶ原役後、上杉氏が百二十万石から三十万石に減封せられて、直江の所領であった米沢へ移さ

3803

れ、直江はかつて豊臣秀吉の知遇を得、陪臣ではあるが三十万石を領していたのが、五万石に減封になった。又直江には嗣子平八（景明）が居たが、元和元年十八歳にて早死して以後は継嗣をたてなかったので直江家は一代にして断絶している。従つて棱斎が云うように山城守が刑せられて、これらの書籍が上杉氏の所蔵に帰したと云うことは考えられない。又南化から直江山城守に贈つたことばを述べた跋文は無い。これは恐らく南化と直江との師弟関係から直江に贈られた他の書の序跋と混同した為で、元来この跋は無かつたのではあるまいか。もしあつたとすれば、その跋についての何か記録が他にあつてよい筈である。又貼布した小紙片一枚紛失せずよく保存されている実状からもこの跋には疑問が存する。又南禅寺とあるのも誤りである。要するに直江山城守から上杉家に移つた経緯は明瞭でないが、直江公の蔵書が、その歿後藩公の手に帰したとしても別に異とするには足らないであろう。

三、当時は藩校の学生達の教科書として自由に閲覧に供していること。今日見られる本書の夥しい手ずれのあとは、恐らくはこの時代余程多くの人々の手を経たに違いないことを想像せしむるに難くない。

四、その夥しい書入れは南和か、直江公のものと伝えられていたが「はつきりしたことは不明」と断つてある。又その内容は日本は勿論中国にも伝わらぬ書籍を引いて書入れていること、且つその解説も仲々卓越している等々が、今日はじめて藩でも気附き貴重書として取扱われることとなつた所以である、というのである。

さて本書の書入れは、その分量内容共に多彩を極むるものであることは図版（二〇）に見える通りである。その筆者についても従来直江兼続或いは前田慶次郎との諸説が流布しているが、確乎たる認定を下し得る証左を挙げることは難かしい。然しその筆蹟を詳細に検討すると少くとも五種類以上に分類出来、全巻にわたり最も多いのは幻雲の手と判定し得るものである。例えば

3804

困學紀聞十二、武帝紀、元朔三年、詔曰、夫刑罰所以防姦也。內長文所以見愛也。或云、古寫本無注、漢書作而雖數所以見愛也。幻按史記不載歟

幻按以下七字は細字をもつて書かれていて幻雲自らの手を以て後から書き加えた如くみえる。かかる例は実に多い。

この推定を更に強固ならしむる者が列伝第一以下数冊の巻頭の月舟蔵書印である。即ち幻雲が所蔵していたものならば、その書入れもあつてよい筈である。偶々京都建仁寺両足院所蔵にかかる幻雲の自賛の頂相[6]その他幻雲自筆の筆蹟を目のあたり目覩することを得た。幻雲の筆蹟は極めて特色を有するもので、一見してそれと判定する事が容易であり、玆に夥しい量に上る本書書入れ中の幻雲自筆の部分を明瞭に指摘することが出来る。

しかも、本書は二回にわたり改装されて居る為その書入れの位置から、幻雲以前の筆者数人をも区別指定することを得るに至つた。即ち、師説その他博士家史記説を書入れたのは、少くとも幻雲以前と思われ、全巻同種の筆蹟を以て書入れられている。屢〻行われている補鈔の筆者も同一人で、之も幻雲より極めて古いものと考えられる。幻雲の筆で書入れたものに続けて書かれている右肩下りの字体その他の筆蹟があるが、これは幻雲が弟子に後を続けて書かせたものであろう。直江公の筆とする説もあるが之は信じ難い。上村観光氏が「禪林文藝史譚」(二一〇頁)に挙げておられる桃源瑞仙和尚の筆と類似した筆蹟がある。もしそれが真に桃源自筆とするならば、桃源から幻雲へと本書が伝来したものと考えられるが、之は余りにも穿ち過ぎた説で確證を挙ぐるには至らず、いま遽に決定することはできない。

これらの書き入れは、内容の上からは史記正文並に注文に関する校勘学的資料を提供するものと、更に史記の解釈学的問題に解明を与えるものとに分けることが出来る。校勘学上の資料性に関する問題は、後に詳述する。史記解釈学上の価値については、先ず第一に史記正義佚文の補遺に関する問題が挙げられなければならない。この問題については後

3805

でふれるが、こゝでは南化本標記と他の古板標記との関係について考えて見たい。南化本の本紀には秦始皇本紀に一例あるだけで項羽本紀までは正義佚文の標記はなく、この部分は梅仙本・梭齋本・楓山本・三條本・狩野本・天理本によつて補うことができる。高祖本紀第八からは、伊佐早謙本・幻雲抄をのぞくと、他の諸本には殆んど書入れなく逆に南化本によつて正義佚文を補うことが可能となる。孝武本紀第十二に至つては南化本・謙本・幻雲抄に極めて多くの正義佚文が存している。正義佚文の数は巻によつて他の諸本より少いのもあるが、総数に於いては最も多い。かくの如く、各本の標記は全巻に亘つて均一に書入れられているのではなく、何れの本も巻によつては極端なほどに疎密或は断続がある。それら標記の各巻における分布状態は、各本若干の差異を示しながら、ほゞ二系統の類型を見出すことができる。標記の場所と内容の上からみて、南化本とやや似ているものは、慶応大学所蔵伊佐早謙旧蔵本・建仁等両足院蔵梅仙和尚自筆本等である。他の類似点を示す一群は、楓山本・三条本・狩本と略称する東北大学所蔵狩野亨吉旧蔵本等である。しかしこれらの類型は詳細に吟味すれば例外も少なくなく截然と分類出来るものではない。これは今日においては、各本の祖本となつたものが不明の為、相互の相対的関聯のみより考究できぬので、残念ながらこれ以上の論は、新らしい祖本（南化本の）でも発見されぬ限り究めようがない。

如上の正義佚文の問題に次いで、史記の解釈学上の問題として今日すでに見られなくなつた劉伯荘・鄒誕生・陸善経等の古注の夥しい書き入れがある。それらの佚注の集輯と注釈史上における意義を考究することは極めて重要な問題であると考えるので、節を改めて論ずることとし、ここではその外に標記中に屢〻見える博士家の史記説について一言ふれて置こう。

南化本の書き入れ中には、博士家の説が引用され、又時には批判されている。即ち江家・橘家・良家・巨家・賀家・

3806

日野家・菅家・紀家或は師説曰として書入れられたものが非常に多い。今これらの説を内容によって(1)文字の異同について述べたもの、(2)音について述べたもの、(3)訓について述べたもの、(4)解釈について述べたものにわけて、それらのいくつかの例を示そう。

(1) 文字の異同に関する博士家説及び異本に就いて

「命汝爲納言」（五帝本紀第二）上欄に「師曰爲字上有作字爲異本耳」下欄には別人の手で「作或本爲字上本無」と書き入れがある。これは師説の拠った本では為字の上に作字があったことを示している。同じように師説としては、「自天下四方皆入吾網」（殷本紀第三）に「師説或本作天地又作上下此皆異本也」「古禹卓陶久勞于外」（殷本紀第三）に「古作故本 師説故猶古也或本作古」の如きものがある。博士家が異本について述べる場合、異本・或本等の表現の他に、小板・俗本と呼んでいるものもある。「籍其門視此」（秦始皇本紀第六）「師説俗本無籍字誤也」「無輔拂」（秦始皇本紀第六）「拂江本勃」の江本とは江家の用いたテキストであろう。「天下疫」（秦始皇本紀第六）「一本天下之下有大之字 家本無大字」彭寅翁本には大字がある。恐らく一本とは彭本をさすものであろう。家本とは何本なるものか不明である。家本をひくものとして、「鳥身人言」（秦本紀第五）「言作首 家本」この校記と合うものは、東洋文庫蔵天養古鈔本・英房抄・桃源抄引古本がある。これらの事実から推せば家本とは、極めて古い鈔本の系統のテキストをさすものであろう。

(2) 字音に関する博士家説

3807

「湯湯洪水滔天」（五帝本紀第一）「師說江大夫說、蕩々音如字、陸說、又此集注點書既引釋文曰、蕩々音傷、又點蕩字爲平聲之轉、如此說專可音傷耳、而湯々流貝也。其字不從草、蕩々廣大之貝、其字從草。今此本皆從草、明不可音傷。而良大夫安學士殊讀爲傷音、據尙書爲湯之音歟。而安良兩家史記家之所重不可偏難、又江尙書說不可失、故合爲備通耳。先說如字、次音傷」この書入れは師說が博士家の音に說き及んだ例である。「今此本皆從草」というのは師說の拠る所の本は湯々としていたのであろう。欄外校記にも「湯々作蕩々」とある。

「攝行天子政」（夏本紀第二）「行劉爲竄竝不音、師說爲去聲」これは師說が音について述べた例であるが、全体的にみるとこの音に関する書入れは比較的少くない。

(3)　博士家の訓点

南化本書き入れ中の訓点に関するものは非常に多い。今そのいくつかを挙げよう。

「有能使治者」（五帝本紀第二）

江ーヨクヲサメツヘキモノアリヤ

橘ーヨクシツヘキモノアラハ

　　ヨクスルモノアラハヲサメシメム

これは江家・橘家の点を示したものである。

「天也夫」（五帝本紀第一）「江家點夫字不讀」（以下の訓点は南化本による）

「卽求嘗在側」（五帝本紀第一）「卽（ツク）江家點」

「乃流三四凶族」（五帝本紀第一）「四凶（ハヒ）族　江家」

3808

これらはみな江家の点を示したものである。

又、先堂安師説として、

「何擇非其人」（周本紀第四）

擇　エラハントナラヘ　先堂安師説

エラフコトカアラントナラハ

エラフトシテ

菅家の点をひくものとして

「去柳葉百歩而射之」（周本紀第四）

去　江家　サケル

菅家　サレル

の如きものがある。家本点として挙げられているものに次の例がある。

「秦之先帝顓頊之苗裔孫曰女脩」（秦本紀第五）「苗裔孫、家本點」通説は苗裔で絶句としているが、家本点では苗裔孫で絶句ということになる。此の如き絶句の例を上げれば、

「予乃大罰婬女母予怨」（秦本紀第五）「集注説女字絶句　賀師説婬字絶句。」

「皆至(ヲ)關(ニ)中。」（秦始皇本紀第六）「良家亘家至關字絶句」

「周書曰欲起無先故故器南則……」（楚世家第十）「師説江家説云傳器絶句此説意存耳」

博士家の説のみでなく應邵・晋灼・孟康などの説を訓読して列記しているものもある。

3809

「檝レ船待」（項羽本紀第七）「檝船江　檝船古　檝船當　檝音楫　檝孟康」古とは古本の訓であろう。今見る集解には「駰案應劭曰、檝正也。孟康曰、檝音楫。附也。附船著岸也。如淳曰、南方人謂整船向岸曰檝。」とだけあり、書き入れの晉灼の説は見えない。が、集解の如淳の説と合致する。

又旧点、新点として挙げられているものがある。

「作宮阿房」（秦始皇本紀第六）作宮阿房舊説　即ち右側に付せられたものが新堂説、左側に付せられたものが旧説なのである。

「爲下所二是案一法新上」（扁鵲倉公列傳第四十五）「舊點爲下是所二案法新上　此點難讀」この書入れは幻雲自筆のもので旧点を批判したものである。旧点に対して新点として、

「乃賜二嬰縣北第一區」（樊酈滕灌列傳第三十五）「縣北第第一　幻新點用文選點之義」

「又惡レ負レ約恐レ諸侯叛レ之」（項羽本紀第七）

「舊新點　惡下負レ約恐　諸侯叛上之」　蕉とは蕉了翁即ち桃源のことである。旧点に対して新点として一説を立てたものである。又旧点に対して一応の批判をし、一説を立てながら旧点に従っているものもある。

「夫逆レ人之使レ絕二人之謀一」（龜策列傳第六十八）「逆二人之使一絕二人之謀一　如レ此可讀歟、雖レ然且從二舊點一也」

きわめて古い書入れと思われるもので善入寺本、宝性院史記本なる一本の点を書入れているものがある。一の史記古鈔本をつたえるものであろう。

「行以驚レ動南越一」（南越列傳第五十三）「行二以驚一動南越上」善入寺之本點如此雖然餘本之點不如此漢書家點行……也、寶性院史記本行之義也又行之字欲之訓未詳也」この朱の書入れは、東北大学所蔵の狩野亨吉旧蔵慶長古活字本に

3810

もあり、「幻雲曰非歟」とある。この「幻雲曰非歟」の書入れは南化本にはない。狩野本が何に拠つて書入れたか不明である。博士家の書入れは史記説にとどまらず、漢書家の説を援用しているのも多い。

「雍輕車騎於雍南一破レ之」（樊酈滕灌列傳第三十五）「雍輕車騎於雍南一破レ之　此點是也、漢書家點又如此、或點如此雖然正義之意可レ讀レ訓」

この書き入れによれば、上の雍字は音で読んでいるが、正義の説によれば動詞によむべきだとしている。（注、漢字の横の棒線はその字を音読する符号）

(4)博士家の史記解釈の諸例

索隠の説に対して師説が一説を立てているものとして

「此一物足以釋西伯」索隠曰一物謂藝氏之美女也（周本紀第四）「師説曰司馬説非也所獻之物中一物也」

などがある。

本書の標記中、最も量的にも多いのは幻雲の書き入れである。幻雲の史記学はこの中に網羅されているといつても過言ではない。随つてこゝに当然幻雲の人物、及び史記説、更には幻雲抄との関係にも言及すべきであるが、これらは幻雲抄として一括して後述することにして、唯こゝには幻雲の医書に関する標記だけを挙げておこう。何故ならばそれらの標記は幻雲抄には全く引かれてないので幻雲抄の項には引くべきもないからである。

(5)幻雲の医書に関する校記

幻雲の書き入れは、如上の通り全巻に亘り詳細に行われているが、特に扁鵲倉公列傳第四十五に至つては実に精密を極めている。各葉の間に数葉を綴入して細字を以つて丹念に書き入れている。引用書の主なるものは、黄帝内経（素問・

3811

靈樞）・難經・脈經である。これに續いて多いものは陳言の三因方、楊介の存真環中圖などがあるが、特に楊介の書は今では佚して伝わらないもので、この書入れによってのみ僅かに旧姿を止めているのである。引用医書は三十種に及んでいる。このうち邦人の手になるものは竹田昭慶の延寿類要一巻（康正三年刊）があるばかりである。又この書入れによって幻雲が竹田定裕と親交があったことが知られる。定裕は月海雜録の著者で、彼自身も有名な医者であるが、父昭慶は、延寿類要を遺し祖父昌慶は入明の名医で永和四年に医家秘書銅人形等を得て帰朝した人である。

次に引用醫書を分類列挙して彼の浩博な知識の源流を一見して見よう。書名のうち括弧を附した文字は、筆者の補入である。

漢籍

醫經

新刊補註釋文黃帝內經素問　二十四卷　唐王冰注　宋林億等奉勅校正　宋孫兆重改誤

靈樞　二十四卷　宋史崧校

黃帝八十一難經　五卷　吳呂廣註　唐楊玄操演　宋王惟一集註

素問入式運氣論「奥」　三卷　宋劉溫舒撰

難經俗解　六卷　明王綸撰

本草

證類本草　三十卷　宋唐愼微撰

湯液本草　二卷　元王好古撰

3812

診法

脈經　十卷　晉王叔和撰　宋林億等奉勅校正

新刊通貫子補註王叔和脉訣　三卷　晉王叔和撰　宋劉元賓註

脈要祕括　二卷　晉王叔和撰　宋劉元賓註

脈訣集解　十二卷　宋李嗣撰

察病指南　三卷　宋施發撰

明堂

鍼灸資生經　七卷　宋王執中撰

歐希範五藏圖　一卷　宋靈簡撰

存眞環中圖　一卷　宋楊介撰

方論

太平聖惠方　一百卷　宋王懷隱等奉勅撰

聖濟總錄　二百卷　宋政和中奉勅撰

三因「極一病證」方「論」　十八卷　宋陳言撰

濟生方　十卷　宋嚴用和撰

癰疽辨疑論　二卷　宋李世英撰

類證增註傷寒百問歌　四卷　宋錢聞禮撰

3813

傷寒解惑論　一巻　宋湯伊才撰
泰定養生主論　十六巻　元王珪撰
東垣先生此事難知集　二巻　元李杲撰
醫經溯洄集　一巻　元王履撰
格致餘論　一巻　元朱震亨撰
明醫雜著　六巻　明王綸撰
醫書大全（醫學源流を引く）十巻　明熊宗立撰
奇効良方　六十九巻　明方賢撰　等
　國書
延壽類要　一巻　竹田昭慶撰

(二)　元板彭寅翁本竝びにその写本標記

(1)　三條西實隆公手寫彭寅翁本（三條本）

御書物奉行近藤正斎の撰に係る御本日記附注巻上に、

「史記　三條殿の手　四十三冊　全篇西三條内府實隆公の親筆手寫ニシテ元版ヲ摹シタルナリ。此本モト萬里小路秀房公ノ筆ト云傳ヘシヲ享保八年八月八日御鑑定實隆公筆ト極メラレ御書目ヘモ記スヘキ旨土岐左兵衛佐ヨリ是ヲ達ス。」

とあるのが即ち本書、所謂三條本で、その名称は大島貴川の博士家史記異字にはじめて見えるものである。百三十巻全

3814

篇が実隆公親筆の如く述べられているが、一部はその子公條の筆に係ることは後述の如くである。

三条西実隆公は、はじめ公世、後公延と云い、後又改めて実隆と号した。永正三年内大臣に任じ、正二位となつた。文明より明応にかけての朝野における歌道の著しい発達は一にかゝつて実隆の貢献にまつところ大と称せられる。永正十二年（六十一歳）後柏原天皇は彼を大臣上位に抜擢しようとされたが固辞し、翌年四月薙髪して、大永六年後奈良天皇即位後は、自由の身となり仏寺参籠や古跡行脚に余生を送つた。正斎の御本日記附注には又江村氏の日本詩史を引いて、「實隆公致仕後の詩に『三十年來朝市塵、扁舟歸去五湖春、平生慚愧無功業、合對白鷗終此身』、每誡子弟曰、吾少年不努力、老來悲傷無及、汝曹宜勿宜尤尤、因課子弟謄寫六經及史記漢書等、世知公爲和歌亘壁而不知有文學、故揭而出之」と云つているのによれば、公は史記・漢書のみならず、六経までも書写しているのであつて、世人はその和歌の巨擘たることは知れど、文学に秀でたことを知るものは寡なかつたことを知るのである。実隆公の実際の篤学については後述する。

次に所謂三条本の書写の体裁及び校点の識語を一瞥しよう。

首冊の順序を調べると次の通りである。史記目録（彭寅翁本には目録末葉の列伝七十巻と史記目録終の間に「安成郡彭寅翁」葉于崇道精舍」の雙郭の刊記があるが三条本には省かれている。）次が史記集解序、補史記序、史記索隠序、史記正義序、史記正義論例識法解、最後に三皇本紀（補史記）がある。第一冊末葉の右下に細字で「永正七年十一月晦於灯下終功了 四十九」とあり、実際に第一冊全てで四十九葉ある。

第二冊 五帝本紀は、頭注に史記第一（五帝）とある。第一冊より早く書写したものと見え、末葉に「永正七、十月二日立筆 同十七日終功 井二」とあり、[8] この巻の書き入れは次に述べる楓山本のものと全く同じである。

3815

第三冊　夏本紀（殷本紀をも含む）の末尾に「史計參阡貳百玖拾玖字　註壹萬壹阡參百玖拾肆字　廿六丁」とあるが、これは彭寅翁本にはなく黄善夫本にあるものである。実隆公記に「永正八年正月一日　夏本紀書之」とあるものが、即ちこれである。

第五冊　秦本紀の末葉に、「周本紀上呂立筆同十三日終功　秦紀三、十四、立筆　同廿一日終功　永正八　廿八丁」とある。

第六冊　秦始皇本紀（四十四丁）は日附はないが、実隆公記によれば三月廿一日からはじめ、四月十日迄かかつている。四月十日の条に「自去六日以來忩々沈醉等拋筆疎懶也」とあるものが即ちこれである。

第七冊　項羽本紀第七の末葉に、「永正八、五、六終功　卅三丁」とある。

第八冊は「漢高祖・呂后」と題箋、その末尾に、「永正辛未（辛未は八年）六月十五日終功了　十四丁」とある。実隆公記によれば、「六、十二日呂后紀立筆」とあるから呂后本紀十四丁は四日間で写し終つていることになる。

第九冊　「史記第十之十二（文帝 武帝 景帝）」・「永正八年七月五日終書功矣　卅五丁」とある。本紀全九冊三三四丁を永正七年十月二日立筆以来、同八年七月五日に至る迄約十ヶ月を要している。[9]

孝武本紀第十二の末尾に

「這史記本紀（加補史記九部）去冬以来、凌老眼、染惡筆使」諫議羽林郎公條卿模點了。所謂舊本者、紀傳朱點也。而今爲令易讀、倣江湖之新樣、用朱墨之點、蓋非不存固實、於其點者無毫釐之差、後昆可知之而已。永正辛未孟秋上瀚　槐陰逃虛子（花押）」

とあるによれば、実隆公が去冬以来、老眼に堪えながら、遂にその子の公条をして紀伝家の朱点を以て、当時の新様式

3816

たる朱墨の点に分けて写させた経緯とその心構えを知ることができる。又この永正辛未は八年に当り、実隆公記の「永正八年九月十七日列伝第一相公羽林立筆」とあるのと正に照合するのである。正斎が「公ノ位望人材ヲ以テ是等大部ノ書ヲ手寫セラレシコト古人ノ簿學ナルコト感ズルニ堪ヘタリ」と讃歎を惜しまないのも亦宜なるかなである。[17]

世家の書写年月の書入れは、次の二条のみである。即ち第五冊整世家第十末尾に「閏四、八　四十五丁」(実際には三十五丁である)と、第七冊、趙世家第十三末尾の「永正十年八月書了」であるが、実隆公記によると次の通りである。

永正八年　九月十七日　世家立筆
　九月廿二日　世家第一終功(呉大伯)
　十一月廿八日　魯世家立筆(第三)
　十二月九日　魯世家終功(第三)
　　燕世家立筆(第四)

永正九年　正月一日　世家第六立筆
　二月十二日　世家第八終功
　二月十七日　世家第九立筆
　四月四日　世家第九終功
　閏四月八日　世家第十終書功
　四月廿二日　世家第十二終書功

永正八年は実隆公五十七歳の時に当る。かくの如く見てくると、趙世家第十三の書入れ、「永正十年八月」は九年の誤

3817

写でないかとも疑われぬこともないが、何れにしてもこの後五年程の空白をへて八書の書写に移っている。

八書の書写月日の書入れは次の通りである。

樂書第二の末尾　永正十五、四、五了　（永正十五年は実隆公六十四歳の時に当る。）

律書第三の末尾　永正十五、五、十九了

曆書第四の末尾　永正十五、六、二了

天官書第五の末尾　永正十五、八、朔了

封禪書第六の末尾　本云戊子結夏點了　英房　永正十五、十月五日了

阿衡書第七の末尾　本云戊子孟夏十五日雨中點了　英房印　永正十五、小春初七終書了

平準書第八末尾　本云戊子孟夏十六日點之、十表八書　一閲之次加點、未及再三須有抵梧耳　英房印　樞翁印

永正十五、十、十六了

十表（表紙に史記第十三之廿二とある）は、一冊にまとめられ序のみで表はすべて省略せられ、書写の日附はない。

今実隆公の篤学及び当時の所謂縉紳家との友好関係を知る一端として実隆公記の中から摘記しよう。

文明六年正月廿七日　天臨來臨（実隆公二十歳）

八月十八日　古今集校合終功了

九月廿三日　大昌院來話

十二月廿二日　續後拾遺校合之

七年正月九日　天臨來臨又有一盡

3818

十月十八日　早旦天隱和尙來臨

八年八月十九日　源氏物語夢浮橋卷可令書寫之、由先日被懇望、自昨夕立筆今日終功直遣之了

廿三日　天隱和尙來話勸一盞了

九年三月十日　阿彌陀經終寫功、北院御室集等終日書寫之外無事

長享二年五月廿二日　抑以日易月之本文漢書第四文帝紀說明白也、今日漢書本自小補被送之別寫之了（三十四冊）

六月四日　漢書第四以日易月本文予今日借請橫川長老寫之令見彼亞相者也

八月十四日　播州家領事建仁寺大昌院帳藏主今日可下向彼國、天隱涯分可申試之由昨日被示送之間、調書狀以使者遣之

八月廿日　自美豆御牧野芋到來、頒遣滋野井、中御門、大昌院等了、自大昌院靑苔一裹被惠之

十一月十八日　及晩龍帳藏主入來一昨日自播州上洛云々　知行分事先日下向時分以天隱和尙許有申試子細大略事遠之趣也所喜悅也勸一盞閑談

十二月六日　龍帳侍者來天隱座座佛事（准后御逆修）禁裏可有叡覽之由御所望之間一昨日申遣之所持來也

十三日　今日吉曜良辰也仍五才小男（西室備上府第著袴、阿蘇吾丸）二歲小男（大夫公條）髮置

三年二月五日　中院所望之伊勢物語等各立筆今月吉曜之謂也

五月十一日　今日毛詩講談

六月四日　自建仁寺大昌院傳達當時自愛祝著了

五日　今日遣使者於大昌院、遣書札并蘇合香圓卅粒於帳藏主許條々謝遣之了

3819

六月十日　午後向德大寺亭雜談移刻、及一盞之興、師富朝臣來、改元間事自他奏慶事等相談、史記漢書等本感得可被見之由被命美麗至極之本也

六月十八日　自親王御方論語全部十卷爲三冊被下之祕藏自愛々々

廿一日　毛詩第八講尺也

九月廿二日　午後梳髮、今日新典侍御產所忌開御祝、可罷向之由兼日約束、雖然故障事出來、示其旨不罷向無念々々。

師富朝臣來、節會間事等有相談旨、天隱和尙入來、觀音新像出現希異之子細言談、眞實催感涙了、末代不可思議之事也。

委旨雖勒筆端、可注別記矣、師富朝臣歸去之間、扇一本可傳給小生之由命之遣了

花嚴經第三十三立筆料紙不出來之間數月懈怠也（三十六歲）

延德二年二月廿六日

廿七日　宗祇法師來、寫經之外無事

三月八日庚申　天晴、今夜一身挑灯守庚申、嘉元百首書寫之其外寫經、看經及天明了

三月十一日　入夜梳髮、嘉元百首今日終書寫功進上了

十三日　源氏物語、橅卷（按蓼科謌也）翻立筆

廿四日　源氏物語橅卷（按蓼科謌也）終書功

五月五日　今日新古今集上卷校合、宗祇法師以下來

七日　新古今集下卷校合今日終功

3820

八月二日　東坡詩第廿五卷講尺也　周興識主講之、言語美麗、才覺博覽　諸人驚其聽者也

廿九日　伊勢物語中院禪尼所望昨日終書寫功

卅日　孟子講尺第三卷也仍聽聞

閏八月廿二日　後撰集伏見殿御本自去月廿八日立筆其內數日懈怠終書寫功

廿三日　後撰集校合

九月二日　萬葉集注釋第一帖終寫功　第二卷立筆

延德三年正月十一日　自大昌院有使者不動尊贊被書送之、兼又愚作詩和韻也（德大寺）加添倒被送之（三十七歲）

正月廿八日　播州大田庄公用分去年千疋自建仁寺到來有使者祝著無極仍則命駕向大昌院一酬之天聽喜悅無比類、

被勸一盞

二月六日　天聽和尙入來勸一盞昨日杉原一束扇子播州鍋等被持來之處、予他行之間不相調遺恨之間遣人於鹿苑院所招引也　清談移刻宗祇法師來勸一盞

二月廿二日　自今日有中庸講尺（於小御所）有此事一勤講之

廿六日　源氏物語宿木卷讀申之

七月廿六日　竹取物語終日書寫

九月一日　今夕新古今集大內左京大夫所望本書寫終功者也

九月廿日　萬葉注釋一帖今日立筆

廿四日　萬葉注釋終書寫之功了

3821

明應元年十二月八日　自大昌院有書狀、自播州到來之用脚五拾在之先可召仕之哉、然者以大田公用可立用之由也。

懇切之條自愛々々、明日可遣取之由報之　（三十八歲）

二年九月一日　古文孝經小生今朝終功、去七月廿日始而讀之昨日已讀終、雖然今日吉曜間一行殘之令教授了。

去月十三日序終其功、如法早速神妙也三十頌令讀習之。

明應三年正月廿九日　小生論語學而篇今日終功。（四十歲）

卅日　小生論語里仁篇令授之。

二月五日　論語第一終功、八佾篇初令授之。

十日　八佾篇終功、里仁篇始授之。

十二日　論語第二小生等終功

十四日　論語第三、第四、予受師富朝臣說

十九日　古今集終書寫功

廿五日　大田庄年貢千疋自大昌院到來、去年分也　且自愛者也

永正五年正月一日　今日漢書第二惠帝紀立筆　（五十四歲）

二日　今日惠帝紀終功

四日　漢書第三終功

五日　漢書第四立筆

正月十八日　月舟來臨勸一盞

3822

二月七日　宣賢來（當年初度）

十二日　相公讀左傳（第六當年初度）

三月五日　今日文選講尺再興

十一日　文選講尺云〻

十五日　宣賢來、相公羽林文選試讀了

十六日　相公羽林文選讀書（左傳第七終）

廿二日　宣賢來相公讀書如例

四月四日　漢書武帝紀終書寫功

十一日　後漢書光武紀立筆了

十八日　後漢書武帝紀上終書功

廿三日　良棒法眼來

廿六日　後漢光武紀一冊今日終書功

八月七日　文選講尺

十八日　漢書帝紀點首書等昨日相公終功

廿日　漢書帝紀終功表帋今日出現自愛〻〻

廿五日　周易第一終書寫功

廿六日　周易第二立筆第一返遣德大寺

3823

九月四日　周易第二終書功
五日　第二周易返之
九月十九日　周易第三終功　第四立筆
十月廿八日　漢書成帝紀終功
十一月八日　月舟和尙來臨詩文事雜談有感
廿七日　今日播州大田庄事申遣建仁寺大昌院了
十二月廿三日　月舟和尙來年中詩題今日書賜之
永正六年正月十六日　周易第六立筆（五十五歲）
二月十九日　周易第六終功
二月廿二日　月舟和尙來臨詩話等尤有其感
三十日　易第八終功
三月四日　周易第十終書功　無爲成就誠先聖先師冥助隨喜無極者也
五日　宜賢來、相公讀書（左傳第一終功）勸一盞
招東福寺經師史記册十八遺之表帋事申付之
永正九年六月十三日　源氏今日立筆（五十八歲）
十七年二月廿四日　遺書狀於月舟之處
七月廿三日夜　今日左傳講尺

八月十九日　左傳講尺

十月十二日　一華史記講師向之

十八日　建仁寺史紀（記）講尺師龍向

十二月九日　建仁寺史記今日滿散

大永元年（永正十八年）十月十一日　今日源氏表帋事申付百疋遣之（六十七歳）

十五日　伊勢物語校合、後撰自一至第十校合

十二月十六日　月舟和尚來臨

右によれば、当代の碩儒・名僧の往来極めて繁く、建仁寺大昌院・天隠和尚の如き、三条西家とは特別な関係を有したらしく、三日にあけず往来している。月舟（幻雲）も屢〻来臨、詩話や雑談に時を過し、時には一讌を勧められ、宣賢は公条の読書の相手をさせられたものか、「宣賢来、相公読書如例」とあるから、清原家学の伝授をも受けたものと思われる。当代歌壇において、名声を馳せていたと思われる公のところへ、宗祇が屢〻訪れるのも興味深いことである。公のこの繁忙の中にあって書写・校合・読了・講談した漢籍は、史記の外に、周易・毛詩・左伝・論語・孟子・古文孝経・文選・東坡詩・漢書・後漢書等があり、国書では、竹取物語・源氏物語・伊勢物語・万葉集・古今集・新古今集・後撰集・嘉元百首・北院御室集等の書写・校合・読了、仏書では、華厳経・阿弥陀経等の写経、その他「写経之外無事」とか「看経及天明了」等の記事が屢〻見える。いかに公が博く且つ刻苦して勉励したか、容易に理解することができるであろう。

実隆公の最も晩年の書入れは、「天文元年八月十八日校了」（匈奴列伝第五十末尾）で、この時公は実に七十八歳であ

3825

つた。又太史公自序第七十の末尾に、

「本云　着雍困敦之暦仲秋月夕天　臨鶴髪五旬有六載之類齢　終馬史一百三十篇之就写　細書歎老眼　苦学楽貧身而已　英房」とあるに拠れば、公が書写の際に英房の書入れのある、一本を以て校合を行つていることがわかる。その英房がくしくも実隆と同じく五十六歳の老齢を以て史記の書写をはじめたことを知る。

尚楓山本は南宋慶元本（黄善夫本）と校合して、テキストの本文並に注文の校勘を行つているが、三条本も同様である。殊に彭寅翁本の正義の注文は途中から相当の語句を削つているが、この削節の部分を楓山三条本共に補つて書き入れている。

(2)　狩谷棭斎旧蔵彭寅翁本（棭斎本）（図版二二）

近藤正斎の右文故事巻一に「予カ知ルトコロ狩谷望之好テ古本ヲ収儲ス。ソノ家求古樓ニ赤コノ彭本ヲ藏セリ。其第一巻ノ末ニ僧寅闍ノ識語アリ。云々」

とあるのが即ち本書である。棭斎本と名附くる所以である。この元版彭寅翁本は、項籍本紀、高祖本紀、呂后本紀、孝文本紀は補写にかゝり、巻六十四より巻六十七までを闕く。巻首に元の中統二年（一二六一）校理の董浦の序があるが、これは元版中統本史記の序を誤入したものである。目次の次の識語は次の通りである。

右本盖聽松村庵老師藏書室中至寶也」然明月夜光不獨耀于隨掌郢握天下寶」當爲天下用之、是今斯本之所以歸於」栴嶽雅伯掌握也　深韜匿寶諸之可矣　寅闍翁謹識

ちなみに聽松村葊及び寅闍については、正齋が次の如くのべている。

「按ニ聽松村葬。名ハ靈元、字ハ希世。細川滿元の猶子也。學内外ヲ該ネ南禪寺聽松院大鑑禪師第四世。長享一年六月示寂。惠鑑明照禪師ト勅謚ス。コノ人ヨリ天神ヲ畫キ、守重モ貯藏ス。村葬詩稿アリ。寅閣ハ建仁靈泉院僧　常葬名ハ龍崇又寅閣ト号ス。又角虎東里ト号ス。東野州常縁ノ子ナリ。閣疏稿アリ。」（右文故事卷一）

又亀策列伝第六十八の終りに、

「龜策傳、雖如舊本加點、未通義理、待精史學之人、以可窺其深奥者也梅室本自書如此」

とあり、各冊の首葉下際に定房と名入りの鼎印が見える。

定房は、御醍醐天皇の股肱の重臣の一人で、万里小路宣房・北畠親房と共に三房と称せられた。次に尊卑分脈により系図を掲げ、公卿補任（国史大系五十四巻）の中から主な事蹟を摘記しよう。[10]

建仁二年正月　五日　従五位下　（三歳）
　六年四月　五日　讃岐守　（十歳）
　八年八月十九日　任皇后宮權大進　（十二歳）
正應四年十月　十日　任中宮權大進同月補藏人　（十八歳）
永仁三年六月廿三日　兼右少辨　（廿二歳）
　四年四月十三日　遷兼春宮大進　（廿三歳）
正安元年六月　六日　右中辨　（廿六歳）
　二年四月　七日　左中辨　（廿七歳）

3827

三年四月　五日　補藏人頭（廿八歲）
乾元元年七月廿一日　兼右兵衞督　同十二月十四日　爲使別當（廿九歲）
嘉元四年（德治元）　從三位　使別當　右衞門督　六月二十一日被仰執權（卅三歲）
延慶三年四月　七日　叙從二位（卅七歲）
文保三年十月廿七日　任權大納言（四十五歲）
元德二年正月十三日　從一位（五十七歲）
建武二年　民部卿（六十二歲）
四年　民部卿　七月二十止卿　月日遂電　出奔吉野宮（六十四歲）

延元三年正月二十三日吉野に薨ず。南朝公卿補任（宮内庁書陵部所藏によつて補う。）による。

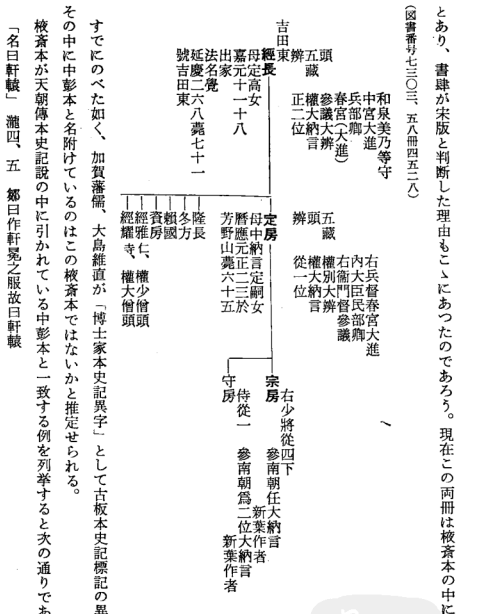
又花山院家記（史料大成）の元亨三、一二、朔日己未の条に、「権大納言藤原定房今年所学目録」として史記は見えないが春秋後語十巻が見え、この書は当時史記と併せ読まれたことは、古鈔本史記に春秋後語の名が屢〻引用せられることによつて容易にわかる。

先年、琳琅閣書店に宋版二冊が出ているが如何なるものかとの問合せに接したことがある（昭和三十二年二月、琳琅閣書目二一頁参照）。直ちに同書店を訪れて、版の大きさと表紙の裝禎から元版影寫翁本と直感したが、首葉下端の定房の鼎印によつて宮内庁書陵部藏楊齋旧藏本のはなれであることがわかつた。一冊は史記二十八、封禪書第六、第二冊は史記八十九張耳陳余列伝第二十九及び史記九十二准陰侯列伝第三十二で、両冊共書入れは全くないが、第一冊の末葉に「此史記は南宋寧宗の皇帝の慶元版也　本朝後鳥羽天皇建久末末当る」

3828

とあり、書肆が宋版と判断した理由もこゝにあつたのであろう。現在この両冊は椒斎本の中に共に納められている。

（図書番号七三〇三、五八冊四五二八）



すでにのべた如く、加賀藩儒、大島維直が「博士家本史記異字」として古板本史記標記の異字異文を輯めているが、その中に中彭本と名附けているのはこの椒斎本ではないかと推定せられる。

椒斎本が天朝傳本史記説の中に引かれている中彭本と一致する例を列挙すると次の通りである。

「名曰軒轅」　瀧四、五　郯曰作軒冕之服故曰軒轅

「幼而徇齊」　瀧四、一〇　正義　幼謂七歳已下時也

3829

「神農氏弗能征」　瀧五、一〇　征作正
「諸侯咸來賓從」　瀧六、二　咸作或
「炎帝欲侵陵諸侯」　瀧六、八　陵作凌
「三戰然後得其志」　瀧七、八　得下有行字
「官名皆以雲命爲雲師」　集解　因以名師與官　與作爲

以下は省略するが、梃斎本の書入れは、その拠った祖本が三條本とも亦異るように思われる。したがつて三條本にはない標記が数多く見られる。故に三条本と相俟つて重要な資料と謂えよう。

(3)　楓山書庫旧蔵宮内庁書陵部蔵彭寅翁本（楓山本）（圖版二一）

右文政事巻之二に「御庫ニマタ元板史記一本アリ。卽チ彭寅翁ノ刻本ニシテ三條殿手書ノ原本也。乾隆ノ天祿琳琅書目ニ元版史記五部ヲ載セテ彭寅翁ノ本ニ及バズ。コノヲ本西土ニマレナルカ。又予ガ知ルトコロ狩谷望之好ミテ古本ヲ收儲ス。ソノ家求古樓ニ亦コノ彭本ヲ藏セリ云々」とある御庫卽ち楓山書庫に旧蔵した彭寅翁本史記の書き入れを楓山本と称する。楓山本の名のはじめて見えるのは、南化本、三條本と同じく贊川の「博士家本史記異字」である。右の文中の求古樓旧蔵本が卽ち梃斎本と名附くるものである。

全四十冊、各冊の首葉に御府図書印が見える。楓山本と三條本とは標記が殆んど同じであるが、何れが祖本であるか、又は同一祖本の兄弟関係であるか明らかでない。三條本では筆写の際原本（彭寅翁本）を標記の異字に改めて写しているものが少くないところから考えると三條本が楓山本を祖本としたかとも考えられぬことはない。例えば

「播時百穀」（五帝本紀）のところで楓山本には時字なしと標記してある（南化本同じ）。三條本では書写の際に時の字を削って書写を行なつている。かゝる例は三條本では屢々なされていることである。併しながら楓山本に無い標記が三條本にある場合もある。

(4) 伊佐早謙舊藏慶應大學圖書館藏彭寅翁本（伊佐早本）（圖版二四）

百三十巻中残存七十一巻 二十八冊 原装に非ずして改装裏打補修著るしい。欠巻の内訳は序、目録、巻二―四、十三―十七、二十二―二十四、二十八、三十三―四十三、四十八、六十一―七十四、九十二―一〇七、一一八、一二九である。「林泉文庫」・「伊佐早謙古書之寶」の蔵書印あり、又「立岩藏書」の墨書も屢々見られる。箱の蓋には旧蔵者が大正九年立岩氏より獲、紙葉の断爛抄読すべからざるを修補し、庫中の珍宝となす旨を誌す。年表を除き全巻に朱の平古止点、墨青を以て訓点振仮名を附し、且つ上層並に行間に朱墨両様の書入れが甚だ多い。書き入れは主として他本との校合であり、大本・菅家本・秘本・江本等の名見え、校合は博士家の古鈔本その他の古刊本の書入れに拠つたものと思われる。又訓点、読み仮名については博士家の異同を注記し、「家點如此」等の書入れあり、校合者は博士家の一人の如く思われるが、その祖本は明らかでない。又正義の佚文の書き入れも多い。

(5) 建仁寺兩足院藏梅仙和尚手寫彭寅翁本（梅仙本）（圖版二五）

梅仙東遊（一五二九―六〇八）梅仙和尚の伝記資料は、東山建仁禅寺歴代住持位次簿、東山歴代、東山塔頭略伝、国本集巻中、羽弓集等に見える。

3831

東遊の字は梅仙。建仁寺兩足院の僧である。享祿二年、奈良に生れた。兩足院の開山、龍山德見に隨侍して來朝した中國人、林淨因の後裔、林宗二を父とする。所謂、林氏の一族である。師の地名を南華又は南城と稱するのは、勿論この生地の奈良に因由する。別號は滴翠。永祿九年六月五日、聖福寺の帖を受け、天正五年十一月十一日、建仁寺二九一世となつたときに五十九歲であつた。爾後、慶長十三年迄同寺に住したが、この間、文祿三年七月二日南禪寺の帖を受けている。慶長十三年十月廿七日、建仁寺山內護國院に示寂した。壽八十。和仲東嬉の法嗣である。著書には語錄・詩偈集各一卷がある。

梅仙和尚が林宗二の子であることは、「梅仙東遊和尙草稿」の詩序（黃龍遺韻所引）によるのであるが、この詩序は天正辛巳九年（一五八一）で梅仙五十三才の時、宗二の命日七月十一日の作である。母の元室妙祐大妹は夫の宗二の卒より四年前の、天正五年（一五七七）七月廿二日、七十七才で沒している。母の一周忌に当つて梅仙は次の悼偈を作つている。

閻浮七十七年消、一磈又過如一朝、溘劫破袈裟了看、蕭々秋雨落芭蕉。

梅仙の父、林宗二は、室町末期から桃山初期に活躍した儒学の士である。林宗二筆の幻雲抄のことは後章でふれるが、現在兩足院には林宗二の手になる抄物が次頁の表の通り遺されている。（兩足院住持伊藤東慎氏の調査になる黃韻遺韻に拠る）

これらの筆写本が宗二の子の梅仙、及びその後を継いで兩足院の住職になつた、秋峯東鋭らの手をへて、よくも今日迄保存せられたものと感歎せざるを得ない。

梅仙本の標記にもまた史記旧本及び諸博士家の注釈、正義佚文等を詳細に見ることが出来る。又梅仙本の標記は南化本のものと極めて類似点が多い。他の古板本史記資料と較べて、南化本と梅仙本とのみが一致する例が少なくない。又

3832

書名	冊数	講述者名	筆写年代	同場所	備考
山谷幻雲抄	廿二（廿巻）	月舟寿桂	1561～1567	一乗院殿	書名、山谷詩私抄 黄氏口義・山谷私抄 ともいう
山谷幻雲抄	廿一	同			識語なし、各巻表紙に「方生」という別号の印あり
毛詩抄	十三（廿巻）	清原宣賢（環翠）	1534～1539	法隆寺	
史記幻雲抄	八	月舟寿桂	1574		一名、史紬列伝
春秋左伝抄	三	清原宣賢			前半のみ
左伝抄	四	清原宣賢	1564		冊巻の内、一・二・四・五・廿八～卅欠
春秋左伝抄	七				巻十一～十五欠の抄。
杜続翠抄	十（一欠）	江西竜派	1540	泉南	
杜抄	廿五	江西竜派・雪嶺永瑾	1571～1581	一乗院殿	
東坡詩抄	冊	江西竜派・万里集九 正宗竜統・天隠竜沢等	1540～1574	法隆寺見坊 南都花林院御 不休庵（京都）	
江湖風月集抄	二	東海・以天両和尚	1557		
柳文抄	六		1565	不休庵（京都）	

或る標記が、南化本にはあつて、梅仙本にはその標記の一字が空所になつている所がある。蠹害のため読めず、一字空にしたものと思われる。南化本と梅仙本とが祖本を一にして南化本に写された時は読めたものが、梅仙本に写す時には判読出来なくなつたものとも思われるのである。

3833

以上の外天理大学図書館には、崇蘭館旧蔵彭寅翁本（図版二六）が存し、本書は保存宜しきを得て虫害等もなく、板本そのものも欠けるところなく極めて逸品である。又標記も多いこと夥しく、他の古本資料と同じく貴重な標記を見ることが出来る。

滝川博士が史記会注考證を編纂する際には、以上のうち楓山本と三條本の二本のみは、宮内庁に久保天随博士に依頼されて、博士家本史記異字に云う如く、その実在を確かめられ、博士家本史記異字により、考證の中に楓、三本として引用された。南化本も引用されたけれども上杉氏所蔵の南宋黄善夫本の標記がその実体であることまでは気附かなかつた。

(三)　日本慶長古活字本史記標記

日本慶長古活字本の標記を有するものは、既にその資料を校補に採録した如く少なくない。八行有界本・八行無界本・九行有界本の三種に分類して解説しよう。

一、八行有界本の史記古活字本標記資料は次の六本を挙げることが出来る。

1　狩野亨吉舊蔵東北大學藏本（狩本）
2　成簣堂文庫舊藏主婦の友お茶の水圖書館藏本（成本）
3　尾陽文庫舊藏天理大學圖書館藏本（尾本）
4　森立之舊藏大東急記念文庫藏本（森本）
5　東洋文庫藏本（岩本）

3834

6　淺草文庫舊藏内閣文庫藏本（閣本）

1　狩野亨吉旧蔵東北大学蔵本（狩本）（図版二七）

東北帝国大学附属図書館　和漢書別置本目録未定稿（昭和十一年十月十日発行）の十一頁、日本古刊、慶長年間の項に、「史記一三〇巻序目一巻　漢司馬遷撰、宋裴駰集解、唐司馬貞補史並索隠、唐張守節正義　五〇冊　別置　阿　六　一二七」とあるもので、本書の首葉には「東北帝國大學圖書印」と共に「荒井泰治氏の寄附金ヲ」以テ購入セル文學博士」狩野亨吉氏舊藏書」の三行朱印があり、その狩野亨吉旧蔵書たることが明らかにされている。又次の札記を墨書せる紙片が貼布してある。「慶長、史記、直江山城守兼續経畧において刊行」しかしその内容の誤りたることは云う迄もない。或は直江版文選と混同して伝えられたものであろうか。

狩野亨吉旧蔵慶長古活字本は、本書八行有界本（狩本と略称する）と、九行無界本（野本と略称）との二種がある。狩本、野本共に、行間、欄外に夥しい書き入れが見られる。狩本の筆蹟は極めて達筆であり、滝川亀太郎博士は、この書入れの中から正義佚文を綴拾されたことは既に述べた通りである。

正義佚文の校記は、狩本と野本では校記の場所が互に異る、例えば本紀について見れば、狩本は殆んど校記されているが、野本には殆んど校記がない。恰も楓斎本の本紀には校記があるけれ共、楓三両本には正義佚文の校記が全くないのと似ている。周本紀からは、この関係が逆になり狩本には校記が見えない。これによれば狩本と楓斎本とは系統を同じくすると見て差支えないであろう。又本文並びに注の異字異文の校記も数多く見られるが、狩本は博士家史記異字中の中韓本に似ている。例えば項籍本紀第七「大板乍項羽本紀」の如く屢々「大板」と称する異本との校記が見えるが、これは、南宋黄善夫本との校記と思われる。然らば上杉氏蔵南宋黄善夫本（所謂南化本）との校記かと云うと、正

3835

義佚文、正文注文の校記など必ずしも南化本とは一致せず、南化本に無いものも屢々見える所から考えると、南化本が祖本になつたのではない。南化本とは系統を異にする標記のある黄善夫本を祖本にしたものと思われる。

2　成簣堂文庫旧蔵主婦之友お茶の水図書館蔵本（図版二九・三〇）

四冊。第一冊は、秦始皇本紀第六で、「德冨所有」「蘇峯」「蘇峯清賞」の朱印が見える。

第二冊は、呉太伯世家第一より斉太公世家第二までで、末尾に次の書入れがある。

「慶長十二丁未秋八月、以東福善惠軒之本、新加朱墨倭點者也」

この書き入れは、古活字本の刊行年月の下限を推定せしむる点において意味がある。末尾に「天下之公寶須愛護」、「蘇峯清賞」、「蘇峯學人德冨氏愛藏圖書記」の朱印がある。この書以外は欠本ではあるが、佚文正義・因学紀聞・管説・江説・賀家説・郎説・良家説・決云等、諸注釈及び異本の校記が多い。

第三冊は、孔子世家第十七より陳渉世家第十八までであり、

第四冊は、曹参世家至絳侯周勃世家廿七までである

各冊とも諸種の標記が夥しい。

尚成簣堂善本書目（昭和七、五、廿六）によれば、更に同種印本、巻八十二至九十二、零本三冊、朱墨点並に傍注書き入れあり、巻八十五の奥に「慶長十四易草木己酉春三月二十又四日點之經」、巻八十八の奥に、「慶長十四己酉秋菊月上旬以朱墨點之」、巻九十二の奥に「慶長十四己酉十一月朔點之畢」の菅原玄東自筆識あるものがある。現在、主婦之友お茶の水図書館では見られなかつた。

3　尾陽文庫旧蔵天理大学図書館蔵本（図版三一・一六四）

3836

五〇冊。黄表紙。有界八行十七字「尾陽文庫」の墨印あり、前述の狩本と同種の標記夥しく、共に古板本史記標記資料として貴重な価値を有する。筆者が十年前の昭和廿六年六月、同図書館の金井司書の特別の御厚意により、本書の閲覧の機を得、偶然にも、東北大学所蔵狩野亨吉旧蔵古活字本史記の標記と、同種のものであることを発見、連日河原町大教会詰所から通館して尽くそれらの標記を写し取り、爾後ひたすら、古板本史記標記資料の蒐集に尽力する端緒となつた、因縁の書である。

4　森立之古梓堂文庫旧蔵大東急記念文庫蔵本（図版三二）

大東急記念文庫には、森立之旧蔵の古活字本史記が二種所蔵せられている。その一（図書番号一一三）五〇冊は八行無界本であるが、書き入れは全く施されていないのでこゝでは取り挙げない。第二の（図書番号一一四）五〇冊はその一と同じく古梓堂文庫旧蔵である。一冊目は欠本のため他本の八行無界本のはなれを以て補つたものである。朱（断句・送仮名・圏点）点を加え、評林との校合が施され、第二冊目以降は八行有界本である。世家からは正義佚文の標記があり、「幻雲謂此傳文法與伯夷傳可竝案焉」（孟子列傳）等幻雲抄、桃源抄、師說その他諸種の古本史記資料が豊富に引かれている。

巻二第三集裏第五行の注「作亨」以降、巻末まで立之の校合があり、その校合の底本は経籍訪古志に見える旧鈔巻子本（求古樓蔵）で、今日この旧鈔巻子本は所在が不明である。この立之の書き入れによつてその内容の全貌が明らかとなつたことの詳細はすでに前章に述べた通りである。この夏本紀第二の第十三丁の表に

南河　孔安國曰逾越也河在冀州南東流故曰踰洛而至南河也

の附箋がある。同文庫貴重書解題によると、これは明らかに鎌倉時代の紙に同時代の筆で書かれており、この附箋は右

3837

の旧鈔巻子本から森立之が剝いでこの書に貼付したものであろうということである。

ちなみにこの附箋は集解注であるが、これは今本史記には見られぬ特異なもので、高山寺所蔵旧鈔本にのみ見えるものである。この一句のみを見てもこの旧鈔本の原本の出現を欣求せずにはおられぬものである。しかし原本が出現しなくとも本書の書き入れによってその全貌が推測出来ることは有難いことである。

5　東洋文庫所蔵本（図書番号　三　BC　1）（図版二八）の標記も正義佚文をはじめ多くの朱墨点、諸博士家史記説を含んでいる。東洋文庫にはこの他九行無界本と二種所蔵せられ何れも豊富な古板本標記資料を提供してくれるものである。

6　浅草文庫旧蔵内閣文庫蔵本

五〇冊（五〇〇九号五架二七九函）。朱表紙。「浅草文庫」の朱印あり、標記は少ないけれども楓山本と同じものがある。

二、八行無界本の古活字本史記標記資料としては次の如きものがある。

1　和學講談所舊藏内閣文庫藏本（閣本）

2　成簣堂文庫舊藏主婦之友社お茶の水圖書館藏本（簣本）

3　高木家舊藏天理大學圖書館藏本（高本）

1　和學講談所舊藏内閣文庫藏本（図版七六）

二冊（一〇八号　五架　二七九函）。第一冊表紙の裏に「浅草文庫」の朱印、「和學講談所」の黒印がある。

二冊の内容は、第一冊は、三皇本紀、五帝本紀、夏本紀、殷本紀、第二冊は、老子伯夷列伝第一より蘇秦列伝第九ま

3838

である。

無界本の標記は、先ず第一冊の表紙の裏に「蕉了翁史記源流曰云々」の桃源抄の書き入れがあり、正文並びに注文の異同及史記正義佚文、諸博士家史記説の夥しい書き入れがある。

第二冊は老子伯夷列伝第一の欄外に、

至天隱筠溪牧潛集書宣和史記後云、余居臨安、有特大板史記而列傳老子爲首、心甚怪之、莫知其本所出、則問諸博昼者亦莫知也。因閱國朝會要、見宣和某年有旨升老子於列傳首乃悟可見、盖宣和本今不行矣。夫以一人之善惡而欲蔽萬世之傳、載推是道以行政於天下其凶身禍國也。宜哉。筠溪只知宣和、不知開元、盖升老子冠列傳者本開元也。

の書き入れがある。この書き入れは幻雲抄にも見える。各古板本史記標記にも屢々引かれるもので、且つ之は幻雲の史記説である。幻雲史記説のその後の読史記家に與えた影響の少なからざることを知るであろう。

2　成簣堂文庫舊藏主婦之友社お茶の水圖書館（圖版三三）

二十九冊。首冊に德富氏図書記の朱印あり、又蘇峯学人と朱書、第一葉に、「蘇峯自誌」大正三年一月念一全部二十九冊」繕修全成矣　予之於此書其」苦心用力蓋不鮮少也　後人珍重護持　希莫毀損云爾」と墨書してある。

第一巻末尾に、

大正二年五月赴テ東金東漸寺偶然發見此」書七月廿八日再訪需此寺僧不容大正三年」一月十二日遠山生齎來焉予報以此刊書若干」蘇峯自誌」

此書狼藉于塵埃中不曝涼、蓋幾十年矣。蠹魚紛々出從頁中、令更加繕修云爾。」

3839

是書於東漸寺逆遇極矣。今繕修告成、安置于成簣堂中可謂得其所也。大正三、一月念四」猪誌

の如き墨書がある。

欄外の書き入れ少からず、五帝本紀第一に瀧川博士史記会注考證未収の正義佚文三ヶ条を、その他、博士家本史記の異字を校記している。例えば

便在伏物（五帝本紀第一）　便　点本　使

之は博士家本史記異字によれば、中彭・中韓・南化本が、「便作使」となつているものであるが、実際にはこの外美屏抄、伊佐早本、梭斎本、梅仙本、東北大学蔵狩野亨吉旧蔵二種共、みな「便作使」となつている。

3　高木家旧蔵天理大学図書館蔵本（図版三四・一六三）

図書番号二五九　五十冊　款冬色行成表紙　無界八行十七字　但し、年表のみ有界九行十七字「高木家蔵」及び「敬事館蔵書記章」の墨印あり、巻廿五、廿六、卅八、四十三、六十一、六十二計六巻は八尾詳林本による補写である。殆んど全巻に亘り朱墨の句読訓点及び正義佚文をはじめ博士家の史記説の標記を見る。

三、九行無界本の古活字本史記標記資料としては次の四本を挙げることが出来る。

1、狩野亨吉旧蔵東北大學圖書館藏本（野本）

2、青州文庫舊藏東京大學圖書館藏本（青本）

3、楠原文庫舊藏東京大學圖書館藏本（楠本）

4、東洋文庫藏本（崎本）

1　狩野亨吉旧藏東北大学藏本（図版三五）

3840

本書の標記は、狩本に較べると、量的には少いけれ共、狩本にはない標記が屢〻見える。随つて狩本と野本とはその祖本を異にすることがわかる。次の幻雲史記を引くものも狩本にはない。

〔公良儒字子正〕 瀧 四九、九、正義 今在四十二人數 ○四 慶 圀 國 三

四は各本三に作られているが、張文虎の史記札記は「四誤三依史文改」として金陵本を三に改めた。野本には上欄に「注三十二人数幻雲案正義亦作三十二人、雖然、三恐四歟」の標記がある。幻雲がすでに三は四に改むべきであると論じたものである。野本にはこの外幻雲説を引くものが少なくない。野本、魏公子列伝第十七〔平原君負矯矢爲公子先引〕の欄外に「幻雲謂注胡簉、正義作胡鹿、按匀會胡籙箭室或作籙鏃、然則簉鹿共鏃也、音訛也」の標記がある。滝川史記会注考證には「桃源抄引幻雲云、正義胡簉作胡鹿、當皆胡籙之誤」として、桃源抄が幻雲抄を引用したように記してあるが、野本標記の幻雲説によれば決して桃源抄の説ではないことは明瞭である。

滝川史記会注考證巻十、史記総論に「上欄標記正義一千二三百條、皆三注本所無、但欠十表」の欠十表はいかなる意味であろうか。古活字本としては共に十表が欠けてはいない。野本の十表は全く朱点も書き入れもない。狩本十表は、書入れはないが朱墨の点はある。野本の全く朱点もき書入れもないと云う意味ならば、野本においては、秦始皇本紀第六、世家では第三、四、九、十、列伝では、四十五、四十九、五十、五十一、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十五、六十六、六十七、六十八には書き入れも点もない。かくの如く全く書き入れのないものは少なくないので、十表だけ書入れが欠けているというわけではない。これは正来の書き入れが、十表にだけは欠けているということになる。

野本は、標記の数は少ないが、狩本や南化本にないものがある。殊に幻雲・桃源の史記抄の標記や、その他、節説・劉説・嘗説・賀説・良説・江説・藤氏説・困学紀聞・黄氏日抄等の標記を見るので重要な資料性をもつものである。

3841

次にその一例として師説或いは御読の場合、不読の例の標記を挙げよう。

〔以萬戸都三封太守〕（世家第十三）師説太守、不讀之

〔使者夜持棺往葬之封識其處〕（世家第十五）使者已下至其處、禁忌御讀不讀

〔吾聞賈生之稱曰秦孝公據殽函之固〕（世家第十八）秦孝公以下、師説不讀之

〔及太后崩瑕邪王澤乃曰〕（世家第二十一）崩、御讀時讀後

〔以惠帝六年卒〕（世家第二十二）卒、御讀不讀、以下同

〔哀王之年孝惠帝崩〕（世家第二十二）崩、御讀不讀、以下同

2　東京大学図書館所蔵九行無界史記古活字本（図版三七）

東京大学図書館には、九行無界本は二部ある。一部は一三〇巻五〇冊であるが、このうち史記八三（魯仲連）―八五（呂不韋）の一冊は史記評林を以て補写している。（図書番号B:12907-A00-5898-G30）一冊は、青州文庫の印あり、巻一一二―一二五（公孫弘―李延年）

他は、第五巻秦本紀一冊　榊原家蔵と青州文庫の朱印がある。（図書番号B:7874-A00-5879-G30）青州文庫については、「青州文庫古板書目」（明治三十八年六月十四日刊）に、「明治三十九年冬日八十五臾富岡敬明書、甲州市川大門、青州渡辺信蘇峯序、大槻如電序」がある。それによると、次の二本が掲載されている。

史記一冊　慶長活版嵯峨本

史記一冊　慶長活版榊原家蔵本

3842

右の二冊とも現在東京大学図書館に蔵されている。

右のほか東洋文庫にも同種本古活字本が存し（図版三六）、同じく詳密な書き入れが施されている。

(四) 博士家本史記異字及び史記攷異

以上挙げた史記古板本標記資料の一部をすでに蒐めて、或いはこれに史記古本なる名称を附して編纂したものに、「博士家本史記異字」と「史記攷異」とがある。これらの史記校勘記は、板本とは系統を異にすると思われる所謂博士家で用いた史記テキストとの校勘記を資料としているところに特色がある。これらの両書の編纂者は、加賀藩儒、大島贄川、桃年父子である。

1　尊經閣文庫藏博士家本史記異字（天朝傳本史記說）（図版三八）

2　金澤市立圖書館史記攷異（図版三九）

右に挙げた両書の編著者、大島贄川及び桃年の略伝を述べよう。

大島贄川、諱は維直、字は無害、贄川は其号である。寶暦十二年（一七六二）越中新川郡魚津に生れ、父は休甫と云う。贄川は生れながらにして顎悟近傍の嗣官につき句読を受けたが実に進歩の著るしいものがあったと云う。その叔父検校貞一が金沢に住み、贄川を養子とし、廿三才（一七八四）の時江戸に住き昌平黌に入学、経学を治め、専ら朱子伝注を究めた。かくて研鑽すること数年自ら感得発明する所ありとし、その後は文集筋類を主として聞し、屢〻我が意を得たりとした。後数年、学問の成果大いに進み、このことが加賀侯の耳に入り、召還され、抜擢されて府学の助教に任ぜられ、尋いで新番となり、俸禄を受けることゝなった。これは寛政四年（三十一才）の時である。文化七年（一八一〇）

3843

新に禄九十石を賜い儒者となる。贄川は性剛直厳毅、師道を以て自ら任じ、特に講座に臨まんとするや、必ず斎宿し、衣服を改め、室中を掃除し、香を焚き、静座して夜分に至るを常とした。屢〻経を侯の前に説くや、善を聞き邪を閉ち匡奨これ努め甚だ尽すところがあった。侯の下問にあえば、経義によって逐条開陳し、常に規諷の意を寓し、或はひそかに上疏するや、侯これを嘉納するを常とした。文政三年（一八二〇）加禄五十石、十二年（一八二九）府学都講となる。府学の創立に当っては、贄川の建白するところ多く、是に至り、益〻奮励し、大いに学政を振興し、積弊を改革せんとしたが、建議行われず、因って辞職しようとした。侯の聴すところとならなかったので遂に病を告げ、天保五年（一七三四）七月致仕した。俸十五口を賜わる。贄川は天資清晰、平常自ら倹素を守り、万巻の書を蔵する他には長ずる所なきも、齢を重ねるに従い、あまねく世人の敬愛する所となった。天保九年閏（一八三八）四月二十九日歿した。享年七十七。城南大乗寺の後丘に葬り、浮屠の儀を用いなかったという。正に儒学に殉じた贄川を葬るのにはまことにふさわしいものであったであろう。

贄川の学問は博く経史を貫き、歴代の制度・沿革に尤も考究を加え、嘗て南北史諸志と鄭樵の通志とを取りその異同を校讐し、編纂して数巻となし、以て侯に献上したところ、侯の大いに喜賞するところとなり、この例によって廿一史に及ぶべき旨仰付けられるに至った。こゝに於いて、江戸邸に開局し、贄川は総裁に任ぜられ、鋭意事に従い、楓山文庫の秘籍より名山古刹の蔵する珍書、一として渉猟せざるなきほどであった。然るに校讐の業半ばにして、惜しくも忤要の人、密に侯に訴うるところあり、遽かに命によって局を罷め召還せらることとなった。その経を講ずるや、深切にして詳明、古今を歴陳して世用に裨補あらしむるを以て旨とした。恒に言う「未だ信ぜられざるの身を以て、未だ信ぜざる者を説く、烏んぞ能く悦服せしむるを得んや。唯至誠以て人に対するのみ」と。又曰く「吾れ平生人に異るもの無

3844

し。独り苟くも去就せざるのみ」と。故に其の取捨進退の際に当つては、義理を弁明し、奮然として勇往し、顧慮するところ無かつたという。真に篤行の君子と称すべき人物であつた。

夫人は平野氏と云い、三男を生んで歿した。長子桃年が禄を襲つて儒者となり、家学を継ぎ、次の子は皆夭死している。後再び中村氏を娶り、安生を産んだが早逝した。次に大島桃年の略伝を述べよう。

大島桃年は維直の子として寛政甲寅六年（一七九四）に生れた。諱は桃年、字は景実、通称を清太と云い、はじめ藍涯と号し、後に柴垣と改めた。催詩楼はその書斎名である。桃年東遊して昌平黌に学ぶや、四方の士に交ること十百人を降らず、其の間遊べば必ず袂を連ね、飲めば必ず対酌し、文は必ず相評し、詩は必ず相和し、交遊最も親密なる者は大槻盤渓であつた。文政五年（一八二二）、郷に帰り明倫堂助教となる。次いで藩侯の侍講となり、父の後を承けて教学に従事した。文化年中、藩に廿一史を校刻するの事あり、史局を本郷の上第に開き、贅川が総裁となつた。然しながら未だ功を了えずして局を閉づるの止むなきに至つたことは、贅川の伝に述べた通りである。後、藩は又四書逸纂欽定四経等を校刻するや、桃年与つて力があつた。「父之を史に失いて、子之を経に得たり」と謂われる所以である。史記及異十四冊も亦桃年が前田斉泰の命を受け、父の遺業を継ぎ、幕府列侯が蔵する史記二十四余種につき其の異同を校勘したものである。嘉永六年（一八五三）八月十六日、病歿した。享年六十、金沢大乗寺の先塋に葬つた。

文政十年、盤渓西遊して京師に至り、はじめて山陽を見、桃年の作れる文を示した。山陽は大いにその材を称し「前程期すべし」と謂つたと云う。この時山陽を驚歎せしめた文は、即ち催詩楼の記である。桃年と盤渓との往復書牘は金蘭遺臭の中に収められている。

次に贅川の略伝の拠つた石碑の原文を挙げて参考に供しよう。[11]

3845

明倫堂都講大島贊川先生碑

前掛川教授松崎復撰文

先生大島氏、諱維直、字無害、贊川其號、越中新川郡人、父曰休甫、母某氏、其先事松倉城主椎名氏、及上杉輝虎滅椎名泰種、有助七郎者抱主幼兒、竄民間以圖興復、比長天下大定、無以成其志、兒亦晦跡浮屠而助七郎遂去、往越後矣、是爲七世祖、子孫遷居本郡魚津里、或業醫、或服賈、以至其父、先生生頭異、童丱助父行醫、間從旁近祠官受句讀、經目輒不忘、檢校諱真一者、其叔父也、居加賀金澤、養以爲子、年廿三、來江戸、執贄簡順林先生、入昌平學、治經專攻朱子傳注、研鑽數歲、然後取文集語類閱之、往往與己意暗合云、先生素之遊賓、冀攀廬空、會柴栗山掌昌平學務、憫其窮、舉爲仰高門日講、食其俸、先生意不屑之、辭弗就、於是林先生以其族人百助新寓父家政無所統紀、又有須賢師友屈先生往相其室因以自支給、先生訓誨修飭不遺餘力、居數年學大進、藩侯聞之、召遷擢爲府學助教、尋爲新番、賜俸若干、時寬政四年也、文化七年新賜祿九十石、爲儒者、先生剛直嚴毅、以節道自任、將臨講座、必齋宿改服、掃室焚香、靜坐至夜分、以爲常、屢說經侯前、闡善閉邪、匡弼甚至、侯有所問、輒據經義條陳、每賓煖諷之意、或密上疏、矣常嘉納、文政三年、加祿五十石、十二年、爲府學都講、班列大小將、給職祿五十石、初府學創立、先生多所建白、至是益奮厲、將大振學政革積病、以有所再造、建議不行、因上書、辭職、不聽、遂告病、天保五年七月許致仕、賜俸十五口、先生天資清廉、自奉儉素而藏書萬卷、無他長物、齒德愈邵、人益敬愛焉、九年閏四月廿九日歿、享年七十七、葬於城南大乘寺後丘、而不用浮屠儀、先生學貫經史、於歷代制度沿革、尤加考覈、嘗取南北史諸志與鄭樵通志、校讐其異同、編爲數卷、以獻、侯寶、而嘉之謂曰、宜沿是例以及廿一史、於是命開局江戸邸、以先生任總裁、先生銳意從事、自楓山祕籍、至名山古刹之藏、莫不涉獵、校讐半終、遽有命罷局并召還、蓋有忤要人也、其講經深切詳明、歷陳古今、以裨世用

爲旨、恆嘗曰、以未見信之身、說於未信者、烏能得使悅服哉、惟至誠以對人也已矣、又曰、吾平生無異於人者、獨不苟去就而已、故當其進退取捨之際、辨明義利、奮然勇往、無所顧慮、可謂篤行君子矣哉、配平野氏、生三男而沒、長子桃年墓祿、爲儒者、克續家學、次皆夭、再娶中村氏、生安生、忠安生亦早亡、養淺江總檢校女婿藩士安田益新、桃年既除喪以予與先生交旧也、千里簡其行述、請予文以表墓、顧予年十九、始識先生、先生長予十歲、相得甚歡、後五十年、交遊零落殆盡、而先生獨翛然爲北陸碩宿、而今又逝矣、嗚呼如先生者、固予之所願書也、況有其子之請乎、但恨年齒衰頽、神耗筆蹇、不能揚其嘉言懿行之萬一也、

昭和十一年歲在丙子夏四月　男爵前田直行篆額　稼堂黒本植書

1　博士家本史記異字　尊經閣文庫藏天朝傳本史記說　五卷　（圖版三八）

滝川亀太郎博士は、史記会注考證巻十、總論、史記考證引用書目挙要の中で、「編考未詳、博士家本史記異字、（以下脚注）又題曰天朝傳本史記說、天朝傳本史記異字、引楓山本、三條本、中彭本、南化本、中韓本、以校今本、其曰楓山本者、文章生京房所手校、三條本、永正中三條西實隆手寫、南化本舊南化所藏、中彭本、盖彭寅翁、中韓本盖朝鮮刊、天保十三年、松崎明復、贈林大學頭書云、去年二十七年前、加賀藩有校刊二十一史之厭、使藩儒大嶋忠藏當其事彙校各本遂請及楓山文庫本、[12]此書盖忠藏手錄」と述べている。

右に編者未詳とあるが、編者は既に滝川博士が「此書盖忠藏手錄」と推定している如く、大島贊川であることに間違いはない。その理由は、博士家本史記異字の巻一、殷本紀、に、

立弟沃甲之子南庚、沃上本有帝、南化本[13]

3847

の次に、「直按」南化本、遇二異字一朱二圏于本字傍一、若脱落、朱二圏本字一下、於二格之上下一標二其文一、若作沃丁圏二作沃丁間一、以爲二帝字脱一、然、竊謂、祖丁、沃甲兄祖辛之子、而今以二沃甲一爲二祖丁之弟一、恐誤、定、此、弟字傍圏誤在二下爾」とあり「直按」の「直」は贄川の諱維直である。右は贄川が南化本の校記（異字脱字）の表記法を自注したものである。贄川が史記弘異編纂に当り米沢上杉家より南宋慶元本史記を借覧した経緯については、既に南化本の解説にふれた如くである。滝川博士も亦かつて博士家本史記異字に着目され、その著考證の中に屢、南化本云々として引用せられているが、南化本の正体が何であるかをつきとめるまでには至らなかった如くである。右の「直按云々」の贄川自注は、博士家本史記異字の編者を決定せしめたのみならず、はしなくもこの内容が南化本の決定的要素を示すこゝなった。

右に於いて贄川自注の云わんとすることを要約すれば、「この校勘記によると南化本では、沃字の上に帝字があると云う意味になるが、若しそうすると、史実上不合理である。恐らくは、南化本では弟が帝字になっていたので、弟の右傍え朱圏すべきものを、校勘者が誤り弟の下え朱圏した為に、沃上に帝字ありということになってしまった。」というのである。著者はかつて米沢上杉神社の宝物殿において、この条を親しく確かめ得て感激も一入であった。その後「米沢善本の研究」[14]編纂の一員として米沢市立図書館・上杉神社蔵書全巻の調査と善本目録の編纂に当り、米沢藩と直江山城守兼続[15]、同じく直江公と南化玄興との深い関係を知悉するに及んで、そのむかし上杉家蔵南宋慶元本の夥しき標記に名附くるに南化本を以てした大島贄州の見識に讃歎の意を表せざるを得ないのである[16]。

博士家本史記異字に採られた資料は、右の南化本及び現在宮内庁書陵部にある楓山本・三条本の外はその行方がはっきりしない。但し中彭本は同じく書陵部に蔵せられる桃裔本に極めて近いことは既に述べた通りである。併し本章において述べる如く、博士家本の史記異字の校勘資料は、右の五本の外に数多く出現しているので、それによって博士家本

3848

史記異字は、より完全なものが編纂出来るのである。その意味で校補の挙げ得た古本校記は今日見得る最も完璧な古本史記資料の蒐輯をなし得たものと見ることが出来よう。

今博士家本史記異字五巻の各巻における資料を挙げると次の通りである。

第一巻、黄帝紀、帝顓頊紀、帝嚳紀、帝堯紀、虞舜紀、夏本紀、殷本紀、周本紀、秦本紀、秦始皇本紀、項羽本紀、以上は楓山本、三條本、南化本、中彭本、中韓本、五本を以て校合しているが、校合の仕方がまゝ見落しが目立ち、特に周本紀に至つては殊の外多い。このことは既にふれたが、或は校合が一人のみの手によつたものではないのかもしれない。当然採らるべきものが、脱していたり、各巻によつて校合に非常にむらがあることは見逃せない。

第二巻　高祖本紀（之より中彭本の校合ない）、呂后本紀（呂后紀までは中韓本の校合多い。以下はない）孝文本紀、孝景本紀、孝武本紀、（これまでは、楓山本・三條本・南化本・三本の異文・異字が多いが、これより以下は南化本の校合はない。）

第三巻は、最初の一行に、「天朝傳本史記異文列傳」次行に「老子伯夷列傳」とあり、これによれば本書の底本は、李唐の朝に、老子を列伝の最初に変えた、唐代改訂本系統であることは明らかで。即ち南宋黄善夫本・元彭寅翁本・朝鮮本・日本慶長古活字本等が該当する。しかるに上述の如く、南化本は黄善夫本、楓山、三條各本は元彭寅翁本、（中彭本も恐らくは元彭寅翁本の標記であろう。桜斎本であろうとの著者推定は既に述べた通りである。）その他中韓本は朝鮮本と思われるが、以上の外に、博士家本史記異字にはまだ採られてはいない資料として既に述べた、多くの日本慶長古活字本標記の資料をも含めて、すべてのテキストが唐代改訂本系統のものであることを考えると、当時いかにこの系統の史記テキストが我が国にあまねく通行していたか、まさに思い半ばに過ぐるものがあるであろう。

3849

博士家本史記異字五巻に史官抄一巻が附されている。序跋を欠く為、その編纂の主旨を明らかにすることは出来ぬが、本書も大島贊川自筆の編纂になるものと思われることは、直按云々の本文と同筆の按語が見えるからである。内容は漢書の語句の用例とその語の顔師古（如淳等もあるが主として）の注を挙げたもので、要するに語句の出典と解釈のメモの如きものである。史記とは直接関係ないが、史記を読む際の参考にする為に記録しておいたものと思われる。史官は史漢の誤りかとも考えられ、或は漢書百官志の中から引いたため、史官抄と名附けたものかとも考えられるが、もしそうとするならば百官志からの語は二語のみしかなく根拠が薄弱と云えよう。本書は尊経閣文庫に大島贊川自筆本が存する外、金沢大学文学部に、旧四高教授赤井氏が前田家蔵本より手写せしめられたものが一部と、滝川亀太郎氏が書写せしめられたもの一部とあり、この書は長沢規矩也氏が所蔵せられている

2　金澤市立圖書館所藏史記攷異　（圖版三九）

十四冊。大島贊川、桃年父子の労作たる史記攷異については、既に大島利一氏（東洋史研究第四巻、第三号）をはじめ、森鹿三氏の論究（同第五巻）がある。著者も新編史記攷異を編纂し、その一部大史公自序巻一百三十を発表（東京教育大学漢文学会会報第十四号昭和二十八年六月発行）、それらは更に史記会注考證校補の編輯に当り、その中に組入れた。

本章においては、史記古板本標記資料としての史記攷異を論ずるを以て主旨とするのであつて、その第一の特筆すべき校勘学的業績及びその価値については後篇においてふれる。

本書は既に、桃年の略伝においてふれた如く、桃年が前田斉泰の命を受け、幕府列侯等の蔵する史記二十余種につき其の異同を校勘せるものであるが、その着手は既に贊川の時に始まり、桃年の没後安政二年六月に完成したもゝ如く

3850

である。

次に史記攷異に用いた校合諸本を列挙する。

一、永正本、幕府楓山書庫藏　永正年間道遙院三條西實隆公親寫

二、古本　楓山書庫藏

　右二本通稱古本、宮內省圖書寮現藏

三、宋　紹興本　飛鳥井家藏（武田長兵衛現藏）

四、宋慶元本　米澤藩侯藏（米澤上杉氏現藏）

　右、二本清張文虎史記札記錄せず。

五、宋版　零本　狩谷棭齋舊藏本（東京大學東洋文化研究所現藏）

六、宋版　索隱本　佐伯侯藏本（現藏者不明）

七、元版　彭寅翁本　楓山書庫本　元至元二十五年（西紀一二八八）安成郡彭寅翁刊（宮內庁圖書寮　大谷大學　慶應大學　天理大學　各圖書館藏）

八、元版　中統本　佐伯侯藏本（現藏者不明　靜嘉堂文庫藏同種本）

九、朝鮮本（現藏者不明　靜嘉堂文庫　東京教育大學藏同種本）

十、北雍版廿一史本（尊經閣文庫　靜嘉堂文庫藏　東京教育大學圖書館藏）

十一、南雍本　昌平叢書庫本（靜嘉堂文庫　京都大學人文科學研究所圖書館　大谷大學　大倉山文化科學圖書館藏　東京教育大學圖書館藏）

3851

十二、王震澤本　明王鏊刻翻宋本（靜嘉堂文庫　京都大學人文科學研究所藏）
十三、游大昇校本（現藏者不明　內閣文庫藏同種本）
十四、余有丁校本　東叡山書庫（現藏者不明　內閣文庫藏同種本）
十五、嶸峨本　昌平黌書庫本（內閣文庫　東京大學　東北大學　天理大學圖書館　東洋文庫　大東急記念文庫藏）
十六、汲古閣本（毛晉刻十七史本）
十七、毛晉刻索隱單行本
十八、康熙本　昌平黌書庫本、以北雍本重脩
十九、乾隆本、薩摩侯藏本廿四史本
廿、十七史詳節、（尊經閣藏本　宮內廳書陵部藏同種本）

其他、群書治要、元版通志、東萊大事記乾隆本考證、趙翼廿二史劄記、錢大昕廿二史攷異、王鳴盛十七史商榷等を以て校勘に資している。底本としては寛永十三年八尾助左衛門刊史記評林を用い、その葉數行數を屢〻上欄に示している。

右のうち古本資料として採られているのは、一、永正本、二、楓山本の二本である。その他の諸版本については何れ後述することにするが、古板本採記資料の採集は前述の博士家本史記異字を先ず編纂し、次に史記攷異編纂の際にそれらの条〻を挿入したものと思われる。從つて博士家本史記異字の誤りを史記攷異は屢〻襲つている。

近藤正斎がすでに「皇朝の古本は、その源隋唐より伝ふ。故に字句の精善なること宋本の上に出るもの少なからず。予が固陋なる猶目撃するところ李唐真写の史記漢書巻子本あり。転写の左伝、群書治要巻子本あり。実に希覯の宝帙と

3852

云べし。学者宜しく善本の最善なるものに就いて字句を研覈し、以て古人精薀の在る所を求むべし。（正斎書籍考凡例）と云つているように、我が国は、中国の古典を究めようとする我々にとり、その資料の上において極めて大いなる恩恵に浴し、有利な地位を占めているのである。

注1　大島利一氏が「醍醐博士の『考證』に引用されて居る「楓山本」即ち彭寅翁本の文字と桃源の史記抄の文字とを比較すると……」（桃源瑞仙の史記抄を読む）東方学報京都第十冊第一分冊昭十四・五）に引いている楓山本は、彭寅翁本の楓外の書入れの異字異文に名附けたのであつて、彭寅翁本そのものとは異なるものである。

賀次君は、史記書録の彭寅翁楓山刊本の条（一一四頁九行）に「其楓山、三條鈔本銅活字本三種、倶據彭本鈔印」とあるが、これは楓山本・三条本が銅活字本三種（二種とあるから、慶長古活字本を指すのであろうが、銅活字ではない）と共に彭寅翁本に拠つて印行或は鈔写されたものと解していう。三條本は鈔写に相違ないしかやはり楓山本を以て彭本と別の一本と見做す誤りを犯しているのである。

注2　尊経閣文庫に現蔵せられる。

注3　湯浅道良（一七五八―一四）は字子簡、弁山又は又新斎と号した加賀藩の書写役であつて、その著書には又新斎日録の外に同随筆、前田藩略誌、梅津藩祖の記等がある。

注4　又新斎日録は湯浅道良の自筆になる雑録である。一巻至十一巻を正篇となし、附録一、二巻を加え計十三巻である。道良の子孫馳之進なる者が、加賀藩資料編纂の際に整理し各巻毎に巻数を記して編纂し前田家に献上したものと思われ、巻の排列は必ずしも筆記の年代の順序には拠つていない。その内容は、先人の詩文の抄録あり、藩の内外において於ける大事件の抜書あり、文学・刀剣・料理・火事等々、凡ゆる方面に関しての覚え書と思われる。日付は附してないが、管見の及ぶ限り文化二年から十五年頃まで、即ち道良四十七歳から六十歳頃までのものである。

注5　弥左衛門（一七八〇―六〇）は通称で道良の嫡子武庸のことであり、やはり初めは書写役であつたが晩年には書物奉行兼書写方奉行兼南土蔵奉行となつた。著書には北藩秘鑑・加賀国学聯通考等がある。

注6　図版一六八　月弁真蹟建仁寺両足院蔵妙心寺禅林僧宝伝等がある。

注7　菴原安繹は倚儀遺稿本史記評林（明治十四年刊）の序の中で、三條本を見て、公の旺盛な精神力と、その子孫の能く之を保存し得たことに感激して、真に後世の典型と称し、次の如く述べている。

永正年間、三條内府逍遥公手写史記全部、其書今猶蔵于御所。紫尾公自書、調訛校見之。而其子孫名公、三孫三光公、普徳宣賀。才誹稽倫、雖曰三徳三公、以豪雋之資、執塞儒之業。又能世世不絶。與前人殆而後生怠者異其矣。眞後世之典型也。抑逍遥公寫史記時、年五十有六。餘亦明年五十六歳。常時手製文字。纔書二三葉、氣象倦手疲、困循欲廃筆、覗之公書五十餘葉同一面縦乎有裕。其優游勤惰不啻天淵焉。嗚呼吾豈獨驚誠後生哉。

注8　実隆公記によると、史記五帝本紀立筆以前、次の如き記事がある。

永正六年（五十五才）三月五日　招東福寺経師　史記十八冊遣之表紙

3853

事申付之
永正七年（五十六才）六月九日　自東福寺所借用也列伝第一史記謄流被持送
同　六月十二日　史記謄流書写申付中務六丁
同月十五日　史記周本紀不審之間中出禁裏御本一覧無紛了
同月廿二日　晴氣孜　史記同謄流返東福寺
十月二日　史記五帝本紀立籐
注9　この間の事情は、實隆公記を見ると、次の如くである。
永正八年正月一日　夏大紀書之
三月三日　殷本紀終功　周本紀立籐
十二日　周本紀七丁書之
十四日　秦本紀立籐
十六日　終日書史記
二十一日　秦本紀終功　始皇本紀一枚立籐
四月四日　終日始皇本紀
十日　始皇本紀今日聊書之　自去六日以来忩々沈酔無抛筆疲懶也
五月六日　項羽本紀終書功聞候紀立籐
七日　月卅和尚来訪　史記新写今見之頗有感魂数箇所缺
有興
二十九日　鹿苑院光臨　史記本伝御所望事見聞感給
六月十二日　高組紀終書功　呂后紀立籐
二十三日　文帝紀今日終書功
七月五日　史記十二本紀　漢武帝紀今日終書写功　自愛々々
二十四日　召良稀　史記表帝申付之
二十五日　史記本返遣東福寺
二十九日　史記本紀七冊全　良稀興遊之。美濃喜代紙裏表細工少汰之了自愛々々
八月一日　抑史記本紀終筆跳大所無、再三困辛、遮染筆疲頭被逆之　自愛以祖公御遺了

注10　定房については、最も古いものでは環翠軒本の奥書に見えるが、大日本史の記録が最も詳細で、爾後の研究の基礎となつている。資料としては、尊卑分脈・公卿補任の外、増鏡・歴代皇紀・吉続記・神皇正統記・太平記・梅松論・新葉集が用いられている。
明治以降の史学者は何れも取り上げて論じている。久米邦武博士は大日本時代史所収北朝篇に、同じく鎌倉篇には三浦周行博士が、又黒板勝美博士は、「後醍醐天皇御事蹟」、魚澄惣五郎氏は、綜合日本史大系南北朝篇に、星野恒博士は「両統の逸立」中に、中村直勝博士は「南朝の研究」及び「北畠親房并に顕家両卿の研究」（史蹟名勝天然紀念物第四輯）中に定房の生涯の事蹟を詳細に論述されている。平田俊春氏の「吉田定房について」（昭和十三年五月史学雑誌第四十九編第五号）がある。しかし最も詳細にまとめられたものは松本周二・村田正志両氏の研究を批判的にまとめられたものは松本周二・村田正志両氏の「吉田定房事蹟」昭和十五年七月である。

注11　この論文は、数年前、金沢市立図書館長小竹武夫氏が直筆謄写より写されたものを借覧した為めである。特にこゝに転写することを御快諾を与えられたことを感謝する。
「立弟ら汚甲ノ子甫表」の弟字は古鈔本（史記集解殷本紀一巻、史記古鈔本　各論の（2）の六四頁参照）では帝字に作つている。

注12　文帝紀今日終書写功　自愛々々
注13　史記十二本紀　漢武帝紀今日終書写功　自愛々々
七月五日　史記十二本紀　漢武帝紀今日終書写功　自愛々々
二十四日　召良稀　史記表帝申付之
二十五日　史記本返遣東福寺
二十九日　史記本紀七冊全　良稀興遊之。美濃喜代紙裏表細工少汰之了自愛々々
八月一日　抑史記本紀終筆跳大所無、再三困辛、遮染筆疲頭被逆之　自愛以祖公御遺了

注10　定房については、最も古いものでは環翠軒本の奥書に見えるが、大日本史の記録が最も詳細で、爾後の研究の基礎となつている。資料としては、尊卑分脈・公卿補任の外、増鏡・歴代皇紀・吉続記・神皇正統記・太平記・梅松論・新葉集が用いられている。
明治以降の史学者は何れも取り上げて論じている。久米邦武博士は大日本時代史所収北朝篇に、同じく鎌倉篇には三浦周行博士が、又黒板勝美博士は、「後醍醐天皇御事蹟」、魚澄惣五郎氏は、綜合日本史大系南北朝篇に、星野恒博士は「両統の逸立」中に、中村直勝博士は「南朝の研究」及び「北畠親房并に顕家両卿の研究」（史蹟名勝天然紀念物第四輯）中に定房の生涯の事蹟を詳細に論述されている。平田俊春氏の「吉田定房について」（昭和十三年五月史学雑誌第四十九編第五号）がある。しかし最も詳細にまとめられたものは松本周二・村田正志両氏の「吉田定房事蹟」昭和十五年七月である。

注11　この論文は、数年前、金沢市立図書館長小竹武夫氏が直筆謄写より写されたものを借覧した為めである。特にこゝに転写することを御快諾を与えられたことを感謝する。
「立弟ら汚甲ノ子甫表」の弟字は古鈔本（史記集解殷本紀一巻、史記古鈔本　各論の（2）の六四頁参照）では帝字に作つている。

注12　古鈔本　各論の（2）の六四頁参照）では帝字に作つている。
注13　正斎が書籍考の中で「近来一大謬侯廿一冊刊ノ底本アリ、吾友大島維直ソコトヲ細考ス、則チノ本ヲ以テ校本トナスベシ」といつ

3854

ているのがこれに当る。

注14　米澤嵩本の研究と解題（昭和三十三年八月刊（ハーバード燕京・同志社大学刊）

注15　南化が自から序を書いて与えたものの及び直江公自筆の古文真宝後集に、南化自から題簽を署し、玄興の方印を押捺したものが現在米沢市立図書館に所蔵せられている。

注16　南化というよりは幻雲本と云う方が妥当であろう。内閣文庫所蔵李光縉増補評林本（廿四冊別廿三函一号）末巻の余白に次の如き墨書並ニ朱書書入れがある。

此書百三十餘首書并句點以幻雲師之秘本鈔之記之。予比年或守寒牕之圍堵、或偸裏日之佳時、或爲栗赴登州之行暴此役循經年閱月而已莫訝矣矣

于時天文十年丑六月十四賈　瓢閑山人五十二齢

天文十七戊申小春初旬以一轄師之本直而加係點　太半塗朱而已

又夏本紀の巻末に、

本云　此史記者、所謂索隱正義也。去歳、秋之季有一丁偽滝寶却之。披而覽則朱點也係點也先髪加焉。雖然有脉不足爲恨而已。日之昨就東山龍天西堂假其師幻雲老僧所秘之本朱句係點訂正之。善老翁者、予遊其門者閲三十箇。豈無所由也哉。鴻恩於存亦如是。於戲亦如是叶。

天文八歳己亥暮春二十五日　善惠山人仙也五十齢 判

とある。右の瓢閑山人の何人なるかは明らかにし得ないが、善惠山人仙也とは同一人であろう。これによれば、幻雲の秘本は南化本ではないかと思われる。評林本の標記に幻雲史記説の見えることは極めて多い。江戸時代史記研究に与えた幻雲の影響の大なることを想像するに足るものである。ともかく幻雲から南化和尚の手に帰する迄にこの様な人の手を経ていることは興味深い。

3855

第二節　史記古本

前節に於いて概括的に述べた「史記古板本標記」の中で、史記の正文及び注文の出入異同に関するものは、特に「史記古本校記」と呼ばれ、古くは江戸時代末期より、史記の或る種の古いテキストを間接的にではあるが、今日に伝えるものであるとして注目されきたった。[2] しかるに、実際に調査に当ってみれば、これらの「史記古本校記」と呼ばれているもの、いいかえれば「古板本に見られる出入異同の書き入れ」なるものは、その書き入れという性質上、決して単純な構成をもっているものではないことが分ってくる。即ち、当然のことながら、これらの出入異同の書き入れのすべてが「史記古本校記」と呼ぶにふさわしいものばかりではなく、書き入れの過程に於いて、必然的にもたらされる各種の夾雑物をも、かなり包含しているということである。そこで、これらの出入異同の書き入れを精査すると、大別して次の如き四群に分けられる。

(1)「本」・「或本」・「家本」及び「一作」などとして書き入れられているもの。
(2)「鄒本」・「劉本」・「索隠本」及び「正義本」などとして書き入れているもの。
(3)「小板」・「大板」及び「大正義」などとして書き入れられているもの。
(4)「正義曰」として書き入れられているもの。

而してこの四群のうち、(2)の「鄒本」は鄒誕生の「史記音」の出す正文、「劉本」は劉伯荘の「史記音義」の出す正文、「索隠本」は司馬貞の「索隠」の単行本の出す正文及び注文、「正義本」は張守節の「正義」の単行本の出す正文及

3856

び注文との対校の結果の書き入れと思われる（慶本・劉本は第二章第四節、宋臨本・正義本は第二篇に於いてそれぞれ詳述する）。(3)の「小板」・「大板」及び「大正義」はごく部分的に見られ、何に由来するものかは不明であるが、その名称から推しても、おそらく或る種の板本[3]との対校の結果の書き入れと思われる。(4)の「正義曰」としての注の書き入れは、おそらく単行の「正義本」との対校の結果の書き入れと思われる（第二章第三節に於いて詳述する）。以上、(2)(3)(4)については論ぜず、残る(1)についてのみ史記古本校記として論じよう。

(1)に該当するものは、主として正文に関して見られるものを取り上げ[4]、さらに、それらの出入異同の書き入れの中で、板本との対校結果を書き入れたものを極力排除するために、今日目覩できる史記板本の、たとえ一部とでも一致するものは原則として除き去り、かくして得られる真の意味での「史記古本校記」と思われるものは、史記一百三十巻中の十表八書及び扁鵲倉公・亀策の二列伝を除く[5]一百十巻を通して、約四千条の多きを数えることができる。これを、仮に或る一つのまとまった、時代的に古いテキストに由来するものと考えて、これをもととして「史記古本」なるものを仮想することとする。

さて、この「史記古本」なるものは、史記のテキストとして、いかなる性質を有するものであろうか。この点について、まず仮説として、

「これらの史記古本と想定されるものは、第一章で述べた史記古鈔本、或いはそれらとほぼ同系統のテキストに由来するものではなかろうか。」

と想定して、両者の比較対照を試み、そこに史記古本のテキストとしての性質の解明のキーポイントを求めたいと思うのである。而して、その比較対照に於いて、次の如き二つの段階を考えようとするものである。即ち、その一は史記

3857

古鈔本の残存している部分についての、いわば機械的比較であり、[6]その二は前章第一節の㈢でまとめておいた史記古鈔本のテキストとしての性質と、史記古本が指向するテキストとしての性質との比較対照を試みようとする、いわば帰納的比較である。いま、逐次に実例を掲げつつ論を進める。

注1　「史記の古いテキストによる校記」という意味で用いる。

注2　尊経閣文庫に蔵する「博士家本史記異字」（天明版本史記説）の実体は、「南化・楓山・三条」の各史記古本を集録したものであり、金沢市立図書館に蔵する大島貢川（一七三二―八三二）・桃源父子編著『史記攷異』には、これらを総合して「古本」という呼称で収録している。

注3　特に「小板」は上杉氏蔵の慶元本にのみ見られ、だいたい影宋鈔本を指すものかと思われるが、決定的な結論は出ない。また「大板」は逆に影宋鈔本及びその写本のみに見られ、或いは慶元本を指すものか。なお、「大正義」については後究を要つ。

注4　集解注に関する出入異同もかなり見出せるが、何らかの結論を導き出すに足りないので今はふれない。

注5　上杉氏蔵の慶元本を初めとして、我が国に現存する古板本のほとんどすべてが、十表八書に何の書き入れもなされていない。影宋鈔本の写本である建仁寺両足院蔵の梅仙和尚（一五二〇―九六）自筆本などには、十表八書は写されていないことからも、当時に於いても、すでに十表八書が史記講読の対照からやはずれて未師（集）行であったものであろう。

また、扁鵲倉公・亀策の二列伝も未師行であったのだろう。それは扁鵲倉公列伝の末には、「師説曰、扁鵲倉公・亀策伝、先儒雖不加点、蓋側注切句。或本端書云、此巻有忌諱不傳云云」とあり、亀策列伝の末には、「亀策傳、雖加書本加點、未通義理、特精史學之人、以可究其異乎」と多くの古板本に書き入れが見られるからである。

【付記】　河渠書については、注5で述べた如く、史記古本の書き入れは見られないし、また、燕召公世家も、残存部分には史記古本の書き入れは見当たらない。したがって一致例は全く見られない。

㈠　史記古本と史記古鈔本――史記古鈔本の残存する部分についての比較――

史記古鈔本の残存する部分について、史記古本と史記古鈔本を比較してみると、まずいえることは、両者がかなり高い確率で一致しているということである。この一致例は「校補」の該所を一瞥してみれば、容易に見出し得るものであるから、やや重複するきらいはあるが、本節の推論を進めるに当たって、確認する意味あいを含めながら、各古鈔本に

ついて二、三の例を掲げてみよう。

「知人則哲」　高山寺本及び安倍鈐本に合す。今本史記は「哲」を「智」に作っている。

「禹曰何単胸曰寓而栗」　高山寺本及び安倍鈐本に合す。今本史記は「禹曰何阜陶曰」の六字なし。（以上夏本紀、右以外に一致例三十二条、不一致例[2]九条を数う）

「使得専征伐」　高山寺本に合す。今本史記は「専」の字なし。

「吾聞聖人心有九竅」　高山寺本に合す。今本史記は「九」を「七」に作っている。（以上殷本紀、右以外に一致例三十三条、不一致例十三条を数う）

「何居非與」　高山寺本に合す。今本史記は「非」の下に「其宜」の二字あり。

「辟戎寇、當此時、秦襄公以兵送平王、平王封襄公以為諸侯、賜之岐以西地、從武王盡幽王凡十二世」　高山寺本に合す。今本史記は「当此時」より「凡十二世」に至る三十六字なし。（以上周本紀、右以外に一致例四条、不一致例二十九条を数う）

「景公母弟厚子簋有簋」　高山寺本に合す。今本史記は「厚子簋」を「后子鍼」に作っている。

「合十七歳而覇王出、十八年雨金櫟陽」　高山寺本に合す。今本史記は「十七」の上に「七」、「十八年」の上に「十六年桃冬花」の六字がそれぞれある。（以上秦本紀、右以外に一致例百十条、不一致例三十三条を数う）

「鄙食其曰、諸將過此者多」　秘閣本に合す。今本史記は「曰」の上に「謂監門」の三字あり。

「漢王之出關、至陝無関外父老遇、張耳來見、漢王厚遇之、正月、虜雍王弟章平、大赦罪人」　秘閣本に合す。今本史記は「漢王之出關」より「漢王厚遇之」に至る二十二字移して「正月」の下にあり。（以上高祖本紀、右以外に一

3859

致例三十三条、不一致例八条を数う）

「孝惠以爲齊王爲兄」　大江鈔本に合す。今本史記は下の「爲」の字なし。

「羣臣皆頓首奉詔」　大江鈔本に合す。今本史記は「皆」の字なし。（以上呂后本紀、右以外一致例十三条、不一致例四条を数う）

「乃使太僕夏侯嬰與東牟侯興居清宮」　大江鈔本に合す。今本史記は「夏侯」の二字なし。

「是法反害於民爲暴者也」　大江鈔本に合す。今本史記は「法」の字なし。（以上孝文本紀、右以外一致例十六条、不一致例六条を数う）

「及竇太后行」　大江鈔本及び山岸本に合す。今本史記は「行」を「得幸」の二字に作っている。

「立皇子乘爲清河王」　大江鈔本及び山岸本に合す。今本史記は「乘」の上に「方」の字あり。（以上孝景本紀、右以外に一致例十条、不一致例四条を数う）

「亡過曹」　敦煌本に合す。今本史記は「亡」の上に「其」の字あり。

「負羈私善於重耳」　敦煌本に合す。今本史記は「負羈」の二字なし。（以上管蔡世家、右以外に一致例四条を数え、不一致例なし）

「亦各從其資也」　敦煌本に合す。今本史記は「資」を「志」に作っている。

「雖執轡之士吾爲之」　敦煌本に合す。今本史記は「爲」の上に「亦」の字あり。（以上伯夷列伝、右以外に一致例八条、不一致例一条を数う）

「再辟地二千里」　秘閣本に合す。今本史記は「二」の字なし。

「今范雎亦寡人之叔父也」　秘閣本に合す。今本史記は「雎」を「君」に作っている。（以上范雎蔡澤列伝、右以外に一致例四十六条、不一致例十四条を数う）

「而竟以丞相病死」　石山寺本に合す。今本史記は「而」の上に「魏丞相」の三字あり。

「困戹不得者甚衆也」　石山寺本に合す。今本史記は「甚衆」を互倒す。（以上張丞相列伝、右以外に一致例五条、不一致例三条を数う）

「去黄屋稱制」　石山寺本に合す。今本史記は「去」の上に「令尉佗」の三字あり。

「遂大破秦」　石山寺本に合す。「大」を「入」に作っている。（以上酈生陸賈列伝、右以外に一致例十二条、不一致例十二条を数う）

以上の如き一致例は、実に四百四十九条見出すことができ、史記古鈔本の残存する部分に見られる史記古本の出入異同数五百八十五条のうち約八割弱を占めている。この事実から少なくとも、

「史記古本なるものは、史記古鈔本とほぼ同系統のテキストに由来するものである。」

という結果を導き出し得るものと思われる。しかし、一転してこの結論を残る部分の史記古本すべてに及ぼすことが果たして可能であろうか。その問題の解明のためには、比較の第二段階として、史記古本全体の指向するテキストとしての性質と史記古鈔本のテキストとしての性質との比較とに俟たねばならないであろう。

注1「校補」第一、二冊に於いては、古鈔本・古本の調査・校勘が不充分であったため、昭和三十六年度出版の「校補」第九冊の「補遺」をも参照していただきたい。

注2　ここに言う「不一致例」とは、あくまでも史記古本の側からだけみたものである。史記古本に比して、古鈔本のみの出入異同数が圧倒的に多いのは、史記古本なるものが、前節で評述した如く、「出入異同の書き入れ」によって仮想したものであるため、そこに自然にそのかみの校者の選択がなされているためであろう。

3861

(二)　史記古本と史記古鈔本——両者のテキストとしての性質についての比較——

史記古鈔本のテキストしての性質は、すでに第一章第一節(三)に於いて個条的に論じたが、それに類似した性質が、史記古本にも見られるであろうか。いま、順を追って例証を示しつつ論を進める。

(1)　体裁及び鈔写様式（第一章第一節(三)(1)参照）

(イ)　史記古本が上述の如く書き入れによって仮想したものであるため、テキストの体裁及び鈔写様式については、ほとんど何の手がかりも得られない。従つて、巻子本であつたかどうかも不明である。

(ロ)(イ)と同じ理由で、提行の有無は不明である。

(ハ)　唐鈔本などに見られるやや特殊な客体も、書き入れがおそらく選択的になされたであろうから、ほとんどその例を見出せないが、それでもわずかに、次のような例が見られる。

「諸侯多中首虜率」（李將軍列傳）　今本史記は「率」を「率」に作っている。

「蔽翳蜚國」（南越尉佗列傳）　今本史記は「蜚」を「裸」に作っている。（以上二例、一七頁参照）

「稚里子甘茂列傳」（穰里子甘茂列傳）　今本史記は「茂」を「茂」に作り、伝中の「甘茂」の「茂」については全てこれに倣っている。これは高山寺本樂本紀中の「甘茂」を今本史記は「甘茂」に作つているのに一致する。

3862

また、仮想される史記古本が今日から見れば、やや異体の文字をも散見せしむるものであつたろうと思われる痕跡を示す例としては、次の如きものがある。

「魯射師敗」（齊太公世家）今本史記は「師」を「師」に作つている。

「晉有爲季氏將師」（孔子世家）今本史記は「師」を「師」に作つている。

「將師數十萬」（李斯列傳）今本史記は「師」を「師」に作つている。

（以上三例などは、古鈔本に於いては「師」を「師」に作ることによつて生じた異同かと思われる。一七頁參照）

「爲草囊盛血」（殷本紀）古鈔本及び今本史記は「草」を「草」に作つている。

「草土德之曆」（張丞相列傳）石山寺本及び今本史記は「草」を「草」に作つている。

（以上二例などは、古鈔本に於いて「草」を「草」に作ることによつて生じた異同かと思われる。一七頁參照）

その他、古鈔本には「卄」・「卅」・「卌」などの数字が用いられていたが、その書き入れは当然のこととして、全くないといつてよい。ただ、あまり適切な例とはいえないが、[11] 次の如きものがある。

「宣公卄一年」（田敬仲完世家）今本史記は「十」を「十」に作つている。

(二) 重複記号の使用は、もちろん具体的な例を残していないが、重複の部分に出入異同が目立つのは、間接的にではあるが、その使用を暗示している。（例は、一六二頁參照）

(2) 注及び避諱闕筆（第一章第一節(三)(2)參照）

(イ) 前述した如く、史記古板本標記は主として正文に集中しており、「三注」に関する出入異同の書き入れは多くはない。

3863

而して、「三注」のうち、索隠に関するものは単索隠本に、正義に関するものは単正義本によったものと考えられ、[2] 集解に関するものは、古鈔本の残存する部分について、わずかながら、古鈔本の集解との一致例を見出し得るので、強いて推論すれば、史記古本は原則として集解注のみをもつものであつたであろう。

(ロ) 避諱は全く見られない。かえって、今本史記で「人」と作られているものが「民」と作られている例が見られる。従って、少なくとも唐の大宗李世民の即位以前、即ち、六二七年以前の鈔写にかかる史記集解本を、その祖本としているといえようか。例えば、

「下知民情」（李斯列傳）
「無一民渡淮者」（黥布列傳）
「平原民殺榮」（田儋列傳）
} 今本史記は「民」を「人」に作つている。

また、右の例の如き明確なものではないが、次のような例も見られる。

「民心咸服」（秦始皇本紀）　今本史記は「民」を「庶」に作つている。
「六月丁巳、赦天下、賜民爵一級」（孝景本紀）　大江・山岸本及び今本史記は「民」の字なし。
「人民雖少」（呉王濞列傳）　今本史記は「民」の字なし。

(ハ) (1)の(イ)及び(ロ)と同じ理由で、闕筆については、何の手がかりも得られない。

(3) 現行の史記板本との出入異同に関する事項（第一章第一節㈢(3)参照）

(イ) 現行の史記の譌脱を正し得る面を持つている。この点については、次の如き例を挙げ得る。

3864

「而娶於西陵氏之女」（五帝本紀）史記會注考證同じ。太平御覧引史記及び大戴禮帝繫篇に合す。今本史記は「氏」を脱しているが、すでに、王念孫が「案西陵下脱氏字、下文昌意娶蜀山氏女、皆有氏字、太平御覽皇王部・皇親部、引此竝作西陵氏云云」（讀書雜志以下同じ）と述べている如く、今本の誤脱であろう。

「西濟于流沙」（五帝本紀）群書治要引史記及び大戴禮五帝德篇に合す。今本史記は「濟」を「至」に作る。下の正義に「濟渡也」とあれば、張守節の見たテキストも「濟」に作っていたのであろう。すでに、王念孫が「案西至本作西濟、此涉上下三至字而誤也、正義曰、濟渡也、則本作濟明矣云云」と述べているが如く、今本の誤りであろう。

「而倔起阡陌之中」（秦始皇本紀）今本史記は「阡陌」を「什佰」に作る。すでに梁玉繩が「世家・漢書・文選並作阡陌、此作什佰」（史記志疑、以下同じ）と述べ、張文虎もほぼこれを襲っている如く、今本史記の誤りであろう。

「毋徒俱死也」（項羽本紀）今本史記は「徒」を「從」に作る。すでに、王念孫が「案從當爲徒、項伯以張良不去、則徒與沛公俱死、故曰毋徒俱死也、漢書高祖紀作毋特俱死、蘇林曰特但也、師古曰、但空也、空死而無成名也、特但徒一聲之轉、其義一也、隸書從字作従、形與徒相似、故徒誤爲從云云」と述べている如く、今本の誤りであろう。

「大行不顧細謹、大禮不辭讓」（項羽本紀）今本史記は「讓」の上に「小」の字あり。李斯列傳に「大行不小謹、盛德不辭讓」とあり、鄒生陸賈列伝に「擧大事不細謹、盛德不辭讓」とあるのを見れば、今本は「大」の字によりて妄りに「小」の字を増したものか。西源院本及び神田本太平記引史記[3]もまた「小」の字がない。

「力拔山兮氣蓋世、時不利兮騅不逝、騅不逝兮可奈何、虞兮奈若何」（項羽本紀）後に詳述する。

「威勢廢兮又有分字」（第三章第二節及び第三節参照）また、西源院本及び神田本太平記引史記にも合す。[4]今本史記は「威勢廢威勢廢兮」の七字なし。このことについては、すでに吉川幸次郎博士は、桃源抄引古本を引きつつ、

3865

「桃源のいわゆる史記の古本が、いかなる性質のものであるかは、明らかでない。ただそれが日本人によつて妄改されたものではなく、唐土の一種の本を傳承したものであることは、わが國に於ける漢籍傳承の一般的な歴史からいつて、たしかである。―中略―もつとも私は、このテキストをよりすぐれたものとして、主張するのではない。ただこのテキストによれば、詩は四句でなくて五句となり、競爭者の大風歌が三句であるのとひとしく、奇數句の韻文となることは、私をしてこのテキストに興味を感じさせる又一つの事柄である。」（項羽の垓下歌について―中國文學報第一冊所收―）と述べられ、故斯波六郎博士もまた「ただ昭和三十二年三月刊行せる水沢利忠著の史記会注考證校補に拠れば、「時　利あらず騅は逝かず」（時不利兮騅不逝）の一句を「時　利あらずして威勢は廃ち、威勢　廃ちて騅は逝かず」（時不利兮威勢廢兮、威勢廢兮騅不逝兮）の二句に作つた古本のあつたことが知られる。意味の上からも形式の上からも、古本の方が古い姿かと思うのみならず、当面の問題を考える上でも古本の方がふさわしい。」（中国文学における孤独感―岩波書店刊―）と述べられている如く、或いは古本をよしとすべきであろうか。

「六月丙子」（眞太伯世家）左伝に合す。今本史記「丙子」を「戊子」に作つているが、すでに張文虎も「左傳作丙子、是若戊子、則不當在乙酉前」と述べている如く今本の誤りであろう。

「殺武庚祿父、殺又作誅管叔」（衛康叔世家）太平御覧引史記に合す。今本史記は「殺」の字を脱している。高山寺本周本紀に「誅武庚、殺管叔」とあり、魯世家に「遂誅管叔、殺武庚」とあり、管蔡・宋世家に「誅武庚、殺管叔」とあり、すでに王念孫が「衛世家、殺武庚祿父管叔、放蔡叔、管叔上本本有殺字云云」（讀書雜志の周本紀の条）と述べている如く、今本の誤脱であろう。

「惠公立四年出亡」（衛康叔世家）今本史記は「四」を「三」に作る。殿本考証に「按上文云四年、此云三年、又按

3866

左傳魯桓公十六年冬、惠公奔齊、則四年是矣」とあり、梁玉繩も「案三年乃四年之誤」と述べている如く、今本の誤りであろう。

「宣公廿一年、殺其太子禦寇」（田敬仲完世家）　春秋に合す。今本史記は「廿」を「十」に作っているが、すでに、梁玉繩が「案春秋、事在陳宣公二十一年、此缺二字」と述べている如く、今本の誤りであろう。

「王淮東五十三城」（匈奴世家）　漢書高紀に「東陽郡郡吳郡五十三縣」とあり、同じく吳王濞伝に「王三郡五十三城、卽賈舊封也」とあり、梁玉繩も「漢書高紀作五十三縣」と注意を促しており、瀧川博士も「史記二字當作三」（考證、以下同じ）と述べられている如く、今本の誤りであろうか。

「適又作嫡見齊王」（齊悼惠王世家）　漢書高五王伝に合す。今本史記は「適」は「西」に作っているが、すでに陳仁錫が「西當作適」（史記考）と述べてる如く、今本の誤りであろう。

「子次昌立」（齊悼惠王世家）　年表及び漢書に合す。今本史記は「昌」を「景」に作っているが、すでに枕世駿が「年表作次昌」（史記考證）と注意を促し、瀧川氏も「此誤」と述べられているが如く、今本の誤りであろう。

「於是乃令薳何第一賜帶劍履上殿」（絳侯周勃世家）　太平御覽引史記及び漢書薳何伝に合す。今本史記は「第一」の二字がないが、すでに、王念孫が「案薳何下脫去第二二字、當依漢書・漢紀補云云」と述べている如く、今本の誤脫であろう。

「劉敬說高帝都關中」（留侯世家）　漢書張良傳に合す。今本史記は「都」の上に「曰」の字があるが、すでに、張文虎も「曰字疑衍、漢書無」（札記、以下同じ）と述べている如く、今本の衍入であろう。

「西湊月氏」（三王世家）　今本史記は「湊」を「湊」に作る。すでに、王念孫が、「湊當爲湊、故正義臻而訓爲至——

3867

中略――作湊者、字之誤耳云云」と述べている如く、今本の誤りであろう。

「又非吾辯之能明吾意之難也」（老子韓非列傳）韓子に合す。史記會注考證同じ。他の今本史記は上の「之」の下にも「難」の字がある。すでに、梁玉繩が「案難字衍」と述べており、滝川博士も「能上各本有難字、楓山・三條本[6]及韓子皆無、蓋衍字、今刪」と述べられる如く、今本の衍入であろう。

「此三者子皆出吾下」（孫子吳起列傳）後漢書朱浮傳引史記に合す。金陵書局本及び史記會注考證同じ。他本はすべて「此十三者皆出吾下」に作っているが、すでに、王念孫が「案子字本在三者下、今誤在三者之上、則文不成義、後漢書朱浮傳注、引此作此三者子皆出吾下、通鑑周紀一同、呂氏春秋執一篇、作三者子皆不吾若也」と述べており、張文虎もこれを襲つて、「各本子字竝錯在此[7]三者上、依後漢書注引改、說詳攟志」と述べ、滝川博士も「此三者各本作此子三者、今從楓山本、王念孫曰、此子三者、漢書朱浮傳云云[8]」と述べられる如く、今本の誤りであろう。

「字子淵、少孔子三十七又作二歲」（仲尼弟子列傳）今本史記は「七」或いは「二」の字なし。すでに、閻若據が「同少孔子三十歲、三十下脫七字、蓋生于魯昭公二十八年丁亥、卒于哀公十二年戊午、方合三十二歲之數――中略――時孔子六十九歲云云」（四書攷地）と述べている如く、今本の誤脫か。古本の「二」に作るものは、顔回の卒年を記したものであろうか。

「排蘩蘩入窮閭」（仲尼弟子列傳）通志に合す。今本史記は「蘩」を「蘩」に作っているが、すでに、王念孫が「案蘩蘩當爲蘩蘩、字之誤也云云」と述べ、多數の例証を示しつつ、「卽蘩字明是蘩字之誤、而校者皆莫之或正、蓋世人多閒蘩蘩、寡閒蘩蘩所以沿誤而不知也」と結論している如く、今本の誤りであろう。

「商君者、衛之諸庶蘩子也」（商君列傳）文選西征賦・長笛賦注引史記に合す。史記會注考證同じ。他本は全て「子」

の上に「公」の字があるが、すでに、王念孫が「案公字後人所加、玉燭、公子曰臣擊、是公子卽爲擊子、既言諸庶擊子、則無庸更言公子、呂不韋傳曰、子楚、秦諸庶擊孫、亦不言諸庶擊公孫也云云」と述べ、張文虎もほぼこれを襲い、滝川博士も「各本擊下有公字、今從楓山・三條本云云」と述べている如く、今本の衍入であろう。

「雖然奉陽君妬賢、君不任事」（蘇秦列傳）金陵書局本[9]を除く今本史記は「賢」の字なくして、「不」の上に「而」の字があるが、すでに、王念孫が「案君而當而君、言奉陽君既妬賢、而君又不任事也、趙策作奉陽君妬、大王不得任事、是其證」と述べ、張文虎も「而君誤倒、考證據趙策改、棟志說同」と述べ、滝川氏も「楓・三本、妬下君字作賢、[10]無而字、義長」と述べられている如く、今本の「君而」は誤りであろう。

「在大王之詔之」（蘇秦列傳）戰國策に合す。今本史記は「詔」の字を重ねているが、すでに、滝川博士が「楓・三本不重詔字、與策合、此涉下文衍云云」と述べられる如く、下文の「今主君以趙王之詔詔之」に渉って今本が衍したものであろうか。

「抱梁柱而死」（蘇秦列傳）戰國策燕策・莊子盜跖篇・文選獄中上梁王書注及び太平御覽引史記に合す。史記會注考證同じ。今本史記は「梁」の字を脱しているが、すでに、王念孫が「案柱上本有梁字云云」と述べ、張文虎もこれを引き、滝川博士も「各本抱下無梁字、今從楓・三本云云」と述べられる如く、今本の誤脱であろう。

「則若向壽者可」（穰侯列傳）「若」は戰合策に合す。今本史記は「若」の上に「莢」の字があるが、すでに、滝川氏が、「楓山・三條本無莢字、與策合、義長」と述べられるが如く、或いは今本の衍入か。

「而士不得複楊」（孟嘗君列傳）史記會注考證を除く今本史記は「複」を「短」に作っている。すでに、陳仁錫が「今本複作短」（史記考）と述べ、張文虎も下の索隱の「音豎」から「據此、疑短本作複、故音豎」と述べ、滝川博士も

3869

「裡各本作短、今從楓山・三條本云云」と述べられるが如く、今本の誤りなること明らかである。

「灌王意孟嘗君」（孟嘗君列傳）　太平御覽引史記に合す。今本史記は「意」の下に「疑」の字があるが、すでに、王念孫が、「案意下本無疑字、意孟嘗君者、意卽疑也――中略――後人不知意之訓爲疑、故又加疑字耳云云」と述べている如く、今本の衍入であろう。

「天下將因秦之彊而乘趙之弊」（平原君虞卿列傳）　今本史記は「而」を「怒」に作り、趙策及び新序は「彊」の字なし。王念孫は、「案此怒字非喜怒之怒、廣雅曰、怒健也、健亦彊也、彊怒連文、又與下句弊字對文、是怒卽彊也、上文曰、吾且因彊而乘弱、是其證」とやや牽強附会の説をなしているが、張文虎は「疑怒字一作彊傍注誤并」と述べ、中井積德も「怒字疑衍」（史記雚閱）と述べている如く、今本の衍入であろう。古本に従ってこそ、王氏のいう「下句弊字対文」となり、同時に上文の「吾且因彊而乘弱」ともよく対することとなるであろう。王氏の「怒」の字を存したままでの立説は、やや当を失うものである。

「請益具車騎壯士」（刺客列傳）　韓策に合す。今本史記は「具」を「其」に作っているが、すでに、王念孫が「韓策益其作益具、於義爲長」と述べている如く、今本が「其」・「具」と字形の近いために誤ったものか。

「因自皮面抉眼」（刺客列傳）　「抉」の字は文選注引史記及び十七史詳節に合す。今本史記は「決」に作っているが、伍子胥伝に「抉吾眼云云」とあれば、「抉」をよしとすべきか。或は「抉」・「決」は古くは通用したものか。

「而耿呼嗚嗚快耳者」（李斯列傳）　芸文類聚・太平御覽引史記に合す。今本史記は「耳」の下に「目」の字があるが、すでに王念孫が「案聲能快耳、不能快目、目字後人所加、文選無目字、舊本北堂書鈔樂部六、出彈箏快耳四字、引史記彈箏搏髀而耿嗚嗚快耳者、亦無目字（陳禹謨依倣本增目字）」と述べている如く、今本の衍入であろう。

「漢四年秋、項王之南走陽夏」（魏豹彭越列傳）今本史記は「四」を「五」に作つているが、下文に「五年、項籍已死云云」とあれば、今本の誤りか。すでに梁玉繩がこの「五年、項籍已死云云」に対して、「五年、上已書」としているが、この古本の如く、該所が「四年」になつているならば、疑問は残らない。

「六年朝陳」（黥布列傳）漢書英布傳及び魏豹彭越列傳に合す。今本史記の「六」を「七」に作るの誤りなること明らかである。

「特劫於威彊服耳」（淮陰侯列傳）漢書韓王信傳及び新序善謀篇に合す。今本史記は「服」の字なし。すでに、王念孫が「案彊讀勉彊之彊、彊下當有服字、劫於威三字連讀、彊服二字連讀、言百姓非心服項王、特劫於威而彊服耳——中略——今本脱去服字、則當以威彊連讀、而讀爲彊弱之彊、非其指矣云云」と述べているが如く、今本の誤脱であろう。

「其材未足也」（季布欒布列傳）今本史記は「材」の字なし。上文を按ずるに「彼必自負其材」とあり、或いは今本の誤脱か。

「盜鑄錢」（荊王劉賈列傳）漢書呉王濞傳に合す。今本史記は「盜」を「益」に作つているが、下の正義に「按既盜鑄錢」とあれば、張守節の見た本もこれに合す。すでに、王念孫が「當依正義作盜鑄錢、字之誤也、文選呉都賦・蕪城賦注、引此並作盜云云」と述べている如く、今本の誤りか。

「徙右北平、死」（李將軍列傳）漢書李廣傳に合す。史記會注考證を除く今本史記は「死」の字を脱す。下文に「於是天子乃召拜廣爲右北平太守」とあれば、今本の誤脱であろうか。すでに、滝川博士も「平下死字各本脱、今依楓・三本、漢書」と述べられている。

「士力能貫弓」（匈奴列傳）單索隱本・金陵書局本及び史記會注考證は「貫」を「毋」に作り、他本は「彎」に作る。

3871

陳渉世家に「士不敢貫弓而報怨」、伍子胥列傳に「貫弓執矢」とあれば、王念孫が今本の「彎」に作るは「後人據漢書改之也云云」と述べるのを是とすべきか。また、「毌」は「貫」の古字である。

「其西方盡白馬、東方盡青騮、北方盡烏騮、南方盡辟驪」（匈奴列傳）芸文類聚・太平御覧引史記に合す。今本史記は「騮」と「驪」の下におのおの「馬」の字があるが、すでに、王念孫が、「案青騮・烏驪下、本無馬字、後人依上下文加之也――中略――皆五字爲句、其馬色之一字者、則加馬字以成文、兩字者、則省馬字以協句――中略――後人不知古人屬文之體、而於青騮・烏驪下、各加一馬字、則累於詞矣云云」と述べている如く、古本をよしとすべきであろう。

「事雨立」（滑稽列傳）今本史記は「事」を「幸」に作る。すでに、滝川氏も「幸雨立、不成義、楓山・三条本幸作事、可從」と述べられる如く、今本は下文の「幸休居」に渉って衍したか。また、「事」の字は鈔写の際には「叏」に作り、「幸」と字形が近いために誤ったものであろう。

(ロ)　現行の史記よりも、史記が資料として取ったもので今日に伝わるもの、或いは史記を資料として取って成ったものの今日に伝わるものにより近い。この点については、史記全巻に亘って見れば、例が非常に煩雑になるもので、いちおう[11]「戰國策」を前者の、「漢書」を後者の、それぞれ代表として数例を挙げるに止める。

戰国策に合するもの

「使使効愚計奉明約」（蘇秦列傳）魏策に合す。今本史記は「使」の字を重ねていない。

「而又有禁暴正亂之名」（同右）秦策に合す。今本史記は「正」を「止」に作っている。

「大抵豆飯藿羹」（張儀列傳）韓策に合す。今本史記は「豆」の字なし。

「而得以少割爲和必欲之」（穰侯列傳）秦策に合す。今本史記は「和」を「利」に作っている。

3872

「臣竊觀先王之舉錯也」（樂毅列傳）　燕策に合す。今本史記は「錯」の字なし。

「入宮塗厠、欲以刺襄子」（刺客列傳）　趙策に合す。今本史記は「厠」の字の下に「中挾七首」の四字あり。

「因遂自剄而死」（同　右）　燕策に合す。今本史記は「剄」を「刎」に作つている。

漢書に合するもの

「擊益己軍破之」（絳侯周勃世家）　周勃傳に合す。今本史記は「益己」を「盜匕」に作る。

「十三年卒、子齊立爲王」（五宗世家）　高五王傳に合す。今本史記は「三」を「二」に作つている。

「以明倍漢而與楚也」（黥布列傳）　英布傳に合す。今本史記は「明」の下に「王」の字あり。

「則不過大夫種之於句踐」（淮陰侯列傳）　酈通傳に合す。今本史記は「種」の上に「范蠡」の二字あり。

「御史大夫將兵圍爲護軍將軍」（韓信盧綰列傳）　匈奴傳に合す。今本史記は「將軍」の二字なし。

「家無遺書」（司馬相如列傳）　司馬相如傳に合す。今本史記は「遺」の字なし。

(ハ)　現行の史記よりも、古書の注疏や唐宋の類書などの史記により近い面を持つ。この点については、次の如き例を挙げ得る。

「無輔弼」（秦始皇本紀）　群書治要引史記に合す。今本史記は「弼」を「拂」に作つている。

「或爲妖言以亂黔首」（同　右）　通志に合す。今本史記は「妖」を「訞」に作つている。

「然誠得賢士與共國」（燕召公世家）　太平御覽四百二巻引史記に合す。今本史記は「與」を「以」に作つている。

「沛公與項羽引兵而東」（曹相國世家）　通志に合す。今本史記は「兵」の字なし。

「吳公今又吮此子」[12]（孫子吳起列傳）　群書治要引史記に合す。今本史記は「此」を「其」に作つている。

3873

「船中之人」（孫子呉列傳）群書治要引史記に合す。今本史記は「船」を「舟」に作つている。「而扶吾眼着呉東門之上」（伍子胥列傳）藝文類聚・初學記・太平御覽引史記に合す。今本史記は「着」を「縣」に作つている。王念孫は「縣本作著、此後人依呉語改之也」と述べている。「爲人排患釋難解紛」（魯仲連鄒陽列傳）藝文類聚・太平御覽・文選詠史詩注・北山移文注・後漢書桓榮傳論注・荀悦傳注引の史記に合す。趙策及び今本史記は「紛」の下に「亂」の字あり。

(二)　現行の史記よりも、単索隱本及び正義本の出すところの史記正文により近い。この点については、次の如き例を挙げ得る。

単索隱本の出す正文と合するもの

「魏雖得阿衡之徒」（魏世家）単索隱本の出すところの正文に合す。今本史記は「徒」を「佐」に作る。「大抵率偶言也」（老子韓非列傳）下の索隱注に「故云偶言、又音寓云云」とあれば、司馬貞の見たテクストに合す。今本史記は「偶」を「寓」に作る。単索隱本出すところの正文もまた「寓」に作るのは、後人の改めたものであろう。「而其大歸本於黄老」（老子韓非列傳）単索隱本の出すところの正文に合す。今本史記及び劉伯莊「史記音義」[13]出すところの正文は「大」の字なし。

「子路爲衛大夫」（仲尼弟子列傳）今本史記は「大夫」の下に「孔悝之邑宰」の五字あり。単索隱本は「爲衛大夫」の四字を出し、下の注に「按服虔云、爲孔悝之邑宰」とあれば、司馬貞の見たテクストには、「孔悝之邑宰」の五字はなかったものか。

「石作蜀字明」（仲尼弟子列傳）単索隱本出すところの正文に合す。今本史記は「明」の上に「子」の字あり。

3874

「何者魏居領阨之西」（商君列傳）　単索隱本出すところの正文に合す。今本史記は「領」を「嶺」に作る。
「大項羣生七歲爲孔子師」（甘茂列傳）　単索隱本の出すところの正文に合す。今本史記は「大」を「夫」に作る。
「不能無生得」（刺客列傳）　単索隱本の出すところの正文に合す。今本史記は「得」の下に「矣」の字あり、張文虎は「索隱本出無生得三字、考証云唐本無矣字、後人誤增、攟志説同」と述べている。
「上滅五下登三」（司馬相如列傳）　単索本の出すところの正文に合す。今本史記は「滅」を「威」に作る。

正義本の出す正文に合するもの[14]

「張丑爲謂楚王曰」（楚世家）　下の正義注に「爲音僞」とあれば、張守節の見たテキストに合す。今本史記は「爲」を「僞」に作る。
「而厚往古之勲」（趙世家）　下の正義注に「厚重也」[15]とあれば、張守節の見たテキストに合す。今本史記は「厚」を「序」に作る。
「孟嘗君侍客坐語」（孟嘗君列傳）　下の正義注に「侍猶當也」とあらば、張守節の見たテキストに合す。今本史記は「侍」を「待」に作る。
「如此野無枝兵縣無守城」（張耳陳餘列傳）　下の正義注に「校報也」とあれば、張守節の見たテキストに合す。今本史記は「校」を「交」に作る。
「廣家世世愛射」（李將軍列傳）　下の正義注に「愛好也、習也」とあれば、張守節の見たテキストに合す。今本史記は「愛」を「受」に作る。

(补) 重複の部分に出入異同が比較的多い。いま、史記古本が重ねていて、現行の史記が重ねていない例を重複プラス型、

3875

史記古本が重ねていなくて、現行の史記が重ねている例を重複マイナス型とそれだれ名づけて例示する。

重複プラス型（一九頁参照）

「其二日昌意、昌意降居若水」（五帝本紀）　今本史記は「昌意」二字を重ねていない。

「生始皇、始皇以秦昭王四十八年正月生於邯鄲」（秦始皇本紀）　今本史記は「始皇」の二字を重ねていない。

「華元殺羊食士不與其御、其御羊斟」（鄭世家）　今本史記は「其御」の二字を重ねず。

「景帝曰、請得與丞相議之、與丞相議之」（絳侯周勃世家）　今本史記は下の「與」の字なし。

「是爲代共王、共王立二十九年」（梁孝王世家）　今本史記は「共王」の二字を重ねず。

「而東、東出衛郭門」（孫子呉起列傳）　今本史記は「東」の字を重ねていない。

「使使臣効愚計奉明約」（蘇秦列傳）　今本史記は「使」の字を重ねていない。

「欲誅呂禮、呂禮出奔齊」（樊酈滕灌列傳）　今本史記は下の「呂」の字なし。（姓プラス型参照）

「於是李園乃進其女弟、女弟幸於春申君」（春申君列傳）　今本史記は「女弟」の二字を重ねていない。

「請奏惡趙王、趙王鼓瑟」（廉頗藺相如列傳）　今本史記は「趙王」の二字を重ねていない。

「皆畔燕而歸田單、田單兵日益多乘勝」（田單列傳）　今本史記は「田單」の二字を重ねていない。

「使王齮圍邯鄲、邯鄲急、趙欲殺子楚」（呂不韋列傳）　今本史記は「邯鄲」の二字を重ねていない。

「自以爲行弗及田仲、田仲已死」（游俠列傳）　今本史記は「田仲」の二字を重ねていない。

「數召至前談語、談語人主未嘗不說也」（滑稽列傳）　今本史記は「談語」の二字を重ねていない。

重複マイナス型（一九二頁参照）

「臣爲韓王送沛公、今事有急」（項羽本紀）　今本史記は「沛公」の二字を重ねていない。

「皇帝謥使太中大夫明」（三王世家）　今本史記は「使」の字を重ねている。

「老子之子名宗、爲魏將封於段干」（老子韓非列傳）　今本史記は「宗」の字を重ねている。

「楚王貴李園、用事」（春申君列傳）　今本史記は「園」の字を重ねている。

「乃遣樊爲大將軍」（樊酈滕灌列傳）　今本史記は「將」の字を重ねている。

「與齊曹等俱封周昌爲汾陰侯」（張丞相列傳）　今本史記は「封」の字を重ねている。

(ハ) 同音同義、或いは今日では同音異義であると考えられている文字でも通用されている傾向がある。この点については、多くの例が考えられるが、代表的な例だけを挙げる。

已←→以型（已・以は通用されているはずであるが、古本では「以」を「すでに」と訓ずべきところは、だいたい「已」に作っていることが多い。[16] 一九頁参照）

「天下已定」（秦始皇本紀）　今本史記は「已」を「以」に作っている。

「越已服爲臣」（越王句踐世家）　今本史記は「已」を「以」に作っている。

「鮑叔既進管仲已身下之」（管晏列傳）　今本史記は「已」を「以」に作っている。

「時已變易」（袁盎鼂錯列傳）　今本史記は「已」を「以」に作っている。

嘗←→常型（嘗・常は通用されているはずであるが、古本では「常」を「かつて」訓すべきところは、だいたい「嘗」に作っている。[17] 一九頁参照）

「嘗與田氏有郤」（田敬仲完世家）　今本史記は「嘗」を「常」に作っている。

3877

「數常嘗辱」（留侯世家）　今本史記は「常」を「嘗」に作っている。
「嘗相魯衛」（仲尼弟子列傳）　今本史は「嘗」を「常」に作っている。
「皆嘗爲漢禮官大夫」（儒林列傳）　今本史記は「嘗」に「常」に作っている。
縣←→縣型（懸・縣は通用されているはずであるが、古本では「縣」を「かける」と訓ずべきところはだいたい「懸」に作っている。[18] 一九貢參照）
「而抉吾眼懸吳門之上」（秦始皇本紀）　今本史記は「懸」を「縣」に作っている。
「於是韓購懸之」（刺客列傳）　今本史記は「懸」を「縣」に作っている。
「懸於足下」（張耳陳餘列傳）　今本史記は「懸」を「縣」に作っている。
「懸令首於長竿」（酈生陸賈列傳）　今本史記は「懸」を「縣」に作っている。
腰←→要型（腰・要は通用されているはずであるが、古本では「要」を「こし」と訓ずべきところは、だいたい「腰」に作っている。[19] 一九貢參照）
「腰中當有全玉寶器」（陳丞相世家）　今本史記は「腰」を「要」に作っている。
「皆腰斬」（呉王濞列傳）　今本史記は「腰」を「要」に作っている。
鎭←→填型（この型式は古鈔本に具体的には見られないが、古本が或る一つのまとまったテキストによっているものであろうと思われる例として挙げる）
「毋以鎭之」（秦始皇本紀）　今本史記は「鎭」を「填」に作っている。
「以鎭萬民之心」（齊悼惠王世家）　今本史記は「鎭」を「填」に作っている。

3878

「不王無以鎭之」（張耳陳餘列傳）今本史記は「鎭」を「填」に作つている。

(ト) 現行の史記には、名のみで姓が記されてない場合に、姓が加えられている傾向が顯著である。この点については、次の如き例を挙げ得る。（二〇頁參照）

「王翦將十八日」（秦始皇本紀）今本史記は「王」の字なし。

「人有短惡樊噲者」（陳丞相世家）今本史記は「樊」の字なし。

「至常曾孫田和」（司馬穰苴列傳）今本史記は「田」の字なし。

「於是田忌進孫子於威王」（孫子呉起列傳）今本史記は「田」の字なし。

「蘇代謂孟嘗君曰」（孟嘗君列傳）今本史記は「蘇」の字なし。

「李牧曰、王必用臣」（廉頗藺相如列傳）今本史記は「李」の字なし。

「樊於期仰天太息流涕」（刺客列傳）今本史記は「樊」の字なし。

「來皆壁陳餘旁」（張耳陳餘列傳）今本史記は「陳」の字なし。

「酈通曰、相君之面」（淮陰侯列傳）今本史記は「酈」の字なし。

「故令張蒼以列侯居相府」（張丞相列傳）今本史記は「張」の字なし。

「嗇夫御史大夫」（呉王濞列傳）今本史記は「嗇」の字なし。

「單于乃貴李陵」（匈奴列傳）今本史記は「李」の字なし。

(チ) 現行の史記と対校するとき、「而」・「之」・「其」・「也」・「者」などの助辭的な文字が非常に不安定であるという傾向をとる。（二〇～二一頁參照）この点について、次の如き例を挙げ得る。

3879

「而盡罷諸儒弗用」（孝武本紀）
「而號仲父」（呂不韋列傳）
「而再分散」（貨殖列傳）
「代王王后生四男」（外戚世家）
「善著書」（老子韓非列傳）
「立陽生」（伍子胥列傳）
「雷澤之上人皆讓居」（五帝本紀）
「項王軍在鴻門之下」（項羽本紀）
「馬之騰力」（荊軻列傳）
「舍上林中」（孝武本紀）
「周以卒迎」（穰里子甘茂列傳）
「有陵雲氣」（司馬相如列傳）
「其赦天下」（孝武本紀）
「以明其不與齊也」（孫子呉起列傳）
「其實少人」（劉敬叔孫通列傳）
「而徇私」（項羽本紀）
「家多持金錢」（越王句踐世家）

今本史記すべて「而」の字なし。

今本史記はすべて句頭に「而」の字あり。

今本史記はすべて「之」の字なし。

今本史記はすべて＊の部分に「之」の字あり。

今本史記はすべて「其」の字なし。

今本史記はすべての＊部分に「其」の字あり。

3880

「吳王猶恐不*與」（吳王濞列傳）
「弃市國除也」（陳丞相世家）
「而得百里之地也」（春申君列傳）
「儉而難遵也」（太史公自序）
「誠信於士大夫」（李將軍列傳）
「四人者從太子」（留侯世家）
「以田橫之客皆賢者」（田儋列傳）
「陛楯者得以牢更」（馮唐列傳）
「其奉薄太后諸魏有力」*（外戚世家）
「今主*間可以爲相者」（商君列傳）
「人多厭之」*（淮陰侯列傳）

今本史記はすべて「也」の字なし。

今本史記は句末に「也」の字あり。

今本史記はすべて「者」の字なし。

今本史記はすべて＊の部分に「者」の字あり。

(ii) 今本史記と対校するとき、当然隷体や草体に於いて誤り易い文字に異同が多く見られる。この点については、次の如き例を挙げ得る。

十——七型（二二頁参照）

「桓公十年卒」（陳杞世家）　今本史記は「十」を「七」に作っている。
「及高祖十年七月」（韓信盧綰列傳）　史記會注考證同じ。[20] 他の今本史記は「十」を「七」に作っている。
「別破軍十」（衛霍列傳）　今本史は「十」を「七」に作っている。

3881

命⟷令　型（二二頁參照）

「謹受命」（田敬仲完世家）
「臣受命於王」（張儀列傳）
「令十二牧」（五帝本紀）
「楚令燕公角將兵擊楚」（鯨布彭越列傳）
「宜令人毋持兵」（酈生列傳）

今本史記はすべて「命」を「令」に作つている。

今本史記はすべて「令」を「命」に作つている。

脩（修）⟷循　型（二三頁參照）

「後嗣脩業」（秦始皇本紀）
「孔子脩道彌久」（孔子世家）

今本史記はすべて「脩」を「循」に作つている。

「敢循下吏」（仲尼弟子列傳）
「而下循近世之失」（平津公主父列傳）
「後世循序」（太史公自序）
「而下循近世之夫」（同　右）

今本史記はすべて「循」を「脩」または「修」に作つている。

平⟷卒　型（二三頁參照）

「平而立子蘭爲太子」（鄒世家）
「平定天下」（蒙恬列傳）

今本史記はすべて「平」を「卒」に作つている。

「卒爲本謀」（太史公自序）

今本史記は「卒」を「平」に作つている。

其←甚　型（二三頁參照）

「脫其禁焉」（三王世家）
「諸侯各發使送之其衆」（蘇秦列傳）
「成康甚隆也」（平準書）

今本史記はすべて「其」を「甚」に作つている。

平津公主奴列傳）今本史記は「甚」を「其」に作つている。

使←便　型（二三頁參照）

「使章百姓」（五帝本紀）
「使程西武」（同　右）
「而得一斯使焉」（樗里子甘茂列傳）

今本史記はすべて「使」を「便」に作つている。

主←王　型（二三頁參照）

「天下之賢主也」（蘇秦列傳）
「主必罪公」（樗里子甘茂列傳）
「尊王爲皇帝」（李斯列傳）
「以見王之得意」（同　右）

今本史記はすべて「主」を「王」に作つている

今本史記はすべて「王」を「主」に作つている。

反←及←乃　型

「反二世所使案三川之守」（李斯列傳）

今本史記は「反」を「及」に作つている。

「反寇攻馬邑」（韓信盧綰列傳）
「反別擊破趙軍」（傅靳蒯成列傳）

今本史記はすべて「反」を「乃」に作つている。

3883

「乃衛皇后所謂姉衛少児」（外戚世家）　今本史記は「乃」を「及」に作つている。

以上の如く、史記古本及び史記古鈔本のテキストとしての性格を帰納的に比較してみると、極めて類似する点が多いことが分る。この事実と㈠で詳述した機械的比較の一致率の高さとを以つてすれば、本節の冒頭に於いて仮想したところの

「これらの史記古本と想定されるものは、第一章で述べた史記古鈔本、或いはそれらとほぼ同系統のテクストに由来するものではなかろうか。」

という仮説をほぼ実証し得る。しかし機械的比較に於いて一〇〇%の一致を見なかつたわけであるから、結論として次の如くいい得ると思う。即ち、

「史記古本は今日に残存する史記古鈔本とほぼ同系統のテキストに由来するものであり、従つて、史記が板本という形態をとる前以の或る一面を伝えるテキストとして、はなはだ貴重なものである。」といわねばならないであろう。

注1　書き入れをなすものが、たまたま「并」と鈔写したものであるかも知れない。

注2　「原索隠本」はもちろん今日に残存する毛晉刻本とほぼ同系統のものであつたろうが、「単正義本」は今日伕して伝わらないゆえ、前述の如き古板本攷記などによつて仮想したものである。

注3　西源院本及び神田本の太平記というのは、流布本とは異なり、太平記のテキストのうちでも、最も古い姿を伝えるものであるとされ、その巻二十八「漢楚酣戦之事并吉野殿被成綸旨事」の条に、

大行不顧細謹、大礼不必辞譲、如今人方為刀俎、我為魚肉、何辞事セムヤトテ、一下略一（覆尾崩氏校訂刊江書院刊「西源院本太平記」八〇二頁。ただし、この本では「大礼不必辞譲」とあるが、意をもつて上記の如く改め、「我為魚肉」の「肉」は草体で「宍」の如く記すので、校記者が「宍」と誤つているが、上記の如く改めた）

注4　太平記巻九「五月七日合戦事　附六波羅軍勢」の条に、

「両羽前後ノ中ニ入リ、其夫人達氏ニ向テ別レラシタヒ、悲ラ含テ、

3884

自ラ詩ヲ作テ日ク、
力拔山兮、氣蓋世、時不利兮、威勢廢兮、騅不逝、々々可
奈何、虞々々々奈若何
注4 「西源院本太平記」二三三頁～二三四頁、これらの太平記の鈔本は、項羽涙ヲ流シ給シカハ、一下略一（同じく悲シキ歌抗慨シテ、
思うに「威勢廢兮」の下に「々々々々」を誤脱したものであろう）

注5 「二」の字を欠いたというより、鈔本では「二十」を「廿」と作るところから、「廿」と誤り易かったのであろう。

注6 滝川博士の考證の引く「楓山・三条本」という語は、説明不足のため、以前から誤解されている面が多かったが、前節でも述べた如く、前者は宮内庁書陵部蔵楓山文庫旧蔵の影寫鈔本に見られる出入異同の書き入れを指し、後者は同書陵部蔵の三条西実條公自筆写本の影寫鈔本に見られる出入異同の書き入れを指すものである。

また、考證には古本の資料として主として「楓山本・三條本」のみであるが、すでに「校補」にも著録したように、この二本以外にも同じような出入異同の書き入れが見られるがこの部分の書き入れは南化本にも見られる、以下いちいち指摘しない。

注7 各本を見るに、「子」の字は「三者」の上にあるから、「紀」の「此」の字は衍入であろう。

注8 滝川博士の「考證」が「漢書」の上に「後」の字を誤脱したのであろう。

注9 後述してある如く、張文虎が王念孫の説を襲って、「而君不任事」と改めている。

注10 これは滝川博士の誤読であって、南化・楓山・梵斎・三条の各本ともに「而」の下に「君」の字あり、「而」の字がない。滝川氏のこのような誤読はままあるが、「校補」にいちいち指摘しておいた。

注11 「史記」が取材したものか、「史記」から取材したものか、という点に問題が残されているものが多いので、このように断っておく。

注12 すでに「校補」にも著録してしておいたが、史記會注考證は「此」の字を誤脱している。

注13 南化本及び狩野本の引く師説に「劉太無大子」とあるによった。

注14 もちろん「正義本」の単行されたものは、今日伝していないから、どうしても、後に詳述する史記古板本にみられる佚文の「正義」によるものが多い。

注15 この「厚」の字は武英殿本は正文に合するように「序」の字に改めてしまっており、さらに、それによって、景印百衲本廿四史所収の慶元本もまた「序」に改めている。集印本の慶元本は、後にも詳述するが、正文・注文に渉って改めてしまっている部分がきわめて多い。

注16～19 この傾向は、史記古鈔本の部分に於いても通ずべき、テキストとして決してよい古いものであるということを示すものでなく、この場合はむしろ今本史記の方が古い形を伝えるものであろう。

注20 滝川博士が「愚按各本、十年譌七年今従楓・三本」と述べられる如く、古本に従って改めたのである。

3885

第三節　史記正義佚文

史記古板本標記と呼ばれるものの中で、前節に於いて論じた、史記古本を仮想させる〝異字・異文の書き入れ〟に次いで、その書き入れの条数も多く、その内容もまた特に注目すべきは張守節の「正義」の佚文と目されている注文の書き入れである。

この種の書き入れを[1]、初めて全体的に着目されたのは、滝川亀太郎博士であつて[2]、博士の畢世の偉業たる「史記會注考證」には、通行刊本の中で「正義」に関して、最も善本であると信じられている黄善夫刊本にも見られない「正義」（いわゆる正義佚文）が一千余条収められている[3]。

しかるに、近年、これら滝川博士の拾集された「正義」の佚文を疑問視する傾向が、特に中国学界に現われるに至つた[4]。いうまでもなく、これらの疑問の中には、当然の疑問として、今後の論究に俟たなくてはならないものも少くないが、滝川博士が佚文の拾集に用いられた資料が、今日的に見れば、限定されたもの[5]であり、かつ、それに対する説明も不充分であること、或いは、その拾集作業に於ける操作に、やや厳密性を欠く憾みのあつたことなどに惹起した誤解によるものも、また少しとしない。

ために著者は、本節に於いて、いちおう滝川博士の依拠された線に沿いながらも、博士の不幸にして陥いられた欠陥をできうる限り排除し、さらに、これら「正義」の佚文拾集に用いることのできる資料の網羅・拡充に努める[6]ことなど

により、中国学界の人々の抱く疑問の、たとえ一部でも、これを氷解せしめ、彼らに滝川博士の真の意図するところを知らしめようとするものである。

加うるに著者は、彼ら中国学界の人々の等しくかつ最も深く疑問とする〝正義佚文の来源〟の解明を試み、「正義」佚文の正しい評価を後世に俟とうとするものでもある。

注1 滝川博士が「正義」の佚文拾集に用いられた資料には、必ずしも〝書き入れ〟だけではなく、幻雲抄なども含まれている。しかし、後にも詳述するように（第三章第四節参照）、幻雲抄の性格は、この種の〝書き入れ〟に準ずるものとみてよいであろう。

注2 前述した「天朝傳本史記説」・「史記攷異」などにも（第二章第一節参照）、部分的には、「正義」の佚文が収録されている。

注3 この「正義」の佚文を収録し得たことは、滝川博士に「史記會注考證」を著わさせる、重要な動機の一つとなったことは、博士の「史記総論」に、

「一前略一余於是知大學本標記之所由、欣喜不能措一下略一」とあり、巻末識語にも、

「大正二年、予得史記正義遺佚於東北大学、始有纂術之志」（いずれも傍点著者）

とあることからも明らかである。

注4 いずれも後に詳述することになるが、瀧川先生の「寧樂発買先致史記會注考證作者日本瀧川龜太郎書」の「校勘未善也」の条（推定一九三六年頃。この批判は、他の正義佚文批判にくらべて例外的に時期が早い）、台湾開明書店編著の「史記考索」（一九五七年、同書店刊）の一五四～一五七頁、程金造の「史記會注考證」新増正義的来源和價値」（「新建設」一九六〇年二月号）の四六～五三頁などに見られる。

注5・6 これも後に詳述するが、滝川博士の佚文拾集に用いられた資料は、狩野本（第二章第一節参照）を初めとして、数種に過ぎないが、著者は、これらに、南化本（同じく第二章第一節参照）「正義」佚文の書き入れが最も権威あるものと考えられる）を初めとして、十数種にのぼる新資料を発見していることは、既述の通りである。

(一) 張守節と彼の「正義」について

張守節の伝記については、ほぼ同時代に史記に注したと思われる司馬貞と同じく、新唐書にも旧唐書にも、何らの記載も見られない。ただ、史記正義序に、

3887

「〔前略〕守節涉學、三十餘年、六籍九流、地理蒼雅、鉤心觀採、評史漢、詮衆訓釋而作正義、郡國城邑姦曲、申明古典幽微、竊探其美、索理允愜、次舊書之目、兼音解注、引致旁通、凡成三十卷、名曰史記正義、發揮膏肓之辭、思濟滄溟之海、未敢伸諸祕府、冀訓詁而齊流、庶貽厥子孫、世嚮玆史、于時歲次丙子開元二十四年八月、殺青斯竟」の如くあることに依つて、張氏は、実に三十余年の研鑽を重ね[1]、広く諸書を渉猟し、特に地理に詳しく、さらに音注をも加え、開元二十四年（七三六年）に、「史記正義」三十巻を完成したという、彼の伝記の一端をうかがい知ることができる。また、「正義」の注の中に、

「郎中尹霸等士通辭」の下の正義注「張先生舊本有士字、先生疑是衍文、又不敢除、故以朱大點其字中心〔下略〕」（秦孝王世家）

「匈奴列傳第五十」の下の正義注「今第五十者、先生舊本如此[2]、劉伯莊音亦然」（匈奴列傳）

の如きものがあることから推せば、彼の節は同姓の「張先生」[3]と呼ばれる人であつたのであろうか。

一方、その著「史記正義」については、新唐書及び宋史の芸文志に、三十巻として所載されているが、「四庫全書提要」に、

「唐張守節撰、守節始末、未詳、據此書所題、則其官爲諸王侍讀率府長史也、是書據自序三十卷、晁公武・陳振孫二家所録、則作二十卷、蓋其標字列注、亦必如索隱、後人散入句下、已非其舊、至明代監本、採附集解・索隱之後、更多所刪節、失其本旨〔下略〕」

とある如く、「史記正義」三十巻は、今日、我々が目親することのできる毛晉刻の「史記索隱」三十巻（いわゆる単索隱本）と同じように、単注本であつたらしく、現在、「正義」に関して、最も善本であると信じられている黄善夫刊本

3888

のような三注合刻本の「正義」は、その原形を伝えるものではないことは明らかであり、[4]明代の監本の正義の刪節のはなはだしいことは、「提要」に詳説する通りである。

この「正義」の刪節にからんで、同じく史記三注の一たる司馬貞の「索隠」と、この「正義」の完成の時期の先後が、非常に重要な意味を持ってくる。[5]この問題については、すでに、銭大昕が詳しく考証して、「索隠」の成立は、その序に明文はないが、張守節の前にあったとしている。[6]また、その考証がおそらく正しいものであろうということは、それを書誌的に見ても明らかであって、単索隠本が前記の如く覆刻でありながら、北宋板が世に伝わっているにも拘らず、単正義本は早く佚したらしく、これが板本になったかどうかさえ、疑問を持たれているし、合刻本について見ても、集解・索隠二注合刻本の最も早いものには、南宋の乾道七年（一一七一）に、蔡夢弼の刊行したテキストが今日に伝わっているが、集解・索隠・正義合刻本については、同じく南宋の慶元年間（一一九五―一二〇〇）に、黄善夫の刊行したテキストを最も早いものとするに過ぎない。[7]

以上述べた如く、張守節の「史記正義」は、単注本が早く佚したこと、三注のうちで最も後に合刻されたことなどの条件により、かなり多くの刪節が予想されるが、[8]明代の監本に見られる刪節の如きは、これを黄善夫刊本またはこれの覆刻本と見合すれば、きわめて容易に明らかになる。しかし、先の「提要」のいう「後人散入句下、曰非其舊」に対する具体的な証拠の追求は、何に佚たねばならないであろうか、この種の問題については、項を改めて、論究を試みよう。

注1　邵晉涵の「南江文鈔」中の「史記正義提要」にも「史記三十多年、……」とある。

注2　単索隠本は、「正義」のいう或本に合し、匈奴列伝は第五十二とし、平津侯主父列伝の次にある。唐代に匈奴列伝の位置に関して、対立する二つのテキストの流れがあったことが明らかである。

注3　司馬貞の索隠後序に、「崇文館學士張嘉貞獨善此義、而惜注義、貞少從張學、晚更研尋」（傍点著者）

3889

とあることによって、瀧川博士は、張守節・司馬貞両人の師を同一人物かと論じているが、館くまで推論の域を出ない。

注4　単独版本と三注合刻本を見合してみると、合刻本は、特に集解と重複する「索隠」を多く刪節している。その事実から推せば、三注合刻本の「正義」も、多くの刪節をまぬがれ難いと思われる。この種の推論に類するものは、すでに銭泰吉が「校史記雑識」に、次の如く述べている。

「中統本（三注合刻本）索隠、大部典合本同、與単刻本（単刻本即宋本）異、可見合并・刪節（自宋元已然）索隠尚有単刻校、正義則訂正（注釈者）者」

注5　「索隠」・「正義」両注の関係をみる議論や「正義」の刪節の寡多に大きく関係してくる。

注6　「十駕齋養新録」巻六の司馬貞の条に、次の如くある。

「一前明、守節正義序、稱開元二十四年八月殺青斯竟、而貞観後序不見年月、以為貞観、開元初、嘗譲孝經鄭氏學非康成注、當以古文為正、易無子夏傳、老子書無河上公注、論語無魯論、秦誓無斐駁、博士可馬貞等、阿意共闢其言、請二家兼行、唯子夏易傳闕疑、詔可、今補史記序自題國子博士宏文館學士、唐制宏文館皆以它官兼領、五品以上為學士、六品以下曰直學士、國子博士従五品上、故得學士之稱、神龍以後、避孝敬皇帝諱、或稱弘文、或稱修文、開元七年、仍為宏文、以開衒験之、貞観學士、當在開元七年以後也、高祖本紀、毋劉邕、索隠云、近有人云毋滋氏、貞時行狀碑銘酒泉郡太守夫人碑、其字分明作滋字、云毋滋氏、貞観貴族復、徐彦伯・魏奉古等、執筆互興、隋唐之世、風尚固然、先天二年、為右散騎常侍、昭文館學士、以預太平公主逆謀誅、（河南府公主墓誌銘）今河

内縣有大業寺碑、即唐輯書也、徐浩自卒於開元二年（見唐書本傳）、貞観貴・徐誥人談聞、當在中・睿之世、計其年歯、蓋在張守節之前矣」（傍点著者）

注7　史記の三注合刻本と思われるもので、この両書共刊本よりも早く刊行されたテキストについて、書目録などだけに見られるものとして、例えば、「天禄琳琅書目」に、

「史記一百三十巻、北宋元刻（一〇八六―一一三五）間刊本、集解・索隠・正義、目録後有校勘官題郎鄂叢書左字張秉」（傍点著者）

とあるが、「集解・索隠・正義」という記載が、このテキストが、真の意味での三注合刻本であったかどうかの疑いを抱かせる。また、それとは別の意味で、「書林清話」巻十の天禄琳琅宋刻本之偽の条に、

「史記集解・索隠・正義、一百三十巻、目録後印『校勘官題郎鄂叢書左字張秉』八分書款識記、因定為元統時物、此書不見於各家書目、宋時官刻書又無此款式、其用八分而不用真書、正以為宋諱耳」

とあり、さらに、同巻の劫仿宋元刻之偽の条にも、

「一前略」按叢書省正字、雖宋代官名、而張秉亦無可考、其為叢書估欲偽充宋槧、別刊目録、末妻增入木記彫款式」

と記するに至っていることから、書估の偽造であることは、論を俟たないであろう。

また、「甘泉郷人稿」巻五の校史記雑識に、

「書估持柯木来、索題跋者幾人、有『経典釈文』（一三三〇）四月十二日右修職郎充提挙木植司幹辦公事石公素發刊至四年十月二十日畢工」

三十八字、凡三行、始知柯本從紹興本翻刻也」

とあるが、今日、錢氏のいう「柯本」、即ち「金澤汪謙本」の何れのどの部分を調べてみても、彼の見た如き刊記は見当らないが、さらに、この記事を襲つて、葉德輝の「郋園讀書志」巻三の「史記正義一百三十巻　明嘉靖四年王延喆刻本」の項に、

「此明王延喆重刻宋紹興二年兩浙東路茶鹽司本也、同時金澤汪謙爲柯維熊校刻北宋、版式行字相同、崇禎序後、有紹興三年四月十二日右修職郎充提舉茶鹽司幹辦公事石公邃發刊至四年十月二十日畢工」凡三十八字、凡三行、故知王亦翻雕此本也」

とあるが、黄善夫刊本との版式の一致、校合の結果、（校補　第一、二冊參照）などから、この錢泰吉の見た「刊記」は、書估の偽造したのであろう（また、おそらく泰氏はこの「刊記」を實見したのではあるまいと思われる）。從つて、餘りまで黄善夫刊本を現存する三注合刻本の嚆矢とすべきである。

注8　例えば、錢泰吉なども次の如く述べている。

「年表十巻不及數條、且自裏景間侯者年表以後、竟無一字、不應疏略若是、正義單行本失傳已久、無從考補矣、惜哉」（甘泉鄉人稿巻五）

(二)「正義」佚文に関する清朝考証学者の研究

(1) 錢大昕[1]

彼の「正義」佚文に関する論究は、「十駕齋養新錄」巻六の司理先生の条に、次の如く見られる。

A「吳郡志」人物門云、前漢司理先生、吳人、史記正義引周樹洞歷云、姓周、名衡、字元道、太伯之後、漢高帝時、與東園公・綺里季・夏黄公俱出、定太子、號四皓、史記正義、司理先生、一號霸上先生、又云、今太湖中洞庭山西南中有祿里村是（史記正義）今史記南北雍刻、於留侯世家、但載索隱說、以周衡爲河內軹人、初不載正義之文、蓋正義之散落多矣、圈稱陳留耆舊傳自序、圈公爲案博士、避地南山、惠子子以爲司徒、至稱十一世、洪氏隽釋、有圈公神坐、圈公神祈机、此卽四皓之東園公也、――中略――稱漢人、自述其先代、仲翔生於漢末、追溯郯哲所言、皆當不妄、而索隱止載東園公姓庚、夏黄公姓崔、於圈氏說、置而不取、愚謂四皓之姓名・里居、太史公既無明文、安知庚・崔之必是、而圈・黄之必非乎、安知周衡之必居河內、而不居吳乎、史記正義失傳、宋人合索隱・正義兩書、散入正文之下、妄加刪削、使後人不得見守節眞面目、良可嘆也」

3891

銭大昕は、「吳郡志」によってみれば、留侯世家の「四皓」の下に、「周樹洞歷云、姓周、名術……今太湖中洞庭山西南中有蘇里村是」という「正義」一条（銭大昕佚正―Aと略称）が佚していると説くのである。

(2) **銭泰吉**[3]　彼の「正義」佚文に関する論究は、「甘泉鄉人稿」巻五の「校史記雜識」に、次の如く見られる。

A「楚世家悼王二年、三晉來伐楚至乘丘而還、正義曰、年表云、三晉公子伐我、至乘邱（四庫考證云公子二字乘字俱誤）誤也、已解在年表中、今年表無正義、可見正義之殘闕」（年表）

B・C「伍子胥列傳正義、於姑蘇（調當作搶李）夫湫、皆云、解在吳世家、今本吳世家、搶李但有集解、姑蘇有集解、有索隱、夫椒有集解、有索隱、皆無正義」（以上二条、吳太伯世家）

D「太史公自序、太史公下正義云、以桓譚之說、釋在武本紀、今武本紀亦未見、皆缺失也」（孝武本紀）

これらによれば、銭泰吉は、合刻本の「正義」を精読することによって、年表に一条（銭泰吉佚正指摘―Aと略称）、吳太伯世家に二条（おのおの銭泰吉佚正指摘―Bおよび Cと略称）、孝武本紀に一条（銭泰吉佚正指摘―Dと略称）の「正義」佚文が存在するであろうことを指摘したのである。

(3) **張文虎**[4]　彼の「正義」佚文に関する論究は、「史記集解索隱正義札記」巻三及び巻四に、次の如く見られる。

A「敎者民之寒暑也（集說[5]引正義、有樂以氣和民心、如天地寒暑以氣生化、故謂樂爲民之寒暑也二十四字、當在此文下、今本失）」[6]

B「故樂也者動於內者也、禮也者動於外者也（集說引正義云、動謂觸也、用禮樂以感動之、樂治心、故云、動內禮檢跡、故云動外二十五字、今本失）」

C「故禮主其讓八句（集說引正義云、威儀繁廣、易生厭倦、故禮之失在乎損、洋洋盈耳、不欲休止、故樂之失在乎盈、

失在於損、當自勉强失在於盈、當自抑止四十六字、今本失」

D「是故樂在宗廟之中九句（集說引正義云、正樂流行、故隨所在、而各盡其善、宗廟有君臣所主、在和敬鄉里、有長幼所主、在和順閨門、有父子所主、在和親前章、使親疏貴賤長幼男女之理、皆形見於樂、是也六十九字、今本失」

E「執其干戚（集說引正義云、雅頌、是發於聲音、執其干戚、是形於動靜十六字、蓋是刪節、其文前七字、已見上節、後九字今本失」（以上五条、準書）

F「自號句吳、集解宋忠（前略、案吳郡志攷證門引史記正義、有宋忠世本注云、句吳、太伯始所居地名也十六字、今本無正義、蓋合刻者、以與集解複而刪之）

G「太伯卒、集解（前略、案吳郡志塚墓門引史記正義云、括地志、太伯冢、在吳縣北五十里無錫縣界西梅里村鴻山上、去太伯所居城十里三十二字、當在此下）」

H「是爲虞仲（吳郡志攷證門引史記正義云、周本紀云、古公有長子曰太伯、次曰虞仲、左傳云、太伯・虞仲、太王之昭、按周章弟亦稱虞仲、當是周章弟仲、初封於虞、號曰虞仲、然大伯弟仲雍、亦稱虞仲者、當是周章弟封於虞、仲雍是其始祖、後代人以國配仲、故又號始祖爲虞仲、以上八十五字、蓋當在此、合刻者、嫌與索隱複而文又冗蔓、故刪之）」

I「子壽夢立、正義、夢莫公反（案吳郡志攷證門引史記正義、此四字下、有當周簡王元年、左傳云、吳子乘卒、杜預云、壽夢也、左傳及世本又云、吳孰姑、壽夢也、世謂孰夢諸也、春秋傳、壽作孰、音相近、姑之言諸也、毛詩傳云、舊讀月諸爲姑、是以姑爲諸也、則知孰姑壽夢一人耳、又名乘、以上八十字、當在此、蓋亦合刻者、嫌與後文索隱意複、而刪之、然所引似有脫誤）」

3893

J「敗之姑蘇（案吳郡志攷證門引史記正義謂、姑蘇橋李、相去二百里、今本此文失）」

K「敗之夫椒（案吳郡志考證門引史記正義、吳敗越於夫椒、引杜預曰、太湖中也、又引賀循會稽記云、句踐逆吳、戰於五湖中、大敗而退、今夫椒山在太湖中洞庭山西北、今本此文失）」

L「吳東門、正義、吳俗傳云（吳郡志考證門引、吳俗上、有闔閭城無東門六字）」

M「使伐敗吳於笠澤（一前略一案吳郡志考證門引史記正義云、吳地記云、笠澤江、松江之別名、又云、笠澤卽太湖、今本此文失）」（以上八条、吳太伯世家）

N「姑蘇之山」（案吳郡志塚墓門引史記正義云、夫差棲於姑蘇山、轉徹西北、敗於干遂、在蘇州西北四十里、萬安山有遂山云云、當在此下、今本失）」

O「范蠡、正義（困學紀聞[17]二十引太史公素王妙論下注、史記正義七略云、司馬遷撰、此蓋因集解引素王妙論而釋之也、今本缺）」（以上二条、越王句踐世家）

これらによれば、張文虎は「禮記集說」・「吳郡志」・「困學紀聞」などに引かれている史記正義の中で、佚文と思われるもの十五条（記載の順に、おのおの張文虎佚正―A～Oと略称）を拾集しているが、そのうち、Kは銭泰吉佚正指摘―Cに該当するものと思われる。

以上、佚文の指摘だけに止まる銭泰吉は別としても、銭大昕・張文虎二家の「正義」佚文拾集の方法は、要約していうならば、全く〝他書に転引されているもの〟に依つているわけであつて、中国学人のいわゆる〝佚文拾集〟の例外ではない。一方、我が滝川博士の「正義」佚文拾集の方法は、先にも少しく述べたように、史記古板本の欄外の〝書き入れ〟に依つているわけで、そこに、同じ〝佚文拾集〟といつても、その性格にやや相異が見られる。従つて、以下、博

3894

士の佚文拾集については、項を改めて述べることとする。

注1 錢大昕（一七二八～一八〇四年）、字は暁徵。號は竹楣、また竹汀と號す。江蘇嘉定の人。乾隆十九年（一七五四年）の進士。累官して侍講學士に至る。博く群書を極め、諸般の學問に精通した。著書には、「廿二史攷異」・「十駕齋養新録」など極めて多い。

注2 具郡志五十巻、宋の祐成大撰。三十九の門に分けられている。原著の事跡は、紹興三年（一一三三年）に止められている。

注3 錢泰吉（一七九一～一八六三年）、字は轂宜、豊石と號す。嘉興の人。性、古書を好み、人の藏本を借りて、校勘をことごとした。著書には、「曝書雜記」・「甘泉鄉人稿」などがある。

注4 張文虎（一八〇八～一八八五年）、字は孟奇、南匯の人。諸学に精研したが、最も校讐に長じた。著書には、「校刊史記集解索隱正義札記」などがある。

注5 禮記集説一百六十巻、宋の衛湜撰。寧宗の開禧年間（一二〇五～七）より始め、理宗の宝慶年間（一二二七）に成る。

注6 括弧内は原文雙注、以下同じ。

注7 困学紀聞二十巻、宋の王應麟撰。王應麟は淳祐（一二四一～五二）の進士である。

(三) 滝川博士の「正義」佚文拾集

滝川博士の「正義」佚文拾集の経緯については、「史記會注考證」第十冊所收の史記総論中の史記正義佚存の条に、次のように記されている。

「吾讀三家書（錢大昕・錢泰吉・張文虎の三人）、益知三注本所録正義多倒落甚多也。偶繙東北大學所藏慶長覚永活字本史記（舊野寺吉藏舊藏、上欄標記）正義、千三百餘、皆三注本所無、但缺十表[2]、其後又得桃源史記抄[3]（曾根源名瑞仙桃源下略）、幻雲抄[4]（幻雲、名壽桂、亦五山僧侶、後於桃源）、博士家史記異字[5]（或題天明刊本史記說、說詳後章）、前田侯爵藏本[6]、所載正義略與此合、幻雲標記桃源抄云[6]、幻謂、小司馬・張守節、皆唐明皇時人也、而索隱不知正義、正義不知索隱、各出己意而注之、今合索隱・正義爲一本者、出于何人乎哉、蕉了翁[7]亦未詳焉（蕉了即蕉南桃源別號）、況其餘哉、吾邦有索隱本[8]、有正義本[9]、索隱與此注所載大同、正義者此注所不載者歟、故諸本之上書之[10]（諸説依米澤文庫藏桃源抄）、予

3895

於是知大學本標記之所由、欣喜不能措、手錄以爲二卷、題曰史記正義佚存（括弧内は著者注）

これによれば、滝川博士の「正義」佚文拾集の最初のそして主だった資料となったものは、東北大学に蔵する狩野亨吉旧蔵の慶長古活字八行有界本[11]（狩野本と略称）の欄外や行間に見られる〝「正義曰」としてある注文の書き入れ〟[12]であって、それに、桃源抄・幻雲抄・博士家本史記異字などが補助的に用いられたとされるわけである。しかし、その中の桃源抄は、実際に「正義」佚文が記載されていることは、極めて稀であって[13]、滝川博士がこれを佚文拾集の資料に用いられたとするのは、全くの誤りである。その誤りの惹起するゆえんは、博士の用いられた米沢市立図書館蔵の桃源抄が、各冊の題箋にはすべて桃源抄とあるけれども、その実体は大部分、幻雲抄であるということによっている[14]。また、幻雲抄も博士家本史記異字をもとに、或る種の史記古板本の〝書き入れ〟によって成ったものと推定されているから[15]、滝川博士の「正義」佚文拾集の資料となったものを、要約していうならば、「史記古板本に見られる〝『正義曰』としてある書き入れ〟」であるとしてよいであろう[16]。

一方、滝川博士が、これらの書き入れられた注文を、張守節の「正義」の佚文であると判断された理由については、前に引用した博士の文章では、やや推測し難いところであるが、何よりもまず、「偶〻東北大學所藏慶長寛永活字本史記上欄標記正義一千二三百条、皆三注本所無」という部分から考えられることは、それらの一千二三百条の注文の〝書き入れ〟の上には、均しく「正義曰」という三字が冠せられており、しかもその注文は、三注合刻本の「正義」注に見られ入ないという事実に基づかれている。しかし、「正義曰」とあるから、これを直ちに張守節の「正義」と解してよいであろうか。その点についての配慮を含んでいると思われる博士の論及は「史記正義佚存」に二か所見られる。即ち、その一は、先に掲げた部分に重複するが、

3896

「幻雲標記桃源抄云、幻謂、小司馬・張守節、皆唐明皇時人也―中略―吾邦有索隱本、有正義本、索隱與此注所載大同、正義者此注所不載者歟、故諸本之上書之、余於是知大學本標記之所由」

とある如く、博士は幻雲抄（原文に「幻雲標記桃源抄」とあるのは誤り）に記載されている幻雲の説に従って、これらの「正義曰」としてある書き入れを、我が國に古くは伝わっていた張守節の単正義本に由来しているものと考えられたのである。さらに、その二は、同じく「史記正義佚存」の末に、(二)に於いて述べた**錢大昕佚正**―A・**錢泰吉佚正指摘**―C・**張文虎佚正**―M及び**錢泰吉佚正指摘**[17]―Dに、それぞれ該当すると思われる「正義」佚文（もちろん〝書き入れ〟より拾集した）を掲げ、

「此鄉人稿・札記所謂佚者也。我邦幸存之、豈不亦愉快乎」

と述べて、博士の新たに拾集された「正義」佚文は、正しく張守節の史記正義の佚文であろうことを論じられたわけである。

かくして、滝川博士はその稿の最後に、

「―前略―其餘一千餘條、不可悉擧。今錄之會注正義各條、略復張氏之舊云」

と述べられている如く、これらの一千二三百条にのぼる〝「正義曰」としてある注文の書き入れ〟を、「史記會注考證」の中に、他の三注合刻本に見られる「正義」と全く同じ待遇を与えて、収録されたのである。そこに、やや問題は残るとしても、佚文拾集としては、その数量に於いても、その方法に於いても、まさに画期的なものであったといえるであろう。しかし、その「史記會注考證」も世に問われて三十年になろうとしている。博士の「正義」佚文拾集に対する批判の二、三もまた当然起るべきことであろう。以下、著者の愚考をも加えつつ、それらの諸批判について述べることとする。

3897

注1　この「攷記」というのは、いわゆる〝書き入れ〟という意味で用いられている。

注2　第二章第二節に於いても述べた如く、史記古板本の諸種の書き入れは、表・書ただし、孝武本紀と重複する部分の封禅書は例外）には、ほとんど見られない。

注3　第三章第三節に詳述。

注4　第三章第四節に詳述。

注5　第二章第一節に詳述。

注6　滝川博士は米沢市立図書館蔵（博士のいう米沢文庫に同じ）の桃源抄にられたため、桃源抄と幻雲抄を混同されているむきがある。この〝幻雲標記桃源抄〟というのも、明らかに「幻雲抄」の誤りである。

注7　第三章第二節参照。

注8　幻雲当時までの表現では、この〝索隠本〟というのが、集解の外に「索隠」のある本、即ち二注合刻本のことを指すのか、或いは「単索隠本」のことを指すのか、明確な判断をくだすことは困難であるが、下文によれば、この場合は「単索隠本」の意であろう。

注9　注8と同じように、この「正義本」というのが、集解・索隠の外に「正義」のある本、即ち二注合刻本のことを指すのか、或いは「単正義本」のことを指すのか、明確な判断を下すことは困難であるが、下文によれば、この場合は「単正義本」の意であろう。

注10　これによれば、遅くとも幻雲の生きた時代より前に、「正義」の書き入れがなされていたと思われる。

注11　第二章第一節に詳述。

注12　滝川博士の「標記正義一千二三百条」という記述から、このような解釈を導き出すのは、なかなか困難であるが、事実から推せば、こう解釈するのが妥当であろう。

注13　第三章第二節参照。

注14　桃源抄としてある十六冊中、十二冊までが内容は幻雲抄である。要約していうならば、前者は注釈など中心に、後者は異字・異文を中心に抄出したものである。

注15　厳密にいうならば、滝川博士の「正義」佚文拾集は、ごくわずかではあるが、張文虎の「札記」によっているものもある。例えば、張文虎佚正：G・H・J・Kなどは、そのまま取録している。

注16　銭泰吉佚正指摘―Dは、太史公自序の正義に「隤在武本紀」とあるにも拘らず、今本の孝武本紀に、これを佚していることを指摘しているのであるが、これも該当する「正義」を、滝川博士は何によって拾集されたのか、封禅書の「太史公」の条の下に求められて、「太史公自序正義、云武本紀者、偶失之」と注しておられる。しかし、他の「正義」佚文拾集の資料として信頼すべき「南化本」・「謙本」（いずれも第二章第一節参照）に於いては、太史公自序の「正義」のいう如く、孝武本紀に、それに該当すると思われる「正義」（佚文）が見られる。（校補）第二冊、巻十二、一九頁参照。ただし、「史記会注考証」では孝武本紀に収められている）

3898

(四) 滝川博士拾集の「正義」佚文に対する諸批判

(1) **魯実先**　滝川博士拾集の「正義」佚文に対する諸批判の中で、かけ離れて早く現われたものが、この魯実先の批判である。それは、「史記會注考證」が刊行されて間もなく、[1] その全体に対する猛烈な批判の書として著わされた彼の「寧郷魯實先致史記会注考證作者日本瀧川龜太郎書」[2] の「二曰校勘未善也」の条に、次の如く見られている。

「又如正義之輯佚、掛漏不少、蓋史記三家注、唯正義無單刻本、後世合刻本多所刪節、瀧川據日本僧幻雲鈔本、補入正義千餘條、殊不知正義佚文中土自有古籍可求、無庸取之三島、如涵芬樓及日本米澤上杉格所藏・上海博古齋所印宋黃善夫本所存正義、較之幻雲鈔本爲多、[4] 王氏玉海[5]及松江韓氏所藏宋本呂東萊增入正義音注史記詳節[6]・清談古史記正義輯本[7]徵引亦富、俗以震澤王氏本爲翻刻黃善夫本、[8] 其說創自王士禛池北偶談、[9] 葉德輝書林清話、駁之允矣、[10] 瀧川惑於俗說、以爲既見震澤王氏本正義無多、遂以幻雲鈔本補之、黃善夫本彼未之見也」

これによって、彼の批判を要約するならば、次の二条となるであろう。

(イ) 滝川博士は、「正義」に関して最も善本であると思われる黄善夫刊本を見ないで、俗にその覆刻とされている震沢王氏本のみを見て、これに存しない正義が幻雲抄に千余条も見られるということから、これらを「正義」佚文として補入したのであって、実際には、王氏本は黄善夫本の覆刻ではなく、「正義」に関して、黄善夫本より多く、さらに、幻雲抄よりも多くを存しているのであるから、幻雲抄などに依つて、新に補入されるべき「正義」はない。

(ロ) 滝川博士のいう幻雲抄に依らなくても、「玉海」・「史記詳節」・「史記正義輯本」などに、豊富に「正義」が徴引されている。

3899

この二条の批判に対して、次に、滝川博士に代わって、些か反駁を試みよう。

(イ)について　王氏本が黄善夫本の覆刻であることは、俗説ではなくして、今日に於いては、動かし難い事実である。[11] 従って、滝川博士の新たに補入された「正義」以上のものが、黄善夫本に見られることは絶対にあり得ない。魯実先は、おそらく黄善夫本を親見しなかったのであろう。

(ロ)について　魯氏のいう「史記正義輯本」については、未見であるゆえ、言明を避ける。ただ「玉海」には、史記の「正義」を徴引するもの必しも少しとしないが、その中、黄善夫本に存しないものは少い。また、「史記詳節」に至っては、「呂東萊増入正義音注」としてありながら、「正義」そのものがごく稀にしか引かれていない。

これらの観点からすれば、滝川博士の「正義」佚文拾集に対する魯実先の批判は、批判であり得ていない。特に、「殊不知正義佚文中土自有古籍可求、無庸取之三皇」と述べるが如きは、些か感情に走り過ぎている嫌いがあるのではなかろうか。ただ、そこには、一九三〇年代以来の日中関係の悲しむべき状態も、無関係ではなかったのであろう。[12]

(2) 史記考索　次に、博士拾集の「正義」佚文に対する批判として表われたのは、時代もずっと降って、一九五七年三月、台湾の開明書店から開明文史叢刊の一つとして刊行された「史記考索」に於いてである。即ち、その書の「張守節史記正義説例」の条に、次の如く見られる。(この書は、開明書店編著とありて、著者の名字を明らかにしていない)

且即就資言所補諸條言之。

魏世家：「魏獻子生魏侈。」正義(佚文)：「侈音他，侈尺氏反。」

移字下得兩音，此中顯有訛誤，一也。

趙世家：「春平君言行信於王，王必厚割趙而贖平都。文信侯曰善，因遣之。」正義：「按太子即春平君也。」

3900

此言春平君與太子爲一人。然上文秦召春平君，因而留之，句，索言補錄正義云：「春平未詳。」其言甚可怪。果此兩條同出於張守節，不得反復若此，顯有訛誤，二也。

穰侯列傳：「而昭王同母弟曰高陵君，涇陽君。」索隱：「高陵君名顯，涇陽君名悝。」正義（佚文）：「悝，客廻反。」今按秦本紀索隱云：「涇陽君名市，」又言「高陵君名悝，」其言不盡雋。索隱既誤，正義不得隨之同誤，語已可怪。且司馬貞張守節，時代雖略有先後，然書成時，索隱固不知有正義，正義亦不知有索隱，不得謂正義爲索隱下解，此中顯有訛誤，三也。

綜玆三者，則索言所稱上欄標記之正義，似亦未可盡信。豈標記之時，又有隨手標題不盡出於正義者乎？然就大體以論，索言之有功於正義，不待言也。（佚文」の文字は著者付す）

これによれば、「張守節史記正義説例」の著者は、滝川博士の輯録された「正義」（以下、正義佚文と略称）に対して、根本的に疑問を抱いているのではなく、正義佚文拾集の資料が、書き入れという性質のものに依っているために、その中には、自ずと疑問を生じるものもあるとして、三つの例を挙げているわけである。いま、それらについて、少しく検討してみよう。

一**について**　正義佚文一条に誤りのあるであろうことは、誠に正しい指摘であって、これは「侈音他」までが、「正義」の注文で、以下の「侈尺氏反」は、隣接して書き入れてあった他注の混入したものである。この誤りについては、すでに、「校補」第五冊（巻四十四の八頁）に記しておいた通りである。

二**について**　「□□未詳●」だけの型の注は、正義佚文には数例見られるが[14]、正義注として見てよいかどうか、少しく疑いの残るところである。[15]ただ、この著者のいう「春平君言行信於王……」の下にある「按太子卽春平君也」という

3901

正義は、そのすぐ前に見られる「徐廣曰、年表云、太子從質秦歸」という集解の「太子」が「春平君」を指しているというだけのものであつて、上文の「秦召春平君」に付せられたこの正義佚文の「春平未詳」と相觸れるところは少しもないと思われる。

三　**について**　この例のように、正義佚文には、一見どうしても索隱に注したとしか思われないものが數例見られる。[16]従つて、この種の例は、索隱と正義との関連についてのやかましい議論を呼ぶこととなるので、後に詳述するつもりであるが、ただ、この場合は、原本「正義」の注文が實際にはもつと長いもので、その注文中に、「悝」の字を含んでいたのを、ここに書き入れる者がその一部だけを抄出したために、一見、索隱に注したが如くに見られるとも考えられないでもない。[17]

以上、「張守節史記正義說例」の著者の批判は、具体例を掲げること、わずかに三例に過ぎないが、瀧川博士拾集の「正義」佚文に対する内容にも立入つた批判の嚆矢として、また、それらの議論が大部分、正鵠を得ていることからしても、大いに傾聽に値するものといわねばならない。

(3)　**賀次君**　次いで、瀧川博士拾集の「正義」佚文に対するやや本格的批判として表われたのは、一九五八年十月、上海商務印書館より刊行された賀次君の「史記會注考證一百三十卷」の条に於いてである。いま、その批判を〃「正義」佚文の来源に対する疑問〃と〃博士拾集の「正義」の内容そのものに対する疑問〃との二項に大別して紹介しつつ、それに対する検討を試みよう。

(イ)「正義」佚文の来源に対する疑問

瀧川於本書卷末識云：『大正二年，予得史記正義遺佚於東北大學，始有纂述之志。』又史記總論史記正義佚存條云：

3902

『偶翻東北大學所藏慶長寬永活字本史記，上欄標記正義一千二三百條，皆三注本所無，但缺十表，後又得桃源史記抄，幻雲抄，博士家史記異字，所載正義，略與此合[18]，余於是知大學本標記所由，欣喜不能措，手錄以爲二卷，題曰「史記正義佚存。」』

此瀧川編著此本之動機，乃以其所輯佚存之正義一千餘條，散出於舊注中，是卽此本之特異之處，故讀者咸推重之，稱爲正義善本。考日本所傳史記桃源抄，幻雲抄二種，皆轉錄至尊經閣『博士家本史記異字』，該書爲鈔本，乃摘句標注，不知出於何人手筆——中略——其中著異文有元至元二十五年安成郡彭寅翁本，原東北大學所藏慶長寬永活字本史記，卽瀧川據以輯正義佚存者，亦是彭寅翁本之繙板[19]，可知其時代竝不甚早。

按張守節史記正義三十卷，初爲單行，宋代以之附入集解索隱下，原書遂不傳。合刻時去繁就簡，汰其重複，於張氏原著頗有刪佚，如——中略，（ここの部分に、すでに、本節㈠の(2)に於いて記した、錢泰吉の「校史記雜識」の正義に残欠のあることを指摘する文がそれと断らずにそっくり掲げられている）——合刻者既刪前注，不察其中序眉，致注文與實際不合，吾人乃於此以見正義殘闕之情況。吳郡志人物門，考證門竝引有史記正義數條[20]，王應麟通鑑地理通釋及詩地理考所引括地志皆由史記正義轉錄，但較今本正義爲多，亦可證今存正義之缺失。今瀧川所輯與上所擧不相吻合，余頗疑之……（原文はこの間、提行なし。著者提行）

これによって賀氏の博士拾集の「正義」佚文の来源に対する疑問を要約するならば、次の如くなるであろう。

(A) 瀧川博士は、東北大学所蔵慶長古活字本の上欄標記（標記の意味を誤解している面もある）によって、「正義」佚文を拾集したというが、その慶長古活字本は、元の至元二十五年（一二九八）刊の彭寅翁本に依ったものであるから、それの上欄標記に、三注合刻本に見られない正義が存するのは、時代的にいって少しく疑問が残るのではなか

3903

ろうか。

(B) 博士拾集の「正義」佚文中には、三注合刻本にある正義中の「……解、在……」とあつて、該所にその解が見当たらないもの、或いは他書（呉郡志・玉海など）に転引されている正義中の三注合刻本に見たらないものなどに符合する注が見られないから、果して正義の佚文かどうか疑わしい。

いま、これらの疑問に関して、少しく検討を試みよう。

(A) **について**　確かに賀氏の記す通り瀧川博士の「正義」佚文拾集の主要なる資料になつたのは、東北大学所蔵の慶長古活字本史記の上欄標記であつて、その標記は該刊本の刊行以後（慶長古活字本の刊行時日は、慶長十一年―一六〇六―以前と推定されている[21]）になされたものであることは、自明であつて、勿論その原本となつたと思われる彭寅翁本の刊行時日より後であることもいうまでもない。しかし、この標記の伝来は、かなり時代を遡ることが可能で、特に、上杉家蔵の南宋慶元（一一九五―一二〇〇）黄善夫刊本の標記は、多少の出入異同はありながらも、この慶長古活字本の標記と一致し、よりプリミティブな形を残していてくれる。しかもそこには、これらの標記がもとは「単正義本」によつてなされたものであろうことを推測させる痕跡をも止めている（本節 (四) の(1) に詳述）。従つて、賀氏の如くこの標記が実際になされた時代をもつて、博士拾集の「正義」佚文を疑問視するのは、些か当を失しているといわねばならない。すでに、瀧川博士も、「史記正義佚存」の条に於いて、この標記の伝来の古いことについて、「幻雲標記桃源抄云……」（本節 (三) 参照）と記されているが、故意にか偶然にか、前記の如く、賀氏の引用にはその部分が全く省略されている。

(B) **について**　この疑問は、明らかに賀氏の不注意によつて惹起されたものである。この種の問題については、後に詳述することになるがすでに、瀧川博士も「史記正義佚存」の条に於いて、伍子胥列伝の「敗呉於姑蘇」の下の正義に、

「姑蘇、當作檇、乃文誤也、解在吳世家」

とあるのに、三注合刻本の吳世家のどの部分を捜して、その解が見られないという指摘（前記、錢泰吉佚正指摘—B）に対して、博士の拾集された「正義」佚文中には、吳太伯世家の「報姑蘇也」の下に、

「越世家云、吳師敗於檇李、言報姑蘇、誤也。姑蘇乃是夫差敗處、太史公甚疎」

とあつて、符合していることを記されている。続いて、錢泰吉佚正指摘—Dに符合するものをも掲げられている。（本節(2)の(2)に詳述）

さらに、吳郡志の考証門に引かれている吳太伯世家の「使伐敗吳於笠澤」の下の正義（三注合刻本に存せず）として、引かれているところの「吳地記云、笠澤江、松江之別名、又云、笠澤卽太湖」（前記、張文虎佚正—M）に符合するものとして、

「笠澤江、松江之別名、在蘇州南三十五里」[22]

を掲げられており、他に**錢大昕佚正**—Aに符合する「正義」佚文を示されてる。[23]賀氏の「今瀧川所輯與上所擧不相吻合」という判断は、遺憾ながら早急に過ぎるといわねばならない。

その上、滝川博士は、いまだ指摘されていないが、他書に転引されていて三注合刻本に見られない史記正義で、博士拾集の「正義」佚文中に、符合するものが見出される（本節(4)の(2)に詳述）。例えば、

「紂都朝歌、在衛州東北七十三里、朝歌故城、是也、本妹邑……」（玉海、通鑑地理通釋）

「故康城在許州陽翟縣西北三十五里」（玉海、詩地理攷）

これに符合する「正義」佚文は、衛康叔世家の「衛康叔名封」の下に、

3905

「括地志曰、朝歌故城在衞州衞縣西二十里、本妹邑殷都也……故康城在洛州陽翟縣西北三十五里、洛陽記云、是少康之故邑」

とあるに至つては、賀氏の判斷は、実際に対校された結果かどうかさえ疑わしい。

以上の如く、賀氏の「正義」佚文の来源に対する疑問は、滝川博士の「史記正義佚存」に對する理解の不充分さによつて惹起されたもので、真の意味での疑問になり得ていないと思われる。

(ロ)「正義」佚文の内容に対する疑問

次に、賀氏の「正義」佚文の内容そのものに対する疑問に目を移して見ると、まず(イ)で掲げた文に続いて、

「今瀧川所輯與上所擧不相吻合、餘頗疑之、曾爲仔細查對、乃知其所補正義一千二三百條、非盡屬刪佚之正義也。其一千餘條中、大別之可分爲三類」

とあつて、三つのグループに分けて、その疑問を提出している。いま、順を追つて、それらを紹介しつつ、検討を加えてみよう。

「其一爲由合刻正義輾轉鈔錄者」として、

(A) 吳世家『歇以扈、鄪、衙』、補正義『漢地理志云、河内殷之舊都、周既滅殷云云』一條、已見周本紀正義。

(B) 又『爲堂谿氏』、補正義『括地志豫州吳房縣在西北云云』一條、已見項羽本紀正義。

(C) 陳杞世家『居于潛汭』、補正義『括地志云潛汭水、源出蒲州河東縣南山云云』一條、已見五帝本紀正義。

(D) 又『封之於陳』、補正義『詩譜云、帝舜後有遏父者、爲周武王陶正云云』一條、已見田完世家正義。

(E) 又『八世之後、莫之與京』、補正義『按陳敬仲八代孫田常之子襄子盤也云云』一條、亦已見田完世家。

(F) 又『或封英六』，補正義『括地志云光州固始縣云云』一條，已見夏本紀。

の六例を掲げ、同様の例は「約二百餘條」と結んでいる。(A)～(F)の符号は著者が便宜的につけた。また提行も著者）

いま、これらの諸例について、少しく検討を試みるが、まずこの種の疑問について、総括的に答えるならば、三注合刻本に見られる正義（以下、旧正義と略称することあり）にも、重複しているものがかなり見出せるということである。例えば、最もはなだしいものとして、

「括地志曰、安平城在青州臨淄縣東十九里、古紀國之鄣邑……」（旧敬仲完世家の「而制齊自安平以東」の下の正義）

「安平城在青州臨淄縣東十九里、古紀之鄣邑也」（同世家の「齊封田單爲安平君」の下の正義）

の如く、数葉も隔てずして重出されているばかりか、さらに、この注はすでに、秦始皇本紀の「紀季以鄣奉秋不名」の条の下に、「……括地志云、安平城在青州臨淄縣東十九里、古紀之鄣邑……」と見られているに至っては、旧正義中に於いても、重複するものは少くないといわねばならない。（他にも同様の例は多く、特に音注の重出するもは、極めて多い）[25] 従つて、滝川博士拾集の「正義」佚文中に、旧正義と一致するものがあるからといつて、直ちに、それらの全てを旧正義の移録であると決めつけるのは、早計に過ぎるのではなかろうか。ただ、旧正義と重複するものは、遺憾ながら佚文としての価値は減却されることは確かであるし、どうしても移録したものとしか思われないものもまた少くない。

ここで、ふりかえつて、賀氏の掲げる重複の例に目を向けてみよう。

(A)について　いま、煩をいとわず、左に旧正義と正義佚文を並記してみよう。

旧正義＝地理志云河内舊之舊都周既滅殷分其畿内爲三國詩邶鄘衛是邶以封紂子武庚管叔尹之以監殷〃

正義佚文＝漢書地理志云河内舊之舊都周既滅殷分其畿内爲三國――邶以封紂子武庚鄘管叔尹之衛蔡叔尹之以監殷〃

3907

〃民謂之三監――――[26]帝王世紀云自[a]都以東爲衞管叔監之殷都以北爲邶蔡叔監之是爲〃
〃人謂之三監又周本紀云帝王世紀云自殷都以東爲衞管叔監之殷都以南爲鄘蔡叔監之殷都以北爲邶蔡叔監之是爲〃
〃三監按二說各異未詳孰是[27]（周本紀）
〃三監――二說不同未詳――（吳太伯世家）

これを一見して、まず考えられることは、少くとも正義佚文の「又周本紀云」以下は、どうも旧正義を移録したものであるらしいということである。それかあらぬか、南化本のこの正義佚文の書き入れは、該所で意識的に提行されている。また、それより前の部分も移録されたものと見ることもできようが、ただ、正義佚文には「詩邶鄘衞是」の四字がなく、この注の方は呉太伯世家の「歌邶鄘衞」の下に付されている所から見れば、或いは正義本の本来の形では、ここにも周本紀と同様の注が付されていたのかも知れない。しかし、それでは、先に「二説各異、未詳孰是」と注しておきながら、後にその一説だけを注するのは、どういう理由によるのであろうかという疑問が残る。

(B) **について**　この重複の例は、明らかに賀氏の誤認であって、〈呉太伯世家の「『爲堂谿氏』」、補正義『括地志豫州呉房縣……已見項羽本紀」と記すのは、実際にはどちらも三注合刻本に見られる正義であり、[28]はからずも賀氏は旧正義にも重出の存することの例を提供してくれたわけである。なお、この「堂谿」に付された注の重出は、呉太伯世家と項羽本紀だけに限らず、次に記す如く、三か所に見られている。

(イ)「封楊武爲呉防侯　索隱曰南呉房有堂谿亭　正義曰括地志云豫州呉房縣……」（項羽本紀）
　「封楊武爲呉防侯　索隱曰司馬彪曰南呉房有堂谿亭　正義曰括地志云豫州呉房縣在州西北九十里應劭云呉子國以封呉故曰呉房」（呉太伯世家）

(ロ)「而封夫概於堂谿爲堂谿氏　集解徐廣曰南呉房有堂谿亭　正義曰括地志云豫州呉房縣在州西北九十里應劭云呉子國以封呉故曰呉房」（呉太伯世家）

(ハ)「封夫概於堂谿爲堂谿氏　集解徐廣曰南呉房有堂谿亭　索隱曰司馬彪曰南呉房有堂谿亭　正義曰括地志云豫州呉房縣在州西北九十里應劭云呉子國以封呉故曰呉房」（呉太伯世家）
　「封夫概於堂谿爲堂谿氏　集解徐廣曰南呉房有堂谿亭　索隱曰司馬彪曰南呉房有堂谿亭　正義曰括地志云豫州呉房縣在州西北九十里應劭云呉子國以封呉故曰呉房縣也」（伍子胥列伝）

なお、この例によれば、注釈の重出は単に正義相互の間に見られるのみならず、集解と索隠、集解と正義の間に見られることが明瞭になるであろう。

(c)について　この例は、やはり移録した（しかも節略して）ものである可能性が強いが、それでもやや疑問が存する。いま、煩をいとわず並記してみよう。

旧正義　〃括地志云嬀汭水源出浦州河東一南一山許慎云水涯曰汭案地記云河東郡吉山東山中有二泉下南流者嬀水北流〃
正義佚文　〃括地志云嬀汭水源出浦州河東縣南首山――地記云河東郡首山北一中有二泉下南流者汭水――〃
〃者汭水二水異原合流出谷西注河嬀水北曰汭也又云河東縣二里故蒲坂城舜所都也――城中有舜廟城外有舜宅〃
〃蒲坂城中有舜廟城外有舜宅〃
〃及二妃墳――（云帝本紀）
〃及二妃壇接河東縣本漢蒲坂縣（陳杞世家）

これによると、一方に於いては、移録したものにしては、字句の異同がやや目立ち過ぎるとも考えられるが、いま、三つの可能性を掲げ、後兎に峡ちたい。（勿論、先述の如く(イ)の可能性が強い）

(イ) 移録したものであって、字句の異同は移録者の誤写或いは意識的節略による。

(ロ) 移録したものではあるが、字句の異同は今日では見られない別種の正義本によったためである。

(ハ) 今日では、勿論見られない単正義本には、ここにもやはりこの正義注が存した。

(d)について　賀氏のいう如く陳杞世家の「補正義『詩譜云：帝舜後有遏父者……』」は「田完世家」の正義には見当らない。おそらく(b)と同様に賀氏の誤認であろう。

(e)について　この例については、賀氏は旧正義と補正義をとり違えている。即ち、賀氏のいう陳杞世家の「補正義『按陳敬仲八代孫……』」は三注合刻本に見られる正義であり、下に賀氏のいう「亦已見田完世家」の方が補正義（正義

3909

佚文）である。しかし、重複の例としては間違いではない。いままた、頲をいとわず並記してみよう。

旧正義　賈逵曰京大也按――陳敬仲八代孫――田常之曩子盤也而杜以常爲八代者以桓子無子生
（索隱を含む）
正義佚文　賈逵曰京大也杜預曰―敬仲八代孫陳常也田完世家云八代孫田常之―子盤也而杜以常爲八代者以桓子無子生
〃武子開與鬷子乞皆相繼事齊故以常爲八代（陳杞世家）
〃武子開與鬷子乞皆相繼事齊故以常爲八代（田敬仲完世家）

これによると、「賈逵曰京大也」は明らかに陳杞世家の集解を移録したものである。また、田完世家に存する注で「田完世家云」というのも極めて奇妙なことである（或いは「陳杞世家云」の誤写か）。大略、移録されたものと見てよいであろう。ただ、田完世家の佚文正義には「杜預曰敬仲八代孫陳常也」という一句が多く、下の「而杜以常爲八代者」によく呼応している所を見ると、(C)の例の後に掲げた三つの可能性のうち、(ロ)である可能性もいくらか生じてくるのではなかろうか。

(ヲ)について　この例について、まず頲をいとわず、両者を並記してみよう。

旧正義　英蓋鄝也括地志云光州固始縣―本春秋時鄝國―僖姓皐陶之後也
正義佚文　括地志曰光州固始縣古鄝國南鄝城也―春秋時鄝國―僖姓皐陶之後―又有北鄝城在固始縣北六十里
〃　鄝國有南北二城―左傳云子夏滅鄝大康地志云鄝國先在南陽故縣今豫州郾縣界故胡城是後徙於此括地志云故六
〃　城在壽州安豐縣南一百三十二里春秋文五年秋楚成大心滅之―帝王世紀云皐陶生於曲阜之僖地故帝因之賜姓曰
〃　城在壽州安豐縣南一百三十一里（夏本紀）
〃　僖也英見春秋僖十七年經檢無英國蓋英爲鄝耳（陳杞世家）

これによれば、この例はどうしても移録されただけのものとは考えられない。なぜなら、字句の異同が著しいという

3910

だけではなく、正義佚文の方が必しも節略されたものとはいえないからである。即ち、夏本紀の旧正義をどのような形をとつて節略してみても、とても陳杞世家の正義佚文は出てこないであろう。そこに(C)例の末に掲げた三つの可能性の中、(ロ)・(ハ)の可能性の生じ来たるゆえんが、なきにしもあらずである。

以上、賀氏の具体的に掲げる重複の例について少しく検討を試みたわけである。しかし、賀氏はさらに同様の例が「約二百餘條」と述べているが、著者の調査の現段階では、そこまでの多きを数えてはいない。ただ、相当数にのぼるであろうことは想像に難くない。例えば、「括地志」に関係する事項だけでも約五十条見出し得る。しかし、この問題の最後に述べておきたいことは、前述した如く、これらの全てを移録したものと見なすのは、些か早計に過ぎるのではなかろうかということである。それでは、次に賀氏の述べる第二の疑問に目を移してみよう。

「其二爲就漢書注轉錄、以補史記注之不足者」として

(A)此類高祖、孝文、孝武本紀及張耳陳餘列傳以至太史公自序爲最多、約數百條。正義引漢書顏師古注皆稱『小顏云』、或『顏云』、此所補正義多錄其文而不稱其姓名、則不免有據竊之嫌、後人不省、將以此誣張氏矣。

(B)其轉錄漢書注最顯著者、如西南夷傳『皆同姓相扶』、補正義云:『扶、直亮反。扶、猶倚也、相倚爲援、不聽諸王入朝。』史記各本皆作『相扶』、漢傳則作『相扶』、其注與顏師古注全同、是爲轉錄之證、而下文『大夏扶邛竹』句下補正義一條、與此全同、張守節當不致如此乖妄、其爲後人輾轉鈔錄無疑矣。

と述べている。(A)・(B)の符号及び提行は著者)いま、逐次これらの疑問に検討を試みよう。

(A)**について**　漢書の顔師古注を転録したものが佚文正義中に多く、特に、高祖・孝文・孝武の各本紀及び張耳陳餘列伝・太史公自序にその例が多く見られるのは、確かに事実であるが、旧正義は漢書の顔師古注を引く時、必ず「小顔

3911

云」或いは「顔云」と題して、剽竊しないという理由で、それらの全てを後人が漢書から転録したものだとする賀氏の推論には、なお一考の要がありそうである。即ち、実際に旧正義中には、無断で漢書の顔師古注を引くものがないのであろうか。ところが、いま試みに正義佚文中に顔師古注の転録するものの特に多いと賀氏のいう「高祖本紀」・「張耳陳餘列傳」・「太史公自序」の旧正義とそれに該当する漢書の顔師古注とについて比較・調査してみると、次の如き例が極めて容易に見出せるのである。

(イ)(旧)正義＝許北人―呼爲鬻子吳楚―謂之誌誌―記也（高祖本紀）
顔師古注＝今中國―通呼爲鬻子吳楚俗謂之誌誌者記也（漢書、高紀上）
いずれも「左股有七十二黑子」の注である。

(ロ)(旧)正義＝案法[32]十里一亭十亭一鄉亭長―主亭之吏也（高祖本紀）
顔師古注＝案法十里一亭―亭長者主亭之吏―（漢書、高紀上）
いずれも「爲泗水（漢書作上）亭長」の注である。

(ハ)(旧)正義＝十中―冀一二兩勝案（張耳陳餘列伝）
顔師古注＝十中尚冀得一二勝案（漢書、同右伝）
いずれも「且有十（漢書作有什）一二相全」の注である。

(ニ)(旧)正義＝言因百姓之心以―教唯執其綱而已（太史公自序）
顔師古注＝言因百姓之心以爲教但執其綱而已（漢書、司馬遷伝）
いずれも「因者君之綱也」の注である。

3912

(ホ) (甲)正義:鄒縣名—嶧山名—嶧山在鄒縣北二十二里地近曲阜—於此行鄉射之禮(太史公自序)
顏師古注:鄒縣名也嶧山名也——近曲阜地也於此行鄉射之禮(漢書、司馬遷伝)

いずれも「鄉射鄒嶧」の注である。

くりかえして述べるならば、これらの例は三注合刻本に存する正義であつて、しかも「小顏云」とも「顏云」とも断つていないもので、このように一致するのである。そして、このよう例は枚挙にいとまがないといつてもよい。特に太史公自序に於いて。従つて、賀氏の如く正義佚文中に師古注と断つていなくて、師古注と一致するものを、張守節の正義ではなく、後人が転録したものであると結論してしまうのは、些か暴論めいてくるのではなかろうか。まして、「後人不省、將以此認張氏矣」と述べるに至つては、遺憾ながら、その言は全く当を得ていないといわざるを得ない。従つて、正義佚文中の師古注と一致するものは、その点だけから張守節の正義でないということはできない。そればかりか、むしろそういう例が見出せることが正義佚文が妄りなものでないことを傍証する事実の一部になることができるのではなかろうか。またこう考えてくると少しく本題からそれる嫌いはあるが、正義佚文中に師古注を無断で襲い取つたものが多いというのは、或いは合刻者がこれに気付いて、集解や索隠と重複するものを削り去つたと全く同じ意識で、まして、顏師古注の漢書は常見の書であつたからこれらを削つたためかとも考えられる。

(B)**について**　賀氏の提出した第二の疑問の全体的な検討は、(A)に於いてほぼ尽されたと思うが、その疑問の最も著しく感じられるものとして賀氏が掲げる(B)の具体例は、大きな誤りを冒している。即ち、賀氏はこの例を正義佚文中の顏師古注を無断で襲つている典型的なものとして示しているのに拘らず、事実は、この補正義の「扶、猶倚也」の句の上には、「顏師古曰」の四字が厳然として存するのである。[33]これはおそらく賀氏が意識的にか無意識的にか脱落させた

3913

ものであって、彼の抱く疑問のに適する具体例とは全くなり得ていない。また、彼は史記の各本が「相扶」となっているのに、この補正義が「扶，直亮反」と注しており、この正文を「相扶」に作っている漢書に一致するところから、これを全て後人が漢書の師古注をそのまま転録したものとするのであるが、張守節の用いたテキスト――いわゆる単正義本――は、「相扶」となっていたという可能性も考えられる。[34] 最後の「史記會注考證」には、この補正義が下文の「大夏扶邛竹」の句の下にも存することについては、すでに、「校補」第七冊の巻百十六の十一頁に述べた如く、竄入したものであることは言を俟たない。次いで、賀氏の提出する第三の疑問に目を移してみよう。

「其三爲後人於三家舊注之考辨，卽所謂『天朝史記說』者，誤以爲正義遺文」として

(A) 如周本紀『蜚鴻遍野』，索隱云：『高誘曰：「蜚鴻，蟻蝝也。」補正義云：『按飛鴻拾蚤，則鳥獸各別，亦蜚蝨文解之，不得引高誘解此也』

(B) 又孝武本紀『有司與太史公，祠官覓舒等議』，索隱云：『章昭云：「談，司馬遷之父也，說者以談爲太史公，失之矣。史記多稱太史公，遷外孫楊惲稱之也。」姚察按遷傳亦以談爲太史公非惲所加。又按虞喜志林云：「古者主天官皆上公，自周至漢，其職轉卑，然朝會坐位猶居公上，尊天之道，其官屬仍以舊名尊而稱公，公名當起於此。」』補正義云：『按二家之說皆非也，云云』，引如淳說以辨之。

という二例を掲げ、これらの補正義が正義の佚文でない理由として、

「考司馬貞與張守節俱唐明皇時人，各爲史記作注，彼此不相謀，故正義於集解辨證特多，無一語及於索隱，今此二條乃辨索隱之非，是皆後人所爲，其非正義佚文可知。」

と述べている。この索隱と正義の関連に就いての問題は、先述の幻雲や銭大昕[36]によって論ぜられているが、いずれも両

者の間には、何の関連もなかつたと結論づけられており、ここに掲げた賀氏の説も、主として銭氏の所説に拠つたものである。ただ、この考えに対して、後述する程金造の如く、索隠と正義は明瞭に関連を持つているという考えも存し、この種の問題は、索隠・正義を詳細に観察すればする程、安易に結論することができなくなる。従つて、この問題については、いずれ章節を改めて論ずることになるであろうが、ここでは、著者の考えの結論だけを述べるならば、幻雲・銭大昕・賀次君の線に沿つて、索隠と正義は全く関連しなかつたものと考えるものである。従つて、正義佚文中にどうみても明らかに索隠に注したものがあるとすれば、その正義佚文を大いに疑問とすべきことは、賀氏の説かれる通りである。しかし、先に掲げた賀氏の具体例は、この種の疑問を生ぜしめる例として、果して適当であるかどうか。いま、少しく検討を加えてみよう。

(イ)**について**　まず、最初に記しておきたいことは、この周本紀の補正義一条は、「校補」第一冊、巻四の三十五頁にすでに論じた如く、全文を正義佚文と認めるのには、些か疑問があるということである。従つて、賀氏がこの補正義に疑問を抱くのは、理由の是否は別として、誠に尤なこと考えられるが、ただ、補正義の中で索隠に注した例として、この条を掲げることは、遺憾ながら些か当を失しているとしか思えない。しかし、賀氏の記すとおりにこの例を見れば、誰しもこの補正義が索隠を注したものとしか見ないであろう。そこには巧妙なトリックがある。即ち、賀氏はこの補正義の全文を引用していないのである。実際にはこの補正義はもつと長文であつて、この注文の前方には「淮南子云飛蛮滿野高誘注云蛮蟬蟣蠓之屬也」という注文も見られるのであつて、この補正義中の「不得引高誘解此也」が索隠に注されたものではないことは、きわめて明瞭である。

(ロ)**について**　この例は補正義の「按二家之説皆非也」という書き出しの「二家」が誰と誰を指すかという所に論議

3915

の分れめがあると思われるが、賀氏はこの「二家」が何を指しているかを明言していない。ただ、賀氏の論法から推せば、索隠中に引かれいる何ものかを指していると考えているらしい。しかし、果してそれが妥当な考えであるかどうか、もう少し検討の必要があるようだ。

まず、この孝武本紀の補正義に密切な関係を持っていると考えられる太史公自序の「談爲太史公」の下の正義に注目してみると、その注文の末に次の如くある。

「――然瓚及韋昭桓譚之説皆非也、以桓譚之説、釋在武本紀也」

これによれば、少くとも張守節の否定しようとした説は「瓚」・「韋昭」・「桓譚」の三者のものであるといえよう。ところで、この孝武本紀の該当部分の集解・索隠・補正義の各注文の中には、集解に「韋昭」、索隠に「桓譚」の説がそれぞれ引かれているだけであって、「瓚」の説は見当らない。そうすると、この補正義のいう「二家之説」とは、いちおう「韋昭」・「桓譚」の二家の説と考えるのが妥当であると考えられる。従って、この補正義は少くとも索隠の引く「桓譚」の説を否定しているわけであるから、一見索隠に注しているが如くに見られる。しかし、もう一度先に掲げた太史公自序の正義を見ると、「以桓譚之説、釋在武本紀也」の一句にぶつかるわけで、これによれば、孝武本紀の該所のもとの正義には、「桓譚」の説が含まれていたことが、ほぼ確定的であろう。そこから考えれば、この補正義そのものが不完全なものであること[37]認めざるを得ない訳りに、この補正義はもともと索隠に注したものではないという結論に達し得であろう。従って、この補正義も索隠と正義の関連性の有無の面からは、疑問視されるべきものではないと思われる。

以上、列記し検討を加えた三つの疑問に続いて、賀氏はさらに付加的なものとして次の如く述べている。

亦有後人旁注誤以爲正義者、如孝武本紀『受此書申功』、補正義云：『漢書郊祀志及封禪書作「申公」、疑「功」錯誤。』

3916

又『皇帝敬拜泰況之禮』、補正義云：『漢書郊祀志「況」字作「祝」、下云「贊禮曰」、則祝辭也、「況」字誤、當音祝。』此皆不類正義文、爲後人校注無疑。

この種の疑問は、著者も等しく抱く所であるが、この判断をなす客観的基準を求めるためには、今後、三注合刻本に見られる正義の組織的研究に俟つ外はないと思われる。かくして賀次君は、

「如上擧例、則瀧川所補一千二百餘條、實難信其果爲正義佚文也。三家舊注於史文疑難處闕解甚多、此所補雖非全屬張守節原注、而音義、詮釋亦頗精當、於讀史尚屬有裨。」

と結んで、滝川博士拾集の正義佚文に対する批判を終っている。

以上、賀氏の批判は、その一一の引用の例には、やや不適当なものや些か恣意的なものが少くなく、その結論にも一方的な部分も見られるが、その疑問の提出には、初めて系統的なものが感じられ、世の滝川博士拾集の正義佚文を史記研究の一助にしようとする者への警鐘として、大いに耳を傾けるべき面をも有しているといわざるを得ない。

(4) 程金造　彼の滝川博士拾集の正義佚文に対する批判は、一九六〇年、「新建設」二月号に「史記會注考證新增正義的來源和眞僞」(以下「新增正義的來源和眞僞」と略記)と題して発表されたものであって、題名が示す如く、正義佚文の問題を専論し、その内容はかなり徹底した批判を含んだものである。[38] しかし、程氏の滝川博士拾集の正義佚文に対する見方は、この徹底した批判に入る以前に、いくらかの変遷ないしは推移があったようで、それらの模様が彼の前掲の論文よりも早く発表された「從史記三家注商榷司馬遷的生年」(一九五七年九月『文史哲』)及び「論瀧川資言的史記會注考證」(一九五八年一月『文史哲』)に散見されている。いま、程氏の徹底した批判を紹介するに先立つて、それらの概略について述べることも、全く意味のないことではあるまいと考えるので、以下に略述することとする。

3917

まず、「從史記三家注商榷司馬遷的生年」に於いては、史記の三注の関連性を論ずるに当つて、第一に集解に注した正義の例を掲げているが、その十例中、六例までに瀧川博士拾集の正義佚文が当てられている。第二に索隠に注した正義の例を掲げているが、その十四例中、実に十一例までに、同じく博士拾集の正義佚文が当てられている。（先にも少しく述べた如く、程氏は索隠と正義に関連性ありと考える立場をとっている）この事実は、少くもこの論文発表の当時にあつては、程氏は博士拾集の正義佚文を信ずるに足るものと認めていたと推量してよいと考えられる。

次に発表された所の「論瀧川資言的史記會注考證」に至つては、「史記會注考證」の秀れている第一の点として、次の如く述べている。

「史記一書，從北宋合三家注于正文之下，刊刻以來，多妄加刪削，三家注文，已非完本。索隱還有單本流傳，集解別有單注本流布。只有張守節的正義，散落較多，又无單傳之本。王本[39]史記所載正義，比別本雖多，但以比史記會注考證正義之文，還相差很多。瀧川考證之書，所載正義，雖然也不是全書，但它多于我國各本正義，千有餘件。這是它優點之一。」（傍点著者）

これよれば、程氏が博士拾集の正義佚文を信ずるに足るものと認めていたことは、言を俟たない。しかし、程氏はさすがに、この論文の「會注考證」の欠点について述べる部分に於いて、

「考證的缺點，是存在于其優點之中的。无論是在本文，无論是在注文云云」（傍点著者）

と記しており、その具体例を掲げる第五類「三家注文，糾紛譌誤，宜加疏通是正，考證有的徒事抄錄，不能校勘，使文義不能明暢者」の条の七例中、二例までに博士拾集の正義佚文が槍玉に上つている[40]。このあたりに、程氏の正義佚文に対する批判の萌芽が感じられないでもない。

3918

さて、これが一九六〇年二月に発表された前記の「新増正義的來源和眞僞」に於いて、徹底した批判へと転ずるのであるが、そこには、先に紹介した一九五八年十月発表の賀次君の「史記書錄」がいくらかの影響を与えていることは否定できないであろう。ここで、いよいよ本題に立ち戻って、程氏の「新増正義的來源和眞僞」の紹介及び検討に移ることにする。

まず、この論文の構成について、簡単に紹介すると、全体が四部に分れており、「一」は導入、「二」が正義佚文の来源に対する疑問、「三」が正義佚文の内容そのものに対する疑問で、第一類から第四類までに分類され、全体で三十例近い具体例が掲げられており、「四」が結論となっている。いま主として、「二」及び「三」について紹介し、同時に少しく検討を試みよう。

(イ)「正義」佚文の来源に対する疑問

程氏も、まず「史記會注考證」総論の一四八～一四九頁、史記正義佚存の条（一八一頁参照）をやや節略した形で引き、[41]この一段の文章を分析すると、次の如き三点に絞られるとして、

(甲) 寛永活字本、桃源本、幻雲本、博士家本、上欄都有標記的正義、文字大略相同。

(乙) 標記的文字、日本流傳的正義多所不載。

(丙) 瀧川曾讀錢大昕等書、知道〈史記正義〉殘脫不完、因此認爲上欄標記的就是張氏正義佚文、遂把它混入舊有的正義裏去。

と記している。しかし、この分析には、瀧川博士の文章の表現の不完全さにもよるのであろうが、いくらかの誤解を免れていない。即ち、(甲)については、「桃源本・幻雲本・博士家本」というように、抄物とか書き入れを抄出したものを

3919

史記の一テキストと考えることは、全くの誤りである。(2)については、何も「日本流傳」のものにだけではなく、いちおう中国をも含めても考えられる。(1)については、この項に於いて、程氏は瀧川博士が銭大昕らの「史記正義」に脱漏が多いという所説だけによって、これらの標記を当て推量に張氏の正義の佚文と断じてしまったが如くに分析しているが、これは誤解であって、先にも詳述したように、瀧川博士がこれらの上欄標記のうち、原則として「正義曰」が冠せられている標記だけを拾集して、正義の佚文と断じられたのである。(ただし著者はそれを盲信してよいというのでは決してない)

しかし、程氏はさらに続いて、次の如く記している。

「然而瀧川認上欄的標記是原來正義全部，根據是什麽？他却未曾說明。細審其意，瀧川不過是"想當然"的主觀看法。而且，這千三百條始于何時，錄出誰手，也未有說明，他只說寬永本是依元代彭寅翁本；而博士家本是天朝史記說。考彭寅翁本，是元代至元28年安福郡彭寅翁刻本。寬永活字史記既依彭本，那末，上欄標記的人，當在至元二十五年以后了。論時代，它遠不及黃善夫早。可是標記的文字，日本流傳正義既多不載，就是黃善夫本也絕大部分不錄。從此可以斷定，瀧川的佚存，本不是從載錄正義多的本子全部錄出的。其眞僞成分，自不能全從《史記》各種版本去印證。至于天朝史記說，標名的也不是《史記正義》，所以在事實上不能不令人懷疑。」(傍点筆者考)

これらによって、程氏の瀧川博士拾集の正義佚文の来源に対する疑問を要約するならば、次の如くになるであろう。

(A) 瀧川博士はどのような根拠で、これらの上欄標記を全て正義と認めたのか説明がなされてなく、おそらく博士は主観的な見方でそう考えたに過ぎないようである。

(B) さらには、この上欄標記の正義佚文といわれる千三百条は、いつごろ、誰の手によって録出されたのかというこ

とについてさえ、何の説明も付されていない。ただ博士の記す所から推せば、博士の正義佚文拾集の根本資料となつたとされる寛永活字本の上欄標記は、寛永活字本が彭寅翁本によつている以上、彭本の刊行された至元二十五年（一二九八）より後の人の手にかかるものであり、時代的には、黄善夫本（一二〇五刊）に及ばない。だが、その標記の注文は、日本流伝の正義にすでに見られないものであるから、勿論ほとんどが黄善夫本にも見られない。従つて、博士拾集の正義佚文なるものは、もともと全てが正義の多く存した史記の或るテキストから録出されたものだとは考えられないし、その真偽の程も、史記の各種のテキストから印証することは困難である。（前記の賀氏の疑問(イ)の(A)に近い。一八九頁参照）

(C) 博士が拾集に用いた資料の一つである「天朝史記説」に至つては、題名からして、「史記正義」に関連あるものとは思えず、疑問を抱かずにはいられない。

いま、これらの疑問について、少しく検討を試みよう。

(A) **について**　これについては、先にも触れたように、博士は上欄標記の中で「正義曰」が冠せられているものを正義の佚文と考えられ、さらには、それらの中に先人のが他書に転引されていた史記正義の中から拾集した正義佚文と符合するものがある具体例を掲げ（総論一五〇～一五二頁参照）、その傍証とされている。ところが程氏は、これに注目せずして、後に、却つてそれら符合する例を取つて、他書に転引された正義を移録したものと決めつけているのは、どちらをよりプリミティブなものであるかを顧みない暴論といわざるを得ないであろう。（具体例は、二三五頁参照）

(B) **について**　この種の問題については、賀氏も同様の疑問を提出しているが、確かに滝川博士の論文中には、明文がないので、このような疑問の生ずることも、また当然かと思われる。ただこの問題については、先にも記した如く、

3921

後に詳述することになるので（二二七―二三三頁参照）、ここでは、結論だけを述べておく。

即ち、確かに滝川博士の正義佚文拾集の根本資料となつたものは、寛永活字本（普通には慶長古活本と呼ばれる）の標記であつて、それは時代的には、あまり古いものではない。[42] しかし、この標記の伝来については、かなり時代を遡ることが可能で、特に著者新発見の上杉家蔵の黄善夫本刊本（通称南化本）の標記は、これにはるかに先行するものであることは確実であつて、しかもそこには、これらの標記がもと存在した史記の「單正義本」によつてなされた痕跡をもとめているのである。従つて、博士が用いられた寛永活字本の上欄標記が比較的新しい時期なされたからといつて、それらの標記自体を疑問視することはできないものと思われる。

(c)について　これを先に少しく述べたが「天朝増本史記説」或いは「博士家本史記異字」と呼ばれるものは、南化本・楓山本・三条本（第一章第二節参照）などの上欄標記や異字・異文の書き入れを抄出・収録したものであつて、当然、正義の佚文として集録されているものもあるが、あまり数多くはない。従つて、滝川博士もこの資料を補助的に用いられたに過ぎない。

以上、程氏の博士拾集の「正義」佚文の来源に対する疑問は、主として、博士の資料解説の不充分さに起因した誤解の上になり立つているものと思われる。

(ロ)「正義」佚文の内容に対する疑問

次に、程氏の正義佚文の内容そのものに対する疑問に目を向けてみると、彼はこれを四類に分類して提出している。そこで、いまその分類に従いながら、逐次に紹介し、同時に少しく検討を試みよう。

程氏の疑問の「第一類」は、「解釋離奇、疑非中國學人所爲者」として、八例が挙げられている。この種の疑問は、

3922

賀氏の付加的な疑問として、先に紹介した「此皆不類正義文，爲後人校注無疑」と同系列に属するものであるが、この判断は、その性質上どうしても主観的なものに偏しやすい。程氏の掲げるこの第一類に属する具体例にも、誠に尤だと首肯できるものも少くないが、その判断がやや客観性に乏しい例も含まれている。

例えば、次の如きものがそれである。

㈢ 絳侯周勃世家：“勃不好文學，每召諸生，說士，東鄉坐而責之，趣爲我語！其椎少文如此”。正義（佚文）曰：“貫諸生說書，急爲語。椎，若椎木無餘響，直其事。少文辭”。

案此把“說士”解爲“說書”，“趣爲我語”解成“急爲語”，“椎少文”解成“椎木無餘響，少文辭”，在意義上都很離奇，這不能是張氏的訓解。

この例では、程氏がどうしてこれらの正義佚文の解釈が「在意義上都很離奇」と考えるのか、その考拠が不明である。試みに漢書の周勃伝を見るに、「趣爲我語」に対する師古の注には、「趣讀曰促，謂今速言也」とあり、「椎」についての師古の注には、「椎謂樸鈍如椎也」とあり、この正義佚文の解釈にあまりかけ離れているとは思えない。

同様な例で、

㈣ 司馬相如列傳：“拘文牽俗”正義（佚文）曰：“言武帝常拘繫修法之文，牽引隨化之俗”。

案“拘文牽俗”意思是被文俗所拘制牽累；而此處却如此增字解釋，誰能理解是什麼意思呢？它不能是正義原文！

この例についても、試みに漢書の司馬相如伝を見るに、「豈特委瑣握躒拘文牽俗」の師古注には、「握躒，局蹙也，不拘微細之文，不牽流俗之議也云云」とあり。この正義佚文のようなスタイルの注し方を、中国の学人が全くしないという程氏の考えは、些か飛躍しすぎているのではなかろうか。（正義注と師古注の関係は前述した）

3923

從つて、先にも述べた如く、この種の問題は、三注合刻本に見られる正義のより徹底した組織的究明によつて、その判断の客観的基準の確立を俟つて、初めて解決がなされるものと、著者は考えるものである。

程氏の疑問の「第二類」は、「引證屬常見書、又多可疑者」として論じられている。まず、「引證屬常見書」ということについては、正義が合刻される際に、集解・索隱と重複しているものや、その引証がそれこそ「屬常見書」しているものは、多く節略される運命にあつたであろうことは、常識的にも考えられることである。従つて、博士拾集の正義佚文中に、「引證屬常見書」となるのも当然だと考えられないであろうか。一方、「引證多可疑者」については、具体例が五つ掲げられており、その中には首肯できるものが多い。しかし、ややその論理に一方的なものが含まれているものもある。例えば、

(一)　刺客列傳：“天雨粟，長生角也。”正義（佚文）曰：“太子丹質于秦，秦王遇之無禮，不得意，欲歸。秦王不聽，謬曰，烏頭白，馬生角乃可。丹仰天歎焉，乃爲之烏頭白，馬生角。王不得已遣之，爲機發檻欲陷，丹過之，檻爲不發。”

案此條引自《燕丹子》卷上開首數語，和本篇前，“燕太子丹質秦亡歸燕”句下正義所引《燕丹子》文，完全相同。一篇之内，數句之隔，竟這樣重複，張氏正義絕不如此！在引《燕丹子》后，又引《風俗通》文。這恐怕是見索隱有“燕丹子，風俗通、論衡皆有此說”一語（在太史公曰天雨粟馬生角句下），因而就把《燕丹子》與《風俗通》中語錄來。這不是張守節的注釋，這是後世讀者的移錄。考《燕丹子》一書，隋志始著錄，宋志列于小說類之首，元、明世未必亡佚。如果這條說它不能直接從《燕丹子》錄來，那末《藝文類聚》卷九和卷九十二，《太平御覽》皇親部及人事部，都曾引到，也可以移錄的（傍点原著者）

3924

この程氏の疑問に対して、些か反論を試みるならば、次の如き諸点が考えられる。

(A)、張守節の「正義」は、かなり重複されて注されている例が多い。一篇の内で重複する例もある。(一九三頁参照)

(B)、この二つの「正義」佚文の中、「燕丹子」の後に、「風俗通」をも引いているのは、最初に表われる「燕太子丹質秦亡歸燕」の句の下に注されている方であり、「索隱」が「燕丹子・風俗通・論衡皆有此說」と注しているのは、後文の「天雨粟、馬生角」の句である。従つて、後の方の「索隱」の注する所に因つて、先の方の注文に「風俗通」を引いていると考えるのは、極めて不自然である。

(C)、「燕丹子」から直接引く可能性は、勿論考えられないわけではないが、それならどうして、その上に「正義曰」などという三字を冠したのであろうか。

(D)、この注文所引の「燕丹子」と類書引の「燕丹子」と対校してみると、字句の間にかなりの異同が見られ、これが類書引から移録されたものとは考えられない。

さらに、この二つの「正義」佚文の書き入れの状態を、南化本に於いて見ると、先の注は、明らかに幻雲の筆であり、後の注は全く筆跡が異なり少くとも幻雲以前の流伝をもつものと判定される。これによれば、正義本にも二つの異なつた流伝があり、幻雲所見の正義本は「亡歸燕」の下に、それ以前の流伝の正義本は、「天雨粟、馬生角」の下に、それぞれ注されていたのではなかろうか。こうした同じ注が場所を異にして注されている異同は、単索隱本などに、たまたま見られることからしても、その可能性も大きい。

さて、程氏の疑問の「第三類」は「襲取顔師古漢書注者」として、

「張氏正義、対六朝以前漢書注家的說法、如：服虔、孟康、晉灼、如淳、李奇、姚察、文穎、韋昭、臣瓚、張晏、應劭

諸人，雖多是引自漢書顏注，但都是摘取，自然和顏注不能全一樣。——中略——可是瀧川認爲是正義佚文的，却不如此。它有許許多多條與顏注漢書的文字，完全相同，只是沒去「顏師古云」四字。可是所引用的諸說先后次序，則完全和顏注相同，這顯然是讀史者的移録，而不可能是正義佚文。」（傍点原著者）

と述べて、その具体例を七例まで掲げている。この疑問は、前に記した程氏の第二の疑問とほぼ同じものである。その部分でも述べたように、三注合刻本に現存する正義中にも、それと断らずに顏師古注を襲い取ったものも、決して少くないのであるから、正義佚文の顏師古注に一致するものの全てを「正義」にあらずと断ずるのは、些か早急に過ぎるのではなかろうか。

ただ、滝川博士拾集の「正義」佚文中には、その拾集の際に操作が厳密性を欠いたこと——具体的にいえば、「正義曰」を冠していない書き入れまでも、「正義」佚文として収録した——により、漢書の顏師古注を移録しただけのものも混入していることは、程氏が最初に掲げている。

如晉敬叔孫通列傳，"月初游高廟"句下正義（佚文）曰：「服虔云，持高廟中衣——中略——謂以月出之初夜行衣冠，失之遠矣。」

案此條從《漢書・叔孫通傳》"月初游高廟"句下顏注移來云云

などの例は、「校補」第七冊、巻九十九の十二頁に記した如く、今日著者の目視する限りの書き入れには、「正義曰」の三字を冠していないのであって、[43] 程氏がこの「正義」佚文を顏注の移録と見るのは、その意味でも正しいと思われる。

続いて、程氏の疑問の「第四類」は、「移録張氏舊正義之文者」として、「正義」佚文中で、すでに三注合刻本に存する正義と重複する五つの具体例を掲げている。この疑問は、先に記した賀氏の第一の疑問と全く同系統のものであつ

て、それかあらぬか程氏の掲げる五例の三つまでが、賀氏のすでに挙げた例に重複している。ただ、程氏は、

「在現行《史記》裏、正義原是有重複的、但是各本都是一様的。[44]至于瀧川正義佚存的重複、却是別本所没有的情況。」

と記し、旧正義中にも重複のあることを認めるが、博士拾集の「正義」佚文と旧正義の重複は、それと性質を異にしているというのである。しかし、具体的にその相違の説明はなされていない。とにかく、この重複の問題は、全てを旧正義からの移録によるものだと積極的に断ずる確証はないといわねばなるまい。

なお、程氏は、これに付随して、

「另一種是録自它書輾引的《史記正義》、是各本所没有的。」（傍点原著者）

と述べつつ、次の如く三つの具体例を掲げている。

(イ)《呉世家》正義（佚文）曰：〝《括地志》、太伯冢在呉縣北五十里、無錫西梅里[46]鴻山上、去太伯所居城十里。〟案此條見《呉都志》巻三十九引。

(ロ)《魯世家》正義（佚文）曰：〝《括地志》云、周公食采地也云云〟案此條見《玉海》巻百七十三引。

(ハ)《越世家》正義（佚文）曰：〝《七略》云、《養王妙論》二巻、司馬撰也。[47]（(イ)～(ハ)の符号は著者付す）

この種の問題については、賀氏もいまだ提出しなかったものであるから、逐次に検討を試みよう。

(イ)**について**　この正義佚文は、張文虎校正一Gであって、瀧川博士が書き入れから拾集したものではなく、札記に引かれているものから転引したものであるから（本節(ロ)の注16参照）、この問題の議論の対照にはならない。

(ロ)**について**　まず、博士拾集の正義佚文と玉海引史記正義とを、繁を厭わず並記してみよう。

3927

正義佚文＝括地志云周公ー城在岐ー縣北九里――――――――此地周之畿内周公食采之地也……
玉海引正義＝括地志云周公故城在岐山縣北九里召公故城在岐山縣西南十里此――――周召之采邑ー也

これを一見すれば、博士拾集の「正義」佚文は、玉海引の史記正義から転引されたまのでは決してないことが判明すると思う。そして、さらに両者の相違が程氏が後にいう「移錄時の脱誤」だけによるものとは、とても考えられない。

(ハ)について　この例も、まず両者を並記してみよう。

正義佚文＝七略云棗王妙論二巻司馬遷撰也
困学紀聞引正義＝七略云棗王妙論――司馬遷撰―

この例は、注文が短いので、あまり明確なことはいえないが、博士拾集の正義佚文には、少くとも「二巻」という二字が多いところから見れば、困学紀聞引史記正義から転引されたものではなさそうである。ただ、程氏が後に記すように、これを移錄者がつけ加えた按語と見るならば、また何をかいわんやである。

以上の如く、程氏は「正義佚文の來源に對する疑問」、四類に亘る「正義佚文の内容に對する疑問」から、次の如く結論している。

「總而言之：瀧川遺千三百條佚存，只有十分之一二是可靠的，絕大部分是讀者的雜抄和註解。它不出于一人之手，也不是一代之物，它是天朝史記說，有精確的文字訓釋，自然有中國人的手筆[48]；它有離奇的訓釋，也當有異邦人士的手筆。絕大部分非張氏正義佚文。」

これは賀氏にも増した徹底した瀧川博士拾集の正義佚文に対する批判であるが、すでに、各々の事項の検討の際に述べた如く、その論理の中に些か一方的なものがあり、また瀧川博士の資料解説の不足などに起因する誤解もすた少くなか

つた。しかし、博士拾集の正義佚文が再吟味され、そしてもう一度新らたに紹介しなおさねばならない必要性に迫まられていることを、賀氏の説にもまして、我々に切実に感じさせてくれるものとして、誠に貴重なものである。

(5) **著者の批判**　(1)～(4)に亘つては、専ら中国学人の滝川博士拾集の正義佚文に対する批判を紹介し、かつそれらに些かの検討を試み来たつたわけであるが、その中に於いても少しく触れた如く、著者自身も博士拾集の正義佚文に対して、何の疑問も抱かないというのでは、決してない。種々の面から著者もまた博士拾集の正義佚文に対する批判をさしはさまざるを得ないものである。それらの中、「校補」に記される限りのものは記して来たが、ここでは「校補」中に記し得なかつたものをも含めて、総括的に述べてみたい。

(A) 拾集操作の上に厳密性を欠く――博士拾集の正義佚文の基本的資料となつたものは、いわゆる〝書き入れ〟であつて、それに「正義曰」の三字が冠せられているかどうかということが、第一の目やすとなつたのであるが、博士はたまたま「正義曰」を冠しない〝書き入れ〟までも、正義佚文と認めて拾集されている。[49] また、資料が〝書き入れ〟であるという性質上、同じ「正義曰」が冠せられていても、注意して判読しないとそれが〝書き入れ〟のどの部分までを含めているのか不明の場合があるが、博士はたまたま不注意に判読されて、「正義曰」に含まれることのない〝書き入れ〟までも、正義佚文と認めて拾集されている。[50] これらの夾雑物があることは、先にも述べた賀氏や程氏の批判なり、疑問なりの呼び水となつたことは確実であつて、ついには、博士拾集の正義佚文の全体が疑問視されかねなくなる傾向を生んだのである。その他、同じく資料が〝書き入れ〟である性質上から、文字そのものの判読のまちがいもいくらか見られる。

(B) 拾集された「正義」佚文の校訂が充分でない――これは博士が正義佚文の拾集に用いられた資料が正義佚文の

3929

〝書き入れ〟のある史記古板本中でも、よりプリミティブなものではなかつたこと、或いはその資料が二、三種に限られていたことなどに起因する面が多い。また、博士拾集の正義佚文の中で漢書注と重複するもの、旧正義と重複するものなどは、それぞれ漢書注や旧正義と校勘、校訂すべきであつた。

(C)「正義」佚文の来源に関する説明の不足――これも(B)で記したように、博士の用いられた資料が不充分なものであつたことにもよるであろうが、来源に対する説明を幻雲の所説を引用するだけに止めたのは、大いに中国学人を迷わせることとなつたようで、先に記した如く賀氏も程氏も等しく疑問とする所は、ここにあるのである。

(D)「正義」佚文の各条にそれを拾集した資料が明記されていない――大部分の場合は、問題視されないが、史記会注考證の呉太伯世家の正義佚文数条は、張文虎が呉郡志によつて札記に収録した正義佚文を、そのまま踏い取つているのであつて、これは、程氏の「博士拾集の正義佚文中には、他書に轉引されている史記正義を移録したに過ぎないものがある」という批判の呼び水になつていることは否定できない。

(E) 博士が「今録之會注正義各條、略復張氏之舊」と結ばれたことは誤りである――賀氏も程氏も等しくこの「ほぼ・張氏の舊を復す」という博士の言に疑問を抱いているが[51]、著者自身も博士未集の正義佚文約三百条を収録していることからも、博士のこの言には疑問を抱かざる得ない。しかも、著者は新集三百条を得たからといつて、これで張氏の旧を復し得たとは、決して思わない。また、史記会注考證に於いては、正義佚文と旧正義との間に、何の区別も設けられていないのは、やはり博士の「略復張氏之舊」という自負の線に沿うものではあろうが、何らかの形で、正義佚文を区別すべきであつたのではなかろうか。

3930

注1　史記会注考證は、昭和七年（一九三二）刊行され、魯実先の瀧川博士へ致すの書は、遅くとも民国二十五年（一九三六）までには、博士のもとへもたらされている。それは魯実先の書の、後に東洋文化研究所にもたらされた方には、友人瀧和仲の序がつけられずわ、その日付によつて知られる。

注2　注1でも少しく触れたが、実はこの書には二種あり、一通は、魯実先が直接瀧川博士へもたらしたもの、もう一通は、魯氏の友人が序を付して、史記会注考證の発行所である東洋文化研究所へもたらしたもので、後者の方が内容は詳しい。しかし、前者でさえ一万字を超える長文で、両者とも掲載されたものである。また、後に述べるように、この書は「史記會注考證補遺」とも題されたらしく、それには、楊樹達も序を付したようである。

注3　「幻雲抄本」とするのは誤りである。第三章第四節参照。

注4　実際に比較してみても、幻雲抄に存する正義で、黄善夫本に存しないものが多い。

注5　玉海の「通鑑地理通釋」・「詩地理攷」には、確かに今日三注合刻本に見られない史記正義をも引いてあるが、その数はあまり多いとはいえない。

注6　「史記評節」は、我国でも宮内庁書陵部に、宋板一元板の二種が蔵しているが、「增入正義音注」というのは、看板にいつわりありで、正義そのものが数える程しか引かれていない。

注7　この書は未見である。

注8　魯氏は何を根拠にこれを偽記と断じたかは不明である。

注9　「池北偶談」の二十二には、
「明南寶少卿王延喆、文修少子也。其母張氏、嘉慶侯鯖鮚之妹、昭聖皇后同産。延喆少以椒房入宮中。性豪侈。一日、有持宋槧史記求鬻者、索價三百金。延喆給其人曰、姑留此、一月後可來取直。乃鳩集善工。銳臣版本校刻。甫一月而畢工。其人如期至索直。故給之曰、以原書還汝。其人不解質劑、持去。既而復來曰、此尓宋槧、而紙墨不如吾書、豈誤耶。延喆大笑、告以故。因取新雕本數十部散置坐上示之曰、君意在獲三百金耳。今如數予君、且爲君書幻千萬億化身矣。其人大喜過望。今所傳有鬚漫王氏翻刻印、卽此本也」

とあるだけで、震沢王氏本が黄善夫本の覆刻などという説は、どこにも記されていない。

注10　「書林清話」の巻十の「明王刻史記之逸聞」の条には、注9の「池北偶談」を引き、
「按此説最不可信。如許自昌校刻宋槧、卽非一月所能翻刻完竣。且既欲仿刻以欺騙書肆、則其事當甚秘密、如其廣召刻工、一月藏事、驚動人耳目矣。有不向其索還之理。此可斷其必僞之事。今王本史記、藏書家尚有流傳、雖錯誤頗多、校勘亦劣、有延喆跋云、工始嘉靖乙酉鳳月迄丁亥之三月。明有正月月可稽、竝非二月之事、文嘉亦藏書家、其時距王刻史記時未及百年、豈其書文嘉寓目見聞、王本史記與柯維熊刻本、同出宋槧與本云云）とあるだけで、専ら、僅那か一ケ月の間で完成したものでないことを述べているのである。ただ、最後に、「王本の史記と柯維熊刻本は、同じく宋板の祖與本より出ずるものだ」と記すのが、わずかに関連しているだけだが、これも業態の誤りを襲つたものであるということは、すでに、本節の(一)の注7で述べた通りである。

注11　王氏本と黄善夫本とを実際に比較してみれば、一目瞭然である。
（校補　第一、二冊参照）

注12　楊樹達の「積微居小学述林」巻七に収められている「史記會注考證

第三節　史記正義佚文

3931

駁義序」の中に、

「一九三五年春、余旅於北京、寓經魯齋實先以其所撰史記會注考證駁識一文貽余、余讀之、歎其精博。乃大喜――中略――未幾、余以父病南歸、踰不二月而盧溝橋之變作。兵氛漫天、胡塵匝地、余流離轉徙、不遑寧居。既不復音息耗、不知君飄泊何所、著書之遂復如何、心未嘗不時時念之也。頃君得對寧鄉遊林山中書、道閩難後歸里、嘗再訪余於長沙、面駁義一文、則已擴充爲書一巨帙、以印本郵之余云云」

とあることによっても、その間の事情が察せられる。

注13　以下に掲げる疑問以外に、史記考索の著者は、滝川博士が「略復張氏之義」と述べていることの誤りについて論じている。

注14　例えば、同じ趙世家の「城鐘邑」の注として、「鐘單未詳」という正義佚文が収録されている。

注15　三注合刻本に存する正義には、いろいろに論に来たって、「……未詳」という型の注は少くないが、「□□未詳」という型は、あまり見られない。書き入れを為した者が、節略してこういう型にしてしまったのかも知れない。

注16　例えば、留侯世家の「余以爲其人計黥梧奇偉」の注として、

「雲臺――中略――小顔云、言其可驚悟」

「正義（佚文）曰、蘇・顧之說、善非也」

とあるが如きがそれであるが、これも書き入れを為す者が正義の意味を節略して記したと考えられないでもない。

注17　それは旧正義中にも、合刻者の削去にそって、正義が一見雲隠を注したと思われる例も存することからも考えられることで、例えば、

「雲臺曰……徐十二姓、姬・西……僖・結・燦・依、是也……」

「正義曰、僖音刀其反、結其吉反、燦音在宣反」（五帝本紀）其得姓

有十二人」の注）

注18　この引用文は、この部分に「幻雲標記検索抄云云」の一句が無断で省略されている。（二八一頁参照）

注19　滝川博士の「史記正義佚存」中の自注「蓋依元版貨殖本」による。

注20　張文虎の「札記」によっている。

注21　かつて成簣堂文庫に蔵しし慶長古活字本の書き入れに、「慶長十一年云云」の書きれがなされていたことによる推定である。

注22　張文虎が「金陵志」から抄集した前者と、博士が拾集した後者を比較すれば、後者が前者から転録されたものでないことは明らかである。

注23　二二六頁参照。

注24　これらの正義佚文は、他書に転引されていた史記正義の移録されたものでないことは、以下に並記しある両者を比較していただけば、一目瞭然であろう。

注25　例えば、「爲予倘反」という正義注などは、十数ケ条以上重出している。

注26　「會注考證」には「周本紀云」の四字なし。著者が南化本その他で補つたものである。

注27　黄善夫本・彭寅翁本では、「執是」が「也」の二字に作られている。

注28　黄善夫本、及び太伯世家第十四葉表の第七行めを参照。

注29　この「彪」の字は、単独慶本のみにあり。

注30　実際には、この前にも注文あり。いま、便宜的に省略する。

注31　「按陳敬仲」の四字は、黄善夫・彭寅翁・游林の各本では、「杜預云」となつている。

注32　注30に同じ。

注33　「史記會注考證」第九冊、巻百十六の十一頁を参照。

3932

注34　張守節のよつた史記のテキストは、今日通行の板本とは、かなり異なつたものであつたろう。それは、三注合刻本に存する正義のみを調査していつても、容易に判明する。

注35　瀧川博士の「史記正義佚存」の中に引かれている。（一八一頁参照）

注36　「是両人生於両時、二書不相関引、司馬貞長於駁難、張守節長於地理」とある。

注37　〝書き入れ〟という性質上、避け難い誤字・脱誤、鈔録者による改竄や省略がどうしても考えられる。

注38　この論文掲載の編集者は、「日本瀧川資言氏曾撰《史記會注考證》一書、始厥来幾脱完的《史記正義》増補了一千多條、此書在我國也曾由文學古籍刊行社影印出版。今程金造先生撰文考證、認爲瀧川増補正義、絶大部分是偽的、且把書名有的《史記正義》混亂掉了。現特刊出程先生的文章、以供研究《史記》者参考。」

と注している所から推しても、その意気ごみのほどが、容易に想像できよう。

注39　或いは、「黄水」の誤りか。

注40　「文史哲」（一九五八年一月号）四十二～四十三頁参照。

瀧川博士の「史記正義佚存」の「吾讀三家書」から「略復張氏之舊云」までを引用しているのであるが、途中「幻霊機記検索抄云」から「況其餘説」までを、それとは断らずに省略している。

注42　寛永活字本はまた慶長古活字本とも呼ばれ、西暦一六〇六年頃に出版された。（註21参照）

注43　この種の誤りは、博士が正義佚文拾集に補助的に用いられた「天朝傅本史記説」の誤りを襲つているものが多い。

注44　原注あり。思うに、孫星衍の拾集した「括地志」によつて例を引いているのであろうか。

注45　「會注考證」は「鎗」の字あり。程氏の誤脱か。

注46　「札記」の引く「晁都志」は「里」の下に「村」の字あり。瀧川博士の誤脱である。

注47　「會注考證」は「馬」の下に「澶」の字あり。程氏の誤脱であろう。

注48　注18にも述べたように、賀氏も同様の説を立てているが、もちろん誤りである。

注49　注43で記したように、この種の誤りは、「天朝傅本史記説」を襲つているものに多い。

注50　先に記した史記考索の著者が指摘する所の、第一例などがその好例である。（一八六頁参照）

注51　注13でも述べた如く、「史記考索」の著者もまた例外ではない。

(五)　瀧川博士拾集の「正義」佚文の吟味

(1)　その来源の追求

すでに述べ来たつた如く、瀧川博士の正義佚文拾集の主要なる資料になつたものは、東北大学に蔵する慶長古活字本

3933

史記（通称狩野本）の「正義曰」としてある〝書き入れ〟であつて、その〝書き入れ〟のなされた時期は、どんなに早くても、該板本の刊行された十七世紀初頭より遡ることはできない。しかし、この〝書き入れ〟は、かなり古い流伝をもつことは、著者の長年の調査の結果、同様の〝書き入れ〟を持つ各種の慶長古活字本や彭寅翁本が見い出されることによつて、容易に想像されることになり、ついに、上杉家蔵の黄善夫刊本（通称南化本）の〝書き入れ〟の調査によつて、その想像は動かし難いものになつた。その調査によつて、著者は博士が拾集に用いられた資料と同じ系統の正義佚文拾集の資料中、この南化本を、次に掲げる諸点から、最良のものと判断することになつた。

(イ)　書き入れられている史記板本が、南宋慶元年間（一一九五―一二〇〇）に黄善夫本で、正義に関して最も善本であつて、他の資料の書き入れられている史記板本の刊行年代よりも早いから、〝書き入れ〟も早くなされている可能性を有する。

(ロ)　幻雲（一四三〇）の手沢本であつたため、幻雲の自筆の〝書き入れ〟が鮮別できる。

(ハ)　「正義曰」としてある〝書き入れ〟が他の資料よりも、精確で、しかも数多く存する。

従つて、以下、専ら南化本の〝書き入れ〟を精査することによつて、これらの「正義曰」としてある〝書き入れ〟（正義佚文）の流伝をさぐり、その来源の追求を試みようと思う。

(A)　正義佚文に二系統あり

まず、いえることは、「正義曰」としてある〝書き入れ〟に二つの異なつた流れがあるということである。即ち、一つは、「遅くも幻雲以前に書き入れられていたもの」と、もう一つは「幻雲によつて書き入れられたもの」の二つである。それは、南化本中に次の如き〝書き入れ〟があることによつて明らかである。

3934

正義云、梁成粟又成粱（幻雲見正義異之）

○正義　梁肉（梁粟）（孟嘗君列傳の「僕妾餘粱肉」の注）

この〝書き入れ〟は、肉太の部分を除いては、全て明らかに幻雲の筆跡であり、幻雲より以前の〝書き入れ〟に「正義云、梁成粟又成粱」（もちろん、三注合刻本にない正義）とあったものへ、幻雲が自分の所持した正義に関して黄善夫本より善本である或るテキストと校合して、「幻所見正義異之」と記し、さらに右側に自分の所持しているテキストでは、「梁肉（梁粟）」となっていることを記したものと思われる。なお、この書き入れは、「梁肉」がそのテキストの注文で、「梁粟」というのが正義の注文であろうと考えられる。

さらにこの種の推論――「正義曰」としてある〝書き入れ〟に二つの異なった流れがあるであろうという――を助けるものとして、次の如き〝書き入れ〟を見出し得る。

正義曰。注。亂調。音化。疾言也（孟子荀卿列伝、「炎暑過虐」の集解注「一作亂調」の注）

正義曰。「直虐反」暴亦重也（屈原賈生列伝、「重仁暴義兮」の注）

この〝書き入れ〟は、いずれも傍に細書してある文字だけが、幻雲の筆跡であり、彼より以前に書き入れられていた各々の正義（佚文）に欠けている部分を、幻雲自身が所持していたテキストによって書き加えたものと考えられる。

こう見て来ると、「正義曰」としてある〝書き入れ〟に二つの異つた流れのあつたことは明らかであろう。従つて、以下両者を区別する必要のある場合は、「幻雲によつて書き入れられたもの」を「幻雲正義佚文」と呼ぶことにする。ただし、この「幻雲正義佚文」は大略、列伝第七より列伝第二十六までしか存していない。

3935

(B)　両系統の正義佚文の由来

まず、幻雲より以前に書き入れられてあったと思われる正義佚文の来源を那辺に求めるかは、それらの〝書き入れ〟自体の中に手懸りを求める以外に方法はないのであるが、いま、それらの〝書き入れ〟を精査すると、次の如き例を見出し得る。

「北圍」曲沃（徐廣曰……○正義曰括地志……故城圍之）於中（以至）無（徐廣曰無一作西）假之關（者……」

正義、北圍曲沃於中。於中屬上。今此點屬下句、恐非歟。（越王句踐世家）

「嬰證之後獄覆（索隱曰是獄辭翻覆也）嬰坐高祖……」

正義作獄覆嬰。至嬰字絕句。注、獄辭覆嬰。（袁盎晁錯列傳）

前の例は、「括地志……」の正義注が、この書き入れを為す者の所持するテキストでは、「於中」の下に付されていたことを示しており、後の例は、索隠は「獄覆」で断句されて注されているが、この書き入れを為す者の所持するテキストでは「獄覆嬰」で断句され、しかも「獄辭覆嬰」という正義注が存していたことを示している。その他、「正義（本）某字作某」という書き入れ[2]が、処々に見られる。

一方、明らかに幻雲の筆跡と認められる書き入れ中に、同様な方向を示す〝書き入れ〟を探索していくと、例えば、次の如き例を見出し得る。

「用兵如刺蚩」

正義曰、刺七賜反……若刺擧有罪之人、言易之也。幻謂、正義所帖本文、用兵如刺而已、无蚩字。（蘇秦列伝）

「乃夜爲狗以入秦宮藏中（正義藏在浪反）」

幻按、正義帖宮藏二字、其下有在浪反三字、然則宮藏二字連續可乎。（孟子荀卿列伝）

前の例では、「正義曰」より「无聖字」までが幻雲の筆で記されている。これによれば、幻雲の所持したテキストでは、「用兵如刺」の四字だけの正文が出されていて、「刺七賜反」以下の正義注が存していたと考えられ、後の例では、もちろん「幻按」以下、全て幻雲の筆跡であり、これによれば、幻雲の所持したテキストでは、「宮藏」の二字の正文が出されていて、その下に「在浪反」という正義注が付されていたと考えられる。その他、列伝七から列伝二十六までには、しばしば幻雲の筆跡で、「正義（本）某字作某」という書き入れがなされている。

以上の諸例から推測すれば、少くとも両系統の「正義佚文」は、どちらも、今日、正義に関して最も善本であると信じられている黄善夫刊本よりも、正義に関してより善本であり、かつその正義注の出し方も黄善夫刊本と異った、「正義」或いは「正義本」と記されているテキストに由来していると考えざるを得ない。特に、後者の「幻雲正義佚文」は、明らかに、幻雲の所持していた「正義」或いは「正義本」と記されているテキストから、彼の自身の手によって、この南化本に鈔録されたものであると見ることができよう。

そこで、当然のように次に問題になるのは、これらの正義佚文の由来する「正義」或いは「正義本」と記されるテキストを、史記のどのような種類のテキストと考えるかということである。それには、次の如き二つの可能性が考えられよう。

(イ) 集解・索隠に「正義」が付けられた本という意味で、「正義」或いは「正義本」と記されているテキストであつて、三注合刻本である。（事実、我国に於いては、彭寅翁本などは「史記正義」という標題がついている場合がなきにしもあらずである）

3937

(ロ)「正義」注の本という意味で、「正義」或いは「正義本」と記されているのであつて、唐志に記載のある「張守節史記正義」三十巻の系列を引く単正義本である。

著者は、この中のいずれの可能性をとるかといえば、結論的にいつて、後者である(ロ)をとる。その理由としては、種々考えられると思うが、大略、次の如き理由によるものである。

(イ)　黄善夫本と別系統の「正義」を存する史記板本は、今日全く存在しないばかりか、黄善夫本の刊行される以前或いは以後をも含めて、「正義」に関して、これと別系統の三注合刻本が刊行されたという記録さえもない。

(ロ)　三注合刻本と認めるにしては、あまりに「正義」注の影響を強く受けすぎている。即ち、前記の如き正文の出し方（断句）や「正義」の異文の影響を受けている。(常識的にいえば、三注の中、「正義」は最も遅れて合刻されるから、概して、三注合刻本は「正義」の影響をあまり受けないものである)[3]

(ハ)　集解や索隠と重複する「正義」の注文は三注合刻本に於いては、一般的に削り去られる運命にあるのが普通だが、この「正義」或いは「正義本」と記されるテキストの「正義」は、集解や索隠と重複するものが多い[4]。

以上によつて、やや重複する嫌いはあるが、結論だけをもう一度記すならば、「滝川博士拾集の正義佚文には〝書き入れ〟を精査していくと二つの異なつた系統のものがあるが、それはいずれも単正義本に由来するものであると推定される。」ということである。

ただ、以上の結論は、飽くまで、〝書き入れ〟という性質のものに依存しているのであつて、とかく〝書き入れ〟などといつたものを軽視する傾向のある中国学界に於いては、これだけでは、説得力を持ち得ない憾みもなきにしもあらずであろうから、さらに滝川博士拾集の正義佚文の内容そのものに吟味を加えてみよう。

(2) その内容の吟味

滝川博士拾集の正義佚文の内容が果して張守節の「史記正義」の佚文と認めてまちがいないかどうかの吟味には、種々な方法が考えられると思うが、往々そこには、主観の入り易い面が表われてくるものであるから、著者はできるだけ主観を排除する方法をもつて臨むこととする。

(A) 他書に転引されている史記正義との比較

他書（輿郡志・王海など）に引用されている史記正義の中で、今日の三注合刻本に見られない「正義」が偶々見い出せることは、すでに、前述の通り銭大昕や張文虎らの指摘する所であつた。もし、滝川博士拾集の正義佚文中に、それらと符合するものを見出し得、それを銭氏や張氏の指適する他書からの移録ではないことを明らかにすれば、博士拾集の正義佚文が妄りなものでないことの一証左となり得るのではなかろうか。

以上のような観点に立つて両者の比較を試みてみよう。

例1 正義佚文＝[5]笠澤江松江之別名在蘇州南三十五里――[6]又云笠澤即太湖（呉太伯世家）
輿郡志引正義＝呉地記云笠澤江松江之別名（案證門・張文虎佚正M）

例2 正義佚文＝括地志云周公ー城在岐ー縣北九里――此地周之畿内周公食菜之地也（魯周公世家）
王海引正義＝括地志云周公故城在岐山縣北九里召公故城在岐山縣西南十里此――周召之采邑也（詩地理攷）

例3 正義佚文＝括地志曰ー朝歌故城在衛州衛縣西[7]ー二十一里――本妹邑殷都也……（衛康叔世家）
王海引正義＝括地志曰村都朝歌――在衛州――東北七十三里朝歌故城是也本妹邑――……（通鑑地理通釋）

例4 正義佚文＝括地志云[9]故康城在洛州陽翟縣西北三十五里洛陽記云是少康之故邑（衛康叔世家）
王海引正義＝括地志云故康城在許州陽翟縣西北三十五里――（詩地理攷）

3939

例5　正義佚文＝七略云素王妙論二卷司馬遷撰也（越王勾踐世家）
　　国学紀聞引「七略云素王妙論――司馬遷撰――（雜論）」

例6　正義佚文＝皇甫謐高士傳四皓……周樹洞曆云「用里先生――名術字元道太伯之後――京師號霸上先生……而」
　　呉郡志引正義＝「周樹洞歷云――姓周名術字元道太伯之後用里先生――號霸上先生――」
　　＝「用里先生是呉人今太湖中洞庭山西南――號祿里村是漢書外傳云……（留侯世家）
　　＝今太湖中洞庭山西南中有祿里村是……（人物門、錢大昕佚正一A）

以上の諸例のどれを取ってみても、正義佚文が他書に転引されていた史記正義の移録ではないことは、極めて明瞭であろう。例えば、例1に於ける正義佚文の「在蘇州南三十五里」の部分の注文は、呉郡志から移録することは絶対に不可能であるし、例6も全文は掲げ得なかったが、正義佚文は「四皓」の各々について注しているが、呉郡志は当然「呉人」である用里先生に関する部分しか引いていない。これからどうして正義佚文のような注文が移録できようか。

(B)　旧正義（三注合刻本に存する正義）との比較

(a)旧正義との直接的関連

これには二通りの方法が考えられる。即ち、その一は旧正義で「……解、在……」と注されていながら、該当部分に正義が見られないケースを、正義佚文中に求めてみる。その二は正義佚文で「……解、在……」と注されているケースを該当部分の旧正義に求めてみる方法である。

例1「姑蘇當作檇李、乃文誤也……解在呉世家」（伍子胥列伝、「呉敗於姑蘇」の正義注）　いま呉太伯世家の旧正義中に、この解を求めても見当らない（錢泰吉佚正指摘一B）。ところが、呉太伯世家の「報姑蘇」の正義佚文には、次の如くある。

「越世家云、呉師敗於檇李、言報姑蘇誤也。姑蘇乃是夫差敗處。太史公錯耳。」

3940

例2「毋駹一國在蜀西、解在西南夷傳也」（司馬相如列傳、「邛笮毋駹傳」の正義佚文注）いま、西南夷列伝にこの解を求めてみると、次の如くである。

「正義曰、括地志云、蜀西徼外羌茂州汶州、本毋駹國地也。後漢書云、毋駹其山有六夷七羌九氐、各有部落也」

例3「策七、漢書作十字、越絕書云、其術有九、解在越世家」（貨殖列傳、「計然之策七」の正義佚文）いま、越王勾踐世家にこの解を求めてみると、次の如くである。

「正義曰、越絕云、九術、一曰、尋天事鬼。二曰、重財幣以遺其君。三曰、貴糴粟高、以空其邦。四曰、遺之好美、以熒其志。五曰、遺之巧匠、使起宮室高臺、以盡其財以疲其力。六曰、貴其諛臣、使之自殺。八曰、邦家富而備器利、九曰堅甲利兵、以承其幣。」

以上、例1は、その一の類に属し、例2・3は、その二の類に属するものであるが、このような例が見られることは、博士拾集の正義佚文が旧正義と関連なしに存在するものではなく、張守節の正義として認め得る一証左となる。

(b) 引用書面での比較

旧正義に引用される書目は、極めて広範囲に亘り、約四〇〇種を数えるが、正義佚文の引用書目は、約一五〇種を数えるに過ぎない。その中、旧正義に見られない書目が約二〇種ばかり見られるが、さらにその中の十五種は、索隠の引用書目の中に見られるものであるから、正義佚文中で引用書面で矛盾を感じさせるものは皆無といってよい。[11][12]

(c) 漢書顔師古注との比較

旧正義中には、顔師古注をそれと断らずに襲い取っているものが少くないということは、すでに述べた通りであるが、正義佚文中にも、この種のものがまた決して少くはない。例えば、次の如き例が見られる。

3941

例1「謂申兩脚、而倨其膝、若箕之形倨傲也」（張耳陳餘列伝、「箕踞」の正義佚文注）
「箕踞者、謂申兩脚、其形如箕」（漢書、張耳陳餘伝の該所の顔師古注）

例2「郊謂交道衝要之處也」（汲鄭列伝、「墓地之郊」の正義佚文注）
「郊謂交道衝要之處也」（漢書、汲鄭伝の該所の顔師古注）

これらの顔師古注と一致する正義注は、合刻者がその故を以つて削つたとも考えられないことはない。ただ正義佚文は、注釈上からいえば、すでに師古注にあるわけであるから、これを拾集しても、さほどの意義は考えられないであろうが、「正義」という注の成立、或いは大きくいえば、史記の注釈史を考える上には、非常に大きな意義を有するものと信ずる。

(d) 旧正義との重複

博士拾集の正義佚文中で、旧正義と重複するものが多いことは、すでに論じたが、これを正義佚文ではなくて、旧正義からの移録だとみる考え方も成立しないではない。[13] しかし、その重複の例は大略、移録の際の誤写とか脱落とかを考慮しても、なお余りある細部での相違がある。これをどう判断するかは、大いに問題の残る所であるが、著者は元来は張守節の正義には、正義佚文を含めて見るような、重複の多い、詳密なものであつたと考えたい。なぜなら、それらは重複しているが故に合刻者に依つて削り去られたかも知れないし、一方では、旧正義中にも相当数の重複が見られるからである。従つて、著者は正義佚文が旧正義と重複することは、佚文としての価値は、もちろん減却されざるを得ないが、それが元来の張守節の正義であつたということは、疑いないと信ずるものである。また、重複の例に於ける細部での相違を、旧正義を是とすべきか、正義佚文を是とすべきかは、極めて慎重な判断を要するので、なお、後究を俟ちた

3942

いと思う。

(B) 集解・索隠との関連

いま、試みに単索隠本と二注合刻本ないし三注合刻本とを対校してみれば、誰しも集解と重複している索隠が、合刻本に於いて、ほとんど削去されていることに気付くに違いない。考えてみれば、それは当然すぎる程、当然である現象かも知れない。しかし、もしも、かの毛晉が単索隠本を見出した上で、それを覆刻して今日に伝えてくれなかったとしたら、我々はその現象を常識的に想像してみるに過ぎなかったであろう。ふりかえって、正義の場合は、それより以前に、集解・索隠という二注が存するのであるから、索隠よりさらにひどい削去を受けたであろうことは、想像にあまりある。従つて、博士拾集の正義佚文中に、集解・索隠と重複する例が極めて多いことは、佚文としての価値は別として、それらが不確かなものではないということの一証左になつていると思う。

いま、それらの正義佚文中で、集解・索隠と重複する例の一部を次に掲げておく。

例1 「――前略――又考父佐戴武宣、則在襄公前且百許歲、安得述而美之、斯謬說耳。」(宋微子世家、「其大夫正考父美之」の索隠注)

「正考父佐戴武宣公、見著於孔子世家。按年表等、在襄公前百年間、豈得正考父追道述而美之。斯太史公疎誤矣。」(同右、該所の正義佚文注、著者新収のもの)

例2 「桓寛・王充以衍之所言迂怪虚妄、煞惑六國之君、因納其異說、所謂匹夫而煞惑諸侯者是也」(孟子荀卿列伝、「於天下乃八十一分居其一分耳」の索隠注)

「鹽鐵論及論衡竝以衍之所言迂怪虚妄以下与索隠同」(同右、該所の正義佚文注、いま南化本に依つてみた。細字を含めて幻雲の

3943

筆跡である。）

例3「新垣，姓。衍，名也。爲梁將，故漢有新垣平」（魯仲連鄒陽列伝，「新垣衍」の索隠注）

「新垣，姓。衍，名。漢有新垣平」（同右，該所の正義佚文注。南化本に依れば，この注の右肩に，幻雲筆で「見索隠可削」とある）

例4「禮緯曰，祖以吞薏苡生」（夏本紀，「姓姒氏」の集解注）

「禮緯曰，禹母脩己，吞薏苡而生禹，因姓姒氏……」（同右，該所の正義佚文注）

「服虔曰，車子，微者也。鉏商，名也」（孔子世家，「叔孫氏車子鉏商」の集解注）

「鉏音鋤。服虔云，車，車子，微者也。子，姓。鋤商，名……」（同右，該所の正義佚文注）

(c) 結　論

以上，種々の面から滝川博士拾集の正義佚文の吟味を試みてきたわけであるが，そこには，疑問として残すべき問題も少くないにも拘らず，大略基本的には，張守節の単正義本に由来するものの信じてよいのでなかろうか。

注1　第二章第一節参照。

注2　「校補」の第一冊ノ第八冊を参照。

注3　後から合刻される注ほど，本文に影響を与えることは少いと考えられる。

注4　二二九頁参照。

注5　この部分に滝川博士は，札記引呉地志によって「呉地記云」の四字を補っている。

注6　この部分に，注5と同じように，滝川博士は札記引呉郡志によって，「又云姑蘇臺周太湖」の七字を補っている。

注7　「括地志曰朝歌故城」の八字は，滝川博士拾集の正義佚文は，「商城」の二字に作っている。いま，南化本に依つて改む。

注8　「妹」の字は，博士拾集の正義佚文では，「朝歌」の二字に作っている。いま，南化本に依つて改む。

注9　「括地志云」の四字は，博士拾集の正義佚文にはない。いま，南化本に依つて補う。

注10　注9に同じく南化本に依つて「五」の字を補う。

注11　索隠は、時代的には、ほぼ正義と同じか少し早い時期に完成している。

注12　他の五種も、正義の完成した唐の開元二十年代以前に成立した書である。

注13　前述の通り、程氏や賀氏の考え方がそれである。

(六)　正義佚文拾集と正義研究の今後の問題点

従来から三注合刻本に存した正義に加うるに、滝川博士拾集及び著者拾集の正義佚文を以つてするならば、張守節の「史記正義」研究に、新らたなる視野を与えてくれるであろう。いま、その可能性について、箇条書きに記し、後究に俟ちたい。

(A)「正義」の真面目を見出し得る。例えば、いままで索隠と重複することによつて刪られていたものが復原できる。特に、その中に、原著者司馬遷の誤りに対しても、呵責なき指摘を試みているのは、従来の注家――史記の場合では、裴駰――と異なつた新しい注釈の態度として注目されるであろう。

(B)　索隠及び旧正義にも、集解に注した〝疏〟的な要素が見られるが、正義佚文を加えれば、正義にはさらに〝疏〟的な要素が多く見られる。

(C)　旧正義にも、漢書の顔師古注をそれと断らずに襲い取つたものが少くないが、正義佚文を加えれば、さらにそのケースが多くなり、漢書注の史記注に及ぼした影響の強さがより鮮明となるであろう。

(D)　従来から問題になつている〝索隠と正義の関連〟の問題解明への手懸りがつかめる。――索隠と重複しているために刪られた正義がいくらかでも復原できることが重要である。

3945

第四節　鄒誕生・劉伯荘・陸善經の史記注佚文

(一)　鄒誕生史記音佚文

(1)　鄒誕生史記音について

鄒誕生史記音三巻については、隋志・両唐志・索隠序・正義序などに記載がみられるが、それらの記載が時代・官爵・姓名・書名に関して全く相違がないわけではない。すなわち、生存した時代については、隋志では「梁」といい、索隠序では「南斉」といっていること、官爵については、隋志では「輕車錄事參軍」といっているのに対し、索隠序ではただ「輕車錄事」といっていること、また姓名については、「鄒誕生」が正しいと思われるが、旧唐志では「邵鄒生」となっていること、更に書名についても、旧唐志・索隠前後序では「史記音義三巻」になっているのに対し、隋志・新唐志・一切経音義等では「史記音三巻」となっていること等々である。ただ、その書は早く亡佚してしまって、現在右の相違の正否については徴すべきものを持たない。しかし、その書名については索隠正義に引用された佚文を検するに、その殆んどが音に関するものであることから、その主体が音にあったことは疑いなく、その意味から、「史記音」と呼ばれるのが正しいと思われる。従って、以下この論文に於いては、「鄒誕生史記音三巻」を以って呼ぶことにしたい。

さて、時代・書名等に若干の疑義の残る鄒誕生史記音も、史記注釈史の上からは、かなり重要な位置にあったと思われる。索隠序では鄒誕生史記音について次の如く言っている。

「仍云亦有音義、前代久已散亡、南齊輕車錄事鄒誕生亦撰音義三卷、音則尚奇、義則罕說」

蓋し、時代の推移は使用文字の変化をきたし、従つて音も又大きく変化し、就中、声調による義の相違が、魏晉以後次第に厳密になると、問題意識としては、当然のことながら、音とそれにつながる義とに重点がおかれてくる。「仍云有音義」以下の語は、裴駰以後音義が陸続として現われ、その備つたものとして、鄒誕生の書が唐時代に残つていたことを示すものである。いま、索隠に引かれたもの、更に次にのべるわが国残存の古鈔本・古板本に書入れられた佚文を検するに、先にものべた如く、その殆んどが音を示すものであることは、鄒誕生の史記音の内容が音を基調にするものであることを証するものであり、更には当時の問題意識が音に集中されていたことをも示すものであろう。従つて、鄒誕生の史記注釈史上における位置も、裴駰の集解出でて以後、注釈の統出する唐以前にあつて[1]、時代の問題意識を反映しつつ、専ら音に関する注解を試み、後の劉伯荘・司馬貞などに多大の影響を与えたことにあると言うことができよう。

このように、史記注釈史上、非常に重要な位置にある鄒誕生史記音も、新唐志に記されて以後、その所在に言及するものがない。ただ、朱子の通鑑綱目の集覧に、若干ながらその説を引用するところからも、宋の世にはまだ行われていたことを知り得るが、鄒誕生に続いて、劉伯荘・司馬貞が旧注を取り入れつつ新しい注釈を著すと、自然の結果として亡佚してしまうのである。従つて、現在、鄒誕生の史記音については、僅かに、索隠・正義或は集覧に引用されているものにその片鱗を伺い得るに過ぎない。

然るに、我が国には早く伝来していたと思われ、日本国見在書目にもその名がみえ、古鈔本・古板本の書入れの中に、その佚文が散見されるのである。そしてこれ等の佚文の中には索隠・正義に引用されていないものが可成り見られ、鄒誕生史記音を考える上に極めて重要な資料となり得ると思われるので、以下、これの掲拾を行い、併せてそれらの佚文について若干の解説を試みたいと思う。

3947

(2)　鄒誕生史記音佚文の所在

鄒誕生史記音の索隠に引用されているものは、百数十条を数えるが、その中、音を示すものが八十条余、鄒誕生本との異同、或は鄒誕生引一本等を示すものが四十数条、いわゆる訓詁に関するものは僅か数条に過ぎない。索隠に引かれた史記音の佚文が割合に豊富なのに比して、正義に引かれたものは僅か数条を数えるのみである。これは、鄒誕生の史記音が、司馬貞にあっては、可成り大きな比重を持っていたのに対し、張守節にあっては、さして意識の対称にはならなかったことを示すものであろうか。[2] 但し注意を要するのは、司馬貞にせよ張守節にせよ、鄒誕生の「音」を斟酌しつつも、それと明示しない部分も相当あるのではないかと思われることである。

以上、索隠・正義に引用された鄒誕生の史記音佚文一百数十条は、或は唐以前の史記のテキストを示すものとして、或は韻書が完成する以前の音を示すものとして、校勘学並びに音韻学の面からも貴重な資料というべきであるが、更にこれを補う資料として、我が国現存の史記古鈔本・古板本に書入れられた佚文があるのである。

さて、古鈔本及び古板本の書入れを精査していくと、それ等の中に、「鄒云」・「鄒本」・「鄒音」などと標記された書入れが散見する。これは、その内容から推して、明らかに鄒誕生史記音の史記説、或は鄒誕生本との文学の異同を書入れたものと思われるが、毛利家蔵古鈔本呂后本紀の「封其子呂台爲酈侯」の書入れに「台鄒音怡」とあり、この個所の索隠は「索隠曰鄒氏鄒誕生竝音怡」となっていること、また、宮内庁書陵部蔵古鈔本范雎蔡澤列伝の「竊閔然不敢」の書入れに「索云鄒本閔作憫」とあるが、今本によってこの個所の索隠を検するに「索隠曰鄒誕本作憫然音眷」となっていることからしても、古鈔本・古板本でいう「鄒」は、鄒誕生なること明らかである。今、古鈔本・古板本の書入れ中「鄒」によって標記された鄒誕生音、或は鄒誕生本との異同は、凡そ、五十七条を数えるが、これらの佚文の存在状態の一

つの大きな特色は、古鈔本に非常に多く残存していることである。即ち、毛利家蔵呂后本紀に五条（うち二条は索隠引と一致する）、東北大学蔵孝文本紀に七条（うち二条は蠹魚の害により不明）、大東急記念文庫蔵孝景本紀に二条、山岸徳平氏蔵同本紀に一条、宮内庁書陵部蔵范雎蔡澤列伝には十五条の佚文が残存している。その他は、南化・楓山・梅齋・三条本等の古板本に書入れられたものであるが、前記の古鈔本に書入れられたものに較べれば、その比率ははるかに低い。右の如く現在、古板本に比して古鈔本に数多くの佚文を発見できるのは、思うに、わが国に残存する古鈔本は博士家伝来のテキストと考えてよいから、従来、集解本によつてのみ史記を読んでいた博士家が、新注ともいうべき鄒誕生史記音を珍重し、これを欄外に書入れたためであろう。ただ次にのべる劉伯荘史記音義佚文が、[3] 博士家の史記説を伝える所謂師説の中に数多く見出されるのに対し、鄒誕生史記音が師説に引かれている場合が皆無であることは、博士家が珍重したとはいうものの、積極的に立説の根拠にすることはなかつたことを示すものであり、[4] このことは鄒誕生の史記音が、音を主とし義に関するものが僅少であつたこと、更に、史記音に続いてより充実した劉伯荘史記音義・司馬貞索隠などが伝来し、自然彼等の関心がこちらの方に向けられたことに起因するものと思われる。

(3) 鄒誕生史記音佚文の性格

先にも述べた如く古鈔本・古板本の書入れ中より新たに輯佚した鄒誕生史記音の佚文は五十七条を数えるが、そのうち字音を附すものが字数にして凡そ四十六字、鄒誕生本との文字の異同を記すものが凡そ十五字であり、いわゆる訓詁に関するものは僅かに三条に過ぎない。これは、先にのべた索隠に引かれている鄒誕生史記音佚文の内容が、音・異文を主体にしていたのと軌を一にしている。右のうち、四十六字に亘る鄒誕生音は、索隠に引かれた八十数字の音と共に、鄒誕生の史記説を考える上からは勿論のこと、音韻学史の上からも極めて貴重な資料と言はなければならないが、

3949

これについては後究に俟つことにし、ここには、鄒生本との文字の異同を示すもののうち、二三のものを摘録して、鄒誕生本の価値を考えよう。

〔湯歸至于泰卷陶〕（殷本紀第三）瀧一二、五

索隠によれば鄒誕生本は卷の字を垌に作る。尚書と合す。司馬貞また垌の字の是なることを弁ず。また、正義注垌古銘反から、正義本も垌に作つていたことを知る。

〔夸者死權衆庶馮生〕（伯夷列傳第一）瀧一六、一

索隠によれば鄒誕生本は馮の字を毎に作る。諸本皆馮に作る。また、屈原賈生列伝「夸者死權兮品庶馮生」の個所も、索隠によれば、鄒誕生本は同じく馮の字を毎に作つている。按ずるに、漢書賈誼列伝また毎生に作り、銭大昕も「毎冒声相近、貪生之義、較馮爲長」と言つている如く、鄒誕生本の諸本に勝るを知り得る。

〔先生曷鼻巨肩〕（范雎蔡澤列傳第十九）瀧三五、二

南化本標記によれば鄒誕生本は曷鼻巨肩の四字を欱鼻嵩肩に作る。この個所は諸本によつて可成りの異同のみられるところである。

因みに南化本に校記されたそれらの異同を示せば次の如くである。

曷鼻巨肩　決疑　曷鼻拒肩　劉貞　偈鼻巨肩　徐一作　仰鼻巨肩　同上

高仰嵩肩　第引一本　曷鼻巨臂　盧藏用引史記本　偈鼻戾肩　集今案後語作

右の諸本のうち、「決疑」は後にのべる陸善経本を、[5]「劉」は劉伯莊の史記音義本を、「貞」は司馬貞の索隠本を、[6]「徐」は集解に引かれている徐廣本を、[7]「盧藏用引史記本」とは、春秋後語に注した盧藏用[8]のみた史記本を、また後語

は春秋後語を各々指すものである。また、「正義注謂或作肩音肩高」から推して、正義本は肩を脅に作っていたことがわかるが、これは盧威用引史記本と合す。これらの諸本のうち、いづれが是なるかは、速かには決し難いが、鄒誕生史記音本は、これらのいづれとも一致せず、特に、巨肩を鳶肩に作るところなどは、史記のテキストとして非常に特色のあるものであったことをうかがい知ることができるであろう。

〔孝文本紀第十　史記十〕

東北大学蔵古鈔本には右の末題の左右に次の如き書き入れがみられる。

鄒弋綈翼音、如淳云、弋皂也、綈厚繒也、晉至儉也、晉誼云、文帝白衣皂綈也。

私勘此紀弋綈之文又大史公之末无此文、如鄒音本可有大史公曰之末、今所疑鄒誕生見如何本乎。

これによると、鄒誕生史記本は大史公曰の後に「弋綈」の二字を標出して音釈を与えていたようである。しかし、今本史記はすべて、大史公曰の後にはなくて、文帝後元六年の末、後元七年の前に、「上常衣綈衣」とある。今、漢書を検するに、この前後二百数十字を論賛の中に載せてあり、この五字を「身衣弋綈」に作るところから、鄒誕生本標出の「弋綈」は「綈衣」の異文であり、鄒誕生本は漢書と同じように、これらの語が論賛中にあつたために、上記の如き標記が巻末になされているのだと思われる。然るに、この「上常衣綈衣」を含む前後二百数十字は、夙に梁玉繩がその著史記志疑の中で「此段總叙文帝諸善政、當在後七年之末暴號曰皇帝句下、錯簡于後六年也」として、文帝後六年の後にあることを疑っているが、右の鄒誕生史記音一条は、この疑いを解消してくれるのみならず、今本の錯簡をも正すことができるのである。

以上、鄒誕生史記音三巻の史記注釈史上の位置、佚文の所在並びにその性格について若干の考察を試みたのである

3951

が、古鈔本・古板本の書入れを涉猟して得た五十七条の佚文については校補巻九の補遺に列挙する。

注1　隋志・両唐志・宋志に記載された史記の注釈には集解・索隠・正義の三家注のほか次のものがある。

史記音義十二巻　徐廣撰（旧唐志作徐野民、旧唐志）
史記音二巻　鄧展撰（旧唐志・新唐志作鄧展甫、新唐志又史記音作史記音義）
史記音義二十巻　劉伯莊撰
史記地名二十巻　劉伯莊撰
史記二百三十巻　許子儒撰
史記音三巻　許子儒撰
史記二百三十巻　王元感注
史記二百三十巻　徐堅注
史記二百三十巻　李鎮注
史記義林二十巻　李鎮注
史記二百三十巻　陳伯宣注
公史記二百三十巻　韓琬撰

注2　正義論字例に「又字體乖久、其訓畝之字法從簡、今之史本則有從塙、秦本紀云、天子賜孝公黼畝、亏誕生音甫弗、鄧而氏之前、史本已從塙矣」とあるから、やはり張守節も鄧誕生史記音を大いに参照していたことは間違いない。

注3　史記古鈔本・古板本の書入れの中には、唐の劉伯荘の史記音義の佚文が非常に数多く残存する。これについては次項を参照されたい。

注4　古鈔本の書入れの中には、鄧誕生・劉伯荘・司馬貞などの音を示すものの他に、誰の音とも明記しないで音注を施しているものが多数あり、これは所謂博士家の音を示すものと考えられるが、この博士家の音の成立には、劉伯荘や司馬貞などに先立て伝来したと思われる鄧誕生史記音の影響も可成り大きなものがあったと思われる。ただ箇説の中に引かれる場合が影響無であることのみによって、博士家に与えた影響が少ないと考えることは早急かもしれない。

注5　古鈔本・古板本等の書入れを検すると、「陸」・「決」・「攷証」と標記された書入れがある。今日、これに該当する史記の注釈を考えることは出来ないが、私はこれを李唐の頃学校善経の史記説（或は史記攷疑という書か）を伝えるものと考えるのであるが、その論証は後の項を参照せられたい。

注6　今本の合刻本の索隠及び毛晉刻単索隠本共に「易眞巨胥」に作り、しており、現在の索隠と南化本校記者のみ索隠本とは別種のものであったためであろう。

注7　徐廣の史記音義が日本に伝えられたという記載もないし、古鈔本・古板本等の書入れにそれらしき形跡もないので、恐らく集解に引かれているものに依った訳であろう。

注8　古鈔本・古板本の書入れの中には春秋後語と共に盧藏用の注を引くものが可成り存在する。盧藏用の春秋後語注は、日本国見在書目に載せられており、わが国に伝来したことは明らかであるが、今日既に佚して伝わらない。従って、古鈔本・古板本等の書入れにみられる佚文は又極めて貴重な資料である。

3952

(ロ) 劉伯莊史記音義佚文

鄒誕生史記音の佚文と並んで、古鈔本・史記抄・古板本の書入れ中に残存する史記の注釈に、劉伯莊史記音義の佚文がある。劉伯莊の史記音義については、司馬貞の索隠序に

『爾後（鄒誕生史記音出でて）（後をいう。著者注）其學中廢、貞観中諫議大夫崇賢館學士劉伯莊達學宏才、鉤深探賾、又作音義二十卷、[1] 比於徐鄒音則具矣、殘文錯節、異音微義、雖知獨善、不見旁通』（劉序）

『隋秘書監柳顧言尤善此史、劉伯莊云、其先人曾從彼公受業、或音解隨而記録、凡三十卷、隋季喪乱、遂失此書、劉伯莊以貞観之初、奉勅於弘文館講授、遂采鄒徐二説、兼記憶柳公音、遂作音義二十卷、音乃周備、義則更略、惜哉』（後序）

と記され、従来、索隠・正義の二家注に先行するものとして、更には、史記の三家注として一応定着している劉宋の裴駰集解と、唐の索隠・正義との釈帯の役目を果すものとして注目されてきたのであるが、索隠・正義に採られることによつて、皮肉にも、その書は早く佚して伝わらず、現在わずかに索隠・正義に引用されているものに、その一端を窺いうるに過ぎない。而るに、著者はわが国に残存する古鈔本・史記抄・古板本の書入れの調査の際に、偶々その佚文が存することを知つた。以下、劉伯莊史記音義佚文について

(1) 劉伯莊及びその著史記音義について
(2) 史記音義佚文の所在
(3) 史記音義佚文の性格

3953

(4) 史記音義の索隠に与えた影響

の四点について些か考察を試みたいと思う。

(1) 劉伯荘及びその著史記音義について

劉伯荘については、新旧両唐書に伝がみえる。これによれば、劉伯荘は彭城（江蘇省銅山県）の人で、貞観年間（西暦六二七～六四九）に、国子監助教授・弘文館学士などを経て、国子監の大学博士になつている。許敬宗等と共に、太宗の命を奉じて、文思博要・文館詞林の編纂に与り、龍朔年間（西暦六六〇～六六三）には、崇賢館学士に任ぜられている。漢書に精通し、房玄齢・景通・劉訥言等と並び称せられ、その著漢書音義二十巻も世に行われた。論述するところが甚だ多く、その書は百余篇の多きにのぼったといわれるが、正史の経籍志・芸文志に載せられたものは、次の五書である。

史記音義二十巻（旧唐書経籍志・唐書芸文志・宋書芸文志）
史記地名二十巻（唐書芸文志）
漢書音義二十巻（唐書芸文志）
続爾雅一巻（唐書芸文志）
晉書治要音一巻（唐書芸文志）

右の五書のうち、史記音義二十巻のみが、旧唐書・新唐書・宋書の三史に亘つてみられるのは、思うに、この書が数多い劉伯荘の著作の中にあつて、最も秀れたものであり、当時並びに後世の学者に裨益するところが大きかつたからであろう。然し、その史記音義も宋史芸文志小学類に載せられて以後、その所在に言及するものはなく、他の注同様に佚し

3954

てしまつた。即ち、劉伯莊の後をうけて、司馬貞・張守節が相次いで現われ、各々索隱・正義を著わして、それ以前の注釈の集大成を行うと、皆これに依つて史記を読んだ。この傾向は、宋代に於いて、集解本に索隱が合刻され、更に正義も合刻されて、所謂三注合刻本が盛行する[2]に及んで一層はげしくなり、索隱・正義の先駆となつた劉伯莊の史記音義は、皮肉にも抹殺される結果になつた[3]。

扨って、我が国に劉伯莊の史記音義が伝来したのは、何時の頃か判然としないが、藤原佐世の「日本国見在書目録」に、鄒誕生史記音三巻、裴駰集解八十巻、司馬貞索隱三十巻と共に、劉伯莊史記音義二十巻が載せられており、十世紀の半ばには、既にわが国に行われていたことを知り得る。それが、旧鈔本や古板本の書入れの中にみられるのは、思うに、当時にあつては、集解によつてのみ史記を読んでいた博士家が、集解をしのぐ新注ともいうべき劉伯莊の史記音義を非常に珍重したことを示すものであろう。

(2) 劉伯莊史記音義佚文の所在

古鈔本・史記抄・古板本等に書入れられた佚文について考察する前に、索隱・正義の中に引かれているものについて、若干ふれてみよう。

先にも引用した如く、索隱前後序に劉伯莊史記音義を賞揚する明文がみられることから推しても、索隱の中に占める劉注の位置の重さを想像せしむるに十分であるが、いま索隱三十巻を渉猟して拾輯し得た劉伯莊の佚文は、数において凡そ一百九十二条である。

正義に引用されたものは、索隱のそれに較べて遙かに少なく、凡そ四十八条である。うち十二条は佚文正義に引かれているものであり、この意味に於いても、佚文正義の価値は大きいと言わねばならない。

3955

この索隠・正義に引用された都合二百四十条[4]は、司馬貞・張守節の評価の対称となつたという意味に於いて、劉伯莊の史記音義の中でも最も特質あるものと思われるが、これによつて、唐の初期にあつて中絶の状態にあつた史記学を再興し、後学に多大の影響を与えた劉伯莊の学説を考究するには、余りにも微量であり、史記一百三十巻を考えるとき、また寂寞の感に堪えない。いまこの劉伯莊史記音義研究の限界を大幅に拡大してくれるものが、わが国に残存する古鈔本・史記抄・古板本に書入れられた佚文の幾条である。

古鈔本・史記抄・古板本そのものについての解説は該所を参照せられたいが、それ等の書入れの中に、「劉云」「莊云」などと標記された書入れが多数存在する。これが劉伯莊史記音義の佚文であることは、蘇秦列伝「為其愈充腹」の個所の南化本標記に「劉音庾猶暫也」とあり、同所の索隠が「劉氏以愈為猶暫非也」（索隠でいう劉氏は劉伯莊なることは明らか）となつていたり、范雎蔡澤列伝「因城河上廣武」の個所の宮内庁書陵部蔵古鈔本書入れに「莊此河上盖近河北之地本属韓今秦得而城之也」とあるが、同所の索隠が「劉氏云此河上盖近河之地本属韓今秦得而城」となつていることからしても、明らかなことである。[5]此等の佚文が何時書遺されたものかは判然としないが、現在みられるものは、恐らく何度かの転写を経たものと思われる。また、それ等の佚文と索隠・正義に引くものとの間に、かなりの差違がみられるのは、転写の際の改竄か、或は当時すでに、劉伯莊史記音義には数種のものが存在していて、わが国に将来したものと、索隠・正義が依拠したものとは別種のものであつたためかとも思われる。

さて、わが国に残存する史記古鈔本は十五種十六巻を数えるが、その中、劉伯莊史記音義雌伏に関係のあるものは、毛利家蔵延久鈔本呂后本紀第九、東北大学図書館蔵延久鈔本孝文本紀第十、宮内庁書陵部蔵范雎蔡澤列伝第十九の三巻である。いまこれらの鈔本の書入れを精査して得た佚文は凡そ四十九条であり、内分は次の如くである。（劉伯莊本と

3956

の校記を示すものも含む）

呂后本紀第九　二条
孝文本紀第十　七条
范雎蔡澤列伝第十九　四十条[7]

史記抄で劉伯莊の佚文がみられるのは、英房抄と幻雲抄であり、桃源抄にはみられない。英房抄には、凡そ七条の佚文がみられるが、うち三条は索隠・正義に引くものと合致する。また、二条は南化本に引かれているものと合致し、英房抄独自のものはわずか二条に過ぎない。幻雲抄の内容についてはその成立のところでも述べた如く、南化本と密接な関係をもっている。劉伯莊の佚文についてもやはり同じことがいわれ、幻雲抄にみられる佚文百余のうち、九十五条が南化本に引かれているものと重複し、残りの五条が幻雲抄単独のものである。

古板本古活字本の書入れの性格、特にその親子関係については今は既にのべたが、劉伯莊史記音義佚文拾遺の立場からは殆んど南化本に還元されてしまい、僅かに、楓山本・三条本などによって補い得るに過ぎない。いま南化本を中心にして、他の古板本の書入れによって補いつつ輯拾した劉伯莊史記音義の佚文は、凡そ百四十五条である。これらの佚文は、十表・八書及び若干の列伝を除いて、粗密の差こそあれ殆んど全般に亘ってみられ、また佚文の総数から言っても諸書の資料のうちでも最も多く、この意味でも古板本の書入れは極めて貴重なものといわねばならない。

以上古鈔本・史記抄・古板本の書入れを渉猟することによって輯拾し得た劉伯莊史記音義の佚文は、互に重複するものを除いて都合百八十余条である。これは従前の資料（索隠・正義に引用されているもの）の約七割に当り、劉伯莊の

3957

史記説をみる上から、更には史記注釈史上に於ける劉伯莊史記音義の位置を考える上から極めて重要なものである。詳細については、校補巻九の補遺に挙げる資料を参照せられたいが、ここではこの佚文一百八十余条を、いくつかのグループに分類して次にその一端を紹介しよう。

(3) 劉伯莊史記音義佚文の性格

(イ) 劉伯莊本との異同を校記したもの

〔瑤琨竹箭〕（夏本紀第二）

劉伯莊竹箭作篠簜（按南化楓棚三條狩高諸本亦竹箭二字作篠簜、與倘書合）

〔齊王舅父駟鈞爲清郭侯〕（秦文本紀第十）

劉伯莊本作清（按索隱本清作請、故有此校記）

〔譬若馳韓盧而博蹇兎〕（荀卿蔡澤列傳第十九）

劉伯莊曰施猶放（按開此注、劉伯莊本馳作施、與宮内庁書陵部蔵書紗本合）

右の例の如く劉伯莊史記音義本との異同を記すもの、また注文から異同を想定し得るものが約三十条みられ、これ等はいづれも唐初のテキストの一部を伝えるものとして、テキスト＝クリティックの上からも極めて重要な資料となり得る。

(ロ) 音に関するもの

〔始與高帝嗟血盟〕（呂后本紀第九）

劉伯莊嗟音所洽反

〔批患折鬢〕（荀卿蔡澤列傳第十九）

劉伯莊批音白結反

〔故夫馴道不絕〕（孝文本紀第十）

劉伯莊曰馴音詢道音導

右の如く反切法或は某音某の直音法によって字音を示すものが、字数にして五十字の音についてみられる。劉伯莊の音に関しては司馬貞がその序で、「比於徐鄭音則具矣」「音乃周備」と絶賛しており、劉伯莊自身、史記音義の他に漢書音義・纂書治要音などを著していることから推しても、音には可成り精通していたと思われ、その佚文は音韻学の上からもまた貴重なものということができる。

(ハ) 訓乃至は語句の簡単な置き変えに関するもの

〔大氏盡畔秦吏應諸侯〕（秦始皇本紀第六）

劉伯莊曰氏略也

〔批亢擣虛〕（孫子・呉起列傳第五）

劉伯莊曰批猶擊也亢猶敵也

〔今王奉仇讎以伐援國〕（蘇秦列傳第九）

劉伯莊曰奉猶助也

右の例の如く「某某也」「某猶某也」の形によって代表されるもので、字句の訓を示したり、語句の簡単な置き換えによって解釈を与えているもの。この形式は古く説文・爾雅・韻書などにもみられるもので、蓋し最も簡単な附注形式であり、新輯佚文中これに属するものは四十六条である。

3959

(二) 語句の解釈に関するもの

〔孝文皇帝高祖中子也〕（孝文本紀第十）

劉伯莊曰凡言中子非大非小其中間者耳非必三人居中

〔吹丙〕（蘇秦列傳第九）

劉伯莊曰謂繫盾之綬

〔曷鼻巨肩〕（范雎蔡澤列傳第十九）

劉伯莊曰拒肩謂項低肩堅也（按劉伯莊本巨作拒）

右の例の如く、語句の解釈に関するもので、この中には相当劉伯莊特有の説が入り込んでいるものと思われる。新轍侠文中、これに属するものは三十二条を数える。

(ホ) 文章の解釈

〔今君又左建外易非所以爲教也〕（商君列傳第八）

劉伯莊曰左道建旃外易君命也豈是教人之道也

〔劇丘之植植於汶皇〕（樂毅列傳第二十）

劉伯莊曰從齊汶上之竹植於劇都

〔亡意亦捐燕弃世東游於齊乎〕（魯仲連鄒陽列傳第二十三）

劉伯莊曰言若無還燕意須向齊也

右の例の如く、文脈に留意しつつ、文章を簡単な語句を用いて解釈したもの。文脈に忠実なものより、大意を把握して

3960

言い換えているものが多い。この類に属する新繹佚文は三十九条である。

(2) 解説的なもの

〔東有東海北過大夏人迹所至無不臣者功蓋五帝澤及牛馬莫不受徳各安其宇〕(秦始皇本紀第六)

劉伯荘曰夏者馬三字皆本音即與宇字相叶

〔文鏤毋欺識〕(秦武本紀第十二)

劉伯荘曰自古諸器皆有銘記識其事此器獨無欺識也

〔説難曰〕(老子韓非列傳第三)

劉伯荘曰説難者人之才命有令其合也語黙必住其音動静皆獨君語黙座機動静合趣是為難

右の例の如く、単なる語句、文章の解釈ではなくて、その個所に特有の事情を解説したもので、これに属するものは二十四条を数う。

(3) 地理に関するもの

〔君尚將貲商於之富〕(商君列傳第八)

劉伯荘曰商於二縣之富也

〔幾夷陵〕(白起王翦列傳第十三)

劉伯荘曰夷陵在楚西界楚先君墳墓所在也

〔秦封范雎以應號爲應侯〕(范雎蔡澤列傳第十九)

劉伯荘曰河東臨晉縣有應亭

3961

右の如く、地理に関するもので、これに属する新輯佚文は十三条である。漢書地理志や括地志などの記述と異なり、純然たる地理説ではない。然し、唐書芸文志によれば劉伯荘は史記地名二十巻を著わしており、地理にも可成り造詣が深かったとみることができる。

以上、古鈔本・史記鈔・古板本の書入れ中より、新たに輯集し得た佚文一百七十八条の内容を、いくつかのグループに分類することによって紹介したのであるが、その結果は索隠・正義に引用された二百四十条の内容と軌を一にしており、劉伯荘史記音義の原本の構成も、この線で考えて大過ないと思われる。そして、それは、先行する徐廣・裴駰・鄭玄の注釈態度よりも、司馬貞の索隠・張守節の正義の注釈態度に近いものがあり、劉伯荘史記音義の史記注釈史上に誕生の注釈態度よりも、司馬貞の索隠・張守節の正義の注釈態度に近いものがあり、劉伯荘史記音義の史記注釈史上における位置を正しく把握する上の一助たり得るであろう。

(4)　劉伯荘史記音義輯佚の注釈史的意義

私は劉伯荘史記音義の佚文を日本残存の古鈔本・史記抄・古板本を精査することによって、従来、索隠・正義に引用されているものの約七割にあたる一百七十八条を新たに輯拾し得たことを述べた。そして、それ等は、唐初の注家劉伯荘の学説をみることができるという意味に於いて非常に貴重なものであると思う。或は校勘学の面から、或は音韻学の面から、その佚文の示唆する所も多いと思われるが、私は史記注釈史の立場から、劉伯荘史記音義が司馬貞の索隠に与えた影響を中心に、その得失を論じてみたいと思う。

今、司馬貞の索隠をみるに、その問題意識、注釈態度、更には訓詁の厳密さに於いて、徐廣の史記音義、裴駰の集解等とは可成りの懸隔がみられる。[8] 思うに、それは六朝末から唐にかけての一般的学風を反映するものであると共に、司馬貞によって、突発的に現われたものではなく、先行する劉伯荘の史記音義が、その出現にあずかって、大きな位置を

3962

占めていたであろうことは、司馬貞の序によつても容易に想像できる。[9] 而るに、従来は、索隠に引用された一百九十余条を通してのみ、この間の事情を推測するに過ぎなかつたが、今度の佚文の発見によつて、端的にこの間の事情が明らかになつた。即ち、索隠が劉伯荘の説と明示しているもの一百九十余条の外に、劉伯荘の説と明示しない部分に於いても非常に濃密なる密度をもつて、劉伯荘の史記説の投影がみられるのである。この事実は、索隠に於ける劉伯荘の位置を考える上から、更には、史記注釈史上に於ける劉伯荘の史記音義の位置を正しく理解する上からも極めて重要なことであると思われるので、次にその例を挙げてみよう。

(イ) 正義佚文に引かれた劉伯荘注と索隠との比較

〔貫頤奮戟者〕(淮陰侯列傳第十)

劉注：「貫頤以兩手捧面直入敵言其勇也奮戟奮怒而趨戰」

索隠：「貫頤謂兩手捧頤而直入敵言其勇也奮戟謂又有執戟者奮怒而趨入陣」

〔其一軍塞午道〕(淮陰侯列傳第十)

劉注：「道蓋在齊趙之交」

索隠：「此午道當在趙之東齊西也」

右の二例は、正義に引かれた劉伯荘の説と索隠の説とが極めて類似しているもので、この外にも四例を挙げることができるが、いづれも佚文正義なのは、合刻する際に索隠との重複を厭つて、合刻者が削除したものと思われる。これ等の例を一瞥すれば、索隠が劉伯荘の説を踏襲しながら、それと明示しない場合のあることを想像せしむるが、このことは、新しく掇拾された佚文と索隠とを比較するとき、極めて明瞭なものになるのである。

3963

(ロ) 新輯佚文と索隱との比較

新しく古鈔本・史記抄・古板本の書入れを精査することによつて得た劉伯莊史記音義の佚文を索隱と比較すると、非常に高い確率をもつて、劉伯莊の史記説の投影がみられるのである。即ち、新輯佚文一百五十余条（音に関するものを除く）のうち、三十五条が索隱が劉注と明記しない部分に於いて、両注の間に、何らかの関連がみられるのである。この事実は、索隱に先行するものとしての劉伯莊史記音義の位置、更には史記注釈史上に於ける史記音義の位置を正しく把握するために極めて重要なことであると思われる。以下、この間の事情を窺うに足る例を数条挙げてみよう。

〔今君又左建外易非所以爲教也〕（商君列傳第八）

劉注：「左道建擁外易君命也豈是教人之道也」

索隱：「左建謂左道建立威權也外易謂在外革易君命也」

〔今王使盛橫守事於韓盛橫以其地入秦〕（春申君列傳第十八）

劉注：「秦使盛橫守事於韓亦如楚使召滑於越也竝内行章義之難」（按瀧川考證誤引正義

索隱：「按秦使盛橫守事於韓亦如楚使召滑相越然也竝内行章義之難」

〔世以鮑焦爲無從煩而死者皆非也〕（魯仲連鄒陽列傳第二十三）

劉注：「言其不寬容故自取死如此言者非是也」

索隱：「世人見鮑焦之死皆人為不能寬容而取死此言非也」

〔關通者善爲長短説〕（田儋列傳第三十四）

劉注：「欲言此事長則説長以誘之欲言此短則説短以權之」

3964

索隱：「言欲令此事長則長說之欲令此事短則短說之」

〔安知尺籍伍符〕（裴駰之馬貴與傳第四十二）

劉注：「書其斬首之功於一尺之板伍符軍人五五相保一人不容詐妄也」

索隱：「按尺籍者謂書其斬首之功於一尺之板伍符者命軍人伍伍相保不容姦詐」

以上、私は劉伯莊史記音義佚文を索隱と対比させることによって、司馬貞が劉伯莊の説と明示する一百九十余条以外の部分の索隱に於ける劉注の投影を指摘し、索隱に先行するものとしての劉伯莊史記音義のいわば史記注釈史上に於ける位置について論じたが、このことは、もし新たな佚文の発見・輯拾がなかったならば、決して分明になることなく終つたものであり、その意味に於いても、わが国残存の古鈔本・史記抄・古板本の書入れは、極めて重要なものであるといわねばならない。尚それらの佚文一百八十余条は校補巻九、補遺に列挙する。

注1　旧唐書芸文志では二十巻となつている。

注2　宋代に刊行された史記の二注及三注合刻本は次の四種である。

南宋乾道（一一六五）蔡夢弼刊集解索隱合刻本

南宋淳熙二年（一一七五）張杆桐川郡齋刊集解索隱合刻本

南宋淳熙八年（一一八一）耿秉刊重修張杆桐川郡齋本

南宋慶元（一一九五―一二〇〇）黄善夫刊集解索隱正義合刻本

注3　先行した注釈を参照しつつ、更に充実した注釈が現われた場合、先行したものが滅びるのは一般的趨勢であつたと思われる。東晋の徐廣の史記音義と劉宋の裴駰の集解との関係はその佳証であろう。裴駰の集解は自らの序で「鄭小愚管坿徐氏采經傳百家并先儒之說」以徐爲本號曰集解」と明言している如く、徐廣の史記音義が基調になつていることは疑いない。前るに、今日に於いては裴駰の集解のみ伝わり、その先駆となつた徐廣の史記音義は早く伝して しまうのである。劉伯莊の史記音義と索隱正義との関係も、徐廣の史記音義と集解との関係に酷似していると思われ、著者はこれを注釈史上の一般的趨勢と考えるのである。

注4　索隱・正義に引用された劉伯莊の史記音義佚文を、後にのべる新輯佚文の分類法に基いて分類してみると次の如くである。

索隱	正義
劉伯莊本との異同を示すもの	若干数
音に関するもの	約七十字
訓又は語句の置き換え	約三十条
語句の解釈	約三十条
文章の解釈	約十五条

3965

解説的なもの　約二十条　六条
地理に関するもの　約二十条　十二条

右の分類の結果は、後の新解侠文の分類の結果とも殆んど軌を一にしており、このことから劉伯荘史記音義の原形の構成もこれと大差ないだろうとの想像が可能になる。

注5　古鈔本・古板本の書入れで、「劉」・「荘」と標記されているものが劉伯荘の史記音義の佚文であることを立証する二つの例を加えておこう。

その一　宮内庁書陵部蔵旧鈔本荊藩潭列伝の書入れに「劉大猟充也、謂招揚離散充滿盛邑也」とあり、該所の索隠にも「劉氏曰大猟充也、謂招揚離散充滿盛邑也」と全く同じ記載がある。

注6　わが国に伝来した劉伯荘史記音義と司馬貞のみたそれとは別種のものであったことを思わせる例を挙げておこう。

上杉家蔵南宋慶元本（南化本）蘇秦列伝第九「東帰夏州海陽」の個所に次の書入れがある。

「師説徐氏説並以爲夏州者是一地之名也、貞以爲劉云、夏侯州侯之本國也、然則夏州爲二地之名也、今爲義通、但劉之音義無此語也」

右の書入れの中師説は博士家の史記説を、徐は徐広を、裴は裴駰を、貞は司馬貞を、劉は劉伯荘をいうものである。右の書入れは、司馬貞のみた劉伯荘史記音義本には「夏侯州侯之本國也」という注があったのに、標記者のみた日本伝来の劉伯荘史記音義本にはこの注がないというのであり、この両者のみた史記音義本は別種のものであったことを思わせるものである。

注7　宮内庁書陵部蔵荊藩列伝旧鈔本は、劉伯荘史記音義概佚の立場からも極めて貴重なもので、四十余という数は全巻を通じて最も多い巻となって居る。又同鈔本の書入れにみられる司馬貞の索隠を今日の索隠に照合してみると、その殆んどが書入れられていることから、この巻に関する限り、右の四十余の佚文はほゞ劉伯荘史記音義本の旧を復するものと考えて差支えなかろう。

注8　裴駰の集解における注釈態度は極めて謹慎なもので、それは自らの序でも、「或義在可疑則闕家業列・未詳則闕弗敢臆說」といっているところである。これは司馬貞の注釈態度とも極めて風なるところで、索隠の次の一文はこの間の事情を端的に説明しているものと思われる。即ち、裴本紀第五「是時盛廣爲紂北方」の条に集解は徐広引皇甫謐を引いて、集解：「徐広曰皇甫謐云作石樟於北方」といっているが、司馬貞はこの徐広及び裴駰の態度を非難して次の如く言っている。

索隠：「石下無字則不成文案本無所見必是史記本脱是甫謐尚得其説徐雖引之而不云是脱何字專爲之説也」

注9　宋の高似孫はその著「史略」の中で「徐廣史記音義」の項の解説に劉伯荘の語を引いて次の如く言っている。

「劉伯荘曰徐広散音訓亦有別説餘本與開放稱一本自別説記與文字非解」

右の文は劉伯荘の注釈態度を窺うには好個の資料であるが、要するに、徐廣・裴駰等の注解が、音訓・異文などに偏していたのを恨み、いわゆる史義を解釈せんとする態度が明確に表われており、司馬貞の索隠をみるに、明らかにこの劉伯荘の注釈態度を受け継いでいるものと思われる。

3966

(三) 陸善經史記注佚文

古鈔本・史記抄・古板本の書入れの中には、以上のべた鄒誕生・劉伯莊の佚文の外に、「陸云」、「決云」と標記された書入れが百余条の多きにわたつて存在する。この「陸」・「決」については今日これに該当するとおぼしき書をみることが出来ず、誰の何の注釈を指すものか正確には判じ難いが、その佚文が一百余条の多きを数えるということは、史記注釈史を考える上からも、是非ともその性格を明らかにしておく必要があると思われるので、以下卑見を開陳することにする。

結論を先にのべるならば、これらの佚文は、李唐の碩学で集賢院直学士である陸善経の史記説を伝えるものではなかろうかということである。但、陸善経その人については必ずしも明らかではなく、ましてその著作に史記の注解があつたことなどは、彼我の書目に全くみえないのみならず、今日までこのことに言及したものをみない。然るに、著者は敢えてこれらの佚文を、陸善経の遺説を伝えるものと断ずるのであるが、その論証を試みる前に、陸善経その人について、若干考察を加えてみたいと思う。

陸善経は、その著作から推しても李唐まれにみる学者であつたことに違いないが、新旧両唐書にその伝記がないのみならず、生卒年月・爵里等を的確に知り得る資料も殆んどない。たゞ、陸善経については、早に新見寛氏が注目し、支那学第九巻に「陸善経の事蹟について」と題して、綿密な考証を発表しておられるが、それによると、陸善経は、初め河南府倉曹参軍の官にあつたが、その学識宏博の故を以て夙に令名があり、為にその職から抜擢されて開元十八、九年頃集賢院に入り、章述の修史補佐を始めとして、種々の編纂事業に與り、直学士になつているようである。[1] 然るに、今

3967

日陸善経の著作で彼国の書目にみえるのは、新唐志に

陸善經孟子注七卷

とあり、また崇文総目に

孟子七卷・陸善經注、善經唐人、以嗣書初爲七篇、因删去趙岐章旨與其注之繁重者、復爲七篇云

とあるのが唯一のものである。しかし、わが日本国現在書目の中には、尚次の如き数種の著作が収録されている。

一易家　周易八卷　陸善經注
二尚書家　古文尚書十卷　陸善經注
三詩家　周詩十卷　陸善經注
四禮家　三禮卅卷　陸善經注
六春秋家　春秋三傳卅卷　陸善經注
八論語家　論語六卷　陸善經注
廿四儒家　孟子七　陸善經注
廿五道家　列子八　陸善經注

右のうち、孟子注の佚文は朱彝尊・余蕭客・馬國翰等によつて集められ、それぞれ、経義考・古経解鉤沈・玉函山房輯佚書目の中に収録されており、その一端を知ることができるが、その他の著作は全く亡びており、今日その半言雙句すらみることはできない。従つてその内容を知ることができないのは勿論のこと、その学風なり著作の時期などすら審らかにし得えないのは痴に残念であるが、右の如く多方面にわたる著作をなしていることから推して、陸善経が非常に該

博なる知識を有しており、李唐まれにみる学者であったであろうことは想像に難くない。尚、先に挙げた新見氏の考証によると、陸善経は右の如き書目に載せられた七種のほかに、猶次の如き数種の書物の編纂並びに注解を行っている。

一　唐國史の編纂

二　開元禮の編纂

三　大唐六典の編纂

四　御刊定禮記月令注

五　文選注

六　古今同姓名錄續脩

七　字林

右の編著はその殆んどが集賢院を中心とする編纂事業に、陸善経も韋述・張九齡等に互して、その編纂に与って力のあったことを示すものである。以上の如く陸善経が集覧院の編纂事業を中心として、非常に多方面に亘る著述をなしていることから、学者としての陸善経の偉大さを察することができるが、この陸善経が史記に注解を施したことについては、彼我の書目に全くみえないばかりか、今日までこのことに言及したものはない。然るに、著者はわが国残存の古鈔本・史記抄・古板本等に「陸」・「決」と標記されて書入れられている一百余条の多きに亘る佚文を、陸善経の史記説を伝えるものと断じ、陸善経の著述の中に「史記注」の一事を加えんとするのである。以下二、三の点についてその論証を試みよう。

(1)　古鈔本・史記抄・古板本標記の「陸」・「決」は共に史記の専注であること。

3969

わが国に残存する古鈔本・史記抄・古板本の書入れ中には、索隱・正義・鄒誕生史記音義等、史記の専注を引くものの外、他書の注釈を採用するものが可成り存在する。例えば、顔師古漢書注・胡三省通鑑注・朱子の集覧などから、今日は佚書になつている顧胤漢書古今集義・[9]盧藏用春秋後語注などがそれである。従つて、「陸」・「決」を以て標記された書入れも、或は他書の注釈を採用したものではないかと疑われるのであるが、その書入れが史記一百三十巻の殆んど全般にわたつてみられること、更にその中に、裴駰の集解に注するものが数条みられることは、これが史記の専注であることを物語るものである。因みに集解に注している例を挙げておこう。

「皆祭祀焉」（自起王翦列傳第十三）

集　不豫其論者則秦衆多矣

陸言以後君有軍戒之事而不豫爲其設論則不知秦衆之多也

「漢無事矣」（張布列傳第三十二）

集　趙作對以自生於小地

買決は今古名爲狠也

(2)　「陸」・「決」は同じものであること。

古鈔本・史記抄・古板本標記の中にみられる「陸」と「決」は一見別種の標記のように思われるが、これが同一のものであることは、古鈔本では「決云」として書入れられているものが、古板本では「陸云」としてて書入れられている場合が数ヶ所に亘つてみられることからして明らかなところである。これについては次の二つの例を挙げるだけで充分であろう。

3970

その一　范雎蔡澤列傳第十九「人固未易知、知人亦未易也」の個所の書入れに、宮内廳書陵部藏古鈔本では

「決云、人固未知、知人情難識也、知人亦不易、言識人亦難也」

とあるところを南化本標記では

「陸云、言人情難識、識人亦難也」

となつている。古鈔本書入れの「人固未易知」・「知人亦不易」は南化本にはないが、これは正文をそのまゝ出したものと考えることができるから、この両標記は同一のものとみて差支えなかろう。

その二　范雎蔡澤列傳第十九「夫鐵劍利則士勇、倡優拙則思慮遠」の個所の書入れに、宮内庁書陵部藏古鈔本では

「決人君不好倡優則倡優拙、既不好倡優則專思慮、故思慮遠也」

とあるところを、南化本標記では

「陸曰、人君不好倡優則倡優拙、既不好倡優則專思慮、故思慮遠也」

となつており、両者の標記が全く一致する。この例に至つては、「決」と「陸」とが同一のものであることは言を俟たない。

以上の論証を通して、古鈔本・史記抄・古板本の諸書入れの中にみられる「陸」・「決」は同一のものであり、史記の專注であることをのべた。然し、先にもふれた如く、著者は未だこの「陸」・「決」に該当する史記の注釈を記載するものを見ない。然るに、著者は「陸」は「陸善經」を略称したものであり、「陸」・「決」を以て標記された一百余条の佚

3971

文を陸善経の史記説を伝えるものと考えるのである。

(3)「陸」・「決」は共に「陸善経」の史記説を伝えるものであること。

「陸」と標記された書入れが「陸善経」を略称したものであることを証拠づける積極的根拠は乏しいのであるが、古鈔本・史記抄・古板本等の書入れを詳細に調査していくと、「陸善経曰」と明示してその説を引用するものが数ヶ所に亘って発見されるのである。[10] このことはその他の部分に於いても、陸善経の説を引く可能性があることを示すものであり、「陸」従って「決」と標記された書入れも陸善経の説を示すものではなかろうかと推測されるのであるが、次の例はこの推測の正しいことを証するものであろう。

即ち、宮内庁書陵部蔵古鈔本范雎蔡澤列傳第十九の「貴而屬交者爲賤也」の個所に次の如き二様の書入れがある。

「決言貴而結交所以爲賤下准此」

「善經曰言貴而結交者所以爲賤下文准」

右の二文を比較すれば、すぐ判るように、この両者は殆んど同じ内容を持っている。思うに、全然別人が此の如き類似した注釈を施すとは考えられないから、「決」と標記された書入れも陸善経の史記説であると断じて差支えないと思われる。更に、「決」と「陸」とが同一であること、陸善経を「陸」と略記することは大いにあり得ることなどから、「陸」「決」で標記された書入れが共に陸善経の史記説を伝えるものと考えることができるのである。そして、「決」は陸善経の著わした書名の略称であると思われるが、その完全な書名が何であったかは微すべくもない。但、書入れを精査していくと、「決疑」と標記された書入れが数ヶ所に亘ってみられることから或は「史記決疑」という名であったろうか。

以上、著者は古鈔本・史記抄・古板本書入れの「陸」・「決」を、その書入れを精査し相互検討することによって李唐

3972

の学者陸善経の史記説を伝えるものであることを論じたが、最後にその傍証として、それらの佚文の注釈方法が孟子並びに文選のそれと抵牾しないことを述べておこう。

先にも述べたごとく、陸善経の著作は非常な多数にのぼるが、惜しいことにその殆んどが亡佚し、今日その内容を若干なりともみることが出来るのは孟子注と文選注のみである。孟子注七巻の佚文は朱彝尊・余蕭客・馬国翰等によって輯められており、文選の注は、わが国にのみ伝わる文選集注に多数引用されておりその大要を知ることができる。今、これらの注解と史記の注解とを比較考究するに、その注釈方法に於いて両者の間に極めて類似している点のあることが判る。即ち、その注釈方法とは、音訓乃至は異文を示すというが如きものではなく、「言――」・「謂――」の形で代表される方法で、専ら簡易な語句を用いて正文の解釈を行おうとするものである。文選集注に引かれている莫大な量にのぼる陸善経注がこの方法で一貫されており、更にこのことは孟子注佚文・史記注佚文にも共通している。このことは、古鈔本・史記抄・古板本書入れのいわゆる「陸」・「決」が孟子・文選に注した陸善経と同一人なることの傍証ともなりうるであろう。

尚、輯録した佚文二百余条は「補遺」の項を参照せられたく、又その史記説、或は陸善経の史記注釈史上における位置などの吟味は後究に俟つこととしたいが、以上の論証を通して、李唐の碩学陸善経の業績に史記注釈の一事をつけ加えることができることを喜こばしく思うと同時に、その著作の多くを目録に伝え、多少纏つたものとして文選の注を残し、はたまた一百余条の多きに亘つて史記の注を残しているわが国と陸善経との因縁の深さに転た感慨を覚えるのである。

3973

注1　李林甫の御刊定礼記月令注の進表に次の如き記録がみられる。

「乃命集賢院學士侍郎兼禮部尚書李林甫、門下侍郎兼禮部尚書裴耀卿、中書侍郎兼侍讀學士徐安貞、直學士起居舍人劉光謙、宣城司馬齊光乂、河南府倉曹參軍韋述、修撰官秘書省正字王仲丘、集賢院學士張九皐、直學士陸善經、修撰官秘書省正字趙冬曦、秘書省著作郎王灣、集賢院學士孫季良、侍御史内供奉賜紫金魚袋崔日知、左補闕兼内供奉賜紫金魚袋盧若虛、右補闕兼内供奉賜紫金魚袋韋利器、右拾遺内供奉賜緋魚袋王丘、左拾遺内供奉賜緋魚袋柳偲、左拾遺内供奉賜緋魚袋張九齡、左補闕内供奉賜緋魚袋王泠然、右補闕内供奉賜緋魚袋盧僎、右補闕内供奉賜緋魚袋王維、右補闕内供奉賜緋魚袋薛據、右補闕内供奉賜緋魚袋孫逖、右補闕内供奉賜緋魚袋趙驗、右補闕内供奉賜緋魚袋王縉、右補闕内供奉賜緋魚袋蕭穎士、右補闕内供奉賜緋魚袋李萬、右補闕内供奉賜緋魚袋李華、右補闕内供奉賜緋魚袋賈至、右補闕内供奉賜緋魚袋柳芳、右補闕内供奉賜緋魚袋崔顥、右補闕内供奉賜緋魚袋殷寅、右補闕内供奉賜緋魚袋王延昌、右補闕内供奉賜緋魚袋李令問、右補闕内供奉賜緋魚袋李彙、右補闕内供奉賜緋魚袋李昂、右補闕内供奉賜緋魚袋李憲、右補闕内供奉賜緋魚袋李頎、右補闕内供奉賜緋魚袋李雲、右補闕内供奉賜緋魚袋李翰、右補闕内供奉賜緋魚袋李白、右補闕内供奉賜緋魚袋李華

注11　「決疑」と標記された書入れは、東北大学蔵孝文本・紀旧鈔本・幻雲鈔・南化本などにみられる。

注12　文選集注はもと百二十巻あつたようであるが、今日その所在の明らかなものは、纔かに二十余巻にすぎない。而してその大部分は羅振玉の「唐寫文選集注殘本」及び「京都大學文學部景印舊鈔本」の第三集より第九集までに収められている。

尚以上の注は斯見氏の「陸善経の事蹟について」の考証に負うところが多い。

3975

第三章　史記抄

第一節　総説

平安朝前期隆盛であった漢文学は、平安朝後期に入ると次第に衰退し、室町時代五山禅林において再び漢文学の研究が盛行するまで、沈滞の時期にあった。この漢文学全般の盛衰は、史記研究についても全く同一といえよう。

史記は三史の第一として、博士家において重んぜられ、朝廷・貴族の間で古くから読まれてきた。しかし平安中期以後に大学制度が実体を伴なわぬものとなり、博士家の学問も沈滞し固定化して新味がなくなっていくと、史記研究にもみるべきものがなくなり、関心も低くなつていった。このような状態が鎌倉・室町両期を通じて室町時代後期の講学の盛行によつて、史記・漢書の講筵が開かれるまで続くのである。

いま鎌倉室町時代を、漢文学史上大略次の四つの時期、すなわち

1　鎌倉時代（鎌倉幕府創立、一一九二――北条氏滅亡・建武中興、一三三四）

2　南北朝時代（一――南北朝合一、一三九二）

3　室町前期（一――応仁の乱、一四六七）

4　室町後期（一――江戸幕府成立、一六〇三）

に分けると、この章にとりあげた英房抄は南北朝時代、桃源抄・幻雲抄は室町時代後期の初めに成立したものである。英房抄が著された南北朝時代は、平安朝後期及び鎌倉時代の漢文学の衰退のあとを承け、依然として漢文学の研究は

3977

沈滞し新しい展開のなかつた時代である。この時期にあつて英房抄が成立したことは、次の三つの意味で重要である。その第一は、英房抄の中には博士家の史記説が多くみえることから、平安朝以来博士家の学問は沈滞しきつていたとはいえ、その学説はずつとこの時代に至るまで伝承されてきており、そして英房によつてその一部が定着されたことである。第二に博士家の数家の史記説がとられていることから、博士家の厳密な学説の伝授の系統が次第にくずれ、ここに博士家諸家の学説の一部が合成されたことである。このことは史記研究における新しい一歩であるといえよう。第三に英房抄の中には集解と共に索隠・正義が多く載せられており、当時、三注合刻本の将来によつて索隠・正義が大いに読まれたことをうかがうことができることである。

鎌倉時代、公家社会の漢文学が低調を極めた反面、これを補うかのように禅僧社会における漢文学研究が徐々に起りつゝあつた。日・宋間の交通によつて僧徒の交流も年と共に活潑となり、漢文学の主流は沈滞した公家社会から、来朝した中国僧及び留学僧らを中心とした禅林へと移つていつたのである。その後も禅林の武家社会との結びつき、また元・明との交通による僧徒の交流はますますこの傾向を助長し、室町時代にはその主流は全く禅林に帰したのである。

かくて禅林における史記・漢書などの史籍に対する関心が高まつた。その契機は大陸における史学思想の展開と無関係ではない。宋代には春秋学が欧陽修・司馬光らによつて興され朱子によつて道学と統合され、また当時の民族主義的思潮と合して歴史的精神が高まつており、この風潮は元代にもうけつがれていた。我が国の僧が入宋・入元してその思潮に洗われて帰国し、帰化僧によつてもその思潮は導入され、また欧陽修五代史記・司馬光資治通鑑なども流入し、禅林社会の史籍研究の刺戟となつたのである。禅林における史籍研究がいつごろが高まつたかは、明らかにしがたいが鎌倉時代末よりさし、南北朝・室町時代に至つて急激な高まりをみせたものであろう。

3978

桃源抄はこのような禅林における漢文学研究の趨勢を背景として成立した我が国における初の国字解すなわち「抄」であり、その成立は、室町後期の始めにあたる。桃源抄の成立は我が国における史記研究の流れの中にあつて次の点でその意義はきわめて大きい。

第一に桃源抄は、我が国における初の国字解であることである。室町後期に入ると禅林においては、講学の風が盛んとなり、易・史記・漢書・杜詩・黄山谷詩などが講ぜられた。桃源の史記抄もやはりこの講学の盛行の中から生れたものである。第二に桃源の史記解釈は、禅林における先人の説をよく受け入れ、当時の史記研究の最高峰をゆくものであつたこと、第三に博士家の史記説をもよく吸収していること、第四に従来の史記・漢書研究はそれぞれ史記家・漢書家に別れ、独自の訓点を用いていたが、桃源に至つてこのからを打ち破り、史記点・漢書点にとらわれず、漢書点も大いに参考にして史記を読んでいること、最後に、当時の言語資料としてきわめて重要なものであることである。以上、桃源史記抄のもついくつかの意義をあげたが、とにかく、この桃源の史記抄は、あらゆる面で史記研究の飛躍的な展開を示しているのである。

幻雲史記抄は、桃源の学説を受けて成立したものである。幻雲は、桃源に続いてあらわれた史記・漢書の研究における碩学の一人である。幻雲史記抄においては古本異字・正義佚文、また博士家の史記説などがみられることが、注目される点である。

これら本章にのべる三つの史記抄のうち、芙房抄・幻雲抄は未発表の資料であり、桃源抄もまた国語学の言語資料としてはともかく、その他の点については、ほとんど研究が進んでないといつてよい。本章の研究もまた、そのどれもが多くの研究課題を今後に残している。

3979

表係関互相　年生南梅林曾幻実桃
　　代卒化仙二鷺宮隆源

1537 83
75 隆
44
35 実
21
6 1455
1489 60
46 源
31 26 桃
1430
1523 72
70 宮
38
30 幻
16
1460
1550 79
63 59 鷺
55
24 宮
15
1475
1581 84
53 宗 41
36
32 林
14 98
1608 80 76
53 仙
22 梅
109
5
1529
1604 67
44 化
13 南
1538
1
1
1

第二節　英房史記抄

㈠　英房について

本書が英房抄と称される所以は、夏本紀並びに項羽本紀巻末に、本文と同じ筆を以て、次の如き識語がみられるのに依る。即ち、夏本紀第二末葉に

「于亥曆建午月望日抄寫訖　英房」

とあり、また、項羽本紀末葉に

「龍集強圉秋仲望前抄寫了　英房」[1]

とあるのが、それである。

この英房が如何なる経歴をもつ人物であるか、いまだ確かなる考証はなされていない。[2]しかし、本書の中に、後醍醐天皇御諱の時の様子を記すところから、おおむね、鎌倉末期から南北朝にかけての人と思われる。この推定のもとに、該当すべき英房なる人物を諸書に求めるならば、まず、三条西実隆自筆本史記の奥書きにみられる英房がある。本書の詳細については、すでに史記古本の項で述べたが、本書の巻末即ち、列伝第七十太史公自序の巻末に次の識語がみられる。

「本云、着雍困敦之曆仲秋月夕天、臨鶴髪五旬有六載之頽齢、終馬史一百三十篇之就寫、細書昏老眼苦學樂貧身而已　英房」

3981

「本云」とは、自分の参照した書に、この識語があったということであり、この外にも、封禅書・河渠書・平準書の巻末にも、同じく「本云」として、英房の識語を移録している。（第二章第一節参照）この三条西実隆が参照した英房本がいかなるものであったかは、なお、吟味の余地があるにせよ、ここにいう英房と、史記抄を抄写した英房とは、おそらく同一人とみて間違いなかろう。とするならば、この識語は、英房の生年を決定する上の唯一の資料であり、きわめて重要なものであるといわねばならない。この識語によれば、英房は「着稚困敦」即ち「戊子」の年に五十六歳であったことになる。先にも述べた如く、史記抄の中に、後醍醐天皇御読の時の様子を記すところから、この「戊子」を推定すると、正平三年（一三四八年）が最も妥当と思われ、この年から逆算して、正応五年（一二九二年）を英房の生年とすることができる。以上の推定が正しいとすれば、前述の英房抄の識語にみられる「丁亥」は、「戊子」の前年、即ち正平二年（一三四七年）であり、本書は英房五十五歳の時の抄写ということになる。

以上は史記家としての英房であるが、やはり、これと同一人と思われるものに遊仙窟の奥書き及び太平記にみられる英房がある。遊仙窟の写本が現存しないので、筆跡によって確かめることはできないが、近藤正斎の「右文故事」によれば、

「文保三年四月十四日授申圓禅庵畢　文章生　英房」

という英房の識語があったという。文保三年は英房二十七歳の時に当たり、当時、英房が文章生であったこともきわめて道理なことである。また、太平記十八巻「一宮御息所事」の条に、後醍醐天皇が今出河右大臣公顕公の女と恋仲にあるときに「文讀」に来たことを述べて、

「式部少輔英房ト云儒者、文讀ニ参リテ貞觀政要ヲ談シケルニ、昔唐太宗、鄭仁基カ女ヲ后妃ノ位ニソナヘテ云云

といっている。

これらの記事は、いずれも学者としての英房について記すものであるが、「建武年間記」・「相馬文書」・「白河文書」などには、京家の縉紳、南朝の忠臣として登場する。

まず、「建武年間記」の建武二年記をみると、

「奥州式評定衆、冷泉源少將家房、式部少輔英房、内藏權頭入道元覺、結城上野入道行珍、三河前司親脩、山城左衛門大夫顯行、伊達左近藏人行朝」

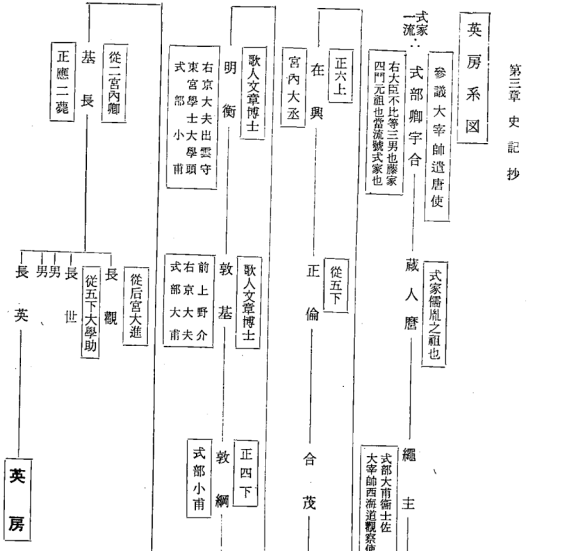
とあり、家房とともに京家の縉紳として、建武二年（一三三五年）、奥州式評定衆に任ぜられていることを知る。さらに、相馬文書の康永二年（興国四年）四月十九日、尊氏より在奥の賊将石塔宮内小輔義房にあてた文書にも、

「結城大藏大輔、司彈正少弼、式部少輔伊達一族等參御方可致軍忠之由、先日被成御教書訖可存、其旨之狀如件」

とあり、南朝の忠臣としての英房の活躍の一端を窺見せしむるものである。

以上、諸資料に載せられている英房についての記事を紹介しながら、英房なる人物の考証を試みたのであるが、最後に尊卑分脈にみられる英房の系譜を次葉に掲げておこう。

3983


英房系図
参議大宰帥遣唐使
式家一流：式部卿宇合
右大臣不比等三男也藤家四門元祖也流號式家也
藏人麿
式家儒胤之祖也
繩主
式部大輔備中守
大宰帥西海道觀察使
正六上
在興
宮內大丞
從五下
正倫
合茂
敦信
從五下
正峰
肥後守
歌人文章博士
明衡
右京大夫出雲守
東宮學士大學頭
式部小輔
歌人文章博士
敦茲
前上野介
右京大夫
式部大輔
正四下
敦綱
式部小輔
觀學院學頭
敦定
保綱
從四上大蒭
從二宮內卿
茲長
正應二龜
從五下大學助
長親
長男
男長
長英
從后宮大進
英房

(二) 書誌並びに内容

先に述べた如く、本書は南北朝時代の南朝の忠臣たる藤原英房の筆になるもので、現在は竜谷大学図書館の所蔵にかかるものである。大正十一年（一九二二年）に同大学に購入されたことは、巻末の捺印によって知ることができるが、本書がいかなる経路をへて、同大学図書館に蔵されるに致ったかは、まったく不明である。ただ、本書の数ケ所に「大槻」氏印[3]（方形、陽文）の朱印が見られ、また、大槻文彦博士（一八四七―一九二八）の筆跡とおぼしき書き入れが見られることから、本書は大槻文彦博士の旧蔵にかかるものであることだけは確認することが出来る。

本書は前述の通り南北朝時代の写本であり、二巻三冊よりなる。他書からの抄録で、多分に覚書の様相を呈しており、したがって、体裁も一様ではないが、概略は次の如くである。

袋綴であり、毎半葉十行。正文は行二十至二十二字不等。注文は二字落して抄録してあるほかは正文と同様（但し略して双行）、縦八寸二分、横五寸六分。褐色原表紙。用紙仙花。一度の改装が認められるが、その年次は不明。改装の際、天地を截断した為、内容は一部不明である。

第一冊の首に「史記抄出」とあり、それに続いて、史記を読む際の予備的知識ともいうべき事柄についての簡単な解説がみられる。いま、題目だけを示せば、次の如くである。

「文字起事、文字事、六書、史、蒼倉字事、三代□史事、左右史、五史、四史、太史令、記、史記成文、史記拠五経事、題史記□事、司馬遷、太史公、楨先生補欠、史記、音義事、并序事、国語、三史事、本朝講釈、五伯、史記所引用」

これらは、いずれも史記を読む際の予備的知識であるとともに、当時に於ける史記学の一面を示すものである。その内

3985

容には、今日猶見るべきいくつかの記載がみられるが、それは後項に譲る。

右の諸事項の解説に続いて、張守節史記論例（論史例・論字例・發字例のみ）・三皇本紀補史記・史記集解序・五帝本紀第一・夏本紀第二があり、第一冊を終わっている。

第二冊は殷本紀第三から始まり、項羽本紀第七までで終わっている。なお、各本紀の首には詳細な系譜がある。

第三冊は礼書第一から平準書第八まで、八書すべてを含む。

以上が現存する英房抄のすべてである。本紀の一部、十表[4]・三十世家・七十列伝は、元来抄写されなかったものか、或いは、古くはあったものが、散佚したものか明らかでないが、ただ、三条西実隆公自筆本史記の奥書きにみられる「――前略――終三馬史一百三十篇之就爲二云云一」という英房の識語が、現存のこの史記抄を指すものでないことは、封禅書・河渠書・平準書などにみられる同じく英房の識語が、この英房抄には見当たらないことによっても証することができる。[5]

次に、抄録する際の英房の態度及びその内容について、若干の考察を試みよう。

まず、抄録方法であるが、本紀の前半は殆んど史記の正文全文をあげ、必要な個所に集解・索隠・正義を要約して付し、他書の注釈も参用し、その外、師説として、博士家の旧説を多く引き、処々に「私案」・「私云」などと標記して、英房自らの説を記している。本紀の後半から書にかけては、正文の節略も甚だしく、必要な個所のみを抄録して、それにやはり三注を要約して付している。書に至っては、他書からの引用も殆んどみられなく、師説、英房の説も皆無である。これは、我が国においては、古来本紀は非常に読まれたが、書は殆んど読まれていないことを示すものであろう。

以上を要約するに、英房抄は、いわゆる旧鈔本の如き抄写と異なり、枢要と思はるゝ部分と、その注解の所要部分のみ

3986

を抜粋して模写し、或は旧説を参し、或いは自らの説を付して成立したものということができよう。

(三) 英房の依拠した史記テキストについて

一般的にいって、抄物の依拠した原本のテキストがいかなるものであったかという問題は、その抄物の性格なり、価値なりを決定づける上に、大きな重要性をもつものであるか、一方に於いて、「抄物」という性格上、厳密にその依拠したテキストを決定する作業は、困難をきわめるものである。

英房抄の場合も、その例にもれず、その依拠したテキストを厳密な意味で決定づけることは困難であるが、結論だけを先に述べるならば、

「正文に関しては、今日に残存する史記古鈔本及び史記古本とほぼ同系統のテキストに依拠するものであり、一転して注文に関しては、元至元二十五年彭寅翁刊本に依拠するものであろう。(7)」

ということである。いま、逐次に実例を掲げつつ、論拠を明らかにしていこう。

(イ) 正文に関するもの

英房の抄出する史記は、正文が主であるが、前項で述べた如く、集解・索隠・正義の三注もまた抄出されているということだけからこれを見れば、英房の依拠した史記テキストは、三注合刻本のいずれかであったとするのが自然であろう。しかし、実際に英房の抄出する史記正文を今本史記と対校していくとき、どの校本とも一致しない文字の出入異同が多数見出されてくる。したがって、次の段階として、これを今日に残存する史記古鈔本及び第二章第二節でほぼ古鈔

3987

本と同系統のテキストに由来するものであると断じた「史記古本」との比較対照を試みるに、次の如き例を見出し得る。（その例については、すでに「校補」第一・二冊に収録してあるので、ここでは各本紀について一例を挙げるに止める）

「三戰然後得行其志」（五帝本紀）　史記古本及び群書治要引史記に合す。今本史記は「行」の字なし。

「厥草惟繇、厥木惟條」（夏本紀）　高山寺本・安倍鈔本及び史記古本に合す。今本史記はこの八字を「草繇木條」の四字に作っている。

「南復居成湯之故都」（殷本紀）　高山寺本及び史記古本に合す。今本史記は「都」を「居」に作っている。

「畢公居里」（周本紀）　高山寺本及び史記古本に合す。今本史記は「居」の上に「分」の字あり。

「晉文公夫人秦女」（秦本紀）　高山寺本及び史記古本に合す。今本史記は「晉」の字なし。

「隧取石傍舍人誅之」（秦始皇本紀）　史記古本に合す。今本史記は「舍」を「居」に作っている。

「乃令騎皆去下馬步行」（項羽本紀）　史記古本に合す。今本史記は「去」の字なし。

以上の如き例から推して、芙房の抄出した史記正文は、明らかに史記古鈔本及び史記古本[7]とほぼ同系統のテキストに依拠するものであろうと考えられる[8]。この事実は芙房抄の価値を大いに高めるものであって、特に史記古鈔本の残存していない「五帝」・「秦始皇」・「項羽」の各本紀については、史記古本のテキストとしての性格を確認する意味などに於いても、その存在はきわめて大きい意義をもつものである。ただ、惜しむらくは、残欠の部分が多く[9]、「書」の部分については、今本史記との出入異同が見られず、また「抄物」という性格上、正文の節略がはなはだ多いことである。

(ロ)　注文に関するもの

英房の抄出する史記の三注は、あまり多くは見られないが、それを今日、目覩できる三注合刻本と対校するとき、次の如き例をあげることから、おそらく元至元二十五年（一二九八年）刊の彭寅翁本によったものであると推定される。

集解注に関するもの

「其色赤其聲嘐云」の下の集解注「武王卒父業」（同本紀）彭寅翁本に合す。[10]他本は「業」の上に「大」の字あり。

「二十人皆桑首」の下の集解注「縣首於木上」（秦始皇本紀）彭寅翁本に合す。他本は「上」の下に「曰桑」の二字あり。

「略取陸梁地」の下の集解注「使就其婦家故曰贅壻」（同右）彭寅翁本に合す。他本は「故曰」の二字を「爲」に作っている。

索隱注に関するもの

「況其多乎」の下の索隱注「一物謂有繫氏之美女也」（殷本紀）彭寅翁本に合す。他本は「有」の字なし。

「更名臘曰嘉平」の下の索隱注「蓋改用臘而從殷之號」（秦始皇本紀）彭寅翁本に合す。他本はこの九字の注を「秦更曰嘉平、蓋應歌譜之詞而改從殷號也」の十七字に作り、さらに「道書茅濛字初成云云」の四十七字がある。

正義注に関するもの

「黄帝崩」の下の正義注「黄帝自擇七日」（五帝本紀）彭寅翁本に合す。他本は「黄帝」を幷載に作っている。

「同后稷名弃」の下の正義注「在雍州武功縣西北」（周本紀）彭寅翁本に合す。他本は「西北」の下に「二十五里」の

3989

四字あり。

以上の如き例から、英房の抄出する三注は、おそらく彭寅翁本に依つたものと推定される。[11]

また、英房が彭寅翁本或いはその写本を所持していたであろうという推論は、すでに第二章第一節の三条西実隆公自筆の写本彭寅翁本の条において述べた如くであつて、これは英房抄の引く三注が彭寅翁本に依拠するであろうという推定をりつぱに助けるものである。

以上、本紀を中心に英房抄の底本について考察してきたわけであるが、要するに、文章博士藤原敦基六世孫に生まれた英房が、式家伝来の古鈔本に依りつゝ、新しく中国より伝来した集解・索隠・正義三注合刻本即ち彭寅翁本から、所要部分の注解を抄録していったと考えて大過ないと思われる。この現象は、史記研究のテキストが、鈔本から板本に移る過渡期に於ける産物としての英房抄の性格を如実に示すものであり、注目すべき現象であると思われる。

(四)　英房抄の解釈史的価値——英房史記説を中心にして——

本書が単なる史記の抄録にとどまらず、或いは先人の説を参照し、或いは他書の注釈を引用し、さらに、英房自らの説を付して成立していることはすでに述べたところである。ここでは、これらについて今少しく詳しい考察を加えることによつて、英房の史記説の概観を試みようと思う。思うに、英房の生存した鎌倉末期から南北朝時代にかけてはいわゆる学問の荷い手が、博士家から五山の禅林へと移る過渡期にあると思われ、史記学に於いても、博士家の秘伝が流出し、合刻本の将来と共に索隠・正義の新注がようやく一般化し、さらに、宋学の伝来とあい俟つて、きわめて多面的なまた旧説にとらわれないところの自由な研究のなされた時代であり、この傾向は、そのまゝ英房抄の中に表われてお

3990

り、さらに、桃源・幻雲へと受け継がれていくのである。

私はこの辺の事情を

A 「師説」によって表わされる博士家の史記説

B 引用書目よりみた英房史記説

C 「私云」・「私案」などで標記された英房史記説

の三点について解釈史の立場から考察することによって、些か追求を試みようと思う。

A 「師説」によって表わされる博士家史記説

英房抄で引く所の師説の実態が如何なるものであるかは、諸版本に書入れられた「師説」と同じく、菅原家・大江家・藤原家・日野家などの博士家の説を指すものをみて大過ないであろう。八書には全然みられないが、「史記抄出」、本紀合わせて、三十数ケ所にこの博士家の説がみられる。これらの中には、当時ないしはそれ以前のわが国の史記学の実態を示す好箇の資料が含まれているが、ここにはその二三の例を示すに止める。

史記集解序末葉に

「師説此序不讀也、但御讀時義也、於凡人者可讀之」

とあり五帝本紀の「黃帝者少典之子―中略―成而聰明」の後に

「師説云、授史記時、自五帝本紀至于成而聰明讀之、後日史記集解序以下加始日所讀次第讀之、裴駰不讀之、御讀時序不讀之、授史記初日、說者吉備公初授賀陽豊年之時如斯、是以先儒相授以爲佳例也」

とある。史記が吉備真備によって最初にわが国に将来せられ、その説は賀陽豊年に受けつがれたことは、「本朝講釋」

3991

の項[12]にもみえる。また「御讀時」とは、宮中での天皇親臨の席での《讀み》を言うのであろう。右によっても禁中と人間での相違、或は師資伝授の一端を知ることができる。

〔繆毒〕（秦始皇帝本紀）

「師説云、良家説云、戎狄一君公之舎人一也、管注同之、賀師説云、戎狄一君公一舎人一、日野同之、巨家説戎狄之君一舎人一」

幻雲抄にもこれと殆んど同じ師説が引かれており、菅・江・賀・良・藤家等各博士家の祖ともいうべき人についてふれている。それによれば、菅家は菅原是善を、江家は大江音人を、賀家は賀茂保胤を、良家は良峰安也を、藤家は藤原佐世を各々指しているようである。日野家・巨勢家についてはふれられていない。

この「師説」をみても、当時にあっては、既に諸博士家の秘説が流出し、それらの説が整理される段階にきていたものとみることができる。右の二例の他、解釈史的立場のみならず、書誌学的立場からも珍重すべき「師説」がいくつかあるが、紙面の都合上割愛することにする。

B　引用書目について、

英房抄の中には、集解・索隠・正義以外の注釈がかなりみられる。巻首の史記に関する諸事項の解説に引かれている書目のおもなるものを挙げてみると、

「漢書・隋書・尚書（正義）・春秋左傳・周禮・易・孝經・呂氏春秋・説文・帝王世紀・關尹子・初學記・管子・孫璒切韻」

などである。本紀に入ると、ずっと引用書は減少するが、五帝本紀・夏本紀などには「林子奇」・「蘇東坡」・「張九成」・「呂

3992

東萊」らの宋儒の説を非常に頻繁に引用しているということは注目に価する。これは宋学に対する関心の高まりという当時の学問の一般的傾向が英房抄にも反映していることを示すものである。

C「私云」・「私案」で表わされる英房史記説

英房抄三巻中「私云」・「私案」・「案」などと標記されて書き入れられている英房の史記説は五十ケ条に及ぶ。以下、それらの中から、いくつかの例を取り出して、英房の史記解釈の態度を窺見してみよう。

(イ) 文字の異同に関するもの

英房は彭寅翁本の他に、数種の鈔本を持っており、それらの異同を「子」・「本」などと標記して書入れている。また、他書（尚書・漢書など）との校記もなされているが、ここでは、それ等の文字の異同について、英房が何らかの見解を述べているものの例を挙げておこう。

「立一十一年崩」（三皇本紀）

私云、補史記曰、伏犧立一十一年崩、帝王世紀云、在位一百一十年云云、疑司馬貞脱一百字歟

右の例は帝王世紀によって、索隠の非を論じているものである。ただし、単索隠本では一百の二字があるので、合刻時に譌脱したものと思われる。

「十年諸侯城周」（周本紀）

十年字本并才無、後人勘加、案左傳十年字尤可有之

いま、諸本を案ずるに板本では「十年」の二字が無く、高山寺旧鈔本・南北・楓山・楡齋・三条の諸古本で「十年」の二字を補っている。左伝昭王三十二年によれば、「城周」は敬王十年の事である。したがって、左伝によって「十年」の

二字があつた方がよいと断ずる英房の見解は正しいと思われる。

(ロ)解釈に関するもの

解釈に関しては、**司馬貞・張守節**について批判するもの、諸注に対する**英房自身の見解**を示すもの、**英房独自の説**を述べるものなどさまざまであるが、要するに、英房の史記解釈態度は、特定の注釈に拘泥することなく、きわめて自由な立場で学問を行なつていたということができる。次に、これらの例を挙げてみよう。

○**索隠・正義**について批判したもの

従来、博士家は集解を中心に、鄒誕生史記音、劉伯荘史記音義、盧蔵用春秋後語注などを取り入れて、説を立てていた。古本の書入れに「師説」として書き入れられている博士家の史記説の中には、可成り索隠が取り入れられているが、正義に至つては全然みられない。しかし、英房の頃には慶元本・彭寅本等の三注合刻本が伝来することによつて、索隠・正義がようやく一般化し、英房もこの新しい史記の注釈に、非常な関心を示すとともに、批判することをも忘れない。次の二例はその一端を示すものである。

「予辛壬娶塗山癸甲生啓予不子」(夏本紀)

私云、索隠經二日生子、不經之甚、尚書并孔注正義等、義一同也、索隠以太史公爲不稽、其本意又近認也、生啓兩字屬下句有何難乎

「教熊羆貔貅貙虎」(五帝本紀)

私云、書牧誓曰、如虎如貔如熊如羆、于商郊使將士之武、如此四獸、然則使如此六獸也、索隠正義乖書意歟

○諸注に対する**英房の見解**を示すもの

3994

或る解釈に対して、いくつかの説がある場合は、それらに対して、自分はどの説を採用するかという、英房自身の意見を付している場合がかなりみられる。次の二例は、やはりその一端を示すものである。

「鯀之父曰帝顓頊」（夏本紀）

索隱曰、皇甫謐鯀帝顓頊之子、字熙、又連山易云、鯀封於崇、故國語謂之崇伯鯀、系本亦以鯀爲顓頊子、漢書律歷志則云、顓頊五代而生鯀、鯀既仕堯、與舜代系殊懸、舜卽顓頊六代孫、則鯀非是顓頊之子、譙周氏之言近得其實

私云、班固之說殆可觀

「帝甲淫亂、殷復衰」（殷本紀）

書毋逸曰、在祖甲弗誼惟王、舊爲小人作其卽位、爰知小人之依能保惠于庶民、弗敢侮鰥寡、肆祖甲之奠國、三十有三年、孔注曰、湯孫太甲也、按書言在殷王中宗及高宗及祖甲世次甚明、又下曰、周公曰、自殷王中宗及高宗、下及祖甲

鄭康成曰、祖甲武丁子帝甲也、有先祖庚賢武丁、欲廢兄立弟祖甲、以此爲不義逃於人間、故云、文爲小人、馬融同此義

私云、康成說爲得其實

○英房独自の説を述べるもの

以上は、索隠・正義、或いはその他の注釈に対する英房自身の見解をのべたものの例であるが、次の二例は、史記の内容を他書と比較することによって史実の信疑の面から、その得失を論じたものである。これをみても、ただ単に、注釈によって、史記を読もうとするにとどまらず、積極的に、内容追究を試みんとした英房の史記解釈態度の一端を知る

3995

ことができよう。

「至於子嬰車裂趙高」（秦始皇本紀）
私云、子嬰遂刺殺高於齊口、李斯傳云、子嬰召入高令官者韓談刺殺之、今云、車裂趙高、據何書乎

「榮因自立爲齊王」（項羽本紀）
私云、案漢書高紀臧荼事爲八月、田榮事爲六月、前後參差、又九江王布殺義帝事二年冬十月也、皆以脫誤也、但於前年□其事終始歟

以上、わに国に於ける史記解釈史の面から、英房史記抄の概観を試みた。史記説そのものについては、現在さほど重視すべきものを持たないが、先述した如く、本書が、博士家の秘伝が流出し、板本の将来によって、索隠・正義が一般化し、さらに宋学の盛行という時代的背景の中からの産物として、そのもつ資料性はきわめて高いものといわねばならない。ただ、本書が本紀・書に限られており、世家・列伝などに及んでいないのは、まことに残念である。

注1　竜谷大学図書館善本目録に、「重編標纂附秋仲頭前抄寫了英房」とあるのは誤りである。

注2　ただ、夏本紀末裏の識語の傍らに
建武年間記　奥州式評定式部少輔英房此人歟
丁亥は弘安十年ナルベシ、式家文章博士教基六世孫
という大槻文彦博士の考証がある。ただし、丁亥を弘安十年（一二八七年）とするのは、後にのべるが如く誤りである。

注3　現在、宮城県立図書館に同印を捺して大槻文彦の原稿が残存している。

注4　すでに、第二章第二節で述べた如く、古板本並びに古活字本の書入れが、本紀・世家・列伝に限られており、書・表に於いては殆んど見られない。これは、古い時代にあっては、書・表は余り読まれなかったためであろう。

注5　後にも述べる如く、三条西実隆自筆本中の出入異同の書き入れは、英房抄記抄の抄出していない正文或いは注文にも見られるところからも、この推定は助けられる。ただし、この推定は、三条西実隆自筆本の書き入れが単一な横成をもつものであるという仮定にたつものである。

3996

注6 「八書」については、内容のところでも触れた如く、本紀とは、その内容にかなり相違があり、古鈔本も殆んど存在しないので考察の対称に加えなかった。

注7 いわゆる「史記古本」と英房抄引史記正文の一致は、第二章第一節でも詳述した如く、「史記古本」を仮想する重要な資料となっている三条西実隆公自筆本中に見られる出入異同の書き入れは、その奥書きから、おそらく別に英房の所持し文字の出入異同を記した彭寅翁本またはその写本をほぼ忠実に襲っているものと思われるから、きわめて当然といわねばならない。

注8 英房の抄出する史記正文の俤らに、「才」として「摺本」との校記がなされていることなどもこの推定を助けるものである。なお、「才」として「摺本」即ち「板本」との校記がなされている例は、宮内庁書陵部蔵森潤列伝（古鈔本）及び森立之旧蔵大東急記念文庫蔵慶長古活字本の巻二に、先にも述べた如く森氏が求古楼に蔵した古鈔本夏本紀との対校の際などにも見られる。

注9 すでに(一)に於いて述べた如く、現存する英房抄に見られない部分は、元来抄写されなかったものか、或いは古くはあったものが散佚してしまったものかまったく不明である。ただ、強いて臆測をたくましくすれば、元来これだけのものではなかったと思われる。

注10 彭寅翁本のほぼ忠実なる覆刻本として、大島雅川の「史記攷異」に引く朝鮮に於ける「蜂本」と、それをほぼ忠実に覆刻したと思われる我が国に於ける慶長（一六〇六―一六一四）古活字本、即ち「伝嵯峨本」も、もちろん、この英房抄引の三注に合するが、いずれも、英房の卒年後（一三八六以降）になされたものと推定されるから、ここでは、それらを除外して考える。

注11 三注合刻本としては、すでに彭寅翁本より善本たる南宋慶元本が渡来していたはずであるが、英房はなぜ慶元本に依ることなく、元板の彭寅翁本を用いたのであろうか。思うに、鎌倉末期より南北朝にかけて入元僧侶多く、従って、彼らによってもたらされた元板が比較的容易に入手出来たのに対し、より善本と考えられる宋板の慶元本は、当時既に入手することは極めて困難な状態になっていたものと思われる。後の三条西実隆や伊地知和尚が慶元本を抄写することなく、彭寅翁本を抄写しているのは、やはり同じ理由からであろう。

注12 「本朝通鑑」の項に次の記載がある。

貴備大臣傳此書即自殺講讀貴賜豐年面受其說耳

天長二年菅原清公御講史記

承和十四年同是善淵講史記

3997

第三節　桃源史記抄

(一)　桃源について

桃源は、諱を瑞仙といい、蕉了・蕉雨・春雨・赤庵・卍庵・竹處・梅岑などの号がある。瑞仙の号は、師として敬慕してやまなかった瑞渓に出たものと思われ、また蕉了、蕉雨の号は、蕉堅（絶海中津）の号に出たものである。赤庵・是赤庵・春雨庵というのは、易抄（百納櫝）[1]の識語にみえ、応仁の乱を避けて山上に閑居した際の庵名である。また梅岑の号は、相国寺慈照院における軒名によったものである。俗姓は明らかではない。

家は当時京極氏の臣であった小倉氏の管下の江州愛知郡市村にあり、桃源はここで永享二年（一四三〇）に生れた。生れて二歳にして母をうしない、四歳のとき母の遺志によって出家した。桃源の入寺したのは、慈雲院といい、その開基の齋岳禅師は、桃源を我が子のごとく養育したという。

まもなく京へのぼり、相国寺の明遠俊哲の弟子となり、剃髪受具し、遂にその法を嗣いだ。生来書を好み、儒釋の書を渉猟し、碩学の門を叩いて、その奥深を究めた。したがってその師事した名納碩儒もまた多い。師事したもののうち、第一にあげるべきものは、南禅寺の僧天岩牧中である。[2]牧中に史記の講義を受けたのは、文明八年（一四七六）から二十余年前、すなわち康正（一四五五～一四五六）から長禄（一四五七～一四五九）にかけてである。[3]桃源二十六・七歳のころのことであった。桃源抄の一部はこの時の牧中の講義の聴き書きが母胎となっている。易も、このころ牧中

3998

より学んだ、易抄（百衲襖）は牧中に負うところ少なしとしない。

牧中のほか、竺雲等連（妙智）、瑞渓周鳳（北禅）も桃源が親炙した五山の名衲であって、牧中に対すると同様、その教えに感謝している。竺雲・瑞渓に学んだのは文安年間で、桃源は二十歳にならぬ以前から師事していた。[4] また竺雲からは漢書を学んだ。竺雲は漢書家大岳周崇の嗣であり、史記抄の識語に竺雲の漢書の講を聴いたことがみえる。[5] 桃源の師として、牧中・北禅・妙智についで挙げるべきものに、玉渚（雲章一慶）がいる。玉渚は、やはり当代一流の学僧であったが、その講説のうち百丈清規はとくに名高い。桃源は長禄三年から寛正二年まで三年間、玉渚の百丈清規の講筵に列して、それを書き記している。[6]

さらに五山僧以外で、その学問に深く傾倒したのが、一条兼良・清原業忠であった。桃源の易抄は業忠の講義に影響を受けたものであろう。業忠の講義は長禄から寛正にかけて行なわれ、桃源が竺雲の講義を受けたのと同時期である。このころが、桃源の修学時代というべき時期である。

桃源の交友は、柏舟・横川・萬里・景徐・龍沢・桂林・蔗庵など、当代一流の僧たちであり、とくに、横川とは幼少のころより深い交りを結んだ。[8]

応仁元年、京師が乱れるに及んで、横川・景徐の二友とともに郷里近江に乱を避け、小倉実澄保護の下に山上永源寺内龍門庵に寓した。小倉氏は桃源の父の主公であり、好学の武将として学問に深い関心をよせていたから、特に保護があつたものと考えられる。このとき桃源三十八歳であった。山上の永源寺にあったときは、講学・抄書に多忙をきわめた時期であった。山上での桃源の生活の一端は、易抄の識語によつて知ることができる。

この時期に、易を講じ抄して易抄（百衲襖）が成った。易の講義は文明申午（六年）より丁酉（九年）に及ぶ凡そ四

3999

年間（四十五歳から四十八歳）にわたつて開かれている。[9]

史記の講義は、易抄と並行して行なわれている。史記抄及び易抄の識語からみると、文明八年以前にすでに史記の講が開かれており、史記抄は講義のたびに作られていつたものである。[10]識語の日付の最も新しいものは文明十二年のものである。[11]

桃源が京に帰つたのは、文明十三・四年、彼が五十二・三のころと考えられる。京に帰つて後、等持・勝鬘二寺に住し、漢書の講もひらいた。[12]

文明十八年、相国寺七十九世横川景三のあとをうけて、相国寺八十世となつた。延徳元年（一四八九）十月二十八日、大徳院に示寂、年六十であつた。[13]

(二)　桃源史記抄諸本

現在、桃源抄については次の八本がみられる。

1　舟橋家旧蔵京都大学図書館蔵本　写本
2　米沢図書館旧蔵東洋文庫蔵本　写本
3　米沢市立図書館蔵本　写本
4　足利学校遺蹟図書館蔵本　写本
5　寛永古活字本（内閣文庫蔵・京都府立図書館蔵その他）

4000

6　三ケ尻油印本
7　内閣文庫蔵本　写本
8　京都府立図書館蔵本　写本

このほか、東京大学には自筆本が蔵せられていたが、関東大震災の際に焼失し、いまみることはできない。

以上の諸本は、自筆本系統のもの（1から6まで）と、省略本系統のもの（7・8）とにわけられる。自筆本については、湯沢幸吉郎著「室町時代言語の研究」に史記抄の解題があり、[14]それによれば、古活字本は自筆本と同系統のものであることがわかる。したがつて、京都大学本・東洋文庫本・米沢市立図書館本・足利学校本も同一の系統に属する。内閣文庫本・京都府立図書館本は、自筆本系統のものと比較すると、いずれもかなりの部分が省略されており、またその削節の状態は全く同じであるので、まとめて省略本系統とした。なお史学雑誌三十四編第十一号（大正十二年十一月）に、焼失した東大附属図書館所蔵貴重図書の目録（一般史学関係）が掲載されており、それに「史記抄　文明八年至十二年僧桃源自筆　慈照院印」と記されている。諸本の比較のために、前掲書から自筆本史記抄の目録を次にのべておく。（以下桃源抄を引用する際は油印本によつたが、その巻次を明かにするため、括弧内に古活字本―油印本の巻次を示しておく。また引用されている史記抄に訓点をつけたものがあるが、京大本によつたものである。）

第一冊　総目（史記源流7巻―）
第二冊　史記枢要
第三冊　呉太伯世家（巻八）
第四冊　集解序――周本紀（巻二）

4001

第五冊　秦本紀（卷三）
第六冊　秦始皇本紀（卷四）
第七冊　項羽本紀（卷五）
第八冊　高祖本紀、呂后本紀（卷六）
第九冊　孝文本紀、孝景本紀（卷七）
第十冊　孝武本紀（卷八）
第十一冊　老子伯夷列傳第一——張儀列傳第十（卷九）
第十二冊　樗里子甘茂列傳第十一——魏豹彭越列傳第三十（卷十）
第十三冊　黥布列傳第三十一——田叔列傳第四十四（卷十一）
第十四冊　扁鵲倉公列傳第四十五（卷十二）
第十五冊　吳王濞列傳第四十六——汲鄭列傳第六十（卷十三）
第十六冊　儒林列傳六十一——酷吏列傳第六十二（卷十四）
第十七冊　大宛列傳第六十三——滑稽列傳第六十六（卷十五）
第十八冊　日者列傳第六十七——龜策列傳第六十八（卷十六）
第十九冊　貨殖列傳第六十九（卷十七）
第二十冊　太史公自序傳第七十（卷十八）

1　京都大学図書館蔵本（図版十四参照）

二帙二十冊。[15]天地二十七糎、左右二十一糎。自筆本にある総目はない。第一冊は史記源流（十葉）、第二冊は史記事実（二十五葉）、第三冊は集解序から周本紀まで、以下自筆本と同じである。呉太伯世家は本紀のあと第十冊に入れられており、列伝は第十一冊からである。自筆本の分冊のしかたと同じである。第一冊の史記源流は諸本いずれにもあるが、第二冊の史記事実は京都大学本にしかない。東京大学にあった自筆本には、史記源流・史記事実の名はみえず、総目・史記枢要の名がみえる。自筆本にいうところの総目は、諸本いずれにもなく、また目次だけで一冊になることは分量の点で考えられないから、総目とは目次をいうのでなく史記源流をさすのであろう。史記源流は史書の解題のようなもので、総論・公羊・穀梁・胡氏伝・史記・漢書・後漢書・三国史・晉書・南北史・隋書・唐書・五代史・宋史・遼史・金史、その他通鑑・高僧伝などについてのべたものであり、この内容をみると、総目と名づけられていたと考えてもよいと思われる。自筆本の総目が京都大学本等にある史記源流であるならば、史記事実が自筆本の史記枢要であると考えられる。史記事実の内容は、「史記」の字義・春秋左氏伝序・史記集解序・史記索隠序[16]・源流至論后集巻之九[17]・源流至論巻之二・源流至論巻之五・源流至論巻之七・十八史略序・重刊史略題辞・夏衆刊行檄語・史記枢要[18]である。この史記枢要は三葉のみであり、自筆本で史記枢要一冊となっているものと同じであるとは考えられない。この史記枢要をふくむ史記事実が自筆本でいうところの史記枢要であろう。

京都大学本は、一部は清原宣賢（天文十九年―一五五〇没、七十六歳）の自筆であり、[19]恐らく自筆本からの転写であろう。桃源抄を最も正確に伝えると思われるものであり、他本とくらべて誤字・脱字も少なく、訓点も最も精確である。また重要美術品に指定されている。

4003

2　東洋文庫蔵本

三帙二十冊、天地二七、五糎、左右二一糎。史記源流・周本紀・項羽本紀を欠く。第一冊は序から殷本紀まである。以下分冊のしかたは、自筆本と同じである。ただ高祖本紀と呂后本紀を第四・第五の二冊に分けており、また列伝では、列伝第十一から第三十まで一冊になっているのを、列伝第十一から第二十三、列伝第二十四から第三十までの二冊に分けている。第十一冊の首に「此巻与前一帙、今分以爲二策也。」と記しているから、やはりもとは一冊になっていたものである。さらに列伝第四十六から第六十までの一冊を、列傳第四十六から第五十六、第五十七から第六十までの二冊に分けている。呉太伯世家は、本紀と列伝の間におかれ、第八冊になっている。

列伝（第九冊から第二十冊）の各冊に米沢蔵書印がある。帙にも「米沢文庫旧蔵上、中、下」と題されている。もと上杉家にあったものである。第一冊題簽の右に

相國寺蕉了道人史記鈔。永祿七年寫、貳拾本。爲舊米澤藩庫藏、以爲殘本、流落歸所有焉。抑古鈔本殘猶珍惜、況拾有數卷、千金何足云乎。庚戌十一月初六　謙[20]

と和紙に墨書して貼布してある。筆写の年代は末葉に綴じ紙に半ば隠れ、やや細字で「永祿七年（一五六四）八月廿四日書了」とある。誤字・脱字は少なく、筆写は正確である。訓点も京大本と同様に詳細であるが、部分的にかなり落ちている。なお第十・十一冊の各末葉に

此巻大昌天隆猶借以備一覽在餘是衰榮也。而童行手之爲燼火所燒焉。親手補書是還千載之後有志出史學者、庶幾爲我家焦尾也。[21]

と紙面に大書している。さきにのべた第十一冊首の「此巻與前一帙云々」の語と同筆である。

4004

3　米沢市立図書館蔵本

四冊。天地二十七糎、左右二十一糎。米沢本は、「史記桃源抄共十六」として、米沢に十六冊蔵せられているが、そのうち十二冊は幻雲抄で、四冊のみが桃源抄である。[22] その四冊は、周本紀第四・項羽本紀第七・孝文本紀第十・太史公自序傳第七十である。さきにのべた東洋文庫本は米沢の旧蔵であるが、欠巻になっている周本紀と項羽本紀をこの米沢本で補なうと、東洋文庫本は史記源流・史記事実は足りないが京都大学本の内容と同じになる。しかし孝文本紀と太史公自序は重複する。この重複がどういう理由で起ったものであるか明らかでない。

桃源抄と共にある幻雲抄に永正十三年（一五一五）あるいは十四年と記されているが、これを米沢本桃源抄の筆写年代とするのは危険である。むしろ米沢本を東洋文庫本の分れとして、永禄七年の写本とするべきであろう。

項羽本紀はその半ばから筆跡が変わり、前半はほとんど訓点を附していないのにくらべ、後半は京大本と同様、詳細な訓点がある。また太史公自序は誤字・脱字が極めて多く、東洋文庫本にくらべて劣る。

4　足利学校遺蹟図書館蔵本

足利学校貴重特別書目解題に

江戸初期写本、十二行、二十一至三十字、巻七（項羽本紀）、八（高祖本紀）、九（呂后本紀）、十（孝文本紀）、十一（孝景本紀）ト列伝ノ十二カラ末マデトヲ存スル。ソ式仮名講説、全巻ノ筆写ハ一様デハナイ。第十、十二巻末ニ文明丁酉ノ自跋ガアル。

とのべられている。第八巻表紙に「共十六　不足」とあるから、もとは十六冊あったものであろう。また第十二巻末尾に三要（慶長十七年―一六一二没）自筆の「足利学校釈奠式」の記述があるから、筆写の年代は慶長十年を降ることは

ない。欠巻多く、錯簡もあり、[23] 史記抄の完全な写本を見得る現在、その価値は低い。提行の個所なども米沢本とよく同じであり、双方とも幻雲抄といつしよに「共十六」として蔵されているところからも密接な関係があつたと考えられるが、いまだ審らかにし得ない。

5　寛永古活字本（内閣文庫蔵本は巻一史記源流・巻十九太史公自序の二巻を欠く。）

十九巻、十九冊、雙辺無界、匡郭内天地二十三・五糎、左右十七・五糎、半葉十二行、行二十六、七字不等。自筆本の史記抦要、京大本の史記事実はない。史記源流が首巻になつており、呉太伯世家は本紀と列伝の間、第九冊にある。他は自筆本・京大本と同じである。巻末の刊記に「寛永三丙寅年（一六二六）四月下旬　陰山玄佐板行」と記されている。

古活字本には一、二の例を除いて訓点が全く附されていないが、その点を除外して考えれば、善本を底本としたものであり、京大本・東洋文庫本との異同はほとんどなく、写本の誤りと思われるものを訂正することもできる。しかし訓点を全て落してしまつたため読めなくなつてしまつている所がかなり多い。たとえば次の例は、訓点を落してしまつたために古活字本では意味の通らないところである。（訓点は京大本によつた）

令二諸大夫一曰、進不レ滿二千錢一坐二堂下一、漢書ニハ坐二一ニ一トヨムソ。（巻六　高祖本紀）

到レ豐一止飲、夜乃解二縱所一送徒一、古本ニ徒ト點ツタハ、ワルイソ。（巻六　高祖本紀）

歲餘ニ貸錢ハ貸字ハ貸ト云時ハ貸ノ音ソ。貸ト云時ハ貸ノ音ソ。貸ノ時ハ借、借ノ時ハ借ノ音ト同樣ナソ。與字ヲカヘストヨムソ。（巻十一　孝景本紀）

このような場合、古活本には訓点がないので読めないのは、その致命的な欠点といわねばならない。

4006

6　三ヶ尻油印本

一帙三冊、第一冊（巻一―六）、第二冊（巻七―十二）、第三冊（巻十三―十九）。昭和十三年に、三ヶ尻浩氏が寛永古活字本を覆刻したものである。古活字本をもとにしているので、訓点は一、二の例をのぞいて全くない。転写の際の誤脱はかなり目につく。しかし、史記抄を容易に手にし得ない今日、油印本の出版はそれなりの意義をもつものであった。

以上のべた京都大学本・東洋文庫本・米沢市立図書館本・足利学校本・寛永古活字本・三ヶ尻油印本は自筆本系統に属するものである。

7　内閣文庫蔵本（図版一五参照）

十四冊、天地二十七糎、左右二十一糎。巻次は次のようになつている。

第一冊　史記集解序――殷本紀
第二冊　周本紀
第三冊　秦本紀・秦始皇本紀
第四冊　項羽本紀・高祖本紀（呂后本紀巻六及び蹴を欠く）
第五冊　孝文本紀・孝景本紀
第六冊　孝武本紀
第七冊　呉太伯世家第一
第八冊　老子伯夷列伝第一――張儀列伝第十
第九冊　杷里子甘茂列伝第十一――田叔列伝第四十四

4007

第十冊　扁鵲倉公列伝第四十五——西南夷列伝第五十六
第十一冊　司馬相如列伝第五十七——滑稽列伝第六十四
第十二冊　佞幸列伝第六十五——亀策列伝第六十八
第十三冊　貨殖列伝第六十九・太史公自序第七十
第十四冊　史記源流

内閣文庫には近藤正斎の楓山文庫貴重書目があるが、文庫を十分類[24]したもののうち、この桃源抄は慶長御写本の類に入れられ、「史記集解」と題されている。慶長年間（一五九六—一六一五）の写本であるが、そのもとになつたのは永正年間（一五〇四—一五二一）の写本である。すなわち

第四冊、高祖本紀末に「永正十三、十二、七日了」
第十一冊、酷吏列伝末に「永正丙子孟春廿有四終書功畢」
第十二冊、佞幸列伝末に「永正十三年仲春万九終書功了」

と記されている。

8　京都府立図書館蔵本

二帙十四冊。天地三十、五糎、左右二二糎。内閣文庫本と同じく巻六の呂后本紀及び跋を欠いている。たゞ第四表紙には、「史記抄　本紀　七項羽　八高祖　九呂后」と書かれている。また、内閣文庫本第十四冊の史記源流を欠いている。史記源流を欠いて内閣文庫本と同様十四冊なのは、内閣文庫本の第十冊を、「列傳三ノ上」（列傳第四十五）、「三ノ下」（列傳第四十六——第五十六）の二冊に分けているからである。また内閣文庫本が「史記集解」と称せられていた

ように、やはり第一冊表紙に「史記集解」とあり、目録にも「史記集解」として記載されている。

この府立図書館本も、永正写本からの転写であろう。すなわち、第七冊呉太伯世家末に

「永正十三年孟秋十九終書功了　抑此抄呉王十四年以來不足　尤有恨者乎」

第九冊魏豹彭越列伝末に

「永正十二年九月朔終書写功太史公牛馬走」

と記されている。恐らく永正写本をもとにして、内閣文庫本・府立図書館本の二本が生れたものである。

府立図書館本には他の一本をもって校勘しているところがあるが、この上欄・文傍の「イ本」その他の書き入れは、自筆本系統の諸本と校勘して書き入れたものである。

以上、内閣文庫本と府立図書館本の二本は、著しく省略されている。二、三の例を挙げよう。

（自筆本系統）

鳥身（ノ＿＿ヲ）人言（ヲ）　其身ハ鳥ノ如ニ毛カアリテ、モノヲ云ハ、人ノ様ニ云タソ。古本ニハ、人首（ノ＿ヲ）トアルホトニ、不審ナソ。トチカヨイヤラウソ。全体ハ鳥テモノヲ云ハ人ノ様ナハヽ、アマリハケラシイソ。身ニハ毛羽ナントカアリテ、首ハ人ノ面チヤト云タハ、ヨサウナソ。帝大戊聞（ヲ）―御タラシメウハ、ナントアラウソトスルニ吉ナリ。古本ニハ、ト（スルヿ）之使ノ御ニ（ヲ）左右ニ（ヲ）吉トアルソ。此ニハ左右ノ字ヲ削タソ。ナウテモ、キコユル事ハナイカヨイソ。遂置使御（ヲ）而（シテ）妻（ヲ）之自大戊以下（ノ＿＿ヲ）―（巻三　秦本紀）

（省略本系統）

鳥身人言　言作首　ヨキ歟、自大戊以下―

4009

（自筆本系統）

十年伐二鄭滅一之、一本ニハ、鄭ハ作琲ソ。又一本ニハ作邽カヨイソ。此注ニモ、隴西有上邽縣トシタホトニ邽カヨイソ。鄭字ハ誤タソ。十一年初縣二杜鄭一滅二小虢一、西虢ノコトソ。（巻三、秦本紀）

（省略本系統）

右の文は、全文省略されている。

内閣文庫本・府立図書館本の省略は全巻にわたっており、通鑑・漢書・左伝などの引用は殆んど省略され、史記正文も少なく、訓点もかなり削られている。

(三)　桃源抄補遺

史記抄は桃源の史記講の際の講義録であるが、史記抄にはない桃源の講義のときの説が聴講者の手によって残されている。それは「講云」・「蕉講」として、次の諸本の書き入れにある。

上杉家蔵南宋慶元本（南化本）幻雲標記
狩野亨吉旧蔵東北大學圖書館蔵（狩野本）慶長古活字九行無界本標記
梅仙和尚自筆建仁寺南足院蔵本（梅仙本）標記
幻雲抄
森立之旧蔵大東急記念文庫蔵慶長古活字本標記
尾陽文庫旧蔵天理大學圖書館蔵本

4010

楓山文庫舊藏宮內廳書陵部藏本（楓山本）
狩谷棭齋舊藏宮內廳書陵部藏本（棭齋本）
三條西實隆公自筆宮內廳書陵部藏本（三條本）
高木家舊藏天理大學圖書館藏本（高本）

南化本中のものは幻雲の筆跡であり、恐らく幻雲が直接桃源の講義を聽いて記載したものであり、そのうえ最も記載された条数が多い。その他のものにある書き入れは、どのような経路によって書き入れられたか不明であり、また南化本の幻雲による書き入れに較べると、その数は著しく少ない。南化本にみられるものは、本紀では項羽本紀に一条、表・書・世家はいずれもなく、列伝は第一から第五十までに散見し、合計一六六条を数える。これに反して、たとえば狩野本の書き入れは全巻を通じてわずかに十四条あるのみで、しかもそのほとんどは南化本にもあり、一条のみが南化本にないものである。他本の書き入れについても狩野本と同様のことがいい得る。

内容は音訓についてのもの、あるいは解釈に関するもの等いろいろある。南化本・狩野本からいくつかの例をあげよう。

「名軼姓公孫氏」（商君列伝第八）
蕉謙、軼トヨムトモ、史記ニハ軼トヨム也。（南化本）

「王可謂能矣」（秦申君列伝第十八）
王可謂能矣　ノウアリト　ヨクセリト　タエタリト　蕉講用此三點。（南化本）

「竊愈恐閉匿」（魏信陵君竊列伝第二十三）
閉匿、講云竊竊恐而藏跡不對食其趙尭也。如胡三省注言匿左右知張勝事者。（南化本）

4011

「扁鵲倉公列傳第四十五　卷首」

蕉講云扁鵲以下爲諸侯王族、以叛臣載列傳末、蓋馬遷筆誅也。衛青霍去病非有大功、唯以外戚興兵開邊、其禍不少。扁倉施藥活人之命。豈同衛霍興兵殺人哉。故吳王濞亦在其下、不次于日者龜策二傳者可知焉。（南化本）

以上の桃源の史記講義についての記録の二、三の例は、いずれも桃源抄にはみえないものであり、桃源抄を補う資料として注目すべきものである。しかし「講曰」「蕉講云」等の書き入れのなかには、桃源抄と同様の意味をのべているものが少なからず見られる。

「孔子曰惜哉、不齊所治者小、所治者大、則庶幾矣」（仲尼弟子列伝第七）

蕉講、俾不齊治大國、則庶幾矣。惜哉、單父小。（南化本、狩野本）

この「蕉講云々」は、桃源抄には次のようにのべられており、文意は同じである。

孔子ノホメラレタソ。アヽアツタラモノニ大ナ處カ治メサセタラハ庶幾テマシソ。

「臣聞、天下之患、在於土崩、不在於瓦解、古今一也」（平津侯主父列第五十二）

講曰土崩ハ一時崩也。瓦解ハ一トヲリ崩也。（南化本）

桃源抄には

臣聞――土崩ハ世界カスラリ崩ソ。瓦解ハチット破ソ。

と同じ意味の文がある。このように「講云々」の書き入れのなかには、桃源抄と全く同じ意味をのべているものも少なくないので、これらの書き入れの全てが桃源抄の桃源の説を補うものであるとすることはできない。

前掲の諸本には、桃源抄からの引用もある。「蕉雨抄」・「抄云」・「蕉抄云」・「蕉云」・「蕉子翁自序伝抄云」等として

4012

書き入れられているのがそれである。書き入れは桃源抄の文そのまゝの仮名書きのものもあるが、多くは次の例のごとく漢文に書き改められている。

抄、鴈行張陣貝、秦爲先燕繼後。（南化本）

雁行ハ陳ヲ張ルナリソ。秦ヲ先ニ立テ燕カアトニツゝクト云心ソ。（巻十、張儀列伝）

抄、秦勝韓暴子韓割八縣未畢、入其地之先、秦復出兵伐韓。（南化本）

戰勝——韓暴子ニ勝テ韓カ割レ地マタ皆モ地ヲ不レ入先ニ、ハヤ兵ヲ出テ又伐タソ。（巻十一、穰侯列伝）

また点のみを記すものもある。たとえば

抄、塞豆（南化本）

置塞豆——毛詩ニ乘馬在厩莤之秣之注ニ莤斬薪也トシタソ。イツモ馬ニ草ヲカウ時ハコマカニ斬テクワスルヲ莤ト云ソ。馬ニ骨ヲ折ラセウトテハ秣トテ長イ草ヲクワスルソ。莤豆ノ二種テアラウソ。（巻十一、范雎蔡澤列伝）

抄、有惡　惡不讀（南化本）

人有レ惡　惡トハヨマヌソ。（巻十二、樂鄗毅瀧列伝）

以上南化本の幻雲標記から、桃源抄を引くもの数例をあげたが、他の諸本にはわずかに引用されるのみで、たとえば狩野本には四十三条を存するのみであるが、南化本の幻雲標記では五百七十条の書き入れがあり、幻雲において桃源の史記説がいかに大きな影響を与えているかを知ることができる。

4013

(四) 牧中・桃源の依拠した史記テキスト

桃源抄を史記の校勘の資料としてみる場合、桃源抄がいかなるテキストに依っているかということは重要な問題である。この問題を解明するにあたって、まず桃源抄のなかの牧中の史記講義の聴き書きを母胎として成立した部分と、桃源がみずから講抄した部分とを明らかにしておくことが必要である。

牧中から受けた史記の講義の記録を母胎として成立している部分は、本紀では周本紀の武王の条までである。桃源は識語において

史記本紀牧中之講止周武而已矣。成王以下今抄之。首自序及補史之三皇焉、而黄帝而下五帝三王至文武、僅抄者三十紙、何略也。自成庚至周之既六十餘紙、何其詳也。蓋聞講則書其所聞、而不聞則書其所不聞故也。(史記抄、巻二識語)

とのべており、周本紀のなかでも、どこまでが聴き書きであるかを明らかにして

此已上ハ牧中ノ講筵ニテノ聴書、此以左ハ余続抄、皆腹決ナリ。

といっている。列伝では相如伝の半ばまでが牧中の講義の聴き書きである。すなわち巻十九識語に

餘舊所聞止乎相如傳之半矣。今也季玉藏主就余講此書。且又請補所抄缺者、纔記所聽焉耳。余之抄者倍于昔焉。豈無小司馬譏褚少孫之言哉。

といい、相如伝の半ばには

曰上ハ聽書ナリ。――中略――以下ハ続抄、聽肯分ルナリ。(史記抄巻十四)

と明記している。たゞし列伝四十五扁鵲倉公は、識語によれば、牧中の講義があつたが、牧中はこの巻の大半を解釈す

4014

ることができなかったので、桃源は抄録せず、後に改めて弟子の季玉と共に抄したものである。[24] 牧中の史記講義の聴き書きの部分は以上であるが、そのなかにも、後に桃源が史記を講じた際に自説を補なっているので、聴き書きそのままではないところもある。[25]

呉太伯世家は牧中の講義の聴き書きであるかどうか、桃源は明らかにしていない。しかし、呉太伯世家は桃源一人の講抄であったことは間違いない。その理由は、第一に、呉太伯世家が牧中の講抄によって成立したものであるなら、本紀・列伝と同様に聴き書きであることを明記するであろうと思われるが、そのようなことばはみえない。第二に、もし呉太伯世家が牧中の講義の聴き書きであるなら、もっと簡略化されているはずである。たとえば聴き聞きの部分は、史記正文の引用は二字、三字のみであとはすべて省略されているが、呉太伯世家ではかなり正文の引用がある。第三にもし世家に聴き書きがすでに存在していたならば、次のことばはなかったであろう。

以上十一節ハ齊桓ノ事ナリ。世家テ可言ケレトモ卒ト云ニツイテ云ソ。(巻二、周本紀)

各世家ニアラウスホトニ、今不載ソ。(巻二、周本紀)

此ニ世家ニアルヘシ。春秋ヲモ其時可考ソ。(巻二、周本紀)

これらは周本紀の後半、牧中講の聴き書きに続いて、桃源が抄した部分にあるものであるが、このほかの部分にも同様の文がある。桃源は世家も講抄する意図があり、呉太伯世家の半ばまで講抄をすすめたものである。以上、三つの理由から考えて、呉太伯世家は桃源が講抄したものであると考えて誤りはないであろう。

このように、桃源抄の底本となった史記テキストを考えるには、一応牧中の用いた史記テキストと桃源の用いた史記テキストと分けて考えていくべきである。

4015

なおこの問題に関しては、すでに昭和十三年「東方學報」に大島利一氏の「桃源瑞仙史記抄を讀む」という論文のうちの「三、牧中、桃源の用いた史記」の項で論じられているが、この論據は根本的な誤解に基づいているところがあり、その結論を受け入れることはできない。[26]

A　牧中の用いた史記テキスト

（序から周本紀前半まで、伯夷列傳から司馬相如列傳前半まで、ただし扁鵲倉公列傳を除く）

牧中の講義の抄録がもとになつて成立した部分は、首に集解・索隱・正義の序があり、文中に三家の注を用いているところがある。したがつてテキスト推定の第一条件は、三注合刻本であることである。第二に、列伝の始めが列伝第一老子荘子伯夷、列伝第二管仲晏平仲、列伝第三申不害韓非子の次第になつていることである。牧中のみることのできた史記テキストのうち、この二条件を満たすものは、宋板慶元黄善夫本・元板彭寅翁本の二本である。この二本は三注合刻本として同系統の板本に属してはいるが、正文において両者の文字の異同は少くないし、また彭寅翁本は慶元本にくらべて注がかなり删節されてはいる。しかし史記抄の牧中の講義の聽き書きの部分は、その史記正文の引用は極めて少なく、引用しても二字のみで後は省略されており、また注もそのまゝ漢文で引用することなく、ほとんど仮名書きにされているため、この二本のいずれをテキストとして用いたかという資料を得ることは困難である。たとえば次の例は慶元本と彭寅翁本と異同があるが、史記抄では省略されていて、テキストを推定する資料とすることはできないものである。

「此可謂孚乎」（李斯列傳）謂字慶元本同、彭寅翁本作爲字

此可――アレカ云ニマカセテラセウカト云心ソ。（卷十一、李斯列傳）

4016

「夫士卒蔵家人之子也」（張釋之馮唐列傳）彭寅翁本無卒字、慶元本有。

夫士——此家人ハ庶人也。（卷十二、張釋之馮唐列傳）

このように慶元本と彭寅翁本の異同を見出し得ても、牧中の用いた史記テキストを推定することのできる資料となるものはきわめて少ないが、いま次の九条を指摘し得た。

1 「金木輪環」（三皇本紀）慶元本同、彭寅翁本環字作還。

一曰——宓犧と女媧トノ間ニ火土金水ト五運カ輪環シテ、周而復始ニ女媧ニナッタソ。（卷二、三皇本紀）

この場合、史記抄は彭寅翁本に合わず、慶元本と一致する。

2 「姓子氏」索隠「亦以其母呑乙子而生」（五帝本紀）乙字慶元本同、彭寅翁本作鳦。

乙ノ卵ヲ呑テ生タシ末チヤホトニソ。（卷二、五帝本紀）

史記抄は、索隠注によって解釈しているのであるが、慶元本の乙字と同じである。

3 「采於書詩」慶元本同、彭寅翁本書詩倒。

自成——湯ヨリ後ノ事ヲハ毛詩尚書ニアルヲ取タソ。（卷二、殷本紀）

史記抄は彭寅翁本に一致する。

4 「在縲紲中」正義「晏子春秋云一中略一負薪息於途側」（管晏列傳）途字慶元本同、彭寅翁本作塗字。

晏子春秋ニハ只負薪塗ニイタヲ車ニ載テヰタトアルソ。（卷十、管晏列傳）

ここでは史記抄と彭寅翁本が一致する。

5 「君若不脩徳」（孫子呉起列傳）彭寅翁本同、慶元本君若互倒。

4017

君若今テマリ不脩德ソ。（卷十、孫子吳起列傳）

この場合は、史記抄と彭寅翁本とが一致する。

6「論其行事所施設者」。（孫子吳起列傳）其字慶元本同、彭寅翁本具。

アレトモ其行事ノ施設タル事ヲハ論スルソ。（卷十、孫子吳起列傳）

この場合は、史記抄と慶元本とが一致する。

7「爲堅白同異之辯」（荀子荀卿列傳）慶元本同異、彭寅翁本異同。

堅白異同之辯ト云ソ（卷十一、荀子荀卿列傳）

史記抄は、彭寅翁本と一致する。

8「就變而從時―中略―安得常法」（李斯列傳）就慶元本同、彭寅翁本龍。

龍變　安得――ナニカチヤウトハ定ラウソ。（卷十一、李斯列傳）

これは史記抄と彭寅翁本とが一致する。

9「朝廷見人」（萬石張叔列傳）慶元本同、彭寅翁本人字作之字。

朝廷見之　見人ト漢書ニシタソ。（卷十二、萬石張叔列傳）

これは史記抄が彭寅翁本と一致する例である。

以上九条のテキスト推定の資料をあげたが、うち三条（1、2、6）は慶元本と一致し、六条（3、5、7、8、9、10）は彭寅翁本と一致する。したがつて、慶元本か彭寅翁本かを推定するのはきわめて困難である。しかし、牧中は恐らく彭寅翁本をテキストとして、他本を以て校しながら講義したものであろう。なぜなら、慶元本と史記抄が一致する例のう

ち1は彭寅翁本の「輪還」は「輪環」となつていた方がよいと思われるので、あるいは牧中が講義の際に、他本をもつて「環」に改めたものと考えられる。2についても「配」を講義の際に「乙」と改めたとも云えそうである。6は彭寅翁本が「具」に誤つたのを他本をもつて「其」の字に改めたものと考えられる。こう考えると1、2、6の史記抄が慶元本と一致する例は、牧中が慶元本を用いたとする決定的な証とはならないであろう。桃源抄が彭寅翁本と一致する六条の例のうち、とくに9の例は、牧中の用いた史記テキストが、彭寅翁本であろうとするもつとも重要な証である。この9の例では、もし牧中が慶元本をみていたとするならば、「見人ト漢書ニシタソ」と漢書を引用することはあり得ないのであつて、彭寅翁本が「見之」となつていたからこそ漢書を引用したのであると考えられる。

結論としては、数少ない例証ではあるが、牧中の用いた史記テキストは彭寅翁本であると推定できよう。

B　桃源の用いた史記テキスト

（周本紀後半から孝武本紀まで、呉太伯世家・扁鵲倉公列傳・司馬相如列傳後半から太史公自序まで）

桃源の用いた史記テキストを考証するに、桃源の抄した部分を呉太伯世家とその他の部分とに分けて、論をすすめていこう。何故なら呉太伯世家では集解・索隠・正義の三注がみられるのに、その他の部分では集解と索隠の二注が用いられているのみであるからである。まず本紀及び列伝の部分の史記テキストを考えてみよう。

本紀及び列伝の部分のテキストを推定するための第一条件は、集解・索隠の二注合刻本であることである。桃源は集解と索隠についてはふれるが、正義について言及することはない。たとえば楽本紀

繆公曰――曲席而坐傳器而食　曲席ト云ハ、此ニモ注ハナイカ、語勢ヲ以テ見レハコチニ膝クミニ居テナント、云心

4019

ソ。

と「曲席」に注がないとして以下細かく註釈を加えているが、正義には

按壯在穆公左右相連而坐、謂之曲席也。

と注している。また貨殖列伝には

變名易姓適齊爲鴟夷子皮、（十八史略注ニ、史略云蓋以吳王殺子胥、而盛以鴟夷、今蠡自以有罪爲號也トシタカ此ニハ不見ソ。正義ニハシアル歟。（巻十八、貨殖列伝）

といっているが、正義には注がなく、桃源は正義のないテキストを見ていて「正義ニハシアル歟」といったものである。さらに扁鵲倉公列伝には

索隱正義本ニハナントアルヤラウソ。余カ舊所抄ハ索隱正義ナリ。此一巻ハ舊所抄スルホトニ今抄ソ。サルホトニ本カナサニ、索隱本テ抄スルソ。（巻十三、扁鵲倉公列伝）

といっている。「余カ舊所抄ハ索隱正義ナリ」といっているのは、桃源がかつて正義のある本をみていることを示すものであるが、改めて抄したときには索隱本を用いていることを証するものである（桃源抄で索隱正義本というのは、三注合刻本のことであり、索隱本というのは単索隱本でなく集解・索隱の二注合刻本をさすとみてよい）。

以上のべたように、桃源の用いた史記テキストは集解・索隱の二注合刻本である。桃源の目覩し得たと考えられる二注合刻本は、数種あげ得るが、京大本にある「史記事實」に「史記索隱序」としてある一文は、注16でのべたように実は二注合刻本の元板中統本史記の序である。この中統本の序は、游明本にもあり、したがって中統本と游明本のどちらかがテキストとして用いられたものと考え得る。游明本は中統本の覆刻であるが、しかし文字の出入異同は少なくな

4020

い。いま、その異同によつて桃源の用いたテキストを推定してみよう。

1 「王赧徙都西周」（周本紀――ここは桃源の講抄した部分である） 西字中統本同、游明本城。
王赧徙都西周　ハヤ本の都ニモフマヘテハ、エ不居シテ、西周ニ徙テ都スルソ。（巻二、周本紀）

2 「皇帝作始」（秦始皇本紀） 游明本同、中統本作始互倒。
此本ニハ始作トアルソ。（巻三、秦始皇本紀）

3 「齊王故爲陽虛侯、時病甚」 集解「譏孝王」（扁鵲倉公列傳） 注孝字游明本同、中統本譏平。
齊悼慧王ノ子將鬫ト云人ナリ。卒テ譏平王ソ。（巻十三、扁鵲倉公列傳）

4 「四時應陰陽、重未成、除爲齊王侍醫」（扁鵲倉公列傳） 王字游本同、中統本作國字。
四時――重ハ上ヘハツキニクイソ。下ヘツカハ（ママ）重トヨマウソ。言はヨウモ未ル成ニハヤ齊國ノ侍醫ニナツタソ。四時應陰陽重トヨマウソ。（巻十三、扁鵲倉公列傳）

5 「輶車」（淮南衡山王列傳） 游明本同、中統本輶誤軨
軨車　扶頗反トシタホトニ輶字歟ソ。（巻十四、淮南衡山王列傳）

6 「百穀之筮吉」（日者列傳） 游明本同、中統本筮誤無。
百穀之無吉故周王、此カ不審ナソ。アリサウモナイソ。――中略――サレトモ無吉ハ心得ラレヌソ。アワレ元吉テアルカ誤テ无ト成タヲ無トカイタ歟ソ。ソレナラハ――後略――（巻十七、日者列傳）

7 「嘉參不伐功矜能」（太史公自序） 嘉字游明本同、中統本譏言字。
言參――作曹相國世家第二四。（巻十九、太史公自序）

4021

これらの史記抄と中統本が一致する例は、このほか数多く指摘しうる。こゝにあげた七例のうち3、5、6、7は、いずれも中統本の誤りをおそったものであって、桃源の用いた史記テキストが、中統本であるという確証となるものである。

桃源の用いた史記テキストが中統本であることは、これで明らかになったが、集解・索隠本である中統本を用いていながら、正義の説を用いているところがある。しかし、正義の説を用いたところは、全く例外的な存在であって、たとえば秦本紀・扁鵲倉公列伝貨・殖列伝に各一例みられるのみである。また南化本（黄善夫本）幻雲標記にみられる桃源の史記講義の書き入れのうちにも正義にふれたところがある。

「老子者」（老子伯夷列伝）　正義「外字耳」
蕉講、注外字、人所稱之義乎。

「孔子以爲能通孝道」（仲尼弟子列伝）　正義「解數百乘」
蕉講、注解字未審。

「北破林胡樓煩、築長城」（匈奴列伝）　正義「公奚亘反」
注公奚、講曰處名乎、未審云々。

これらは、史記抄の牧中の講義をもとにして成立した部分に相当し、史記抄にはないものである。桃源の用いた正義は、以前みた三注合刻本からメモしておいたものであろう。いずれにしても桃源は牧中の講義を受け、あるいはみずから講義をしたときには、既に正義の注をみているのであって、史記抄に正義が数条存在するとしても、桃源が用いたテキストが、中統本であることを否定することはできない。

次に呉太伯世家を抄するのに用いたテキストを考えてみよう。すでに桃源の用いたテキストは、本紀・列伝では中統本であるという結論を得たのであるが、呉太伯世家のみは中統本ではない。呉太伯世家において桃源は各処に正義の説を引いて抄していて、本紀・列伝を通じて数条の正義を見出すのみであるのに較べて、全く異なっており、三注合刻本を用いて抄したと考えて間違いない。とすれば、慶元本か彭寅翁本かという問題に帰着するのであるが、史記抄と慶元本・彭寅翁本と校勘しても、慶元本と一致するもの、彭寅翁本と一致するもの、またいずれにも一致しないものがあり、桃源が用いたテキストが何であるかを決定するのはきわめて困難である。まず史記抄が慶元本と一致する例をあげよう。

「呉太伯世家第一」　索隠「得以代爲家也」　慶・彭本重代字、慶・元本家下有者字、彭寅翁本無。
得以代代爲家者也。（巻九）

「呉太伯」　索隠「又是爵但其名史籍先闕耳」　又字慶元本有、彭寅翁本無。
又是爵但其名史籍先闕爾　此十一字カトコヤラウシカトモ不落著様ナソ。（巻九）

「公子光客之」　索隠「而欲反其讎」　讎字慶元本同、彭寅翁本仇。
我カ父兄ノ讎ヲ復セウトテ申ス事チヤホトニ（後略）（巻九）

次の例は彭寅翁本と一致するものである。

「敗之姑蘇」　集解「三年聚材」　材字彭寅翁本同、慶元本林。
呉王闔廬カ三年聚材、五年乃成テ大義ヲ立テ造タル姑蘇臺ヲ敗タソ。（巻九）

次の例は慶元本にも彭寅翁本にも一致しないものである。

4023

「教吳用兵乘車」　慶元本・彭寅翁本同。

楚之亡大夫晉申公巫臣――楚カラシテニケタル大夫ソ。晉ニ奔タカ晉カラ吳ヘ使ニキテ、吳人ニ車戰ヲ教ヘテ楚ヲ伐セウトテソ。（卷九）

「公子光竟代立爲王」　慶元本・彭寅翁本無代字。

公子光竟代立――此ニハ樣モナウ、ヤカテ代立ト書タカ、刺客傳ニハ――後略――（卷九）

以上、吳太伯世家に用いられたテキストを推定するための資料をいくつか挙げたのであるが、決定的な資料を指摘するにはいたらなかつた。またさらに考えねばならないのは次の文である。

人爽持鈹　注鈹兩刀小刃上云ハ難解ソ。アワレ字ハシ寫本カ損タル歟。兩刃小刀ナラハ意得タソ。（卷九）

此并害――害字ハ寫本ナルホトニ字ハシ損タカソ。書ノ字テハシアル歟。（卷九）

この二つの文に「アワレ字ハシ寫本カ損タル歟」・「寫本ナルホトニ」・「楠本可考」とあることを考えると、吳太伯世家を抄する際には、写本を用いたことは明らかである。「楠本可考」といつているところからみると桃源は吳太伯世家を抄するときには、いかなる板本もみていなかつたと考えられる。とすれば桃源が吳太伯世家で用いたテキストは、三注合刻本（慶元本あるいは彭寅翁本）の写本であつて、かなり文字を改めているところがあるといえる。なお次の文中の「寫本」が桃源の用いたものとすれば、史記抄が彭寅翁本と一致する例としてあげることができる。

「王壽夢二年」　索隱「當成七年」　慶元本成下有公字、彭寅翁本成下有功字。

壽夢カ二年ハ魯成公カ七年ニ當ルソ。寫本ニ當成功七年ト書タハ誤タソ。（卷九）

4024

(四) 桃源史記抄にみえる史記異字

史記抄には、古本と呼ばれるものによって、底本としたテキストを校勘し、あるいは、その古本に附せられていた点を古点として用いているところが多い。古本と称されているもののほか、一本・或本とよばれて、校勘に用いられているものもある。これらの校記のうちには、現存の諸板本にはみられない異字を含み、古鈔本あるいは史記古本（南化本・楓山本・三条本等）と一致して、板本以前の古い史記の形を残すものがある。さらに古鈔本・史記古本にもみられず、桃源抄においてのみみられる異字もあり、史記校勘学上、貴重な資料となつている。

史記抄のうち桃源の講抄にかゝる部分には、以上のべたような古本の校記が多くみいだされるが、牧中の講義がもとになつた部分においては、一本・或本などとよばれるものはあるが古本とよばれる校記は一条もなく、たゞ他本との校勘をしるすもの、たとえば

「諸侯咸來賓從」（五帝本紀）

諸侯――咸ハ或ト作ソ。（巻二）

「齊襄王聞雎辯口」（滑稽蔡澤列伝）

聞雎――辯口　有字ノ入タモアルソ。辯有ヒロソ。（巻十二）

のようなものが多い。

牧中が、底本以外のテキストを数本みていたろうことは、その校勘記からおのずと推定されるが、桃源もまた数本のテキストをみていることは、次の文で明らかである。

4025

古本モ二本ナカラ知ニ棄不能ト點シタソ。（巻三）
一ノ古本ニ此ラヲヨクワルク點シタソ。（巻六）

しかし、列伝においては、古本との校勘記はまったくみられない。

桃源がみた数本のうち注目すべきものは、桃源が心華和尚善本とよんでいるものである。すなわち巻十七末に心華和尚善本顧末記としてしるされているものである。

餘素聞有史記秘本曰、若被見借、何賜如焉。曰諾、自玆還一騶借騎、始于列傳、本紀次之、未畢、世故風雨不遂。命也夫。其本乃華自書其首焉。句而朱、點而墨、其分段又以綠者。蓋集我日邦名儒六家之本而大成者也。又書所謂師說者、大率江脊良三家議論苔問如倭教之堅義者、寔天下佳本也。余壯年未讀貨殖傳、故廩空晏如、以故一貧徹骨、質所寫之本於惠山菩提廨典庫。丁亥亂、音耗疏絕、遂爲主庫者所賣却、既已成好事者之有矣。惜哉。雖然欲賣未賣得者、腹羞而已矣耳。心華和尚善本顧末記于此云。

この心華和尚善本とよばれるものは、平安朝博士家の説（師説）、あるいはまた、ひろく諸家の説を集大成したものであって、まことに「天下佳本」であったと考えられ、上杉家蔵慶元本史記（南化本）の訓点・諸説の標記に類似したものであったろうと推測されるのである。桃源が史記抄に記載した古本点など、すべてがこの心華和尚善本に書き入れられていたものによるとは考えられないが、恐らくはこの本によるところ多しとせねばなるまい。丁亥の乱のとき、この本を写したものを失なったと記しているが、本紀には古本・古点など多くの記載があるにもかかわらず、列伝にはこれらの記載がないのはこのためであろうか。

桃源抄のなかには、古本と称されているものと底本との異字のほかに、一本・或本とよばれるものとの異字の記載も

数多くみられる。これら一本とか、或本とかよばれているものも、古本としてあげている異字と同様に、今日みられるどの板本にも一致しないものが多い。またさきに、攷中の講義によつて成つた部分には、古本・一本・或本などと明記されずに他本との異字を記しているもの（以後無名の校記とかりによぶ）があるとのべたが、これらも同様である。いまこれら一本・或本あるいは無名のものなどを、古本との異字と同時にみていこう。実際古本・一本・或本等とよばれるものが厳密に区別されて古本とか一本とか或本とか称せられているとは考えられず、また無名のものが全て特定の一本との異字であるのか、数本との異字が混同されているのかもまつたく不明である。したがつて桃源抄にみられる史記異字をすべて考察の対象として、これらの史記異字が史記の校勘学上どのような価値をもつものであるか、その実際を現存の古鈔本と比較しながらみてみよう。

五帝本紀には、或本との校記が一条、無名の校記が一条あるが、二条とも第二章第一節に説いた古本群の校記と一致する。

夏本紀には無名の校記が一条あるが、古本校記と一致する。

殷本紀には無名の校記が一条あるが、これは高山寺蔵古鈔本と一致する。

周本紀（桃源一人の講抄にかゝる部分）には、古本の異字を記したものが七条、一本との校記が三条で、合計十条を数えるが、十条中の二条が高山寺古鈔本と合わないだけで、八条はすべて高山寺本と一致する。たゞし、高山寺本と一致する八条のうち二条は、中統本の誤りをただしたものなので、高山寺本のみならず他の板本とも一致する。

秦本紀には二十条の異字を記したものがあるが、うち古本は十六条である。古本の十六条のうち、一条のみ天養古鈔本と一致しないが、十五条が天養古鈔本と一致する。古本以外の四条の校記のうち、一本の校記一条も天養古鈔本と一

4027

致する。

高祖本紀では二十二条の異字が載録されているが、そのうち十九条が古本である。古本の十九条のうち十六条が秘閣本と一致する。しかし、この十六条のうち二条は、中統本の誤りを校したもので他の板本とも一致する。このほか一本と無名の校記が一条ずつあるが、これも秘閣本と一致する。

呂后本紀の校記は八条ある。すべて古本との異字であつて、毛利本と一致する。ただし二条は中統本の誤りをただしたものである。

孝文本紀は十三条の校記があり、そのうち十条が古本との異字である。十条のうち六条が延久本と合している。

孝景本紀には古本との異字が一条だけとられているが、中統本の誤りをただしたもので、他の板本とも一致する。

列伝には底本を他のテキストで校勘しているところがきわめて少ない。古本とよばれるものはなく、一本・或本との異字および無名の校記のみある。古鈔本の現存するところは、伯夷列傳・范雎蔡澤列傳・張丞相列傳・鄭生陸賈列傳であるが、このうち伯夷列傳・鄭生陸賈列傳には史記抄に校記がない。范雎蔡澤列傳には、無名の校記が二条あるが秘閣本と一致する。張丞相列傳には或本との校記があるが、石山寺古鈔本と一致せず古本校記(三條本)と一致する。

以上、古鈔本が現存する部分について、桃源抄引古本と古鈔本との関係をみてきたが、呂后本紀における毛利本と桃源抄引古本とが全面的に一致するのを始めとして、桃源抄引古本と古鈔本とが、きわめて近い関係にあるといえよう。また一本・或本の校記、無名の校記は、あるものは古鈔本と一致し、あるものは古本校記(南化・楓・三本等)と一致しているのである。古本校記は第二章第二節でのべたごとくに、現存する板本にみられぬ異字であり、それらは古鈔本との異字を記したものであると考えられるから、桃源抄の引く一本・或本あるいは無名の校記もまた古鈔本との異字であ

ろうと考えられる。

桃源抄にみえる古鈔本との異字と考えられるものは、これだけではない。それは史記抄の底本と校合することによって得られる、次のような異字があるからである。

「孝惠以爲齊王兄、置上坐如家人之禮」（呂后本紀）

孝惠以爲齊王爲兄、置二上坐一如レ家——上坐ト云ヘハトテ、孝惠ヨリ上ニハヨモヲカレシ。只對坐ニ置テ尋常ノ家人ノ禮ノ如ニアイシラワレタソ。君臣ノ禮テアラウスモノヲソ。此ハ齊王ノナント思トテハケカナリ。（巻六、呂后本紀）

毛利本には「兄」の字の上に「爲」の字がある。この「爲」の字は現存のいずれの板本にもなく、もちろん桃源抄の底本である中統本にもない。桃源抄に「爲」の字があるのは、古鈔本によって増したのであろうが、「爲」の字を補なったことについて、史記抄の記事はなく、底本との校合によってはじめて明かにされる異字である。以下同様の例を数条あげてみよう。

「及侯諸侯丞相五人」（呂后本紀）諸本上侯字無、毛利本有。（瀧川考證云及下侯字據古鈔三條本補。）

呂忿——及侯二諸侯丞相一——呂氏ヲ王侯トスル次テニ、諸侯ノ丞相トモ五人ヲ侯ニ封セラル、ソ。（巻六、呂后本紀）

「乘傳詣長安」（孝文本紀）諸本同、延久本乘下有六乘。

張武等六人乘二六乘傳一詣二長安一　此テミレハ六人カ六乘ノ傳ニ乘ストアルホトニ車六兩ト云カヨサウナソ。（巻七、孝文本紀）。

「太倉公將行會逮」（孝文本紀）諸本同、延久本公下有還字。

太倉公還將二行會一逮罵二其女一曰、（巻七、孝文本紀）

桃源抄には、このように底本を改めているところがかなりあり、その改められている文字は、多くの場合、現存の板本

4029

にみられないものであつて、資料的価値は大きいといわねばならない。

(六) 桃源史記抄にみえる正義佚文

桃源抄にとられている正義の佚文は、合計九条を数える。この九条のなかには、史記會注考證及び校補に採録された正義佚文によつて、正義の佚文であると知れるものが三条ある。たとえば

「八月庚申旦、平陽侯宿行御史大夫事」（呂后本紀）

八月庚申旦、平陽侯宿竹律反行ニ御史大夫事一宿ハ曹參カ子ソ（巻六、呂后本紀）

これは南化本、幻雲抄、謙本に

正義曰宿竹律反　幻雲抄作切　曹參子也。

とあることから正義の佚文と判断できるものである。また

「上常衣綈衣」集解「如淳曰賈誼云身衣皁綈」（孝文本紀）

上常衣ニ綈衣一　如淳カ賈誼云身衣皁綈トアルソ。綈ハ厚繒也トテ、アツイツムキ様ナモノソ。（巻七、孝文本紀）

これも南化本・幻雲抄・謙本に

正義曰綈厚繒也。

とあるので正義の佚文とすることができるものである。「正義」として引用されているものは、すべて他の資料にみられるものばかりであつて、桃源抄にのみあるものはない。いずれにしても、桃源抄引正義佚文は数が少なく、すでに千数百条にわたる正義佚文を採録し得た今日、正義佚文に関する限り、その資料的価値を高く評価することはできない。

なお、桃源抄にみえる史記異字の多くが、古鈔本などと校合した結果得られたものと考えるより、すでにある一本に書き入れられていた校勘記があつて、それを引用したのだと考えたほうがよいと思われるのと同様に、桃源抄引正義佚文も、すでに正義の佚文を書き入れてあるものがあつて、それを桃源抄に引用したのであつて、直接正義本をみているのではないと思われる。

(4) 桃源の史記説

桃源史記抄は、史記校勘の資料として価値あるばかりでなく、さらに当時の史記学・漢書学の集大成されたものとして、価値づけられなければならない。

桃源は史記の講義を南禅寺慈氏院にいた牧中からうけた。牧中はその史記説を義堂周信の法嗣であつた大椿周享と江心川首座とからうけている。史記抄巻十三末の識語に

餘嘗就慈氏牧中師學此書(史記)、中(牧中)傳之師叔大椿翁及其兄江心川首座[27]聽漢書於妙智。而上自六經諸史、下至子集、無學不講。況於經教語錄哉。可謂博聞强記矣。唯著述少、雅名不聞叢林、惜矣哉。

と、その史記学の継承についてのべている。

桃源は、牧中から史記を学ぶと同時に、竺雲等連から漢書学を受けた。竺雲の漢書学は大岳周崇より出ている。月舟壽桂(幻雲)は「漢水余波序」に漢書学の主流について概観し、次のようにのべている。まず公家社会の学問について

吾邦以儒爲業者、其家有三矣。世謂之紀傳經傳、經則中家清家之外記掌焉。紀則菅家江家南家掌焉。南家者藤氏也。紀云經云、其家雖異、共承自右大臣正二位吉備朝臣眞備也。凡明經者賢於紀、精紀者疎於經、咸是玉碎而不克全焉。

4031

金陵王文公、笑劉恕耽史而不窮經、固非無故矣。寫以天下歷應仁之變、諸家藝籤、悉委秦燹、然後儒林凋喪、無面受伏生者、何況江家亡既久矣。南家雖在、不嘗傳業、菅家亦綴旒耳。

とのべ、これに続けて、応仁の大乱以後、公家社会の学問に代つて、新らたに学問の主流として興りつつあつた禅林の学問のうち、その漢書学について次のようにのべている。

嗟夫、一百年前惠林泰岳和尚、齢未弱冠、遠關左以學漢書、克窮其說。業成歸洛、至乎遊乎息乎之時、屢講此書、爲槃悔資、授諸的嗣妙智竺雲師。竺雲師相傳而常開講席。於是東西刹之僧、攘袂而趨。吾邦書肆、未嘗此書而上梓、以故筆而點焉。句而點焉。壽星庭甃綿谷、親寫本文幷劉宋新註而略舊註、然其點詳而功既全矣。妙智徒有甕叔陶者、全寫本文而談新舊註、然其點唯及半矣。其餘寫全部者、往々有焉。

禅林の漢書学は大岳周崇に始まり、竺雲等連に至つて大いに発展した。太岳周崇は関東の足利学校に学び、金沢文庫の蔵書を批閲した。後年、東坡詩と漢書を講じたが、その漢書学をうけたのが竺雲等連であつた。竺雲は明に渡つて漢書を学び、古来からの点と異なる新点を用い、漢書瑾といわれるほどの漢書の専門家で、その講筵は多くの禅林学問僧をひきつけた。線谷周慸は竺雲の漢書学を講じ、その講は劉宋新註によつている。綿谷については、史記抄の中で桃源も言及している。[28] また綿谷とならんで、「漢水余波序」には甕叔陶の名もみえる。

「漢水余波序」は、さらに桃源の漢書学が竺雲・綿谷の後をうけたものであり、桃源はまた文摠壽顒・彥龍周興に伝え、幻雲自身も桃源の講筵に欠かさず列したことをのべている。

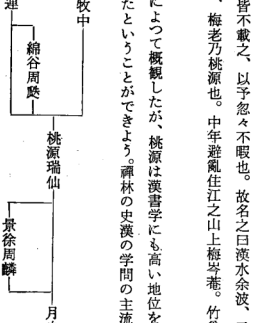
萬年桃源老人、孟歳有癖於遷固之書、就竺雲之與綿谷而學此書。且遭喪亂東西奔波、所聞不及全部、然其所知過於所聞、蓋積學之所致也。文明中興之後、住京之等持、爲綿谷筵文摠講之。始項籍傳、未幾又從鮮于爲傳而講之。所講不

4032

多。後遷勝定先盧、爲亡友興彥龍講帝紀、龍嬰沈痾而逝矣。故帝紀亦半畢焉。老人有講、則予必侍席末。桃源の漢書講は史記講に劣らず創見・卓見にとんでいたことが、「然其所知過於所聞、蓋積學之所致也」の語によつて知られる。桃源歿後、禪林漢書学の中心となつたのは景徐周麟であり、また桃源から史記と漢書を学び、景徐から漢書を学んだ幻雲自身であつた。幻雲の「漢水余波」、すなわち漢書抄は、桃源・景徐からうけた史漢の講によるところ大であつたろう。「漢水余波序」の最後の段に、

桃戚化後、景徐翁爲門人祥雲屋開席。雲爲惠林仍孫、故有此求。予又侍焉。所惜其講唯止於帝紀。翁著帝紀抄、皆用桃老遷史之抄。予昔登二師之門、全聞帝紀、而粗造列傳、所遺頗多。雖然聞桃之史講、吾缺三折、推彼及此、豈無小補。合史漢成一家之書、桃之遺意也。因紬胡天臺通鑑註義、聊加管窺、唐子西所謂八識田中一粟。漢書亦爲來生種者也。且徐翁之所抄、吾本之上所標、皆不載之、以予忽々不暇也。故名之曰漢水余波、示非全瀾也。異日二三子、踵而歸一源、則易辨涓滴也耶。抄中所擧、梅老乃桃源也。中年避亂住江之山上梅岑菴。竹翁乃景徐也。晩年居東京慈照院裏宜竹軒。

以上、禪林の漢書学を「漢水余波序」によつて概観したが、桃源は漢書学にも高い地位をしめ、史漢のいずれにおいても当時の禪林にあつて最高の学僧であつたということができよう。禪林の史漢の学問の主流を図示すれば次のようになる。



4033

桃源の史記抄の最も注目すべきは、従来の史記説・漢書説を合成して一家の説を成したことである。彼はそれまでのように漢書家は漢書のみ、史記家は史記のみを説み、それぞれ史記点・漢書点を用いるという態度をうちやぶり、漢書をも比較しつつ史記を読んだ。桃源が史記点と漢書点とを集成して一家言をたてんとしたことは、さきに引用した幻雲の「漢水余波序」に

合史漢成一家之書、桃之遺意也。

とあるによっても明かであるし、また桃源自身も史記抄において

自今以後、合史漢成我一家之書、不亦宜也哉、取余説者、勿謂窺矣。（巻六）

といっている。当時にあっては、史記と漢書の点を集成しようとしたことは、たしかに新しい研究態度であったにちがいない。

桃源は、多くの漢書点を用いているが、これは単なる字句の解釈にとどまらず、史記と漢書を比較して司馬遷・班固の意図するところの違いにまで理解のはばをひろげることにもなった。たとえば項羽本紀の高祖が項羽と会見して、その非をせめる場面「於是項王乃即漢王、相與臨廣武間而語、漢王數之」について、史記・漢書の違い、また司馬遷・班固の意図するところについて、次のようにのべている。

漢王數之　讓トモ責トモ不書シテ、數字ヲカイタカ面白ソ。漢王ノ羽カ十罪ヲ一々ニ數ヘ立テセメタソ。數ハ責也。所具反テトコテモ數トハヨメトモ、此テハトリワケテ簡要字チヤソ。漢書ニハ漢王數羽十罪語在高紀トシタソ。漢書テハ語在――トヨムソ。史記テハ語在――トヨムソ。此十罪ハ羽ノ身ニカカリタル罪テアルホトニ、此紀ニ專可書コトナレトモ、沙汰モナイハ何事ソ。項羽本紀テアルニ十罪ヲ記スレハ羽カ威光ヲ減スルホトニ、此ニハ不書シテ

4034

高紀ニ書ソ。高祖ノ得天下ハ此十餘ヲ以テ羽ヲ數タニヨツタホトニ、高祖ノタメニハ簡要ナリ。故書于高紀而不書于此紀也。漢書本紀ニ數羽十餘ト書タハ、列傳ナルカ故ニ云タソ。遷固之設意也、可見矣哉。（卷五）

論の当否はしばらくおき、桃源のこの解釈は、文字の訓詁から一歩をすゝめたものといえるだろう。

桃源は、史記を読むに際して漢書点を参照することによって、史記研究をさらに深めたが、また、従来の訓点を用いるにとどまらず、多くの新点を用いている。

「及楚擊秦、諸將皆從壁上觀、楚戰士無不一以當十」（項羽本紀）

及楚撃レ秦——我々ノ壁ノ上カラ觀ルソ。觀ニ楚戰士ヲ無レ不ニ一以當レ十。愚カ心ナラハ、觀ヲハ上句ニ屬セウソ。（卷五）

「愚カ心ナラハ」と新点を示している。観の字を下句に属して読むのは従来の点である。

「莊則入爲壽、壽畢曰、君王與沛公飲、軍中無以爲樂請以劍舞」（項羽本紀）

莊則——君王與ニ沛公ニ飲軍中ニ——ヲレカ心ナラハ、與ニ沛公ニ飲トヨミキツテ軍中ニ無以爲レ樂請以レ劍舞ト軍中ヲハ下ヘ屬シタラハヨカラウソ。古本ノ點カワルイソ。漢書高紀ニモ壽畢曰軍中無以爲樂——トテ上ノ語ハナイホトニ、下ヘツカイテハカナワヌソ。軍中ヲ上句ニ屬シタハノサケナソ。（卷五）

これは古本の点は軍中の二字を上句につけているが、桃源はこれを下句に属すべきであると、漢書を援用してのべているのである。

「又惡負約恐諸侯叛之」（項羽本紀）

又惡レ負レ約恐ニ諸侯叛之一、言ハ沛公ヲヤヲチ殺シタケレトモ、サフスレハ負約カワルイソ。ナセニナレハ、信カナ

4035

イトテ諸侯カ皆叛カセウスラウソ。漢書テハ又惡負約恐——其モ惡ト云字カサフハアリサウモナイソ。愚カ意ナラハ、又惡負約恐——ト讀タラハヨカラウソ。（巻五）

これも従来の史記・漢書点を批判して、新しい訓点をつけたものである。ちなみに南化本幻雲標記に「蕉新點　惡ト負ト約ト恐諸侯叛ト之」とある。要するに、桃源抄の点は、古本点（博士家の点）を根底としながら、それを批判し、あるいは漢書点を参照し、新点を加えて成ったものであるといえよう。

以上、桃源の史記説の一、二についてのべたが、単に訓読についての問題にとどまらず、多くの創意・創見をふくみ、今日なお聞くべきものがあり、今後、更に徹底的な研究を必要とする資料である。

注1　周易抄（百四機）舟橋家旧蔵京都大学図書館蔵

注2　「余嘗觀慈氏牧中師學此書、中傳之師及大唯嶺及其兄江心川首座、聽漢書於抄智、而上自六經諸史、下至子集、無學不講、況於經教（三字原抽印本無）耶録蔵、可謂博聞強記矣。所恨者、唯筆墨少、雖名不聞遐林、惜矣哉。（史記抄巻十三識語）「余曾感叢社人場屋之人、例皆其學不術、故以此書爲業、自學此以來、看書無饒讀者、実牧中師之恩也。」（記抄巻十三識語）

注3　「嗚呼乎、學之之日、已餘二十年也、髪禿齒缺、無所成者、一箇閑道人、不得藏得耶、文明八年丙申中多多至之後二日書」（史記抄巻十三識語）

この記事の書かれた文明八年から二十余前は、庚正から長禄のころにあたる。

注4　「抄智北禪二老之在天下、猶三光五岳之於天地之間、誰不仰瞻哉、況於三十年餘炙升其堂室、親受講磨、則奎壁小星、皆無非其有發明、展處空疏紙、東須糊爲業、而處空雖有破焉、須彌維有亮焉、不能書二老之恩之萬一。」（易抄巻十一識語）この識語は、文明七年九月十八日に記されており、文中の「三十年」の語と考えあわせると、竺雲・瑞渓に学んだのは文安年間のことになる。

注5　「余嘗親領日覆（史記）之師之講筵、聽漢書（史記抄巻六識語）

注6　「余曾侍玉渓禅規講席之日、略得聞説」（易抄巻十三識語）玉渓の禅規の講は「百丈清規賓梯抄」として現存する。桃源抄の各所に引かれている清規は、このとき学んだものである。

注7　「余之言、乃白雲・北禪・玉渓三大老及一條台閣・清家諸老輩之意也。（史記抄巻十九識語）また「日本ノ大外記壬生松庵法名常忠ハ得講書ニ詠第一の名譽ナリ。前關白一條殿下ハ文ヲ古今無双ノ名儒也。余曾陪其講筵親聽緒論矣。」（易抄五）

注8　横川の「東嶽集」によって知られる。

注9　易抄識語による。

注10　易抄の識語（巻十六）に、文明八年一月廿日に史記のある巻を抄し、二十一日にそれを講じていることがみえる。

注11　史記抄巻一の識語は、文明十二年季春廿又九日である。

注12　月舟寿桂（幻雲）の「桃源外集序」に、桃源が舊落したのち遺書の講をひらき、幻雲が桃源の漢書の講をきいたことが記されている。

注13　桃源瑞仙の評伝については、すでに昭和九年新村出著、傳記考」に発表されている。

注14　湯沢幸吉郎著「室町時代言語の研究」（第三章解題、(2)史記抄）に次のようにのべられている。「同名の書は他にもあるが、ここには東京帝國大學國語研究室に藏せられた「寛永三年閏四月下旬除山玄佐板行」の史記抄（自總序至第十九巻）十八巻を採つた。但しこれは巻二が缺本になつて居る爲、同巻だけは同大學圖書館に藏せし史記抄によることにした。圖書館本は全二十冊、首巻は二冊あつて一は他と内容が全く同じであるが、ただ「史記概略」と云うのが添えてあつた。外題は慈照院三代目周麟侍史和尚の筆跡で、本文は抄者たる同院二代目桃源和尚自筆本と頽せられ、貴重本として取扱われた居たものである。尚國語研究室には「史記抄」と題した一冊の寫本があつて福島喜公利伝を注してあつたが、内容は圖書館本と同一であつた。これ等は何れも震災で燒失したはずである。」

注15　諸橋博士古稀祝賀記念論文集所収、「史記古注攷」抄歩本篇目表に京大本十九冊として報告したが、史記事実を入れて二十冊になる。

注16　「索隠序」と題するが、索隠の序ではなく、元板中統本史記の序である。末尾に「中統二年季望日校理張晏補題」と記されている。桃源抄の中で集解・索隠二注本である中統本を索隠本とよんでいるから、索隠本の序という意味で中統本の序を索隠序といったものである。

注17　「古今集流論」（前集・後集・続集・別集各十巻）、宋林鈞編。

注18　史記概要の内容は、次のようなものである。

問目、史記者記何事耶。答曰（略）

問曰、今史記何史所記耶。答曰（略）

問曰、一朝一姓何爲名何集上下數千歳事錄此書耶。答曰（略）

問、一部卷數幾耶。答云（略）

問、本紀云何故耶。答云（略）

問曰、表十卷記何事耶。答云（略）

問曰、八書者何事耶。答曰（略）

問曰、世家三十卷記何事耶。答云（略）

問曰、列傳七十卷記何事耶。答云（略）

五帝之事多有異說（略）

太史公、此條最緊說也（本朝先便各存異義、宜依本書之證據、仍勘之。――原文双注）一說（略）（これは南化本標記にもある）

孝武本紀非司馬遷撰事（略）

注19　第一冊、第八冊全文、及び各冊の題後は宜賢の自筆である。

注20　「讓」は、伊佐早謙氏である。

注21　三ケ尻油印本に本業の影印があるが、説明に「巻十二之初」とあるのは、巻十二の末の誤りである。同文の書き入れが二箇処にあるため混同したものである。

注22　米沢市立図書館蔵珍書目録に「古寫本、本文中に永正十二ヨリ十四年寫了トアリ。第二、三、十六ノ三巻、卒假名交リ十一行、中及小字行書漢者數名、八百十二丁、大本、原製箔色表紙、毎巻「米澤藏書」ノ朱印ト捺ス、目次及ト巻數ノ有セヌ史記評林ニヨッテ目次

4037

ヲ見ルニ評林ニナキモノ數項ヲ有ス」といっているが、第二、三、五、十六の四冊が桃源抄である。筆写年代の記入のあるのは、皆幻雲抄であって永正十三、四年の写本である。また目録に史記評林と比較すると評林に無いものがあるとするのは、幻雲抄にあるもので、目次でないものの目次と誤ったものである（このことは史記古本攷にすでにのべた。また米澤善本の研究と解題」昭和三十三年八月にも補説した）

注23「史記古本攷」参照。

注24「余嘗就惡氏牧中學此書（中略）中井此巻辭曰、不審曾而可傳之乎、余頗而講之、不得已而講而已。大半不可曉。余所聽抄抄、獨此巻不抄、以猶師受也。季玉藏主使余讀此史。適至四十五之卷偶焉。即取一冊部醫書讀青苧、與季玉相讀抄以補其缺、亦不得已之意也。余嘆々于此、以假名字而書歟四十載。宜哉、余之著述之不上乎人眼也」（巻十三識語）

注25　牧中の講義の聴き書きのなかでも桃源が補なっているところがある。たとえば巻二で「太子誦立――此以上『武王ノ紀ノ所ナル補遺ナリ』として重複して抄しているところがあり、また聴き聞きの部分において「余謂云々」等のことばが随所にあるが、それは桃源が補なったものである。これは南化本幻雲標記に余の字の傍に蕉子子、或いは桃源と細字で注するものがあることから明らかである。たとえば、列伝四十七の述賛で「意氣軒昂」「余謂是也」の余の字の傍に「蕉子子」と注し、また列伝五十で「抄皇帝即――近キタウセイカ、ソチモチット遠余セヨソ。余按文勢漢皇帝若不欲伺似近襄蠱、則且匈奴語吾宜民遠舍。此義豈不是哉」の余の字の傍に桃源と注しているのは、その例である。

注26　大島氏は、桃源抄の底本を推定するにあたって、楓山本を影寫資料本であると誤解し、また米澤善本を以てしており、論証につかわれた部分にはたまたま景印の際改められているところがある。このような誤解の上に立った論証は受け入れることができないのは当然である。なお「史記古本攷」でもこの問題に触れたが、牧中の講義の抄によって成った部分と桃源自身の講抄によった部分とを混同する誤りを冒した。改めてここに再論する次第である。

注27「中傳之師叔大禅翁及其兄江心川首座」について。牧中が大禅翁と江心川首座に伝えたのか、大禅翁と江心川首座から牧中が伝えられたのか、二様の解釈が可能である。足利行述氏はその著「續貴重室町時代之儒教」に牧中が大禅と江心川首座に伝えたと解釈しておられる。これに対して、芳賀幸四郎氏はその著「中世禅林の学問文学に関する研究」において、大禅と江心川首座から牧中に伝えられたと解して、「問題は牧中が大禅から伝えたというのか、大禅へ伝えたというのかである。足利氏はこれを後者の意味に解しておられるが、特に『師叔大禅翁……』とあるところからみて、又その年齢上の関係からみて前者に解釈するのが正しいと信ずる。」と説明されている。こゝで芳賀氏の説にしたがったが、芳賀氏のあげた二つの理由のほかに、桃源抄の牧中講の聴き書きの部分にしばしば大禅の説が引かれていて、それは大禅から牧中に伝えられたと解すべきであるということをここにつけ加えておく。

第四節　幻雲史記抄

(一)幻雲について

寿桂子は月舟、幻雲、又は中孚道人といい、長禄四年（一四六〇）京都に生れた。幼時、乱を避けて江州にあったことがあり、これが為か本朝高僧伝（巻四十四）、延宝伝燈録（巻三十三）等をはじめ、諸伝に江州の生れと誤り伝えられている。江州磯野の楞厳寺に乱を避けて仮寓中であった正中に従学した。

月舟の文明五年（十四歳）掛錫のときは、正中が江州の兵乱を避けて、京都に入った時であり、以来正中の明応元年入寂の時まで常に随侍してその法を継ぐに至った。

正中は京師にあつて天隠竜沢の城北の仮寓に隣接する草蔵に居つて親交があり、月舟は深くその感化をうけた。明応八年秋から翌九年春まで[1]丹波の願勝寺に兵乱を避けるなど苦難の時を過した。永正六年越前の弘祥寺に住し、翌七年五十一歳をもつて建仁寺二百四十六世に住した。爾後大永五年に至るまで住した。その間、永正十五年には越前善応寺に赴き、大永元年南禅寺の帖を受けたが、天文二年（一五三三）、七十四歳をもつて晩年に創建した一華院に寂した。法嗣に継天機芳がある。

遺稿に語録三巻、幻雲詩稿三巻、幻雲文集三巻、幻雲疏稿一巻、錦繍段口義五巻、続錦繍段一巻、山谷幻雲抄二十二冊、史記幻雲抄八冊等きわめて多い。

幻雲は桃源の漢書の講義にはつねに列したと「漢水余波序」に記しているが[2]桃源の史記講義も聞いたと考えられ

4039

る。それは本章第三節(四)桃源抄補遺でのべたように、幻雲が桃源の史記の講義のおぼえ書きを、南化本或いは幻雲抄に書きのこしているからである。しかも幻雲が桃源の史記の講筵に出席した時期場所などは明らかではない。

なお、桃源の山上での史記の講義は、文明八年にすでに始まっていたが、この文明八年は桃源四十七歳、幻雲十七歳のときである。また桃源が延徳元年六十歳で示寂したとき、幻雲は三十歳であった。

幻雲抄の成立の時は明らかではないが、次にのべる両足院本の筆写年月の記載によって考えるに、永正十一年（一五一四、幻雲五十五歳）以前にすでに抄されている。また幻雲抄は、両足院本に「史紬」と題されていることから、もと「史紬」と呼ばれていたものであろう。

(三)幻雲史記抄諸本

幻雲史記抄は現在次の三本がみられるが、いずれも写本である。

1　建仁寺両足院蔵本
2　米沢市立図書館蔵本
3　足利学校遺蹟図書館蔵本

1　建仁寺両足院蔵本（図版一八・一九参照）

八冊。各冊の首に「史紬」と題されている。表、書はなく、本紀も殷本紀までなく、世家もまた第一、第二を欠いている。周本紀、蘇秦列伝は、巻首の「周本紀」「蘇秦列伝」の標題のほか、巻中にもまた同じ標題が再出して前後二篇の形をとる。[3] これは周本紀第四と蘇秦列伝第九の二篇のみには、師説や博士家の説を主とする注釈を集めた同標題のし

4040

かも異質の一冊が附加されているとも考えられるのであるが、如何なる理由によるか明らかでない。

第一冊　周本紀――孝武本紀
第二冊　世家第三――第三十　第二冊首葉標題の下に「世家自第三至卅　第二二巻無別本仍不抄之」とある。
第三冊　列伝第一――第十
第四冊　列伝第十一――第二十
第五冊　列伝第二十一――第二十四
第六冊　列伝第二十五――第四十五
第七冊　列伝第四十六――第五十七
第八冊　列伝第五十八――第七十

原本は、三条西公条が、父実隆の命により永正十一年（一五一四）から永正十四年（一五一七）にかけて筆写したものである。すなわち列伝第七十の末に

永正十二年仲冬廿日　跪承聴雪之尊命聊記幻雲之秘伝者也
大宰都督　判

とある。聴雪は三条西実隆の号、大宰都督は公条である。[3]

両足院本はこの三条家の本を、天正二年（一五七四）に林宗二（明応七年一四九八―天正九年一五八一梅仙東逋の父）が筆写したものである。第二冊世家第三十末に次のように記されている。

永正十四年仲秋廿日写之并校一部点了

4041

暫日求自書可清書之　　都督判

天正弐年霜月廿五日　三条西殿御本申出令書写了

月舟和尚御抄也　　宗二花押

このほか原本筆写の年月を記しているものは次のごとくである。

第一冊　秦本紀の末に

右愚本漏脱之処如形写留　他日以暇日可出入之者也

永正仲秋第七

同じく秦始皇本紀の末に

永正十三年孟冬廿五日了

同じく項羽本紀の末に

永正十三年十一月廿二日了

同じく高祖本紀の末に

永正第十三臘十一日雪中馳筆了

同じく呂后本紀の末に

永正十四年正月廿三日於灯下終功了

同じく孝文本紀の末に

永正十四年正月廿九日了

同じく孝景本紀の末に
永正十四、二、二日了
第四冊　列伝第十九の末に
永正十一、十一、廿八了
同じく列伝第二十の末に
永正十一、十二、五日了
第五冊　列伝第二十三の末に
永正十二、正、廿六了
同じく列伝第二十四の末に
永正十二、二、二日終功了
第七冊　列伝第五十一の末に
十二、十、十四了
同じく列伝第五十七の末に
永正十二、十、廿九日了
第八冊　列伝第六十三の末に
永正十二年十一月十日終功畢

以上の筆写年月の記載をみると、原本は列伝・本紀・世家の順に写されていつたものである。

4043

2　米沢市立図書館蔵本（図版一六・一七参照）

十二冊。もと桃源抄と共に十六冊として蔵されていたものである。

第一冊　周本紀―項羽本紀

第二冊　高祖本紀―孝武本紀

第三冊　世家第三―第三十

第四冊　列伝第一―第七

第五冊　列伝第八―第十

第六冊　列伝第十一―第二十

第七冊　列伝第二十一―第二十四

第八冊　列伝第二十五―第三十二

第九冊　列伝第三十三―第三十八

第十冊　列伝第三十九―第四十五

第十一冊　列伝第四十六―第五十七

第十二冊　列伝第五十八―第七十

筆写年月の記載は、秦本紀・秦始皇本紀・項羽本紀・高祖本紀・呂后本紀・孝文本紀・孝景本紀・列伝第六十三の末にそれぞれ両足院本のものと同一のものがある。このほかに奥書き等はないので、伝来その他は不明であるが、秦本紀に「右愚本漏脱之処云々」と両足院本と同じ記載があり、また筆写年月の記載は少いけれども両足院本と同じであるこ

4044

とから三条家の写本から転写されたものと考えられる。

両足院本と比較してみると、内容の出入はないが、筆写は数人の手になり、且つ誤字脱字などかなり目につき、両足院本より劣るといわねばならない。

なお滝川博士は、米沢文庫に蔵せられていた桃源抄と幻雲抄が「史記桃源抄共十六」としてまとめて蔵せられていたために、桃源抄と幻雲抄とを混同してしまい、すべて桃源抄として考え、手沢本にも「以桃源抄校」と書き入れられている。したがつて史記総論に「幻雲標記桃源抄」と記されているのは幻雲抄のことであり、また考證に引用する桃源抄はすべて幻雲抄の誤りである。

3　足利学校遺蹟図書館蔵本

四冊。米沢本と同じくもと桃源抄と共に十六冊として蔵されていたものである。第一冊は秦始皇本紀より孝景本紀、第二冊は列伝第二十一より第二十四、第三冊は列伝第二十四より第三十四、第四冊は第三十六から第四十五までとなつている。行字数とも米沢本と全く同じであつて、筆写年代も両足院本と同じ個所に、それぞれ同一の記載がある。米沢本と行・字数・提行の個所など全く同じであり、米沢本と同一の親本から筆写されたものであろう。

(三)　幻雲抄と南化本標記及び英房史記抄との関係

―幻雲抄の成立過程について―

第二章第一節ですでにのべたように、上杉家蔵黄善夫本史記（南化本）には非常に多くの書き入れがあり、その書き入れは幻雲所蔵に帰する以前すでに書き入れられていたものと、幻雲及びその弟子によると思われる書き入れと、大略二種類に分けられる。この南化本の標記は幻雲筆のものに限らず、多くの標記が幻雲抄と重複しており、幻雲抄ときわ

めて密接な関係がある。以下南化本と幻雲抄との関係について考察してみよう。

南化本標記のうち幻雲の筆で標記されている左伝、漢書、通鑑、黄氏日抄、困学紀聞などは、幻雲抄には記載されなかったり、あるいは「通鑑一」などとして省略されるものがかなりある。しかし師説など博士家の諸説、あるいは「幻謂」・「私謂」など幻雲の史記説は、そのほとんどが幻雲抄にもある。たとえば次の例の如きがそれである。

「呂后本紀」の首

幻謂漢書第二惠帝紀第三高后紀也。通鑑十二之末（有高帝紀三下五字傍注）有惠帝紀十三有高后紀。蓋縄公組固而不組遷矣

「元年將軍襄驚擊定之」（秦始皇本紀）

幻謂元年乃即位明年也。

「六日卒諡曰孝王」（梁孝王世家第二十八）

幻謂史記本紀并孝王列伝通鑑記孝王死曰薨。

「人有獻善馬者（中略）人有獻諛者」（孟荀列傳第十四）

人有ㇾ獻ㇾ善馬者　幻新點、幻謂與人有獻善馬者之語作對讀之可乎。

このような南化本標記と幻雲抄とが全く同じであるもののほか、さきにもふれたように南化本の標記の一部が省略された形で、幻雲抄に記載されているものが多い。たとえば伯夷列伝の巻首に標記されているものと、幻雲抄（米沢本）とを比較してみよう。（　）内は幻雲抄には一をもって省略されているが、南化本にはあるものである。

「史記列伝第一」

張守節論史例曰　古者帝王（右史記言　左史記事　言爲尚書　事爲春秋　太史公兼之　故名曰史記　并採六家雜說以

成一史　備論君臣父子　夫妻長幼之序　天地山川　國邑名號　殊俗物類之品也　太史公作史記　起黃帝高陽高辛唐堯虞舜夏殷周秦　記于漢武帝天漢四年　合二千四百一十三年　作本紀十二　象歲十二月也　作表十　象天之剛柔十日以記封建世代終始也　作書八　象一歲八節　（南化本傍注云二至二分四時八節）　以記天地日月山川礼楽也　作世家三十　象一月三十日三十輻共一轂（ノヲトモヲ）　以記世禄之家　輔弼股肱之臣　忠孝得失也　作列傳七十　象一行七十二日　言七十者　擧全數也餘二日　象閏餘也　以記王侯將相英賢　略立功名於天下可序列也　合百三十篇　象一歲十二月及閏餘也　而太史公作此五品　廢一不可　以統理天地　勸奨箴誡　爲後人之楷模也）

小司馬補史記序　本紀十二　象歲星之一周云々　七十列傳（取懸車之暮齒　百三十篇象閏餘而）成歲　幻謂　五品所配之義　小（司）馬張守節三品同而二品異矣　而守節本紀十二　象歲十二月之說　重複于未所謂百三十　象一歲十二月及閏餘也　然則用小司馬本紀十二象歲星之一周之義乎　裴駰集解序（注）云又其是非頗謬於聖人其住（南化本云又以下十二字無）　正義曰　而固作漢書與史記同者　五十餘卷（讓写史記少加異者　不弱卽劣　何更非刻史記　及是後士妄非前賢　又史記五十二萬六千五百言　叙二千四百一十三年事　漢書八十一萬言　叙二百二十五年事　司馬遷引父致意　班固父脩而蔽之　優劣可知矣）

幻謂　小司馬張守節皆唐明皇時人也　而索隱不知正義　正義不知索隱　各出己意而住正之（南化本住正之三字作注三字）　今合索隱正義爲一本者　出于何人手哉　蕉了翁亦未辨焉　況其餘哉　吾邦有索隱本　有正義本　索隱与此注所載大同　正義者此注所不載者夥　故諸本之上書之　唐三体詩天隱注于前季昌注于後　季昌天隱互不相知　而後人以二人注合爲一編　且以天隱爲本注　以季昌爲增注　則天隱詳而季昌略矣　卽以絶句爲第一巻者也　以季昌爲本注　以天隱爲增注　則季昌多而天隱疎矣　卽以五言八句爲第一巻者耶　然世不識合兩本爲一本者姓名也　史云詩云　廣略淺深　雖有其意　其例

4047

可攀焉耳

幻謂蕉了翁所撰史記源流記玉藻云　天子言則左史書之（動則右史書之　又源流注云張守節論例云　古者　帝王右史記言　左史記事　言爲尚書　事爲春秋云々　易有三名　變易也　不易也　簡易也　變易者也者　陽成陰陰成陽也　不易也者　天在上　地在下也　簡易也者　無爲而爲也云々　玉燥以變易論之　守節以不易說之　兩俱得矣）

この例で明らかなように、南化本の標記は非常に詳細であるが、幻雲抄では簡略になつている。

南化本標記と幻雲抄のいずれにもあるもの、あるいは幻雲抄に省略されて記載されているもののほか、南化本標記にのみあつて幻雲抄にないものがある。さきにのべたように左伝・漢書・通鑑・困学紀聞・黄氏日抄などの引用文は、南化本標記にあつて幻雲抄にないものは多いが、幻雲の説で南化本にあつて幻雲抄にないというもの、たとえば次の例のようなものは非常に少ない。

「其老親豈有ㇾ不ㇾ自脫溫厚肥美以齎送飲行戍ㇾ乎」（匈奴列傳第五十）自脫ㇾ溫厚美ㇾ新點、幻謂史記家古點、以脫字爲能字訓、出處未審、漢書脫作奪、以奪字義推之、則脫略義也。言老親脫略吾所用溫厚肥美食物、齎送于彼行戍者、令之飲食也。韻會易未韻、兩處出脫字、無能善等義。

「非已死矣」集解「取世監門子梁大盜趙逐臣與同社稷之計」（申韓列傳第三）

幻考小板家本削取世二字。

またこの例と逆の次の例のようなもの、すなわち幻雲抄にあつて南化本にない例はきわめて少ない。

仁壽元年四月五日始讀文選　齊衡二年三月廿一日了

天安元年八月廿九日始講漢書　貞觀六年六月三日了

江相公大枝朝臣音人貞觀六年正月十三日任參議　同八年十月十五日改大枝爲大江朝臣

賀家賀茂保胤　陰陽博士　忠行二男保憲大內從五上　出家法名寂心號內記聖人儒學天文曆術宿曜大竺諸道才人改姓慶滋　良家——良峰安世　桓武天皇御子　延曆四年以已生少好鷹犬騎射自餘伎藝皆稱多能　比及成立始讀孝經捨書而嘆曰名経書極其任玆乎　延曆廿一年十二月廿七日特賜姓良峯朝臣　母右京　天長年七月六日薨四十六七月紹贈正二位藏人　以六年參議　六年中經言　八年右大將　八年大納言　三年安世宗良花山僧正　藤家——佐世宇合五世孫大枝音人相承右大弁文章博士　昌泰元年廿七卒　藤氏儒士始也（秦始皇本紀）

このような南化本標記と幻雲抄との関係をみてみると、次のようにいえるだろう。すなわち幻雲の手沢本である南化本の夥だしい標記（幻雲標記に限らず、南化本が幻雲の所蔵に帰する以前すでに標記されていたものも含めて）の中から抄出され成立したものである。そして抄録の際には撰択整理と一部の補足がなされている。

幻雲抄と南化本標記との関係は以上のごとくであるが、幻雲抄はまた英房史記抄とも関係がある。以下英房抄が幻雲抄の成立過程においてどのような役割をなしているか少しく考察してみよう。考察の対象は幻雲抄は本紀・世家・列伝のみ、英房抄は本紀・書のみであるから、両者に共存する本紀に限られる。

幻雲抄と英房抄との関係は、採録している集解・索隠・正義の三注においてみられる。すなわち、英房抄は三注を採録する場合に、いずれにも偏することなく引用しているが、幻雲抄ではほとんど索隠と正義とに限られ、また索隠と正義では正義（とくに正義佚文）が圧倒的に多い。このような幻雲抄と英房抄の三注の採録状態において、幻雲抄引三注と英房抄引三注は、一、二の例外を除いて全く重複しない。さらに重要なことは、英房抄に注の一部を引用しているとき、幻雲抄では、その一部を除いた他の部分を引用していることである。

4049

「二年初伏」集解孟康曰、六月伏日初也。周時無至此、乃有之。正義　六月三伏之節起秦德公爲之。故云初伏。伏者隱伏避盛暑也。曆忌釋云、伏者何以金氣伏藏之日也。四時代謝皆以相生。立春、木代水、水生木。立夏火代木、木生火。立冬水代金、金生水。立秋以金代火。故至庚日必伏。庚者金。故曰伏也。「以狗禦蠱」集解　徐廣曰、年表云初作伏、祠社磔狗邑四門也。正義　蠱者熱毒惡氣爲傷害人。故磔狗以禦之。年表云初作伏、祠社磔狗邑四門。按磔讁也。狗陽畜也。以狗張磔於郭四門、讁郤熱毒氣也。左傳云皿蟲爲蠱。顧野王云穀久積、變爲飛蠱也。（秦本紀）

〔英房抄〕二年初伏以狗禦蠱。孟康曰六月伏日初也。周時無至此乃有之。徐曰初作伏、祠社磔狗邑四門也。正曰蠱者熱毒惡氣爲傷害人。故磔狗以禦之。（「狗」の字の下に「陽畜也」と細書す）

〔幻雲抄〕二年初伏　孟康云々　正義曰六月三伏之節　―中略―　故曰伏也。以狗禦蠱　徐廣云々、正義曰蠱者云々、年表云　―中略―　變爲飛蠱也。

ここにあげた英房抄と幻雲抄を比較してみると、「初伏」の集解は英房抄にあって幻雲抄に省略されており、正義は英房抄になく幻雲抄にあり、また「以狗禦蠱」の集解は英房抄にあって幻雲抄に省略されており、正義は英房抄に採録されているものは幻雲抄では省略し、英房抄に省略されているものは幻雲抄で採録している。

このように、幻雲抄は英房抄に引用されている三注と重複しないよう意識的に三注を刪節しているのである。このことは、幻雲抄を筆写したものが、英房抄を座右におき、それを参照しつつ筆写したのだと考えられる。この英房抄を参照したのは、幻雲抄を抄録したときか、幻雲抄を転写したときか明らかではないが、恐らく三条家で幻雲抄を写した際に行われたのであろう。なぜなら三条西実隆は英房の蔵していた彭寅翁本を筆写しており（三条本）、このことは三条家で英房抄を実際にみたのだという想定を十分可能にするものである。さらにまた、幻雲が南化本標記などで英房に全く

ふれることがないのは、幻雲が英房抄を実見していないことを示す一証左であろう。こう考えてくると、幻雲抄の原本には「索隠云々」「正義云々」などと省略されることなく、三注をかなり詳細に引用していたとみるべきであり、それが三条家で転写する際、英房抄を参照しつつ、英房抄にある三注を削っていったといえるのではなかろうか。しかしこの考えは、あくまで推測にとどまるものであって、確証をあげるには至っていない。

(四) 幻雲史記抄にみえる正義佚文

幻雲抄の資料としての価値を高からしめる要因の一つは、幻雲抄にみえる正義佚文である。瀧川博士の正義佚文輯集は、幻雲抄をその資料の一つとしてなされており、すでに、史記會注考證には幻雲抄にある正義佚文の大部分が採録されている。しかし史記會注考證が載するもののなかには正義佚文と考えられないものもあり、また幻雲抄にあっても採録されていないものも若干みられる。いま校補に採録した幻雲抄の正義佚文は、総計九四五条、本紀に一〇二条、世家に一〇条、列伝に八三三条を数える。

幻雲抄にみえる正義佚文は、おおむね南化本標記にみえるのであるが、しかしごくわずかではあるが、幻雲抄にあっても南化本標記にみえない正義佚文がある。たとえば次の例がそれである。

「涉河取韓安邑、以東到乾河」(白起王翦列傳第十三)

韓河源出絳州絳縣東南敫山、南流注河。其(高梅本其字作是)水冬乾夏流。故曰乾河。(幻雲抄對高麗)

「作孟子七篇」(孟子荀卿列傳第十四)

孟子有萬章公明高等、孟軻撰、趙岐注。又一本七巻劉熙撰。又一本九巻綦母邃撰也。(幻雲抄對高麗)

4051

「昭王擁彗先驅」（孟子荀卿列傳第十四）

彗帚梅本有箒字也。擁彗則執帚曲腰掃也。言昭王向曲腰若擁彗先驅之類。幻雲別躍

これらの例でもわかるように、幻雲抄にあって南化本標記にない正義佚文といっても、他の古本標記のいずれかにはあるのであつて、幻雲抄のみにみられる正義佚文はない。

幻雲抄の正義佚文は、ほぼ南化本標記よりとられているのではあるが、南化本標記中の正義佚文は、幻雲が標記したものと、南化本が幻雲の所蔵に帰する以前にすでに標記されていたものがある。いずれの標記にあつても、単正義本より写されたものであろう。南化本の伯夷列伝の巻首に幻雲は次のように標記している。

幻謂、小司馬張守節皆唐明皇時人也。而索隱不知正義、正義不知索隱、各出己意而作注焉。今合索隱正義爲一本者、出于何人手哉。蕉了翁亦不辨焉。況其餘哉。吾邦有索隱本、有正義本、索隱與此注所載大同。正義者此注所不載者歟。故諸本之上書之。

この幻雲標記によれば、此注（この標記のある南化本＝黄善夫刊三注合刻本）にある正義より、正義本の注が夥しく多いので、正義本によつて当時すでにいくつかの本に三注合刻本にない正義が標記されていたのである。前述のように、南化本には幻雲の所蔵に帰する以前にすでに標記されていたと考えられる正義佚文があり、南化本もまた上に引用した幻雲標記のいわゆる「諸本」の一つとみることができよう。南化本標記中には、幻雲自身の手によつて正義佚文が相当数補足されているが、この幻雲標記も恐らく単正義本より幻雲自身が採録したものと考えられる。幻雲が実際に正義本をみていたことは、次の南化本標記の例によつても確認されるであろう。

「貫頤奮戟者」（張儀列傳第十）の欄外標記に

正義貫頤奮戟　劉伯莊云以兩手持矛面直入敵、言其勇也。執戟奮怒而趨戰（幻謂此注不引是與索隱似兩義故今引之）

とある。

「餘粱（慶彫洪本「肉」）（孟嘗君列傳第十五）」の欄外標記に

正義云粱成粟又成粱。

と標記されており、この正義の「粱」字の傍に細字で

幻所見正義異之。

と書き入れられ、また改行して「正義粱粟」とある。[5]

以上の例から推してみるに、幻雲抄にみられる正義佚文は、南化本標記中より採録され、また若干補足されたものであり、また南化本標記の正義佚文には、幻雲自身によって正義本からとられたものがかなりあるといえる。ただし南化本標記中の正義佚文の条数と幻雲抄のそれとを比較すれば、幻雲抄引正義佚文の方がずっと少ないことは、幻雲抄の世家に引かれる正義佚文がわずか十条にとどまることによっても明らかである。

(五) 幻雲史記抄にみえる史記異字

次に幻雲抄に記載されている史記異字について考察してみよう。幻雲抄にみえる史記異字のうち、注目すべきは正義佚文とともに正義本との校記が記載されていることである。たとえば

「趙涉河漳」（蘇秦列傳第九）

河漳——正義作漳河　趙涉漳河南西南以相援。

4053

「齊湣王不自得以其遺孟嘗君」（孟嘗君列傳第十五）

齊湣王不自得——正義作不自德　注曰言自據无德而遺孟嘗。

「廣家世世受射」（李將軍列傳第四十九）

受射——受正義作愛　正義曰愛好也

などは、いずれも正義本との校記であり、現存の諸板本にはみられぬ史記異字である。

幻雲抄にはこのほか「或本」・「本」・「一本」などの史記異字を記載しているが、それらは南化本標記とほぼ重複する。その異字の性質は、他の古本標記と同様に古鈔本系統の異字であり、ほとんど現存の諸板本にはみられぬものばかりであるといえる。

幻雲抄には、上述のような史記異字の記載のほか、幻雲抄の引く史記正文に現存の諸板本にみられぬ異字がみとめられる。

すでにのべたように、幻雲抄は南化本（黃善夫本）標記をもとにして成立したと考えられるので、当然、幻雲抄の引く史記正文及び注文は黃善夫本によったとすることができる。しかし幻雲抄の引く正文及び注文には、「史記古本」の要素が多分にあり、すべての幻雲抄引正文及び注文が、黃善夫本によったとすることはできない。二、三例をあげて解説を試みよう。

「諸侯各發送之甚衆疑於王者」（春秦列傳第九）

其衆擬於正者——正義作卒有疑於王者。正義云卒倉忽反。言車騎使送之甚多疑是王者之行。

「甚」の字は、黃善夫本でも「甚」の字に作つていて、幻雲抄と黃善夫本とは一致しない。南化本標記には「甚本作

4054

其」とあり、また「正義作一中略一王者之行」（幻雲筆）とある。これからみると幻雲抄の史文は、南化本標記から幻雲抄を抄出する際に、南化本の「甚本作其」の標記によって黄善夫本の正文を改めて幻雲抄に引いたと考えられる。なお「甚」の字を「其」の字に作るものは、現在みられるいずれの板本にもなく、「古本標記」すなわち南化・楓・梜・三・梅・高本の標記にのみみられるものである。

「齊使人謂魏王曰齊請以宋地封涇陽君」（蘇秦列傳第九）

齊使人謂魏王曰齊請以宋封——師說劉曰此時宋未滅而齊欲使秦取也。

黄善夫本をはじめとして、現在みられる諸板本はいずれも「宋」の字の下に「地」の字がある。南化本には「地」の字の傍に「本无」と細書されている（楓・三・梅本標記でも同じく削去している）。幻雲抄に「地」の字がないのは、この南化本標記によって、抄出の際削ったものであろう。

「卒四十萬人降武安君」（白起王翦列傳第十三）

與卒四十万人——師說曰趙括軍敗已被殺也。不得與其卒共而降於武安君也。而此云與者是獨繫於卒而爲言也。非關於趙括也。而今本或但云其將軍趙括與卒四万人降武安君也。如本者括云被殺不見也。與字於爲義得通无與字者爲異本。

通一无與字（通一は通鑑のこと）

南化本には「與本有」とあり、また「師說」以下「通鑑无與字」まで幻雲抄と同一の標記がある。現在みられる諸板本には、いずれも「卒」の字の上の「與」の字がなく、南化本及び楓・梜・三・梅・高本標記にのみ「與」の字のない本があることが標記される。幻雲抄が「與」の字を増しているのは、「與本有」あるいは、「師說」にいう「異本」によっているのであって、「通鑑无與字」の標記（これだけが幻雲筆）によったのではない。

4055

これらの例から考えると、幻雲抄の引く史文は、幻雲抄を南化本標記から抄出する際に、南化本標記にある「古本」史記異字によってまま改められており、したがって幻雲抄の引く史文が、すべて黄善夫本によったということはできない。さらに、史文を改めて抄出するときに依拠した南化本標記は、幻雲自ら南化本に標記したものもあるが、南化本が幻雲の所蔵に帰する以前にすでに標記されていた史記異字によるものが多い。

(六)幻雲の史記説

桃源瑞仙の史記説は、前説においてのべたように、旧来の博士家の諸説を批判しつつ、多くの新点を加え、さらに史記家・漢書家の説を合成して一家の説を成したものであった。幻雲はこの桃源の史記及び漢書の講を聴き、その学問を継承したのである。南化本幻雲標記には、桃源抄及び桃源の史記講義を引くものが多く、桃源の史記説が幻雲に大きな影響を与えていることを示している（幻雲抄の引く桃源抄及び蕉講は、南化本標記のものと重複し、且つ南化本標記よりずっと少ない）。

幻雲は桃源と同様に、旧来の史記点をとりつつ自らの新点を加え、また多くの漢書家点を用いている。以下少しく例をあげて説明しよう。以下の例は幻雲抄から引用したが、いずれも南化本標記にあるものである。まず次の例は「旧点」に対して、幻雲の新解をのべたものである。

「妄言末學蕪穢舊史」（集解序）

妄言末學　舊点謂末学之義也。幻謂四字連讀亦可歟。妄言與末學也。（南化本のみ。幻雲抄には集解序はない）

次の例は、漢書と史記を比較することによって、史記の旧点を批判しているものである。

「破二雍將軍烏氏一周類軍二徇邑一蘇駔軍二於泥陽一賜食邑武成六千戸」（衛將軍驃騎列傳第三十五、この訓点は南化本に附された点によった。これが幻雲標記にいう「史記舊點」である）

破雍將軍烏氏周類軍徇邑蘇駔軍於泥陽賜食邑武成六千戸　史記舊點誤歟。以漢書傳考讀則如此可讀也。

また、次の例は、博士家の説（南化本標記によれば、幻雲以前すでに標記されていたものである）と、幻雲が整理した博士家の点である。

「人曰貴其所以貴者貴。王之愛習公也、不如公孫奭。其智能公也、不如甘茂。」（穰侯甘茂列傳第十一）

師説　陸氏絶句於愛習之下也。良氏説曰上文依陸氏之意、以愛習爲絶句也。下文以公也爲絶句、上文下文不相對也。言王之愛習者、公乃不如公孫奭也。其爲智能於公者、則不如於甘茂也。菅氏江氏二家曰此文上下相對而讀之。陸氏以愛習爲絶句。明知其意以智能爲絶句也。今以菅江二家爲先、良氏之説雖非而意可存之也。

王ノ愛習（アイシフ）――公也不レ如二公孫奭一（スニ）
其智能（アリスルノ）公也――不レ如二甘茂一（ニ）
　――幻謂良家説乃此點乎

王之愛習（アイシフ）――公也不レ如二公孫奭一（スニ）
其智能　公也不レ如二甘茂一
　――菅江二家乃此點乎

旧来の博士家の諸説（師説その他）は、南化本標記・幻雲抄以外には、他の古本標記にもみえるが多くない。その他には、平安朝以来の博士家の史記説をうかがうことのできる資料がないだけに、南化本標記・幻雲抄にみえる博士家の史記説は、貴重な資料であるというべきである。

幻雲は多くの漢書点を用いているが、次の二例は漢書家点を示したものである。

「此少年推鋒之計可耳」（吳王濞列傳第四十六）

4057

少年　推レ鉾可レ耳――漢點如此。

「王王太后飭治行裝重寶爲入朝具」（南越尉佗列傳第五十三）

飭治行裝重――飭二治行裝一重レ寶　漢書家点如此。

史記家と漢書家の点とを比較することは、史記と漢書の違いを認識させ、さらに史記のより深い理解にみちびいていつたと考えられる。だから史記点と漢書点の合成ということは、単に訓点だけの問題にとどまらず、当時にあつて史記研究の新しい研究方法を開いたというべきである。なお南化本幻雲標記には、多くの漢書との校記及び漢書点がみられ、幻雲の漢書学がきわめて深かつたことが知られる。それはまた彼自身、漢書抄（「漢水余波」――亡佚、序のみある）を著わしていることをもつても明かである。

幻雲は、桃源の史記説を承けているが、桃源の史記説を批判しているものも少くない。たとえば次の例がそれである。

「蹈綺穀」（孟嘗君列傳第十五）

講云蹈綺穀者襪等也。幻謂蹈ハ衣裳華麗ニメケククムノ義乎。

「則子無レ幾」得レ與二長子及諸子旦暮在前者一爲二爭三太子一矣」（呂不韋列傳第二十五、讀点は南化本に附せられたものによつた）

無幾――抄云、幾ノ之點也、幻謂非歟。

次に幻雲の新点を示すものをいくつかあげてみよう。

「士無反外之心」（魯仲連鄒陽列傳第二十三）

反外――幻新點

「嚴仲子固讓痾政」（刺客列傳第二十六、訓點は南化本に附せられたものによる）

讓：新點（南化本幻雲標記にのみある。幻雲抄にはない）

「皆令二廣大長倨傲一」（荀叔列傳第五十、訓點は南化本に附せられたものによった）

令二廣大長倨傲：新点（南化本幻雲標記にのみある。幻雲抄にはない）

最後に、幻雲抄に引用されている書物についてふれておこう。幻雲抄に引用されているもののうち、最も多いのは正義の佚文である。次に漢書及び顔師古注、通鑑及び胡三省注が多くみられ、左伝の引用もまた多い。このほか、桃源の史記抄及び講が多く引用されている。南化本幻雲標記において注目すべきは、扁鵲倉公列伝に引用されている多くの医書であるが、幻雲抄扁鵲倉公列伝には全く採録されていない。[6]

注1　建仁寺両足院伊藤東慎著「黄龍道韻」によれば「五山詩僧傳」に「居ること數年」とあるのは誤りである。

注2　桃源の漢書講は、桃源のひも帰洛して、等持寺に住したときに始まる。すなわち「漢水余故序」に「文明中興之後、住京之等持、爲諸谷蛙文提誦之。始項爾俄、未幾又從鮮于爲傳傳而講之、所講不多。後遷勝定先蹤、爲亡友興恣誦講帝紀、龍蒙沈痾而療矣。故帝紀亦不乗蕪。老人宿講、則予必侍席末」

注3　「都管」は三條西実隆の子、公条である。公卿補任に「永正十二年、權中納言、正三位、三條西公條、廿九、太宰權師」とある。

注4　幻雲の弟子によって書き入れられたものがあるというのは、前半が幻雲筆の標記であって、途中から続けて別筆で標記されているものがあることによって推定される。

注5　この「正義曰案」の標記は、正義本では「案肉」を「案驀」に作っているの意味であろうか。この部分の標記の意味は正確にはつかみにくい。また「幻所見正義異文」とあることから、正義本には二種類あったのではないかと推定することができるであろう。

注6　南化本扁鵲倉公列伝に標記されている医書については、第二章第一節南化本の項に於論した。

4059

第四章　單注本

第一節　單集解本

(一)　總説

(イ)　緒論

ここに云う「集解本」とは正文に劉宋の裴駰の集解注のみを合刻したものを指し、毛晉汲古閣刊の「史記索隱」(所謂單索隱本)の如く必要な正文のみを標記しその下に割注を付したものを指すのではない。

今、裴駰の集解注は百三十巻の正文の下に付された形でしか見ることはできないが、しかし、その当初に於いては、現在の形と少しく異つていたと思われる。すなわち、隋書經籍志・舊唐書藝文志・新唐書經籍志にはすべて集解注八十巻と記載されている。

隋書經籍志
史記八十巻　宋南中郎外兵參軍　裴駰注
舊唐書藝文志
史記八十巻　裴駰集解
新唐書經籍志
裴駰集解史記　八十巻

又同時に各志ともに「史記百三十卷　司馬遷撰」という記載も見えるから、[1]集解注の原本は八十巻であり、現在の形とは異つていたことがわかる。更にこの八十巻と云うのは或いは必要な正文のみを標記してその下に割注を付した、いわゆる單索隱本の如きかたちのものであつたかとも考えられる。而して宋史芸文志には「史記一百三十卷裴駰等集注」と記載されており、八十巻本については全く記載されていない。このことからすれば、宋代には集解注の原本は姿を消し現在の如き百三十巻の正文の下に注を付したかたちでのみ伝わつていたことがわかる。

一方現存する古鈔本には多く正文に集解注が合鈔されており、[2]これら古鈔本中の鈔写年代の最も古いものは唐の高祖の在位年間と推定されるので、唐初に於いて已に現在の如きかたち—百三十巻の正文の下に注を付したもの—で世に行なわれたことがわかる。又現存する古鈔本のすべてに集解注が付されており、かつ宋代に始まる板本でも北宋及び南宋初に至るまですべて集解本だけであつたと云うことは、唐代中期以降に於いて、かかるかたちが最も一般的なものであつたことを示すと考えられる。

以上のことから結論すれば

(1) 裴駰の集解注の原本は八十巻本であり、或はこの原本は單索隱本の如きものではなかつたかと考えられる。而してその原本のかたちは唐代まで伝わつていた。

(2) 集解注が現在の如きかたちで世に行なわれるようになつたのは、おそくとも唐初には始まつていた。

(3) 集解注が正文に付されることが広く行なわれるに従つて八十巻の原本は次第に姿を消し、宋代には見ることが不可能なものとなつた。

注1　隋書・舊唐書・新唐書の史記に関する記載は次の如くである。

〔隋書〕

史記百三十卷、目錄一卷　漢中書令司馬遷撰

史記八十卷　宋南中郎外兵參軍　裴駰注

史記音義十二巻　宋中散大夫徐野民撰
史記音三巻　梁縉車録事参軍　鄧誕生撰
〔舊唐書〕
史記百三十巻　司馬遷撰
史記八十巻　裴駰集解
史記百三十巻　許子儒注
史記音義　徐廣撰
史記音義　鄧誕生撰
史記音義三十巻　劉伯莊撰
〔新唐書〕
司馬遷史記一百三十巻
裴駰集解史記八十巻
徐廣史記音義十二巻
鄧誕生史記音義三巻

注2　古鈔本、第一節総論(三)の(2)参照。

(四)　現存する史記集解本

集解本で現在その存在を知られているものは凡そ九種類ある。いま刻時の古いものから順次に掲げ示す。

1　北宋景祐年間（一〇三四―一〇三八）刊景祐監本。
この板のものはそれぞれ残巻ではあるが三本を存している。(各論(1)参照)

2　南宋紹興初（一一三八―一一四八）杭州刊本。
この板のもので現存しているのはわずかに二十五巻のみである。その内容は八書八巻及び張釋之[1]・汲鄭・儒林・酷吏・亀策・貨殖列傳・太史公自序の七巻計二十五巻である。現在北京図書館に蔵されている。

3　南宋紹興初（一一三〇―一一六三）杭州刊本。
この板のものはそれぞれ残巻ではあるが三本を存している。(各論(2)参照)

4　南宋紹興十年（一一四〇）郡武朱中奉刊本。

4063

この板のものは武田長兵衛氏蔵の一本を存するのみである。

5　南宋紹興十四年（一一四四）刊蜀大字本。

この板のものは呉興の劉承幹が一九一九年に「蜀大字本」と称して影刊したものの原本（北京圖書館蔵）中に七巻を存するのみである。

6　南宋紹興年間（一一四〇―一一六〇）淮南路無為州官刊本。この板のものは前述の影刊「蜀大字本」の原本中に百二十三巻を存す。又賀次君の史記書録に依れば南京図書館に全帙及び某処にも一本を存す。

7　南宋紹熙年間（一一九〇―一一九四）杭州刊本。

この板のものは秦楚之際月表一巻を存するのみである。現在北京図書館に蔵されている。

8　明正徳十年（一五一五）江西白鹿洞書院刊本。

この板のものは一本を存するのみである。現在アメリカ国会図書館に蔵されている[2]。

9　明崇禎十四年（一六四一）常熟毛晉汲古閣刊本。

この板は汲古閣刊十七史の一つである。

以上九類の板本が現存しているのであるが、第二節各論では目覩し得た1、3、4、5、6、9の六類について述べることにする。

注1　張輔之列傳は集解・索隠二注合刻遊夢閣刊本中に配されている。

注2　本書については未見である。今、賀次君の史記書録に依って、その板式を記しておく。首に江西按察司僉事田汝成の正徳十年刻史記序がある。次に南京國子監祭酒呉節景泰四年南監本史記序、次に史記集解序、次に司馬貞補三皇本紀、次に目録。毎半葉十行、行十九字、注雙行、行十九字、白口、四周雙邊。版心魚尾下に「史記一」と題し、下に葉数を記している。

(二) 史記集解一百三十卷（補抄）

北宋景祐年間（一〇三四―一〇三八）刊。景祐監本。傅增湘雙鑑樓舊藏、臺灣中央研究院歷史語言研究所藏。現存百十五卷。

本書は今日目覩し得る最古の史記板本である。卷首に雙鑑樓、沅叔審定、藏園祕籍孤本、江安傅增湘叔珍藏、朱子儁印等の朱印があるで傅増湘の旧蔵に係るものであることがわかる。雙鑑樓善本書目（卷二史部）に「史記集解北宋淳化刊一百三十卷」と解説しているのは即ち本書である。（淳化本については後述）

本書には沈曾植・曹元忠の跋文があり、それに依れば本紀五・六、世家十八至二十五、列傳四十一至四十五、計十五卷を欠き、本紀及び世家の十卷は元の儁路学（毎半葉十行、行二十二字、小注雙行同、黑口、四周雙闌、版心上方一面記儁學或儁路學或儁祥或鎮江或書學補刊等、一面記字數下方記刻工姓名。）本南宋黃善夫本（毎半葉十行、行十八字小注雙行、行二十三字、黑口、左右雙闌、版心上方記字數、下方記刻工姓名。）をもって補っていると云う。列傳の五卷は

体裁は、首卷第一行に「史記集解序」と題し、第二行下半欄に「裴駰」と書す。第三行より集解序文、結衡はない。序の後提行して「五帝本紀第一」、次行に「史記一」と題す。下に「凡徐氏義稱徐姓名以別之、餘者悉是顧注解并集衆家義」と注す。次行より正文が始まる。他の卷は大題と小題を提行せず、均しく小題が大題の上にある。（夏本紀に於いては大題「史記」の三字を脱す。）

卷末に小題を記している。

列伝に於いては、老子列傳を第一となし、首行に「老子列傳第一上」「史記六十一」と題し、正文の後に「老子列傳第一」と小題を記している。次に改葉して「伯夷列傳第一下」「史記六十二」と題し、正文の後に「伯夷列傳第一」と

4065

小題を記している。列傳第三には首行に「莊子韓非列傳第三」「史記六十三」と題す。每半葉十行、行十九字、注雙行、行二十五・六・七字不等。白口、左右雙邊。板心魚尾の下に「史記本紀一」等と題し、中頃に本卷の葉數、下に刻工名を記している。

本書の刊年については曹元忠が其の跋文に於いて、北宋の景祐年間刊を政和年間に補刊したものであろうと推定している。その理由として次の如く説明している。

㈠この本と涵芬樓所得士禮居舊藏の景祐監本の漢書殘卷とを較するに行款格式が全く均しく、さらに版心に記されている刻工の名も張珪・胡恭・錢貞・屠享・陳忠・屠式・陳吉等また悉く同じである。故に景祐監本と斷ずるのであり、且つ史記・漢書が同時に刻されたことも明らかである。

㈡ただこの本には補版があり、その箇所は、刀ロはやゝ鋭く、筆画はやや細い。又原版について數行控嵌をなしているものが多い。[3] 而して「桓」の字を闕筆していない。故に政和の補刊であることがわかる。

㈢更にこの本が政和の補刊本であることの証は、能改齋漫錄記事門の「詔史記隱老子爲列傳首條」に「政和八年詔史記老子傳隱爲列傳之首、自一帙、前漢書今古表叙列於上聖、其舊本竝行改正」と云う記事があり、これに據つて、この本が政和年間に補刊されたものであり、「其舊本」と云つているのは景祐監本を指したものである。又、明の震澤王氏刻本の史記老子列傳第一の注に「監本、老子與伯夷同第一、莊子與韓非同傳第三」と云つており、[4] このことはすべてこの本と一致する。故に政和年間刊の景祐補監本であることは確かである。

以上が曹元忠が本書を北宋景祐年間刊政和補刊本と斷ずる理由であるが、私の考察せる限りに於いては、今日の段階

として右の説に従うのが妥当であろうと思われる。

前述の如く傅増湘はその藏園群書題記續集巻二「史記集解北宋淳化本」と解説しているので淳化本との関係について一言ふれておきたい。現存する史記板本としては景祐年間刊と云われる本書が最も古いものであるが、それ以前、即ち宋の太宗の淳化年間に板本が刊行されたことは宋の葉夢得の「石林燕語」の『五代馮道始奏請官樓六經板印行、國朝淳化中以史記前後漢書付有司摹印』の記事、又王應麟の「玉海」にも「淳化五年七月詔選官分史記前後漢書」の記事等によりて知ることができる。更に陳鱣の「簡莊随筆」によれば、元板「後漢書」の巻末に「右奉淳化五年七月二十五日敕重刊正」と云う木記がある、と述べているが、このことは王應麟の玉海の記事を裏付けるもので、史記の板本の刊行が淳化年間になされたことはほゞ確実と思われる。

景祐監本と淳化本との関係については、傅増湘が「藏園群書題記續集巻二」に「與淳化本同觀、乃知此是淳化之嫡子」と云い、沈曾植も同様に推論している。この推論の根拠は、

(一) 淳化年間に三史の板本刊行がなされたこと。

(二) 元版後漢書に淳化本を翻刻したものがあり、これと景祐刊本が体裁が同一であること。と云う二点である。この推論はやや独断の危険性はあるけれども、淳化本の刊行年、淳化五年より景祐本の刊行までの間は四十三年以上にはならず、かつ淳化本は史記板本の最古のものであると考えられることからすれば、景祐刊本は淳化本の翻刻とする論は妥当であると考えられる。

景監本と同板のもので現存するものは、清の内閣大庫書藏現北京圖書館藏の四十一巻[5]。陶氏景印百衲本史記の中に二

4067

十四巻がある。[6] 又、仁寿本二十五史中の史記は台湾中央研究院歴史語言研究所藏の景印本である。

校勘上より見たる本書の特色

この本の特徴については、すでに集解本グループ総論において述べたけれども、この本単独の文字の異同について見てみると、次の如き例が見られる。

「旦曰不可不蚤自來謝項王」（項羽本紀）　下の「不」の字がなく「可」の字の下で断句。

「然身被堅執銳首事」（項羽本紀）　「首」を「白」に誤る。

「吾爲若德」（項羽本紀）　「吾」を「旦」に作る。

「漢使兵距之彊」（項羽本紀）　「距」を「單」に誤る。

「大司馬怒渡泜水」（項羽本紀）注「今成皐城東汜水是也」　「汜」を「池」に誤つている。

「高祖爲人隆準而龍顏」（高祖本紀）注「服虔曰準音拙」　「準」を「隼」に作つているが、これは、井々本・蜀大字本では「準」に作つており、此本の正文では「準」に作り注の他の所では「準」に作つていることから、翻刻の時、或いは景印の時の誤りと思われる。

「引其甲卒與之西」（高祖本紀）　「與」を「後」に作る。紹興本も同じ。他本はすべて「與」に作つており、「與」の方が適当であろう。

「世世無有所與」（高祖本紀）注「皆言其其者楚言也」　「言」の字がない。

「呂太后時徙爲趙幽王」（高祖本紀）　「徙」の字を脱す。紹興本も同じ。[7]

「金日磾革」（宋微子世家）　「日」の字を重ねており、誤りと思われる。

「常雨若」（宋徽子世家）注「則常雨順之」「常」を「時」に作り、且つ「之」の字を脱している。
「晉悼公使魏絳和戎翟」（匈奴列傳）「絳」を「降」に作る。
「秦何與人鄰國」（匈奴列傳）「人」を「父」に誤り作る。
「黃金帶紐一」（匈奴列傳）注「或作屠睢」「睢」を「紐」に作る。
「會騎騎將軍去病死」（匈奴列傳）「去」を「老」に作る。
「每漢使入匈奴匈奴輒報償」（匈奴列傳）「匈奴」の二字を重ねず。

以上項羽・高祖本紀・宋徽子世家・匈奴列傳の四巻について景祐監本独自の文字異同についてその例を挙げた。これに依つてもわかるように、景祐監本独特の特色は多く認められず、その多くは字形の相似により誤つたり、又は板をなす時の誤りによつて他の板本と相違をきたしたものであろうと推定される。ただ残念なことは、原刻を見ることが不可能のため景印本に依つたことで或いはここに挙げた例のうちにも、景印の時の誤りが含まれておるかも知れない。

本書は現存する板本のうちでは最古のものであり、又二注合刻本・三注合刻本との間に相当数の文字の異同が見られ、且つ古本との一致例も多くある。その意味からしても非常に価値のあるものである。ただ注意すべきことは、すでに単集解本総論にも述べた如く、又この本の文字の異同の条にも述べた如く、本書一本のみを以つて今本の失誤を正すことができ得る。即ち、正文の上に於いて本書が独特の地位を占め得ると云うことはできないのである。

注1　景印本に依れば、毎半葉十行、行十九至二十二字不等。注雙行、行二十三至二十六字不等。白口。四周雙欄である。
注2　景印本に依れば、毎半葉十行、行十九字。注雙行、行二十七至二十九字不等。白口。四周雙欄である。なおこの本を何如なる理由をもつて黃善夫刊本と云つたのか不明である。
注3　このことについて、今其だしき例を挙げるならば孝武本紀第七葉第一行において、四字を脱去し、「通將軍」の三字を大書している。そのため此の行の字数は十五字となつている。

4069

注4　南宋慶元（一一九五―一二〇〇）黃善夫刊本に既に此の注が見られる。

注5　四十一巻の内容は本紀、七至十二巻。表、一至五巻。世家、一至八巻。列伝、十七至二十九巻。六十三至七十巻である。

注6　二十四巻の内容は、表、四至六巻。十巻。世家、四至八巻。列伝、一巻、二十一至二十八巻である。

注7　賀次君は「史記書錄」において、「此本（景祐年間刊本）史文多與今本不同……凡此皆足以糾正今本之失誤」と述べ、その一例として二条を挙げおるけれども、今述べたように紹興本も同様であり、又その上にこの句の前に「呂太后時徙燕趙共王」と云う句があり、この例からすれば「後」の字の無いことをもって景祐刊本単独の長所とするとは適当ではなかろう。更に一言を加えるならば、賀氏がこの本の長所として挙げている例の大部分はこの本特異なものではない。今一、二例を挙げる。

「不然籍何以生此」（高祖本紀）今本『生』作『至』と云っている。今私の見た限りでは、『生』となっている本は宋慶引古本、井々本、蜀大字本、紹興本、耿秉本、黃善夫本、中統本、彭寅翁本、毛晉刻單集解本であり、『至』と作っているる本の方が少ない。

「夜往見梁」（高祖本紀）今本脱『往』字。「往」の字を脱しているものは井々本、紹興本、毛晉刻單集解本であって、三注合刻本ではすべて「往」の字がある。他の例もほぼ同様である。

㈡史記集解残巻

南宋紹興初（一一三〇―一一六三）杭州刊本。竹添井々・内藤湖南舊藏、武田長兵衛藏。現存七十六巻。

本書は残巻であって世家一至九、十四至三十巻、列傳二十一至七十六巻を存し、本紀十二巻、書八巻、表十巻、世家十至十三の四巻、列傳一至二十の二十巻、計六十四巻を欠く。ただ幸いなことには同種の板本が本書の外二つ現存していることである。即ち其の一は陶氏景印百衲本史記所収の所謂第一種北宋小字集解で私の調査する所では八十四巻[1]がそれである。其の二は傳是樓・鐵琴銅劍樓舊藏、北京圖書館藏の一百八巻[2]である。今この三つによって其の全貌を知ることができる[3]。

体裁は、首巻第一行に「史記集解序」と題し、第二行下半欄に「裴駰」と書し、第三行より集解序文、序末、結衡はな

い。序の後提行して「五帝本紀第一」、次行に「史記一」と題し、下に「凡徐氏義稱徐姓名以別之、餘者悉是裴注解竝集衆家義」と注する。次行より正文が始る。他の巻は大題と小題を提行せず、均しく小題が大題の上にある。（此の本も景祐刊本と同様に夏本紀の大題を脱している）巻末に小題を記している。

列傳に於いては自序の目録通り、伯夷列傳を列傳第一となし、列傳第三は、老子韓非列傳である。

毎半葉十四行、行二十四至二十七字不等、注雙行、行三十二至三十四字不等。左右雙辺、白口。魚尾はなく、板心の上方に「第一冊本紀一」等を題し、その下に本巻の葉数を記す、刻工名なし。

本書の刊年については、記載はなく、諸家の記録にも亦記載もない。ただ従来北宋刊本と伝えられていた。又陶氏景卬百衲本中の同板のものについては張文虎が其の「史記札記」に於いて、「北宋本、諸城劉燕庭方伯喜海所藏集宋殘本之一、但有集解、桓字不避、知爲北宋刊本」と述べ、欠筆の状態から推定して北宋刊本と断じている。さらに鐵琴銅劍樓瞿鏞、北京圖書館藏本についても、瞿鏞鐵琴銅樓藏書目では、諱に依りて北宋刻本と断じており、以上の如くこの板の刊年は北宋であると云う説が定説と見なされていた。[3] 然るに一九五五年北京圖書館藏本の景印本が南宋紹興初杭州刻本と称して北京文学古籍刊行社から出版された。従来の北宋本と云う説を改めて南宋紹興初杭州刻本と断じた理由は

(一) 巻一百十七、司馬相如列傳第七・八葉補の刻工名に依りて考するに、この本は浙江本である。

(二) 北宋年間に刻された浙江本は靖康建炎の兵燹を経て南宋初期まで残っている可能性はほとんどないこと。

(三) 従来は欠筆より考えて、この本を「北宋刊本」としているけれども、南宋初期の刊本は戦乱直後の混乱の中で多く北宋刊本に依りて上板したので高宗の諱および北宋後期の諱を避けていないのが普通である。従つてこの本にあらわれた欠筆に依つて「北宋本」と決めることはできない。

4071

以上の三点より「北宋刊本」とするよりは「南宋紹興初刻本」とする方が妥当である。（北京圖書館研究員兼善本部主任趙萬里氏よりの覆函）

右の説はほぼ正鵠を得たものであると考えられ、今日に於いてはこの説に従うのが妥当であろう。

次にこの本の特異の文字の異同について少しく考察を加えてみたい。

校勘上より見たる本書の特色

(一) 井々本だけが他本と異っているもの

(イ) 誤りと考えられるもの[4]

「西傾朱圉鳥鼠」（夏本紀）注「地理志曰」「理」を「里」に作る。

「蚤夜翊明有家」（夏本紀）注「可以爲卿大夫」「卿」の字なし。

「司馬錯伐蜀滅之」（秦本紀）「錯」を「醋」に作る。

「時暘若」（宋微子世家）「暘」を「陽」に作る。

「感宮室毀壞生禾黍」（宋微子世家）「感」を「城」に作る。

「爲之求入魯」（宋微子世家）「求」を「不」に作る。

「三十年曹倍宋又倍晉」（宋微子世家）「年」を「干」に作る。

「鬱於邕浦」（司馬相如列傳）「鬱」を「鬻」に作る。

「蟪蛄翬釵」（司馬相如列傳）「翬」を「翟」に作る。

「散渙夷陸」（司馬相如列傳）「渙」を「涣」に作る。

「磨不被築」（司馬相如列傳）注「言爲亭候於皋隰」「皋」を「臯」に作る。

「於是二子愀然改容」（司馬相如列傳）「改」を「故」に作る。
「氾濫衍溢」（司馬相如列傳）「衍」を「衍」に作る。
「而身親其勞」（司馬相如列傳）「親」を「鋭」に作る。
「家居茂陵」（司馬相如列傳）「家」を「蒙」に作る。
「愛周邪隆」（司馬相如列傳）注「雒王季宅郟」「宅」を「從」に作る。
「不必諄諄」（司馬相如列傳）注「諄正純反」「純」を「繼」に作る。

(ロ) 必ずしも誤りとは云えないもの

「東原底平」（夏本紀）注「今東平郡卽東原」　この七字を「今東郡有東平」に作つている。なお高山寺本は「今郡有東平者」に作る。
「藏文仲善此言此言乃公子子魚教潛公也」（宋微子世家）「此言」の二字を重ねず。
「已而啓與交黨攻益奪之」（燕召公世家）「而」の字なし。
「齊田單以卽墨擊敗燕軍」（燕召公世家）「軍」の字なし。

(ハ) 井々本だけが古鈔本・古本と一致するもの

「致費於溝減」（夏本紀）注「成間有減」「成」を「城」に作る。高山寺本・古本（南化・楓）と合す。
「陽鳥所居」（夏本紀）注「冬月居此澤也」「冬月」の二字なし。高山寺本と合す。
「其木惟喬」（夏本紀）「其」を「厥」に作る。高山寺本と合す。
「襄公元年以女弟繆嬴爲豐王妻」（秦本紀）「元年以」の三字なし。高山寺本・古本（南化）・英房史記抄と合す。

4073

「我其發出往」（宋徽子世家）　「往」を「室」に作る。古本（南化・楓・梶々三）と一致する。

(四) 他の一つの板本とだけ一致するもの

「二十八年蘇秦始來見說文公」（燕召公世家）　「年」の下に「卒」の字を衍す。景祐監本と合す。

「而安而色」（宋徽子世家）　この四字を「人而安而色」と作る。景祐監本と合す。

「則有湧泉清池」（司馬相如列傳）　「湧」を「涌」に作る。毛本と合す。

「窮隆雲撓」（司馬相如列傳）　「撓」を「橈」に作る。單索隱本と合す。

「華榱壁璫蜚流攅聚」（司馬相如列傳）　「榱」を「櫋」に作る。紹興本と合す。

「蜚纚飛鷸」（司馬相如列傳）　「飛」を「蜚」に作る。蜀大字本と合す。注「似獼猴」の「獼」を「彌」に作る。蜀大字本と合す。

「南馳使以誚勁越」（司馬相如列傳）　「馳」を「騎」に作る。紹興本と合す。

「登陂陁之長阪兮」（司馬相如列傳）　「陁」を「地」に作る。紹興本と合す。

「西望崑崙之軋沕洸忽兮」（司馬相如列傳）　「洸」を「恍」に作る。紹興本と合す。

「廣符瑞之富」（司馬相如列傳）注「謂自我天獲雲之油油」　「油」の字を重ねず。紹興本と合す。

「汜專渡之」（司馬相如列傳）　「汜」を「我」に作る。景祐監本と合す。

以上、夏本紀・樂本紀・燕召公世家・宋徽子世家・司馬相如列傳の五卷について、其の文字の異同について少しく考察してみた。これから知り得るように、井々本単独の文字の異同の多くの場合は字形が似ているために誤り、或いは誤脱したものである。ただ井々本だけが古鈔本・古本と一致する例が比較的多く見られる。このことはこの本の原本が景

祐監本と別系統のものであつたか、或いは刊刻の時に於いて鈔本を以つて改易したものと考えられる。次に他の板本との関係については、五巻中、この本と他の一本とのみ合致するものは、集解本グループには比較的多くあるけれども二注合刻本・三注合刻本には少ない。特に紹興本だけと一致するものが多い。このことはこの本が南宋紹興初に刊されたと云うことの傍証となるであろう。

ただ注意すべきは、この様な文字の異同は異同全体から見れば誠に微々たるものであるから、この本が板本として特異な存在であると考えることは早計である。

注1　八十四巻の内容は、本紀一至六巻、表八九巻、書一至四巻、世家一至三巻、九至三十巻、列傳十一至二十巻、三十五至五十六巻である。

注2　一百八巻の内容は、本紀十二巻、表十巻、書八巻、世家三十巻、列傳一至十巻、二十一至三十三巻、三十八巻、四十至四十八巻、五十六至七十巻である。なお北京古籍刊行社刊の景印本は欠けている所を宋蜀刻本によつて補つている。（趙萬里氏の復原による）

注3　この本が北宋刊本であると云われてきた理由は主として欠筆によるものである。今見るに「玄」・「敬」・「弘」・「殷」・「恒」・「徵」の字はみな欠筆している。又、北宋第七代欽宗の諱である「桓」の字及び南宋八代孝宗の諱である「慎」の字も避けていない。以上のことよりすれば北宋刊本と考えるのが当然のことである。なは鈔配ではあるけれども一言加えるならば、「史記書錄」では「此與北宋本『慎』字皆缺筆、周本紀『勉誅天子毋桓桓』、又『是謂桓王、桓王生子孫也』、北宋本『桓』字不避諱、此本缺筆、『毛叔鄭叔』、集解『鄭姬厲也』、北宋本『鄭』字缺筆、此不避、『封酆侯之後於焉』、集解『弘農陝縣有焉城』、北宋本『弘』字缺筆、此亦不避、蓋翻刻時於北宋舊版亦有所改易也」と述べているけれども、北京古籍刊行社刊の景印本及び陶氏景印百納本ついて調べた所では述した如く、「慎」の字「桓」の字はともに缺筆せず、「鄭」の字「弘」の字は缺筆しており、貧氏は何をもつてこのように云つたのか判断に困しむのである。

注4　今、井々本の缺けている所は北京古籍刊行社刊の景印本に依つたので、或いは景印時の誤りも含まれておるやも知れない。

4075

四　史記集解一百三十卷

南宋紹興庚申（一一四〇）邵武朱中奉刊本。現存一四冊一百三十卷。飛鳥井家[1]・龜谷省軒・內藤湖南舊藏[2]、武田長兵衞藏。体裁は首に裴駰の集解序文、「裴駰大字史記集解序」と題す。序文の後に目録があり、首に「大字史記目録」と題す。目録の末に又「大字史記目録」と記す。目録の後に『邵武東鄉朱中奉」刊行校勘即無訛舛」紹興庚申八月朔記』と云う三行の木記があり、これに依つて本書が紹興十年に刊されたことがわかる。

序の後改葉し、第一行に「五帝本紀第一」、次行五字を下げて「史記一」と題す。下に「凡是徐氏義稱徐姓名以別之、餘者悉是駰注解并集衆家義」と云う注がある。

体裁ははなはだ不同で本紀十二巻及び伯夷列傳第一は毎半葉十二行、行二十二至二十三字不等、注雙行、行同じ。表十巻、書八巻、列傳二至七十の六十九巻は毎半葉十三行、行二十四至二九字不等。白口。四周雙邊、板心魚尾の下に「史記一」等と署し、下に葉数を記している。

本書は現存せる唯一の紹興庚申朱中奉刊本であつて、中国に於いては既に見ることができない。又明・清の藏書家の記録にもこの板本に触れたものは全くなく、ただ繆荃孫の「藝風堂文漫存」の巻三にのみ、解説が見られる。このことは中国に於いては非常に早く亡佚してしまつたことを示すものであろう。而してこのように早く亡佚した理由としては、この本の刊行後間もなく、二注合刻本・三注合刻本が次々と刊されたこと。私刻本であるため誤脱が非常に多かつたことのために、あまり重要視されなかつたためと思われる。現存せる唯一のものが我が国に存在し、しかも公卿である飛鳥井家に藏されていたと云うことは、その伝来が早かつたために幸いにも現在迄伝わり得たのであろう。

4076

今この本の避諱せる語を按ずるに、「敬」・「殷」・「徵」・「績」・「貌」の字を欠筆している。而して「讓」・「寧」・「愼」・「徵」の字は欠筆していない。この本が紹興十年に刊されているのに「愼」の字を欠筆していないのは或は北宋刊本について翻刻されたものかも知れない。更にこのことは紹興初にがいては欠不欠の一致しないものが多いことの証となるであろう。

校勘上より見たる本書の特色

この本特異の文字の異同については次の如きものが見られる。

(一) 紹興本だけが他本と異るもの

(イ) 誤りと思われるもの

「后稷卒」(周本紀) 注「黑水青水之間」 「水」を脱す。

「欲得財物豫之」(周本紀) 「豫」を「予」に誤る。

「巳而至紂之嬖妾二女」(周本紀) 「紂」を「附」に誤る。

「殷之末孫季紂」(周本紀) 「末」を「未」に誤る。

「武王追思先聖王」(周本紀) 「先」を「元」に誤る。

「子昭王瑕立」(周本紀) 「瑕」を「暇」に作る。

「五月少弟鬼攻殺思王而自立」(周本紀) 「弟」の字を脱す。

「非吾能敎子支左詘右也」(周本紀) 「支」を「友」に誤る。これ迄見てきたように紹興本では字形の似ている字に誤つている例が多く見られる。「支」の字を「友」に誤り作つている例はしばしば見られ「秦始皇本紀」の「其君角牽其支屬」の条でも同様に「友」に作つている。

4077

「若死則犯必死矣」（周本紀）　「若」を「苦」に誤る。
「周既不祀」（周本紀）注「周凡三十七王」　「王」を「五」に誤る。
「秦地已并巴蜀漢中」（秦始皇本紀）　「蜀」を「屬」に誤る。
「五月見西方」（秦始皇本紀）此の五字を脱す。
「戮其屍」（秦始皇本紀）注「時士卒死者皆戮其屍」　「士」を「土」に誤り作っている。紹興本に於いては「土」「士」をしばしば混用している。たとえば「故后有立」（殷本紀）注「立一作土」の「土」を「士」に誤り作っている。
「燕王東收遼東而王之」（秦始皇本紀）　「東收遼」の三字を脱す。
「更名臘曰嘉平」（秦始皇本紀）注「始皇聞諮敢而聞其故」　「聞」を「開」に誤る。
「初一泰平」（秦始皇本紀）　「泰」を「秦」に誤る。
「甃爲城旦」（秦始皇本紀）　「甃」を「黔」に誤り作る。
「倚辨於上」（秦始皇本紀）　「辨」を「辯」に作る。
「暴虐恣行」（秦始皇本紀）　「恣」の字を脱す。
「石旁著大臣從者名」（秦始皇帝本紀）　「著」を「者」に誤る。
「囚於内宮」（秦始皇帝本紀）　「囚」を「因」に誤る。
「臣不得與謀」（秦始皇帝本紀）　「謀」を「誅」に誤る。
「丞相高殺二世望夷宮」（秦始皇本紀）　「望」の字を誤り重ねている。
「自繆公以來至於秦王二十餘君」（秦始皇本紀）　「君」を「年」に誤る。

「成師封曲沃」（晉世家）　「師」を「都」に誤る。
「蒲人之宦者勃鞮」（晉世家）　「宦」を「官」に誤り作る。
「宦者遂斬其衣被」（晉世家）　「宦」も「官」に誤り作る。
「晉亦罷兵」（晉世家）　「兵」を「其」に作る。
「孔子聞之曰」（晉世家）　「聞」を「問」に作る。
「願公試使人之周微考之」（晉世家）　「周」を「用」に誤る。
「以其黨襲捕厲公囚之」（晉世家）　「黨」を「賞」に誤る。
「度逆大敗秦軍」（晉世家）　「度」を「反」に作る。通史は「及」に作る。
「淮南王至長安丞相臣張倉」（淮南衡山列傳）　「王」の字を脱す。
「使長安尉奇等往捕開章」（淮南衡山列傳）　「尉」を「將」に誤る。
「殺以閉口」（淮南衡山列傳）　「閉口」の二字を「閒知」に誤る。
「淮南民王纖上書獻壺皇帝」（淮南衡山列傳）　「壺」を「辟」に作る。
「妄致擊人」（淮南衡山列傳）　「擊」を「繫」に誤り作る。この本はしばしば「繫」と「擊」を混じている。たとえば同じ淮南衡山列傳の「王怒繫伍被父母囚之三月」の条でも同じく「繫」を「擊」に作っている。
「淮南相怒諱春丞留太子逮不遣」（淮南衡山列傳）　「遣」を「違」に誤る。
「不能成功者何誠逆天道而不知時也」（淮南衡山列傳）　「功者何誠」の四字を脱す。
「列侯臣讓等四十三人議」（淮南衡山列傳）　「讓」を「有」に作る。

(ロ) 必ずしも誤りとは云えないもの

「今殷王紂維婦人言是用」（周本紀）　「維」の字なし。

「申侯怒、與繒西夷犬戎攻幽王幽王嬉火徵兵」（周本紀）　「幽王」の二字を重ねず。

「又謂梁王曰」（秦始皇本紀）　「謂」を「諜」に作る。

「以其地爲郡」（秦始皇本紀）　「其地」の二字なし。

「他時秦地不過千里」（秦始皇本紀）　「他」を「向」に作る。

「今陛下創大業建萬世之功」（秦始皇本紀）　「建」を「是」に作る。

「固不聞聲」（秦始皇本紀）　この四字を「固聲聞」の三字に作る。今単索隠本を見るに「一作固聞聲」の注あり、従って「固聲聞」は刻時の誤りではないことがわかる。

「王使人上書告内史内史治言王不直」（淮南衡山列傳）　「内史」の二字を重ねず。

(ハ) 紹興本だけが古鈔本・古本と一致するもの

周本紀・秦始皇本紀・晋世家・淮南衡山列傳の四巻中には例なし。

(ニ) 他の一、二の本とのみ一致するもの。

(イ) 誤りと考えられるもの

「多徙而保歸焉」（周本紀）　「歸」を「卬」に作る。宋板呂東萊史記詳節（以下詳節と記す。）と合す。

「周道之興自此始」（周本紀）　「始」の字なし。宋鄭樵通志（以下通志と記す。）及び詳節と合す。

「頗收殷餘民」（周本紀）　「收」を「牧」に作る。高山寺本・井々本と合す。

4080

「蒼艾脩之」（周本紀）注「師傅」「傅」を「傳」に作る。游明本と合す。按ずるに字形相似たのに因り刻時の誤りがたまたま一致したものであろうか。

「立徐來爲王后」（淮南衡山列傳）「后」を「忘」に誤る。

「得陳喜於衡山王子孝家」（淮南衡山列傳）「得」の字を脱す。

「諸與衡山王謀反者皆族」（淮南衡山列傳）「與」の字を脱す。

(ロ) 必ずしも誤りとは云えないもの

「齊人李焦說秦王」（秦始皇本紀）「焦」を「蕉」に作る。詳節と合す。

「以秦之彊諸侯譬如郡縣之君」（秦始皇本紀）「秦」を「梁」に作る。井々本と合す。

「遂破之」（秦始皇本紀）「遂」を「逐」に作る。通志と合す。

「立名爲皇帝」（秦始皇本紀）「名」を「馬」に作る。通志と合す。

「既已齊人徐市等上書」（秦始皇本紀）「市」を「氏」に作る。游明本と合す。

「僊人居之」（秦始皇本紀）「僊」を「仙」に作る。「毛本」と合す。今按ずるに「秦始皇帝使徐福童男女入海求仙人」と云う正義注が見られ、或いは張守節の見た本は「仙」に作っていたか。

「追誦本始」（秦始皇本紀）「始」を「紀」に作る。通志と合す。

「普施明法」（秦始皇本紀）「普」を「並」に作る。通志と合す。

「後嗣循業」（秦始皇本紀）「嗣」を「似」に作る。通志と合す。

「更名臘曰嘉平」（秦始皇本紀）注「時下玄洲瀕赤城」「洲瀕」の二字を「州王」に作る。通志と合す。

4081

「共賜死」（秦始皇本紀）「共」の字なし。通志と合す。他本（史記會注考證を除く）は「共」を「其」に作る。

「亂賊滅亡」（秦始皇本紀）「賊」を「蹊」に作る。井々本と合す。

「厭毋毛」（秦始皇本紀）「毋」を「無」に作る。蜀大字本と合す。

「誅殺無道」（秦始皇本紀）この四字を「誅殘無地」に作る。通志と合す。

「遂至霸上」（秦始皇本紀）注「在長安東三十里」「十」を「四」に作る。通志と合す。

「秦之先伯翳」（秦始皇本紀）「伯」を「栢」に作る。詳節と合す。景祐監本・井々本・蜀大字本・毛晉刻本は共に「柏」に作つている。

「豪俊相立」（秦始皇本紀）「俊」を「傑」に作る。蜀大字本・詳節と合す。

「而遷謫之徒」（秦始皇本紀）注「偪民也」「偪」を「逼」に作る。蜀大字本と合す。

「初盾常田首山」（晉世家）「常」を「嘗」に作る。井々本・耿秉本と合す。

「梁山崩」（晉世家）注「在馮翊夏陽縣北也。」「縣」の字なし。毛本と合す。

「殺者趙穿」（晉世家）紹興本・景祐監本同じ。他本は「殺」を「弒」に作る。

「繫之河內厲王毋亦繫」（淮南衡山列傳）「繫」の字竝びに「繫」に作る。井々本と合す。

「王有孽子不害」（淮南衡山列傳）「子」の字なし。井々本と合す。

以上、周本紀・秦始皇本紀・晉世家・淮南衡山列傳について、三つの場合に分けて文字の異同についての例をあげた。本書は上にあげた例からも知り得るように異字、脱字が非常に多く（詳しくは拙著史記會注考證校補を參照されたい）異字の内容は字形の類似しているものに誤り作つているものが大部分を占める。又脱字も刻時の不注意のため一字或いは一句を脱したと考えられ

るものが多数である。ただ同一文字の重なる場合には意識的に一方を削去したものと思われる[4]例も見られる。以上のことからすれば本書は板本それ自体の価値はあまり高く評価することはできない。

しかし、ここに注目すべきことは本書と宋の鄭樵の「通志」及び宋の呂東萊の「史記詳節」のみが一致する例が非常に多数あることである。このことは本書が南宋初期に於いて広く通行していた史記のテキストの面影を伝えていることを示すものと思われる。更に本書が私刻本と推定される証左ともなろう。

注1　飛鳥井家に旧蔵されていたことは大谷大学図書館所蔵の元版影寫翁本史記の巻末の「飛鳥井家史記。百三十巻、合装一四冊首有毅齋大字史記集解序、目録末題邵武東郷朱中奉宅刊校勘即無訛脱紹興庚申八月朔記」二十四字」と云う書き入れによって知り得る。

注2　賀次君はその「史記書録」に於いて「日本内藤湖南及武田長兵衛均有藏本」と述べているけれども、このことについては既に神田氏が書評に於いて指摘されているように、賀氏の誤りである。

注3　賀次君は「北宋本及宅本作『共場死』」と述べているけれども、「共」と作っているのは「會注考證」だけで他の本は「其」に作っている。賀氏の調査の未だ至らざるがための誤りか。

注4　上に挙げた例の外、『長子更字長君母號爲衛媼』（衛將軍驃騎列傳）『長君』の二字を重ねず、井々本・中統本と合す」・「『大將軍軍因隨其後』（衛將軍驃騎列傳）『軍』の字重ねず」・「『大將軍軍入塞』（衛將軍驃騎列傳）『軍』の字を重ねず」等、同様の例が随所に見られる。

(五)　史記集解一百三十巻（抄配）

南宋紹興十四年（一一四四）刊、一九一九年劉氏嘉業堂景刊、傳蜀大字本。原本孫敬亭・吳氏兩疊軒・劉承幹舊藏、北京圖書館現藏。

本書は中華民国八年（一九一九）呉興の劉承幹が「蜀大字本」と称して景刻したものの原本である。

本書には序文の前にかつて呉雲が所蔵していたときの次の如き同治己巳（一八六九年）の題跋がある。

4083

「蜀大字本史記計本紀十二卷十冊、年表十卷七冊、八書八卷四冊、世家三十卷十二冊、列傳七十卷三十冊、通計一百三十卷六十六冊。惜鈔配及別本羼入者過半、舊爲孫敬藏今歸兩疊軒」

又景刻の時の劉承幹の跋文には、

「是本舊爲孫敬亭所藏、後歸吳氏兩疊軒、展轉而入於餘退樓、觀察審定爲蜀大字本。每葉十八行、行十六字注每行二十字至二十一字、不等。與愛日精廬所藏宋大字本、莫氏郘眼錄所記上海郁氏藏宋蜀刻大字本同。惟兩家言北宋諱缺而愼字不缺、是本則愼字亦缺筆、是經南宋人修補矣。……惟中頗多鈔配、殊爲缺憾、而番禺潘君明訓得有蜀大字本、與是本板式相符、知出一手。有瑯邪王敬美收藏印及毛晉秘籤、汲古閣世寶、隱湖毛表諸印、蓋本王氏世襲舊藏後歸汲古毛氏者。假歸一校遇有鈔配、依是摹刻始成完璧。云云」

即ち、劉承幹は孫敬、吳雲舊藏の傳蜀大字本を入手し、その鈔配及び別本の羼入せる所を王敬美・毛晉舊藏の同板式本をもつて補つたと云うのである。

而して今この本を見るに、板式の異なるもの、字体の異るものが各所に見うけられる。次にそれを列挙するならば、

(イ) 武帝本紀末に索隱述贊あり、これは明らかに別本をもつて欠を補つたものである。五帝本紀末も索隱本をもつて補つている。

(ロ) 孝景・孝武の兩本紀、衞將軍驃騎、平津侯主父、南越、淮南衡山、循吏、汲鄭、儒林の七列傳の体裁は、每半葉九行、行十六字、注雙行、行二十字。白口。左右雙邊。板心に大小字数を記す。細魚尾、魚尾の下に「本紀十一」等と題す。版心の中ごろに葉数を記し、下に刻工名を記している。板中、高宗の諱名である「構」の字を欠筆し、孝宗の諱名「愼」の字を欠筆していない。このことから考えるに本書の刻時は孝宗（一一六三年）以前高宗の在位中（一一二

七―一一六三）と推定できる。而して晁公武の「郡斎読書志」に「遭靖康丙午之變、中原淪陷、前曾鞏等校刻宋・齊・陳・魏・北齊・周書幾亡。紹興十四年、井憲孟爲四川漕、始檄諸州學官、求當日所頒。……於是七史遂全、因命眉山刊行。」の記事がある。錢基博の「版本通義」に「謂之（紹興十四年の七史）蜀山七史、而宋以來藏書家、稱爲蜀大字本。……蓋其書半葉九行、每行十七八字也。……」と云う。かつ「宋蜀大字漢書殘卷」（留宋樓藏書志）も又同板式である所から見れば、恐らくは、蜀山七史とほぼ同時に史記・漢書の刊行もなされたものではなかろうか。（以後は本書を蜀大字と称す）

(ハ) 前記七巻を除く一百二十三巻[1]の板式は毎半葉九行、行十六・七字、注雙行、行二十・二十一・二十二不等。細黒口。左右雙邊。板心の上方に葉数、大小字数を記す。魚尾の下に「史記一」等と大題を記し、板心の下方に刻工名を記す。字形は前述の蜀大字本と較するにやや小さい。また李斯列傳、樊酈滕灌列傳、匈奴列傳の各巻末に「左迪功郎充無爲軍學教授潘旦校對」「右承直郎充淮南路轉司幹辦公事石蒙正開雕」と云う二行の結銜がある。而して宋の洪邁の「容齋隨筆」に「紹興中命兩淮、江東轉運司刻三史版」の記事あり、この二点からすれば本書は南宋の紹興年間[2]（一一三一―一一六二）に刻されたものであろう。とすれば本書は「史記研究的資料和論文索引」の云う如く、淮南路無爲州官本と稱するのが適當であろう。

淮南路無爲州官本は從來「蜀大字本」と称せられていた。即ち「錢大昕日記抄」に「昭黄堯圃、觀宋蜀本史記一百三十巻、毎半葉九行、行十六字或十七字、有集解無索隱、巻末有『無爲軍學教授潘旦校正淮南轉運司幹辦公事石蒙正雕』寫、官銜分左右、蓋南渡初官本也」とあるのは、明らかに淮南路無爲州官本を以つて蜀本史記としているのである。又毛晉の「汲古閣祕本書目」、張金吾の「愛日精廬藏書記」、莫友芝の「宋元舊本經眼錄」、黄不烈の「士禮居藏書志」に各々「蜀大字本」の記載があるが、張氏・莫氏・黄氏の記する所は、実はこの淮南路無爲州官本のことであ

4085

る。ただ「毛氏汲古閣藏本（殘卷）」については詳細なる記錄が無いために如何なるものであつたか確めることは不可能であるが、劉承幹の跋に毛晉舊藏本に依つて鈔配の所を補つたとあれば劉氏景刊本中に毛晉舊藏本が含まれているはずである。而して前述の蜀大字本が或いはこれに該當するのかも知れぬ。從來の藏書家は半葉九行、行十六字である同板のもので現存するものは、賀次君の「史記書錄」に依れば南京圖書館に全帙及び某処にも又一本を存している。

校勘上より見たる本書の特色

今、此の本の校勘学上の価値即ち文字の異同より見た特色を述べるのであるが、「蜀大字本」と「淮南路無爲州本」とは別本であるから二つに分けて述べることにする。

(A) 蜀大字本

前述した如く、蜀大字本は、現在孝景本紀・孝武本紀・衞將軍驃騎列傳・平津侯主父列傳・淮南衡山列傳・汲鄭列傳・儒林列傳を存するのみであるから、この九巻について例をあげる。

(1) 蜀大字本は宋板集解本中に於いて校勘上からは最も優れたものに属するものであると思われる。その理由としては、

(イ) 他本・その他の資料との校合により校定をなしていると思われる箇所が随所に見られることである。この例には次の如きものが見られる。

「立皇子方乘爲清河王」（孝景本紀）　蜀大字本「方」の字なし。古鈔本・古本と合す。他の板本はすべて「方」の字あり、漢興以來諸侯年表に「清河哀王乘元年、景帝子」とあり、又五宗世家にも「清河哀王乘」とあり、漢書景帝紀も「方」

の字なし。このことからすれば、他の刊本の「方」の字は衍入であろうか。

「以御史大夫綰爲丞相封爲建陵侯」（孝景本紀）　蜀大字本「封爲建陵侯」の五字なし。他本はすべてこの五字あり。このことについては、すでに梁玉繩が「依史例當云御史大夫建陵侯綰爲丞相」と述べ、また盧文弨も「封爲建陵侯五字衍」と言っている。今、惠景侯年表を見るに衛綰が建陵侯に封ぜられたのは景帝の前六年であり、丞相になったのは後の元年である。このことからすれば「封爲建陵侯」の五字は無い方を正しいとすべきか。

「以子死悲哀」（孝武本紀）　蜀大字本「悲哀」の二字なし。封禪書と合す。漢書郊祀志又同じ。他本はすべてこの二字あり。

「常餘金錢帛衣食」（孝武本紀）　蜀大字本「帛」の字なし。景祐監本同じ。封禪書・漢書郊祀志と合す。他本はすべて「帛」の字あり。

「不宜以二二數」（孝武本紀）　集解注「得黃龍鳳皇諸瑞以名年」　蜀大字本「黃龍鳳皇」の四字なし。漢書郊祀志蘇林注と合す。毛本同じ。他本はみなこの四字あり。或いは漢書に依りて改めたるか。

「佩天士將軍地士將軍大通將軍天道將軍印」（孝武本紀）　蜀大字本「天道將軍」の四字なし。南化・楓・三本及び景祐監本（後代の補刻の部分）と同じ。他本はすべてこの四字あり。封禪書及び漢書郊祀志と合す。このことについてはすでに殿本考證に「按封禪書無天道將軍四字此有之疑天道卽大道傳寫之誤後人不知妄加以此爲四金印耳其實合五利將軍爲四世下文云天若遺朕士而天通馬卽天士地士大通之解也下天道將軍則刻王印立白茅上受之。」と述べている如く「天道將軍」の四字は衍入と考えるべきであろう。

「今年豐麻未有報」（孝武本紀）　蜀大字本「有」字なし。封禪書・漢書郊祀志と合す。他本はすべて「有」の字あり。

4087

「其祠列火滿壇旁」（孝武本紀）　蜀大字本「旁」の字なし。景祐監本・凌本・金陵本と同じ。封禪書・漢書郊祀志と合す。他本はみな「旁」の字あり、按ずるに下の「壇旁烹飪具」の句により衍入したものであろう。

「使人先要邊」（衞將軍驃騎列傳）　蜀大字本は會注考證に合す。南化・楓・梭・三本・索隱本同じ。景・井・紹・蜀刻・耿・慶・彭・毛・殿の各本「使人先要邊」の五字を「使人先遣使向邊境要遮漢人令報天子要邊」の十八字に作っている。このことについては王念孫（讀書雜志）が「案自使人至要邊十八字、蕪累不成文理、盖正文但有使人先要邊五字、其遣使向邊境要遮漢人令報天子十三字、乃集解之誤入正文者也。索隱本出先要邊三字、注曰謂先於邊境候漢人、言其欲降。漢書作使人先要道邊。此皆其明證矣。」と述べている如く、古本・索隱本・蜀大字本をもって正しいとすべきであろう。

「起於黃腄琅邪負海郡」（平準書）　蜀大字本・會注考證に合す。索隱本同じ。他本はみな「黃」を「東」に作る。張文虎（史記札記）も「索隱本與漢書合、各本作東腄誤」と述べている如く、「黃」の字を正しいとすべきであろう。

(ロ)　他の集解本よりも誤衍脫字が比較的少ないことである。

一例を示すならば、孝武本紀に於いては紹興本単独の誤りは十四条、蜀大字は七条である。汲鄭列傳に於いて紹興本単独の誤りは六条、毛本の誤りは八条、しかるに蜀大字本単独の誤りは一条もない。

(ハ)　蜀大字本はこの様に優れた点を持ってはいるけれども、決して集解本グループ中の特異な存在とは云えないのである。板本全体と云う立場に立つて見ると、やはり集解本グループとしての特徴を備えている。その例には次の如きものが見られる。

「封故相國蕭作孫係武陵侯」（孝景本紀）集解注「徐廣曰漢書亦作係勮誕生本作係」　景・井・蜀・紹の各本「誕生」の二字を「說」の字に作る。

「天子爲詠晁錯」（孝景本紀）　景・井・蜀・紹・毛の各本「晁」を「鼂」に作る。

「古者天子以春秋祭泰一東南郊」（孝武本紀）　景・井・蜀・紹の各本「泰」を「太」に作る。

「則又作栢梁銅柱承露僊人掌之屬矣」（孝武本紀）　景・井・蜀・紹・毛・凌の各本「栢」を「柏」に作る。

「爲離下博戰獲王」（衞將軍驃騎列傳）　景・井・蜀・紹・蜀刻の各本「博」を「傅」に作る。

「不亦可乎」（衞將軍驃騎列傳）　景・井・蜀・紹・蜀刻の各本「亦」を「乃」に作る。

「以詠比車耆」（衞將軍驃騎列傳）　景・井・蜀・蜀刻の各本「比」を「北」に作る。

「故周失之弱秦失之彊」（平津侯主父列傳）　景・井・蜀・紹・刻・毛の各本「彊」を「强」に作る。

「斯亦義時版築飯牛之朋矣」（平津侯主父列傳）　景・井・蜀・蜀刻・中統・毛の各本「朋」を「明」に作る。

「爲棺槨衣衾」（淮南衡山列傳）　景・井・蜀・紹・中統・毛・金陵の各本「槨」を「椁」に作る。

「卒盡已渡河乃渡」（淮南衡山列傳）　景・井・蜀・紹・毛の各本兩の「渡」の字を「度」に作る。

「河南大守獨有槨陽耳」（淮南衡山列傳）　景・井・蜀・毛の各本「槨」を「洛」に作る。

「產五十萬以上者」（淮南衡山列傳）　景・井・蜀・紹・毛・殿の各本「產」の上に「家」の字あり。

「被首爲王畫反謀」（淮南衡山列傳）　景・井・蜀・蜀・紹・中統・毛の各本「謀」を「計」に作る。古本と合す。

「股曰序周曰庠」（儒林列傳）　景・井・蜀・紹の各本「序」、「庠」の二字を互易す。古本も又同じ。

「家無餘貲財」（汲鄭列傳）　景・井・蜀・紹の各本「貲」を「貨」に作る。

「嘗常爲漢禮官大夫」（儒林列傳）　景・井・蜀・紹・毛・金陵の各本「常」を「嘗」に作る。古本と合す。

以上、蜀大字本について文字の異同の面より考察を加えた。これらを総合するに、蜀大字本は種々の資料との校合により訂正した箇所が相当数見られること。刻時の譌舛、脱衍も又比較的少ないこと。古鈔本・古本との一致例は他本とほとんど変らないこと、と結論できよう。このことは本書がより古いテキストの形を伝えているという点からすれば疑問は残るが、史記板本として最も優れたものの一つと云うことができるであろう。

(3)　淮南路無爲州官本

本書は前述した如く補鈔の部分が甚だ多い。今校勘学上から見た本書の価値を論ずるに当り、一応補鈔の部分は除外して論を進めることにする。

(1)　本書も蜀大字本同様に校勘その他に依り校訂をなしたと思われる箇所が見られる。その例には次の如きものが見られる。

「以告成功于天下天下於是太平治」（夏本紀）　淮南路無爲州官本（以下淮南路本と略称する）「天下」の二字を重ねず。尚書禹貢は「于天下」の三字なし。殿本考証に云う「一本無天下二字、臣照按二本皆訛、應作以告成功於天、天下於是太平治云云。」淮南路本・殿本考證のいう所と必ずしも一致はしないけれども、此の句の改むべきことに気付き尚書に従ったものであろうか。

「毋水行舟」（夏本紀）　淮南路本は史記會注考證に合す。尚書皐陶謨又同じ。古鈔本・古本・その他の集解本は「行舟」を互倒す。或は淮南路本尚書に依りて改めたか。

「尹佚筴祝曰」（周本紀）　淮南路本「尹」を「史」に作る。周公世家と合す。古鈔本・古本同じ。他の板本はすべて

「尹」に作る。或いは周公世家に依りて改めたか。

「膺更大命」（周本紀）　淮南路本「更」を「受」に作る。他本はみな「更」に作る。このことについてはすでに張文虎が「此文亦本克殷解・文選王元長曲水注引用書云、膺受大命、革殷、受天明命云云」と述べているけれども、淮南路本のみが文選引克殷解と一致している所を見れば、或いは文選引に依りて改めたのであろうか。

「而卒車裂以徇秦國」（秦本紀）集解注「欲爲官者五千石」　淮南路本は「五千」を「五十」に作る。このことについてはすでに張文虎が「千字疑誤韓非子法定篇作五十石」と述べている如く、「五十」をもつて正しいとすべきか。天養本・南監本もまた「五十」に作る。他本はすべて「五千」に作る。淮南路本は韓非子に依りて改めたるか。

「葬車里康景」（秦始皇本紀）　淮南路本「康景」の二字なし。他本はみなこの二字あり（古鈔本・古本「康」を衆に作る）。殿本考證に云う「凌稚隆曰、康景二字疑衍、或下有闕文」と。又史記札記に云う「上文康公葬坰社、景公葬丘南、疑車里在康景二墓間、脫闕字」と。諸本みな「間」の字なし。

「齊伐鄆敗鄆軍於鐵」（鄆世家）　淮南路本は滝川本と合す。三注合刻本また同じ。各単集解本・二注合刻本は「齊」を「晉」に誤る。

「將軍太卜大僕解編等十人」（樊酈滕灌傳）　淮南路本「大僕」の二字なし。漢書と合す。景祐監本・毛本同じ。札記に云う「疑即下文太僕之誤衍云云」と。淮南路本は漢書に依つて削除したのであろうか。

「斬騎一人將一人」（傅靳蒯成列傳）　淮南路本は毛本、史記會注考證に合す。漢書また同じ。他本はみな「千」を「十」に作る。史記志疑に云う、「七字一句讀。如淳云、騎將率號爲千人、各本譌十、遂誤以人字爲句」、淮南路本或いは漢書に依つて改めたのであろうか。

4091

本書には以上の如き校訂を加えたらしい箇所が見られるが、このことは「無爲軍學教授潘旦校對」の結銜を裏づけるものであろう。

(2)　上述の如き校訂により、本書独自の文字の異同が見出されるのであるが、又、魯魚の誤りを犯している場合も多い。その例には次の如きものが見られる。

「大費生子二人」（秦本紀）　「子」を「十」に誤る。

「費昌當夏桀之時」（秦本紀）　「當」を「常」に誤る。

「齊管仲」（秦本紀）　「管」を「等」に誤る。

「二月」（秦本紀）　「月」を「日」に誤る。

「子圉是爲懷公」（秦本紀）　「懷」を「襄」に誤る。

「殺王弟帶」（秦本紀）　「王」を「至」に誤る。

「三十三年春」（秦本紀）　「春」を「秦」に誤る。

「滑晉之邊邑也」（秦本紀）　「之」を「入」に誤る。

「十三年」（秦本紀）　「三」を「一」に誤る。

「洪洪乎大風也哉」（吳太伯世家）集解注「舒緩深遠」　「遠」を「達」に誤る。

「悉而不言」（吳太伯世家）集解注「王肅曰」　「王」を「土」に誤る。

「敗之姑蘇」（吳太伯世家）集解注「越絕書曰」　「曰」を「口」に誤る。

集解注「玉魪之流」「玉」を「五」に誤る。集解注「槃鄂魚腸之劍在焉」　「焉」を「爲」に誤る。

「乃長晉定公」（吳太伯世家）集解注「晉有信」　「信」を「言」に誤る。
「故其急則人習騎射」（匈奴列傳）　「騎」を「綺」に誤る。
「各三萬騎」（匈奴列傳）　「三」を「二」に誤る。
「趙屯飛狐口」（匈奴列傳）　「狐」を「孤」に誤る。
「苐比亭」（匈奴列傳）　「苐」を「保」に作る。
又、誤脱も多い。これには次の様な例が見られる。
「卽營邑之」（秦本紀）　「卽」の字を脱す。
「使人與丕鄭歸」（秦本紀）　「歸」の字を脱す。
「日食」（秦本紀）　「日食」の二字を脱す。
「甌曰人殺吾子」（高祖本紀）　「甌」の字を脱す。
「甌曰吾子白帝子也」（高祖本紀）　「曰」の字「也」の字竝び脱す。
「雍齒雅不欲屬沛公」（高祖本紀）　「雅」の字を脱す。
「沛中子弟或聞之」（高祖本紀）　「或」の字を脱す。
「因殺魏豹」（高祖本紀）　集解注「四年三月」この注四字を脱す。
「故殷人承之以敬」（高祖本紀）　「故」の字を脱す。
「於周室我爲長」（吳太伯世家）集解注「吳爲太伯後」　「爲」の字を脱す。

(3) 古鈔本・古本との一致例としては他の単集解本と略々同様である。また、他の単集解本との一致例も特別な点は

見られない。

以上校勘学上から淮南路本に考察を加えたのであるが、結論すれば、特別に淮南路本の特徴を云々することは困難であり、やはり単集解本グループ中の一つと考えることが適切であろうと云うことである。

なほ蜀大字本と淮南路無爲州官本との関係については、欠筆と云う点から考えるならば蜀大字本の刊年の方が先であろうと推定されるのである。校勘上からは、校訂と云う点からすれば両本一致するけれども、刻時に於ける譌舛脱衍と云う点からすれば、両者は必ずしも一致しないのである。賀次君氏は「史記書録」に両書の関係について「蓋淮南路本即據蜀大字本翻刻、故其行款相同」と述べているけれども、行款が類似することのみに依りて軽々しくこの様に論断することは大いに危険である。則ち一行に於ける字数の違い、刻時に於ける譌舛脱衍の差異と云う点から見るならば、必ずしも翻刻と云うことはできないのではなかろうか。この両本の関係については軽々しく結論せず、後究を待つことにしたい。

注1　史記書録に依れば「この一百二十三巻中に明・清の鈔本をもって補っている部分があると云う。殘念ながらこれには原本を見ることができず、景刊本に依ったので、俄かに鈔本の部分を判別することは危険なので一応賀次君の説明を引用しておく。

一百二十三巻中、六国年表至建元以来侯者年表の六巻缺清鈔にて補う。律書封禪書、河渠書の三巻缺鈔にて補う。秦楚之際月表「西伯得以反國」至「趙公請獻邊邑」缺、清鈔にて補う。燕召公世家首ページ缺、清鈔もて補う。陳杞世家至晉世家の四巻缺、明鈔もて補う。陳丞相世家至三王世家の五巻缺、清鈔もて補う。伯夷列傳至仲尼弟子列傳の七巻、循吏列傳至春申君列傳の七巻缺共に明鈔もて補う。酷吏列傳至太史公自序の九巻明鈔もて補う。

注2　本書の刊年に関しては、趙萬の「史記板本考（史學年報第三期所載）」は高宗紹興二年と断じている。その論拠となったものは「天一閣藏書目」に「紹興三年四月十一日右修職郎充提擧太學司幹辦公事石公襲刊至四年十二月十日畢工」の三行の木記を記する一本について記載である。而してこの木記と本書の結衝と類似するをもって本書を紹興三年刊本と断定しているのであるが、「天一閣藏書目」記載の書については疑問があり、にわかに紹興三年と云う刊年を認めることはできない。

(六) 史記集解一百三十卷

明崇禎十四年（一六四一）刊、常熟毛晉汲古閣刊本。

本書は毛氏汲古閣刊十七史中の一つである。首に毛晉の「重鐫十三經十七史緣起」があり、末尾に「順治丙申年、丙申月丙申日丙申時題于七星橋西之汲古閣中」と称す。次行に「編年重鐫經史目錄」と題し、下に細字で「隨遇宋版精本攷校略無詮次」と注す。以下各經史の書名及び刊刻年月を記している。

史記の条に云う「崇禎辛巳開雕司馬遷史記一百三十卷　裴駰集解」順治甲午補緝脫簡周本紀一卷禮樂律曆書儒林列傳五六七葉」と。毛氏汲古閣藏の宋板本は非常に豊富であったと云うものの史記単集解本に於いては完本を所有せず、隨時他の宋版本を得て欠を補い、崇禎辛巳（一六四一）より清の順治甲午（一六五四）に至る十三年間を費して本書を完成させたものであろう。

本書の体裁は首に史記総目がある。第一葉表に「司馬遷史記凡一百三十篇總一百三十卷」十二本紀一十二卷」十表一十卷」八書八卷」三十世家三十卷」七十列傳七十卷」裴駰注」と題し、第一葉裏第一行に「皇明崇禎十有四年歲在昭陽大荒駱陬月上日琴川毛氏開雕」と記し、次行の下半に「索隱曰昭陽辛也、爾雅曰在辛曰重光在巳曰大荒落今從曆書天官書」の雙行の注を付けている。次葉は史記目錄がある。目録はすべて「史記一　五帝本紀第一」等と大題を上に小題を下に記している。目録の次に裴駰の「史記集解序」がある。

序文の後提行して「史記一」と大題を記し、下に「凡是徐氏義稱徐姓名以別、餘者悉是駰注解併集衆家義」と注をつけている。次行に「五帝本紀第一」と小題を記している。次行より正文が始まる。

4095

毎半葉十二行、行二十五字、注雙行、行三十六、七字不等。白口。左右雙邊。毎巻の首葉および末葉の板心魚尾の下に「汲古閣」と記し、さらに「毛氏」正本」の四字の方印がある。第二葉以下は魚尾の下に「史記一」等と題す。板心の下方に本巻の葉数を記している。

毛晉は本書を刻する時に拠った原本については、ただ「編年通鑑經史目錄」の題の下に「隨選未版精本攷校略無詮次」と述べているのみで宋板単集解本の如何なる板に拠ったかについては明かにしていない。毛本が如何なる版本に関係をもつかについては種々の推論がなされてきた。今その例をあげる。

「四庫簡明目錄標注」に云う。

「汲古閣刻單集解本、係翻北宋本、正文與各本多異。」(史記集解條下注)

武内義雄博士は南宋板本に拠ったものと推定して次のごとく述べている。

「汲古閣の単索隠本は北宋秘省刊本に本づくもので、その巻数が唐書藝文志の記載と一致するのを見ても、之が索隠本の原形で最も信拠すべき本であることが判る。しかし之と並び行はれた単集解本には南宋の頃あひついであらはれた集解兼有索隠本、特に耿直之本に従ってその索隠を削ったものらしい。単索隠の跋尾に「遂訂裴駰集解而重新焉」とあるのはこの想像を助けるものであるが、又汲古閣本史記集解の行数字詰が耿直之本と一致するのもこの疑を深からしめるものである。[三云]」(東北大学所蔵古鈔本孝文本紀解説)

賀次君は又「南宋紹興初杭州覆北宋[1]十二行二十五字集解索隠合刻無述贊本」との関係を強調している。「史記書錄」に云う。

「毛氏不言此本所自出、清代藏書家以其曾以北宋秘省大字索隠本覆刊、咸謂其所刻集解亦北宋舊本、錢泰吉、張文虎等、

均主此說。今考此本史文及注雖多同於北宋諸刊、但不盡相吻合。如……蔡本紀一卷其不同者已如此、則毛氏非據北宋監本覆刻可知。按南宋紹興初杭州覆北宋十二行二十五字集解索隱合刻無述贊本、其史文顏與此本同、如……凡此之類、當非偶然相合、雖不能認爲毛刻卽從杭本出、但可推知杭本與毛氏所據自有淵源。」

以上代表的な先人の三說を挙げたのであるが、從來の諸說を大別すれば二つに分けることができる。卽ち㈠は北宋刊本に依るとする說。㈡は南宋初刊の集解索隱合刻—耿秉本—に近いとする說である。

さてこのような先人の說を概觀しながら、さらにこの点について著者の他本との校合によって得られた結果を加味し、少しく考察を加えてみよう。

毛本が北宋刊本に依ったか否かは現在の資料では決定することは不可能である。ただ單集解本に依ったものか、或いは南宋初に刻された集解・索隱合刻本に依ったものについて吟味を加えてみる。

㈠前述した如く武内義雄・賀次君の両氏は「耿秉本」との關係を強調しているのであるが、これについて考察してみる。

文字の異同と云う点から見て「耿秉本」と「毛本」のみの一致例は非常に少數ではあるが見いだされる。次にその例をあげる。

「此細民之愚無知抵死」（孝文本紀）　耿秉本・毛本は「抵」を「拒」に作る。

「四誅頽入惠王」（十二諸侯年表）　耿秉本・毛本は「入」の字移りて「惠王」の下に在り。

「子產攻之」（十二諸侯年表）　耿秉本・毛本は「攻」を「救」に作る。

「一」（高祖功臣侯者年表）　耿秉本・毛本は「一」を「二」に作る。

4097

「中一國之衢爲三等」（宋策書）　耿秉本・毛本は「三」を「二」に作る。他本はすべて「三」に作る。

「宦三年」（晉世家）集解注「宦學士也」　耿秉本・毛本は「士」を「仕」に作る。各宋板單集解本および中統本は「事」に作る。

「惠公馬驚不行」（晉世家）　耿秉本・毛本は「驚」を「驚」に作る。他本は「驚」に作る。

「而今妄誅」（趙世家）　耿秉本・毛本「今」を「後」に作る。景・井・紹の各集解本及び通志は「后」に作る。三注合刻本は「今」に作る。

「與齊韓共敗秦軍函谷」（魏世家）集解注「河渭絶一日」　耿秉本・毛本はこの注五字を「一日河渭絶」に作る。

「攻長社」（魏公子列傳）　耿秉本・毛本は「社」を「杜」に作る。他本はすべて「社」に作る。

「君又南面而稱寡人」（商君列傳）　耿秉本・毛本は「面」の字の下に「也」の字あり。他本「也」の字なし。

「震怨谷歎善友」（范雎蔡澤列傳）　耿秉本・毛本は「怨谷」を互倒している。

「可以百全」（穀梁傳）　耿秉本・毛本は「百」を「萬」に作る。

「袁盎卽跪說曰」（袁盎鼂錯列傳）　耿秉本・毛本は「跪」を「跽」に作る。

「以爲常」（萬石張叔列傳）集解注「音住」　耿秉本・毛本は「住」を「注」に作る。

「訟王取其財物百餘人」（田叔列傳）　耿秉本・毛本は「財」を「錢」に作る。

「失治一時」（扁鵲倉公列傳）　耿秉本・毛本は「失」を「未」に作る。中統本また同じ。

「諸應皆憚畏」（吳王濞列傳）集解注「分爲國者」　耿秉本・毛本は「者」を「名」に作る。

「盎時家居」（吳王濞列傳）　耿秉本・毛本は「盎」の字の上に「袁」の字あり。

「食客日數十百人」（魏其武安侯列傳）　耿秉本・毛本は「十」を「千」に作る。中統本また同じ。

「何爲首鼠兩端」（魏其武安侯列傳）　集解注「言嬰無官位板援世」　耿秉本・毛本は「板」を「拔」に作る。

「以功爲侯者」（李將軍列傳）　集解注「本秦法」　耿秉本・毛本はこの三字を「充本法」に作る。漢書と合す。

「則匈奴盡歸於漢矣」（匈奴列傳）　集解注「言漢物十中之二入匈奴」　耿秉本・毛本は「二」を「一」に作る。

「討蒲泥」（衛將軍驃騎列傳）　耿秉本・毛本は「討」を「封」に作る。

「嘗與主爵都尉汲黯請聞」（平津侯主父列傳）　耿秉本・毛本は「嘗」を「常」に作る。

以上九十九卷について耿秉本と毛本のみ一致する例を調べたのであるが、その例は二十四を數えるのみである。この二十四と云う數は耿秉本と毛本のみが一致する場合は非常に少いことを示すものである。たとえば毛本と中統本のみの一致例がこの數よりも多いと云う一事を見ても納得できるであろう。更に毛本が耿秉本と一致せずして他本と一致する場合がしばしば見られることである。今孝景本紀・晉世家・匈奴列傳の三卷について、その例を調べてみる。

「天子爲誅晁錯」（孝景本紀）　毛本は「晁」を「鼂」に作る。景・井・蜀・紹の各本と合す。

「封長公主子嬰爲隆慮侯」　毛本は「主」の字なし。景・紹の各本と合す。

「字子于」（晉世家）　毛本「子」を「于」に作る。南化・楓・三・梅・井の各本と合す。

「唐叔子燮」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。各單集解本および中統本又同じ。耿秉本は「燮」を「爕」に作る。

「曲沃莊伯聞晉鄂侯卒」（晉世家）　毛本「會注考證」に合す。各單集解本・中統本また同じ。耿秉本「鄂」の字を脱す。

「周惠王弟頹攻惠王」（晉世家）　毛本「會注考證」に合す。單集解本・中統本また同じ。耿秉本は「頹」を「頽」に作る。

「而位以卿」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。各本また同じ。耿秉本は「而」の字を脱す。

「裏命則不威」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。各本また同じ。耿秉本は「威」を「戚」に作る。

「奈何以賤妾之故」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。各本また同じ。耿秉本は「奈」の上に「以」の字あり。

「齒亦老矣」（晉世家）集解注「以馬齒斷喩」　毛本「齒」を「歲」に作る。景・紹の各本と合す。

「秦穆公乃發兵送夷吾於晉」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。耿秉本また同じ。耿・慶・彭・游の各本は「繆」を「穆」に作る。（晉世家中に同例が四条見られる）

「子一國太子」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。各本同じ。耿秉本「一」の字なし。

「是時介子推從在船中」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。各単集解本また同じ。耿・慶・彭・游の各本は「船」を「舡」に作る。（同例一二条）

「晉侯度河」（晉世家）　毛本「度」を「渡」に作る。井・蜀・游の各本また同じ。耿秉本は「度」に作る。而して慶・彭の各本「侯」の字なし。毛本・各単集解本は「會注考證」と合す。

「王狩河陽者」（晉世家）　毛本「者」を「著」に作る。井・慶・彭・游の各本また同じ。耿秉本は「着」に作る。

「土不能進」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。景・蜀の各本また同じ。井・紹・耿・慶・彭・游の各本「土」の上に「伏」の字あり。

「故爲殺易」（晉世家）　毛本「會注考證」と合す。景・紹の各本また同じ。井・蜀・耿・慶・彭・游の各本は「殺」を「弑」に作る。（晉世家中に同例三か条）

晉世家については代表的な例を示したのであるが、毛本が他本と一致して耿秉本と一致しない場合はここに挙げたほ

4100

かに二十五例の多きを数えるのである。

「晉文公攘戎翟居于河西圁洛之間」（匈奴列傳）　集解注「音銀」　毛本「會注考證」と合す。各単集解本また同じ。耿・慶・彭の各本は「銀」を「張」に作る。

「吾欲有之」（匈奴列傳）　毛本「會注考證」と合す。各本同じ。耿乘本は「吾」を「至」に作る。

「於是冒頓詳敗走誘漢兵」（匈奴列傳）　毛本「詳」を「佯」に作る。他本はすべて「詳」に作る。

「終孝景時」（匈奴列傳）　毛本「景」の下に「帝」の字あり。蜀刻と合す。他本はみな「帝」の字なし。

「昔穆襄公復九世之讎」（匈奴列傳）　毛本「會注考證」と合す。紹興本また同じ。他本は「九」を「百」に作る。

匈奴列傳に於いてはここに挙げた例以外に同様な例が九か条ある。

以上任意にとりあげた三巻について、毛本が他本と一致してかつ耿乘本と一致せざる場合の例を示したのであるが、この例は毛本と耿乘本とのみ一致する場合の例に比較して圧倒的に多いのである。

このことは、武内博士及び賀次君の主張するところの集解索隱合刻無述賛本との関係を否定する資料とはなりえても、これを肯定する資料とは決してなりえないであろう。特に武内博士の云うごとく、耿乘本と毛本との行数字詰の等しいことをもって、毛本は耿乘本の索隱注を削除したものであるとする推定は大きな誤りといわねばならぬ。

(ロ)　次に「四庫簡明目錄標注」に云う所の「北宋單集解本」との関係について少しく考察を加えてみることにする。前述したごとく「簡明目錄標注」には、「汲古閣刻單集解本、係翻北宋本云云」と述べているのであるが、版本研究の段階も進んだ現在、当時北宋刊本とされていたものでも実際は南宋初の刊本であると判明したものもあり、「簡明目錄標注」に云う所の「北宋刊本」ははなはだ曖昧である。それゆえ、今は一応北宋・南宋の区別をせず、毛本と現存せる

4101

單集注の各本とどの様な関係にあるかを考察して行きたい。或いは北宋・南宋を分かたないことに少しく不安を感ずるのであるが、しかし、すでに単集解本総論で論じたごとく、単集解本は校勘上即ち文字の異同の上から見て明らかに一つのグループを形成しているのであるから敢えて北宋・南宋の区別を立てずに論を進めることとする。

毛本が各単集解本のみと一致する例は非常に多く見られる。このことは毛本と耿秉本との一致せざる場合の例を参照すれば直ちにわかるであろう。更に一例を示せば毛本と単集解本のみが一致する例は列傳七十巻中に於いて百二十有余条の多きを数えるのである。次に典型的な場合の例を挙げる。

「放驩兜於崇山」（五帝本紀）　毛本「驩」を「讙」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「維徐州」（夏本紀）　毛本「維」を「惟」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「來始滑」（夏本紀）　毛本「始」を「治」に作る。高・景・井・紹・嵯の各本と合す。

「皐陶拜手稽首」（夏本紀）　毛本「手」を「首」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「武王亦醜」（周本紀）　毛本は「王」の字を重ねている。景・蜀・紹の各集解本と合す。

「而周復都酆鎬」（周本紀）　毛本「鎬」を「鄗」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「然後屬疏遠」（秦始皇本紀）　毛本「後」を「后」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。

「別黑白而定一尊」（秦始皇本紀）　毛本「黑白」を互倒す。井・蜀の各集解本と合す。

「制作政令」（秦始皇本紀）　毛本「政」を「改」に作る。景・井の各集解本と合す。

「不忍殺之」（項羽本紀）　毛本「之」を「也」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「項羽召見諸侯將入轅門」（項羽本紀）　毛本「諸侯將」の三字を重ぬ。景・井・蜀・紹本および桃源史記抄引古本と合

す。

「大司馬咎長史翳塞王欣」（項羽本紀）　毛本「翳」の字なし。景・蜀・紹の各集解本および英房史記抄と合す。

「何興之暴也」（項羽本紀）　毛本「興」の下に「其」の字あり。景・井・蜀・紹の各集解本および「史記詳節」と合す。

「及趙高已殺二世」（高祖本紀）　毛本「及」を「又」に作る。紹興本と合す。

「夜往見良」（高祖本紀）　毛本「往」の字なし。井・紹の各集解本と合す。

「令御史大夫周苛魏豹縦公守滎陽」（高祖本紀）　毛本「縦」を「従」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。

「豈不繆乎」（高祖本紀）　毛本「繆」を「謬」に作る。蜀大字本と合す。

「其廣壇諸祀壇場往弊」（孝文本紀）　毛本「壇」を「墠」に作る。蜀大字本と合す。

「封長公主子嬰爲隆慮侯」（孝武本紀）　毛本「主」の字なし。景・紹の各集解本と合す。

「不宜以二二數」（孝武本紀）　集解注「得黄龍鳳皇踏端以名年」　毛本「黄龍鳳皇」の四字なし。蜀大字本と合す。

「以二十太牢」（孝武本紀）　毛本「太」を「大」に作る。井・紹の各本と合す。

「爲之金輿錯衡」（禮書）　毛本「錯」を「鏤」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「文貌情欲」（禮書）　毛本「欲」を「用」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「安能惟始」（樂書）　毛本「惟」を「維」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。

「識禮樂之文者能述」（樂書）　毛本「述」を「術」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「以歌南風」（樂書）注「南風之薫兮」　毛本「薫」を「熏」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。

「則天地將爲昭焉」（樂書）　毛本「昭」を「紹」に作る。景・井の各集解本と合す。

4103

「今未能銷距」（律書）　毛本「銷」を「消」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。
「耕植種萬物也」（律書）　毛本「植」を「殖」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。
「大呂者」（律書）　毛本此の句の下に「徐廣曰此中闕不說大呂」の十字の注あり。蜀大字本と合す。
「彊梧大荒落四年」（曆書）　毛本「荒」を「芒」に作る。井・蜀・紹の各単集解本と合す。索隱本また同じ。
「祝犁大芒落四年」（曆書）　毛本「芒」を「荒」に作る。井・蜀・紹の各単集解本と合す。
「昭陽汁洽二年」（曆書）　毛本「汁」を「協」に作る。井・紹の各集解本と合す。而して此の句の下「汁一作協」の四字の注なし。（同例五条を数う）
「右五星曰天矯」（天官書）　毛本「五」を「四」に作る。景・紹の各集解本と合す。
「所謂旋璣玉衡」（天官書）　毛本「旋」を「璇」に作る。景・井の各集解本と合す。
「下有四星曰弧直狼」（天官書）　毛本「弧」を「狐」に作る。景・井の各集解本と合す。
「音曰黃鍾宮」（天官書）　毛本「音」を「者」に作る。景・蜀の各集解本と合す。
「西北戎菽筲」（天官書）注「戎菽胡豆也、爲成也」　毛本下の「也」を「者」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。
「薄山者衰山也」（封禪書）注「或字誤也」　毛本「也」の字の下に「伯莊曰」の三字あり。井・紹の各集解本と合す。
「其大赦天下」（封禪書）　毛本「大」の字なし。井・蜀・紹の各集解本と合す。
「東至滄海之郡」（平準書）　毛本「至」を「置」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。
「賞賜五十萬金」（平準書）　毛本「十」を「千」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。

「自號句吳」（吳太伯世家）注「宋衷曰」　毛本「衷」を「忠」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。
「每朝乞驂乘」（齊太公世家）　毛本「驂」を「參」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。
「在强葆之中」（魯周公世家）　毛本「葆」を「褓」に作る。景祐監本と合す。
「揮使人弒隱公于蔿氏」（魯周公世家）　毛本「蔿」を「寫」に作る。景・紹の各集解本と合す。札記に云う「毛本蔿作寫注同蓋依左傳改」と。今景・紹の二本と合するを見れば、毛本必ずしも左伝に依らず。
「而以啓人爲不足任乎天下」（燕召公世家）　毛本「人」の字なし。蜀・紹の各集解本と合す。楓本・梅本また同じ。
「入至臨淄」（燕召公世家）　毛本「淄」を「菑」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。
「嫁其弟」（管蔡世家）　毛本「弟」を「妹」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。
「子昭公班立」（管蔡世家）　毛本「班」を「斑」に作る。景・井の各集解本と合す。嫩煌本も同じ。
「自幕至于釐腲」（陳杞世家）　毛本「腲」を「叟」に作る。景・井・紹・蜀の各集解本と合す。
「陳人使婦人飲之醴酒」（宋微子世家）　毛本「醴」を「淳」に作る。井・蜀の各集解本と合す。
「惟仁義爲本」（晉世家）　毛本「惟」を「唯」に作る。井・蜀の各集解本と合す。
「或曰聽齊」（楚世家）　毛本「曰」を「言」に作る。蜀・紹の各集解本と合す。
「齊伐鄭敗鄭軍於鐵」（鄭世家）　毛本「齊」を「晉」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。
「而餓死沙丘宮」（趙世家）　毛本「宮」の字なし。景・紹の各単集解本と合す。通志また同じ。
「煮棗將拔」（田敬世家）注「在濟陰宛朐」　毛本「宛」を「冤」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。
「秦令少府章邯免酈山徒人」（陳涉世家）　毛本「酈」を「驪」に作る。景・井も「驪」に作る。

4105

「執蔽朴以轄管天下」（陳涉世家）　毛本「朴」を「扑」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。

「當用列侯尚主」（外戚世家）　毛本「當」を「嘗」に作る。景・紹の各集本と合す。

「柱天侯反於衍氏」（魏相國世家）　毛本「柱天」互倒す。蜀大字本と合す。索隱本また同じ。

「決勝千里外」（留侯世家）　毛本「里」の下に「之」の字あり。景・蜀紹の各集解本と合す。

「其嫂嫉平之不視家生産」（陳丞相世家）　毛本「嫂」を「婦」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。（同例二条）

「亦食糠覈耳」（陳丞相世家）　注「京師謂盜屑爲粉頭」　毛本「謂」を「爲」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「續絳侯後」（絳侯周勃世家）　毛本「侯」を「氏」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。

「此不足君所乎」（絳侯周勃世家）　毛本「此」の字下に「非」の字あり。蜀・紹の各集解本と合す。南化本・伊佐早謙舊藏本校記また同じ。

「而梁王聞其義出於竇盎諸大臣所」（梁孝王世家）　毛本「義」を「議」に作る。景・井の各集解本と合す。楓山本、三条本・伊佐早謙舊藏本校記また同じ。

「使使即縣爲買人權會」（五宗世家）　毛本「權」を「搉」に作る。井・蜀の各集解本と合す。

「以相傳爲輔」（三王世家）　毛本「傳」を「傅」に作る。淮南路本と合す。

「臣青翟臣湯等竊伏孰計之」（三王世家）　毛本「孰」を「熟」に作る。景・井・蜀の各集解本と合す。

「不可勝數也」（伯夷列傳）　毛本「勝」を「稱」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「語以池敗」（老子韓非列傳）　毛本「語」を「而」に作る。蜀・紹の各集解本と合す。通志また同じ。

「彼見來之幷禽」（伍子胥列傳）　毛本「來」を「求」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。

「天下之賢王也」（蘇秦列傳）　毛本「王」を「主」に作る。景・井・紹の各集解本と合す。南化・楓・棭・三の各古本及び通志また同じ。

「東與齊而不與趙」（張儀列傳）　毛本「而」の字なし。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「軍於澠池」（張儀列傳）　毛本「澠」の字の下に「繩善切」の注あり。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「奉祀之日新」（張儀列傳）　毛本この五字を「奉祀祭日新」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「烈士徇名」（屈原賈生列傳）　毛本「烈」を「列」に作る。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

「太子逢仰」（刺客列傳）　毛本「逢」を「進」に作る。景・蜀・紹の各集解本と合す。

「將軍太卜太僕解福等十人」（樊酈滕灌列傳）　毛本「太卜」の二字なし。景・蜀の各集解本と合す。

「及稍定漢諸儀法」（劉敬叔孫通列傳）　毛本「漢諸儀法」の四字を重ねている。蜀・紹の各集解本と合す。

「然猶如此」（萬石張叔列傳）　毛本「然猶」を互倒す。景・蜀・紹・蜀刻の各集解本と合す。

「產五十萬以上者」（淮南衡山列傳）　毛本「產」の字の上に「家」の字あり。景・井・蜀・紹の各集解本と合す。

以上毛本と集解本のみが一致する典型的な例を挙げたのであるが、やや挙例が多すぎた恐みがあるかもしれない。しかし毛本と宋板集解本グループの関係を明示せんがため敢えて羅列した次第である。

さらに毛本と単集解本及び耿乘本のみが一致する場合がしばしば見られる。その典型的な例をあげる。

「出宮中美女得百八十人」（孫子吳起列傳）　毛本「女」を「人」に作る。景・井・紹の各集解本および耿乘本と合す。楓山本・三条本および詳節・通志また同じ。

4107

「先生奈何而言若是」（范雎蔡澤列傳）　毛本「而」を「有」に作る。蜀大字本および耿秉本と合す。

「漢元年二月」（張耳陳餘列傳）　毛本「二月」を「十二月」に作る。井・紹の各集解本および耿秉本と合す。

「何見之明也」（張丞相列傳）　毛本「何」の字の上に「是」の字あり。景・井の各集解本および耿秉本と合す。石山寺本また同じ。

「故以反爲名」（吳王濞列傳）　毛本「爲名」を互倒す。景・蜀・蜀刻の各集解本および耿秉本と合す。

「嘗自射之」（李將軍列傳）　毛本「嘗」を「常」に作る。景・井・紹・蜀刻の各集解本および耿秉本と合す。

かくの如き場合、毛本は集解本に依ったものであるか、あるいは耿秉本に依ったものであるか判断に苦しむのであるが、しかし、毛本と集解本のみの一致する場合と毛本と耿秉本のみが一致する場合の頻度数から考えて見るならば、集解本に依ったと考えられる可能性の方が数倍大であろう。さらにその他、二注合刻本及び三注合刻本との関係を無視して、単に宋版集解本と毛本とが一致する場合を加えるならば、両者の一致する場合は非常に高いといわねばならぬのである。この様に毛本と宋版集解本が一致する場合が非常に多く見られるということは、毛本の依って成った本が現存せる宋版単集解本グループ系統に非常に近いものであるということ、極言するならば、それは現存せる単集解本の「あるもの」ではないかという推量を可能ならしめるものであろう。

以上の如き観点からすれば毛本の底本となったものは宋版単集解本であり、武内博士及び賀次君の説く如く集解索隠二注合刻本に依ったということは否定されねばならぬのである。

しかし、ここに注意を要する場合が存在するのである。それは、毛本と集解本グループが高度の比率をもって一致する反面、一致せざる場合もあるということである。それには次の如き例が見られる。

「汝第往」（張丞相列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・井・紹・蜀刻の各集解本は「第」を「弟」に作る。

「劾中尚書」（張丞相列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・井・紹・蜀刻の各集解本はこの四字を「劾中書」の三字に作る。

「從攻安陽杠里」（傅靳蒯成列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・井・紹・の各集解本は「杠」を「杜」に作る。

「如戰所奏」（萬石張叔列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・蜀・紹・蜀刻の各集解本は「奏」を「奉」に作る。

「漢七年」（田叔列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・蜀・紹・蜀刻の各集解本は「七」を「十」に作る。

「杜桓」（扁鵲倉公列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・蜀・蜀刻・紹の各集解本および中統本は「杜」を「壯」に作る。

「臣意所受師方適成」（扁鵲倉公列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・蜀・紹・蜀刻の各集解本および中統本は「所」を「新」に作る。

「夫前日吳楚齊趙七國反時」（魏其武安侯列傳）　毛本は「會注考證」と合す。井・紹・祕の各集解本は「前日」を互倒している。

「臣以三萬人衆不敵」（魏其武安侯列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・井・蜀・紹・祕の各集解本は「敵」を「適」に作る。

「典屬國公孫昆邪爲上泣曰」（李將軍列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・井・蜀・蜀刻・紹の各集解本および中統本は「典」の字なし。

「遼東郡以拒胡」（匈奴列傳）　毛本は「會注考證」と合す。景・井・紹・蜀刻の各集解本は「拒」を「距」に作る。

この様な場合はどの様に理解すべきであろうか。この場合第一は毛本が刻される時に校勘改字がなされたことが考え

4109

られる。

さらに、この場合を詳細に検討してみるに、この様な例は或る特定の巻に集中して現れる傾向がある。更にこのような巻に於いては、毛本と集解本との一致率は非常に低いのである。このことから推論するならば、この様な例の現れる巻は、その依拠せる原本が集解本にあらずして、二注合刻本或は三注合刻本であたつと思われるのである。このことは恐らく毛晉が十七史を刊するに際し、彼の汲古閣蔵の宋板本は豊富であったとは云うものの、集解本に於いては完本を所有せず、その欠を集解本でないもの、即ち宋板二注合刻本、或は三注合刻本をもつて補つたのであろう。而してまた、このことが武内博士、賀次君が毛本と耿秉本との関係を強調する一つの原因ともなつたのではなかろうか。以上のことを総合して言うならば、毛本には必ずしも集解本と一致しない場合も見られるけれども、このことは原則的には集解本を原本としたということと矛盾しないのである。

然らば毛本は集解本グループ中のどの本を原本としたのであろうか。現存せる集解本中のいづれの本の系統に属するものを原本としたのであろうか。このことについて少しく考察を加えて見よう。

このことについては、上にあげた例の如く、毛本と集解本との一致せる場合に於いて、ある特定のものとの一致例が特に高い比率において見られると云うことはなく、種々雑多である。そのため、にわかに毛本の原本を見きわめることは困難である。しかしながら注目すべきことは、巻に依つては或いは蜀大字本（淮南路無爲州官本）と一致する例がしばしば見られ、又ある巻に依つては、紹興本と一致する場合が顕著であるということである。そしてこのことは毛本の原本について一つの解答を暗示するのである。即ち、毛本の原本は一冊のものではなくして、種々の宋板集解本の寄せ集めになるものではなかったかという推論が可能となるのである。而してこの推論を助ける好箇の資料が見られるので

4110

ある。即ち孫従添の「藏書紀要」に「毛氏汲古閣に『合錦』あり。」の記載がある。而してこの「合錦」とは宋板史記の種々の板を取り集めて一本としたもので、例えば「陶氏景印百衲本」の如きものであったと推定される。当時においてはすでに宋板史記の世に伝わるもの多からず、其の残巻もまた珍重され、その残巻を集めて一本とする習わしがあったことは銭遵王の「讀書敏求記」にも見えるところである。以上の如き、校勘学上の特色と、毛氏汲古閣秘本書目及び当時の文献より推論するに、毛本の原本となつたものは、宋板集解本であり、且つそれは種々の板を取り集めて一本となしたものであり、更にその欠を二注合刻本或いは三注合刻本に依り補つたものであろう。そしてさらに又毛氏汲古閣所蔵の宋板史記はきわめて多かつたので、刻時には諸刊との校合がなされそのためにますますその何本にいづるかを証明することが困難なこととなつたのであろう。

校勘上より見たる本書の特色

毛本については従来比較的高い評価が与えられてきた。特にその集解注については、後人の竄乱羼入せるものが少ないという理由の故に、清代に於いては頗る重視せられ、集解善本として四庫全書に収録されている。しかしながら、今つぶさに他の各集解本との校合を試みるに、特に秀いでている点を見いだすことはできないのである。思うに清代にあつては宋板集解本の世に現われること多からず、故に二注合刻本、三注合刻本との比較に於いて、毛本の集解注をもつて「集解善本」と見なしたのであろう。

而して又、毛本の誤りも多々見られるのである。これについては清の丁晏がすでに指摘しているところである。彼の「史記毛本正誤」序に云う。

「余少讀史記、初得汲古閣本、繼又得評林本、稍其得失。……繼又得柯維熊刻、顔爲善本、因歎得書之難、毛本爲常

4111

有之書、柯王本爲希有之書、爰據兩本校讎、正毛本之譌脫、以詒後之學者。……」

蓋し丁晏は明の陳仁錫の評林本及び王延喆、柯維熊の二本とをもつて毛本と校合し、その疎舛、誤繆を正したと云うのである。しかしながら、つぶさに「史記毛本正誤」を見るに、丁晏の挙ぐる所、必ずしもすべてが正鵠を得たものとは云い得ないのである。例へば、

「大司馬咎長史塞王欣」（項羽本紀）　丁晏云「王柯本作『長史翳』、毛落一字」。按ずるに英房抄及び景・蜀・紹の各本また「翳」の字なし。漢書またなし。必ずしも毛本の誤脫する為ではない。

「何其輿之暴也」（項羽本紀）　丁晏云「王本無其字柯本同」。按ずるに、景・井・蜀・紹の各本また「其」の字あり、必ずしも毛本の誤脫にあらず。

と云う如き例も存在するのである。とは云うものの、丁晏が毛本の欠点を明らかにしたと云う点に於いては軽視でき得ないものがある。確かに毛本は「善本」と云われながらも多くの疎舛誤脫が存在するのである。さらに私の調査した所によれば丁晏の気附かなかつた誤脫がまだ〳〵多く存在するのである。思うに、それらの誤脫の大多数は、一般の板本同様に板刻の際の魯魚の誤りによつて生じたものであろう。その例を挙げる。

「風從虎」（伯夷列傳）注「張璠曰」　「璠」を「蟠」に誤る。

「五伯不同法而覇」（商君列傳）　「伯」を「覇」に誤る。

以上、毛本を校勘学上の見地から、少しく評価を下してみたのであるが、清代に於いて「集解善本」と評された毛本も、今日すでに、台湾中央研究院歴史語言研究所蔵の景祐監本及び中国北京図書館蔵の南宋紹興間刊本の二本が影印され、広く行なわれるに到つたのであるから、その再評価がなされてよい時期に到つたのではあるまいか。

毛本の原刻は、すでに見ることの少ない存在となつた。ただ清の光緒間に掃葉山房覆刻十七史本及び金陵書局二十四史が広く世に行なわれているが、翻刻本は譌脱はなはだ多く原刻の面目を失なつている。

注1 賀次君がここに云うところの「南宋紹興初杭州覆北宋十二行二十五字素解紫牋合刻無逸算本」とは劉燕庭の百納宋版史記中に含まれている所の項羽・高祖・呂后・游俠・佞幸・滑稽・亀策・貨殖・太史公自序の十巻を指す。然して賀氏は同種の版は他に見ることはできぬと云うのである。しかしながら、私の調査した所によれば本書は、黄堯圃書蹟静嘉堂文庫蔵の淳熙耿秉刊集解索隠合刻本と同一であると思われる。以上のことからすれば、武内博士と賀次君とは共に毛本の原本を耿秉本に近いと云う立場を取ることになる。

4113

第二節　單索隱本

(一)　緒　論

本書は明の崇禎十四年（一六四一年）、汲古閣の主人毛晉が北宋刊の索隱單本を得て、これを覆刻したもので、巻末の跋文に次のように言っている。

「讀史家多尙索隱、宋諸儒尤推小司馬史記與顏氏漢書、如日月竝炤、—中略—又遇一索隱單行本子、凡三十卷、自序綴於二十八卷之尾、後二卷爲贊述、爲三皇本紀、遁北宋秘省大字刊本—下略—」

すなわち、本書が発見されるまでは、「索隱」については、二注乃至は三注合刻本に収録されているものによっていたのであるが、毛晉によって本書が覆刻されるに及んで、司馬貞の旧を伝えるもの[1]として、斯界の注目を浴びることになったのである。

思うに、本書の発見は次の四つの面から意義づけられなければならないであろう。

すなわち、書誌的には、

① 単注本の附注形態をみることができること。

また、テキスト・クリティックの面からは、

② 本書所引の正文に唐人の旧の存するものがあり、従って、今本史記の譌誤を正しうる性格をもっていること。

また、その注文については

③ 合刻本所引の注文の删節・改竄を指摘することができること

更にテキストの歴史を考えるときに、

④ 金陵書局本・滝川会注考証本に極めて大きな影響を与えている、ということである。

右の④については、合刻本の各節の項に述べることにして、本章においては、①～③を中心に毛晉刻単索隠本について論述を試みたいと思う。その前に索隠の撰者である司馬貞について少しく述べておこう。

注1 毛晉刻原本の北宋大字刊本が単索隠本の旧伝えるものだということに全く疑問がなかったわけではない。わが国江戸時代の儒者岡本保孝の如きは、集解・索隠・正義の三注本から索隠だけを抜いたものであろうとして次のように言っている。

「単行本索隠、汲古閣毛晉擬宋本而重刊、詳於考証跋文、今讀之、猶疑是本非宋時抜出集解索隠正義合注本、作一書者」

そして、その証左として次の如き例をあげている。

例1 高祖紀 劉季（劉客列傳第二十六）

孝云、正義之是正義曰誤、此誤引正義文也

例2 太子家令 按漢作大匠掌材日掌木（貨殖列傳第六十九）

孝云、此全表記集解文、誤引爲索隠也

例3 毛晉跋云、樂毅遺燕王書樂毅、未知何據

孝云、全書中多作樂馬、然今檢之、卷二十三鄒忌陸賈傳及張釋之馮唐傳趙作樂毅、卷二十五何武傳三赤同、按產彦形相近、蓋一處偶然誤作產、其他遍其誤作產耳、一大昧於歳、十大昧於髪、不足深考。

例4 毛晉跋云、附于褚補集解之後

孝云、據比則當時於汲古閣十七史史記之下、附此索隠也必矣、十七史本史記乃褚補集解也

例1は確かに問題のあるところで、耿秉本・慶元本・彭寧寅本・游明本などでは、「王義之音晉慶反」の七字を「王義音子慶反」に作っており、淩稚隆本・武英殿本ではこの注七字を刪除してる。この注については張文虎がすでに「札記」の中で、

「案隋志有小學篇一卷晉下内史王義撰、索隠王義十字疑衍、蔡本王本並無之字、作之慶反、與此音同、柯本改王爲正、劉入正義、斯爲誤矣」

と論じている如く、単索隠本が誤りであり、合刻本の索隠を是とすべきだろう。しかし、「王義之」を「王義曰」の誤りであるとし、従って単索隠本は三注合刻本からの覆刻であるとする岡本保孝の見解は、この注を正義とすべきかどうかの問題であり、慶元本の覆刻である柯維熊本に限られるとすべきかどうかの問題であり、不当なものであると言えよう。

例2は、この個所の索隠が集解の文と全く同じであるのは、合刻本から索隠を抜く際に、誤って集解を抜いたためであり、単索隠本が、合刻本から覆製であることの一証左としているのであるが、これも岡本保孝の速断と言わねばなるまい。思うに単注本を作る際には、それに先行

4115

する注釈を援引して、自注の中にとり入れるため、この例の如く集解と索隠が重複する部分が出てくるのが、むしろ当然なことであり、合刻本の集解と索隠では重複する部分がないのは、合刻時に重複を厭つて削除したものであり、この例は、かえつて本書が単索隠本の旧を伝えることを証するものに外ならない。なおこの例のように集解と重複するために合刻本で索隠を削つたと思われる個所は各巻にみられるが、特に仲尼弟子列伝に著しい。

例3、例4は共に本書が合刻本からの覆製であることを証する積極的な論拠とはなり得ない。ただ、例4の「附千載顧寡郤之後」というのは具体的にどういうことを言うのか明らかでない。或いは、十七史集解本の最後に、太書三十巻を一括して附したことを意味するのであろうか。

(二)　司馬貞とその著「索隠」について

唐儒司馬貞の撰になる「索隠」は、史記の三家注の中でも最も秀れたものとして、爾来、読史家の珍重するところのものである。しかし撰者司馬貞については、両唐書に伝がないばかりでなく、その事歴については、殆んど明らかでない。ただ、「索隠序」・「唐書芸文志」・「唐書劉知幾伝」・高祖本紀の注などの中にわずかにその一端をみうるに過ぎない。すなわち、索隠前序に「朝散大夫国子博士弘文館学士河内司馬貞」とあり、更に唐書芸文志の「司馬貞史記索隠三十巻（開元間弘文館学士張守節為之正義、号曰史記正義、今合為一注、別行）」を考え合わせると、司馬貞は、開元年間に弘文館学士に叙せられ[1]、澠州別駕を以つて終つていることがわかる。また、彼が崇文館学士張嘉会に師事したことは、索隠後序の中に、

「崇文館學士張嘉會獨善此書、而無注義、貞少從張學、晩更研尋」

とあるによつて知ることができるが、この張嘉会が如何なる人物であるかはまた明らかでない。滝川博士は「正義」の撰者張守節が師事した、いわゆる「張先生」[2]と同一人物であろうとしておられるが、飽くまで推論の域をでない[3]。

この問題と関連して、書誌学的に重要な意味をもつものに、「索隠」と「正義」との完成の時期の先後の問題がある

4116

が、このことについては、銭大昕がすでに詳しく考証しており、著者も、第二章、第三節の史記正義佚文の項で触れておいたので、そちらを参照していただきたい。

右の外、司馬貞については、開元の初めに劉知幾・宰相宋璟等と老子や易学について議論したという唐書劉知幾伝の記事と、徐彦伯・魏奉古等と親交のあったことを想像せしむる高祖本記の注があるので左に引用しておこう。

「開元初晉議孝經鄭氏學、非康成注、當以古文爲正、易無子夏傳、老子書無河上公注、請存王弼學、宰相宋璟等不然其論、奏與諸儒辨質、博士司馬貞等共翻其言、請二家兼行、唯子夏易傳請罷、詔可」（唐書　劉知幾傳）

「今近有人云母溫氏、貞時打得班固泗水亭長古碑文、其字分明作溫字、云母溫氏、貞與賈膺福徐彦伯魏奉古等執對反覆、沈歎古人未聞」（高祖本紀「母曰劉媼」の注）[5]

右の二文によっても容易に想像される如く、司馬貞は正史にこそ伝はないが、当時にあっては錚々たる学者の一人であったことに間違いない。しかし、今日彼の著作として残っているものは「史記索隠」の一書のみであるということは、他にもいくつかあったであろう司馬貞の著作の中でも、この書が最も作者の心血がそそがれたものであり、当時並びに後世の学者に裨益するところ大なるものがあったことを示すものであろう。

それでは、司馬貞自身は一体如何なる意図のもとに「索隠」の撰述を試みたのか、またその書がどのように受け入れられてきたのであろうか。

司馬貞が「索隠」を著わした意図については、自らの文になる「補史記序」・「索隠前序」・「索隠後序」に詳しい。「補史記序」の一文を次に挙げてみよう。

「一前略一後褚少孫亦頗加補綴、然猶未能周備、貞業謝韜門人非博古而家傳是學、頗事討論、思欲櫽成、先志潤色書

4117

史、頗翻陳陳相因、改定篇目、其有不備、竝採諸典籍、以補闕遺、其百三十篇之贅、既非周悉、竝更申而述之、附于衆篇之末、雖曰狂簡、必有可觀、其所改更、且係于後、至加徐廣、唯略出音訓、兼記異同、未能考覈、是非解釋文句、其裴駰實亦後進名家、博採群書、專取經傳訓釋、以爲集解、然則時有冗長、至於義根錯節殘缺紕繆、咸拱手而不言、斯未可謂通其學也、今輯採按今古、仍以裴爲本、兼自愚管伸爲之注、號曰小司馬史記、然前朝顏師古止注漢史、今竝謂之顏氏漢書、貞雖位不逮顏、既補舊史、兼下新意、亦何讓焉」

右の文章に明らかなように、彼が「史記索隱」の撰述を思い立つたのは、徐廣・裴駰をはじめとする史記の注家が、いわゆる殘文錯節する史文に何等の論斷を下すこともなく、唯手を拱いているをみて、広く諸書を渉猟し、精考沈思することによつて、盤根錯節する難解な正文にメスを入れようとしたからに外ならない。そして一方では三皇本紀を著わして正文の缺を補い、或は司馬遷の論贊が首肯されていないのを恨み、自ら一百三十篇の論贊を試み、自身を漢書に於ける顏師古に比し、「亦何讓焉」とまで自負しているのである。この司馬貞の自負もさることながら、その著「索隱」が世に出てからは、世人の「索隱」を称揚すること、顏師古の漢書注と「日月竝び照らす」[9]が如きであつたという。すなわち、上に引用した「補史記序」にものべられている如く、当時にあつて史記の注釈として一応定着していたものとしては、徐廣の「史記音義」・裴駰の「集解」のみであつたため、時代の推移と共に音解・訓詁その他あらゆる面に於いて新注の出現は当然望まれていたのであり、その時代の要求を最もよく満たすものが司馬貞の「索隱」であつたに違いない。事実、「索隱」における訓詁の厳密さ、資料の豊富さはその研究態度と共に称揚に値するものであろう。

さて、この「索隱」が、宋の世に版刷が行なわれると、裴駰の「集解」と合刻され、「集解・索隱」注合刻本」となり、更に張守節の「正義」と合刻されて、いわゆる「集解・索隱・正義三注合刻本」となるに及んで、史記の三家注の一と

して定着したものとなるのである。しかるに、この現象は、史記の注釈としての「索隠」の地位を不動なものにしたとはいうものの、書誌学的には単索隠本の亡佚という一つの大きな欠陥を生み出しているのである。

周知の如く、唐代にあっては、訓詁・注釈の学が非常に盛んになるのであるが、それらは多く陸徳明の経典釈文の例にならういわゆる「経伝別行」を体とするものであった。史記においても、司馬貞の索隠をはじめ、劉伯荘の「史記音義」・張守節の「史記正義」など、いづれも注解を加える部分の正文のみを抽出して、その下に注釈を施すいわゆる単注本であった。しかし、宋の世に印刷技術の発達にともなって、数多い注釈が整理され、正文の該所に組み入れられることが行われると、それらは一様に読者の便に供するに急であって、原本の姿を留めないものとなり、一方読者も閲覧に便利な合刻本によったため、単注本は久しく亡佚してしまうのである。

単索隠本もまたこのような運命をたどるのであるが、幸いにも、明の世になって、汲古閣の主人毛晉が「北宋大字刊本」の単索隠本を発見してこれを覆刻するや、司馬貞の索隠の原型を伝えるものとして、大いに読史家の珍重するところとなった。王念孫をはじめ梁玉繩・張文虎などが、この単索隠本を頻用して論じているし、金陵書局でも従来の合刻本の索隠の代りに、毛晉刻単本の索隠を使っていわゆる金陵本を作っており、更には、今日史記のテキストとして最もすぐれたものとされている瀧川龜太郎博士の「会注考証本」もまたこの書によるところが大きいのである。とまれ、本書の発見が史記の校勘学の歴史に一つの新生面を開いたことに間違いない。

注1 銭大昕は「十駕齋養新録」の中で、司馬貞が弘文館学士に任ぜられたのは開元七年以後のことであろうとして、次の如く述べている。

「補史記序目題國子博士、唐制、弘文館皆以他官兼領、五品以上爲學士、六品以下曰直學士、國子博士、係正五品上、故得學士之稱、神龍以後、避孝敬皇帝諱、或稱昭文、或稱修文、開元七年、仍爲弘文、以題衛驗之、小司馬充學士、蓋在開元七年以後也」

注2　張守節の「正義」注の中に
「張先生書本有十字、先生是是衍文、又不敢除、故以朱大點其字中心一下畤」（梁孝王世家「郎中尹霸等十通薦」の注）
「此卷或有本次平津侯後第五十二、今第五十者、先生書本如此」（何劭列傳卷初の注）
の二條があり、張守節は司馬貞の師事した張家會と同姓の「張先生」に師事していたことがわかる。

注3　瀧川博士は「司馬貞張守節事歷」（史記會注考證卷十　續論）の中で次の如くいつている。
「愚按索隱後序云、崇文館學士張家會助此書、而無注義、貞少從張學、晚更研尋、此小司馬師張家會也、梁孝王世家郎中尹霸等士通薦正義云、張先生書本有十字……、何劭列傳題下正義云、今第五十者、先生書本如此、劉伯莊音亦然、張守節不名其師、蓋述所存、一依點且不敢忽之、其書師重史、誠可尚也、所謂張先生、無乃索隱所謂張家會乎、則司馬張二人同其師也」
しかし、次のことはこの推論の肯定を消極的ならしめるものである。すなわち、何劭列伝、衛將軍驃騎列伝、平津侯主父列伝の三伝の順序が、張守節のいう「張先生書本」なるものと、単索隱本とが一致しないということである。もし司馬貞張守節の両人が師を同じうするのであつたなら、この三伝の次第も一致して然るべきではなかろうか。

注4　「賈膺復」は「賈膺福」の誤りであるという錢大昕の考証がある。

注5　錢大昕はこの注を使つて、司馬貞が張守節の前にあることを考証している。
「徐孝伯卷於開元二年、見唐書本傳、而司馬貞張守節二人新舊兩唐書無傳、守節正義序、稱開元二十四年八月、殺青斯竟、而小司馬兩序則不載謝逸年月、以此注驗之、其撰寫殺青、當在中唐之世、計其年紀、似在張守節之前」（十駕齋養新錄卷六）

注6　毛晉刻單索隱本の跋に次の如くいう。
「讀史家多尚索隱、索隱單行、惟小司馬史記與小顏氏漢書、如日月懸昭」

注7　唐書藝文志・宋史藝文志に「劉伯莊史記音義二十卷」及び「張守節史記正義三十卷」と記すところから索隱と同じく、恐らく単注本であつたと考えて間違いない。

(イ)　款式

毎葉十四行有界、左右双辺、正文行二十七字、注文双行、行四十字。毎巻第一葉及び末葉、縫心魚尾の下に「汲古閣」の三字を題し、その下に「毛氏正本」の四字を二行に細書す。他葉は板心魚尾の下に、ただ「索隱幾巻」と題す。白

(ロ)　書誌及び附注形態

4120

口。刻工名なし。また、巻三十を除く毎巻第一葉の初行及び末葉の末行に「琴川毛鳳苞氏審定宋本」の二行の篆文印記がある。

(ロ) 巻次

全巻三十巻。索隠序[1]・唐志宋志[2]記載の巻数と合す。最初に「史記集解序」があり、以下巻一より巻三十までの内容は次の通りである。

巻　一　五帝本紀第一～周本紀第四
巻　二　秦本紀第五～秦始皇本紀第六
巻　三　項羽本紀第七～呂后本紀第九
巻　四　孝文本紀第十～孝武本紀第十二
巻　五　三代系表[3]第一～秦楚之際月表第四
巻　六　漢興已來諸侯王年表第五～惠景間侯者年表第七
巻　七　建元以來侯者年表第八～漢興以來將相名臣年表第十
巻　八　禮書第一～曆書第四
巻　九　天官書第五～平準書第八
巻　十　吳太伯系家第一～魯周公系家第三
巻十一　燕召公系家第四～宋微子系家第八
巻十二　晉系家第九～鄭系家第十二

4121

卷　十三　趙系家第十三～田敬仲完系家第十六
卷　十四　孔子系家第十七～楚元王系家第二十
卷　十五　荊燕系家第二十一～留侯系家第二十五
卷　十六　陳丞相系家第二十六～三王系家第三十
卷　十七　伯夷列傳第一～伍子胥列傳第六
卷　十八　仲尼弟子列傳第七～張儀列傳第十
卷　十九　樗里子甘茂列傳第十一～春申君列傳第十八
卷　二十　范雎蔡澤列傳第十九～屈原賈生列傳第二十四
卷　二十一　呂不韋列傳第二十五～蒙恬列傳第二十八
卷　二十二　張耳列傳第二十九～樊酈滕灌列傳第三十五
卷　二十三　張丞相列傳第三十六～田叔列傳第四十四
卷　二十四　扁鵲倉公列傳第四十五～平津侯主父列傳第五十一
卷　二十五　匈奴列傳第五十二～西南夷列傳第五十六
卷　二十六　司馬相如列傳第五十七～淮南衡山列傳第五十八
卷　二十七　循吏列傳第五十九～滑稽列傳第六十六
卷　二十八　日者列傳第六十七～太史公自序傳第七十
史記索隱後序

巻二十九　十二本紀述贊・十表述贊・八書述贊、三十系家述贊

巻三十　七十列傳述贊・補史記序・史記の體制を論じたもの[4]・索隱述贊を作つた理由[5]・三皇本紀竝びに注

そして、最後に毛晉の跋文がついている。

本書の三十巻の内容は以上の如くであるが、右のうち、巻二十四巻二十五にわたつて収められている、衛將軍驃騎列傳、平津侯主父列傳、匈奴列傳の三傳の篇次が通行本と異つているのは注意すべきであろう。すなわち、通行本は全て太史公自序でいう篇次[6]と同じく、匈奴列傳を第五十とし、衛將軍驃騎列傳を第五十一とし、平津侯主父列傳を第五十二としているのに対し、本書のみ、匈奴列傳を平津侯主父列傳の後に置き、第五十[7]を衛將軍驃騎列傳とし、平津侯を第五十一に、匈奴を第五十二としている。[8]このことは一見本書の錯簡の如く思われるのであるが、匈奴傳の巻初にある張守節の「史記正義」の注に次の如き文がみられることは、唐代にあつては、このような巻次をとる一本が存在したことを証するものである。

「此巻或有本次平津侯後第五十一、今第五十者先生舊本如此、劉伯莊音亦然」（匈奴列傳第五十　正義）

(ハ)　附注形態

本書を価値づける一つに単注本の附注形態を知り得るということがある。

既にのべた如く、唐代にあつては、陸徳明の經典釈文をはじめとして、いわゆる経伝別行の古法に法るものが多かつた。しかし、宋元の世になつて、印刷技術の発達にともなつて、読者の便に供するため、注釈を整理して、正文の該所に組み入れることが行なわれ、単注本はその姿をとどめなくなつてしまうのである。

幸い本書は、単注本の原形をみるのに好箇の資料であるので、以下その附注形態について簡単に説明しておこう。

4123

まず、正文の標出の仕方であるが、これは、注解を加えようとする部分の正文を標出しており、経典の注釈にみられるごとき「某字至某字」という提起の仕方ではない。五帝本紀第一から例を挙げてみよう。

弱而能言（弱謂幼弱時也言未合能言之時而黃帝即所以爲神異也譙周以爲神有異質子未七旬曰弱）（五帝本紀）

淳化鳥獸蟲蛾（爲一句蛾音牛綺反一作蟻多音浮化虫蛾被及之一作同右）

また、索隠の中には集解に注しているものが少なくないが、その場合は「注」という字を冠して、集解の該所を引き、その下に注解を施している。すなわち

注皇覽（書名也記先代帝王墓之處宮室之名見故曰皇覽晉人集錄魏代所撰也）（五帝本紀）

注惟形之謹哉（案古文作愼哉具今文是狀）（同右）

というのがそれである。

全巻を通じて大むね以上の原則が守られているが、秦始皇本紀の最後の部分、すなわち「嚴公立享國十二年初爲西時葬西壘」以下「吾讀秦紀至於子嬰車裂趙高未嘗不健其決機其志嬰死生之義備矣」まで、三葉にわたって正文をすべて挙げて随所に注解を施していたり[9]、魯周公世家の「楚伏我取徐州」につけられた「徐州在魯東」という集解の語を標出するのに「注」の字を落すなど、若干の例外はある。

また、標出する史文及び集解注は、句讀によるものではなく、注釈に関係ある部分を適宜摘出して標出しており、長短さまざまである。更に司馬貞の意識的な削節も加わっているため[10]、校合のときには充分留意しなければならないだろう。

やゝ余談になるが、わが国に残存する古板本に書入れられた史記正義―すなわち佚文正義―の中に上述の単索隠本の

附注形態と同じ様式の書入れが随所にみられ、それらの書入れが正義の単注本からのものであろうと推定できる。このことはわが国に単正義本が伝来したことを証するものであり、やがては佚文正義の信憑性[12]を裏づけるものともなる。この意味においても単索隠本の発見によって、具体的にその附注形態を知り得たということは意義あることのように思う。

注1「凡三十巻號曰史記索隠」（索隠前序）
「凡卅三十巻號曰史記索隠」（索隠後序）
注2「司馬貞史記索隠三十巻　開元潤州別駕」（唐書藝文志）
「司馬貞史記索隠三十巻」（宋史藝文志）
注3 三代世表のこと。唐の李世民を避けたもの。後の「系家」もすべて「世家」のこと。
注4 秦本紀項羽本紀を世家に降すべきこと、孝恵帝のために本紀を立つべきこと、曹叔振鐸・呉泰・呉諸・淮南などの各世家を補うべきこと、陳渉世家を列伝に降すべきこと、項相國と曹相國を合わせて一篇とし、五宗と三王を合わせて一篇とすべきことなど、國僑・羊舌肸を管晏列伝の末に附すべきこと、老子は尹喜・荘周と同伝に、韓非は商君伝の末に附すべきこと、魯仲連を田単に、鄒陽・枚乗を賈生に附すべきこと、司馬相如・汲鄭列伝が西南夷の後にあるべきでないこと、大宛伝は貳師伝の後にあるべきことなど等々を論じたもの。
注5 索隠述賛を作った理由をのべたもので、彭寅翁本・金陵本・滝川本等で脱しているので次に引いておこう。
「右述贊之義、裴所不安、何者、夫紋事発功、合有首末、徴烈勤著是編述之中、或國有数君、或士兼百行、不能備論終始、自可略挙梗概、進乃頗取一事、偏引一奇、即爲一篇之賛、猶

爲亀鑑、誠所不取、斯亦明月之珠、不能無瑕矣、今竝置爲一百三十篇之賛云」
注6 太史公自序に曰う。
「自三代以来、何世常爲中國患害、欲知彊弱之時、設備征討、作匈奴列傳、第五十、直曲逆、廣武君、破邪論、通西國、廉北胡、作衛將軍驃騎列傳、第五十一、大臣宗室、以外戚貴幸、爲百吏先、作平津侯主父列傳、第五十二」
注7 本書では、李將軍列伝第四十九の次に、「衛將軍驃騎列傳第五十一」とあるが、次も「平津侯主父列傳第五十一」とあるから、ここの「五十一」は「五十」の誤りであろう。因みに本書巻三十に衛列伝述賛の順序もこの通りである。
注8 賀次君が「史記書録」の本書の解説の中で次のようにいっているのは誤りである。
「史公自序匈奴傳第五十、不挑侯主父偃傳第五十二、此本以平津侯主父偃傳爲第五十一、匈奴傳爲五十二、其述贊次第亦同」
注9 何故この個所のみ全文を挙げているのか挙らかではないが、あるいは、毛晉の発見した北宋原本がこの個所を欠いたために、集解本或いは合刻本によって補ったものであろうか。
注10 例えば、夏本紀の「索隠按語」、大宛伝賛の「索隠按語」の個所は、「索隠大陸」の四字を出すだけであり、「淮河其治」、「衡河其藪」の個

4125

所は「淮派案引」の四字を出すだけであるが、これは注解に直接関係のない部分を司馬貞が節略して載出したものと考えることができる。このように節略がはっきりしているものは問題ないのであるが、呉太伯世家の「太伯之奔荊蠻自號勾吳」の個所を「奔荊蠻號句吳」と載出していたり、「諸樊元年已除喪……季札要其室而耕乃舍之」の個所を「諸樊元年已除喪至乃舍之」と標出したりしているのは、司馬貞のみた史記本には「自」の或は「諸樊」の二字が無かったことを示すのか、それとも司馬貞が意識的に節略したと考えるかは大いに問題のあるところで、本書の校勘を行う場合も、この

(四)　校勘学的にみた本書の性格

本書がいわゆる單注本の形態をとっており、数多い史記の版本の中でも非常に特異な存在であることについては既にのべた通りであるが、本書の標出する正文並びにその注文を他の諸版本と対校するとき、両者の間に大幅な異同がみられ、いわゆるテキスト・クリティックの面からも極めて特殊な存在である。すでに王念孫の「讀書雜誌」をはじめ、梁玉繩の「史記志疑」、張文虎の「史記札記」などが、本書を引用して論ずること頻繁なるのも、滝川氏が積極的に本書を掛酌しようとしたのも、本書のテキストとしての重要性に鑑みてのことと思われる。

以下　本項においては、校勘学的にみた本書の性格・価値を明らかにすると共に、それらの異同のみられる原因について考察してみたい。なお便宜上、正文と注文とに分けて論述を進めたいと思う。

(A)　本書の標出する正文について

本書の標出する正文のもっている性格は、およそ次の諸条に要約することができる。

ことを常に念頭においた上で議論を進めなければならない。

注11　「日本國見在書目録」をはじめわが国に單正義本が伝来したことを示す記録はない。しかし、わが国現存の古板本の中に單正義本からの書入れらしい標記がみられるということは、幻雲抄に「吾邦有宝覚蔵本、有正義本、索隠與此注所載大同、正義者此所不載者歟、故謂本之上書之」とある「正義本」が單正義をいうのではかろうかという推定を助けるものである。

注12　すでに第二章、第二節の項でのべたごとく、魯実践・賀次君・顧金造などは滝川博士の拾遺した佚文正義の真偽に疑問を投じている。

4126

(イ) 唐の太宗李世民の「世」及び「民」を諱避している。

(ロ) 他のいかなる史記の板本とも一致しない本書単独の異同が頻出する。

(ハ) 三注合刻本よりも二注合刻本に、二注合刻本よりも単集解本により近い。

(ニ) 本書単独の異同に古鈔本・古本と一致するものが多い。

(ホ) 今本史記に比して、劉伯荘史記音義本・張守節史記正義本・唐宋の類書引史記等により近い面をもつ。

(ヘ) 史記の資料となつたものの今日に伝わるもの、或いは史記を資料として成つたものの今日に伝わるものに合するものがある。

(ト) 今本史記の譌脱を正し得る面をもつている。

(チ) 今本史記では偏のある文字が本書ではないという傾向が著しい。

(リ) 今本史記と本書とで偏の相違する異同が頻出する。

(ヌ) 助字的な文字が極めて不安定である。

(ル) 後人の校改を指摘することができる。

右の諸条は、本書のテキストとしての特質を示すと同時に、毛晉がその跋文の中に本書の原本を「適北宋秘省大字刊本」といつていることについての信憑性を裏づける方向を示すものであり、更には本書のテキストとしての優秀性をも示すものである。以下それぞれの場合について論じてみよう。

(イ) 唐の太宗李世民の「世」及び「民」を避諱している。

本書の標出する正文が「世」及び「民」を避諱しているということは、本書の原本である毛晉のいわゆる「北宋秘省

4127

大字刊本」が太宗李淵の在位年間に書写された古鈔本を底本にして成ったことを示すものであり、従って本書の標出する正文に唐時の旧の存するものがあることを想像せしむるに足る事実である。次にその個所を指摘しておこう。

○「世」を諱避しているもの

「三代世表第一」（三代世表）
「呉太伯世家第一」（以下世家第三十まで）
「國以不寧者十世」（宋微子世家）
「而蒙世俗之溫蠖乎」（屈原賈生列傳）
「咸濟世而屈」（司馬相如列傳）
「商瞿傳易六世」（儒林列傳）
「久孤於世」（游俠列傳）
「司馬氏世典周史」（太史公自序）
「故司馬氏世主天官」（太史公自序）

索隠本はすべて「世」字を避諱して「代」の字に作っている。

○「民」を避諱しているもの

「甌越之民也」（越世家）
「且天非爲君生民也」（三王世家）
「令民爲什伍」（商君列傳）
「教之化民地」（商君列傳）

索隱本はすべて「民」の字を諱みて「人」の字に作る。

「足以富民緡兵」（平準列傳）
「脅糴逃虜民」（匈奴列傳）
「黎民懷焉」（司馬相如列傳）
「豈唯民哉」（司馬相如列傳）
「猶民佐吏爲治」（酷吏列傳）
「民不能歎」（滑稽列傳）
「而民離捍少慮」（貨殖列傳）

(ロ) 他のいかなる板本とも一致しない本書単独の異同が頻出する。

ここでいう「他のいかなる板本とも」とは、本書が発見される以前に成立したもの[1]、或いは以後に成立したものでも本書を見合してないもの[2]をいうのであって、本書を積極的に斟酌しつつ成立した金陵書局本・滝川氏会注考証本などが入らないのはいうまでもない。

さて、今日に残存する史記の諸本をその系統によって分類するとき、大むね三つのグループに分けられる。一つは単集解本グループであり、一つは集解・索隱二注合刻本グループであり、今一つは集解・索隱・正義三注合刻本グループである。そして、それらはグループ内において一定のまとまりを保ちつつ、他のグループに対峙しているわけであるが、本書の標出する史文が、これらのいずれのグループにも属さないのは勿論のこと、さきに述べた意味での「いかなる板本」とも一致しない本書単独の異同が頻出するのである。そして、その異同のみられる度合は、上にあげた三つのグループの相互間にみられる異同或はいかなる二種の板本相互間にみられる異同をもはるかに上まわるものである。このこ

4129

とは、本書のテキストとしての特異性を示すものであり、従つてまたこの本書単独の異同がいかなる性格を備えているかを究明することが、とりもなおさず本書のテキストとしての性格を明らかにすることに外ならない。

以下著者は二三の面からこれらの異同のもつている性格を論考究明しようとするのであるが、その前に、本書のテキストとしての性格を考える上の一助として、如上の本書単独の異同を除いては本書標出の正文が上にあげた三つの板本グループのいずれに近い性格をもつているかについて若干考察してみたい。

(ハ)　三注合刻本よりも二注合刻本に、二注合刻本よりも単集解本により近い。

本書が単集解本・二注合刻本・三注合刻本のいずれのグループにも属さないことはすでに述べた通りであるが、本書とこの三グループの相対的な意味での関係は、三注合刻本よりも二注合刻本に、二注合刻本よりも単集解本に近いという性格をもつている。すなわち、現象的には、三注合刻本とのみ一致する異同が殆んどみられないのに対し、二注合刻本とのみ一致するものは多少みられ、更に単集解本とのみ一致する異同は可成りみられるということである。例を挙げてみよう。

○二注合刻本とのみ一致する例

「命曰昆侖」(秦武本紀)　中統本・游明本のみ「昆侖」の二字を「崑崙」に作る。本書と合す。

「大敗秦人李伯之下」(樂毅列傳)　中統・游本のみ「入」を「入」に作る。本書と各す。

「魏文侯令樂羊將」(穰里子甘茂列傳)　耿秉本のみ「魏文侯」の上に「以」の字がある。本書と合す。

「恬管書獄典文學」(蒙恬列傳)　耿秉本・中統本のみ「典」の字がない。本書と合す。

○二注合刻本及び単集解本の両方と一致する例

4130

「一黃金一斤」（平準書）　景祐監本・井々本・蜀大字本・紹興本・毛晉刻本の諸集解本及び耿秉本に上の「一」の字がない。本書と合す。

「信陵君列傳第十七」（信陵君列傳）景・井・蜀・紹・毛本及び中統・游本「信陵君」の三字を「魏公子」に作る。本書と合す。

「既臣大夏而居」（大宛列傳）　景・井・蜀・紹・毛本及び中統本には「居」の字の下に「之」の字がある。本書と合す。

「按式正業」（日者列傳）　景・井・蜀・紹・毛本及び中統・游本「按」の字を「旋」に作る。本書と合す。

○単集解本とのみ一致する例

「子帝予立」（夏本紀）　景祐監本・井々本・毛晉刻本「予」の字を「宇」に作る。本書と合す。

「彊梧大荒落四年」（歷書）　井本・蜀大字本・紹興本・毛本「荒」の字を「芒」に作る。本書と合す。

「商横涒灘三年」（歷書）「端蒙赤奮若四年」（歷書）　蜀本・毛本「涒灘」二字と「赤奮」二字が互易す。本書と合す。

「公堅定子子中」（仲尼弟子列傳）　景・井・蜀・紹・毛本「堅」の字を「肩」に作る。本書と合す。

「竇盜殺者也」（范雎蔡澤列傳）　景・井・蜀・紹・毛本「竇」の字の上に「而」がある。本書と合す。

「械繫敎廣武」（劉敬叔孫通列傳）　紹・毛本「繫」の字を「擊」に作る。本書と合す。

「要之置」（張耳陳餘列傳）　毛本「置」の字の下に「閒」の字がある。本書と合す。

「鴛窮昌浦」（司馬相如列傳）　毛本「窮」の二字を「岑鶾」に作る。本書と合す。

「爲發導繹抵唐居」（大宛列傳）　景・井・蜀・紹・毛本「繹」の字を「驛」に作る。本書と合す。

以上の如き例を挙げうるということは、本書が今日残存するいずれの板本とも系統を異にするとはいうものの、相対的には、三注合刻本よりも二注合刻本に、二注合刻本よりも単集解本に近い性格をもつていることを証するものであ

4131

る。このことは、いわば当然のこととも思われるが、北宋本としての本書の信憑性を裏づけ、更に単集解本・単索隠本・二注合刻本・三注合刻本の成立時期或いは成立事情を考える際の一助たりうるのではなかろうか。

(ニ)　本書単独の異同に古鈔本・古本と一致するものが多い。

さて、本書の標出する正文を今本の諸板本と対校するとき頻出する本書単独の異同は、今本の諸板本による限り、その性格を明らかにすることは困難であるが、これをわが国に残存する古鈔本及び古本[3]と対校するとき両者の間に可成りの一致例が見出されるのである。この現象は極めて注目すべきものであり、本書が北宋刊本であることの信憑性を裏づけることは勿論のこと、すでにのべた(イ)及び(ハ)の事実と共に、本書の標出する正文が、今本の諸板本に比してより古い姿を留めていることを示すものであろう。次にそれぞれの場合の一致例をあげてみよう。

○古鈔本と一致する例

今日に残存する古鈔本はわずか十数巻にとどまり、また本書の標出する正文が限られたものであるため、数多くの一致例を見ることは困難であるが、次の如きはその例である。

「自氏所之三王」（呂后本紀）　今本史記は全て「所」の字を脱している。索隠本有り。毛利家蔵延久古鈔本と合す。

「冀長焉」（孝文本紀）　今本史記「長」の字の上に「不」の字有り。索隠本なし。東北大学蔵延久古鈔本と合す。

「此其尤大彰明較著者也」（伯夷列傳）　今本史記同じ。索隠本「明」字、「著」字並びなし。敦煌秘籍留真新編所収古鈔本「明」の字なし。

「而終身逸樂富厚」（伯夷列傳）　今本史記同じ。索隠本「終」の字なし。敦煌秘籍留真新編所収古鈔本と合す。

「附驥尾」（伯夷列傳）　今本史記同じ。索隠本「附驥之尾」に作る。敦煌秘籍留真新編所収古鈔本と合す。

「譬若馳韓盧而博蹇兔也」（荘蹻蔡澤列傳）　今本史記同じ。索隠本「馳」の字を「施」の字に作る。宮内庁書陵部蔵古鈔本と合す。

「貴而爲交者爲賤也」（荘蹻蔡澤列傳）　今本史記各本「交」の字を「友」の字に作る。索隠本「交」に作る。宮内庁書陵部蔵古鈔本と合す。

「王者以民人爲天」（酈生陸賈列傳）　今本史記同じ。索隠本「民」の字なし。石山寺蔵古鈔本と合す。

「而漢反郤自奪其便」（酈生陸賈列傳）　今本史記同じ。索隠本「其」の字なし。石山寺蔵古鈔本と合す。

「酈食其子疥」（酈生陸賈列傳）　索隠本同じ。石山寺蔵古鈔本と合す。今本史記「子」の字の下に「酈」の字有り。

○古本と一致する例

本書単独の異同が古本と一致する例は六十余条の多きを数えるが、その詳細は校勘記の方を参照していただくことにし、ここでは今本史記の譌誤を正す方向を示す次の諸条を挙げるにとどめよう。

「而娶於西陵氏之女」（五帝本紀）　索隠本同じ。南化・楓山・梵斉・三条・梅仙・狩野の諸古本[4]と合す。今本史記はすべて、「氏」の字がない。御覧引史記及び大戴礼にも「氏」の字があり、王念孫もすでに今本史記の譌脱であることを論じている。

「及租伊以周西伯之修徳滅阮國」（宋微子世家）　索隠本同じ。南化・楓山・梵斉・三条の諸古本と合す。今本史記はすべて「滅」の字の下に「阮」の字がある。張文虎がすでに「各本重阮字、攷異云、下阮衍、今依索隠本、刪一阮字、阮當作阝」とのべ、殿本考証で「阮國」の二字を衍字としている如く、今本史記の誤りであろう。

「魏雖得阿衡之佐」（魏世家）　今本史記同じ。索隠本「佐」の字を「徒」に作る。南化・梅・謙[5]の諸古本と合す。史通雑

4133

説所引史記また「徒」の字に作る。

「公何不爲韓求質子於楚」（韓世家）　索隱本同じ。謙本と合す。今本史記はすべて「子」の字がない。張文虎も「索隱本有子字、與下爲秦求質子句法一例、國策亦有、各本竝脫」と言っている如く今本史記の譌脫であろう。

「而其歸本於黃老」（老子韓非列傳）　今本史記同じ。索隱本「歸」の字の上に「大」の字があり、南化・楓・梭・三の諸古本と合す。

「邦製字敖」（仲尼弟子列傳）　索隱本同じ。南化本と合す。今本史記はすべて「邦」の字を「邽」に作っている。王念孫が「廣韵邦又姓、而邽下不云是姓、索隱謂家語製作邽、而不云邦作邽、則家語亦作邦、今本作邽、皆後人所改」と言っている如く今本の誤りであろう。

「韓北有鞏成皐之固」（蘇秦列傳）　索隱本同じ。南化本と合す。今本史記はすべて「鞏」の字の下に「洛」の字がある。御覽引史記では「洛」の字がなく索隱本と合す。

「吳項處生七歲爲孔子師」（穰里子甘茂列傳）　今本史記同じ。索隱本「夫」の字を「大」に作る。南化・楓・梭・三・梅の諸古本と合す。南化本引正義本また「大」に作る。

「故憂慈幽思而作離騷」（屈原賈生列傳）　今本史記同じ。索隱本「騷」を「愁」に作る。楓・三本と合す。張文虎もすでに「索隱本作愁疑今本史記皆後人所改」とのべている如く、索隱本の「愁」の字を古字とすべきか。

「莊襄王所母華陽后爲華陽太后」（呂不韋列傳）　索隱本同じ。南化本と合す。今本史記はすべて「所」の字の下に「養」の字があるが、王念孫が「莊襄王乃夏姬所生、而華陽后爲夫人時、立以爲適嗣、故曰莊襄王所母華陽后、對下文眞母夏姬而言、養字後人妄加」とのべている如く、今本史記を衍文とすべきだろう。

4134

「故嘗事范氏及中行氏」（刺客列傳）索隱本同じ。南北・楓・梭・三の諸古本と合す。今本史記はすべて「氏及」の二字がないが、張文虎が王念孫の説を引いて「索隱本與治要引合、雜志云、今本無氏及二字、蓋依趙策刪」と考証している如く、正文には古くは「氏及」の二字があったものか。

「不能無生得失」（刺客列傳）今本史記同じ。索隱本「失」の字なし。南化・楓・梭の諸古本と合す。王念孫・張文虎・滝川氏すべて「失」の字を衍字としている。

「兩君疑旅而欲附趙難獨立趙後」（張耳陳餘列傳）索隱本同じ。南化本と合す。今本史記はすべて「立」の字を重ねているが、滝川氏が「各本獨下重立字、以獨立屬上誤、今從索隱本漢書」とのべている如く今本史記の衍入か。

「要之置厠」（張耳陳餘列傳）索隱本同じ。南化・楓・梭・三・梅の諸古本と合す。漢書また同じ。今本史記はすべて「廁」の字を脱している。

「太史公曰深惟士之游宦」（酈生陸賈列傳）今本史記同じ。索隱本「太史公曰」の四字がない。南化本・三条本と合す。

「與壯士往暴取之」（酈生陸賈列傳）索隱本同じ。南化・楓・三本と合す。漢書また同じ。今本史記はすべて「往」の字を脱している。

「使人先遣使向邊境要遮漢人令報天子要邊」（酈生陸賈列傳）今本史記同じ。南化・楓・梭・三の諸古本は「遣使向邊境要遮漢人令報天子」の十三字を脱去している。索隱本もまた「先要邊」の三字を標出するだけである。すでに王念孫が、「自使人至要邊十八字、蕪累不成文理、蓋正文唯有使人先要邊五字、其遣使向邊境要遮漢人令報天子十三字、乃衆解之誤入正文者也、當在使人先要邊之下」と論じているごとく、今本の誤りであろう。

「爲溫陽侯」（朝鮮列傳）今本史記同じ。索隱本「溫」の字を「涅」に作る。南化・楓・三の諸古本と合す。漢書・年表また「涅」の字に作る。

4135

(5) 今本史記に比して劉伯荘史記音義本、張守節史記正義本[69]　唐宋の類書引史記等により近い面をもつ。

劉伯荘の史記音義本及び張守節の単正義本は今日すでに亡佚してしまって見ることは出来ないが、わが国残存の古鈔本・古板本の標記の中に、この両書との校記及び両書の佚注についての書入れがみられ、多少なりとも両書の姿を想像することができ、索隠本所引の正文をこれらと対校するとき今本史記に比してこの両書により近い面をもっていることがわかる。また群書治要・芸文類聚・太平御覧などの唐宋の類書所引の正文との一致例も見出され、本書の標出する正文が、史記のテキストとして古い面をもっていることを証することができるのである。

以下それぞれの場合の例を挙げてみよう。

○劉伯荘史記音義本と合するもの

「欲笞之」(高祖本紀)　今本史記同じ。索隠本「笞」を「告」に作る。南化本標記引節説[69]によれば劉伯荘本また「告」に作り索隠本と合す。この個所はすでに毛晋がその跋文の中で、「高祖本紀中人乃以嫺爲不誠欲笞之、諸本皆然、漢書作欲苦之、玆本獨作欲告之、此類頗多、不敢妄改」といい、張文虎が「索隠本作告、蓋所見舊本如此、今本作笞、竝依注改」といっているところであるが、決して索隠本だけの異同ではなく劉伯荘の史記音義本が「告」に作っており、唐時にあってはむしろ「告」に作るのが一般だったのであろう。

「孫相筑肆將動」(蘇秦列傳)　今本史記同じ。索隠本「肆」を「肄」に作る。また索隠注「劉氏肄音如字」(合刻本索隠肄を肄に改めている)によれば劉伯荘の史記音義本も「肄」に作っていたことがわかる。

「亦曾有以夫下莊子剌虎聞於王者乎」(張儀列傳)　集解本・二注本・凌・殿本同じ。慶元本・彭寅翁本「下」を「辨」に作る。索隠本「館」に作る。南化本標記引節説に「劉伯荘曰、館莊子掌官館之少吏」とあるところから、劉伯荘本も索隠本と同じく「館」に作っていたことがわかる。

4136

「譬若馳韓盧而搏蹇兔也」（范雎蔡澤列傳）今本史記同じ。索隱本「馳」を「施」に作る。宮内庁書陵部蔵古鈔本標記に「劉伯莊曰、施猶放也」とあるところから、劉伯莊本もまた索隱本と同じく「施」に作っていたことがわかる。すでに論じたようにこれは古鈔本及び戰国策とも一致する。

「何所不誅」（范雎蔡澤列傳）今本史記同じ。索隱本「所」の字なし。索隱注「劉伯莊曰何所不誅也」（合刻本はこの注を削除）によれば、劉伯莊本も「所」の字がなかったために、このような注を附したのであろう。下の「何所不散」も同様である。

○張守節正義本と合するもの

「衛躁言於晉侯曰」（趙世家）今本史記同じ。索隱本「躁」を「操」に作る。また楓山本・三条本の書入れに「操正義作操」という校記があるところから正義本も索隱本と同じく「操」に作っていたことを知り得る。

「盜阨日殺不辜」（伯夷列傳）今本史記同じ。索隱本「阨」を「隘」に作る。正義注「按隘者黄帝時大盜之名」によれば正義本もまた「隘」に作っていたことを知り得る。

「南出者太上皇廟壖垣」（張丞相列傳）今本史記同じ。索隱本「壖」を「壝」に作る。佚文正義注「壝廟内院外餘地」によれば正義本もまた「壝」に作っていたことを知り得る。

「公西蔵子子上」（仲尼弟子列傳）今本史記同じ。索隱本「蔵」を「箴」に作る。南化本標記引佚文正義注「箴音針」によれば、正義本もまた「箴」に作っていたことを知り得る。

「諸侯各發使送之甚衆擬於王者」（蘇秦列傳）今本史記同じ。索隱本「擬」を「疑」に作る。南化本標記「其衆擬於王者正義作卒有疑於王者」によれば、正義本もまた「疑」に作っていたことを知り得る。

4137

「夫項羯生七歲爲孔子師」（楡里子甘茂列傳）　今本史記同じ。索隱本「夫」を「大」に作る。南化本標記に「夫正義本作大」とあり、更に佚文正義「尋其道德故曰大」によれば、正義本もまた「大」に作っていたことを知り得る。

「貴而爲友者爲賤也」（范雎蔡澤列傳）　今本史記同じ。索隱本「友」を「交」に作る。南化本標記引佚文正義「言富貴而結交者、本爲貧賤之人也」によれば正義本も「交」に作っていたことを知り得る。

「埃軋無垠」（賈誼列傳）　今本史記同じ。索隱本「軋」を「圠」に作る。南化本校記「軋正義本作圠」によれば、正義本もまた索隱本と同じく「圠」に作っていたことがわかる。

「養空而游」（賈誼列傳）　今本史記同じ。索隱本「游」を「浮」に作る。南化本標記引佚文正義「鄭氏云、道家養空虛若浮舟」によれば、正義本もまた「浮」に作っていたものであろうか。漢書・文選また「浮」に作る。

○類書引史記に合するもの。

「而娶於西陵之女」（五帝本紀）　今本史記同じ。索隱本「陵」の下に「氏」の字あり。御覽引史記と合す。南北・楓・梲等諸古本また「氏」の字あり。

「名曰三能」（夏官書）　今本史記同じ。索隱本「名」の字なし。御覽引史記と合す。王念孫がすでに「名字後人所加、此書稱星名、皆言曰某、無言名曰某、索隱本・太平御覽引・漢書天文志亦無名字」といっている如く、今本史記の衍文か。

「韓北有鞏洛成皐之固」（蘇秦列傳）　今本史記同じ。索隱本「洛」の字なし。御覽百五十八引史記と合す。

「百日之內持國秉政」（范雎蔡澤列傳）　今本史記同じ。索隱本「政」の字なし。御覽人事部引史記と合す。

「故曾事范中行氏」（刺客列傳）　今本史記同じ。索隱本「范」の下に「氏及」の二字がある。群書治要引史記と合す。南化・楓・梲・三の諸古本また有り。

「年少時爲郡小吏」（李斯列傳）　今本史記同じ。索隱本「郡」を「鄉」に作る。芸文類聚引史記と合す。御覽百八十八引また「鄉」の字に作る。

「不揵其肮肮其背」（劉敬叔孫通列傳）　今本史記同じ。索隱本「肮」を「亢」に作る。御覽三百七十一及び四百九十六引史記と合す。

「毅北地都尉昂」（張耳陳餘列傳）　今本史記同じ。索隱本「昂」を「卬」に作る。御覽二百七十八引史記と合す。孝文本紀・惠景間侯者年表・匈奴列傳また「卬」に作る。

「賈椎髻之民」（賈誼列傳）　今本史記同じ。索隱本「髻」を「結」に作る。御覽引史記と合す。

(ハ)　史記の資料となつたものの今日に伝わるもの、或は史記を資料として成つたものの今日に伝わるものに合するものがある。

本項においては、しばらく史記のテキストとの対校ということを離れて、古来史記のテキストとしての是非を論ずる際にしばしば引き合いに出される戰國策及び漢書との比較を試みよう。前者は史記の資料となつたものの今日に伝わるものの代表として、後者は史記を資料として成つたものの今日に伝わるものの代表として取りあげてみた。

なお次に挙げる如き本書との一致例の外に、全く逆の場合―戰國策・漢書が今本史記と合して索隱本とは一致しないという例―も可成りみられるので、索隱本が今本史記に比して、戰國策・漢書等に近いと言いきることは出来ないだろう。

○戰國策に合するもの

「臣請論其故」（張儀列傳）　今本史記同じ。索隱本「論」の字を「諷」に作る。秦策と合す。南化・楓・梶・三・梅の諸

4139

古本また「謁」に作る。

「足以校於秦」（春申君列傳）　今本史記同じ。索隱本は「秦」の下に「矣」の字がある。戰國策もまた「矣」の字がある。

「譬若鮎韓盧而搏蹇兎也」（范雎蔡澤列傳）　今本史記同じ。索隱本「鮎」を「施」に作る。戰國策と合す。

○漢書に合するもの

「賽禱祠」（封禪書）　今本史記同じ。索隱本「賽」を「塞」に作る。漢書郊祀志と合す。張文虎がすでに「索隱本塞、各本作賽、雉志云、古無賽字、借塞爲之、郊祀志亦作塞、案補孝文本紀塞南越籲祠一后土、亦作塞字、類引彼文同」と考証している。

「二日重差小方之」（算術書）　今本史記同じ。索隱本「曰」の下に「以」の字がある。漢書食貨志と合す。

「故更通適令伐棘上林」（算術書）　今本史記同じ。索隱本「通」の字なし。漢書食貨志と合す。王念孫もこれについて「通即適字、誤衍、索隱本食貨志皆無」と論じている。

「又聞令呉廣之次近所旁叢祠中」（陳勝世家）　今本史記同じ。索隱本「近」の字なし。漢書陳勝項藉列伝と合す。

「何乃滂王爲乎」（張耳陳餘列傳）　今本史記同じ。索隱本「滂」を「汙」に作る。漢書張耳陳餘列伝と合す。

「身屬典軍搴旗者數矣」（季布欒布列傳）　今本史記同じ。索隱本「典」の字なし。漢書季布欒布田叔列伝と合す。顔師古の注に「流俗本加典字非」とあり、梁玉繩もこの字を衍字としている。

「郡國諸侯」（衛其武侯列傳）　今本史記同じ。索隱本「國」の字なし。漢書賈田灌韓列伝に合す。

「接月氏胡羌」（匈奴列傳）　今本史記同じ。索隱本「月氏」の二字なし。漢書匈奴列伝と合す。

「且齊東有巨海」（司馬相如列傳）今本史記同じ。索隱本「有」を「隋」に作る。漢書司馬相如列伝と合す。文選また「隋」に作る。

「以大鳥卵及象肝善脽人獻于漢」（大宛列傳）今本史記同じ。索隱本「善」の字なし。漢書張騫伝と合す。王念孫がすでに「後人以上文云善脽因加善字」というところである。

(ト) 今本史記の譌脱を正し得る面をもっている。

以上は今日残存する史記のいかなる板本とも一致しない本書単独の異同が、或は古鈔本、古本と一致することによって、或いは国策・漢書・御覧等と一致することによって、本書の標出する史文の優秀性乃至は一本としての信憑性を論じたのであるが、このような客観的な傍証例をもたない本書単独の異同の中にも、今本史記の譌脱を正しうるものは少なくない。本項においては、王念孫・張文虎等の説を参照しつつ、本書のこのような面について考察してみよう。

「繆公任好元年」（秦本紀）この個所は索隱本では標出していないが、張文虎が「案上節索隱云、宣公已上史失其名、今按系本古史考得繆公名任好、則此史文任好字、係後人據索隱增」と述べている如く、史記には「任好」の二字がなかったのであり、今本史記は索隱の注によって補ったものであろう。

「楚遽午之將皆争附君者」（項羽本紀）索隱本同じ。今本史記はすべて「午」の字を「起」に作る。すでに王念孫の詳細な考証がある如く、索隱本を一とすべきだろう。

「長八寸十分一」（倉書）索隱本同じ。今本史記「十」を「七」に作る。索隱注に「舊本多作七分、蓋誤也」とあり、張文虎も「七字誤、索隱本作十是、然之舊本多作七分、則承譌久矣」と述べていることく今本史記の誤りであろう。

「文帝出長門」（劉禮傳）索隱本同じ。今本史記「長門」を「長安門」に作る。銭大昕も「安字衍、下文云、長門公主、

4141

可證也」と述べている如く、「安」の字がないのを是とすべきだろう。

「監止有寵焉」（齊太公世家）　索隱本同じ。今本史記「監」を「闕」に作る。張文虎も「官本監、與索隱合、各本作闕、盍妄依左傳改、考證攷異志疑說同」と述べている如く、今本史記の改易であろう。

「獨唯聊莒即墨」（燕召公世家）今本史記同じ。索隱本「獨唯」の二字が互倒している。しかし、下の「唯獨大夫將棄」の句法から考えると索隱本を是とすべきではなかろうか。

「使人誘劫鄭大夫甫假」（鄭世家）　索隱本同じ。今本史記「假」の字を「瑕」に作る。張文虎が「索隱本作假、故引左傳異文以證之、各本作瑕、盍後人依左改」と述べている如く、今本史記の改易であろうか。

「後十五歲」（孫子吳起列傳）今本史記同じ。索隱本「五」を「三」に作る。すでに張文虎が「各本作十五年、今依索隱本、攻異云、當作十三」と論じている如く、索隱本を是とすべきであろう。

「據衛取卷」（蘇秦列傳）索隱本同じ。今本史記は「取」の下に「洪」の字がある。しかし、王念孫がすでに「洪字後人加之、史作取卷、策作取洪、索隱本出據衛取卷、正義言守衛得卷、則史無洪字明矣」と述べている如く、今本史記は戰國策が「卷」を「洪」に作るにより、「洪」の字を誤入したものであろう。

「王誠能無羞從子母弟以爲質」（蘇秦列傳）　索隱本同じ。注に「戰國策從作寵」とある。今本史記「從」の字を「寵」に作り、上の索隱注を刪去している。張文虎も「索隱本從各本作寵、後人依策改」という如く、今本史記の改易であろう。

「至匈河水而還」（匈奴列傳）　索隱本同じ。衛青霍去病伝と合す。今本史記「匈」の下に「奴」の字があるが、梁玉繩がすでに「匈河水名、故趙破奴爲匈河將軍、劉敞劉攽竝以奴爲衍字」とのべている如く、索隱本を是とすべきであろう。

「木器漆者千枚」（貨殖列傳）　今本史記同じ。漢書と合す。索隱本には「枚」の字がなく、「千調千枚」という索隱注が

ある。恐らく正文には「枚」の字が無かつたのを漢書によつて補い、かつ合刻本では上記の索隠注を削去したのであろう。

(ｲ) 今本史記で偏のある文字が本書ではないという傾向が著しい。

さて視点を変えて、本書単独の異同をその現象的な面で考察してみると、その最も顕著な現象は今本史記では遍のある文字が本書ではないという傾向が可成りみられるということである。偏がないからといつてそれらをすべて古い姿を示すものとするということはできないにしても、少なくとも本書の標出する正文が今本史記に比して、古いテキストの姿を留めているということは出来るのではなかろうか。例を挙げてみよう。

「猶有憾」(呉太伯世家) 索隠本「憾」を「感」に作る。また「感謂爲憾字省耳」という索隠注からすれば、やはり「感」と「憾」は通じて使われていたのであろう。

「諸侯各發使送之甚衆擬於王者」(蒙恬列傳) 索隠本「擬」の字を「疑」に作る。「疑作擬讀」という索隠からすると、「疑」と「擬」は通じて用いられていたものであろう。そして恐らくは「擬」を古字とすべきか。南化本引正義本また「疑」に作る。

「見木偶人與土偶人相與語」(孟嘗君列傳) 索隠本「偶」を「禺」に作る。王念孫の讀書雑志に「封禪書木禺龍後、漢書劉表傳、其猶木禺之於人也、是偶古通作禺」とある如く、「禺」を古字とすべきか。

「請對以臆」(屈原賈生列傳) 索隠本「臆」を「意」に作る。そして、索隠注に「協音憶也」とあり、更に張守節の正義注にも「協韻音憶也」という索隠と同じ注があるところから、正義本も「意」に作つていたことが想像され、古いところでは「意」と作つていたのを今本史記が改めたものと思われる。

4143

「殺北地都尉昆」（張耳之薦唐列傳）索隱本「昆」を「卬」に作る。孝文本紀、恵景間侯者年表、匈奴列伝及び大平御覧なども「卬」に作つているところから、今本史記の誤りであろう。

右の外、文字だけ挙げると次のようなものがある。

今本	索隱本
廢→發（趙世家）	嗤→焦（樂書）
婺→務（天官書）	甕→粥（老子韓非列傳）
嶺→領（商君列傳）	鄙→嗤（蘇秦列傳）
睨→厄（蘇秦列傳）	槧→獻（張儀列傳）
誹→非（屈原賈生列傳）	皖（皖）→缶（李斯列傳）
逾→兪（魯恭王列傳）	噁→啞（淮陰侯列傳）
渡→度（淮陰侯列傳）	鄉→鄉（韓信盧綰列傳）
肱→亢（劉敬叔孫通列傳）	舁→匈（魏其武安侯列傳）
城→成（韓長孺列傳）	騶→奚（匈奴列傳）
鉛→谷（衛將軍驃騎列傳）	像→象（衛將軍驃騎列傳）
酆→豊（司馬相如列傳）	枝→支（司馬相如列傳）
諜→渠（司馬相如列傳）	抵→氐（司馬相如列傳）
崖→厓（司馬相如列傳）	榛→奈（司馬相如列傳）

楷→苔（司馬相如列傳）　珪→圭（司馬相如列傳）

網→罔（酷吏列傳）　抵→氐（酷吏列傳）

況→兄（侯幸列傳）　倣→放（日者列傳）

以上、今本史記では偏のある文字が本書ではない場合の例を拾ってみたが、勿論この逆の場合も若干ながらみられるのであり、両者の異同の是非を問題にするときには、個々の異同について綿密なる考証を必要とすることは言うまでもない。

(11) 今本史記と本書では偏の相違する異同が頻出する。

前項の問題とも大いに関係のあることと思われるが、本書単独の異同は、今本史記と偏を異にする傾向が著しい。個々の異同の是非については、前項同様、慎重なる考証を必要とするが、これらを単に伝写の際の誤りとのみ考えることは出来ないのであり、史記の一本として、更には今本史記に比して、より古いテキストの姿を留めるものとして考えなければならないものも少なくない。例を挙げてみよう。

「鎭撫國家視附百姓」（越王句踐世家）では索隠本が「鎭」を「填」に作っているが、「毋以塡之」（秦始皇本紀）、「以塡萬民之心」（齊悼惠王世家）、「不王無以塡之」（張耳陳餘列傳）などでは逆に今本史記が「塡」に作っているところから、この両字は通用して使われたのであろう。

「荀躁言於晉侯曰」（趙世家）索隠本「躁」を「樑」に作る。いま楓山本・三条本・梅仙本等の欄外標記をみるに、「躁正義作樑」の校記があるところから、張守節のよったテキストも「樑」に作っていたことがわかり、むしろこの方を古いと考えるべきであろうか。

「陳利兵而誰何」（陳渉世家）　索隱本「何」を「呵」に作る。索隱注に「呵音何、亦何字」（合刻本は削除）とあるところから、当時「呵」と作る一本が存在したことがわかる。

「獨煙謂兮其誰語」（屈原賈生列傳）　索隱本「煙」を「壅」に作る。楓山本・三条本の校記もまた「壅」に作るところから、やはり、このような一本が存在したのだろう。

「適彙罰罰」（田儋列傳）　索隱本「釋」を「譯」に作る。索隱注に「此豈亦以譯酒之義、竝古釋字」（合刻本は削除）とあり、更に「卒釋去之」（劇孟列傳）の個所でも「釋」を「譯」に作り、南化本・楓山本・三条本の諸古本と合しているところから、「譯」の字を古字とすべきだろう。

右の外、今本史記と本書とで偏の異なるものについて、文字だけを挙げると次の様なものがある。

今本史記	索隱本	今本史記	索隱本
瑕→假（衞世家）		徐→除（陳渉世家）	
嚮→懷（外戚世家）		沮→阻（蘇侯周勃世家）	
喝→猲（酈生列傳）		紡→妨（張儀列傳）	
盤→槃（平原君列傳）		探→深（魏公子列傳）	
司馬相如列傳）			
犢→贖（魯仲連鄒陽列傳）		惻→測（屈原賈生列傳）	
横→黄（屈原賈生列傳）		軋→扎（屈原賈生列傳）	
盧→鑪（屈原賈生列傳）		睪→譯（呂不韋列傳）	
倨→踞（張耳陳餘列傳）		殘→浅（淮陰侯列傳）	

禤→愉（淮陰侯列傳）　職→賦（劉敬叔孫通列傳）

職→襆（張釋之馮唐列傳）　裾→裙（萬石張叔列傳）

駔→他（匈奴列傳）　酪→酪（匈奴列傳）

幷→幷（西南夷列傳）　阿（柯）→柯（西南夷列傳）

浸→寖（西南夷列傳）　難→彫（司馬相如列傳）

釬→扞（司馬相如列傳）　槃瑟→盤獅（司馬相如列傳）

鄗→鎬（司馬相如列傳）　蹙→陰（司馬相如列傳）

機→撓（司馬相如列傳）　鷗→蠵（司馬相如列傳）

蠪→獰（司馬相如列傳）　側→惻（司馬相如列傳）

膽→澹（司馬相如列傳）　提→緹（司馬相如列傳）

綢繆→蜩蟉（司馬相如列傳）　結→磍（司馬相如列傳）

葛→鞨（司馬相如列傳）　侵→浸（司馬相如列傳）

詆→抵（酷吏列傳）　謫→適（司馬相如列傳）

陽→揚（貨殖列傳）　闚→窺（太史公自序傳）

(ヌ) 助字的な文字が極めて不安定である。

著者はすでに前編第一章史記古鈔本及び第二章第二節史記古本の項において、古鈔本及び古本が類似してもつている性格の一つに、助字的な文字が非常に不安定であることを論じた。このことは実は索隱本についても言えることなので

4147

あつて、次の如き例を挙げ得るが、ただ注意しなければならないのは、すでにのべた如く、本書の標出する正文には司馬貞の意識的な削節が加えられている場合があることであり、従つて次に挙げる如き助字的な役割をもつ語は大いに削節の対象となりえたのではなかろうかということである。しかし、単に本書が脱する場合だけでなく、その逆の場合も多々存在することから考えれば、この「助字的な文字が不安定である」ということも本書のテキストとしての性格を方向づける上の一助たり得るのではなかろうか。

「候獨見其星出如瓠」（秦武本紀）
「不加殺以其屍與之」（魯周公世家）
「或不能要其終」（外戚世家）
「張敖嚴其指出血曰」（張耳陳餘列傳）
「而漢反卻自奪其便」（酈生陸賈列傳）
「以殺楚使也」（楚世家）
「攻龍且留公旋於高密」（樊酈滕灌列傳）
「而三國邊於匈奴」（匈奴列傳）
「功名俱著於春秋」（游俠列傳）
「毒藥苦口利於病」（留侯世家）
「感陷伯之弟會」（魯周公世家）
「必大關天下之匈」（張儀列傳）

索隱本すべて「其」の字なし。

索隱本「使」の上に「其」の字あり。

索隱本すべて「於」の字なし。

索隱本「口」の上に「於」の字あり。

索隱本すべて「之」の字なし。

「乃作讒沙之賦」（屈原賈生列傳）
「而滅其所醜」（老子韓非列傳）
「何所不誅」（淮陰侯列傳）
「何所不散」（淮陰侯列傳）
「兩兩相比者」（天官書）
「不者且得罪」（趙王句踐世家）
「而曾子不入」（魯仲連鄒陽列傳）
*「遇敗於陽馬」（蘇秦列傳）
「不如發重使爲媾」（平原君虞卿列傳）
「薛人也」（孫叔敖沈尹莖列傳）
「阿之呼子焉」（孟子荀卿列傳）
「老婦特發而行」（趙世家）
「足以校於秦」（春申君列傳）

索隱本すべて「所」の字なし。

索隱本すべて「者」の字なし。

索隱本「而」の字なし。

索隱本＊の部分に「而」の字あり。

索隱本「也」の字なし。
索隱本「焉」の字なし。
索隱本「行」の下に「耳」の字あり。
索隱本「秦」の下に「矣」の字あり。

(九) 後人の校改を指摘することができる

以上のべたところは、すべて多かれ少なかれ、何らかの意味で本書が北宋刊本を原本にした事実を裏づけ、更には司馬貞の旧を伝えるものであるという方向を示すものであったが、最後に本書の欠陥ともいうべき司馬貞の旧本になされた後人の改易[8]を指摘しうる二三の事柄について触れておこう。一つは本書の標出する正文と注文とが低幅するところが

あることであり、今一つはわが国残存の古鈔本・古板本に校記された索隠本と本書の正文とが抵牾するところがあることである。以下この二点について例をあげてみよう。

○本書の標出する正文と注文とが抵牾するものがある。

「齊人管至父連晉滅霍魏耿」（秦本紀）　今本史記及び索隠本いづれもこのようであるが、索隠注「秦秋魯閔公元年左傳云、晉滅耿、滅魏、滅霍、此不言魏、史闕文耳」によれば、索隠本にはもと「魏」の字がなかったことは明らかである。毛晉が北宋本を覆刻する際、今本によって補ったものであろうか、或いは北宋原本がすでにこのようになっていたものであろうか。なお、高山寺蔵天養古鈔本にも「魏」の字がない。

「而以木耦馬代駒焉」（秦武本紀）　今本史記及び索隠本いづれもこのようであるが、索隠注「一音偶、孟云、寓寄龍形于木、又姚氏云、寓假也」によれば、司馬貞の旧本は「耦」を「寓」に作っていたことは明らかであり、後人が今本史記に合わせる為に「耦」に改めたものであろう。

「衛石曼專逐其君起」（衛康叔世家）　今本史記同じ。索隠本「石曼專」を「石專曼」に作る。しかし、索隠注「左傳作石圃、此作塊、音圃、又音徒和反、塊或作專、諸本或無曼字」（この個所の合刻本の索隠は改易が甚しい）によれば、旧本は「石塊曼」に作っていたものであろう。

「是爲杜敖」（楚世家）　今本史記・索隠本同じ。しかし、索隠注「上音側狀反」からは「杜」の音は出てこない。張文虎がすでに「年表索隠引世家作莊敖、此注音側狀反、是小司馬所見本作莊、而讀爲杜、今本作杜、蓋後人所改」とのべている如く、後人の改易であろう。

「大抵率寓言也」（老子韓非列傳）　今本史記・索隠本同じ。しかし、索隠注「其書十餘萬言、率皆立主客使之相對語、故

云偶言、又音寓、寓寄也」によれば、索隠本は古くは「偶言」に作っていたのを後人が今本史記によって改めるのであろう。

「大忠無所拂辭悟言無所繫排」（老子韓非列傳、今本史記・索隠本同じ。ここはすでに張文虎が「各本悟字與下句辭字互誤、索隠本亦然、而注意可尋、正義亦明白可證、今依盧氏札記及王氏雜志移正、警説同、又據索隠疑正文本作拂悟」と考証している如く、正義注「佛悟當爲晦忤、古字假借耳」及び索隠注「一前略一郎不拂悟於君也」（今本史記悟を悟に作る）によれば、「辭悟」は「悟辭」の誤りであり、また司馬貞の旧本では「悟」を「晤」に作っていたことがわかり、毛晉刻本になされた後人の改竄を指摘しうる。

「繫散行汲」（平原君虞卿列傳）今本史記・索隠本同じ。しかし索隠注「勝音先寒反、亦作散同音」（合刻本索隠注は「散音先寒反、亦作珊、音同」に改めている）によれば、司馬貞旧本は「繫跚」に作っていたことは明らかである。

「水居千石魚陂」（貨殖列傳）今本史記・索隠本同じ。しかし、索隠注「音陂、漢書作皮、音披」によれば、司馬貞旧本は「魚陂」とは別字に作っていたのであろう。

○わが国残存の古鈔本・古板本に校記された索隠本と本書標出の正文とが抵牾する。

わが国残存の古鈔本及び古板本の中には、索隠単本からの書入れとみられるものが点在するが、それらの中にみられる索隠本との校記が毛晉刻単索隠本と抵牾する個所が数ケ所ながらみられる。いづれがより司馬貞の旧本に近いかはなお問題があるにしても、この一ことは、毛晉刻単本に加えられた後人の改竄を想像せしむるものではあろう。次にその例をあげてみよう。

「其封昌爲壯武侯」（秦文本紀）今本史記及び毛晉刻単索隠本同じ。東北大学蔵延久鈔本校記「貞作杜」（貞は司馬貞をいう）

4151

によれば、司馬貞旧本は「社武侯」に作っていたものか。

「齊王舅父劻釣爲清郭侯」（孝文本紀）今本史記及び毛晉刻本同じ。延久鈔本校記に「劉作清、貞作請」（劉は劉伯莊をいう）によれば、司馬貞旧本は「請郭侯」に作っていたものか。

「於是天子始更爲元年」（孝文本紀）今本史記及び毛晉刻本同じ。しかし、同じく延久鈔本に「貞作更元年、無爲字」とあるによれば、司馬貞旧本はまた「爲」の字がなかったのであろうか。

「楚有宋玉唐勒景差久徒者」（屈原賈生列傳）今本史記及び毛晉刻本同じ。しかし、南化本標記に「紫隠本作逴」とあるによれば、司馬貞旧本は「景逴」に作ったものか。

以上、本書の標出する正文をいくつかの面から考察することによってその性格を明らかにしようと試みたのであるが、以上の論証を通して結論的に言えることは、後人の改易という事実は若干指摘しうるにしても、本書の原本が今本史記のいづれよりも古い北宋刊本であるということは恐らく正しいであろうということであり、従ってまた、本書の標出する正文が今本史記に比してより古い姿を留めており、史記のテキストとして極めて貴重な存在であるという点ことであろう。

注1　本書の校勘に使用したものは、景祐監本・井々本・蜀大字本・紹興本の四集解本・耿秉本・毛氏本の三集解索隠二注合刻本・慶元本・彭寅翁本の二集解・索隠・正義三注合刻本の九種の板本である。

注2　明の凌稚隆本・中統本の覆刻である游明本・清の武英殿本・彭寅翁本の覆刻である日本慶長古活字本などをさす。

注3　わが国に残存する古板本に書き入れられた異字異文の校記をいうのであるが、著者はすでに前編第二章第二節史記古本の項で、それらの書き入れが、今日に残存する史記古鈔本とほぼ同系統のテキストに由来するものであることを論証している。

注4　これらの古本は次の諸本に書き入れられた出入異同の書き入れをいう。詳しいことは前編第二章第一節の史記古板本標記資料の項を

参照されたい。

南化本　上杉隆憲藏南宋慶元本欄外校記

楓山本　楓山文庫舊藏宮内廳書陵部藏元板影寫本欄外校記

狩谷本　狩谷棭齋舊藏宮内廳書陵部藏元板影寫本欄外校記

三條本　三條西實隆公自筆宮内廳書陵部藏元板影寫本欄外校記

梅仙本　梅仙和尚筆建仁寺兩足院藏元板影寫本欄外校記

狩野本　狩野亨吉舊藏東北大学圖書館藏長古活字本欄外校記

注5　譯　本　伊佐早謙著藏慶應大學圖書館藏元板影寫本欄外校記

注6　わが国現存の古鈔本・古板本になされた書き入れの中に、劉伯荘の史記音義二十卷、及び張守節の史記正義三十卷の単行本からの書き入れがみられることについては、前編第二章古板本考証の項で詳説したのでそちらを参照していただきたい。

注7　わが国の博士家の説を伝えるもの。

注8　毛晉自身、北宋刊の原本に校改を加えていることは「廼北宋秘省大字刊本、晉亟正其譌謬重脱」という自らの跋文によって知ることができるが、ここに論ずる二つのことが、必ず毛晉の手を経たものであると断ずるのは危険であり、毛晉以前になされた改易もあるのではあるまいか。

注9　古鈔本では、東北大学藏延久鈔本孝文本紀及び宮内庁書陵部藏祖疇蔡漳列伝の二本に数多くみられるが、古板本では、上杉家藏慶元本の標記に若干みられる程度である。

注10　日本国見在書目に「司馬貞史記索隱三十卷」とあり、更に幻雲抄に「吾邦有索隱本、正義本、索隱與此注所載大同、正義者此注所不載者歟、故謂本之上書之」という幻雲の覚書があるところから、わが国に索隱の単行本が存在したことは、ほゞ間違いないと思われ、古鈔本・古板本にみられる索隱についての標記も単本からの書入れとみられるふしが多々存在する。

(B)　注文について

以上は、本書の標出する正文が今本史記に比して、史記のテキストとして古い姿を留めていることについて、いくつかの面から論じたのであるが、次に本書所収の注文が、合刻本所収の注文に比して、より司馬貞の旧を伝えるものであることを次の三点から論じてみよう。すなわち

(イ)合刻本においては集解の注文との重複を厭って、索隱注を削除していること。

(ロ)合刻本の正文と索隱本の正文とが異る場合、合刻本の正文に合わせるため、合刻時に索隱注に改削を加えていること

4153

と。

(ハ)本書の注文が、合刻本所収のものより、わが國に残存する古鈔本に書入れられた注文により近い。

ということである。

(ニ)合刻本においては集解の注文との重複を厭つて、索隱注を削除していること。

二注乃至三注合刻本の索隱と本書の注文とを比較してみるとき、先ず第一に気がつくことは、合刻本の索隱が本書の注文に比して、極めて少ないということであり、その少ない部分の大むねが、何らかの意味で集解と重複していることである。これは集解本に索隱を合刻するとき、合刻者が重複を厭つて削除したものと思われる。従つて、今日に伝わる合刻本に収められている索隱注は決して司馬貞の旧を伝えるものではないのであり、索隱注に関しては本書を以つて善本とすべきは、この一事からも当然なことであろう。次に合刻本で索隱注を削除している個所を指摘しておこう。

「晏溫」（孝武本紀）

索隱　如淳云、三輔俗謂日出清濟爲晏、晏而溫、故曰晏溫云々

二注及び三注合刻本はすべて右の索隱注の「如淳云」より「故曰晏溫」に至る二十字がない。これは集解にすでに同じく如淳の説を引いて「如淳曰、三輔謂日出清濟爲晏、晏而溫也」と注しているため、煩雑を厭つて合刻の際、索隱を削除したものである。

「而樂有反」（樂書）

集解　孫炎曰、反謂曲終還更始

索隱　孫炎曰、反謂曲終還更始也

合刻本では右の索隠注十一字を削除している。

「賈人緡銭皆有差」（平準書）

集解　李奇曰、緡絲也、以貫銭也、一貫千銭、出二十算也云々

索隠　緡音旻、緡者、絲繩以貫銭者、千銭出二十算也

合刻本では索隠注「緡者」以下の十五字を削除している。

「其在祖甲」（魯周公世家）

集解　孔安國曰王肅曰、祖甲湯孫太甲也、馬融曰鄭玄曰、祖甲武丁子帝甲也（按張文虎曰孔安國下馬融下竝衍曰字）

索隠　孔安國以爲湯孫太甲、馬融鄭玄以爲武丁子帝甲、按紀年云々

合刻本では「孔安國」より「武丁子帝甲」に至る二十字を削除している。

「申生自殺於新城」（晉世家）

索隠　章昭云、曲沃也、新爲太子城、故曰新城

合刻本では右の注十五字を削除している。これはすぐ前の「太子聞之奔新城」につけられた集解注「章昭曰、新城曲沃也、新爲太子城」と重複するためである。

「是以齊幾下學士復盛」（田敬仲完世家）

集解　劉向別錄曰、齊有稷門、城門也、談説之士、期會於稷下也

索隠　劉向別錄曰、齊有稷門、齊城門也、談説之士、期會於其下、齊地記曰云々

合刻本では右の索隠注「劉向別錄曰」以下「期會於其下」にいたる二十二字を削除している。

「冉耕字伯牛」（仲尼弟子列傳）

集解　鄭玄曰、魯人

索隱　按家語云、魯人

合刻本は右の索隱注を削除している。

なお、合刻本は仲尼弟子列傳の孔子家語をひく索隱注を數十条にわたつて削除している。これは当時においては孔子家語は極めて容易にみることができたので、わざわざ索隱注を載するまでもなかつたのであろうか。

「則置之鬼谷」（穰侯・甘茂列傳）

集解　徐廣曰、鬼谷在陽城

索隱　案徐廣云、鬼谷在陽城、劉氏云、此鬼谷在關內雲陽是也

二注合刻本の耿秉本では集解と重複する部分の「案徐廣云鬼谷在陽城」の九字を削つている。三注合刻では右の索隱注の全文を削つている。これは正義注に「劉伯莊云、此鬼谷關內雲陽非陽城者也、案陽城鬼谷、時屬韓、秦不得置之」とあり、索隱注より詳しいので索隱を削つて、正義を存したのである。ただし全般的には索隱を削つて正義を存するということは殆んどない。

「廉頗復伐齊幾拔之」（廉頗藺相如列傳）

集解　徐廣曰、幾邑名也、案趙世家、惠文王二十三年、頗將攻魏之幾邑取之、而齊世家及年表、無伐齊幾拔之事、疑是邑名、而或屬齊或屬魏耳、田單在齊、不得至於拔也

索隱　世家云、惠文王二十三年、頗將攻魏之幾邑取之、與此列傳合、戰國策云、秦敗韓與、及攻魏幾、幾亦屬魏、而

裴駰引齊世家及年表、無伐齊幾拔之事、疑其幾是故邑、或屬齊魏故耳

合刻本では、右の索隱を「世家與此列傳合、而戰國策々、秦敗鬪與、反攻魏幾、是幾亦屬魏、故裴駰云、或屬齊屬魏也」というふうに節略している。

(四)合刻本の正文と索隱本の正文とが異る場合、合刻本の正文に合わせるため、合刻時に索隱注に改削を加えていること。

この事実は、司馬貞の用いた史記テキストと今本史記がかなり異なつたものであつたことを、端的に表わしており、同時に単索隱本の伝わらない限り、決して明らかにはならなかつたことである。司馬貞の用いたテキストは、いうまでもなく、唐開元年間にあつて、貞自身の深い学識に照して、最善のものとして選んだものであろうから、ここに貞の用いたテキストと今本との相異点が明らかにされることは、極めて重視されるであろう。いま、いくつかの例を挙げる。

「猶有感」(呉太伯世家)　今本史記「感」を「憾」に作る。

索隱　感讀爲憾、字省耳

合刻本では右の索隱注が「憾或作感、字省爾、亦讀爲憾」となつている。これは、合刻本の依拠したテキストが、この個所の正文を「猶有憾」に作つていたため、それに付合さすべく合刻時に右の如く改めたものである。

「或封蔑六」(陳杞世家)　今本史記「蔑」を「莫」に作る。

索隱　本或作莫六

合刻本では正文を「或封莫六」に作り、その正文に付合させるため、右の索隱注を「本或作蔑六」と改めている。

「非以爲可用與」(晉世家)　今本史記「與」を「輿」に作る。

4157

索隱　與音余、諸本或爲與

合刻本は正文を「非以為可用與」に作っているため、右の索隱注八字を削除している。以下このような改削のみられる個所を少しく指摘しておこう。

「其樂非特朝昔之樂也」（樂毅世家）　今本史記「昔」を「夕」に作る。

單本索隱　昔猶夕也

合刻本索隱　夕猶昔也

「宗胡之地」（趙王句踐世家）　今本史記「宗」を「宋」に作る。

單本索隱　宗胡邑名

合刻本索隱　宋胡作宗胡、宗胡邑名

「名耳字聃」（老子韓非列傳）　今本史記は「名耳字伯陽謚曰聃」に作る。

單本索隱　有本字伯陽非正也

合刻本索隱　今作字伯陽非正也

「始秦與周合五百歲而離離七十歲而霸王者出焉」（老子韓非列傳）　今本史記はこの正文二十一字を「始秦與周合而離離五百歲而復合合七十歲而霸王者出焉」の二十四字に作っている。

單本索隱　按周秦二本紀竝云、始周與秦國合而別、別五百載又合、合七十歲而霸王者出、然與此傳離合反、

合刻本索隱　按周秦二本紀竝云—中略—然與此傳離合正同、

（慶元本では、正文を右のように改めておきながら、索隱は單本と同じであり、意味が通じなくなっている。）

「亦嘗有以夫館莊子刺虎聞於王者乎」（張儀列傳）　今本史記「館」を「下」に作る。また「辨」に作る。

単本索隱　館莊子謂逆旅舍其人字莊子者、或作下莊子也、

合刻本索隱　戰國策作館娶子、謂逆旅舍其人字莊子、或作辨莊子也

「大項羽生七歲爲孔子師」（春申君子甘茂列傳）　今本史記「大」を「夫」に作る。

単本索隱　音託、尊其道德、故云大項羽、

合刻本索隱　音託、尊其道德、故云項羽、

「臣之客有能深得趙王陰事者」（魏公子列傳）　今本史記は「深」の字を「探」に作つている。

単本索隱　按譙周作探得趙王陰事

合刻本索隱では右の索隱注を削除している。

「何不誅」（淮陰侯列傳）　今本史記は「何所不誅」に作る。

索隱　按劉氏云、言何所不誅也

合刻本索隱では右の索隱注を削除している。

(ハ)本書所収の注文が合刻本所収のものより、わが国に残存する古鈔本に書入れられた注文により近い。

先にも述べた如く、わが国に索隱の単行本が存在したことは、まず間違いないところであるが、古鈔本に書き入れられた注文と本書の注文、更には合刻本所収の注文との間に右の如き関係がみられるということは、本書が司馬貞の旧を伝える単行本としての信憑性を裏づけると共に、逆に、古鈔本中の書入れも決して合刻本からなされたものではなくて、索隱単行本からなされたものであることを証するものとなるであろう。次に例を挙げてみよう。

「新嗟血京師」（孝文本紀）

索隱　嗟漢書作喋、音跕、丁牒反。

東北大學藏延久古鈔本（延久本）には右の通索隱本と同じ標記がある。しかるに合刻本はすべて「喋」の字を「牒」に作つている。

「誹謗之木」（孝文本紀）

索隱　今宮外橋梁頭四植木是也

延久鈔本標記注同じ。合刻本はすべて「植」を「柱」に作つている。

「故遣使者冠蓋相望結軼於道」（孝文本紀）

索隱　鄒氏音逸、又音轍

延久鈔本標記注同じ。合刻本はすべて「又音轍」の三字がない。

「民得賈爵」（孝文本紀）

索隱　故聽賣買也

延久鈔本標記注同じ。合刻本はすべて「賣買」を互倒している。

「先生待我於三亭之南」（荀雎蔡澤列傳）

索隱　與期三亭之南

宮内庁書陵部蔵古鈔本（秘閣本）には右の単本と同じ標記がみられる。しかし、合刻本はすべて首に「如今」の二字を増して「如今與期三亭之南」となつている。

以上、合刻本所収の索隠注に加えられた削節、改易を指摘することによって、合刻本所収の索隠注が司馬貞の旧を大いに失なうものであり、司馬貞の索隠については、本書を以て善本とすべきことを論じた。なお、以上の外、注文の内容の是非についての吟味、錯簡の問題など、若干の問題が残されているが、繁雑になるため、ここでは右の点を明らかにするに止めた。

(四) 東北大學藏延久鈔本孝文本紀所引の索隠について

本鈔本が延久五年(一〇七三)大江家国によって鈔写されたものであることは、巻末の識語によって知ることができ、従って、正文と筆跡を同じくする行間及び欄外の書入れも、ほゞ同時になされたものと断じて差支えないと思われる。本鈔本がテキスト・クリティックの面から、今本の譌誤を正しうるという意味において、或いは史記の古い姿を伝えるものとして、非常に貴重なものであることは言を俟たないが、行間、並びに欄外に書入れられた、多くの標記にも種々の価値を認めることができ、これまた非常に貴重なものである。著者は既に前編において、これらの書入れの中から、鄒誕生史記音、劉伯莊史記音義及び陸善經の史記注の佚文を摘録して、その価値を論じた。ここでは、それらの佚注と並んで書入れられている司馬貞の索隠について論じるわけであるが、いま本鈔本の行間並びに欄外に書き入れられた索隠は、条数にして凡そ二十七条である。その殆んどが「貞」・「貞曰」と標記されて書入れられており、極くまれに「索」・「司馬貞」などと標記されている。先にも述べた如く、これらの索隠注は単注本からの移録と考えることができ、これを毛晉覆刻単索隠本及び合刻本の索隠と対校するとき、いくつかの事柄を導き出すことができ、従前、毛晉覆刻単本のみによって考えるときに生ずる疑問を解決してくれる手懸りとなり得ると思われる。

4161

(1) 索隱單本に數本あつたことについて述べよう。

索隱單本に數種のものがあつたのではあるまいかという疑問は、既に賀次君によつて提起されている。すなわち、その著「史記書錄」の中において、毛晉刻單索隱本と合刻本所引の索隱との間にかなりの相違がみられる原因の一つとして、集解、索隱二注合刻本の嚆矢である蔡夢弼刊本及び張杆刊本所收の索隱と、[1] 毛晉刻單本との相違をのべ次の如く言つている。

「―前略―張杆據索隱單行本與集解合刻，則宜與此本（毛晉刻單本をいう。以下同じ。著者注）吻合矣。但除本紀數卷外，大多異於此本而與蔡本相同之處反多，如秦始皇本紀『囊括四海』句下集解云：『張晏曰括，括囊也，言其能包天下』，蔡本、張本注『索隱注同』四字，而此本無此注。又如六國年表『初以君主妻河』，注云：『妻河，謂嫁之河伯』，張本『嫁之河伯』下有『使主祭河神，亦必況之』十字，此與蔡本無。―中略―此例甚多，（前者の如きを例をいう。著者注）皆合刻索隱不同於此本者，然張杆未見蔡本，何與之不謀而合耶？―中略―疑索隱單行時，亦有數本，故其間互有差異，非盡合刻有自所爲增減改易也。」（傍点著者）

これより先に、賀次君は、共に單本によつて集解に合刻された蔡夢弼刊本並びに張杆刊本等の合刻本と毛晉覆刻の單本との間にみられる異同の原因の一つとして、合刻する際の改刪を指摘しているが、その他、当時既に數本の單本が存在しており、それぞれ依拠したテキストに相違があつたために生じた異同ではあるまいかという疑問を提出したのが右の文である。この疑問は、現行の毛晉覆刻單本と合刻本索隱とを対比する限りに於いては、余り明瞭な解決は得られないのであるが、本鈔本書入れの索隱と前二者の索隱とを対校するとき、索隱單本に当時既に數種のものが存していたという推定の正しいことを証することができる。

例1「誹謗之木」の下の注は、毛晉刻單本、合刻本索隱、此本書入れの索隱が次の如く三様になつている。

章昭云慮政有闕失使書於此堯時然（毛晉刻單本）
章昭云慮政有闕失使書於木此堯時然也（合刻本索隱）
章昭云慮政有闕失使書於此木此堯時也（此鈔本標記索隱）

右の例は非常に些細な異同であるが、三本が全て異るということは、いちがいに後人の改易とのみ考えることは難かしく、やはり索隱単本に数種のものが存在し、各々祖本を異にしたことを示すものであろう。

例2 「以全天下元元之民」の下の注は諸本によつて次の二様になつている。

古者謂人云善人也（毛晉刻單本・慶元本・彭寅翁本）
古者謂人云善言善人也（此鈔本標記索隱・桃源抄引索隱・中統本・游明本）

右の例は、この個所に関する限り、我が国伝来の索隱単本と、毛晉刻單本とは別系統のものであり、前者の系統をひくものが、中統・游明本等の二注合刻本であり、後者の系統をひくものが、慶元本・彭寅翁本等の三注合刻本であることを示すものであるが、それはともかくとして、この例に至つては、索隱單行本に数種のものが存在したということは、まず疑いのないところであろう。

4163

第三節　單正義本

(一)緒　論

「史記正義失傳、宋人合索隱・正義兩書、散入正文之下、妄加刪削、使後人不得見守節眞面目、良可嘆也。」(錢大昕「十駕齋養新錄」巻六)

「正義單行本失傳已久、無從考補矣。惜矣」(錢泰吉「甘泉鄉人稿」巻五)

と、すでに、先人達も嘆じている如く、世に史記の三注の一として数えられている張守節の「史記正義」の単注本は、現在は全く亡佚してしまっている。従って、本章に於いて論じようとする「單正義本」は、飽くまで次に記すが如き諸資料によって想定したものに過ぎない。

(イ)三注合刻本、特にその中でも、現存するもののうちで最も早く刊行され、しかも「正義」に関して最も善本であると考えられる黄善夫刊本史記(慶元本)に存する「正義」の注文。

(ロ)瀧川博士が発見し、著者がさらに探捜し吟味し得た我が国残存の史記古板本中に書き入れられていた「正義」の佚文。(正篇第二章第三節参照)

(ハ)我が国残存の「正義」の佚文の書き入れられている史記古板本中に偶〻見出される「正義(本)某字作某」の校記。(ここでは、古板本の中で、この種の校記の最も多く見出される「南化本」を専ら用いる)

4164

以上、非常に制約された資料ではあるが、(ロ)(ハ)は、「單正義本」に由来するものと推定されるので、本章に於いて用いる資料の主だったものとなるであろう。

さて、つづいて上記の如く制約された資料を以つて、今日には、実際には存在しない「單正義本」をわざわざ想定して論じようとする意義を著者は次の二点に於つて考えている。

(A) 先にも記した銭大昕・銭泰吉もすでに述べている如く、今日、目覩し得る三注合刻本に存する「正義」は、合刻される際にかなりの妄改・删削を経て来ており、訛脱も少くないものである（黄善夫刊本もその例外ではない）から、不完全ながらも「單正義本」を想定することに依つて、それらの妄改・删削・訛脱を正そうする。（これには、前記(ロ)、(ハ)の資料が用いられよう）

(B) 張守節が「正義」を撰する際に用いた史記テキスト（正義本）は、彼が当時（唐、開元年間）に於いて、彼の深い学殖に照して、最も善本と信ずるものに据ったものであろうから、不完全ながらも「單正義本」を想定することに依つて、彼の用いた史記テキストと今本史記との異同を部分的にでも明らかにして、テキスト・クリティックに役立たせる。（これには、前記(ハ)の資料が用いられよう）

以上、「單正義本」を論ずるに当たり、用うる所の資料とそれらの問題点を明示したつもりである。なお、本章はその性質上、全体に正篇第二章第三節（校補八巻所収）と不可分の関連をもつので、適宜に該所を参照されたい。

(ロ) 張守節及び「史記正義」について

「史記正義」の撰者である張守節の伝記については、新・旧の唐書にも、何らの記載も見られない。ただ、「史記正

4165

義序」に、

「――前略――守節涉學、三十餘年、六籍九流、地理蒼雅、鋭心觀採、評史漢、詮衆訓釋而作正義、郡國城邑委曲、申明古典幽微、竊探其美、索理允愜、次舊書之旨、兼音解注、引致旁通、凡成三十卷、名曰史記正義、發揮奮育之辭、思濟滄溟之海、未敢侔諸祕府、冀訓詁而齊流、庶貽厥子孫、世疇玆史、于時歲次丙子開元二十四年八月、殺青斯竟」

とあることに依つて、張氏は実に三十余年の研鑽を重ね、殆んど一生の精力を費んで、広く諸書を渉猟し、地理を詳しく究め、司馬遷の意を深く斟酌し、さらに音注をも加え、開元二十四年（七三六）に、「史記正義」三十巻を完成したという、彼の伝記の一端をうかがい知ることができる。いいかえれば、張守節は、誠に「史記正義」三十巻を撰することのみに依つて、千二百年後の今日にまで、その名を止めることとなつたものといえよう。

また、彼の「史記」に関する学問の系統については、詳しいことは勿論明らかではないが、ただ「正義」の注文の中に、

「張先生舊本有士字、先生疑是衍文、又不敢除、故以朱大點其字中心。今按食官[1]長及郎中尹覇等、是士人、太后與通亂、其義亦通也。」（梁孝王世家、「孝太后亦私與食長官及郎中尹覇等士通亂」の正義注）

「此卷、或有本次平津侯後第五十二、今第五十者、先生舊本如此、劉伯莊音[2]亦然、若先諸傳而次四夷、則司馬汲鄭、不合在後也。」（汲鄭列傳第五十）の正義注）

の如きものがあることから推測すれば、彼の師は同姓の「張先生」と呼ばれる人であつたのであろう。ただ、滝川博士はこの事実ともう一人の史記の三注の一たる「索隠」の撰者である司馬貞の「索隠後序」に、

4166

「――前略――崇文館學士張嘉會獨善此書、而無注義、貞少從張學、晩更研尋。」とあることを結びつけ、張守節・司馬貞両人の師を同一人物かと論じておられるが、[4]これは餘くまで推論の域を出ないであろう。なぜならば、例えば、前記の「匈奴列傳」の順序の問題を取り上げて見ても、今日、我々が目覩し得る毛晉覆刻の單索隱本[5]を精査して、張守節のいう「或本」及び「先生舊本」（秦孝王世家の注の例に倣えば、張先生の旧本の意だろう[6]）について、「匈奴列傳」前後の列伝の順序を比較して見ると、次の如くである。

	列傳第五十	列傳第五十一	列傳第五十二
正義所云或本	衞將軍驃騎	平津公主父	匈奴
正義所云先生舊本（今本史記も同じ）	匈奴	衞將軍驃騎	平津公主父
單索隱本	衞將軍驃騎	平津公主父	匈奴

これを一見すれば明らかのように、張嘉会に師事した司馬貞の撰に係る「單索隱本」は、反って、「正義」のいう「或本」にこそ一致するが、「正義」のいう「先生舊本」には一致していない。この事実からも、「正義」のいう張先生と司馬貞が師事したという「張嘉会」を同一人物と推論することは困難かと思われる。

一方、その著「史記正義」[7]については、新唐書及び宋史に三十巻として記載されている所から推量するならば、その原本は恐らく、今日我々が目覩することのできる毛晉覆刻の「史記索隱」三十巻（第二節参照）と同じように、單注本であったと考えられる。しかるに、今日では先にも述べた如く、この原本もしくはその原形を伝えるテキストは、全く亡佚してしまっており、現在「正義」に関して最も善本であると信じられているのは、集解・索隱・正義三注合刻本である南宋板「黄善夫刊本」に過ぎない。一般的に合刻本に於いては、時代的に後に合刻される注ほど、削節されたり、改変

4167

されたりすることが多いと思われる。その事実は、合刻本の索隠と単索隠本を対校してみれば極めて容易に想像できるし、さらに「正義」の場合は、索隠より後に合刻されているので、その削節・改変の被害をこうむることは、索隠の場合より甚しいと考えられる。その上、「黄善夫刊本」に合刻されている「正義」には、

「徐福得平原廣澤、止王不來」正義注「括地志云、亶州在東海中――中略――其土人有至會稽市易者、闕文」

「陳定發南陽兵、守武關」正義注「故武關在商州商洛縣東九十里、春秋時、闕文」（二例とも淮南衡山列伝）

の如く、明らかに不完全な部分さえも見られる。

かくの如く、こと「正義」に関して善本を求めるということは、すでに至難のこととされて来たわけであるが、正篇に於いて詳説したように、瀧川亀太郎博士が我が国に残存する史記古板本（狩野本）の欄外の書き入れの中から、千余条に及ぶ「正義」佚文を拾輯されたことによって、この問題に一つの大きな発展をもたらすこととなった。

(三)　想定せる単正義本について

瀧川博士の拾輯された「正義」佚文は、おそらく我が国に伝来していた「單正義本」に由来するものであろうということは、同じく正篇で詳説したので、説明は省略するが、著者は瀧川博士の佚文拾輯に使用された資料よりさらに信用度の高い[9]と思われる「正義」に関する〝書き入れ〟を上杉氏蔵の「黄善夫刊本」(以下、南化本と略称)の欄外に発見したので、この項では専ら南化本を用いて、単正義本を想定してみたいと思う。

4168

(A) 單正義本の形態

我々が今日見ることのできる三注合刻本の集解・索隱・正義という各注の配し方（注を付す場所）は、各校本の間であまりきわだった相異を示さない。[10] しかし、單索隱本では、注を付せんとする史記の正文を摘出するのみであるから、往往三注合刻本と異なった位置に配されている。その点に関して、單正義本について見ると、次の如き例を見出し得た。

（先にも記したように、以下に掲げる例は、すべて南化本の欄外に見られる書き入れから採録したものである）

(イ)「北圍山曲沃」（徐廣曰……○正義曰抵地志……故楚圍之於中）以至三無一作西假之關者……」（越王句踐世家）

これに対して「正義」北圍曲沃於中、於中屬上、今此點屬下句、恐非歟」という書き入れが見られる。この書き入れの中、「北圍曲沃於中」の部分は、おそらくこの筆記者の所持していた正義本の出していた史記正文で、その下に「抵地志云云」の正義注が付されていたものと推測される。なお、この筆記はそれに基づいて、正義は「於中」を上に属して解していると見て、「此點」が先に掲げてある如く、「於中」を下に属しているのを非としている。[11]

(ロ)「用兵如刺蜚」（蘇秦列傳）

これに対して「正義曰、刺七賜反、猶過惡之人有罪過、刺之則易也、言秦譴諸國、以兵伐之、若刺與有罪之人、言易之也、幻謂、正義所點本文、用兵如刺而已、无蜚字」という書き入れが見られる。この書き入れの中、「正義曰、刺七賜反……言易之也」の部分は三注合刻本に見られない、いわゆる正義佚文であるが、「幻謂」以下によれば、この筆記者（幻雲）の所持していた正義本では、「用兵如刺」という史記正文が出されその下に上記の如き、正義の注文が付されていたことが明らかである。なお、正文の「蜚」の有無については、正義の依据したテキストの問題とし

4169

て、後に論ずる。

(ハ)「乃夜爲狗以入秦宮藏中（正義藏在浪反）（孟嘗君列傳）

これに対して「幻按、正義帖宮藏二字、其下有在浪反三字、然則宮藏二字連讀可乎」という書き入れが見られる。これによれば、この筆記者（幻雲）の所持していた正義本は、「宮藏」の二字だけを出して、その下に三注合刻本にも見られる「在浪反」という注を付していたことが明らかである。音注を施す場合、単索隱本などでも、その字を掲げ、そのすぐ下に付すのが例である。なお、この場合、合刻者が「在浪反」という正義注文を「中」の下へ移す際に「藏」の字を補つたことも明らかである。

(ニ)「嬰證之後獄覆（索隱曰……是獄新翻覆也）嬰坐高祖……」

これに対して「正義作獄覆嬰、至嬰字絶句、注獄辭覆嬰」という書き入れが見られる。これによれば、この書き入れの筆記者の所持していた正義本は、少なくとも「獄覆嬰」の三字の正文を出し、その下に、三注合刻本には見られない「獄辭覆嬰」という注（瀧川博士未収）を付していたものと思われる。索隱の注されている場所と異なることも注目したい。なお、この短い正義佚文は、索隱と重複するのを嫌つて、合刻者が刪節したものと考えられる。この点については、後に詳しく論ずるつもりである。

以上、わずかに四例にすぎないが、これらの書き入れの筆記者(ハ)(ニ)の例は不明、(ロ)と(ホ)は筆跡から推しても明らかに幻雲である）の所持していたと思われる正義本は、明らかに単索隱本と同じように、注しようという部分の史記正文を摘出して、その下に注を付していたと想像される。ただ、摘出する部分は、その解釈の下し方によつて、(ニ)の例のように、索隱と異なつている場合も当然ある。

4170

(B)「正義」刪節の樣相

次に單に正義本を想定するために、「正義」刪節の具体的なる樣相を南化本の欄外の書き入れに見られる「正義」佚文によつて少しく考えてみよう。いうまでもなく、これらの「正義」佚文千數百条（内約四百條は滝川博士未收のもの）は、合刻者注釈が繁雑になつたり重複したりするのを嫌つて削り去つたものであろうが、そこにも種々のケースが見られる。

(1)「正義」の注そのもの量が多すぎるため、單純に削り去つたと思われるもの。（勿論この場合が大多數を占める。特に例示する必要もあるまい）

(2) ある部分に付された「正義」の注があまり繁雑なので、[12] その一部を削り去つたと思われるもの。例えば、

「梅里子滑稽多智（○案雖曰……○正義曰滑亂也稽計也言其智計宜吐如泉流出無故楊雄酒賦云鴟夷滑稽韓詩大如意也顏師古云……）」（梅里子甘茂列傳）

これに対して「正義曰、滑讀爲猾云云崔浩云滑稽方酒器可轉注酒不已云云故楊雄酒賦云云」（滝川博士未收）という書き入れが見られる。これによると、單正義本では、この三注合刻本に存する正義注（以下今本正義と呼ぶ）にさらに「崔浩」の説が付加されていたことは明らかであり、おそらく合刻者がその繁雑さを避けるがために削り去つたものであろう。なお、上記の書き入れ中の「云云」は、勿論筆記者が所持する正義本と今本正義とが全く一致しているので、節略して記したものであろう。

(3) 重複して注される繁雑さを避けるために削り去つたと思われるもの。これには、三つの場合がある。

(イ) 集解と重複するために削られたもの。例えば、

4171

「井泄(13)不食（向秀曰泄者渫沿去泥濁也）」（屈原賈生列傳）

これに対して「正義作渫、向秀云渫者渫云云」（瀧川博士未収）という書き入れが見られる。これによれば、この筆記者の所持した正義本は、「泄」を「渫」に作り、「向秀云……」の集解と同じい注が付されていたことが明らかである。

(ロ)　索隠と重複するために削られたもの。これは非常に多いが、一例を挙げれば、

「使使還請善（徐廣曰田者一作當）（索隱曰謂使者五度請也）（白起王翦列傳）これに対して「正義曰、按王翦從嗣上至關、請五輩、而五度使請之」（瀧川博士未収）という書き入れが見られる。これは「正義」がほぼ索隠と同じ注を付していたので、合刻者が削ったものと思われる。

(ハ)　他所に注された「正義」そのものと重複するために削られたもの。これも非常に多いが、一例を挙げれば、

「而襲秦至藍用犬戰」（張儀列傳）

これに対して「正義云、藍田縣、在雍州東南八十里……」という書き入れが見られるが、すでに、曹相国世家の「前攻秦軍藍田南」の下に今本正義で「雍州藍田縣、在州東南八十里……」と注されている。今本正義の間でも重複する例は、決して少ないわけではないが、やはり合刻者はこの種の重複をも避けたのではなかろうか。

(4)　音注を削っている場合がきわめて多い。一例を挙げれば、「而秦舞陽奉地圖匣」（刺客列傳）

これに対して「正義、奉地上封奉反」（瀧川博士未収）という書き入れが見られる。音注は重複して注される場合が多いので、合刻者が繁を避けて削ったものであろうか。

(5)　集解に注した「正義」を削っている場合が多い。例えば、「武士二十萬（漢律刑法志曰……中試則復其戶……）」（蘇秦列傳）

これに対して「中試、正義曰、中竹仲反、謂壯健中試用」（瀧川博士未収）という書き入れが見られる。これは、おそらく合刻者が集解を注する「正義」を繁雑として、あまり重要視せずに削り去つたものであろう。

(C) 想定せる正義本より見た「正義」の性格

(1) 疏的な面が強まること

従来の三注合刻本に存する史記正義に、史記正義佚文を加えて見る時、まずいえることは、唐人の経疏の例に倣つて、これも史記の三注の一にして「正義」より早く、劉宋の裴駰によつてなされた「集解」に注する傾向が強まつてくることである。即ち、正義には従来から史記の正文に注するばかりでなく、「集解」に注する「疏」的な要素が含まれている[14]ことが指摘されはしてきたが、これらの「正義」佚文をも含めて考え合わせると、「正義」には、この「疏」的な要素がかなり大きいことが明らかになる。これは、例えば孔穎達らの「五經正義」などといつた經疏と、全く無関係ではあるまいと考えられる。いま、これら「集解」に注する「正義」佚文の例を一部掲げてみよう。

「呂平爲扶柳侯」集解「字長姁」（呂后本紀）

これに対して、「正義云、長姁、上張丈反、下況羽反、又呼附反」という佚文の書き入れが見られる。

「帶初幸甘泉宮」、集解「賜食帛越巾……」（孝文本紀）

これに対して、「正義云、越謂江東細絲布、爲手巾也」（瀧川博士未収）という佚文の書き入れが見られる。

「乃説王使齊爲反間」集解「反間者因敵間……令吾間必索……」（燕召公世家）

4173

これに対して、「正義云、注反間・敵間・吾間、竝音紀覓反」（瀧川博士未収）という佚文の書き入れが見られる。さらに、この例で興味をそそられるのは、今日の三注合刻本のこの場所には、「正義曰、使音所使反、間音紀覓反」とあつて、正文に付せられた注の如くに変形されているということである。

「范雎」集解「太史公曰、素王妙論曰、蠡本南陽人……」（越王句踐世家）

これに対して、「正義云、七略云、素王妙論二卷、司馬遷撰也」という佚文の書き入れが見られる。そして、この「正義」佚文は、困学紀聞巻二十「雜識」に、史記正義として「七略云、素王妙論、司馬遷撰」と引かれているのに、ほぼ符合する。

「卒受惡名於秦有以也夫」集解「……國當兵彊、長雄諸侯……」（酈生列伝）

これに対して、「正義、注長雄丁丈反」（瀧川博士未収）という佚文の書き入れが見られる。

「趙軍長平」集解「徐廣曰、在泫氏」（白起王翦列伝）

これに対して「正義、泫古玄反、今澤州高平縣是、因縣西北泫水爲名」（瀧川博士未収）という佚文の書き入れが見られる。ところが三注合刻本には「正義曰、長平故城、在澤州高平縣西二十一里也」とあつて、あたかも正文に注された形になつていることは先の同様な例とともに興味深い。

これらの「正義」佚文は、先にも述べた如く「集解」に注するものであるゆえに、合刻の際あまり重要視されないで、刪節されてしまつたのであろう。他にも同様の例が四十例以上見出せる。

(2)　音注が詳密であること

次に、注目すべきことに、(1)とも関連する面もあると思われるが音注が非常に詳密であつたことを想像させるものが

4174

あるということである。もちろん旧正義にも音注がかなり付されているが、「正義」佚文を加えて見れば、単正義本と考えられるものには、さらに多くの音注が付されていたであろうことが明らかになる。これは彼の「正義」の序に、「次舊書之旨、兼音解注」とうたっていることに、よりよく符合することになるであろう。また、その時代に於ける「音」への関心の高まりを示すと同時に、張守節より以前の史記の注家の中で、鄒誕生の「史記音」、劉伯莊の「史記音義」などの伝統を受け継ぐものであろう。或いは陸徳明の「經典釋文」あたりとも全く無関係ではないかも知れない。いま、音注の佚文の一部を掲げてみよう。

「會之豪梁」(伍子胥列伝)

これに対して「正義、臺音祠」(滝川博士未収)という書き入れが見られる。

「東復侵地」(商君列伝)

これに対して「正義、復音伏」(滝川博士未収)という書き入れが見られる。

「噲然泥而不滓者也」(屈原賈生列伝)

これに対して、「噲然、正義、上自若反、又子奚反、疏靜之貌」(滝川博士未収)という佚文の〝書き入れ〟が見られる。

「而桓發用之富」(貨殖列伝)

これに対して、「正義、桓工愛反」(滝川博士未収)という佚文の書き入れが見られる。

これら音注の「正義」佚文は、(1)に掲げた如き「集解」に音注を付しているものを除いても、実に三百条余り(もちろん、今本正義と重複する音注をも含めて)に及んでいる。

4175

(3)　索隱と同一の注が付されていたこと

次に注目されるのは、「正義」佚文の中には、「集解」はもちろん、特に「索隱」に重複するものが非常に多いということである。これは「正義」が合刻される際に、刪節されたものであろうが、注釈としての価値という面からだけ見れば、この種の「正義」佚文は、無意味と考えられる。しかし、いったん従来からやかましく議論されている「索隱」と「正義」の関連[15]の有無の問題[16]から見れば、なお留意する必要があろう。即ち、「索隱」と「正義」とが全く同じ注を史記の同じ場所に付しているという事実が、「正義」佚文を含めて見る場合に極めて明らかになることにより、この問題がどう解決されていくかということである。筆者は現段階に於いては、両者が全く同じ注を付している場合を見れば見るほど、両者は関連を持たずに別々に成ったものと考える。それは、もしもどちらかが、どちらかの注を見ていたら、或る場合にはもっと直接的な関連が見られるであろうし、或る場合には、意識的にもっと違った注を付したであろうという常識的判断に頼っての考えに過ぎない。いま、「索隱」と「正義」佚文の重複する例の一部を掲げる。

「其大夫正考父美之」索隱「……又考父佐戴武宣、則在襄公前且百許歲、安得逃而美之、斯謬說耳」（宋微子世家）

これに対して、「正義云、正考父佐戴武宣公、見著於孔子世家、按年表等、在襄公前百年間、豈得正考父追道逃而美之、斯太史公疎誤矣」（瀧川博士未収）という佚文の書き入れが見られる。

「冀闕」索隱「魏闕也、冀記也。出列敎令、當記於此門闕」（商君列伝）

これに対して「正義、冀記也、闕門也、前象魏也、記列令門闕」（瀧川博士未収）という書き入れが見られる。

「於天下乃八十二分居其一耳」索隱「桓寬・王充以衍之所言迂怪虛妄、煞惑六國之君、因納其異說、所謂匹夫而煞惑諸侯者、是也」（孟子荀卿列伝）

これに対して、「正義云、鹽鐵論及論衡竝以衍之所言迂怪虛妄（以下小索隱同）」という佚文の書き入れが見られる。

「新垣」索隱「新垣姓、衍名也、爲梁將、故漢有新垣平」（魯仲連鄒陽列伝）

これに対して、「正義云、新垣姓、衍名、漢有新垣平」という佚文の書き入れが見られるが、その右肩に、幻雲筆で「見索隱、可削」とある。

最後の例の如きは、幻雲でさえ、「削る可し」というのであるから、もつと多くの「正義」が合刻の際などに、「索隱」と重複することによつて刪節されているであろうが、今日、それを知る由もない。しかし、幸に「正義」佚文拾輯によつて、明らかなものもこれらの例以外にも、かなりの数にのぼつている。

(D) 單正義本の史記テキストとしての性格

張守節はおそらく当時に於いて、彼の史記に対する深い学識を通して、自分自身が最も善本と信ずる史記のテキスト用いて、それに注釈を付したであろうから、単正義本は当然、史記のテキスト・クリティックに重要な役割を果すことが期待されるが、その具体的な面として、単正義本の依据していたと思われる史記正文が、今本史記と異なり、古鈔本[18]や古本[19]と一致する例を一部掲げてみよう。

(1) 古鈔本と一致するもの

「紂囚西伯羑里」（殷本紀）

この下の正義に「牖一作羑云云」とあるから、正義本は「羑」を「牖」に作つていたと思われる。今日、「牖」に作

4177

るのは、高山寺蔵の古鈔本のみである。

「爲泗水亭長」（高祖本紀）

この下の正義に「……高祖爲泗水亭長也」とあるから、正義本の正文は「泗水」になつていなかつたと思われる。今日、宮内庁書陵部蔵の古鈔本は「泗上」に作つている。すでに、王念孫も「泗水當依漢書作泗上、此涉正義泗水而誤也、案正文作泗上、故正義釋之曰、高祖爲泗水亭長也、若本作泗水、則無庸更釋矣云云」（讀書雜志）と述べている。

「足下起糾合之衆」（酈生陸賈列伝）

これに対して、「正義云、如瓦合聚而蓋屋……」という佚文の書き入れが見られる。これによれば、正義本は正文の「糾」を「瓦」に作つていたと思われるが。これに一致するのは、石山寺蔵の古鈔本のみである。

(2)　古本と一致する例

「西齊于流沙」（五帝本紀）

この下の正義に「濟渡也」とあるから、正義本は「齊」を「濟」に作つていたと思われる。今日これに一致するのは、史記古本のみである。

「孟嘗君待客坐語」（孟嘗君列伝）

これに対して、「正義云、侍猶當也」という佚文の書き入れが見られる。これによれば正義本は、正文の「待」を「侍」に作つていたと思われるが、これに一致するのは、史記古本のみである。

「盜鑄錢」（呉王濞列伝）

下の正義に「按既盜鑄錢」とあるから、正義本は「盜」を「盜」に作つていたと思われる。これに一致するのは、史

記古本のみである。なお、王念孫は「當依正義作盜竊錢、字之誤也」と述べている。

「廣家世世受射」(李将軍列伝)

これに対して、「正義云、愛好也、習也」という佚文の書き入れが見られる。これによれば、正義本は正文の「受」を「愛」に作っていたと思われるが、これに一致するのは、史記古本のみである。

以上の如き例から見ても、正義本のテキストとしての性格は、今本の系統に属するよりは、むしろ鈔本の系統に属するものと考えられる。左記の例の他にも、南化本には正義本との異同を記したと思われる「正義本某字作某」という書き入れが散見されるが[20]、その異同の著しい例として、次の如きものがある。

即ち、仲尼弟子列伝の第一葉裏の「其四十有二人、無年及不見書傳者、紀于左方」として、「冉季」以下四十二人を列記する所の上欄に、「以下位次、正義相違、正義位次如朱書、與本相違」と書き入れがあり、各人の右肩に正義本の順位が朱書されている。いま、四十二人を通行本通りに並べ、朱書してある正義本の順位を括弧内に示してみると、

冉季(一)、公祖句兹(2)、秦祖(10)、漆雕哆(28)、顔高(7)、漆雕徒父(13)、壤駟赤(34)、商沢(11)、石作蜀(23)、任不斉(40)、公良孺(20)、后処(6)、秦冉(12)、公夏首(22)、奚容箴(32)、公堅定(21)、顔祖(30)、鄡単(38)、句井疆(15)、罕父黒(36)、秦商(4)、申党(25)、顔之僕(27)、栄旂(14)、県成(29)、左人郢(9)、燕伋(17)、鄭国(35)、秦非(16)、施之常(18)、顔噲(41)、歩叔乗(21)、原亢籍(8)、楽欬(26)、廉絜(33)、叔仲会(19)、顔何(31)、狄黒(39)、邽巽(24)、孔忠(37)、公西輿如(3)、公西蔵(5)、

となるのである。この異同がどのような意味を有しているかは、筆者に想像もできないが、ただ、正義本が今日の通行刊本と較べて、テキストとしてかなり異なったものであっただろうことを想像させるに充分である。

4179

注1　慶元本・彭寅翁本・評林本は、「侯宮」に誤っている。
注2　菊大字本・慶元本・彭寅翁本は「宮」に誤っている。
注3　景印盧元本は「音」を「云」に改めている。
注4　「史記會注考證」第十冊所収の「史記總論」中の「司馬貞張守節事歷」の条に見られる。
注5　第二章参照。
注6　錢泰吉も「疑即梁孝王世家正義所云張先生舊本者」と述べている。
注7　「四庫全書提要」に引く晁公武・陳振孫の録する所によれば、二十巻ともいう。
注8　明監本に正義の闕節が多いことは有名で、実に「全脳八百三十七條、節削一百五十八條（校史随筆）といわれる。このことは、「四庫全書提要」にも記載されおり、その事実は、「王本」（黄善夫刊本）の覆刻」と比較することによって明らかになったと述べているが、「殿本」の正義がまたまた「王本」に較べると、「全脳者尚有五十二條、不全者四十二條（校史随筆）といわれている。また「王本」を「黄善夫刊本」と比較すると、正義に関してさらに九条の脱落が見られるという。（同じく校史随筆）一方、「評林本」は全体的に善本とはいいがたいと、正義に関しては、孝武本紀の如きは大部分を刪節している。
注9　そう判断したのは、次の如き理由による。
(1)　〃書き入れ〃が為されている板本、即ちここではこの黄善夫刊本は刊行されて間もなく、鎌倉時代初期に我が国にもたらされ、書き入れられている「正義」佚文の大部分が、旧蔵者の一人である幻雲（一四六〇―五三三）の所有に帰する以前に為されたということを推定させる材料をもっていること、いいかえるならば、この板本に書き入れられている「正義」佚文の鈔写された年代は、上限を一二〇〇年プラス渡来に要した年月、下限を幻雲の卒年、一五三三年に、各々切ることができ、これは、他の古板本の〃書き入れ〃の為された推定されるどの年代よりも早い。
(2)　この板本には、旧蔵者の一人である幻雲が自ら有するテキスト（欲いは単正義本か）によって、「正義」佚文を鈔写している。（ただし、列伝「より列伝二十六まで）
(3)　全体的に見て、「正義」佚文の〃書き入れ〃が他の板本の〃書き入れ〃よりも、平均して、しかも数多く存するばかりか、鈔写の際の脱脱が比較的少ない。
(4)　この板本は、現存する板本の中で、「正義」に関して、最も善本であると考えられる。
注10　「史記會注考證」のみは、意識的にこれを変えている。
注11　他の場合には注の付されている場所で、断句されているかどうかは、大いに疑問であるが、この場合は、筆記者の考えは正しいと思われる。
注12　概して、正義は雑駁の嫌いがある。例えば、「留侯世家」の「天下有四人」の下の正義佚文の如きは、「高士傳」、「遠書外傳」、「陳留志」、「陳留風俗傳」、「周樹洞曆」、「周氏世譜」、「會稽典錄」、「異地志」、「崔氏譜」と全部で九種の書を引用し、実に三百数十字に及ぶ注を付している。
注13　紫原本・殿本・金陵本・会注考証は「漢」に作っている。

注14 同じく史記の三注の一たる李唐の司馬貞によって注された「索隠」に於いても、同様である。

注15 司馬貞の「索隠」、張守節の「正義」は、ほぼ同時代（開元年間）に成っているが、前者をやや早いとする銭大昕の説が定説となっていると考えられる。（「十駕斎養新録」巻六に見られる）

注16 例えば、幻雲は南化本の列伝第一の巻頭に、「幻雲、小司馬・張守節、皆唐明皇時人也、而索隠不知正義、正義不知索隠、各出己意而注正文……」と記しており、銭大昕は「廿二史攷異」史記五に、「二書不相稱引」と説いている。逆に両書に関連ありと説くものには、現代の中国の学者程金造がいる（彼の説は、一九五七、九月号「文史哲」掲載の「従史記三家注商榷司馬遷的生年」に見られる）この種の問題の正しい結論に到達するには、両書とも無注本を用いて、比較せねばならないことは、自明の理である。ところが従来は、単索隠本は残存するものの、単正義本の姿は、ほとんど想像さえできなかった。

注17 例えば、王念孫の「讀書雜志」に次の如くある。

「主父偃之、索隠曰、閉謂閉門而納之、俗本亦作閉字者、非也。譙周及孔衍皆作閉之、閉謂蔵之也。正義本作閉之、云謂穿其入宮閉蔵也。念孫案、此閉誤爲開、開又誤爲閣也。不言開門納之、而但言開之、則文義不明、當從正義本作閉之爲是。列女傳孽嬖傳亦作閉之」（趙宋家の用）

注18 正續第一章参照。

注19 正續第二章第二節参照。

注20 「校補」ならびに「補遺」を参照。

4181

第五章　合刻本

第一節　集解・索隱二注合刻本

(一)　総説

現存する二注合刻本

唐鈔本以来、長く集解単行の形を続けて来た史記も、南宋にはいると、出版技術の進歩、あるいは、より多くの注釈の必要性とともに、集解・索隱の二注合刻本が登場してくることとなる。これには、もちろん、司馬貞の索隱注がその優秀性により、唐から北宋にかけての期間を経つつ、次第に、史記注釈としての一権威としての立場を確立して来たことにも、起因しているといわねばならない。

さて、今日、この集解・索隱二注合刻本として残存している史記のテキストの主なるものは、刊行年時の古い順に掲げると、次の如くである。

(A) 南宋の乾道七年（一一七一年）に蔡夢弼が刊行したもの。（蔡本と略称）

(B) 南宋の淳熙三年（一一七六年）に張杆の刊行したもの。（張本と略称）

(C) 南宋の淳熙八年（一一八一年）に耿秉が張本を重修して刊行したもの。（耿本と略称）

4182

(D) 蒙古の中統二年（一二六一年）に段子成の刊行したもの。（中統本と略称）

(E) 明の天順七年（一四六三年）に游明が中統本を重刊したもの。（游明本と略称）

(F) 明の正徳九年（一五一四年）に慎独斎が中統本を重刊したもの。（慎独斎本と略称）

ただ、これらの中で、(A)の蔡本の大部分は、北京図書館に蔵されており、我国に於いては、劉世珩の影印した百衲本史記の中に収められている二十五巻を目睹し得るのみであるから、本稿に於いては、主にその範囲内についてのみ論じ、他の部分については、賀次君の「史記書録」の記載を参考にすることにする。また(B)の張本も、北京図書館に蔵するのみであるが、幸いそれを重修して刊行した(C)の耿本が静嘉堂に存するのにより、専ら耿本について論じ、どうしても張本の必要な場合には、蔡本の場合と同じく、賀氏の前記の書の記載を参考にした。(D)の中統本は、静嘉堂文庫蔵により、(E)の游明本については、内閣文庫蔵による。最後の(F)の慎独斎本は、東洋文庫、京都府立図書館などに蔵する。ただ、これは中統本を重刊したものではあるが、坊刻に見られがちな誤りや脱落が多いので、本稿に於いては、これを割愛する。

二注合刻本に共通するテキストとしての性格

二注合刻本に共通してみられる史記テキストの性格は、単集解本などの場合に比較して、あまりきわ立つた面を持たない。これは、いいかえるならば、今日、通行の三注合刻本が、二注合刻本に、単正義本からの正義注を加えて、成立したことを物語っているのである。しかしながら、詳細に見るならば、二注合刻本のみに共通して見られる異同が、本文及び索隠注の部分に見られる。例えば、

「上自東往撃之」（高祖本紀）　耿・中統・游明の各本のみ「東往」を互倒している。（この巻、蔡本欠く）

「故聖人萬挙萬全」（淮南衡山列伝）　蔡・中統の両本は、「全」を「金」に作る。（この巻、耿本欠く）

「高祖徽時妃也」の索隱注「譙雉」（呂后本紀）　耿・中統・游明の各本のみこの注二字なし。（この巻、蔡本欠く）

「立太子母爲皇后」の索隱注「故立太子母也」（孝文本紀）　耿・中統・游明の各本は、「母」の字の下に「爲皇后」の三字がある。（この巻、蔡本欠く）

「授魯大授」（建元以来侯者年表）　耿・中統・游明の各本は、「魯」の字を重ねている。（この巻、蔡本欠く）

の如きである。思うに、この現象は二注合刻本が一つの源に発していることを、部分的にではあるが、示しているものであろう。次いで注目すべきことは、特に索隱注の部分について、今日の三注合刻本の索隱注より、毛晉覆刻の単索隱本の注に、より忠実であるということである。例えば、

「造白金焉」の索隱注「案食貨志白金三品各有差也」（孝武本紀）　この索隱注は、毛晉覆刻の単索隱本によった金陵本だけに見られ、他の三注合刻本には見られない。ところが、耿・中統・游明の各本には、「案」の字がないだけで、残りの十一字の注は、全て存している。（この巻、蔡本欠く）

「令徒隷衣七緻布」の索隱注「七緻蓋今七升布言粗故令衣之也」（秦始皇本紀）　この索隱注も、毛晉覆刻の単索隱本によった金陵本のみに見られ、他の三注合刻本には見られない。ところが耿・中統・游明の各本では、「粗」の字が異体の字となっているだけで、全て存している。

「立其弟饅公」の索隱注「生昭太子未立而卒太子之子是爲饅公」（秦本紀）　この十六字の注は、単索隱本及び中統・游明の両本にはない。張文虎は、この注について「蓋合刻所增」とのべている。（この巻、蔡・耿本欠く）

の如きである、同様な例は、相当数にのぼるが、これは、思うに二注合刻本が、単集解をもとにして、単索隱本を合刻し、その間に、集解との重複などという理由によって、かなりの索隱注を削節したりしたであろうが、なお、後の三注

合刻本に比較すれば、慎重に索隠注を取り扱ったためであろう。また、三注合刻本は、二注合刻本に正義を付加する際に、索隠をも一部、刪節したといえよう。さて、このような例から見て、ただちに、これらの二注合刻本は、ある単集解本に、今日、我々が見ることのできる毛晉覆刻の単索隠本によって、索隠注を合刻していったと考えられる可能性もあるが、それには、次の如き例が障碍となる。

「宋辟公元年」の索隠注「辟兵其名也猶剔成然也」（六国年表）　この部分の注は、耿・中統の両本のみ、「兵誤爲公也所以然者按剔成而知」と作られている。

この他にも、同様な例が見られる所から推せば、二注合刻本が合刻の際に用いた単索隠本は、毛晉の単索隠本に近いものではあったろうが、そのものであったとは考えられない。

以上の例は、二注合刻本に共通して見られるテキストの性格について、特に注意をこらして調査した結果であって、一般的には、正文・注文ともに、三注合刻本と一致するものが、大部分である。特に、索隠注に関しては、その傾向がいっそう著しい。この事実は、先にも記した如く、今日の三注合刻本が、これらの二注合刻本に、正義注を付け加えることによって成立したものであることを如実に物語っている。従って、二注合刻本は、単集解本から三注合刻本へのかけ橋的存在として、史記テキストの流伝に於いて、非常に重要な位置を占めているといえよう。また、正文に関して、「則可謂能督責矣」（李斯列伝）　いま「則」の字のみについていえば、蜀・紹の両集解本と、耿・游明本のみがなく、他本は全て存する。（この巻、中統本欠く）

「壽爲樂昌侯」（張耳陳餘列伝）　景・井・蜀・紹・毛の各集解本と蔡・耿・中統の各三注合刻本のみに「壽」の字がない。

4185

というような例が、たまたま見られる。大部分が三注合刻本と一致しているのに対して、この種の異同が見られるのは、一見、矛盾しているかのように思われるが、索隠注を通して考えたと同じように、二注合刻本の単集解本から三注合刻本へのかけ橋となっていることを示すものであろう。

(二)　史記集解・索隠残巻

南宋乾道七年（一一七一）蔡夢弼刊本。

毎半葉、十二行、行二十一字及び二十二字。注双行二十八字。白口、左右双辺。

集解・索隠の二注合刻で、今日に残存する最も古いものは、この南宋の乾道七年に建谿の蔡夢弼が刊行した板本である。(以下蔡本と略称)　原本の残巻は九十巻で、[1] もと季振宜の家蔵にかかり、現在は北京図書館に蔵せられているという。また貴池の劉世珩の景印せる百衲本史記（清劉燕庭集宋残巻・宣統三年——一九一一——貴池劉世珩玉海堂影刻本・上海涵芬樓影印原集本に相当する。）の中に、秦楚之際月表、漢興以来諸侯王、高祖功臣・漢興以来将相名臣年表の四巻、燕召公・管蔡・陳杞・衛康叔・宋微子世家の五巻、伯夷・廉頗藺相如・田単・魯仲連鄒陽・呂不韋・刺客・李斯・蒙恬・張耳陳余・司馬相如・淮南衡山・循吏・汲鄭・儒林・酷吏・大宛列伝の十七巻、合計二十六巻が収められている。賀次君の「史記書錄」にいう北京図書館蔵本（注1参照）と比較すると、秦楚之際月表・漢興以来諸侯王年表・高祖功臣年表・漢興以来将相名臣年表・司馬相如列伝の五巻が、この景印百衲本によって補いうるから、実際には九十五巻が残存しているといってもよい。

いま、著者には、上海商務印書館影印の百衲本所収の部分しか親見できないので、巻首の状態は、専ら先にも記した

4186

「史記書錄」によって記すと、首に司馬貞の補史記序・索隱序・目録・三皇本紀があり、五帝本紀に続いているようである。三皇本紀の後に、

「建谿蔡夢弼傳卿新校刊梓於東塾」時歲乾道七年[2]春王上日書」

という二行の刊記がある。[3]また、秦楚之際月表及び漢興以来諸侯年表の末に、

「建谿蔡夢弼傳卿謹案京蜀諸本校理寘梓於東塾」

という二行の刊記がある。さらに「史記書錄」によれば、原本の補史記序・楽書・暦書の後にも、また同様の刊記があるといい、さらに、目録の後に

「三峯樵隱蔡夢弼傳卿校正」

の一行の刊記、また五帝本紀、周本紀の後には、

「建谿三峯蔡夢弼親校謹刊於望道亭」

殷本紀の後に、

「建谿三峯蔡夢弼傳卿親校謹刊梓於東塾」

とそれぞれ二行の題記、また礼書の後に、

「建谿蔡夢弼校正刊於東塾」

の一行の題記があるという。

各巻とも小題が上にあり、大題が下にある。板心魚尾の下に「史表四」、「史四」、「表五」、「史世四」、「史記列傳二」、「史列二十三」、「史傳五十三」などと記し、下端に葉数がある。刻工名及び毎葉の大小の字数は記していない。款式は

4187

ほぼ黄善夫本に同じであるが、田単列伝の末尾の「初淖齒之殺湣王」より「求諸子立爲襄王」までの二百五十三字及び、その注は、索隠述賛の後にあるが、思うに、この文は後人が戦国策斉策より増入したものであつて、この蔡夢弼本及び中統・游本を除く他本は、いずれも述賛の前に、正文に連書している。蔡夢弼の依拠したテキストがすでに史文と分けて述賛の後においていたものであろうか。なお闕筆は、「殷」・「匡」・「讓」・「桓」・「慎」などに多く見られるが、影印本では、不統一の箇所も多い。

正文ならびに注文の今本との異同は、蔡本だけ単独に取り出せるものは、殆んどない。これは、二注合刻本の中でも、蔡本に特に著しい傾向で、蔡本もしくは、これに近いテキストが、今本、三注合刻本の源となつたためと考えられる。いま、特に目立つ異同の例を挙げると、

「萬民戴主」（李斯列伝）　毛本（単集解本）と蔡本のみ、「主」を「王」に作つている。

「況以兩賢王左提右挈」（張耳陳余列伝）　毛本と蔡本のみ、「左」と「右」を互易している。

などがあるが、一概に誤りともいえず、参考に供すべき点がある。

ただ、毛本との一致は、蔡本が必ず毛本のよった単集解本によったものとは、いい切れない。毛本については、相当に疑問が残されているからである。

ただ、明らかに蔡本の誤りと思われるものには、

「數有功」（大宛列伝）　蔡本のみ「有」を「月」に作つている。

の例があるが、これとても影印の時の誤りであるかも知れない。

4188

南宋淳熙八年（一一八一）耿秉刊本。

每半葉、十二行、行二十五字、注双行二十五字。白口、左右双辺。

この耿秉刊本は、二注合刻本としては、三番目に古いもので、この板本の刊行五年前の淳熙三年に張杼の刊行したテキストについて、張氏の刪去した篇目を増補して刊行されたものである。巻首に淳熙八年澄江の耿秉の序があり、それに、

淳熙丙申、郡守張介仲刊太史公書於郡齋、凡褚少孫所續悉刪去、尊正史也。學者謂非全書、懷不滿意、且病其訛舛。越二年、趙山甫守郡、取所刪別刊爲一帙、示不敢專、而觀者復以卷第不相入、暨究非便、置而弗印、殆成棄物、信乎流俗染人之深、奪而正之、如是其難。然閱之於月、其不俾亦昭昭矣。歸之使不得竝、熟若附之其後、則小大較然、不其愈尊乎。別以所續從其卷第而附入之、副存其板、俾學者自擇焉。其訛謬重脫、因爲是正、凡一千九百九字、以辛丑仲秋望日畢工。澄江耿秉直之誌書。

と述べられている。つまり張杼刊本では、漢書の司馬遷伝の注にある張晏の「遷没之後、亡景紀、武紀、禮書、樂書、兵書、漢興以來將相年表、日者列傳、三王世家、龜策列傳、傅靳蒯成列傳。元、成之間、褚先生補缺、作武帝紀、三王世家、龜策、日者列傳、言褚先生意也」という説に従って、孝景・孝武本紀、樂・律書、漢興以来将相年表、三王世家、傅靳蒯成・亀策列伝の計九篇がけずられ、日者列伝が双行の注にして収められていたのに対し、趙山甫は、この張杼の刪去して刊行しなかった部分を別にまとめて刊行し、一帙としたが、耿秉はさらに流覧に不便であるとして、これらを一つにまとめて刊行したものである。従って、耿本は、孝景・孝武本紀などの九篇を補入し日者列伝をもとの形にもどしたこと、また、張本の訛謬を改正した部分を除けば、全く張本と同じであることになる。

4189

桐川郡の張杼・趙山甫・耿秉の三刊本について、毛晉刻の単索隱本跋尾に、

「讀史家多尙索隱、宋諸儒尤推小司馬史記與小顏氏漢書、如日月並炤、故淳熙・咸淳間官本頗多。廣漢張介仲創去褚少孫續補諸篇、以索隱爲附庸、尊正史也。趙山甫病非全書、取所創者別刊一帙。澄江耿直之又病其未便流覽、以少孫所續循其卷第而附入之。雖桐川郡有三刻、惟耿秉本最精。」

と述べられているが、こゝにいう桐川の三刻とは、その実は別種のテキストではなくただその間に完全なものと不完全なものとの差があるのみである。

こゝで張杼の桐川郡斎本について「史記書錄」によってその概略をのべておこう。張杼は四川広漢の人で、このテキストは孝宗淳熙三年常州において刻された。もと徐学乾の所蔵にかかり、現在北京図書館に六十三巻が蔵せられている。六十三巻の内容は五帝本紀より孝武本紀に至る十二巻、三代世表より高祖功臣表に至る六巻、魏世家より三王世家に至る十七巻、伯夷列伝より蒙恬列伝に至る二十八巻である。

首に史記目録、次に裴駰集解序、次に司馬貞索隱序がある。小題は前にあり、「五帝本紀第一」と題し、下に司馬貞索隱注「紀者記世云々」とある。次行に大題があり、「史記一」と題し、下に裴駰集解注「凡是徐氏義稱徐氏云々」とある。毎半葉十二行、行二十五字、行双行、行二十五字。白口、左右雙辺。板心魚尾の下に「史記一」と題し、また下に刻工の姓名を記しているという。

巻首の目録の後に淳熙三年の張杼の次のような跋文がある。

「右太史公史記、采錄先秦古書及秦・漢間事。其文雅奧簡古、至有難句者、讀之當紬繹、再四玩味深思、方見其義趣。不然則直以爲淡薄無味、如魏文侯之聽古樂、意欲坐睡耳。是以讀之者殊鮮解訓釋。世有其人、第皆疎略、未能詳盡、

4190

惟唐小司馬氏用新意撰索隱、所得爲多、至有不可解者、引援開釋明白。每恨其書單行、於披閲殊未便。比得蜀本、併與其本書集而刊之、意欲垂模與南方學者、其未暇也。嘉來桐川踰季、郡事頗暇、因搜笥中書、蜀所刊小字者偶隨來、遂令中字書刊之。用功凡七十餘、越肇始四月望、迄六月終告成。」

この跋の後に、さらに門人沈棐の識語がある。

靜嘉堂蔵耿秉本は黄堯圃の旧蔵にかかり、九十九巻を存する。残巻の内容は、高祖本紀第八より孝武本紀第十二、三代世表第一より六国年表第三、高祖功臣侯者年表第六より漢興以来将相名臣年表第十、礼書第一より暦書第四、封禅書巻六より平準書巻八、宋世家第八より三王世家第三十、伯夷列伝第一より西南夷列伝第五十六までの合計九十九巻である。

板心には、字数及び刻工の姓名が記されており、「殷」「愼」「貞」「桓」などは、全て末筆を欠いている。耿秉の序は、すでに欠け、黄堯圃が手抄して補っている。この耿本は、他に毛晉旧蔵のものが北京図書館に現存されているという。また、劉世珩の影印した百衲本史記の中で、二注合刻本の索隱述贊のない巻は、すなわち、この耿本である。いかなる理由によるかは不明であるが、耿本には全く索隱述贊がない。

この本のテキストとしての特徴は、(イ)正文に於いては、古本や宋板の単集解本（または、これを覆刻したもの）とのみ一致する例が、かなり見られること。(ロ)索隱注に於いては、(ハ)でも述べた如く、三注合刻本の索隱注よりも、単索隱本の注に近い面を持ち、さらには、単索隱注よりも索隱注に関して、秀れた面をも有していること。(ハ)他の資料による史記の正文や注文の訂正が部分的にだが、行なわれていること。という三点が挙げられる。これらは、耿本の存在がいかに貴重なものであるかを雄弁に物語ってくれるものである。いま、(イ)・(ロ)の特徴を表わす、二、三例を掲げてみよう。

4191

(イ)についての例。

「恬齋書獄與文学」（賓客列伝）　南化・楓三・梅の各史記古本と耿・中統の二注合刻本、そして単索隠本のみに、「典」の字がない。これは単索隠本との一致という点から見れば、当然(ロ)にも関連してくる。

「漢元年二月」（張耳陳余列伝）　井・紹・毛の各単集解本と、耿本のみに「二」の上に「十」の字がある。

「擊大破齊魏軍」（田儋列伝）　楓・三条の両史記古本と景・井・蜀・蜀刻・毛の各集解本と、耿・中統の二注合刻本のみが「魏」の字を「楚」に作っている。

(ロ)についての例

「有利」の索隠注「表在東海」（建元以来王子侯者年表）　耿本は、この注を「表在東海志闕」と作り、単索隠本は、「表志闕」に作っている。

「高京」の索隠注「漢志闕」（高祖功臣者年表）　この注は、単索隠本とそれによった金陵本・史記会注考証には、見られるが、他の三注合刻本にはない。しかるに、耿・中統本には、この注が存する。同様な例が多い。

「子辟公辟兵立」の索隠注「故爲狂也」（宋微子世家）　耿本のみ、この注を「故爲狂者也狂者止之也」としている。これも同様の例がかなりある。

(ハ)についての例

「周堅」（建元以来王子侯者年表）　耿本のみ「堅」を「望」に作る。梁玉繩がすでに「漢表、望」と指摘するごとく、漢書では「望」となつている。

「五年之月王子靖侯劉狗蓋元年」の索隠注「漢表名將燕」（建元以来王子侯者年表）　耿本のみ「將」を「狩」に作つてい

る。これも、すでに梁玉繩が、「漢表、名狩燕」と指摘している如く、漢書では「狩」となつている。しかし、耿本もこのようにテキストとして、秀れている面ばかりではなく、いくらかの誤りはまぬがれ難い。特に、このテキストは、先にも述べた如く、張本を重刊したために、彫印・彫刻の際に誤り勝ちな字に、訛謬が目立つている。例えば、

「項羽已破走彭越」（項羽本紀）　耿本のみ「越」を「城」に誤つている。

「築甬道」（高祖本紀）　耿本のみ「築」を「集」に誤つている。

「起於山東」（李斯列伝）　耿本のみ「東」を「更」に誤つている。

など、その著しいものであるが、いうまでもなく、このような誤りのゆえに、耿本の史記テキストとしての貴重さを云々することはできない。

四　史記集解・索隠一百三十卷

蒙古中統二年（一二六一）段子成刊本。

毎半葉十四行、行二十五字。注双行、行二十五字。黒口、四周双辺。

この中統本は、今日、我々が目睹し得るのは静嘉堂蔵本であつて、別に、拝経楼旧蔵、袁寒雲旧蔵の二部が、北京図書館に蔵されているという。

さて、この本は、巻首に中統二年の董浦の序があり、次の如く述べている。

「太史公之紀事與左氏傳相亞、蓋史學之原委也、左氏則據例發義以定褒貶、司馬氏則據事錄實、錄實則褒貶亦見矣。

4193

故史記自黃帝終于天漢、年世縣遠、傳聞異辭、其論上古、唐、虞之道德、三代、秦、漢之隆替、其事悉、其辭文、學者取據以引用、不可不務也、索隱史記、近代號爲奇書、比之杭本多述贊一百三十篇、注字幾十五萬言、小司馬氏之學亦勤矣、慮習者未究、且爲繁辭、宜其熟讀左氏・系本・國語・戰國策諸子之說、然後知索隱之學不妄也。姑以三十世家明之、諸家注說有所不通、皆沒而不論、索隱必以左氏表樣證據、四出搜抉無隱、如冰之釋、如泉之達、深於左氏者其知之矣。今國家方鄉文學、縉紳之士、猶無是書以備觀覽、況其下乎。平陽道參幕段君子成喜儲書、懇求到索隱善本、募工刊行、將令學者證其違而治其闕、習其舊而知其新」

これによれば、段氏は索隱注を重んじ、「索隱善本」を捜し求めていたが、「索隱史記」なるテキストを入手し、これを「杭本」なるテキストと対校したところ、「索隱史記」の方が「索隱述贊一百三十篇」と索隱注に関してほとんど「十五萬言」が多くあることを見出して、この中統本を刊行したということになる。さて、序にいう「杭本」なるテキストが中統本の原本となったであろうことは、いうまでもあるまいが、この「杭本」が史記のテキストで今日残存しているものの、あるいは書目録などに記載してあるものの、どれに該当するかは、議論のある所であるが、序からいって「杭本」は二注合刻本で、索隱述贊がないことが明らかであるが、これに当たるものは前述の耿本しか、今日残存していない。従って、いま耿本と中統本との関係を追求してみると、次の如き例を多く見出す。

「酒罌數倍」の索隱注「今亦依字讀」（高祖本紀）　耿・中統・游明の各本のみ、「今以罌亦依字讀」に作っている。

「王淮東」の索隱注「乃王吳地」（高祖本紀）　耿・中統・游明の各本のみ、「王吳」を五倒している。

「王伏舒以恐吳」（十二諸侯年表）　耿・中統本と、世家によって改めた殿本だけが「舒」を「徐」に作っている。

従って、少なくとも、中統本の底本とした「杭本」は、耿本と極めて近いテキストであったと思われる。しかし、耿

本とは一致しないで、他の宋板集解本と一致する例も次の如く見られる。

「皆將相諸君與籍之力也」（項羽本紀）　紹本と中統・游明本のみが「君」の字を「軍」に作っている。

「當道庶衞將軍車」（衛將軍列伝）　井・紹の各本と、中統本のみ「軍」の字を重ねている。

「取之以纂彊」（亀策列伝）　景・井・紹・毛の各本と、中統本のみ「之」の字がない。

従って、「枕本」をただちに、耿本そのものと考えることは不可能である。結論的にいうならば、中統本の底本たる「枕本」は、現在に於いて、どのテキストに該当するかは、明らかにすることはできない。しかし、著者は、特に索隠注における耿本と中統本との一致例のひじように多いことに注目して、中統本の成り立ちを、次のように推測するものである。つまり、「中統本は、耿本に極めて近い形の二注合刻本であった枕本を底本として、正文や集解注に関しては、当時、残存していた単集解本に従って、一部の改訂を行ない、同時に、単独にかなりの正文を改訂し、（この点については、後述する）索隠については、単索隠本によって、索隠述贊を補うとともに、底本の一部の索隠注を増補して、（この点についても、後述する）でき上ったものであろう」と。

中統本のテキストとして特色は正文において、単独の異同が、かなり見られるということで、例えば、

「治禮次治掌故」（儒林列伝）　中統・游明本のみ、「次」を「以」に作っている。これは、漢書の儒林伝に合す。

「項伯當扃廠之」（奚劇孟灌列伝）　中統本のみ「項伯當扃蔽沛公」に作っている。

「以爲大寶」（亀策列伝）　中統本のみ「以」の字を「出」に作っている。

などが、それであるが、これは「枕本」によったための異同か、それとも中統本が刊行される時に改められたための異同か、決定し難い。ただ、二注合刻本であった「枕本」が、正文に於いて、多くの単独の異同を表わすことは、稀だ

4195

と思うことから、後者のための異同と考えてよいだろう。

また、序に見られたような経緯を経て刊行されたため、索隠注に関して、単索隠本に、より忠実な面が一部に表われている。例えば、

「誹謗之木」の索隠注「今宮外橋梁頭四柱」（孝文本紀）　中統本と単索隠本のみ「柱」を「植」に作っている。ただし、単索隠本によった金陵本、史記会注考証も「植」に作る。

「孝武皇帝者」（孝武本紀）　この下に、中統・游明本と単索隠本及びこれによって金陵本、会注考証のみには、「裴駰云太史公自序云作今上本紀又序事皆云今上今天子今或言孝武皇帝者後人所定也」という索隠注が存する。

などが、それである。さらに、毛晉覆刻の単索隠本と異なる所もある。これらは、いうまでもなく、二注合刻本に共通した特色でもある。

一方、遺憾ながら中統本にも誤りが、ひじように多い。例えば、

「湯治論殺文」（酷吏列伝）　中統本のみ「治」を「始」に誤まっている。

「與楚王逢西敗棘壁」（貨殖列伝）　中統本のみ「壁」を「壁」に誤まっている。

などが、それである。また、中統本は板の刷り上がりが、非常に悪い所が多いのも欠点の一つといえよう。ただ、先述した正文に於ける単独の異同については、特に注目すべき面も少なくないので、貴重な存在といえよう。また、後の游明本や慎独斎本も、全て中統本を覆刻したもので、当時に於ける二注合刻本の流布に、大きく貢献したものともいえよう。

4196

(五)　史記集解・索隱一百三十卷

明天順七年（一四六三）游明刊本。

半毎葉十二行、行二十五字。注双行、行二十五字。黒口、四周双辺。

この游明本は、我が国では内閣文庫に蔵され、北京図書館にも存すという。これは前述の中統本を覆刻したものであり、巻首に、中統二年の董甫の序が、そのまま付されている。ただ中統本には見られなかつた司馬貞の「三皇本紀」及び張守節の「正義序」「正義論例諡法解」が付け加えられている。特に、二注合刻本でありながら、「正義序」などが加えられているのは、奇異な感を抱かせるが、当時、すでに多くの三注合刻本が流行していたことから影響されたものであろうか。その他、款式は全く中統本と同じであるが、史記の各巻首の二行目に、「豐城游明大昇校正新増」の一行が見られることにより、容易に中統本と区別できる。

この本のテキストとしての特色は、中統本を覆刻するという形をとりながら、相当数にわたつて、中統本の誤まりを訂正しているということである。例えば、

「四夷皆洽驩」（孝文本紀）　中統本のみ「洽」を「治」に誤まつているが、游明本は誤まつていない。

「其令列侯之國」（孝文本紀）　中統本のみ「其」を「有」に誤まつているが、游明本は誤まつていない。

「殺北地都尉卬」（孝文本紀）　中統本のみ「卬」を「卯」に誤つているが、游明本は誤まつていない。

などが、その一部分であり、その意味では、游氏の「校正新増」は看板通りと見てよい。

4197

ただ、この本にも遺憾ながら相当数の誤りがあり、特に影印、影刻などの際に誤まり易い字に目立っているのは、重刊本の弊を脱していないといえよう。

例えば、

「母曰劉遁」（高祖本紀）　游明本のみ「曰」の字を「由」に誤まっている。

「而徙放逐故主」（高祖本紀）　游明本のみ「主」を「王」に誤っている。

「常從王媼武負貰酒」（高祖本紀）　游明本のみ「王」を「主」に誤っている。

などが、その著しいものである。

注(1)「史記書録」に「今見者存九十二卷、計本紀存五帝本紀至項羽本紀七卷、表存三代世表及十二諸侯年表二卷、書存禮書至平準書八卷、世家存吳太伯世家至楚世家、留侯世家至三王世家十六卷、內燕召公世家殘、列傳存伯夷列傳至商君列傳、孟子荀卿列傳至衛將軍列傳、淮南衡山列傳至游俠列傳、滑稽列傳至太史公自序、共九十一卷。其中褚補之馮唐列傳一卷缺、後人以補奧初校州刊十二行二十七字本解本配補、實存九十卷。」と述べられている。しかし「史記研究的資料和論文索引」には「存本紀七卷、表二卷、書八卷、世家二十一卷、列傳五十四卷、計九十二卷。」といい、世家・列傳の殘卷數及び総殘卷數にくいちがいがある。

注(2)　原刻は「年」を「月」に誤っている。

注(3)　所藏の影印本にはあるが、手もとの商務印書館の影印本には三皇本紀及びこの木記がない。錯脱であろうか。

注(4)　影印百納本所収の表四・表五の末では「建炎」が「建安」となっているが、誤りである。

注(4)　賀次君が「十行」とするのは誤り。「史記研究的資料和論文索引」の口絵によれば、十二行と数えられる。

第二節　慶元本系統集解・索隱・正義三注合刻本

(一)　史記集解索隱正義一百三十卷　南宋慶元黃善夫刊本及びその覆刻

(1)　史記集解索隱正義一百三十卷南宋慶元(一一九五—一二〇〇)黃善夫刊本

上杉隆憲氏所藏。

黃善夫本については張元濟も、

「此本未見我國著錄」(校史隨筆)

と謂う。これは既に近藤正齋が、

「乾隆天祿琳瑯書目ニ天下ノ佳本ヲ蒐羅シテ宋版慶元本元版至本ニ及バズ。豈西土佚亡ニ屬スルカ。」

と指摘せることを裏書するもので、甚だしきは趙澄の如く本書を偽作ではないかと疑うに至つた。即ち云う。

此種板本款式，與明震澤王氏板絲毫不差。又按天祿琳瑯書目於震澤王氏本下註說：『書賈常將此二處（指前後兩王氏木記及王延喆跋語）割去以僞宋板』毛本正誤序說：『王氏本於宋諱皆避。』以此斷之，日本此種宋板，恐怕是王本僞造的，況黃善夫的家塾之敬室尤有可疑之點。四庫簡明目錄標註在前漢書本下注說：至元兩漢書乃建安劉之間元啓所刻。半葉行十八九字，注二十四字。前有之間識語。……目錄後有自題云：「建安劉元起刊於家塾之敬室」……然此書劉氏所刻，而書中又有黃某刻於某所之長方木記，亦奇矣！

可知黃善夫刻史記於家塾之敬室，也不十分可靠。史記通論載有王善夫本，與此行數字數相同。但把黃善夫誤錯爲王善夫尤爲可笑。」(史學年報第三期趙澄「史記板本考」民國二十年八月)

4199

と、即ち王延喆校本より偽造せる歟と断ずる迄に至つた。その妄説たるは論を俟たないが、之に拠つても本書のいかに稀世の逸品たるかを知り得るであろう。

思うに中世以来中国より将来せられ、我が国文運の進展に大いに寄与せる典籍にして、今日において尚残存せるものは、寡しとはしないが、本書の如きは蓋し宋版史記の足本として、絶世の逸品たるのみならず、その精密且つ豊富なる書入れは、正に本朝史記研究史資料の宝庫と称するも過言ではあるまい。

黄善夫本の刊年については、

「建安黄善夫刊于家塾之敬室」（索解序末）

「建安黄氏刻梓」（目録末）

の二条の木記がある外刊年を知るに足る手がかりはない。然るに同家所蔵の漢書は、版式その他本書と全く同じく

「建安黄善夫刊于家塾之敬室」（列傳末）

「比因刻梓、集諸儒校本三十餘家、鰓五六友證思靜慮、讐對異同、是正舛譌。如甲寅（光宗紹熙五年、一一九四）之春、畢丙辰（寧宗慶元二年、一一九六）之夏、其用心勤矣。然識見凡陋、慮未審於是非、□四方學古君子、覩其遺誤、能以尺紙示悔、敬即鐫改、亦麗澤之美意也。建安黄宗仁善夫謹啓」（目録末）

の識語があり、また同じく後漢書には

「慶元戊午（四年）良月劉元起父謹識」（補史序）

の識語がある等から本書も亦略〻その前後に刊行されたものと推定することができる。これに関して長沢規矩也氏は、慶元元年より前、光宗の照熙（一一九〇―一一九五）年間の刊刻であることを考証せられている。[1] また史記書録は、こ

4200

の漢書の識語によって、慶元二年の刊行であると断じている。何れにしても、慶元年間の刊行と考えて誤りあるまい。

上杉家蔵本は全九十冊で、目一冊（目録の八・九葉錯簡あり）、序一冊、本紀十四冊、年表十一冊、書九冊、世家十九冊、列伝三十五冊に分装されている。

第二冊目序の次第は、裴駰「史記集解序」・司馬貞「補史記序」・張守節「史記正義論例識法解」で、[2]第三冊目に三皇本紀・五帝本紀となっている。目録の「帝紀」の前に「集解「宋中郎外兵曹参軍裴駰」「補史唐朝散大夫國子博士弘文館學士河内司馬貞」「索隱唐朝散大夫國士博士弘文館學士河内司馬貞」「正義唐諸王侍讀宣義郎守右清道率府長史張守節」と題している。

また集解序の後には、前述の「建安黄善夫刊於家塾之敬室」の木記二行があり、目録の末葉（補鈔）には「安成郡彭寅翁栞于崇酒精舍」の木記二行がある。これは元板彬翁本によって補鈔したためである。校史随筆によれば「建安黄氏刻梓」の木記一方があった筈である。

版式は、目録・序は毎半葉九行、行十五字、注双行、行二十字で、正文は毎半葉十行、行十八字、注双行、行二十三字である。匡郭内天地一九・八糎、左右一三糎、左右双辺、板心細黒口、双魚尾、上に「史記五帝紀」、下に葉数を記している。毎葉末行欄外に耳題があり、各巻の書名を標している。また巻末三行を隔てて毎巻の大小字数が記されているが、記されていない巻もある。五帝本紀第一行上半に小題「五帝本紀第一」、下に大題「史記一」とあり、次行二格下げて三家の注があり、続いて正文に入る。

宋諱は「玄」「貞」「讓」「愼」「殷」「徵」「弘」等の字を闕筆している。

三皇本紀は五帝本紀の前にあり、老荘二伝は伯夷伝の前（「正義本に據ると注す」）にあるが、目録はその儘で改められてない。

4201

全体で計二十余葉の補鈔がある。その字体は同一で何れも同じく黄善夫本に拠っている。この補鈔に正義佚文、師説等の書入れがあり、巻六十七の首葉の補鈔の部分、巻七十の首葉の補鈔の部分共に月舟の蔵書印が有る所から、これらの補鈔は少くとも月舟（一四六〇―一五三三）より以前になされたらしい。

改装は両度に亘って行なわれ、これらの改装は蔵書印と共に月舟以前になされた事を知る。

黄善夫本は、中国本土においては既に佚したが、我が国には相当古くから舶載せられて、少くとも二部はあったらしいことは、上杉氏蔵本の補鈔が、月舟以前に行なわれ且つその補鈔が、同じ黄善夫本に拠っていることによっても知り得る。近藤正斎の右文故事巻一に、

「求古樓マタ缺本宋版史記アリ、紙墨研好字體圓活十行十八字、巻尾ニ史幾字注幾字ト擧グ、板式下ニ出ス、前後漢書と全ク同ジ、蓋シ慶元版ナリ、最モ珍奇トスベシ。」

とあるによって当時の伝来を知る。今日この狩谷棭齋旧蔵残本の行方を尋ねると次の通りである。

一、東京大學東洋文化研究所蔵残本

本紀二　三　索隱後序　妙覺寺常住日典の朱印がある。

二、廣東南海潘宗周藏残本

書八　列傳廿六

廣東南海潘宗周編寶禮堂宋本書錄解題に

史記集解附索隱正義殘本二冊

此爲史記集解附索隱正義三注合刻本、卽明嘉靖震澤王氏覆本之所自出、舊藏日本妙覺寺及澤野源氏（長祚）烏田氏、

淺野源氏曰五萬卷樓、島田氏曰雙桂堂、皆東國藏書家也。

卷首有黃善夫刊於家塾之敬室木記見經籍訪古志、原書不全、清末有鄂人田氏購得之、攜以歸國、不久散出、餘友張菊生得六十餘卷、以歸涵芬樓、餘所得者僅此卒業書則客列傳二卷而已。

右は日本妙覺寺旧蔵とあるによれば東洋文化研究所の蔵本と同一であることがわかる。又「張菊生得六十餘卷、以歸涵芬樓」とあるのは、蓋し涵芬樓善本書目に史記宋刊本廿五冊史字一一八六号とあるものであろう。即ち次に述べる北京図書館蔵残本である。

三、北京圖書館藏殘本

本紀一、四—十二、表七—十、書一—七、世家九—三十、列伝一—七、十三—廿五、廿七—三十、七十、計六十八卷「史記研究的資料和論文索引」には次の如く云う。

原爲涵芬樓藏現歸北京圖書館、涵芬樓百衲本廿四史史記卽据此影印、宋刊史記三家注全者當推此本爲第一、明代廬鎧、柯維熊、王延喆、朱維煒四本、均爲黃本三化身、但俱不如原本之善。

右の涵芬樓百衲本廿四史史記は此に拠り影印すとある。この影印の第一冊（集解序、補史記序、索隱序、索隱後序、正義序、同論例、讖法解、史記目錄、三皇本紀、五帝本紀）の集解序首葉右には、篁邨島田家藏図書及び島田重礼敬甫氏、（陰刻）島田礼説書記、雙桂書樓等の蔵書印、その末葉末に銭嵐卿賞識の印、又史記目録の首葉には、浅野源氏五万巻楼図書之記、島田重礼（陰刻）敬甫、篁邨島田氏家蔵図書の印が見られる。之によれば、これらの島田氏旧蔵本も亦前二者の東洋文化研究所並びに宝礼堂宋本書録本と同一黄本と見做し得るであろう。この外、雙鑑樓善本書目に河渠書一卷（宋黃善夫刊本十行十八字黑口雙闌左闌外有耳）があるがその所在はわからない。

4203

(三)　史記集解索隱正義一百三十卷　元至元二十五年安福寅翁崇道精舍刊本

南宋慶元二年（一一九六）に、建安の黄善夫によつてはじめて集解・索隱・正義三注合刻本が刊行されたが、これよりおくれること九十二年、元の至元二十五年（一二八八）に安福の彭寅翁によつて、再び三注合刻本が刊行された。これがいわゆる彭寅翁本である。

(A)　本書の体裁

本書の体裁は、ほとんど慶元本を踏襲している。巻首に掲げる序の順序は、史記目錄、史記集解序、補史記序、史記索隱序、索隱後序、史記正義序、正義論例識法解、最後に三皇本紀（補史記）がある。渋江抽斎・森枳園の共編になる経籍訪古志には

> 補史記序、集解序、索隱序、正義論例識法解、目錄、卷首體例與前本同云々

といつており、やゝ順序が異なる、しかしこれらの序の葉数は、それぞれの序において単独に数え刻してあるので、各序の順序が本来どのようになつていたかを知ることはできない。集解序、索隱序、正義序などはすべて毎半葉九行、行十八字であり、正義論例識法解は毎半葉十行、行二十一字であり、補史記の三皇本紀及び五帝本紀以下は毎半葉十行、行二十一字である。注は双行、行二十一字である。史記書録引くところの清王詠霓函雅堂集巻二十九跋宋本史記に

> 光緒丁亥余自欧州西渡、過日本之東京、聞米沢上杉藏有宋本三史、介宮島栗往観其史記、百三十卷分為九十冊、毎頁

4204

十行、行二十字、注二十至二十三字。有「讓與館藏書」印、目録後有「安成郡彭寅翁刊于崇道精舍」十二字とある。賀次君は行字数から黄善夫本を疑い、一方目録後の題識より「或即黄善本補以彭本目録者」といつている。これは賀次君の推測するごとく黄善夫本であつて、目録後の題識は後から書き入れたものである。上杉氏所蔵の黄善夫本には多くの書き入れがなされているが、その際に古本類を直接に使用するのみならず、既に板本に書き入れられたものをも使用したのである。彭寅翁本の書き入れを転写するにあたり、その木記までを写し取つたのであろう。「讓與館」とあるのはいうまでもなく「輿讓館」の誤りである。同書については、慶元本の項に詳説した。

又、経籍訪古志は「元至元戊子刊本　求古樓藏」の条に

毎半板十行、行十六字至十七八字、

と記しているがこれは何故であろうか、賀次君はこれについて

或爲日本仿刻、非原刊矣

と言つている。しかし彭寅翁本の板は一種しか存在せず、勿論わが国において復刻されたことはないので、経籍訪古志が何故に誤りを犯したかを明らかにすることは出来ない。本書は左右双辺で、板心の魚尾の下には「史卷一」のごとく記し、その下には葉数を刻してある。史記書録には「板心上端記毎頁大小數字」とあるが、この数字を記してある頁は全体のおよそ半数しかなく、場合によつては板心の下端に記していることもある。本書には刻工の姓名の記載はない。

本書には数ヶ所に木記がみられる。まず目録の末には左の二行の木記がある。

安成郡彭寅翁
栞于崇道精舍

4205

又、十二諸侯年表の末にも

安成郡彭寅
翁鼎新刊行

列伝第十二の末には

時至元戊子安
成彭寅翁新栞

列伝第七十の終には

至元戊子菖節吉
州安福　彭寅翁
新刊于崇道精舎

と、それぞれ木記がある。これらの木記に明らかなごとく、本書の刊行は至元戊子であり、これは元の世祖二十五年のことであるから、中統二年（一二六一）に段子成によって刊行された集解索隠本、すなわちいわゆる中統本からは二十七年を経過していることになる。この頃、元は中国統一をすませ、文学を奨励していたので、刻書の種類も多いのである。なお、経籍訪古志には

首有中統二年董浦序、補史記序云々

とあるが、この董浦序のあるのは枕斎旧蔵本のみである。もともとこの序文は中統本の序であつて、三注合刻本である本書に踏襲さるべき理由はないのであつて、事実楓山本その他の彭寅翁本にはみられない。思うに、その元板であるこ

PDG

とを誇示せんが為に、被斎本の首に中統本の序文を添付したのであろう。史記書録の記載は経籍訪古志のいうところを徒らに襲つているがための誤りである。史記書録は木記についても誤謬をおかしている。すなわち目録の末の木記として、経籍訪古志を引用して

日本經籍訪古志云『……目錄末題「安成郡彭寅翁刊於崇道精舍」

と記し、これに続けて

列傳十二卷又題「時至元戊寅節、吉州安福彭寅翁鼎新刊於崇道精舍」』今存者無目錄及攸侯列傳、故不見此兩題識、而十二諸侯年表後有『安成郡彭寅翁鼎新刊行』木記、與經籍訪古志所記者同、而爲經籍訪古志所未見者。

といっている。しかし現存する彭寅翁本の目録末及び列伝十二巻末の木記は右に記すところとはやゝ異なる。且つ、経籍訪古志には

目錄末雙邊筐中、題安成郡彭寅翁梁于崇道精舍、列傳第十三卷末又題時至元戊子安成彭寅翁新梁、年表第二卷末題安成郡彭寅翁鼎新刊行、正義序後有□同寅翁峯彭氏三印、每卷有定房鼎印、卷一標背題云云々

とあり、我々の目覩するところの彭寅翁本の実際と一致する。これよりみれば、書録の記すところは賀次君が経籍訪古志を誤り引用したものであろう。なお、経籍訪古志に「列傳第十三卷末」とあるのは、勿論列伝第十二の誤りである。列伝第七十太史公自序末の木記に関しては、経籍訪古志、史記書録ともに言及していないのは何故であろうか。

(B) 文字の出入異同より見た彭寅翁本

(1) 慶元本と彭寅翁本の一致

4207

本書は南宋の慶元本を踏襲しているのであるから、両者が一致するのは当然のことである。事実、その例は枚挙にいとまがない程であるが、その中より慶元本の誤字を彭寅翁本が襲っているものを数例あげてみよう。

「乃告于秦曰」（卷世家）　慶元本・彭寅翁本・評林本は「秦」を「齊」に作り、南化本・楓山本は「秦」と校記している。又、景印慶元本は「秦」に改めている。

正義　齊宋在前三十餘年恐文誤矣（卷秦列傳）　慶元本・彭寅翁本は「三」を「王」と誤し、南化本・高木家旧蔵本には「三」の校記がある。景印慶元本は「三」に改めている。

「王又舉甲而攻魏」（卷甲君列傳）　紹興本・慶元本・彭寅翁本は「甲」を「申」に作り、楓山本・三條本は「甲」と校記する。景印慶元本は「甲」に改めている。

「獨不重任臣者之無反復於王邪」（卷睢蔡濮列傳）　慶元本・彭寅翁本は「者」の字を重ねているが、景印慶元本はこれを刪る。

「宮中虛無人」（卷睢蔡濮列傳）　慶元本・彭寅翁本・游明本は「宮」を「宮」に偽し、南化本・楓山本・梭斎本・三條本・梅仙本には「宮」と校記している。景印慶元本は「宮」に改めてある。

(2)　慶元本と彭寅翁本とが一致しないもの

右の諸例のごとく、彭寅翁本と慶元本の間には異同がみられないのが原則であるが、彭寅翁本の翻刻の際に誤っているものも、処々に見出されるのである。

「今日之事何如」（項羽本紀）　彭寅翁本は「日」を「曰」に作り、伊佐早謙旧蔵本は「日」と校記している。

4208

「酔因臥」（高祖本紀）　彭寅翁本は「臥」の下に「高祖」の二字がある。
「徑者則不直矣」（楚世家）　彭寅翁本は「直」を「眞」に誤つている。
「安能邑邑待數十百年以成帝王乎」（商君列傳）　彭寅翁本は「王」を「業」に誤り、楓山本・梭斎旧蔵本・三條本は「王」と校記している。
「皆死秦之孤也」（蘇秦列傳）　彭寅翁本は「孤」を「狐」に譌し、楓山本・梭斎旧蔵本・梅仙本は「孤」と校記している。
「而使趙重於九鼎大呂」（平原君虞卿列傳）　彭寅翁本は「趙」を「楚」に作つている。
「數聞公子賢」（魏公子列傳）　彭寅翁本は「聞」を「間」に誤り、楓山本・梭斎旧蔵本・三條本は「聞」と校記している。
「令楚太子之傅先往問楚王之疾」（春申君列傳）　彭寅翁本は「傅」を「傳」に作り、楓山本・梭斎旧蔵本・三條本・梅仙本は「傅」と校記している。
集解　爲龍瘧（項羽本紀）　彭寅翁本は「瘧」を「癘」に譌している。
正義　自廬江尋陽分爲九江（項羽本紀）　慶元本・評林本・武英殿本は「九」を「北」に誤つているが、彭寅翁本は慶元本を底本としながら更に誤つて「比」に作つている。
索隱　鷄未鳴（高祖本紀）　彭寅翁本は「鳴」を「明」に譌している。
索隱　謂六國之軍（蘇秦列傳）　彭寅翁本は「軍」を「君」に譌し、高木家旧蔵本は「軍」と校記している。

(3)　慶元本の誤りを彭寅翁本が訂正しているもの

慶元本と彭寅翁本とが一致しないものの大部分は、前項に例示したごとく彭寅翁本の誤刻によるのであるが、稀には

慶元本が誤つているのを、彭寅翁本が改め刻しているものもある。

「楚又追撃至靈壁東睢水上」（項羽本紀）　慶元本は「壁」を「壁」と誤り刻し、評林本もこの誤りを襲つている。

「此三者皆人傑也」（高祖本紀）　彭寅翁本は「三」の字の下に「人」を補つているが、慶元本は他本と同様である。而して、南化本は「人」を校補している。

索隠　北海有營陵（陳杞世家）　慶元本は「北」を「此」に誤り、南化本は「北」と校記している。又、景印慶元本も「北」に改め刻している。

正義　楚人與齊韓和（楚世家）　慶元本は「齊」を「十」に誤り、南化本は「齊」と校記している。

なお、慶元本と彭寅翁本が一致しない場合に、その何れを誤りとも断定しかねる例もある。

「於是因東游以厭之」（高祖本紀）　桃源抄の引くところの古本、並びに彭寅翁本は「厭」の下に「當」がある。張文虎の札記によれば「御覧八十七引厭下有當字與漢書合漢紀無」とある。

集解　杜預曰（陳杞世家）　彭寅翁本は「杜預」の二字を「正義」に作つている。慶元本には「杜預」の二字はなく、南化本には「正義」と校補している。又、景印慶元本は「杜預」の二字を補つている。

これらの例よりみれば、彭寅翁本は慶元本を底本となしつつ、他本をも参校したのではないかと思われる。但しそれが何であるかは不明であるが、桃源抄や南化本の見た古本と文字の異同の一致することが多いという事実は、何らかの示唆を与えるものといえるであろう。

(C) 彭寅翁本における注文の出入異同

(1) 注文の文字の異同

三注を校合すると、慶元本と彭寅翁本の両者は、勿論一致していることが多い。このうち一・二字の文字の異同に関するものは、前項に本文の異同と並べて例示した。故にここには、注文の相当に長い部分にみられる異同について論じ、彭寅翁本の注の傾向を探ることにしよう。

まず慶元本と彭寅翁本とが一致し、しかも他本とは異なっているものを、二三例示してみよう。

集解　徐廣曰項伯名纏字伯（項羽本紀）　慶元本・彭寅翁本・評林本・金陵本にはこの注がない。

正義　壻之父爲姻婿之父爲婚婿之父母壻之父母相謂爲婚姻兩壻相謂爲亞（楚世家）　慶元本と彭寅翁本は、この注二十九字を「妻父曰十年父曰姻重姻曰壬兩婿相謂曰亞」の十八字に作つている。

集解　黔中徐廣曰今之武陵也（張儀列傳）　慶元本と彭寅翁本とは、此の注十字を「巫郡者南郡之西界」の八字に作つており、楓山本・三條本には「黔中徐廣曰今之武陵」と校記している。景印慶元本は他本と同様に改めてある。

次に慶元本と彭寅翁本が一致しない場合をみる。

正義　濮陽縣在濮州西八十六里（項羽本紀）　彭寅翁本には「西八十六里」の五字がない。

正義　括地志云（楚世家）　彭寅翁本・柯維熊本・評林本はこの四字を闕く。

正義　蠶音蚶石柱蟲（范雎蔡澤列傳）　彭寅翁本は此の注六字を闕く。梅仙本はこの六字を校補している。

4211

(2) 注文の脱落

本書は集解索隠正義の三注を備えているがこれを慶元本などと対校してみると、注の全文を脱落しているもの、或いは一部の文字を増加しているものがある。まず彭寅翁本において注の全文あるいは一部を欠いているものを例示すれば次のごとくである。

索隠　下音如字、按以兵威伏之曰下、胡嫁反、彼自歸伏曰下、如字讀、他皆放此、東陽縣名、屬廣陵也。(項羽本紀)

彭寅翁本には「如字讀」以下の注十五字がない。

正義　括地志云、故薛城、古薛侯國也、在徐州滕縣界、黄帝之所封、左傳曰、定公元年、薛宰云、薛之祖奚仲、居薛爲夏車正、後爲孟嘗君田文封邑也。(項羽本紀)　彭寅翁本には「左傳曰」以下の注を闕いている。

索隠　徐廣云、楚人善言陰陽者、見天文志也。(項羽本紀)　彭寅翁本はこの注の全文を闕く。

正義　雍丘今汴州縣也、地理志云、古杞國武王封禹後於杞、號東樓公、二十一世簡公、爲楚所滅、即此城也。(項羽本紀)　彭寅翁本は「武王封」以下の注を闕いている。

正義　言豐年也。(孝文本紀)　彭寅翁本はこの注を闕く。

集解　徐廣曰、表云五年薨。(孝景本紀)　彭寅翁本はこの注を闕く。

正義　久、音魚廢反(孝武本紀)　彭寅翁本はこの注を闕く。

索隠　服虔曰、古之眞人、案列仙傳云、安期生瑯邪人、賣藥東海邊、時人皆言千歲也。(孝武本紀)　彭寅翁本は「案列仙傳云」以下の注を闕いている。

4212

集解　晉灼曰、遂往之意也（孝武本紀）　彭寅翁本はこの注を闕く。

集解　服虔曰、王家人（孝武本紀）　彭寅翁本はこの注を闕く。

このように彭寅翁本では注文の刪除が多いが、殊に三注がその内容を同じくしているときにその一を省略する傾向がみられる。又、それらの中には左に掲げる例のごとく、他の注の文と重複することを明記しているものもある。

索隱　漢書亦作侯、鄒誕生本作侯、又按漢書功臣表及蕭何傳皆云、封何孫嘉、疑其人有二名也。（孝景本紀）　彭寅翁本は右の注を闕いているが「索隱註同」の四字がある。この索隱と共にある集解は、全文が殆んど同じで「徐廣曰、漢書亦作侯、鄒誕生本作侯、音矦、又按漢書功臣表……云々」と作っている。

索隱　按三輔黃圖云、東出北第一門曰宣平門、外曰東都門（孝景本紀）　この注も集解とほとんど同文であり、彭寅翁本には「索隱註同」として省略してある。

索隱　氐子、決河名、蘇林曰、在甄城南濮陽北、廣百步、深五丈（孝武本紀）　この注も集解と類似しており、彭寅翁本は「索隱註同」としている。

又、彭寅翁本の注の中には、他本よりもかえって増しているものもある。例えば

「號曰周子南君」（周本紀）　の下の

集解　瓚曰、汲冢古文、謂衞將軍文子爲子南彌牟其後有子南勁朝于魏云々

の上に、「徐廣曰自周」の五字の集解の文がある。これは本書のみである。又

「墮壞城郭」（秦始皇本紀）の下の

正義　夫自類曰壞、音戶怪反

4213

の下に「自類也」の三字がある。これも亦、本書のみである。

この他に、注の一部の文字の異同や出入は処々に散見し得るが、これについては、文字の異同の條に前述している故に、ここには省略する。

(D)　現存する彭寅翁本について

本書の現存するものは極めて少なく、中国においては史記書録によれば、本紀は周本紀、秦本紀、秦始皇本紀の三巻、表は三代世表、十二諸侯年表、六國年表、秦楚之際月表、惠景間侯者年表、建元以来侯者年表、建元以来王子侯表、漢興以来将相名臣年表の八巻、書は全八巻、世家は宋微子世家、晋世家、楚世家、越王勾踐世家、鄭世家の五巻、列伝は張耳陳余列伝より太史公自序に至る四十二巻、合計六十六巻を残すのみであるという。これらは愛日精廬および鉄琴銅剣楼の旧蔵するところであったが、現在は北京図書館におさめられている。但し、鉄琴銅剣楼書目録には、「元刊殘本史記七十六巻」と言い、四庫簡明目録には「程容伯有安成郡彭寅翁崇道精舎刊本史記正義存七十六巻」といっている。これは夏本紀、殷本紀、田敬仲完世家、孔子世家、曹参世家、曹相國世家、斉悼惠王世家、荊燕世家、楚元王世家、伍子胥列伝、仲尼弟子列伝の十一巻が明人の写本によって補われているので、これをも含めて言っているのであろう。しかしこれでは七十七巻になるから「七十六巻」という記事はやはり誤りである。

翻って我が國には、幸いにも全帙を備えるものを数部存している。これらは宮内庁書陵部、慶応大学図書館、大谷大学図書館、天理大学図書館の所蔵になるもので、刊本として全帙を備えるのみならず、その欄外には古本による書き入れが多数見られ、史記研究上貴重なものである。このうち宮内庁蔵本は、かつて紅葉山文庫に旧蔵せられたいわゆる楓

山本と、狩谷棭斎の旧蔵したいわゆる棭斎本の二部があり、後者は一部分を闕いている。慶応大学図書館蔵本は伊佐早謙に旧蔵せられ、天理大学図書館蔵本は嵯峨館に旧蔵せられたものである。又、宮内庁書陵部には、三條西実隆によって永正年間に筆写されたいわゆる三條本があり、建仁寺両足院には梅仙和尚の自筆本がある。史記書録には「其楓山、三條鈔本與銅活字本三種俱據彭本鈔印」といっているが、楓山本を写本と考えているのは勿論賀次君の誤解である。ここに言うところの三種の銅活字本とは慶長古活字本を指しているのであつて、これについては後節に別記する。なお、個々の影写翁本に関しては、本論文の第二章史記古板本標記、第一節史記古板本標記資料に詳述した。

(三) 史記集解索隠正義一百三十巻　慶長古活字本

(A) 本邦における古活字印刷

わが国印刷術の発生は、遠く奈良朝に遡ることが出来るが、それはすべて仏教文化に依存するものであった。元来、中国における印刷文化も、まず仏教文化にその初期の発達をとげたのであって、宋代に至ってはじめて、各方面の典籍の官刻本がさかんにあらわれたのである。わが国において、仏教以外の書籍、すなわち所謂外典が印刷せられるようになったのは、鎌倉末期に至ってからである。この頃は、わが国と中国の間に商船の来往も頻繁になるに従い、かの地の刻工の来住する者も出てきて、大いにわが国印刷術の発達を促した。一方、鎌倉京都にいわゆる五山が創始せられて学僧が輩出するに従い、禅家は当代の武家階級と密接な関係を有するに至り、やがては武家の師表として、その教授用に必要とする若干の外典をも開板するようになったのである。この様にして詩文集等の開板がおこなわれたものの、それ

4215

さえも仏教の庇護のもとにあった。この時代のものは、いずれも一枚板に雕刻したいわゆる整板であったので、一種類の書籍の開板に実に多くの費用を要した。

しかるに、豊臣秀吉の朝鮮の役の出兵は、高麗朝以来かの地に異常な発達を示していた活字印刷術を輸入する機縁となった。この新式の簡便な印刷術が、従来の印刷術の経済的難点を解決することになったため、わが国の印刷術は初めて仏教文化から独立して、急激な発達をとげた。そしてこれまで従属的地位におかれていた外典の開板事業は、僅か数十年間に急速な進展をなしとげた。殊に漢籍の翻刻は為政者の奨励をも受け、隆盛の気運を示したが、その内容は先行本の翻刻を主とする傾向を有していた。

なお、この活字印刷は、朝鮮では銅活字を使用したが、わが国のものは大半が木活字を用いておる。当時、この木活字印刷術は一世を風靡し、慶長元和年間には整板印刷はきわめて少なかったが、やがて出版事業が更に発展安定するに及び、却って活字印刷を不便とするようになった。故に寛永末年以後活字印刷は著しく減少して、再び整板印刷の時代に入るのである。我が国の古活字印刷本が特に慶長古活字本と称せられる所以である。

(B)　古活字本史記

古活字本史記には八行有界本・八行無界本・九行無界本の三種類がある。

(1)　八行有界本

本書は有界にて、毎半葉八行、行十七字、但し年表だけは毎半葉九行、行十七字である。

成簣堂文庫旧蔵、主婦の友社お茶の水図書館蔵本には

4216

慶長十一丁未秋八月以東福善惠軒之本新加朱墨倭點者也

の識語があるところよりみれば、本書が慶長十一年以前に刊行せられたものであることは確かである。本書は前記のお茶の水図書館や内閣文庫などに所蔵されており、その中には原装を止めているものも少なくない。例えば蓬左文庫所蔵本は雲母模様の原表紙を存しているが、その題簽の文字は書風が光悦風であって、これが本書が嵯峨本と称せられるゆえんでもある。

もそも嵯峨本なる名称は、既に室町時代に行なわれていたが、それは洛北の諸禅寺、殊に天竜寺開板のものを指していた。降って江戸時代になると、平仮名交り印本中のある一種をさして嵯峨本と称するようになった。それはこれら開板関係者が本阿弥光悦・吉田素庵等と推定されるので、その居住地によって名づけたのである。又、光悦本とも称うるのはこれらの板本の装潢や書風の特色に基づいて、その中心人物たる光悦の名を冠したのである。以上のことからみれば、嵯峨本と称せられるものは国書のはずである。しかし、その装潢に美術的加工が十分に行なわれ、厚様又は薄様の料紙に雲母模様を摺つたものや、雲母模様はないものの色変りの料紙を用いているものは、国書以外にも嵯峨本の称を冠している。古活字本史記の八行有界本もそれであって、雲母模様の料紙を表紙となし、題簽の文字が光悦風に類するが故に、かく称せられるのである。本書は前述の識語によって明らかなごとく、慶長十一年以前に刊行されたものであるから、いわゆる嵯峨本が慶長後半期に刊行され、慶長十三年刊の伊勢物語より遡り得る確証がない点を考慮すれば、本書が厳密な意味における嵯峨本と称し得るか否かには、勿論疑問が存するのである。

しかし本書が嵯峨本関係者と無関係ではないらしいことを暗示する資料も存する。まず第一の資料として挙げ得るものは、「鷲峰林学士文集」巻九十八に「書授島周史記後」と題する左の文である。

余家藏遷史數部、其中吉田氏所刊嵯峨板大本有訓点未遑加朱……云々

吉田氏とは吉田（角倉）素庵のことである。本書が吉田素庵によって刊行されたということが、もしも真実であるならば、本書の表紙がいわゆる光悦本の装潢を有するという事実は、この頃すでに光悦が刊行事業に参与していたということになるであろう。すなわち、光悦が積極的に刊行事業に参与するのは慶長十四年からであるが、それ以前にも素庵の仕事を手伝っていたことになる。しかし、角倉素庵が果して史記を出版したか否かに関しても若干の疑問が残っていないわけではない。

例えば静嘉堂文庫所蔵本には「古活字版史記の研究」と題して左の書き入れがある。

角倉素庵カ史記ヲ出版シタルヤ否ヤ其事実ヲ知ラント欲シ極力調査シタレ共確証ヲ得ス、旧書ニ散見スル記事ハ反テ其存在ヲ疑ハシムルノ資料トナレリ、鷲峰林学士文集ニ載セタル嵯峨本ノ史記ニ関スル記事ハ寛文六年ニ起草セシモノナリトノコトナルモ「訓点アル史記」ヲ嵯峨本ノ史記ナリト稱ス、然ルニ世人カ一般ニ嵯峨本ノ史記ト唱フルモノハ活字版ニシテ、八行十七字本ナリ、予ガ存在ヲ疑フモ是等ノ事実ニ依ルナリ、此頃古活字版史記ノ零本ヲ蒐之ヲ研究セシニ版式ノ異ナルモノ五種アリ、即チ㈠八行十七字本㈡九行十七字本㈢九行十七字本若クハ十八字本㈣九行十七字本㈤八行十七字無罫本是ナリ、而シテ全部完全ニ現存スル物ハ第四ノ九行十七字有罫本ナリ、又最モ稀ナルハ第五ノ八行十七字無罫本ナリトス、而シテ第一第二第三ノ三種ハ其表紙皆同一ニシテ裏張ノ反古紙ニ慶長活字ノ節用集ヲ用ヒタルモノナリ、此三種ハ周辺ノ輪廓同大ニシテ字体摺亦同ジ恐クハ同一本ナルベシ、之ヲ嵯峨本ノ史記ナリト唱フル者アリ。

ここに五種の古活字本というものの中で、前の三種が、すなわち八行有罫本の零本であろう。この書き入れの筆者は、前記の鷲峰の文に「訓点アル史記」とあるのに拘泥しているようであるが、「有訓点未遑加朱」とは、古活字印刷本に

調点を施したとの意味にとって、何ら支障がない。且つ、書き入れの文中に「寛文六年ニ起草セシモノナリトノコト」とあるのは明らかに誤りで、鷲峰文集には「戊申八月朔」とあって、これは寛文八年に相当する。

これらの事実よりみるに、この書き入ればさして信頼すべき内容を有するものとも考えられない。一方、鷲峰の文章が執筆せられた寛文八年（一六六八）は鷲峰五十二才の年で、八行有界本の刊行は慶長十一年（一六〇六）以前であるから、この間凡そ六十年の隔たりがあるとは言うものの、羅山・鷲峰（春斎）二代続いた当時の碩学の論は信ずるに足るものとみるべきであろう。因みに、慶長十一年には羅山はすでに二十才台に達していたことを附記しておく。

本書を嵯峨本とみなす第二の資料として挙げ得るのは、本書の表紙の裏張りである。内閣文庫や静嘉堂文庫所蔵本の裏張りから、平仮名交りの古活字本の謡本や舞の本などが見出されたのである。この事実も亦、本書が仮名交りの活字印本と同一関係者の手になったことを推定させるものである。

なお、本書に用いたところの木活字は、慶長十四年、木室新七によって刊行された古文真宝後集、及び春秋経伝集解にも流用されている。

本書の現存するものの主なるものを挙げれば、左のごとくである。

1　内閣文庫蔵本

朱表紙の原装で原題簽がついている。菅得庵が林道春（羅山）の本を以て朱墨点を加えている。慶長十二年の識語がある。淺草文庫旧蔵。古本の書き入れがある。

2　東北大学蔵本

改装してある。狩野亨吉旧蔵。古本の書き入れがある。

4219

3　大東急記念文庫蔵本

森立之旧蔵。書き入れがある。一冊目を欠除し、他本の八行無界本のはなれをもつて補っている。

4　東洋文庫蔵本

二本あり、一本は原題簽つきで五十冊、他方は改装されていて四十冊になっている。後者には多数の古本の書き入れがある。

5　主婦の友社お茶の水図書館蔵本

九巻四冊の零本であるが、前述の慶長十一年の識語を存する。成簣堂文庫旧蔵。古本の書き入れがある。

6　天理大學蔵本

黄表紙五十冊、尾陽文庫旧蔵、書き入れがある。

7　蓬左文庫蔵本

雲母摺の原表紙を存する。

8　静嘉堂文庫蔵本

零本二冊である。

書き入れを有するものについては第二章第一節、史記古板本標記資料の項に詳述した。本書は右掲のものの他にも、京都府立図書館、大阪府立図書館等各所に所蔵せられている。

(2)　八行無界本

4220

本書は無界にて、毎半葉八行、行十七字である。ただし年表のみは、有界にて毎半葉九行、行十七字に作ってあるのは、有界八行本に倣ったのであろう。活字の様式なども有界本に類似しているが、この方が小型である。本書の或るものは、表紙の題簽が前項に記述したところの八行有界本と同じであるので、これは有界本のものを襲用したものであろうと考えられる。行款植字の類似ともあわせ考え、本書と有界本との関係の密接なことをみることができる。刊行年次は慶長元和年間と推定し得るのみで、詳細はわからない。

本書の現存するものを例示すれば左のごとくである。

1 内閣文庫蔵本

二冊十三巻、和學講談所旧蔵。古本の書き入れが多い。

2 主婦の友社お茶の水図書館蔵本

二十九冊、成簣堂文庫旧蔵。書き入れが多い。

3 天理大学蔵本

五十冊、ただし巻二十五、二十六、三十八、四十三、六十一、六十二の計六巻は、八尾評林本によって補写したものである。高木文庫旧蔵。古本の書き入れが多い。

4 東洋文庫蔵本

五十冊、丹表紙の原装を存する。

(3) 九行無界本

4221

本書は無界にて、毎半葉九行、行十七字、年表も同じく九行、行十七字である。その現存するものを例示する。

1　東北大学蔵本

十三冊、狩野亨吉旧蔵。古本の書き入れがある。

2　東京大学蔵本

二部あり、一部は五十冊であるが、史記評林による補写を含んでいる。青州文庫旧蔵本である。他の一部は秦本紀一冊で榊原家に旧蔵されていたものである。共に古本の書き入れがある。

3　東洋文庫蔵本

丹表紙原装で五十冊、書き入れがある。本書の刊行年次も慶長元和年間ということが推定されるだけである。史記のごとき大部の書籍が、短期間に三度まで上梓せられたことによっても、史記がその当時、如何に広く読まれたかを知ることが出来る。

(4)　文字の異同よりみた古活字本史記

古活字本を他本と校合してみると、最も顕著な特色は、朝鮮刊本との一致点の多いことである。古活字本の刊行は、朝鮮の役が刺戟となって行われたことを考え合せるならば、これは当然予想される傾向である。そして、朝鮮刊本は彭寅翁本と系統を同じくしているのであるから、彭寅翁本・朝鮮刊本と本書が一致する例は随所に多数見出すことができる。左にその数例を挙げる。

「金木輪環」(三皇本紀)　彭寅翁本・朝鮮刊本・古活字本はともに「環」の字を「還」に作る。

4222

「諸侯悉至」(周本紀)　彭寅翁本・朝鮮刊本・古活字本の三本ともに「悉」の字を「即」に作る。

「醫入見」(高祖本紀)　三本ともに「醫」の字の上に「者」の字がある。

「高帝八男」(高祖本紀)　三本ともに「帝」の字を「祖」に作り、伊佐早謙旧蔵彭寅翁本・東洋文庫蔵八行有界古活字本・博士家史記異字引くところの中韓本には「帝」と校記している。

「以客禮禮之」(孝武本紀)　三本ともに下の「禮」の字を「待」に作る。

「文成言曰」(孝武本紀)　三本ともに「文成言」の三字を「少翁曰」の三字に作る。

右のごとく、三本が一致するのみならず、その他の諸本中のあるものも亦、これと一致する例が多い。例えば、

「諸侯益亦不至」(周本紀)　高山寺所蔵の古鈔本及び彭寅翁本・朝鮮刊本・古活字本の三本はみな「亦」の字がない。

「以太后制天下事也」(呂后本紀)　慶元本・及び彭寅翁本・朝鮮刊本・古活字本は「制」の字を「稱」に作り、伊佐早謙旧蔵の彭寅翁本には「制」の校記がある。

「上帝神明弗歆享」(孝文本紀)　彭寅翁本・朝鮮刊本・古活字本の三本及び瀧川本はこれと同じであるが、他の各本は「弗」の字を「未」に作っている。

しかし、彭寅翁本と朝鮮刊本とが、常に一致するとは限らない。この様な場合に、古活字本はある時は彭寅翁本と一致し、ある時は朝鮮刊本と一致する。例えば、左に掲げるものは、前者に属する例である。

正　義　故蒲坂城(五帝本紀)　彭寅翁本・古活字本はともに「坂」の字を「板」に作り、梭斎旧蔵及び梅仙自筆の彭寅翁本には「坂」の校記がある。

正　義　如人家鼠而短尾(夏本紀)　彭寅翁本・古活字本には「而」の字がなく、「短尾」の二字は互倒している。

「王自至於東郊」(殷本紀)　彭寅翁本と古活字本は「自」の字がない。

正　義　崇國盍在豐鎬之間、詩云既伐于崇、作邑于豐、是國之地也。(周本紀)　彭寅翁本・古活字本は「間」の字の下に「也」の字がある。又、「詩云既伐于崇、作邑于豐、是國之地也」の十五字がない。

この種の例において、彭寅翁本と系統を同じうする他本が、この異同に一致する例も頗々とみられる。

索　隱　亦以其母呑乙子而生(五帝本紀)　彭寅翁本・南監本・評林本・武英殿本・古活字本は「乙」の字を「鳦」に作っている。

索　隱　一物謂藝氏之美女也(周本紀)　英房史記鈔・彭寅翁本・古活字本は「謂」の字の下に「有」の字がある。

「吾以布衣提三尺劍取天下」(高祖本紀)　慶元本・彭寅翁本・評林本・古活字本は「提」の字を「持」に作り、伊佐早謙旧蔵彭寅翁本には「提」と校記する。

索　隱　燕王通也(呂后本紀)　慶元本・彭寅翁本・古活字本は「燕」の字を「趙」に作り、伊佐早謙旧蔵彭寅翁本・高木家旧蔵古活字本には「燕」の校記がある。

これらの例とは逆に、彭寅翁本と朝鮮刊本とが一致せぬ場合に、朝鮮刊本と古活字本とが一致することもある。次はその例である。

集　解　鄒食其音歷異基(高祖本紀)　朝鮮刊本・古活字本は「基」の字を「箕」に作っている。彭寅翁本はこの字を「箕」に作っている。

以上の諸例より推測するに、古活字本の底本は直接的には朝鮮刊本であり、間接的には彭寅翁本などの板本、すなわち朝鮮刊本と系統を同じくする板本であるといえよう。

4224

勿論、系統を同じくし、或いは底本と目されるものといえども、常にそれと一致するとは限らない。古活字本は活字印刷であるがために、かえって誤字も多く、多くの誤りを指摘することができる。左に古活字本のみが誤っているものを例示する。

「堯知子丹朱之不肖、不足授天下」(五帝本紀)　古活字本は「知」の字を「如」に作り、「授」の字を「援」に作る。高木家旧蔵の古活字本は「知」及び「授」の校記がある。

「乃出」(周本紀)　古活字本は「乃」の字を「及」に作り、高木家旧蔵古活字本には「乃」の校記がある。

「鄭與虢君伐殺王顚」(周紀)　古活字本は「與」の字を「興」に誤る。

「書諱曰天王狩于河陽」(周本紀)　古活字本は「諱」の字を「韓」に作り、高木家旧蔵古活字本は「諱」と校記する。

「所謂周公葬我畢」(周本紀)　古活字本は「謂」の字を「諸」に作る。

「更命鄙邑曰新豐」(高祖本紀)　古活字本は「新」の字を「所」に作り、高木家旧蔵古活字本は「新」と校記する。

「令誰代之」(高祖本紀)　古活字本は「令誰」の二字を互倒する。

「秉德以陪朕」(孝文本紀)　古活字本は「陪」の字を「掊」に作り、高木家旧蔵古活字本は「陪」と校記する。

この様に、文字の出入異同よりみると、古活字本は多くの誤りをおかしているのであるが、稀には底本たる朝鮮刊本、或いは彭寅翁本の誤りを訂正しているものをも、見出し得るのである。これは古活字本の開板に際し、いくつかの板本をもつて参校したことを意味するのであろう。左に、彭寅翁本・朝鮮刊本との何れとも一致しないものを例示する。

正　義　合三百三十三縣二兩也(周本紀)　彭寅翁本と朝鮮刊本は「三十三」を「三十」に作る。

「襄王乃賜晉文公珪瞽弓矢爲伯」(周本紀)　英房史記鈔・彭寅翁本・朝鮮刊本は「晉」の字がない。

4225

正　義　在平津大河之南也（周本紀）　彭寅翁本・朝鮮刊本は「津」の字を「江」に作る。

正　義　自灑躍八梓宮（秦祖本紀）　慶元本・彭寅翁本・武英殿本・朝鮮刊本は「灑」の字を「洒」に作る。

正　義　盖無取焉（秦祖本紀）　彭寅翁本・評林本・朝鮮刊本は「取」の字を「及」に作る。

勿論、これらの中には必ずしも古活字本のそれを是と断定しがたいものもあるが、とにかく古活字本がいくつかの板本を参校したことを証明するものであるといえよう。

(四)　史記評林本一百三十巻　明呉興凌稚隆校萬曆四年刊本

(A)　史記評林の概観

(1)　本書の特色

史記の文章を、批評あるいは解説する注釈的研究は、明代に最も盛んで、嘉靖年間には楊慎・李元陽の輯校になる「史記題評」が刊行された。これは正文・三家の旧注に、初めて評論を並刻したもので、史記評林も亦これにならったのである。明代の、史記の評釈を目的とした板本の多くは抄録本で、出色の文字のみを選び刻し、注も刪節が多い。正徳十三年建寧官刊本の張文麟の序にも「近時刻史記者篇章錯亂、字句差訛、甚且妄議古典、黜孔子世家爲列傳。」ということく、評論を重んずるあまり、正文の旧態をそこなうものが多かったのである。この中にあって、史記評林は、正文は言うまでもなく三注も旧のまゝに刻している。[1]　且つ、文字の校勘においても、比較的精確で相当の効果をおさめてい

4226

るので(B)「文字の出入異同より見た史記評林」の項参照)三注合刻本としても見るべきものがあるということができる。これが本書の特色の第一である。

一方、評論書としての立場より本書をみると、凌稚隆の識語にも、はじめに、

隆自弱冠讀先大夫史記抄、且且夕焉而悵其未備也。嘗博蒐群籍、凡發明馬史者、輒標識於別類、積草青箱、非一日矣。

といっているように、本書の目的がやはり評論にあることは明らかである。事実本書は、評林姓氏に名を連ねる多くの論者の説をはじめ、百氏の書の説を網羅して引用しており、諸家の評論はここにほぼ備った観がある。(C)「注釈本としての史記評林」の項参照)これが本書の特色の第二である。しかし凌稚隆の輯注の態度は、多きをもって貴しとなし、いたずらに雑説を多く引いてその是非についての留意を欠く憾みがある。ここにも本書の後世に及ぼす功罪の一つがあるといえよう。

(2) 板本の種類

万暦四年凌稚隆の輯校によって刊行された史記評林に、温陵の李光縉が注を増補したものが、いわゆる「増補史記評林」である。故に明板の評林本としては、「凌稚隆輯校本」と「李光縉増補本」との二種がある。殊に後者は広く世に行なわれ、我が国において刊行された史記評林もすべてこれによっている。ちなみに、和刻史記評林の板本について概説すると、明板を踏襲した八尾初刻本、並びにこれの再刻本・三刻本がある。更に八尾再刻本の刊行とほとんど同時期に、紅屋板の初刻本が刊行された。紅屋板も亦再刻本を出している。江戸時代にはこの二系統の板本を見るのみであるが、明治に至つては、鶏牧僑菜館・修道館・鳳文館等より続々と刊行された。このことについては、項をあらためて後に詳述する。

4227

(3) 本書の、後世に及ぼした影響、及び本書に対する評価

史記評林の特色の第一として前述したごとく、本書は評釈書でありながら、三注合刻本の体裁をとつており、このことは明代末期の史記の研究に大きな影響を及ぼしている。例えば、天啓五年刊「鍾伯敬輯評本」、崇禎元年刊「陳仁錫評本」、崇禎十三年刊「鄒德沛本」、崇禎年間刊「錢塘・朱東觀輯校本」はみな、評林本のこの体裁にならつたものである。これについては、次節において個々の書について詳説する。

また、評論の面における本書の影響も極めて大きい。前にも述べたごとく、評林本に輯められた評論の量は極めて多く、諸家の評論はほぼ備つていると言える。従つて後世の評釈諸刻はおおむねここに材をとつており、新たに自評を加えているものも特に新しい境地を開いているといえるものは少ない。むしろいたずらに俗に流れており見るべきものが少ない。

かくのごとく、凌稚隆の史記評林が後世に及ぼす影響は非常に大きいが、本書に対する後世の評価はいかなるものであつたであろうか。

清代の学者は、本書が明代の評論の旧習の枠を脱していない故をもつて、これを軽視している。又我が国においても近藤正斎が、「正斎書籍考」巻三に

明末評林本出ニ及ンデ、古本ノ壊亂極ト云フベシ。此際古本少トセズ、然ルニ今行本徒ニ評林本ヲ加點翻刻スルノミ。世ノ安者何ゾ古ニ稽ヘズシテ、徒ニ簡捷ニ趨ルヤ、譏滴ノ槩慨歎スベシ。

と言っている。正斎は他でも評林本の流布することを歎いている。しかし、銭泰吉は「校史記雑識」において評林本を評して、明板中三注合刻本の善本は、震沢の「王延喆本」と南田の「柯維熊本」であり、呉興の「凌稚隆刻　評林本」は蔵書家はあまりほめないが、乾隆四年の殿板と校勘してみると、明の監本よりは勝っている所が多い。といっている。これによっても、中国においても評林本の評判の芳しくなかったことがわかる。しかしさすがに、銭泰吉は逐一校勘の結果、監本よりは勝ることを指摘しているのである。又、清の周中孚も「鄭堂読書記」巻十五において、

余因取柯校本互相核對、卻無刊落之處、而柯本之脫文誤字、此本倶添入改正。然則就正文及注而論、較之柯本、殊爲勝之、而其齟評之得當與否、儘可存而不論。

といっている。

注1　史記題評には索隠述賛がない。

(B)　文字の出入異同より見た史記評林

我々は、史記評林を「史記の注釈書」として扱うことに慣れて、凌稚隆が本文の校訂に払った努力の大いなることを、見過しがちである。しかるに、史記評林をテキスト・クリティックの観点に立って、同時代に刊行された諸刊本と比較検討する時、意外に高い信頼度を示すことに驚かされる。

凌稚隆が凡例に

史記刻本自宋元迄今不下數十家、但近時見行者、柂本無索隠述賛、白鹿本無正義、陝西本缺封禅河渠平準三書、惟金臺汪本蒲田柯氏所校頗少差譌、玆刻以宋本與汪本字字詳對、聞有不合者又以他善本參之反覆讐校云云

4229

と言っていることく、本書は、この時代に刊行された三注合刻本中では、善本と称するに足るところの明嘉靖四年（一五二五）南田柯維熊校「金臺汪諒刊本」を底本として、宋本を参校したのである。しかしてこの「柯維熊本」は、明嘉靖四年刊「震沢王延喆本」・同十三年刊「秦藩本」とともに、三注合刻本の白眉ともいうべき南宋の「黄善夫本」（慶元本）の系統に属するものである。故に史記評林は、文字の異同の面より観るならば、慶元本の系列に属するものと言うことが出来る。しかし、柯維熊本は基本的には慶元本の系統にあるとはいうものの、字々詳対すれば多くの異同を挙げることが出来るのであって、凌稚隆はこれを底本としつつ、他の善本、特に宋本を併せ用いて校訂したのである。この校勘に用いた数種の板本の文字が相い抵牾して、決することの出来ない場合には、本文の傍に小字をもつて注記した。この本文中の傍注に関しては、次の項の「注釈本としての史記評林」の傍注の条に、例を挙げて説明する。事実、本書より一年前に刊行し、すこぶる時流に投じて広く行なわれた南京国子監祭酒　余有丁の三注合刻本の、校勘の不備と刪節のはなはだしい状態を、評林本と比較するならば、まさに雲泥の差を感じさせるだけのものがある。以下数条の例を示して、評林本の文字の異同につき考察を試みる。

(1) 慶元本・柯維熊本と一致するもの

評林本と、底本に用いた柯維熊本との文字が一致するのは当然のことである。又慶元本は元来柯維熊本の底本に用いられている上に、更に評林本の校訂に用いられたのであるから、慶元本・柯維熊本・評林本の三者が一致することは、当然の結果であり、事実その例は枚挙にいとまがない。ここにはその一部を挙げてみよう。

索隠　劉向撰爲三十三篇（集解序）　慶元本・中統本・柯維熊本・秦藩本・評林本は「三十三」を「三十」に作る。

4230

集解　離在魯昭公八年。（吳太伯世家）　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・評林本・武英殿本はこの注七字を脱す。正義との重複を避けたのであろう。

集解　管仲曰、衛公子開方去、其千乘之太子、而臣事君也。（齊太公世家）　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・評林本は、この集解を誤って正義の説としている。

「乃告于秦曰」（楚世家）　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・評林本は「秦」を「齊」に誤り、南化本・楓山本は「秦」と校記する。

「悉五千人屬戰」（越王句踐世家）　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・評林本は「悉」の字を脱し、南化本は校補している。

「於是秦昭王悟」（穰侯列傳）　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・評林本は「昭」の字を脱し、南化本・楓山本・梭斎本・梅仙本はこれを校補している。

「魏公子列傳第十七」　慶元本・彭寅翁本・評林本・武英殿本は「魏公子」の三字を「信陵君」に作る。張文虎はこれについて、札記に「合刻本作信陵君列傳、疑本正義」と言っている。

(2) 柯維熊本とのみ一致するもの

本書が他の板本とは異り、ただ柯維熊本とのみ一致する場合がある。この例も亦相当に多く、その大部分は柯維熊本の誤りを踏襲した結果である。例えば

正義　又音頻移反（集解序）　王延喆本・柯維熊本・評林本は「移」を「異」に作る。張文虎の札記に「柯凌作頻異反、

4231

誤」とある。

正義　犯前請卒戍周（周本紀）　柯維熊本・評林本は「戍」を「伐」に作る。

正義　鄧邓二城竝在襄州。（秦本紀）　柯維熊本・評林本にはこの注がない。

索隱　吳地記曰、仲雍冢在吳鄉常熟縣西海虞山上與言偃冢竝列。（吳太伯世家）　柯維熊本・評林本はこの注二十四字を脱している。

「乃曜其目。」（刺客列傳）　柯維熊本・評林本は「曜」を「矐」に作る。

又、これらの異同の中には、必ずしも柯維熊本及び評林本の誤りとは断定し難いものもあるので、それを例示する。

索隱　固撰漢書（秦楚解序）　王延喆本・柯維熊本・評林本は「撰」を「作」に作る。

索隱　上起周穆王（秦楚解序）　王延喆本・柯維熊本・評林本は、この五字を「上起于周之穆王」の七字に作る。

「鉏麑退歎曰」（晉世家）　柯維熊本・評林本は、「退」の字がない。尚、評林本には「一本麑下有退字」の傍注がある。

多くの異同の中には、柯維熊本が他本の誤りを正し、評林本がそれを襲つているものもある。例えば、

正義　塢之父爲娟、婿之父爲婿、婿之父母塢之父母相謂爲姻娟、兩塢相謂爲婭（楚世家）　柯維熊本・評林本はこれと同じであるが、慶元本・彭寅翁本はこの注二十九字を、「妻父曰十年、父曰姻、重姻曰壬、兩婿相謂曰婭」の十八字に作つている。札記には、「王本此注譌脱、今依柯校」という。

(3) 柯維熊本とは異なり、慶元本と一致するもの

前項までの例とは反対に、評林本がその底本たる柯維熊本以外の板本に従う場合もある。先ずここには慶元本と柯維

4232

熊本が一致をみず、しかも評林本は慶元本に従っている例を挙げてみよう。

「成公元年冬」(陳杞世家)　王延喆本・柯維熊本は「元」を「九」に誤っているが、評林本は慶元本と同じく、「元」に作っている。

「立靈爲太子」(陳杞世家)　柯維熊本は「立」の字を「亡」に誤っているが、評林本は慶元本と同様に「立」に作っている。

「秦使張儀與楚齊魏相會盟醫桑」(楚世家)　柯維熊本は「盟」の字を脱するが、評林本には慶元本と同じく「盟」の字がある。

「楚下宜敢取儀」(楚世家)　柯維熊本は「儀」を「秦」に誤っている。評林本は慶元本と同じく「儀」に作る。

「負海内而處」(楚世家)　柯維熊本は「而處」の二字を脱す。評林本は慶元本に従う。

「諡楚之名」(楚世家)　柯維熊本は「楚」を「子」に誤る。評林本は慶元本と同じく「楚」に作る。

(4)　慶元本・柯維熊本と一致せず、しかも評林本の方が優れているもの

「異音微義」(索隱序)　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・秦藩本・武英殿本・詳節本みな「音」を「旨」に作るが、評林本は「音」に作る。殿本考証にも「旨監本訛作音今改正」と言っている。

「衆皆言於堯曰」(五帝本紀)　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・秦藩本・嶽岐本は「言」の字を脱し、南化本・楓山本・楡斎本・三條本・伊佐早謙旧藏本二種・成簣堂文庫旧藏本・高木家旧藏本・和學講談所旧藏本・中彭本・中韓本は「言」の字を校補する。評林本には「言」の字がある。

「還過陳」(陳杞世家)　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本はみな「還」を「遠」に作る。評林本は南化本・楓山本・

4233

三条本の校記と同様に、「遝」に作っている。

「或欲遝」(鄭世家)　慶元本・彭寅翁本・游明本・王延喆本・柯維熊本みな「欲」を「從」に誤り、南化本・楓山本・三條本は「欲」と校記する。評林本は「欲」に作る。

正義　有函谷蒲津龍門合河等關(蘇秦列傳)　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本は「函」を「幽」に誤る。評林本は「函」に作る。

正義　盾目關東謂之鼸(蘇秦列傳)　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本は「鼸」を「鼽」に譌す。評林本は「鼸」に作る。

「亦嘗有以夫卞莊子刺虎聞於王者乎」(張儀列傳)　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本は「卞」を「辨」に作り、南化本・楓山本・梭斎本・三條本・高木本は「卞」と校記する。評林本も「卞」に作る。

「立須之」(張儀列傳)　耿秉本・慶元本・彭寅翁本・中統本・游明本・王延喆本・柯維熊本みな「須」を「頃」に作り、南化本は「須」と校記する。評林本も「須」に作る。

正義　一日山陵崩(匈不奴列傳)　慶元本・彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本・武英殿本は「崩」の字なく、南化本・梭斎本これを校補する。評林本には「崩」の字がある。

右に挙げた諸例と同類の性格のものであるが、評林本が慶元本・柯維熊本はいうまでもなく、それ以外の板本とも一致せず、しかも後世出版された武英殿本、又は金陵書局本と一致する場合も、往々見られるので、その一部を例示する。先ず武英殿本とのみ一致するものとしては、

「弟無行」(齊太公世家)　評林本・武英殿本は「弟」を「第」に作る。

索隱　凡將邪茅作祭也(魯周公世家)　評林本・武英殿本は「凡」を「樊」に作る。

索隱　非也(晉世家)　評林本・武英殿本は「非」の上に「殆」の字がある。

同様にして、金陵本と一致する例は、

正義　案陽周隋改爲羅川(五帝本紀)　評林本・金陵本はこれと同じであるが、他の諸本は「羅」の字を「罷」に作っている。

正義　城外有舜宅及二妃壇(五帝本紀)　評林本・金陵本はこれに同じであるが、他の諸本は「及」を「入」に誤り作り、東洋文庫所蔵古活字本(八行有界)には「及」の校記がある。

正義　城北有歷山(五帝本紀)　評林本・金陵本はこれと同じであるが、他の諸本は「城」の字を重ねる。

「濬溟其道」(夏本紀)　評林本・金陵本はこれと同じであるが、他の諸本は「其」を「既」に作る。

又、評林本・武英殿本・金陵本の三本のみが一致するものもある。

正義　言己長忌有利口讒說三人(五帝本紀)　評林本・武英殿本・金陵本はこれに同じ、他の諸本は「己」の字がない。

(5)　評林本のみ誤るもの

前項までには、評林本の文字の校訂が、よい結果を生んでいる場合に重点をおいて述べてきたが、しかし全般的にみて評林本の文字は誤字・譌脱が多く、且つその多くが評林本のみが単独に誤りを犯しているのである。すなわち、評林本を文字の異同の面よりみると、凌稚隆の校訂に対する熱意と態度は可とすべく、その効果も或る程度は挙げられているということが出来るものの、一方では誤刻が多いために、評林本の価値は非常に低められた。この誤りは、そのまま我が国の八尾初刻本にも受け継がれている。

正義　笄頭山、一名崆峒山(五帝本紀)　評林本のみが、「頭」を「頂」に誤る。

4235

正義　至于衡雍（周本紀）　評林本は「衡」を「衝」に誤り作る。
正義　割其血以塗足（高祖本紀）　評林本のみ「足」を「是」に誤り作る。
正義　在滄州長蘆縣東北十七里（燕召公世家）　評林本のみ「滄」を「倉」に誤る。
索隱　下失節（管蔡世家）　評林本のみ「失」を「夫」に誤る。
「孫文子子數侍公飲（衛康叔世家）　評林本のみ「侍」を「待」に誤る。
正義　然三家分晉（蘇秦列傳）　評林本のみ「三」を「二」に誤る。
正義　齊從貝州過河而西（蘇秦列傳）　評林本のみ「貝」の字がない。

(C) 注釋本としての史記評林

評論を好む氣風の風靡した明代の史記刻本は、評論に重点をおいたものが多く、史記評林も亦諸家の注を集めることを目的としている。唯本書が明代のそれらの刻本と異なるところは、史記正文はもとより三家の注をも旧によつて刻している点にある。正文及び三注の文字の異同に関しては前述したので、ここでは評論の面より、若干の考察を試みたいと思う。

史記評林刊行の第一目的ともいうべき正文の評論は、その内容及び記載形式によつて分類すれば左の四種になる。

1　巻首の序に記載された評論並びに評論資料
2　各巻の首尾に、本文と並刻した注
3　上欄の注

4236

4 本文の行間にある傍注

以下、各項ごとに説明する。

(1) 巻首の序に記載された評論、並びに評論資料

これに屬するのは三皇五帝・夏・商・周・秦・漢世系譜、五帝・夏・商・周・秦・六國・漢國都地圖、評林姓氏、史記評林引用書目、読史総評であり、これらはすべて凌稚隆がはじめて記載したものである。この系譜・地図等は後の諸本——例えば明の万暦年間に錢唐の鐘人傑によって刊行された「史記」、崇禎年間に陳仁錫の刊行による「史記」、陳子竜と徐孚遠の撰になる「史記測議」等も凌稚隆のこれを襲っている。評林姓氏・引用書目には、各巻の上欄に掲げた注や、下欄に本文と並刻した注に引用した評論の論者名及び出典を列挙するが、そのことごとくを挙げてはいない。この評論者名についての後の項に表を掲げて記述する。序の部における評論としてみるべきものは読史総評であって、宋の鄭樵・晁無咎等、明の王維楨・何孟春・凌約言・茅坤等三十三名の史記全般に関する評論を集めて一覧し得るようにしている。その論旨は、呂祖謙・黄震・馬子才等のごとく、太史公の文章の傑出していることを讃えたものが最も多く、殊に鄭樵・葉盛・陳傅良・黄佐等は春秋経・春秋左氏伝に比肩すべきものと言っている。又、司馬遷の文章の魅力が、彼の広地域にわたる旅行体験と、博学とによることを指摘した蘇轍、本紀・世家・列伝の構成の巧みさを言う蘇洵・林駉・王鏊等の説もある。殊に晁無咎は、班固が司馬遷を非難して、「論大道、則先黄老而後六經。序游俠、則退処上而進姦雄。述貨殖、則崇勢利而羞賤貧。」となすのを否定して、「遷特感當世之所失、憤其身之所遭、寓之于書、有所激而爲此言耳。非其心之誠然也。」と言い、班固の説を一々反駁している。秦観・林駉・王鏊等は司馬遷の物の見方、殊に

4237

人間観の幅の広さに言及している。かくのごとく、読史総評は史記全般を論評している点に、宋・明の諸家の史記観を探る好資料と言うことが出来る。

(2) 各巻の首尾に、本文と並刻した注

諸家の評論の中、一篇の大旨を総説するものは、巻の首尾に録する。すなわち集解・索隠・正義の三注に続けて並刻してあるもので、この形式は嘉靖年間に楊慎・李元陽の輯訂になる「史記題評」にならったのである。例えば五帝本紀の巻首に、柯維騏の説を録し、巻尾に呉澄の説を置き、夏本紀・殷本紀・周本紀・秦本紀の巻尾に蘇轍の古史を引き、また秦始皇本紀末における王世貞・孝景本紀末の董份・茅坤の説の引用等がそれである。そのほとんどは巻尾にあつて、巻首に録するものは稀であり、首尾ともに何等の注をも載せていない巻も多い。これらの注は、内容的には巻末の集解や索隠述賛に類似し、それを補足するものである。

(3) 上欄の注

史記評林における評論の大半は上欄に掲げられる。すなわち評論の該当する本文の字句の上部に、注を標記して、本文と注文との対照に便ならしめている。このうち、唐・宋・明代等の諸家の説を引用する場合は、「王世貞曰」・「余有丁曰」のごとくその論者の姓氏を明示する。なお、ここに引用された諸家の姓氏の大半は、本書の序の部の評林姓氏の欄に挙げられているものであり、その出典も亦、序の部の引用書目の項に挙げられている。今一例として本紀における上欄の注の姓氏を、時代別・巻別に示せば次のごとくである。

4238

(イ)　上欄の注に挙げられた評林姓氏と頻出数

（表における数字は、その巻に見える注の数をあらわす。）

| 巻三五 | 漢 | | |

代			明	代	元	代										宋	
王世貞	王九思	王韋	王維楨	吳澄	金履祥	呂祖謙	林之奇	劉攽	劉辰翁	李塗	羅大經	鮑彪	費袞	鄭樵	陳傅良	陳長方
1																
6			3													
1			1		1					1			1			
1			1		2				1							
2			4	2	1	2										
		3	12		1							1				
3			6			1				1						
3			10	1					5	1						1
2	2	1	3			3		1	8							
			4											1		
	1		1			2	1				1				1	
											2					

代													明			
黃份	黃省曾	高儀	康海	敖英	丘濬	歸有光	許相卿	許應元	霍韜	柯維騏	何良俊	何孟春	何大復	夏寅	王鏊	王直
										3	1	2			3	
	1														1	
	2					1	1								8	1
1			1					2		1		1	1		1	
6				1	12					1		4	1		3	
8		1	1			1				1		2		1	2	
5	1		1		1		2		2			1			5	
1						1				1						
3			1						1			1				

4240

(ロ)　上欄の注の内容

1　字句の異同・文の構成に関するもの

○楊愼曰、盤當從尙書作旅。（周本紀）

姓氏	皇帝	三五	夏	殷	周	秦	秦始皇	項羽	高祖	呂后	孝文	孝景	武
明	吳寬						1						
	周洪謨			1	2								
	余祐卿												
	邵經邦		1	1					1				
	邵寶			1	1								
	錢起							1					
	宗臣									1			
	張之象	1		1	2				2				
	陳沂		2	1					1				
	陳鎧				1								
	程一枝				1								
	田汝成							2					
	唐順之	1											
代													

姓氏	皇帝	三五	夏	殷	周	秦	秦始皇	項羽	高祖	呂后	孝文	孝景	武
明	關如霖				1								
	方孝孺						1						
	尤瑛				2								
	楊維楨												
	楊愼	7	4	4	6	2	10	9	5				
	楊循吉	1			3		2		3	1			
	余有丁	3	2	1	1	3	8	1	2	1	3		
	陸深	1											
	李東陽		1										
	李夢陽						1						
	凌約言	1				1	4	6	12	3			
	林希元						4	4					
	林有望				2								
代													

4241

○王維禎曰、犬戎氏一句應上有力。（周本紀）

○王鏊曰、存亡國宜告、此句疑有誤、不可解。（周本紀）

○唐順之曰、此奏宜入李斯傳中。（秦本紀）

○茅坤曰、以下附項羽之慘作秦紀尾。（秦始皇本紀）

2　正文の内容の解説に関するもの

蔡沈曰、此篇嚴廟而溫厚、與湯誓語相表裏眞聖人之言也。泰誓武成一篇之中、似非壹出一人之口、豈獨此篇爲全書乎。（周本紀）

劉辰翁曰、高祖始終得關中之力關中人心所以不忘者、秋毫無犯約法三章之効也。（高祖本紀）

康海曰、此紀逐年敍由亭長而公而王而帝而終作四大鄧鎖綜變化不可提摸。（高祖本紀）

茅坤曰、此奇計與長公主取獻上林之地同。（呂后本紀）

呂祖謙曰、存呂后爲有功臣、存功臣爲有呂后、此高祖深意也。（孝文本紀）

眞德秀曰、文帝過則自歸罪則衆共古帝王用心也。（孝文本紀）

3　文章の批評に関するもの

王世貞曰、大風三言氣笼宇宙千古帝王高帝哉。（高祖本紀）

茅坤曰、此歌可以擬屈宋。（呂后本紀）

王鏊曰、此段文奇。（周本紀）

眞德秀曰、太史公論七國事、以一言斷之曰、以諸侯太盛而錯爲之不以漸也。則其初封建之過制、後之當抑損、而爲之

不善皆見于一言、非後世史筆可及。（孝景本紀）

劉辰翁曰、兩言大破之、又言遂破之、又如破竹。（高祖本紀）

歸有光曰、寫人心事情收拾殆盡。（呂后本紀）

司馬遷は史記執筆に際して、詩・書・左傳・國語・世本・戰國策・呂氏春秋・楚漢春秋等の諸書を引用したが、まま簡約に過ぎて詳細の不明なものもある。かくの如きものは引用書の該当部分の全文を引き、按の字を冠し、一字下げて、全文を掲示する。例えば、

按竹書紀年云、三代之世惟不降實有巫德。（夏本紀）

按吳越春秋云、古公去邠處岐周、居三月成城郭、一年成邑、二年成都、而民五倍其初。（周本紀）

同様に、風俗通・白虎通・越絕書・說苑・新序・論衡等、史記に類する内容を有し、相互に発明するところのあるものも、引用して按の字を冠し標記する。例えば、左の如きものである。

按風俗通云、舜者推也。言其推行道德循堯之緒也。（五帝本紀）

按白虎通云、殷道尚質。故直以生日名子。（殷本紀）

按論衡云、肘力能索鐵伸鉤、撫槃烏柱、言其多力也。（殷本紀）

按風俗通云、俗說狗別賓客善守禦、故着四門以辟盜賊、今人殺曰犬、以血題門戶辟除不祥、取法于此。（秦本紀）

按漢書、三歲下有祖字。（孝文本紀）

以上はすべて諸家の説の引用であるが、この他に諸家の未だ論評せざるもの、又は篇中の綱領・節目等に関する凌稚隆自身の説も亦、按の字を冠して標記している。

4243

按自堯曰、誰可順此事至漫天不可爲一段。（五帝本紀）

按成湯二字疑衍。（夏本紀）

按節節以書名敍。（殷本紀）

按此下俱詳見國語。（周本紀）

按夷三族与上初有三族之罪相呼應。（秦本紀）

按小國十餘謂魯宋邾滕等國。（秦本紀）

按太史公連下宜字計字則諸大臣之愼重代王之讓讓其見之矣。（孝文本紀）

(4) 本文の行間にある傍注

部分的評論のほとんどのものは上欄に掲示するが、内容的に上欄に入れることの出来ないもののみは、正文の傍に小字をもつて注記している。すなわち、文章の主客・分合・根枝等、文の構成に関すること、文字の異同に関すること等がそれである。

(イ) 文の構成に関するもの

1　叙述の照応を明らかにするもの

文の構成に関するものでは、先ず第一に叙事の照応を言うものが多い。例えば「生昌有聖瑞」の正文の傍に、「伏後西伯蓋受命之君案」と注し、一方、「西伯蓋受命之君」の正文には、「應前生昌有聖瑞。」と注をつける（周本紀）。同様にして、呂后本紀における高祖の死に関する条では、「太后哭泣不下」の正文に「伏後哭乃哀案」と注し、張良等の謀で呂氏

を重く遇し、太后の心を安んじてから後の文「丞相酒如辟彊計太后說、其哭酒哀。」には「應前泣不可」と注する。これらと同様に、照応を意味するが、その表現のやや異なる例として「故物賤之徵貴、貴之徵賤。」に対し「此一句即下文貴上極則反越一句。」と注し、二葉後の「貴上極則反賤、賤下極則反貴。」には「此即上賤之徵貴之說。」と注しているものもある(貨殖列傳)。

このように記述の照応を指摘する例は多く、各巻に相当数あるが、その内容が簡単又は総括的で、読者が理解しやすい場合は、次の如く、「伏後」「應前」何れかの注記を省略する。先ず後の注を省略するものは、「請往謂項伯言、沛公不敢背項王也。」(項羽本紀)「富者得勢益彰」(貨殖列伝)に「伏後案」とのみ注してあるような場合で、注記のある部分は、後出の文中、特定一部分にのみ懸るのではなく、相当広い範囲の叙述と照応している。このような場合に「伏後案」とのみ簡単に注して、特に何れの文に対するかを記さないのである。同様にして後の注のみを記す場合もあり、この例は屢見られる。すなわち「山東郡縣少年苦秦吏。」(秦始皇本紀)「初宋義所遇齊使者云々。」「長史欣者故爲櫟陽獄掾。」(項羽本紀)、同じく項羽本紀の鴻門の会で項羽の言葉としての「此沛公左司馬曹無傷言之。」等の文では、「應前」とのみ注して前述の部分の注記を省略しているのである。又項羽の死後、魯が最も後に漢軍に降ったことを述べるに当り、事のはじめを想起して、「始楚懷王初封項籍爲魯公。」(項羽本紀)と述べた文には「大照應」と注している。又「既以此命能和集其民。」(衞康叔世家)には「反應上」とある。以上の例に類似した表現ではあるが、「是少與我俱見苦爲生難。」(越世家)に対する「應前天子治產」の注の場合は、前出の正文を要約して「天子治產」と表現しており、「巨萬者乃與王者同樂。豈所謂素封者邪非也。」(貨殖列傳)に対する「結應前」の注は、前文との照応を明らかにするとともに、この文が巻の結論となっていることに言及している。

4245

以上の例と類を同じくするが、表現の異なる注に「爲後……張本」がある。すなわち「是爲平王。以奉周祀。」（周本紀）に「爲後周既不祀張本」と注し、「寡人欲容車通三川窺周室、死不恨矣。」（秦本紀）に対しては「爲後攻西周張本」と注し、「乃請斬獄掾曹咎書。抵櫟陽獄掾司馬欣。」（項羽本紀）に対しては「後項王信任張本」と注している。

2　文の構成における、主従・展開の関係を明らかにするもの

叙述の前後関係を説明するものには、このほかに、「根枝」「綱目」等の語を用いて、文の構成の面から説くものもある。例えば、秦本紀において「大費拝受佐舜調訓鳥獣。鳥獣多馴服是爲伯翳。」の正文に対し「根」と注し、後出の「昔伯翳爲舜主畜多息。」の文には「枝」と注し、更に続けて「應前大費佐舜調馴鳥獣多馴服是爲伯翳。」と注記する。

これと同類ではあるが、更に文の構成に対する解明の線を強めたのが「綱目」の注である。秦本紀の「繆公傷於是、岐下食善馬者三百人。」の文には「綱」と注し、以往を回想して、事情の説明を試みている「初繆公亡善馬。岐下野人共得食之者三百餘人。」の文に「目」と記す。同様にして「是歳誅衛鞅。」には「綱」と注し回想部分の「鞅之初爲秦施法。」には「目」と注している。項羽本紀の「西聞陳嬰已下東陽」には「綱」説明部分というべき「陳嬰者故東陽令人。」には「目」と記している。斉太公世家では「桓公好内多内寵如夫人者六人。長衛姫生無詭。」には「綱」、事件発生の事情を説明する「桓公與管仲屬孝公以爲太史。」の文には「目」と記してある。このほかに、文の構成を説明する注には、次のごとき書法のものもある。

先ず記述の途中で叙事内容を転ずる場合には、「接」と注する。趙の造父を中心とした記述に続けて「惡來革者蜚廉子也。」（秦本紀）とある文に「接」と注し、楚の懐王の孫の心を立てゝ懐王となす文に続けた「陳嬰爲楚上柱國。」（項羽本紀）、項梁の死に続く文「沛公項羽去外黄攻陳留。」（項羽本紀）にも亦「接」と注している。「接」に非常によく似ている注に

「提」がある。「接」の場合と同様に話題の転じたところに記されてはいるが、あらたに提起された話題に比重をかけた表現である。故に単に「提」と注するもののほかに、「提前」の如き表現もある。関中を収めた項羽に関する「尊懐王爲義帝。項王欲自王」の文中の「項王欲自王」の部分に「提」と注し、この後にみずからを王者に擬した項羽の行動が記されている。「當是之時趙歇爲」、「當是時秦兵彊。」（高祖本紀）にもやはり「提」の語を注しており、これらはみな新しい局面の展開を示している。「趙高欲爲亂。」（秦始皇本紀）に対する「提始叛」は内容をも示しており、「趙王因立陳餘爲代王。是時漢還定三秦。」（項羽本紀）の「是時漢還定三秦」の部分に対する注の「又提且總前」は、文のまとめと新しい展開を示している。又「大司馬咎、長史翳塞王欣、皆自到汜水上。大司馬咎者故斬獄掾」（項羽本紀）の「大司馬咎者故斬獄掾」の部分に対する「又提前案」の注のごとく、巻のはじめの部分にある「斬獄掾曹咎」の文に言及している例もある。

3　文の段落に関するもの

叙述の上で、一応の結語とみなすべき文の傍には、「結」・「總結」・「總」等の語を注して、節の大意を明らかにする。この注は非常に多いが、その一部を例示すれば、「天下明德、皆自虞帝始。」（五帝本紀）「聞古公仁亦多歸之。」（周本紀）「造父族由此爲趙氏。」（秦本紀）「八月乃葬齊桓公（齊太公世家）のごとく、叙事のまとめとなる文に、「結」と注を附ける。「自關以東大氏盡畔秦吏應諸侯。」（秦始皇本紀）に対する「總」の注も亦同種のものである。同様の場合ではあるが、やゝくわしく注記すれば「於是秦使將軍擊攻西周。」（秦本紀）に対する「結上秦武王欲窺周室。」の如く、解説的内容を伴った書法をとる。又まとめ内容がやや広範囲にわたると、「總結」等の注が用いられる。「自從窮蟬以至帝舜、皆微爲庶人。」（五帝本紀）「於是九州攸同。」（夏本紀）における「總結」、「凡六十七歳而卒代晉爲諸侯。」（晉世家）に対する「總上」の語がそれである。

4247

文章の段落をなす部分、例えば「秦孝公據殽函之固擁雍州之地」に対し、「第一篇起」と注し、約三葉後の「秦拝海内兼諸侯南面稱帝。」に「第二篇起」と注する如きものもある(秦始皇本紀)。関中へむかおうとする沛公に、時期尚早を説く張良の言葉「沛公雖欲急入關、秦兵尚衆。云々」の傍には「此入關之一着」と注し、これよりしばらくの後、二世皇帝を弑した趙高が、沛公に関中を二分して王たらんと誘うところの文、「沛公以爲詐。乃用張良計云々。」に「入關第二着」と注するのも亦同様の例である。

かくのごとき解説を更にすゝめて、節意ともいうべきものを注記している場合もある。

五帝本紀の太史公曰の文中、五帝の徳を述べて「餘嘗西至……至長老皆各往往稱黃帝堯舜之處風教固殊焉。」とある文の終りに、「以上四節著其事」と注し、太史公曰の文の最後の部分「固難爲淺見寡聞道也。……」に「以上四節斷其文」と注するがごとき例である。同様にして「孝文帝從代來即位二十三年。」の傍に「此下總敍文帝諸善政」と注し、これに続けて文帝の徳化主義の政を記述する文章の結語というべき「是以海内殷富、興於禮義。」には「此二句結盡其功效。」と注している(孝文本紀)。

(ロ)　史文の解説・短評・読後感に属するもの

1　正文の内容の解説

傍注の内容を大別して、第二に挙げられるのは、正文の解説や短評・読後感の類である。先ず解説的内容をもつものの例としては次のごときものがある。

項羽と対陣中の秦将の章邯が、二世皇帝や趙高等に疑念を抱かれる条の「章邯恐使長史欣請事至咸陽留司馬門三日。」の文に対して、「自古大將在外危疑必如此。」と注記している(項羽本紀)。同じく項羽本紀の鴻門の会に、沛公の弁明の語

4248

の「然不自意、能先入關破秦、得復見將軍於此。」に、「破羽所忌。」と注してある。又、左袒の故事に名高い丞相太尉の挙兵の条においては、「太尉令朱虛侯監軍門……毋入相國產殿門。」の傍に「恐其從中矯制爲亂。」、「頃遣朱虛侯謂曰、急入宮衛帝。」の傍には「須安宮中而後可制外亂。」と注する（呂后本紀）。「太公至國脩政因其俗簡其禮。」（齊太公世家）には、「此是齊治根本。」と注してある。

右のごとき解説的内容を有する注の量は、巻によって差異が甚だしい。例えば、秦末より漢初にかけて、漢楚興亡の際を記す巻々には、この種の注が統出するのに反し、孝文・孝景本紀等にはほとんど見られない。

正文の解説を試みるものの中には、その内容の虚実に言及する注もある。「是時蜀廉爲紂石北方。」に対して「紀異」と注し「合七十七歳。」には「周紀正云十七歳。」と記して記述の異同を論じている（秦本紀）。又必ずしも誤りとは断じ難いものの、叙事内容に疑念を抱く場合は「孟軻謂齊王曰、今伐燕、此文武之時不可失也。」（燕世家）に「太史公此言所本。」と注するごとき例もある。ただしこの種のものは、はなはだ量が少ない。

2　修辞上の解説と批評

正文の短評ともいうべきものには、修辞上の観点より、正文を批評あるいは解説するものが多い。例えば、対句を指摘して、「東圍陝城。西斬戎之獶主。」（秦本紀）や「内務耕稼。外勤戰死之賞罰。」（秦本紀）に対しては、「短長句爲偶」と注し、「孝公善之、甘龍杜摯等弗然相與爭之。」「百姓苦之、居三年百姓便之。」の如く正文が対句的表現を用いている場合には、前者には「善之爭之語相喚應」後者には「苦之便之語相喚應。」と注して、注の文章も亦対句的表現をとっている。（秦本紀）又「六合之内皇帝之土西涉流沙南盡云々。」においては、はじめの句に「倒句」と注する（秦始皇本紀）。同様の叙法と考えられる文に「倒叙法」と注したところもある（高祖本紀・齊太公世家）。又、叙述の詳略を注するものもある。

4249

例えば「國人皆怨、石父爲人佞巧善諛。」（周本紀）の傍に「先略后詳。」と注する如きものである。「乃臨于海皇帝之功。勤勞本事上農云々。」（秦始皇本紀）には「細敍」と注がある。同じく詳細な叙述に対しても、例えば「齊人茅焦說秦王曰、秦方以天下爲事、而大王有遷母太后之名（秦始皇本紀）に「此大事、故詳之」の如く注記するものもある。一方「加始皇明」を省いている文章には、「省文」・「省」・「略」等の注がつけてある。又「項王軍在鴻門下、沛公軍在霸上。」（項羽本紀）「總之楚越之地、地廣人希。」（貨殖列傳）は同様の文が前出している故に、「重說」と注している。

修辭法に関する解説の一つとして、疊字を指摘する注も見出される。疊字の量に応じて、「連用叅字。」、「四用莫敢。」、「五用明年二字。」などと注するのである。この注はあまり多くないが、その一・二を例示すれば次のごとくである。

益往歸之。……皆往歸之。（周本紀）に対して、「三段疊用歸之二字。」と注記がある。

3　読後感的内容のもの

やはり注の量は少ないが、正文の批評として、読後感的要素の強いもの、次のごとき数例がある。

「是故爲水害決之使導。」「民之有口也、猶土之有山川也。」に対して「引譬喩入注意。」と注する（周本紀）。子嬰が頸には組を係け、白馬素車にて降服する条には「敍得悲壯。」と注し（秦始皇本紀）、同じく秦始皇本紀の巻末の文「吾讀秦紀至於子嬰車裂趙高、未嘗不健其決憐其志。嬰死生之義備矣。」には「末句矯健」と注している。又項羽が兵法を学び「略知其意、又不肯竟學。」の条には「加在目前。」と評している。

右の例と類を同じくするも、やや解説的に批評しているのは「君子曰、秦繆公廣地益國。……然不爲諸侯盟主亦宜

哉、死而弃民……」に対して「君子歎語斷繆公得失甚當理」と注し（秦本紀）、「仁義不施」に「自首至尾只結任此一句」と注し（秦始皇本紀）、鴻門の会における沛公の言「吾入關秋毫不敢有所近……」に対しては「所爲謝項羽之言却好。」（項羽本紀）と評する類である。しかし、この様な注も亦多く見ることは出来ない。

4　上欄の注に近い内容を有するもの

本来傍注は、上欄の注とはその内容が性質を異にするものであるが、時には上欄の注に近似するものをも見出すのである。

史記の正文が、詩・書・左伝・国語等の諸書を引用していることは、言う迄もない。そして上欄の注には、しばしばこの事に言及し、引用の足らないものを補足している場合も多い。これに反し、傍注に引用書目を挙げることは、余り多いとは云えないが、時には国語等を挙げている。又他書ではなく、史記中の他の巻に同様の叙述のある場合それに言及している注もある。「先王耀徳不觀兵。」に対して「國語文」と注し、「宣王不聽辛料民」に対して「詳見國語」と注し、「楚兵乃去」に「詳楚世家」、「何不與周高都」「秦與天下弊則令不行矣。」「勸周君入秦者必有罪矣。」に「詳見國策」と注する（以上周本紀）。又、「趙高爲丞相竟案李斯殺之。」（秦始皇本紀）に対しては「悉李斯傳」と注記してある（秦始皇本紀）。「吾欲封泰山。」（齊太公世家）に「悉封禪書。」、「春晉使郤克於齊。」（齊太公世家）に「悉晉世家。」、「齊桓公大會諸侯於葵丘。」（晉世家）に「見齊世家。」、「乃說秦繆公曰」（晉世家）に「見秦本紀。」、「吳延陵季子來使。」（晉世家）に「見吳世家。」、「吳兵遂入郢辱平王之墓。」（楚世家）に「詳見子胥傳。」、「闔閭聞之、引兵去楚歸擊夫概。」（楚世家）に「詳見吳世家。」の注も亦この類である。

文字の音に関する注も亦傍注本来の性格の弱いものの一つである。もともと集解・索隠・正義の旧注はよく音を示

4251

し、上欄の注にもまま音に関する語を記している故に、傍注にはその必要性が少なかつたと考えられる。本紀中にはわずかに次の二例が見られる。「遇女媧女屍」に「女讀曰汝」と注し（殷本紀）、「中衍」の傍に「中讀曰仲」（秦本紀）と注記するものである。

字句の意味を説明する注も亦、上欄に標記される場合が多いが、時には行間の傍注にも見られる。例えば次の如きものである。すなわち「封敎中尸」（秦本紀）には「敗陣亡者」と注し、「項羽至壺走險阻」（高祖本紀）には、「亦深溝高壘、以相拒之意」と注記している。

(ハ)　文字の異同に関する注

傍注の内容のうち、第三のグループに属するのは、文字の異同に関する注である。史記評林は、正文の文字の出入異同の項においても述べているごとく、もともと柯維熊本を底本として、これに南宋の黄善夫本を参校し、さらに他の善本をもあわせ用いている。この校訂の際に、諸本のうち何れを是とすべきかを、断定しがたい場合には、傍注によつて異本の用いる文字を挙げるのである。この種の注は非常に多いが、今はその一部を例示するだけにとどめておく。

異同の表現として最も多いのは、「一本A作B」の形である。例えば「葉陽慍出之國」（秦本紀）には「一本葉陽下有君字」の注がある。現存する板本では、武英殿本・金陵書局本には「君」の字があるが、他の諸本は評林本と同じである。ただ、伊佐早謙旧蔵本には「君」の字を校補しているから、嘗ては何れかの古本に「君」の字があつたのであろう。「昌平君徙於郢」（秦始皇本紀）の「君」の傍に、「一本作軍」の注がある。景勝監本・蜀大字本・井々旧蔵本・慶元本・彭寅翁本・毛晉刻本等はみな「軍」に作つている。そして南化本・楓山本・三條本・伊佐早謙旧蔵本・高木家旧蔵本には「君」の校記がある。

「當此之世。」(秦始皇本紀)に、「一本世作時。」の注があり、南化本・楓山本・梵齋本・三條本・中彭本は「時」と校記している。

「南鄭軍小脩武南。」(高祖本紀)に、「鄭作鄉」とあるが、古鈔本(劉聞本)も、「鄭」を「鄉」に作っている。

「使人微得趙稍等姦稍事。」(孝武本紀)に、「一本微字下有伺字。」とあり、南化本・楓山本・三條本等は「伺」を校補している。

「是時有李少君亦以祠竈穀道卻老方見上。」(孝武本紀)に、「一本有作而字。」とある。中統本・柯維熊本・游明本・評林本は「有」に作るが、他本は「而」に作る。評林本は柯維熊本に從つたのであろう。ところが、

「我何愛乎。」(孝武本紀)の場合は、「一本愛作憂。」の傍注があり、中統本・柯維熊本・游明本が「憂」に作つている。すなわち、評林本は柯維熊本を捨てて、慶元本に從つたのであろう。

「王祭不具。」(齊太公世家)に、「一本具作共。」とある。慶元本・彭寅翁本の系統の諸板本、及び武英殿本は「具」に作り、滝川本もこれに從つているが、他本は「共」に作る。

「至于武子文子。」(魯周公世家)に、「一本作文子武子。」と注する。景祐監本・中統本・彭寅翁本は、評林本と同じであるが、他本は傍注の言うところに等しい。

「鞫可令擊翟、於是遂入、殺懿公。」(衛康叔世家)に、「一本翟下有翟字。」と注している。蔡夢弼本・慶元本・彭寅翁本・評林本は「翟」の字を重ねないが、南化本・楓山本・三條本は、校補している。張文虎の札記には「官本有翟字與後引一本合。」と言う。

又、「宋本作云々。」の形をとる注もある。

4253

「大逆無道。」(項羽本紀)に、「宋本逆上有大字。」としている。評林本を除く各板本には「大」の字が無く、言うところの宋本は何を指すものか不明である。しかしこの「大」の字は、漢書にはある。滝川本も亦、これによって「大」の字を補っている。

「分其地爲五。」(項羽本紀)には、「宋本分字上有故字。」とある。慶元本・彭寅翁本・武英殿本も、評林本と同じく「故」の字がないが、他の板本は傍注に言うところと同じく「故」の字がある。

「上自東往擊之。」(高祖本紀)に、「宋本作往東。」とあり、耿秉本・中統本・游明本も「往東」に作つている。

「臣謹議曰。」(孝文本紀)に、「宋本作臣謹議世。」とあるが、南監本・評林本以外の板本はすべて、「世」に作つている。

これに関して張文虎の札記には「世字各本皆同、漢書亦作世、惟淩本作曰、蓋校者所改。」といつている。

これらの例から、ここにいう宋本が何を指すかを明らかにすることは出来ない。且つ、宋本が特定の一板本を意味するものとも断定し難い。しかし、しばしば慶元本は評林本と一致して、傍注には合一しない場合があるので、少なくとも慶元本以外の宋板を指すものであることは疑いないところである。

このほかに、史記板本以外の文献と校合して、その異字を記し、出典を明らかにするものもある。例えば「百里栄。(夏本紀)」に、「書傳作栄地。」と注し、「殺之無罪。」(秦始皇本紀)に、「碑文作無辜。」と記し、「古之有天下者、莫不長焉。」(孝文本紀)に、「漢書無不字。」とあり、「親與朕俱弁細過。」(孝文本紀)に、「漢書親作新。」と注するなど、すべてこれである。

しかし多くの傍注の中には、現存する何れの板本とも一致しない異字もある。この例は相当多数に上るので、左にその一部を挙げる。

「立石刻頌秦徳明得意。」（秦始皇本紀）に、「一本無刻字。」、「自桓叔初封曲澤。」（晉世家）に、「一本初作始。」、「人誰内我。」（晉世家）に、「一本内作入。」と注してあるのなどがそれである。

又稀には、傍注にいう異同が、果して精密な校合に基くものか、やゝ疑わしい例もある。すなわち「表地分民。」（秦始皇本紀）には、「本作裂」と注している。ところが、現存する板本では、評林本のみが「表」に作つているのであつて、他の諸本はすべて「裂」に作つている。従つて、この傍注は些か理解に苦しむところである。

しかしこのような例は、全く例外的存在であつて、多くの傍注は、善本と称すべき板本、又は古本の標記と一致している。これは評林本が文字の校訂のために、相当に広い範囲に善本を求めて、参校したことを証明するものである。

以上、正文の行間にみられる傍注の内容について説明したのであるが、やや重複する嫌いもあるが、最後にこれを分類・要約すれば左のごとくである。

1 文の構成に関する注

(1) 叙述の照応については「伏後」「應前」「張本」等の語を用いる。

(2) 叙述上、主となる部分と説明部分の関係、あるいは、新しい局面の展開を提示する場合には、「根枝」「綱目」「接」「提」等の語が用いられる。

(3) 文章の段落をなす部分に、その段の節意を述べるには、「結」「總」等の文字が用いられる。

2 正文の解説・短評・読後感に属する注

(1) 正文の内容の解説

(2) 修辞上の観点より、正文を批評して、対句・例句・叙述の詳略・畳字等を指摘する。

4255

(3) 読後感ともいうべき内容のもの。

(4) 注の内容が、上欄の注に近いもので、引用書名、字句のよみ・いみに関するもの。

3　文字の異同に関する注

なお傍注の説明を終るに当り、注の量が巻によって、はなはだしく差異のあることを附記しておこう。注の内容によって異るので、一概には断定出来ないが、文字の異同に関する注を除いて、他の注の多くが本紀に、しかも呂后本紀までに集中している。これは、上欄の注にも見られる傾向であり、我が国に伝来する古板本の上欄の書き入れにも、共通するところである。

(D) 史記評林一百三十巻　明呉興凌稚隆輯校萬曆四年刊本

(1) 本書の体裁

はじめに王世貞・茅坤・徐中行の史記評林序がある。毎半葉七行、行十六字で、茅坤の序の終りには「萬曆丙子年季冬月朔日　歸安茅坤書」、徐中行の序の終りには「萬曆五年歳丁丑八月之吉」と年号を記している。次に索隠序・索隠後序・補史記序・正義序・集解叙があり、これらには通し葉数を記している。賀次君の史記書録には、徐中行序と集解叙の記載がない。次は正義論例及び證法解で、それぞれ頁をあらためている。[1] 次は列國分野・譜系・地圖で、譜系は三皇五帝・夏・商・周・秦・漢に関するもののみで、李光縉増補本に見るごとき諸世家の譜系はない。

ついで凡例・評林姓氏・引用書目[2]・讀史總評・三皇本紀・目錄がある。評林姓氏のはじめには「魏　陸機字士衡呉興

4256

人」を挙げている。これは後述の諸板本と異なるところで、他の板本がはじめに挙げる「晉　葛洪字稚川丹陽人」の名は、宋の秦観の次のところにある。これは明らかに本書の誤りで、後の刊本が訂正したのである。

正文は、板を上下の欄に分け、下欄は有界で、首行に「史記評林　巻之一」と題し、その下に「呉興　凌稚隆輯校」と題する。又行を改めて一字下げて「五帝本紀第一」と題し、次行は集解・索隠・正義の三家の注、それより一字下げて柯維騏の注があり、正文が続く。

正文は毎半葉十行、行十九字、注は双行、行十九字である。本書は評林と題してはいるが、他の史記注釈書とは異なり、史記の正文及び三注を全文合刻してある。そして三注以外の注釈は板の上欄及び下欄にあり、下欄では各巻の前後及び行間に注をつけている。上欄の注は毎半葉二十行、行七字で、凌稚隆の按語は一字下げて記し、行六字である。

板心は白口で、上の魚尾をはさんで上には「史記巻一」、下には「五帝本紀」と記す。その下部に、下の魚尾をはさんで上には葉数、下には刻工名を記してある。

刻工は数十人を数え、その記し方も、姓又は名のみを記すもの、或いは姓名を記すものなどあり、又全く刻工名のない葉も多数あつて、一定していない。又刻工のみではなく、板下を書いた者の姓名と覚しき名をも見出す時がある。例えば

長州　顧櫂寫(集解終)
古呉　銭世傑寫(正義論例)
顧櫂寫　戴文刻(三皇本紀)
長洲顧櫂寫　同邑　沈玄易刊(五帝本紀)

4257

のようなものである。

(2) 句読点について

史記の文章の長さは、数十字を連ねる長文のある一方、一・二字をもつて句とみなすべき短文もあつて、一定していない。そこで句読点を施し、読解に便ならしめようとの試みは、他の板本においても行なわれている。例えば、南京国子監祭酒　余有丁によつて刊行されたいわゆる余有丁本と本書の句読点とは、非常に合致するところが多い。全体として両者の間に、句読の切り方の相違は認められないが、評林本の方がやゝ少ないので、評林本は余有丁本のそれに従つたとみて差支えないと思う。なお、その書き方は、読点の場合は文字の下の中央に圏し、句点の場合は文字の右下の側に圏する。例えば

「武王已克殷紂。平天下。」(晉世家)

「出公十二年。卒。子簡公春立。」(陳杞世家)

のごとくする。

又三注の入れ方は、従来の板本の多くのものが、正文を途中で分裂して、句中に注を挿入しているのに反し、該当部分を含む句の下に注をおいて、正文を通読するのに便ならしめている。

注1　史記書録記載の史記評林は、論例と諸法解の頁をかぞえ続けている。　注2　史記書録記載の史記評林は、評林姓氏・書目・凡例の順である。

4258

(E) 史記評林(異刻本) 百三十巻

(1) 本書の体裁

本書[1]は紙質極めて厚く、他の明板と体裁を異にする部分がはなはだ多い。板心は白口、刻工名はほとんど記さない。史記評林序並びに凡例・引用書目・評林姓氏は、万暦四年刊行の史記評林凌稚隆校本に、行数・字数も等しく字体も酷似するが、他の部分では行数・字数が異なる。又評林序の次に集解序が続くのも本書だけである。しかも集解序は(他本は「序」の字を「叙」に作る)正文のみにて索隠・正義の注を削除している。次は索隠序・索隠後序・補史記序・正義序[2]で、集解序よりここまで通し葉数をつけている。次に凡例・引用書目・評林姓氏・目録・譜系・地図が続く。評林姓氏は初めに「晋 葛洪字雚文東陽人」とあり、万暦四年刊本が葛洪を宋人とする誤りを正している。「魏陸機字士衡呉興人」の記載はない。なお、宋の部では秦観の次に「鮑彪字叔賁人」を挙げ[3]、鄭樵の次は空白である。[4]評林姓氏のこの部分は、後述の李光縉増補本も亦本書と同じである。譜系と地図とは葉数を通し、譜系は呉・斉・魯・燕・蔡・曹・陳・杞・衛・宋・晋世家をも記す。次の正義論例・讖法解・列国分野は頁をあらためずに続けてあつて、史記書録に挙げるところと、形式が一致する。

次の説史総評では、黄履翁と馬子才の説の間に、曾鞏・范祖禹・王応麟・馬端臨・劉因の説を加え、黄佐と王維楨の間に王禕・何喬新の説を加え、最後の王世貞の説は萬暦四年刊本記載のものの後に、「又曰」として十一行を加えている。

4259

三皇本紀・五帝本紀からは毎半葉十一行、行二十四字で有界、上欄の注は毎半葉二十八行、行五字、正文中の傍注は無い。首行には「五帝本紀第一」とのみ記し、凌稚隆の名を見ない。

(2) 本書の欠点

本書の最大の欠点は注の脱落のはなはだしいことである。本紀では三注ともに他本との差が少いが、列伝に至ると注の脱落は著しいものがある。左に一例として伍子胥伝を挙げてみよう。

伍子胥伝は史記会注考証によれば、集解二十五条、索隠三十七条、正義二十三条を記すが、史記評林では集解と索隠が同文である場合、その一方を削除している例が多く、本伝に於ても三条(集解一条・索隠二条)ある。これを除く残りの注の中、本書の記載しているものは僅かに集解十一条、索隠十条、正義五条(但し三条は一部欠除)に過ぎず、しかも索隠正義等の文字を冠することを脱するために、何れの注であるかすぐには判然とせぬ場合もある。試みに脱落した注文の一部を記すと左のごとくである。

「天定亦能破人」
　正義　申包胥言、聞人衆者雖一時凶暴勝天、及天隆其凶、亦破於彊暴之人。
「敗吳兵於稷」
　索隠　按左傳作稷丘、杜預云、稷丘、地名、在郊外。
「爲堂谿氏」
　集解　徐廣曰、在愼縣、駰案地理志、汝南有吳房縣、應劭曰、夫概奔楚封於堂谿、本房子國、以封吳、故曰吳房、然

則不得在愼縣也。

正義　案今豫州吳房縣、在州西北九十里。

「傷闔廬指」

正義　姑蘇當作橋李、乃文誤也、左傳云、戰橋李傷將指、卒於陘、是也。（此の下につづく「解在吳世家」の五字はある）

「求委國爲臣妾」

索隱　劉氏云、大夫姓、種名、非也。按今吳南有文種埭、則種、姓文、爲大夫官也。

正義　高誘云、大夫種、姓文氏、字子禽、楚之鄒人。

「令可以爲器」

正義　器謂棺也、以吳必亡也。（此の下につづく「左傳云」以下の十五字はある）

「而抉吾眼縣吳東門之上」

索隱　抉、烏穴反、抉亦決也。

正義　越軍開示浦、子胥濡鬚羅城、開北門、有錯鉼隨濤入、故以名門、顧野王云、鱓魚一名江豚、欲風則湧之也。（此の上に「東門鱓門」より「鉼音覆浮反」迄の二十二字はある。）

「爲立祠於江上」

正義　吳地記曰、越軍於蘇州東南三十里三江口、又向下三里、臨江北岸立壇、殺白馬祭子胥、杯動酒盡後因立廟於此江上、今其側有浦、名上壇浦、至晉會稽太守謝夷吾移廟吳郭東門內道南、今廟見在。

この様に多くの脱落を見る一方、本書には他の板本には見られぬ注が挿入されている。次にこれを列挙する。

4261

「以直諫事楚莊王有顯」の下に
按左伝伍挙當康王靈王時、其父伍參乃事莊王、奢其孫也。
「亡奔呉」の下に
按左傳郤宛爲楚左尹、杜注不訓伯氏、太史曰、宗姓或別有見、徐廣曰州犁子必誤也。
「遂威鄢・魯之君以諦」の下に
按左傳無此事。
「而求惠王復立之」の下に
按附此一段見勝建顧末。

(3) 本書の性格

本書を他の板本と校合した結果、明の万暦三年（一五七五）、南京国子監祭酒の余有丁によって刊行された三注合刻本と一致することが判明した。正文・三注ともに余有丁本によっているが、板下に用いたのではないらしく、行数が異なっている。[5] しかし、句読点の附け方も一致し、みだりに三注を刪除し、一方では他説を注に混入しているところもまったく同じである。

しかし、本書は余有丁本とすべての点で一致するのではない。余有丁本は巻尾に宋濂述贊を欠くが本書にはあり、且つそれに続けて、史記評林に記載されている巻末の注の一部分も記されている。又上欄には他の評林本と同様の注もあるが、誤字・略字が極めて多く、余有丁や董份・鮑彪等の説は刪除してある。何故ならば余有丁等の説は正文中の注と

して、三注の間に混入しているために、重複を避けて刪ったのである。伍子胥伝において、三注以外に混入した注として前に掲げたものも、余有丁の説であることが判明した。何故ならば、余有丁本にも本書と同じ位置にこの注があり、且つ他の史記評林には「余有丁曰」として同文の注が上欄にある。思うに、本書は史記評林が広く世に行なわれるのに乗じ、当時最も多く用いられていた余有丁本に、評林本の注の部分を加え、評林序その他の序の部分をもつけて、もっぱら利益本位に刊行したものであろう。流石に、凌稚隆の名は、凡例の識語にあるのみで、各巻の首行には記されていない。刊行年月は不明であるが、評林姓氏や読史総評及び上欄の注の内容から考えて、明板の凌稚隆輯校本と李光縉増補本の中間に位置するものであろう。

注1 著書が宮内庁書陵部において管見せるところのもの。

注2 本書の索隠序までは毎半葉九行、行十六字であるが、凌稚隆輯校本は毎半葉九行、行十九字である。

注3 凌稚隆輯校本はここに「慕洪」と記す。

注4 凌稚隆輯校本はここに「鄒王」と記す。

注5 余有丁本は毎半葉十行、行二十一字であるが、本書は毎半葉十一行、行二十四字である。

(ｲ) 史記評林 一百三十巻　明吳興凌稚隆輯校　溫陵光縉增補

(1) 本書の体裁

はじめの史記評林序は、毎半葉七行、行十八字で、通し葉数を附し、文末の年月の書き方に特色がある。すなわち、凌稚隆輯校本では、茅坤の序の年月は「萬曆四年丙子冬十二月朔」とあるが、本書には「萬曆丙子年季冬月朔日」と記す。又余中行の序においても、前者は「萬曆五年歳丁丑八月之吉」とあるが、本書は「萬曆丁丑歳仲秋月之吉日」とあり、行を改めて「序畢」の二字がある。次に索隠序・索隠後序・補史記序・正義序・集解敍・正義論例・論法解・列國

4263

分野・譜系・地圖・凡例・評林姓氏・引用書目・讀史總評・增史記短長說があり、これらは通し番數を記して居り、字体は凌稚隆輯校本に酷似している。正義序の終には

雲濱熊體忠　全梓

建陽後學　獻蕩劉朝箴　全梓

の木記がある。譜系は漢譜系に續けて、諸侯世家のあることは前項の「評林異刻本」に等しい。凡例の終りには凌稚隆の識語に續けて李光縉の識語がある。

評林姓氏は前述の評林異刻本と同樣、はじめに晉の葛洪を記し、宋の寒觀の下には鮑彪があり、鄭樵の下は空白になっている。この評林姓氏の最後に、增補として吳國倫等九名の名が記されている。これら九名は、李光縉の增補した注に關係する論者である。

讀史總評も異刻本と同じく、曾鞏・范祖禹・王應麟・馬端臨・劉因・王禕・何喬新の說を增しているが、更に最後の王世貞の說に續けて、陳文燭・盧舜治の說を加えてある。又史記短長說は李光縉增補本にのみ附加されたもので、清の道光年間の「海山仙館叢書」（番禺孟鴻光校）にも全文が納めてある。この後に目錄・三皇本紀を載せ本文に至る。

正文は首行に「史記評林卷之一」と題し、その下部に「吳興　凌稚隆輯校」「溫陵　李光縉增補」と二行に並べ記す。以下正文・注文・板心ともに凌稚隆輯校本と行字數・字体を同じくするが、句讀点はやゝ少ない。太史公自序の卅三葉左に

種德堂熊氏

增補繡梓行

4264

の十字二行の木記がある。板心には刻工を記さないのを原則としているらしいが、時に記されているものは、すべて凌稚隆輯校本のそれと一致する点よりみても、本書は凌稚隆本を板下に用いたものと推定される。但し、李光縉増補本は一種ではなく、内閣文庫所蔵本は宮内庁書陵部所蔵本よりも刻工名が多い。[1] 八尾初刻本は我が国で最初に刊行した評林本であるが、これには内閣文庫本よりも更に多くの刻工名が見える。すなわち八尾本の板下に使用された明板は、前記の二種とは別の板である。岡本保孝の「史記伝本考」に、彼の蔵する明板には前述の「種徳堂云々」の木記がないところから推して、明板評林本は一種ではなかったのであろうと言っている。書陵部蔵本・内閣文庫蔵本・八尾初刻本に見える刻工名がすべて明板凌稚隆輯校本と一致し、しかもその間に多寡の差があることは、李光縉増補本翻刻の時期の前後を示すもので、八尾板の襲った明板は、原刻又はそれに近いものであろうと考えられる。[2]

(2) 李光縉の増補した注

李光縉の増補した注は、凡例の終りの識語にいうごとく「増」の字を冠してある。例えば項羽本紀には索隠述賛の次に

増　王世貞贊曰力拔山氣蓋世…云々百二十字

高祖本紀末にも

増　朱熹曰浙間學者…云々八十八字

があって、それぞれの巻の内容に対して、概括的論評を試みている。しかしこのように一篇の大旨に関する説を正文に附して注記することは少なく、李光縉の増補した注の大部分は上欄に掲げられている。その量は巻によって差がある

4265

が、本紀の中では最も注の多い夏本紀には三十五条ある。[3] 例えば正文「其草惟天、其木惟喬。」に関し、

増　王炎曰、南方地暖、故草木皆少長而木多上竦河朔地寒雖合抱之木不能高也云々八十字

正文「貢璆鐵銀鏤砮磬」に関し、

増　蔡沈曰、言鐵而先於銀者鐵之利多於銀也、後世蜀之卓氏程氏以鐵冶富擬封君…云々八十一字

のごとき解説が最も多く、字句の説明・地理の説明としては、

正文「其包橘柚錫貢」に関し、

増　蘇軾曰包裹也…云々五十四字

「其篚玄纁璣組」に関して、

増　鄒元標曰、染纁者三入而成又再染以黒……云々

「被明都」に関し、

増　曾鞏曰被覆也……云々二十五字

「弱水至於合黎」に関し、

増　朱熹曰、流沙在合黎之西、自導弱水至導雒凡九條……云々六十六字

等がある。

このほかに李光縉自身の按語は「光縉曰」の三字を冠し、陵稚隆の按語と同じく、一字低く行六字に記す。夏本紀には六条ある。「島夷皮服」に関し、

光縉曰、北地寒故服用皮…云々四十八字

「其土白墳海濱廣潟。厥田斥鹵」に関し

光緒曰、此州土有二種乎、地之土色白而性墳…云々三十六字

のごときものである。

増補注の引用姓氏又は引用書目を時代別に見ると、先秦では尚書・淮南子等より引用し、三国六朝では葛洪・苻朗の説を引いている。宋代に至つては、王炎・蔡沈・司馬光・朱熹・徐中行・曾鞏・孫覿・陳樫・陳大猷・熊禾・劉子翬・林之奇・馬端臨等の説がとられている。続いて元代では王希旦・陳櫟の名が見え、明代はやはり最も多い。その主なるものを挙げれば、王世貞・王鏊・許應元・許相卿・歸有光・丘濬・盧舜治・吳國倫・焦竑・趙恆・陳鎏典・陳雅言・楊愼・李廷機・劉黃裳・凌約言・陸深等である。

(3) 文字の異同

文字の異同を凌稚隆輯校本と対校すると殆んど一致し、凌稚隆本を板下に用いたことを証するに足るが、稀には誤刻の例も挙げることが出来る。

索隱　宰我問孔子曰。(五帝本紀)　李光縉増補本は「間」を「間」に誤る。

正義　埋少牢於大昭。(五帝本紀)　李光縉増補本は「埋」を「理」に誤る。

これらの誤はそのまま八尾初刻本にうけつがれるものが多い。

なお本書の刊行年月は明かではないが、評林本の流行に応じて更に注を増加したもので、後世の史記評林は専らこれを踏襲したらしい。和刻本も亦これを襲つているので、我が国に与えた影響は極めて大きい。

4267

注1　書陵部蔵本は二部あるが、一方は刻工名が少なく封面書・平準書にはまったくない。他の一部は一部分が欠けて補写してあるので断定することは出来ないが、内閣文庫蔵本と同一板と推定する。

注2　書陵部所蔵の明板李光縉増補本二部のうち、内閣文庫蔵本と同板と考えられるものにはこの木記があるが、他の一部及び内閣文庫蔵本はこの部分が切り取られているので、有無を明らかにすることが出来ない。八尾初刻本にはこの木記がある。

注3　夏本紀は後稷隆の按語も多く四十四条、注は二十四条ある。

(G) 八尾板史記評林

(1) 初　刻　本

史記評林が我が国で初めて翻刻されたのは、寛永十三年九月（一六三六）刊のいわゆる八尾初刻本で、数ある和刻本中佳品とされているが、現在は既に希覯の部に入れてもよい程少ない。

巻末に

于時寛永十三丙子年九月上旬

洛陽三条寺町本能寺前八尾助左衛門尉開板

とある。又太史公自序卅三葉右に

種徳堂熊氏増補繍梓行

の十字二行の木記がある。これは岡本保孝も、「伝本考」で言っているように、[1] 明板史記評林李光縉増補本を、原本のまゝに刊刻した為で、宮内庁書陵部所蔵の明板の卅三葉左の木記と同じである。事実、本書が明板李光縉増補本を襲ったものであることは、序の行数[2]・字数・葉数[3]の記し方などすべて一致するのをもってしても明らかである。ただし、明板は有界本であるが本書は無界でもある。正文は明板と同様に、毎半葉十行、行十九字であり、両者を対校すると文字の

4268

異同も殆んど認められない。板心は、刻工名を記さないのを原則としているらしいが、ところどころに付札・沈玄易・趙其・徐光祖・徐文台・国子父・銭英等の名を見るのも、明板を板下として使用した際のものであろう。板心の下部の線の有無まで明板と一致する。ただし、この刻工名は、我が国に現存する明板李光縉増補本には見出されず、かえって明板凌稚隆輯校本のそれと一致する。このことに関しては、明板史記評林の項にも述べてあるが、八尾板の襲つた明板は、我が国に現存するものよりは古く、明板の原刻、又はそれにより近いものと推定することができる。

なお、八尾初刻本には有点本・無点本の二種があり、有点本は正文には返り点・送り仮名をつけてあるが、上欄の注には訓点をつけていない。無点本は、巻末の刊記が有点本と同じであるところから、有点本の訓点部分のみを削除して刊行したものと推定する。

(2) 再刻本

再刻本は延宝二年(一六七四)、及び天明六年(一七八六)に刊行された。延宝再刻本は「新版考正　史記評林」と題し、巻末に

延寶甲寅暦仲夏吉辰　洛陽寺町通本能寺前八尾甚四郎友春重刊

とある。又板心には、上部に「寛文壬子年刊」、下部に「八尾友春」と白抜文字がある。「寛文壬子」とは寛文十二年(一六七二)であるから、実際の刊行の二年前に当る。勿論これは板刻の始と完成の時との違いである。岡本保孝の「伝本考」によれば皆川淇園の「史記助字法」は本書を底本にしたという。史記評林序は毎半葉九行、行十七字、索隠序から集解叙迄は毎半葉十一行、行十九字、正義論例以下は毎半葉十二行、行二十三字、正文は毎半葉十二行、行十九字で

4269

有点、上欄の注にも返り点・送り仮名を附し、初刻本とは全く体裁を異にしている。又茅坤序・徐中行序・正義序の年号の記し方は、明板李光縉増補本とは一致せず、すべて明板淩稚隆畊校本に等しい。しかし、評林姓氏・叢史総評・史記短長説等の内容は増補本と同じである。これらのことから考察すると、再刻本は単に初刻本を踏襲したものではなく、諸板本を再検討して翻刻したのであろう。このことは本書の体裁のみならず、正文中の文字の異同においても立証し得るものでそれについては後述する。

同じく再刻本と考えられる天明刊本は「新刻校正　史記評林」と題し、巻末には太史公自序に続けて「八尾甚四郎友春梓行」とあり、年号はない。裏表紙に「書林　江戸日本橋通壱丁目　須原屋茂兵衛」以下五名の刊行者名がある。板心には、延宝板と同様に白抜文字で、上部に「天明丙午再刊」、下部に「八尾友春」とある。これより推定し得るごとく、天明再刻本は延宝再刻本をそのまゝ襲ったもので、茅坤序・徐中行序・正義序の体裁も等しく、字数・行数・字体・訓点のつけ方も一致する。ただし序の順序の一部分と、葉数の記し方のみは相違する。[6]「伝本考」の保孝の説によれば本書は当時もっとも流布したもののらしい。

(3)三　刻　本

三刻本は「明治三刻　史記評林　八尾板」と題し、明治十二年（一八七九）刊行された。板心の下部には、再刻本と同様に「八尾友春」の白抜き四文字があり、巻末にも太史公自序に続けて「八尾甚四郎友春」と記し、裏表紙に

明治十二年十二月十九日　出版御届
同　十三年　四月　　三刻出版

4270

同　十三年　九月十五日　別製本御届

として出版人名を連ねている。本書の行数・字数等は全く再刻本と同じで、字体も酷似している所が多く、訓点も同じである。勿論時には「于」を「王」に誤るがごとき例（秦始皇本紀）もあるが、全体を通じて、刻本とほとんど変らない。なお、序の葉数の刻し方が、天明六年刊行の再刻本と同様である点よりみれば、天明再刻本を板下に用いたのであろう。

注1　八尾板州三葉左には校訂があるので、太史公自序に続けて州三葉右に本紀を移したものである。

注2　王世貞・李坤・徐中行の史記評林序は、毎半葉七行、行十八字、索隠序・索隠後序・補史記序・正義序・義解叙は、毎半葉九行、行十九字、正義論例・褚先生補史記序・列国分野は、毎半葉十行、行二十三字である。

注3　史記評林序だけを一グループとし、索隠序より史記短長説までを第二のグループに、そして目録を第三グループに、序を三部に分けてそれぞれ通葉数が記してある。

注4　延宝再刻本は、評林序の次に目録があり、次が索隠序である。そして、評林序から引用書目までは通葉数であり、歴史総評と史記短長説も通葉数になっている。これに対し天明再刻本は、目録が引用書目の後にあり、葉数の記し方も、評林序・索隠序より引用書目まで・目録・総評・短長説の五グループに分けて、それぞれが通葉数になっている。

注5　史記書録には「日本永寛十三年（一六三八）・延宝二年（一六七四）・寛文十三年（一六七三）・明和七年（一七七〇）・明治二年（一八六九）均有学補刊本」とある。永寛十三年（一六三八）とは勿論賀次君の誤りで、寛永十三年（一六三六）すなわち八尾初刻本を指すのであろう。延宝二年とは八尾再刻本を指し、寛文十三年・明和七年の二つは紅屋板の初刻本並びに再刻本であり、最後は鶴牧書刊行本を指す。

(ロ)　紅屋板史記評林

八尾板のほかに、江戸時代に翻刻された評林本はいわゆる紅屋板である。初刻本は「新刊校正　史記評林」と題し、寛文十三年（一六七三）に刊行した。再刻本は「校正再板　史記評林」と題し、明和七年（一七七〇）及び天明九年（一七八

4271

九）に刊行されたことは巻末の木記に明らかである。すなわち前者には、

寛文十三年癸丑二月元刻
明和七年庚寅三月再刻
京都　書肆　世裕堂藏版

とあり。後者の巻末には、

寛文十三年癸丑二月元刻
明和七年庚寅三月再刻
天明九年己酉正月求版
浪華書林

とある。表題は明和七年板も天明九年板も等しく「校正再板　史記評林」と称している。岡本保孝の「史記伝本考」によれば板心に紅屋の文字があつたというが、現存する初・再刻本はともに、

史記巻一　五帝本紀　一

のように記されているだけである。しかも、前述初刻本には巻末の木記がなく、[1] 再刻本は、世裕堂並びに浪華書林の刊行であるから、何故に紅屋板と称せられるようになつたかを知る由もない。しかし、紅屋板と称する板本の存在したことは確実で、明治十四年刊行の「脩道館本　史記評林」の序においても、重野安繹が次のごとく述べている。

坊本評林有紅屋八尾舊版、大抵疎謬難讀而八尾版較佳。今此本依仿之。

又、保孝は「伝本考」に、

寛文十三年元刻ノ本今アリヤ。亡友内山孝之助此本ヲ藏ス。評林ニハ點ナシ。五七年以前祝融氏ノ災ニカ、リテ烏有トナル。明和再刊本人間ニ流布多シ。其ノ元刻ノ本ハ評林ノ文字甚ダ小ニシテ大低本文ノ事跡ト相照シテ甚便ナリシナリ。

とも言っているから、保孝のいわゆる元刻とは、現在、坊間に紅屋初刻本として伝えられているものとは、[2]異なるらしい。我々が初刻本と考えているものと、明和・天明の再刻本とを比較すると、序・正文・上欄の注などの体裁はすべて同様で、字体も酷似して居り、文字の異同もほとんどない。唯初刻本は無界、再刻本は有界である。しかもこれを再刻本の異本とは考えない理由は、傍注の有無、ならびに訓の附け方の相違の二点によるのであって、これについては後にふれることとする。

本書は初めに黄洪憲の史記評林首叙を掲げている。これに続く評林序のうち、徐中行序及び茅坤序の体裁は、八尾再刻本の場合と同じく、明板の凌稚隆輯校本と一致する。しかし評林姓氏・讀史総評・史記短長説は、いうまでもなく李光縉増補本と一致する。正文は、秦始皇本紀までは毎半葉十二行、行二十二字で、項羽本紀以下は毎半葉十二行、行二十四字である。[3]上欄ならびに正文中の注には返り点・送り仮名を附けている。正文中にある傍注は、初刻本は採つているが、再刻本ではすべて刪除してゐる。

本書の大きな特色というべきものは、訓のつけ方である。初刻本は和訓を振り仮名して、八尾板のそれに類似しているが、再刻本はそれらを省略し、非常に簡単にしてある。しかもこの様な附け方が、本書再刻本以降、一般に行なわれるようになつたらしく、明治年間刊行の諸本は、八尾三刻本を除いてすべて紅屋再刻本と類を同じくしている。左に数例を挙げる。

4273

（八尾初・再・三刻本、紅屋初刻本）

大最
縣肉
好女
自二太戊一以下中衍之後
大索逐レ客
自二上古一旦來未レ嘗レ有

（紅屋再刻本、明治年間刊行本）

大最
縣肉
好女　（以上殿本紀）
自二太戊一以下中衍之後（秦本紀）
大索逐レ客
自二上古一旦來未レ嘗有（以上秦始皇本紀）

注1　初板の巻末には刊行年月等の木記はない。故に初板刊行の年月は、再板・三板のそれによって知り得るのみである。

注2　今はてき松叢堂書店主酒田勇が、現在希覯の紅屋初刻本と称せられたもの。著者所蔵

注3　保素言う「十二行本八尾ト同ジカラズ」（会本考）

(I) 江戸刊本における文字の異同

江戸時代に刊行した和刻評林本の刊行年月・体裁等に関しては、各板本別に説明したが、文字の異同についてはこれを一括して比較検討し、各板本の傾向について些か考察を試みたいと思う。

江戸刊本は出版者によって分ければ、いうまでもなく八尾板と紅屋板の二系統になる。又、刊行年次よりみると、寛永十三年刊行の八尾初刻本が最も早く、これに続くものは寛文十三年刊行の紅屋初刻本と、その翌年にあたる延宝二年刊行の八尾再刻本の両書である。この両書は刊行年次が殆んど同時期にあるのみならず、内容的にも評林序の体裁・文字の異同等において、極めて近似性が強い。すなわち、八尾再刻本は内容面では八尾初刻本よりも、紅屋初刻本により

4274

近い存在であると断定することも可能である。且つ、天明六年刊行の八尾再刻本は延宝板を踏襲して居り、紅屋再刻本も亦紅屋初刻本をそのまゝ襲っているので、著しい相違けみられない。結局、江戸刊本は内容的には、一は八尾初刻本、一は他の諸刊本の二系統に大別して、更に後者を八尾板・紅屋板に二分して考えることが妥当である。換言すれば、八尾初刻本が、和刻評林本中いかに特異の地位を占めているかを物語っているものとも考えられるのである。

(1) 文字の異同より見た八尾初刻本

八尾初刻本の文字の特色は、明萬曆板を板下に使ったことに起因する。両書の文字には殆んど出入異同がなく、八尾板翻刻時の誤りは非常に少ないが、僅かに見出した例を挙げれば、左のごときものである。

正義　并頭山一名崆峒山　八尾初刻本は「頭」を「頂」に誤る。

正義　擧任用四人皆帝臣也　八尾初刻本は「任」を「住」に誤る。(以上五帝本紀)

正義　齊從貝州過河而西　八尾初刻本は「貝」を誤脱す。(蘇秦列傳)

これらは八尾板の誤刻であるが、稀には意識的に改めたと考えられる例もある。

索隱　則湯谷亦有他證明矣　彭寅翁本・游明本・秦藩本・朝鮮刊評林本・慶長古活字本・八尾初刻本は「他」を「池」に作る。(五帝本紀)

しかし右の例は特異のもので、全般的には八尾初刻本は忠実に明板を踏襲するので、その誤字をも亦そのままうけついでいる。明板評林本の項に記述したごとく、評林本には誤字が相当あり、評林本の価値を低くする一因ともなっているが、八尾初刻本がそのまま踏襲したこれらの誤字を、その後の諸和刻本が他の板本によって訂正している場合も多い。

4275

「史記會注考證校補」においては評林本は八尾初刻本を用いて校合した。故に凌本のみが特異の文字を用い、しかもそれが誤字と推定される場合に、八尾再刻本以下の評林本ではこれを訂正しており、それが他の板本と一致する例は極めて多い。一部を挙げる。

(イ)八尾初刻本のみ他の評林本及び史記評林以外の各板本と異なるもの

「文信侯且仰藥」　八尾初刻本は「文」の字を誤脱する。(短長説)

「大小之神」　紹興本・中統本・毛晉刻集解本・游明本及び金陵本は「大小」に作っているが、その他の板本は「小大」に作り、南化本・楓山本・三條本・梅仙本・狩野本は「大小」と校記している。ただし評林本では明板及び八尾初刻本は「小大」に作るが、八尾再・三刻本と紅屋板はともに「大小」に作る。

索隱　寧我間孔子曰　八尾初刻本は「間」を「聞」に作る。

正義　埋少牢於大昭　八尾初刻本は「埋」を「理」に作る。

正義　醴比大祉　八尾初刻本は「比」を「立」に作る。(以上五帝本紀)

正義　至于衡雍　八尾初刻本は「衡」を「衝」に作る。(周本紀)

「夫搏牛之蝱」

正義　割其血以塗足　八尾初刻本は「搏」を「持」に作る。(項羽本紀)

八尾初刻本は「足」を「是」に作る。(高祖本紀)

(ロ)八尾初刻本と評林本以外の板本の一部とが一致し、他の評林本とは異なるもの

正義　言順四時之所宜　慶元本並びに八尾初刻本のみが「宜」を「置」に作る。(五帝本紀)

(2) 八尾初刻本と、それ以後の和刻本との関係

前述のごとく、八尾初刻本の誤字を後の刊本が訂正している例は多く、前項に示した例は八尾再刻本・三刻本・紅屋初刻本・再刻本等のすべての刊本が改めている場合である。この他に一部の刊本のみが訂正している例も多いので例示する。

(イ) 八尾再・三刻本が改めているもの

索隠　則湯谷亦有他證明矣　彭寅翁本・桑澤本・遊明本・明板評林本・朝鮮刊評林本・慶長古活字本・八尾初刻本・紅屋本は「他」を「池」に作り、八尾再・三刻本は「他」に改めている。

正義・孔文祥云　明板評林本・八尾初刻本・紅屋本は「祥」を「詳」に誤り、八尾再・三刻本が「祥」に改めている。(以上五帝本紀)

正義　共伯使諸侯奉王子靖爲宣王　毛晉刻集解本・柯維熊本・遊明本・南監本・北監本・明板評林本・八尾初刻本・紅屋本は「靖」を「清」に作り、八尾再・三刻本は「靖」に改める。(周本紀)

索隠　俗一作浴　明板評林本・八尾初刻本・紅屋本・金陵本は同じ。他の板本は「浴」を「洛」に作り、八尾再・三刻本も「洛」に作る。(秦本紀)

正義　孤獨毋有犬鵠蒼　慶元本・明板評林本・八尾初刻本・紅屋本は「毋」を「無」に作り、張文虎の「札記」も「各本作無、因毋譌爲毋、而再誤也。」と言っている。八尾再・三刻本は「毋」に改めてある。(秦本紀)

(ロ) 紅屋板が改めているもの

4277

索隠　竝后匹嫡　　慶元本・中統本・游明本・明板評林本・八尾初・再・三刻本は「匹」を「疋」に作る。紅屋初・再刻本は「匹」に改める。

索隠　兩政耦國　　明板評林本・八尾初・再・三刻本は「耦」を「偶」に作り、紅屋初・再刻本は「耦」に改める。（以上周本紀）

以上の事実より次のごとき推論を下すことが出来る。八尾初刻本は明板李光縉増補本を板下に用いてそのまま翻刻した。但しそれは我が国に現存する明板とは多少の異同があり、板下として使用された明板と推定し得るものを、今日目親することは出来ない。次に紅屋初刻本は八尾初刻本を本にし、更に他の板本を参考し校訂刊行した。同じ頃八尾再刻本も、やはり初刻本に基づきつつ、これを校訂刊行した。紅屋初刻本は寛文十三年（一六七三）刊行、八尾再刻本は延宝二年（一六七四）刊行で遅れること僅かに一年である。しかも八尾再刻本の板心に「寛文壬子年刊」（一六七二）とあることによってもわかる様に、両書の翻刻はほとんど同時期に行なわれたのであり、しかも互に見る機会はなかったであろう。従つて両書は互に影響されることはなかったが、ともに八尾初刻本に基づいたが故に、その校訂の結果が一致する場合も多い。勿論、一方では紅屋板のみが、或いは八尾板のみが見落して未訂正に終ったものもある。なお、明治年間の和刻本は八尾再刻本・紅屋板等を底本にしているものが多いので、結果的には八尾初刻本の誤字を改めている場合も多い。数例を挙げる。

正義　至于衡雍　　八尾初刻本は「衡」を「衝」に作るが、八尾再・三刻本・紅屋板は言うまでもなく、鞭牧本（後述）以下の明治諸刊本も皆「衡」に作る。（周本紀）

正義　十六国春秋云　　八尾初刻本は「十」の字なし。他の江戸刊本・明治刊本はともに「十」の字がある。

正義　孤獨母有犬鴈蒼　八尾初刻本・紅屋本は「母」を「無」に作るが、他の江戸刊本・明治刊本は「母」に作る。（以上秦本紀）

以上は、明板を踏襲した八尾初刻本の誤字を、八尾再刻本以下の刊本が訂正している場合であるが、一方では、これらの和刻本が新たに誤り刻した文字も実に多く、全体的に見れば、それは八尾初刻本の誤字を遙かに凌駕している。

(ハ)八尾再刻本が誤り刻しているもの

正義　以從大風雨　八尾再刻本は「從」を「縱」に作る。（五帝本紀）

正義　姑其吉反　「吉」を「古」に作る。（五帝本紀）

「百里傒讓曰」　「傒」を「奚」に作る。

「公孫支言」　「孫」を「猻」に作る。（以上秦本紀）

「卿李斯」　索隱　吾聽子計　「李」を「季」に作る。（秦始皇本紀）

「計」を「討」に作る。（劉敬叔孫通列傳）

「萬石張叔列傳」　「叔」を「毋」に作る。

(ニ)紅屋初刻本が誤り刻したもの

集解　何休曰　「休」を「体」に作る。（齊太公世家）

「昭侯私許」　「昭」を「招」に作る。（晉蔡世家）

索隱　在滿坂非也　「坂」を「坂」に作る。（晉世家）

「天開之矣」　「天」を「夫」に作る。（晉世家）

4279

索隠　三十三年遷于呉　「于」を「手」に作る。（越世家）
「以分與知友郷黨」　「友」を「反」に作る。（越世家）
このような機械的誤字は非常に多く、殊に紅屋板の校訂は杜撰である。

(3) 紅屋初刻本と再刻本との関係

紅屋板の再刻本は初刻本を板下に用いているので、八尾板の場合のごとき大きな異同は見られないが、機械的な誤りを犯しているものはある。

「搏心揣志」　初刻本は「搏」の字を「博」に作り、再刻本は「慱」に作る。（秦始皇本紀）
「而孺子少」　再刻本は「孺」を「儒」に作る。（齊太公世家）
「今子將以欲誅殘天下之天主」　再刻本は「今」を「人」に作る。（楚世家）

右のごとき誤のある一方、初刻本の誤を正そうと意図して改めた例も見出される。

正義　案北方幽州陰槃之地　慶元本・秦藩本・明板評林本は「地」を「也」に作る。従つて八尾初刻本・紅屋初刻本も「也」に作るが、紅屋再刻本は「地也」の二字に作る。（五帝本紀）

集解　公羊傳曰奏丘之會　紅屋初刻本は「丘」を誤つて「在」に作り、再刻本は「立」に作つている。（齊太公世家）

「昭侯私許」　初刻本が「昭」の字を「招」に誤り作つていることは前項に述べたが、再刻本はこれを「蔡」に作る。（管蔡世家）

これらは再刻本が体裁・文字等すべてに亘つて、初刻本を踏襲しながらも、偶々誤字と判じ得るものを訂正しようと意

図した例である。しかし、このような意図をもつて行なつた校訂が、却つて誤りを重ねる結果となつている事実は、再刻者がよい板本をもつて参校したのではないことを暗示している。

(ハ) 明治刊行の史記評林の概観

(1) 明治刊行の評林本の性格

明治二年「鶴牧修来館本」の刊行を魁として、史記評林の刊行は非常に盛んになつたが、後掲の表の示す如く、それが明治十二年より十六年に集中しているのは興味深い。

これら諸本の、刊行動機並びに板本としての性格の共通面を探る時、先ず第一に挙げられるのは、文字の校訂である。明治十二年に、天明再刻本を板下として八尾三刻本が刊行されたこと、同十三年刊行の奥田遵校正本も亦同様に、八尾再刻本を板下としている事実、又十四年刊行の「脩道館本」の序に、重野安繹が少年の頃、八尾板を入手し難く非常に苦労したことを回顧している文章等は、皆八尾板が如何に珍重されたかを物語るものである。かゝる事実より、明治諸刊本の校訂の目標も亦、一応八尾板におかれたものと推察し得る。実際にこれら明治刊本と八尾板とを対校すると、八尾初刻本、或いは再刻本と一致する傾向が顕著である。しかし、初刻本並びに再刻本の誤字は、意外によく改められており、(この例は江戸刊行本の項に一部挙げた。)評林本以外の板本によつて、校訂したと推定し得るところもある。

例えば、

「相国呂不韋鴆毒免」(秦始皇本紀)において、各板本は「鴆」に作るが、評林本では明板・江戸刊本を問わず、すべて

4281

「繆」を「繆」に作る。しかし、評林本の正文の傍注に「一本繆作誉」とあり、この注文の文字はいずれの評林本も「繆」に作つている事実は、傍注を書き入れた当時の底本は、正文も「繆」に作つてあつたと考えられる。和刻評林本では、江戸刊本はすべて「繆」に作つているが、明治刊本は「鶴牧本」以下「八尾三刻本」その他皆「繆」に改めてある。この他にも、評林本に共通する誤刻が訂正されている例もいくつか見出されるので、文字校訂の面では明治和刻本は相当の効果を収めている、と結論することも可能である。

第二の特色は訓点で、各加訓者の苦心が払われている。共通点としては、文字の異同は前述の如く八尾板に近いが、訓点では八尾板風に和訓を振り仮名する方法をとらず――八尾三刻本は別として――紅屋再刻本に似ていることである。

第三の特色は、評林以外に校語その他を附加しているもののあることで、奥田遯・藤沢南岳・有井進斎等の訓点本がこれに当る。これは江戸刊本には見られぬ新しい傾向として特筆すべきであろう。

(2) 鶴牧藩刻　増訂史記評林　全五十冊

薄黄色表紙、明治二年、東京玉山堂より発行、明治刊本としては最初の発行である。鶴牧修来館に版を蔵するので世に鶴牧本と称せられている。

巻首に大蔵種樹の新刊史記序、次に王世貞の史記評林序がある。茅坤序・徐中行序の終りの年号記載の体裁は、明板李光縉増補本に等しい。正文は毎半葉十一行、行十九字、有界、注及び上欄の評林には返り点のみを附けている。板心は魚尾の上に「増訂史記評林」と記し、下部に「修来館蔵」の文字を見る。

本書は鶴牧藩主水野忠顧の命をうけて、田中篤実・豊田一貫・本多政辰・関利器・大多和堯則・直井義方等数人が校訂した。文字の異同は八尾再刻本に一致する場合が多いが、これを底本に用いたと断じ得る程の近似性を示してはいない。

(3) 奥田遵校正　校字　史記評林　全五十冊

小豆色表紙、明治十三年十二月刊行、出版人は別所平七で、表紙の裏には「同人有志梓」とのみ記す。序を二分して巻首と巻尾とに各一冊を置き、その序の配列順序も他の板本とは異なる。巻首の一冊には、初めに島田重礼の「新刊史記序」があり、続く史記評林序の年号記載の体裁は明板凌稚隆本と等しい。次いで索隠序・索隠後序・補史記序・正義序・集解叙・正義論例があり、この次に引用書目・凡例目録がある。巻尾の一冊は読史総評・短長説、次いで正義謬法解・列国分野・譜系・地図・評林姓氏がある。本書は八尾再刻本を板下にしているので、字体の酷似するは勿論の事であるが、板心の「八尾友春」の白抜文字のある部分は、黒く塗りつぶして黒口にしている。序の部では評林序・凡例・読書総評・短長説のみは八尾板を襲っていない[1]。又訓点、殊に仮名の振り方は和訓を加えることはなく八尾板とは類を異にする。巻の首には「凌稚隆輯校」「李光縉増補」と並べて「日本　奥田遵校正」と刻している。

凡例の末尾に、

史記世乏善本、索隠正義等文字頗多誤謬。今据皆川洪園先生振柁、中井履軒先生雛題、以訂其訛、附鄙見於其間、併掲之欄上。但以紙幅有限、不復一一識別。他日当作一書以審之。

4283

明治十二年十二月　長尾後学　滝淑奥田遵識

とある如く、評林の上に更に欄を設けて、中井履軒の史記雕題を摘録し、奥田遵の校語をも記している。

(4) 藤沢南岳訓点　校訂史記評林　全五十冊

明治十四年五月、浪華同盟書楼刊行になる、黄色表紙、縦十八・五糎、横十三糎の小型本である。初めに重野安繹・南摩綱紀・亀谷省軒の序があり、続いて南岳の自序がある。又巻末には清の葉松石の跋文があり、「光緒七年夏」と記してある。

茅坤・徐中行の評林序は、ともに明板李光縉増補本に倣っており、地図は三色刷とし、最後に清全国地図を附している。正文は毎半葉十一行、行二十字、有界にて、返り点・送り仮名を施しているが、上欄の評林には返り点のみをつけている。又、評林の他に南岳の校語を上欄に記しているのは、本書の特色とすべきである。校語は各巻一〇～四〇条位であるが、太史公自序は最も多く百六十一条を数える。その内容は諸家の註釈を折衷採択して居り、南岳の父東畯と往来のあった森田節斎の著わす「太史公序賛蠡測」の説を多く摘録している。又文字の異同に関する説も少数ある。本書の正文の文字の異同は、多くは八尾三刻本に類似している。

(5) 脩道館刊行　増訂史記評林　全二十七冊

二十七冊の中、乾・坤の二冊は序で、本文は二十五冊である。明治十四年十月、大阪脩道館刊行になる青色表紙の鉛印本で、大郷穆・伊地知貞馨が訓点を附している。まず重野安繹の序、次いで王世貞等の評林序で、茅坤序・徐中行序

共に年号記載の体裁は明板李光縉増補本に等しい。目録は読史総評の前にあり、葉数は乾・坤ともそれぞれに通葉数になつている。正文は毎半葉十四行、行二十二字、正文・注文共に返り点・送り仮名をつけているが、上欄の評林には送り仮名がない。正文中の傍注は一切削除している。安繹の序によれば

山田栄造与同志商謀、以聚珍印行諸書……而八尾板較佳。今此本依之、訂文字、正訓点、非復旧版之比。……

とあつて八尾板に倣つたことが明らかである。実際に文字の異同を検すると、八尾再刻本及び三刻本に近く、鵜牧本に似ている場合が多い。又、仮名の附け方は八尾板の如き和訓はなく、紅屋板及び他の明治諸刊本に似ている。

(6) 鈴木義宗訓点　明治新刻　史記評林　全三十九冊

明治十四年刊行、黄色表紙、縦十八・五糎、横十三糎の小型本で、体裁は藤沢南岳訓点本と似ている。訓点・出版ともに鈴木義宗で、正文は毎半葉十二行、行十八字、正文・注文共に訓点をつけるが、上欄の評林は返り点のみをつけている。

(7) 補標　史記評林　全二十五冊

黄色表紙、鉛印本。明治十六年六月、[2] 東京の報告社より刊行した。

巻首に島田重礼の新刊史記序、岡本監輔の史記補標序があり、次に史記評林序があり、これは明板李光縉増補本と体裁を同じくする。正文は毎半葉十三行、行二十四字、有界にて、訓点をつけているが、注は返り点のみであり、上欄の評林は無点である。

4285

本書は、徳島藩の柴碧海の門下の岩本贅庵の弟子である、進斎有井範平（補標序の撰者岡本監輔は同門の友である）が文字の校訂と補標を行なっている。補標は古今諸家の説を折衷し、間々私見を以つて補ったもので、欄外に記し、板心の上部で欄外に相当する所に、「補標」の二字を記している。引用する説は、主として陳仁錫・呉斉賢・陳子竜・鍾惺・鄧以讃・徐孚遠等のもので、殊に陳仁錫・呉斉賢の二者が多く、その間に「範按」として自説を加えている。又正文の行間にも時々短い注を入れてある。文字の異同は八尾再・三刻本に非常に近い所から、八尾再刻本を底本にしたものと認められる。

(8)　鳳文館刊行　増補史記評林　全二十五冊

明治十六年九月刊行、黒色表紙、縦二十三糎・横十五糎のやゝ小型の本である。

序における特徴は、徐中行の評林序の終りに印と「序畢」の二字のないことである。正文は毎半葉十三行、行二十八字で、返り点・送り仮名をつけているが、注文と評林には返り点のみをつけてある。

本書の斠校は、石川鴻斎・巌谷修・岡千例による。しかし、正文のはじめに「呉興　凌稚隆輯校」「温陵　李光縉増補」の文字に続けて、「崑山　歸震川評點」「桐城　方苞増評」の二行を加えていることによっても明らかなごとく、帰震川（帰光有）と方望渓（方苞）の評語を増し、上欄の評林に並べて

補　方苞曰　　補　歸有光曰

として記載している。この増補された注の量は巻によつても異なるが、本紀の場合を例にとるならば、まず震川の説は、夏本紀・周本紀・秦始皇本紀・高祖本紀に各一条、秦本紀三条・項羽本紀七条を数え、方苞の説は、五帝本紀・周

4286

本紀に各一条、項羽本紀・呂后本紀に二条、秦本紀・高祖本紀・孝文本紀に三条、秦始皇本紀に六条を見る。なお、「史記会注考証」の著者の瀧川龜太郎氏は、はじめは本書を底本に用いて研究した。

注1 評林序は横山小室正の筆で、王世貞序は毎半葉九行、行十八字、茅坤序は毎半葉九行、行十七字、葆中行序は毎半葉十行、行十九字である。これに対し八尾板は毎半葉九行、行十七字である。凡例・読史総評・短長説は誰の筆によるものかは不明であるが、八尾板とは字数・字体ともに異なる。

注2 表紙の裏には、明治十六年六月新刊とあるが、巻末には、明治十六年四月廿日版権免許、同十八年七月六日出版とある。

(附) 史記評林資料一覧

(発行年月日)	(書名通称)	(輯校者・発行者)
1576	「史記評林」凌稚隆輯校本（万暦初刻本）	明 呉興 凌稚隆(輯校)
明・万暦四年	「史記評林」(異刻本)	不明
明	「史記評林」李光縉増補本	明 温陵 李光縉(増補)
1636	「史記評林」(八尾初刻本)	八尾助左衛門(発行)
日本・寛永十三年九月	「新刊校正 史記評林」(紅屋初刻本)	不明
1673 寛文十三年二月		

4287

1674	延宝二年夏	「新版考正　史記評林」（八尾再刻・延宝本）	八尾友春（発行）
1770	明和七年三月	「校正再板　史記評林」（紅屋再刻・明和本）	世裕堂（発行）
1786	元明六年	「新刻校正　史記評林」（八尾再刻・天明本）	須原屋茂兵衛以下五名（発行）
1789	天明九年一月	「校正再板　史記評林」（紅屋再刻・天明本）	浪華書林（発行）
1869	明治二年	「増訂　史記評林」（鶴牧本）	鶴牧落士田中篤実他数名（校訂） 玉山堂（発行）
1879	明治十二年	「明治三刻　史記評林」（八尾三刻本）	豊田宇左衛門他四名（発行）
1880	明治十三年十二月	「校字　史記評林」（奥田遵校正本）	奥田　遵（校訂） 別所平七（発行）
1881	明治十四年五月	「校訂　史記評林」（藤沢南岳訓点本）	藤沢南岳（校訂） 浪華同盟書楼（発行）
〃	明治十四年十月	「増訂　史記評林」（脩道館本）	大郷穆・伊地知貞馨（校訂） 脩道館（発行）
〃	明治十四年	「明治新刻　史記評林」（鈴木本）	鈴木義宗（校訂・発行）

〃	1883	「補標　史記評林」（有井本）	有井範平（校訂） 報告社（発行）
	明治十六年六月	「増補　史記評林」（鳳文館本）	石川鴻斎他二名（校訂） 鳳文館（発行）
	明治十六年九月		

(五)　史記集解索隠正義一百三十巻　清乾隆四年武英殿校刊本

清乾隆四年（一七三九年）武英殿校刊本。

毎半葉十行，行二十一字。注双行，行二十一字。白口，左右双辺。

このテキストが，世に「殿本」と称されているもので，清の官刊二十四史の中に収められている。巻首に史記集解序，索隠序，索隠後序，正義序，正義論例識法解の順に，序の類があり，ついで目録に続き，その後に「史記目錄考證」が付され，底本とした北監本の序などの配列の順序を正した理由を述べている。ついで史記の本文である「五帝本紀」に続き，司馬貞の「補三皇本紀」及び「補史記序」は巻末に付されている。又，毎巻の末尾に，それぞれ「考證」がつけられており，張照，陳浩，齊召南，孫人龍，杭世駿らの説が含まれているのが，このテキストの大きな特徴である。張照の「考證」の跋語には，

「――前略――謹就所聞諸師反見諸傳記者爲之考證，以附卷末，其注有三，曰集解，曰索隱，曰正義。世固皆無全本，就世所傳本博考詳校，蓋比明監本增十之六，然猶未全也。其於曰刊之後，復捜得之者則又見於考證中，以補其遺。顧三注文字益多舛訛，雖據所聞稍加駁正入考證，然不能無罣漏也，要之較明監本則不可同年矣」

4289

と述べられており、明代の監本に比較して、このテキストの優秀さを誇っている。

このテキストが明代の監本を底本としたことは、次の如き例を見ても明らかである。

「九載功用不成」の正義注「爾雅釋天云」（五帝本紀）　南北の監本及び殿本は、「天」を「文」に作っている。

「堯大祖也」の正義注「黃帝神斗注云」（五帝本紀）　南北の監本及び殿本は、この注六字なし。

「民不堪命矣」の集解注「召康公之後」（周本紀）　南北の監本及び殿本は、「公」を「王」に作っている。

しかし、監本をそのまま襲ったのではないことは、前記の張照の跋にも見られる通りであるが、特に監本に正義注の刪節がはなはだしかったものを、殆んど補正している。例えば、

「子帶立爲王」の正義注「左傳云、周與鄭人蘇忿生十二邑、温其一也」（周本紀）　南北の監本には、この注はないが、殿本にはある。

「伐馳道樹殖蘭池」の正義注「案馳道、天子道、秦始皇作之、丈而樹」（秦本本紀）　南北の監本には、この注はないが、殿本にはある。

「段出弁鄴」の正義注「音偃」（鄭世家）　南北の監本には、この注はないが、殿本にはある。

などが、それであって、この種の例は、全く枚挙にいとまがない。これらの補正が、どのようなテキストでなされたかについては、四庫全書提要に、

「――前略――其他一兩字之出入、殆千有餘條、尤不可毛擧、苟非寶澤王氏刊本具存、無知監本之妄刪也」

と述べていることによって明らかな如く、前述の黃善夫刊本の覆刻である「王本」によったのであろう。ただ、奇妙なことに、殿本の正義は、完全に王本とは一致せずして、王本が黃善夫刊本を覆刻する際、何らかの事情で脱落した正義

4290

注などが、殿本には存するかと思うと、逆に、王本に存する正義注でも、殿本に於いて脱落しているものが少なくないのである。例えば、

「此之三凶」の正義注「此以上四歳、皆左傳文、或本有、竝文次相類四凶、故書之、恐本錯脱耳」（五帝本紀）　王本には、この注が存するが、殿本にはない。或いは、殿本では、この正義に誤脱があるとして、意識的に削ったものか。

「遂殺幽王驪山下」の正義注「在雍州新豐縣南十六里」（周本紀）　王本には、この注が存するが、殿本にはない。

「其北治大池漸臺」の正義注「顔師古云、漸浸也、臺在池中、爲水所浸、故曰漸臺、按王莽死此臺也」（秦武本紀）　殿本には、「漸臺」の「臺」の字が脱するだけで、この注が存するが、王本にはない。

などが、それである。この点については、すでに張元済も注目しており、特に、殿本に正義の脱落が少なくない点に隠の脱落などについても、殿本は、その殆んどを補い正している。例えば、

「舜乃在璿璣玉衡」（五帝本紀）　監本では「在」の字を「作」に誤っているが、殿本は訂正している。

「於是乃權授舜」（五帝本紀）　監本は、この六字及びこれに付された索隠・正義の注を誤脱しているが、殿本では全て補われている。

などが、それであって、この種の例もまた枚挙にいとまがない。

以上、論じ来たった諸点は、いちおう殿本の善本たる面を述べんとしたものではあるが、それらは、いずれも明代の監本と比較してのものであって、殿本の善本たるゆえんの、いわば消極的な面を述べたに過ぎない。殿本の善本たるゆ

4291

えんの、いわば積極的な面は、何といっても、類書引の史記や左伝・国語・戦国策・漢書などの正文や注文で史記に関連のある部分などと現行の史記の正文や注文を対校するとか、現行の史記の中で、異なった箇所にある同じ事件や人名などの記載を比較するとかという、いわゆる考証学的な技術を駆使して、史記の正文や注文の誤りと思われる点をかなり訂正していることである。ただ、こうした場合、原則的には、各巻末の「殿本考證」に、その訂正した理由が記されているべきであるが、多くは、それが見られないのは、奇妙な感を抱かせる。いま、殿本が考証学的操作をもつて訂正したものは、枚挙にいとまがないが、次にそれらの例の一部を掲げる。

「九載功用不成」（五帝本紀）　殿本・金陵本、それによった「會注考證」のみ「載」で、他本は全て「年」に作つている。巻末の「考證」には、「載監本作歳正、義詳釋載字義、則本文不得歳也今改正」とあり、正義注によつて、改めている。

「百獸率舞」の正義注「服不服之獣」（五帝本紀）　殿本・金陵本、及びそれによった「會注考證」のみが上記の如くであつて、他本は全て上の「服」の字なし。周礼の注によつて補つたものか。

「既齔而遺之」の集解注「女七歳而毀歯」（周本紀）　殿本・金陵本、及びそれによった「會注考證」のみが上記の如くであつて、他本は全て「歯」の字なし、国語の注によつて補つたものか。

「殺其將景快」（秦本紀）　殿本のみ「快」を「缺」に作つている。「六國年表」及び「楚世家」によつて改めたか。

などが、それである。そして、これらの校訂増補は、場所によつては、たまたま当を得ていないことはあつても、おおむね史記の正文・注文に亘つて、よりよく理解させてくれるものとなつている。特に、次の如き例は、その顕著なものである。

「猶日述惕」（南本紀）　高山寺蔵の古鈔本・殿本・金陵本、及びそれらによつた「會注考證」のみが上記の如くであつて、他本は全て、「日」を「曰」に誤つている。殿本は群書治要引史記などにより改めたのであろう。

「斟氏戈氏」（夏本紀）　高山寺蔵の古鈔本と殿本のみは、上の「氏」の字がない。上文の索隱注に「又下云斟戈氏」とあるのによつて、上の「氏」を削つたのであろう。これは錢大昕が、「索隱本、斟氏戈氏作斟伐氏、卽斟灌也、戈灌相近、上氏字衍」（廿二史攷異）と述べている如く、古鈔本・殿本を是とすべきであろう。

「後十年而崩」（周本紀）　高山寺蔵の古鈔本及び南化・楓山・三条本などの古本と殿本のみ「十」を「七」に作つている。「殿本考證」には、毛詩文王疏・尚書武成疏などを引きつつ、「監本七字皆訛作十字、今具改正」と述べている。これは桑玉繩が「……因攷此云後十年、乃後七年之譌……」（史記志疑）と述べている如く、古鈔本・古本・殿本を是とすべきであろう。

以上の例で、特に注目しなくてはならないのは、殿本のみの異同が、我国伝来の古鈔本あるいは古本と一致していることである。殿本の校訂者は、それらの古鈔本・古本を目睹し得る可能性は全くないわけであるから、少なくとも、これらの例においては、彼らの考証学的技術の確かさに驚嘆せざるを得ない。そして、当然ここにこそ殿本のテキストとして特徴が存するのである。

このテキストは、たいへん広く流行し、同治八年に広東の蔣古堂から覆刻本が刊行されたのを始として、飜刻されたもの、及びこれを底本として印されたものは、非常な数にのぼつている。ただ乾隆四年の原刻本は今日あまり残つていない。近くは静嘉堂文庫に一本を存する。

4293

(六)　史記集解索隱正義一百三十卷　金陵書局刊本

清同治九年（一八七〇）金陵書局刊。清唐仁壽、張文虎校本。

本書は、「史記會注考注校補」の校勘に用いた史記のテキスト中、最も新しいものであると共に、今日目睹することのできる史記の板本の中でも最も新しいものである。

全書二十冊。第一冊第一葉表に「史記集解索隱正義合刻本」という大圖記があり、裏面に「同治五年首夏金陵書局校刊、九年仲秋畢工」の小圖記がある。次葉から「史記索隱序」が始まり、以下「索隱後序」、「史記正義序」、「論例」、「論法解」、「史記集解序」、「史記目錄」と続く。[1] 正文は「五帝本紀」から始まり、「補史記序」及び「三皇本紀」は不載。[2]

黒口で四周双辺。板心魚尾の下に「史記幾」と巻数を記し、下の魚尾の上に各巻の頁数を記す。各巻の初は改葉し、第一葉第一行に、小題を上に大題を下に記す。また各巻の末葉末行下半に大題を記す。毎半葉十一行、行二十二字、注双行、行二十二字。

本書は、善本と目される一書を選んでその忠実な覆刻といった類のものではなく、当時目睹することのできた種々の板本を校合し、先人の考証学者の説を斟酌しつゝ、適宜正文及び注文を改めてできたもので、いわゆる校本である。そして、その異同や取捨撰択の由る所などは一括して「史記集解索隱正義札記」として本書に付刊されている。校勘には張文虎、周学濤、唐仁寿等があたっているが、本書が発刊される顚末については、「史記札記」巻末に記されている同

4294

治十一年の張文虎の跋文[3]に詳しい。

「史記自漢已殘缺譌亂、迄今又千數百年、展轉傳寫、積非成是、蓋有明知其誤而不能改者矣、裴氏集解序稱宋經傳百家并先儒之說、豫是有益、悉皆抄納、今史文之下、著注寥寥、大非完帙、惟索隱有汲古閣單刻、所出史文、每勝通行之本、然其注改宋本大字爲小字、顔有混淆、又或依俗本改竄、反失小司馬之眞。張氏正義僅存於南宋以來之合刻本、刪削既多、舛誤彌甚、三家注又有互相重複錯亂者、光是嘉興錢警石學博泰吉、嘗彙校各本、歷三十餘年、點畫小殊、必詳記之、烏程周縵雲侍御學濬、借其本過錄、擇善而從、同治五年春、請於署江督丁中丞日昌、以屬學博高弟海寧唐端甫文學仁壽覆校付刊、及明年春、相侯湘鄉曾文正公自淮北回金陵、命文虎同校、文虎與侍御及唐君畿、以新刊史文及注皆不主一本、恐滋讀者疑、請於刊竣之後、附記各本同異及所以去取意、文正頷之」

また

「所記異同、大半取裁於錢校本、其外兼采諸家緒論、則梁氏志疑、王氏攟志爲多、間附文虎與唐君管見所及、不復識別、其有偶與前賢暗合者、悉歸之前賢、以避攘善之譏」

思うに、正文の残欠錯乱については、徐廣の昔から論ぜられることすでに久しいのであるが、集解・索隠・正義の三注の錯乱は正文のそれにもまして一層甚だしく、その校訂は当然なされなければならない状態であった。一方、明末から清初にかけて、毛晉の汲古閣をはじめとして、多くの史記の板本が刊行され、また宋刻の残本などを校勘する気運が高まっており、それらを総合的に校較しようと試みたのが銭泰吉であった。しかし、書を成すに至らずして、その業は周学濬に受け継がれた。そして更に曾国藩の命をうけた張文虎が、李鴻章の幕友である唐仁寿と共に、銭泰吉の校本を

4295

もとにして、新しく数種の板本及び校本を校合し、先人の考証学者の諸説を援用して大成したものが本書である。

先にも引用した如く、校勘上の本書の基本的方向としては、「新刊史文及注、皆不主一本」ということであり、「擇善而従」ということであった。そしてこの立場は個々の異同を吟味する際に守られていることは勿論であるが、全般的には

(一)本文校訂の際、宋本及び単索隠本を尊重している。

(二)集解は毛晉刻本を、索隠は単索隠本を、正義は王延喆本を底本にしている。

という二事に端的に表われている。すなわち、北宋・南宋の諸刻及び北宋大字刊本の覆刻である単索隠本は、元明の諸刻に比してより正文の旧を伝えるものと言い得ようし、集解・索隠両注に関しては合刻本に収められているものよりも、集解は宋本の覆刻と考えられる毛晉刻本が、索隠は索隠単行本がより古い姿を留めていると考えられる。また単本の存在しない正義に関しては、当時親見することのできた最古の三注合刻本である王延喆本所収の正義に基本的に依拠しており、三注各々底本を異にしている。このような立場は従来の合刻本には全然みられないことである。すでに総説においてものべた如く、黄善夫本の覆刻である彭寅翁本・王延喆本・柯維熊本等は勿論のこと、凌稚隆評林本・武英殿本等も、それぞれ個々の特色は充分に備えておりながらも、基本的には先行する板本を踏襲するものであり、三注合刻本グループの外に出るものではない。

このように、本書は特定な一書に拘泥することなく、極めて自由な立場で本文並びに注文の底本を選び且つ校訂をしているのであるが、本書の校訂に用いられた史記の板本並びに校本は、「札記」によれば次の諸本である。

(一)　銭泰吉の校録本によっているもの

4296

北宋本　諸城劉燕庭方伯喜海所藏集解殘本之二、桓字不避、知爲北宋刊本

宋本　集宋殘本之二、但有集解、桓字慎字不避、蓋亦南宋以前刊本、今統稱宋本以爲別。

南宋本　集宋殘本之三、有集解・索隱、桓字慎字避缺

南宋建安蔡夢弼刻本

元中統本

明南雍本　有集解・索隱・正義・多刪削

明秦藩刻本　莫大令藏本、有集解・索隱・正義、首有嘉靖十三年秦藩鑑抑道人序、大致同王本

(二)　張文虎、唐仁齋が新たに校合したもの

常熟毛晉刻集解本

毛刻單行本索隱

明震澤王延喆翻宋集解索隱正義合刻本

舊刻本、上海郁氏藏本、字形古樸、襍采集解索隱頗略、似元明間刊本、無序跋年月、卷尾多缺壞、蓋書佔去之、以充宋本、今不敢定、祇稱舊刻本

明豐城游明刻本

明金臺汪諒刻本　柯維熊校本

明吳興凌雅隆刻本

錢唐汪小米舍人遠孫校宋本

4297

海寧吳子撰春照校柯本
乾隆四年經史館校刊本

右の史記諸本の外、漢書をはじめ芸文類聚・群書治要・冊府元亀・太平御覧等の類書を援用したり、王念孫・梁玉繩・銭大昕・四庫全書考証等の先人の諸説を参照して校訂の資としていることは注目に値することであろう。

以上は、本書の成立及び内容の概観であるが、次に正文並びに注文について少しく詳しく考察し、本書のもつ校勘学的性格を明らかにしておこう。

(イ)　正文について

既にのべた如く、本書の校訂には多種の板本・校本が用いられているのであるが、特に注目すべきことは、毛晉刻単索隠本及び宋残本・毛晉刻本等の集解本によって大幅に今本の正文を改めているということである。このような個所は各巻に亘ってみられ詳しくは校勘記を参照していただきたいが、次の如きはその一例である。

毛晉刻単索隠本に従うもの

「莫長焉」(考文本記)　金陵本・索隠本同じ。各本「莫」の下に「不」の字がある。札記に「各本莫下衍不字、索隠本無、與漢書合、考證據刪、志疑說同」とある。また、延久鈔本・楓山・三条・狩野の諸古本も「不」の字がない。

「三侑之弗食也」(禮書)　金陵本・索隠本同じ。各本「侑」を「宥」に作る。札記に「索隠本侑、與荀子合、各本作宥」とある。

「大而寛」(吳太伯世家)　金陵本・索隠本同じ。各本「寛」を「婉」に作る。札記に「索隠本寛、與注合、各本作婉、蓋依左傳改、拾遺志疑說同」とある。

「猶有感」（呉太伯世家）金陵本・索隠本同じ。各本「感」を「憾」に作る。札記に「索隠本感、各本作憾、蓋依今本左傳改、雜志云、襄二十九年左傳釋文作感」とある。[5]

「崔杼毋歸」（齊太公世家）金陵本・索隠本同じ。各本「毋」字なし。札記に「索隠本有毋字、各本脱、竝删索隠。[6]宋本徑作無、亦與索隠不合、蓋史記古本無字多作毋、故小司馬音無也、攟志云、左傳至則無歸矣、呂氏春秋慎行篇崔杼歸無歸」とある。[7]今按ずるに、井々本・「毋」を「無」に作り、殿本「毋」の字を補う。

「遇孟武伯於街」（魯周公世家）金陵本・索隠本同じ。各本「街」を「衢」に作っている。札記に「索隠本街、各本作衢、辨見攟志」とある。

「與大梁鄲」（魏世家）金陵本・索隠本同じ。各本「鄲」を「鄽」に作る。札記に「索隠本鄲、蓋所見史本如此、今本竝作鄽、後人依策改、又改索隠文以就之。[8]」とある。[9]

「字聃」（老子韓非列傳）金陵本・索隠本同じ。各本この二字を「字伯陽諡曰聃」に作る。札記に「據索隠本、各本作字伯陽、諡曰聃、雜志云、經典釋文序錄・文選征西官屬送於陟陽侯詩注・游天臺山賦注・反招隱詩注・後漢書桓紀注竝引史記字聃」とある。

「後十三歳」（孫子呉起列傳）金陵本・索隠本同じ。各本「二」を「五」に作る。札記に「各本作十五年、今依索隠本、攷異云、當作十三」とある。また瀧川氏は「桂陵役齊威二十六年、魏惠十八年、馬陵役齊宣二年、魏惠三十年、相去正十三年」と索隠本の正しいことを考証している。

「據衝取卷」（蘇秦列傳）金陵本・索隠本同じ。各本「取」の下に「洪」（毛本潤）の字がある。札記に「索隠本出此四字、各本作取洪卷、毛本作取潤卷、攟志云、洪字後人加之、史作取卷、策作取洪、正義但言守衝得卷、則無洪字明矣」と

あり、雜志の説に従っている。

「莊襄王所母華陽后爲華陽太后」（百衲本列傳）金陵本・索隱本同じ。各本「所」の下に「養」の字がある。札記に「各本所下有養字、索隱本無、雜志云、後人妄加」とあり、雜志では「莊襄王乃夏姬所生、而華陽后爲夫人時、立以爲適嗣、故曰莊襄王所母華陽后、對下文眞母夏姬而言、養字後人妄加」と考証している。

北宋本・宋本・毛本等の集解本に従うもの

「至於岱宗崇」（五帝本紀）宋本・毛本に従う。各本「崇」を「柴」に作る。

「蒙羽其藏」（夏本紀）毛本に従う。他本「藏」を「蟄」に作る。今按ずるに、景・井・蜀・紹の諸集解本また「藏」に作る。

「維箇路槁」（夏本紀）毛本に従う。各本「路」を「輅」に作る。

「不可遂」（秦紀）宋本・毛本に従う。各本「遂」を「聽」に作る。

「長四丈末兌」（天官書）北宋本に従う。各本「丈」を「尺」に作る。札記に「北宋本與晉志及上正義合、各本誤尺」とある。

「前方而後高者兌後兌而卑者卻」（天官書）北宋本に従う。各本この十三字を「前方而後高（凌稚本後高互倒）兌而卑者卻」に作る。札記に「北宋本與漢志同、凌本作前方而高後兌而卑者卻、則晉志同、中統・游・王・柯・毛無者兌後三字」とある。

「國以靜靜」（天官書）毛本に従う。各本「國」を「國」に作る。札記に「毛本國、與漢志合、各本誤國」とある。

「所墮及望之如火光」（天官書）毛本に従う。各本「及」の下に「炎火」の二字がある。札記に「各本及字下衍炎火二字、毛本無、單本索隱出炎火星三字亦誤、漢志并無及字」とある。

「湯奏當異九卿」（平準書）　北宋本に従う。各本「當異」の二字互倒。札記に「北宋本與食貨志合、各本誤倒」とある。また後の「諸官益雜置多」（各本「雜」を「新」に作る）、「欲留留處」（各本下の「留」を「之」に作る）、「以除告緡」（各本「告」を「占」に作る。以上三例全て平準書）などは、いづれも漢書食貨志に合する北宋本に従っている。

「平王幼抱其上而拜壓紐」（楚世家）　宋本に従う。各本この十字を「平王幼抱而入再拜壓紐」に作る。札記に「宋本如此、各本抱其上而拜五字作抱而入再拜」とある。

「今孔丘述三五之法」（孔子世家）　宋本に従う。各本「五」を「王」に作る。札記に「宋本五、各本誤王、志疑云、文選東都賦・劉琨勸進表・王融曲水詩序・袁宏三國志名臣贊・李景運命論李善注引皆作五」とある。また南化・楓・梅の諸古本も「五」に作っている。

「傳中稱三王世家」（三王世家）　宋本・毛本に従う。各本「傳」の上に「列」の字あり。

「馳三軍法何」（司馬穰苴列傳）　北宋本に従う。各本この五字を「軍中不馳今使者馳云何」に作る。

「取六與瀘」（伍子胥列傳）　北宋本に従う。各本「瀘」を「潛」に作る。

「有報人之志」（仲尼弟子列傳）　北宋本に従う。各本「志」を「意」に作る。

「超涉河漳博關」（蘇秦列傳）　北宋本に従う。各本「漳」の字なし。また南化・楓・岐・三の諸古本も「漳」の字がある。

「馬陵道狹」（孫子吳起列傳）　北宋本に従う。各本「狹」を「挾」に作る。

「有若少孔子四十三歲」（仲尼弟子列傳）　北宋本・毛本に従う。各本「四」の字がない。札記に「各本脱四字、今依北宋本毛本、索隱注引作四十二、未知孰誤」とある。また南化・楓・三の諸古本及び殿本では「四」の字を補う。

「是故當反」（蘇秦列傳）　宋本・毛本に従う。各本「故」を「固」に作る。

4301

「闕卿相之位」（淮陰侯列傳）宋本・毛本に從う。各本「闕」を「闢」に作る。なお、武英殿本・影印慶元本では「闕」に改めている。

「與司馬尼戰陽東」（樊酈滕灌列傳）宋本に從う。札記に「宋本尼、舊刻毛本譌尼、餘本譌尼」とあり、南化・楓、梭・三の諸古本もまた「尼」に作る。

「適所以失韓卓矣」（袁盎鼂錯列傳）宋本に從う。各本この七字なし。

「養喜陽處者逆死」（扁鵲倉公列傳）宋本・毛本に從う。各本「養喜」の二字互倒。札記に「宋本・毛本與上句一例、它本養喜倒」とある。

以上のごとく、本書は三注合刻本でありながらも、決して、先行する合刻本を踏襲するものではなく、むしろ、毛晉刻単索隱本及び宋残本・毛晉刻本等の集解本に、正文の旧を求めてこれによって大幅なる校訂を試みていることは、本書の大きな特色であろう。

また以上のごとく種々の板本を校合して校訂を行なうほか、唐宋の類書引史記を採用したり、先人の考証学者の説を斟酌したりすることが頻繁である。すでにのべた如く、類書では芸文類聚、群書治要、冊府元亀、太平御覧等、先人の説では王念孫の「讀書雜志」をはじめ、梁玉繩の「史記志疑」・錢大昕の「史記考異」、「四庫全書考証」などが多いが、これらに対する基本的な態度は、上にあげた史記の諸本に客観的傍証例をみない限り、単にそれだけで以て正文を改めることはしないということである。換言すれば、史記諸本の校合の結果を吟味する際には、先人の説をはじめ、類書引史記などを斟酌して、随時正文を改めているが、史記の諸本の校合に現われない異同については、ただ「札記」にその異同なり、先人の説なりを記すにとどめているということである。ただし、明らかに正文の誤りだと思われる個所について

は、或いは先人の説に従い、或いは自らの見識によって改めているものが若干ながらみられる。すなわち校勘記には本書単独の異同として出てくる個所であって、これも本書の一つの特色であると思われるので次にその例を拾ってみよう。

「大厥樂轍於沙丘」(殷本紀)　史記考異の説に従う。各本「厥」を「最」に作る。札記に「宣泰晉疏引作聚、各本譌最、依考異改」とあり、「考異」には「最當作取、說文取積也、音與聚同」とある。

「丑」(律書)　各本この下に「丑者紐也言陽氣在上未降萬物厄紐未敢出也」の十九字がある。金陵本見識を以つて削除す。札記に「各本此下有丑者云々十九字、盖依正義增入[11]」とある。

「大章」(樂書)　「考証」に従う。各本「大」を「泰」に作る。札記に「各本大作泰、考證據正義改」とある。瀧川氏もまた「愚按禮記亦作大、又按帝堯爲大章以祭上帝、詳于呂氏春秋古樂篇」と考証している。

「子景侯固立」(管蔡世家)　金陵本同じ。各本「固」を「同」に作る。札記に「各本固譌同、今改」とあるが、おそらく年表に依って改めたものだろう。

「二十三年何坐略人妻」(陳本相世家)　史記志疑の説に従う。今本或いは「三十一年」に作り、或いは「三十三年」に作る。札記に「宋本三十一年、毛本二十一年、它本作三十三年、竝誤、今依志疑改、與表合」とある。

「趣舍有時」(伯夷列傳)　各本「趣」を「趨」に作る。金陵本、正義注に依って改めている。札記に「案正義音趨、則正文趣明矣、各本作趨、非、今正」とあるのがそれである。

「始秦與周合合五百歲而離離七十歲而覇王者出焉」(老子韓非列傳)　讀書雜志の説に従う。札記に「各本作始秦與周合而離、離五百歲而復合、合七十歲而覇王者出焉、毛本七下有餘字、雜志云、此後人依周本紀改、索隱曰、紀與此傳離合正反、若此則何反之有、案今依雜志從所引宋本改、索隱本始秦與周合五百歲而離、則較宋本同少一合字」とある。

4303

「大忠無所拂悟」（辭言無所擊排）（孝子韓非列傳）　盧氏札記・王氏雜志・錢大昕の説に従う。各本「悟」と「辭」が互易している。札記に「各本悟字與下句辭字互誤、索隱本亦然、而注意可尋、正義亦明白可證、今依盧氏札記・王氏雜志移正、警説同」とある。

「夫破人與破於人也」（夫破人與破於人也列傳）　讀書雜志の説に従う。各本二つの「於」の字の上に「見」の字がある。札記に「各本兩於字上竝有見字、趙策無、索隱本出臣人句、亦無、案正義解此甚明[13]、今依雜志刪」とある。

「已得講於魏」（蘇秦列傳）　考證・雜志の説に従う。各本「已」を「趙」に作る。札記に「已譌趙、考證據策改、雜志説同[14]」とある。また南化・楓・梹・三・梅の諸古本も「已」に作っている。

「夫趙王之很戾無親」（張儀列傳）　各本「很」を「狼」に作る。金陵本は「很」に改めている。

(ロ)　注文について

本書の注文校訂に対する態度は、上にのべた正文校訂に対する態度に準ずるのであるが、ただ正文校訂の場合に比べると、ずっと自由な立場で適宜注文の校訂を行なっている。これは、注文というものの性格によることは勿論であるが、張文虎が跋文において「裴氏集解序稱采經傳百家并先儒之說、豫是有益、悉皆抄納、今史太之下、著注家寥、大非完帙、惟索隱有汲古閣、所出史文、每勝通行之本、然其注改宋本大字爲小字、頗有混淆、又或依俗本改竄、反失小司馬之眞、張氏正義僅存於南宋以來之合刻本、刪削既多、舛誤彌甚、三家注又有互相重複錯亂者云々」とのべている如く、注文が正文に比して、その改竄錯節が甚だしいことに起因するものであろう。以下、集解・索隱・正義の各項について本書の校訂の立場を若干説明してみよう。

本書の集解が毛晉刻十七史史記集解本を底本にしていることは、札記の巻頭に「常熟毛晉刻集解本（云據宋板合刊集解多錯此）」との

べている通りである。そして、

「怒則色青（天官書「其怒青黒」の注）各本「則」の字なし。札記に「毛本與漢志注合、各本脱則」とある。

の如く、積極的に毛本に依拠しようとするものもあるが、毛本自体宋板の覆刻とはいうものの極めて誤りの多い本であり、札記において、

「朱弦而疏越（樂書）札記に「毛脱此句并集解」とある。

の如く、毛本の誤りを指摘している個所もまた少しとしない。

思うに、集解が撰せられたのは南斉であるから、板刷の行なわれた宋の世にはすでに可成り定着したものになっていたため、他の二注に比べて注そのものの誤りは比較的少ない。しかし、校合の対象になる板本は正文の場合と同様多種にわたる為、本書の集解も毛本を底本にするとはいうものの極めてバラエティーに富んだものになっている。例えば、

「實百一十九年（老子韓非列傳「自孔子死之後百二十九年」の注。各本「百」の字なし）は北宋本によって「百」を補い、

「密安也（魯周公世家「不敢荒寧密靖殷國」の注。各本「密」を「寧」に作る）は詩公劉傳に合する宋本に従い、

「直弘農華陰縣（伯夷列傳「竟以寿終」の注。各本「縣」を「山」に作る）は旧刻本に依り、

「一名神茶（五帝本紀「東至于蟠木」の注。各本この注四字なし）は汪遠孫校宋本によって補い、

「以金飾諸末（禮書「以繁其飾」の注。各本「末」を「木」に作る）は、周礼の注と合する呉春照校柯本によって改め、

「内敗曰殪（樂書「而卯生者不殖」の注。各本「内」を「肉」に作る）は、礼記注に合する唐稚隆評林本に従い、

「自設於隠括之中（仲尼弟子列傳「於衛廉伯玉」の注。各本「設」を「瘈」に作る）は大戴礼によって改めた武英殿

4305

本に従うといったように、特別な一本にとらわれることなく、その場その場に応じて他書に引かれた注などを参照しつつ、極めて自由な立場で校訂を行なっているのである。

索隠については、集解とやゝ事情を異にする。従来、司馬貞の索隠注については、宋元以来の二注乃至三注合刻本所収のものに依っていたのであるが、明の毛晉が汲古閣の中に「北宋秘省大字刊本」の索隠単行本を発見してこれを覆刻するや、司馬貞の旧を伝えるものとして大いに読史家の珍重するところとなった。すでに王念孫、梁玉繩等の清朝考証学者が積極的に毛晉刻単索隠本を引用して論じているが、本書の正文並びに注文の重要性に鑑みて、殆んど全面的にこれを一書の中にとり入れようとしたのは金陵本が始めてである。[15] 正文についてはすでに論じたので、注文について簡単に触れておこう。

二注乃至三注合刻本では、索隠注を脱していたり、集解と重複する部分の索隠を削除したりしているが、本書では毛晉刻単本によってそれらを補っている。[16] また合刻本では依拠したテキストが索隠本と異なるため、その個所の注文を改易している場合が屢々みられるが、このような場合も本書では毛晉刻単本に従ってもとにもどしている。[17] 更に合刻本所収の索隠と毛晉刻単本の索隠とが対立して考えられるときは殆んど毛晉刻単本に従っている。このように書くと、毛晉刻単本の索隠に何らの批判も加えていないかにみえるが、

「該闕於亥」（律書「亥者該也」の注。札記に「中統游王柯毛同、単本作該闕也、於亥反、謬甚」とある。）の如く札記において単索隠本の誤りを指摘している個所は随所にみられるし、

「而水經以漷水」（夏本紀「漷水」の注。単索隠本「漷」を「盧」に作り、各本「沮」に作る）は、中統本に依り、

「其水停居」（夏本紀「道河積石」の注。索隠本及び各本「居」の字なし）は、漢書西域伝に合する游明本に従い、

「自由鄴姫」（管蔡世家「大旦季将歟」の注、各本「由」を「季」に作る）は、国語と合する汪遠孫校宋本に従い、「東北至維狐分爲二」（衛康叔世家「因殺州吁于濮」の注。単索隠本「狐」を「派」に作り、他本は「孤」に作る）は、漢書地理志及び水経注に合する凌本の注文に従っている。「三澨地名在南郡邔縣北」（夏本紀「入于大別」の注。各本「邔」を「鄀」に作る）は、やはり漢志及び水経禹貢と合する殿本に従う等々、「選善而従」という本書の基本的態度が失われているわけではない。

最後に正義について若干考察しておこう。本書所収の正義が明の王延喆本を底本にしていることは、やはり札記の巻頭に「明震澤王延喆翻宋合刻集解索隱正義本（今刊正義多據此）」とのべられている所である。しかし、正義については張文虎も「正義僅存於南宋以來之合刻本、刪削既多、舛誤彌甚」と言っている如く、正義の単注本は早く佚して伝わらず、僅かに南宋の黄善夫本をはじめその覆刻である王延喆本・柯維熊本等の三注合刻本に存するにすぎない。一般に、単本と合刻本所収の注文とが、如何に牴牾するものであるか、すなわち、合刻本所収の注文が、如何に単本を枉げて伝えたものであるかについては、単索隠本と合刻本所収の索隠とを比較すれば一目瞭然のことである。

それは正義についても同様であるが、単注本の伝わらない今日、いきおい校訂の資を他書及びその注に求めざるを得なくなるのは当然のことである。滝川氏の会注考証の出る以前において、正義におけるこの削乱改易を校訂した最も秀れたものはやはり武英殿本であろうが、金陵本も正義についてはこの殿本に依拠する場合が大概である。例えば、「合倉爲合」「本起於黄鐘之重」（五帝本紀「同律度量衡」の注。殿本に従う。漢書律歴志に合す。各本上の「合」の字を「十」に作り、「黄鐘之重」の「重」の字がない）。「胄長也」「以歌詩陪之舞之」（五帝本紀「以夔爲典樂教稚子」の注。殿本に従う。書伝に合す。各本「也」を「子」に

4307

作り、「以」を「也」に作る）

「舉疇二國任姓奚仲仲恕之後」（周本紀「季歷娶太任」の注。殿本に従う。国語注と合う。各本「疇」を「畤」に作り、「奚」を「虞」に作る）

「此於別錄屬樂記云々」（樂書巻首の注。樂記の疏によって改めている殿本に従う。）

「在昇東主瀕也」（天官書「曰天廁」の注。殿本に従う。宋史天文志・占經引石氏と合す。各本「東」の字なし）

「鄒元云碼磻中有泉云々」（齊太公世家「以漁釣奸周西伯」の注。水経渭水注によって改めている。殿本に従う）

などは金陵本ではすべて武英殿本に従っており、かくの如き例は枚挙にいとまがない。

殿本のほか、汪遠孫校宋本呉春照校柯本の正義、考証の説に従っているものが多いが、それらに共通して言えることは、他書或いはその注文に客観的傍証例がある場合が殆んどであるということである。例えば、汪遠孫校宋本に依るものとしては、

「在原州平高縣西百里」（五帝本紀「登雞頭」の注。汪遠孫校本同じ。元和郡県志と合す。各本「高」を「陽」に作る）

「子囊之孫」（呉太伯世家「楚使子常囊瓦伐昊」の注。汪校本同じ。左伝杜注と合す。各本「子」の字なし）

「思媚太姜太任」（管蔡世家「母曰太姒」の注。汪校本同じ。列女伝と合す。各本「媚太姜太」の四字なし）

などの例を挙げうるし、呉春照校柯本に依るものとしては、

「圓周二丈五尺而強也」（五帝本紀「璿璣」の注。呉春照校柯本同じ。尚書の疏と合す。各本「二丈五尺」の四字を「二尺五寸」に作る）

「澤在蘇州西南四十五里」（夏本紀「震澤致定」の注。呉校本同じ。徳清胡氏禹貢錐指引と合す。各本「南」の字なし。）

「凡事不強則枉」（周本紀「生昌有聖瑞」の注。呉校本同じ。大戴記と合す。各本「枉」の上に「不」の字がある）「珠璣纍飾」（秦本紀「梁而志驕」の注。呉校本同じ。御覧引十六国春秋と合す。各本「纍」を「櫳」に作り、下に「嚴」の字を衍す）

などはその例であり、更に四庫全書考証の説に従うものは、

「孤執皮帛」（五帝本紀「爲摯」の注。各本「孤執」の二字なし。考証、国語の注によってこの二字を加う）「今名小積石」（夏本紀「至于龍門西河」の注。考証同じ。郡縣志と合す。各本「石」を「山」に作る）「卽漢漆縣」（周本紀「國於豳」の注。各本「漆」の下に「沮」の字あり。考証、漢書地理志に依って削る）「爲棠谿氏」（項羽本紀「封楊武爲吳防侯」の注。各本「棠」を「唐」に作る。考証は呉楚両世家及びその正義によって改めている）

等々、やはり枚挙にいとまがない。

右の如く、先人の説によるものの外、自ら諸書を校合し、或いは自らの見識によって改めているものも少なしとしないが、今は繁雑になるため例は省略する。

以上、本書の校訂上の態度に留意しつゝ正文並びに注文の両面から、テキストとしての性格を考察したのであるが、要するに、本書は史記のテキストの歴史の中でも極めて特殊な存在であり、当時における史記の校勘学の集大成ともいうべきものであり、そして、その校勘上の立場はそのまゝ瀧川氏の会注考証に受け継がれるのであるが、このことについては次項にのべることとして、ここでは、以上のことを述べて張文虎・唐仁寿の校勘及び本書出版の事業の高く評価さるべきを指摘するにとどめたいと思う。

4309

注1　光緒年間の覆刻では、「史記索隠序」が「史記正義論例」の第四葉目に錯在している。（或いは著者のみた本のみ誤ってとじられたものか。）

注2　このことについては、本書に附刊された張文虎が「史記札記」に「索引新游本及合刻本竝錯補史記序及三皇本紀」此在索隠之外、今删」といっているところである。

注3　金陵本は先にあげた図記によっても明らかなように、同治五年から同治九年にわたって刊行されていたが、枝幹記の史記札記の方は同治十一年に刊行されたようである。

注4　索隠本には、「左傳作大而晩」杜預曰、婉約也、大而約則倣節易行、寛字宜讀爲婉也」の注があるが、合刻本では正文と低格するため、「左傳作大而晩」杜預曰」の九字と「寛字宜讀爲婉也」の七字を削除してある。

注5　索隠本には「感慶爲憾、字者耳、胡暫反」の注があるが、今本合刻本では、これを「憾慶作感、字者耳、亦胡暫反爲憾、又胡暫反」と改めている。

注6　索隠本には「世音無也」の四字注があるが、合刻本では削除している。

注7　南化・楓・椒・三の諸古本も「復幷節世雖」に作っている。（枝幹巻四参照）

注8　索隠本には「戰國策郭作鄴字爲得」の注があるが、合刻本では「戰國策亦作鄴、有俗本戰作鄴、非」と改為して正文に付している。

注9　この条に関しては、我次郎が史記書録の中で索隠本の誤りを金陵本が踏襲している例としてあげ「考戰國策亦作鄴字、下文無忌說趙王、亦以與秦鄴大梁對轉、則鄴郡字可易、作鄴者誤也」と論じているが、史記の古いところでは、「少なくとも前周説の史記本では」「鄴」に作っていたことは確かであろう。

注10　正義に「天指者、一名魔星、本類星、而末銳、長四丈云々」とある。

注11　正義に「按比下闕文、或一本云、丑者紐也、言陽氣在上未降、萬物厄紐未敢出也」とあるのによるが、集解本、二注合刻本等にもすでにこの十九字があるので、正義によって增入したと考えるのは或は誤りか。

注12　正義に「樂、桑樂也、童明也、民樂桑樂大明、故名樂曰大章云々」とある。

注13　正義に「臣人、謂己事人爲臣、臣於人、謂己事他人」とある。

注14　維志に「晉秦兵困於魏之林中、恐秦趙來襲、則以勝東委於燕、以與西委於趙、已得講於魏、則又移兵而攻趙也、下文可證」とある。

注15　毛晉刻単索隠本が出てから金陵本が出る以前に武英殿本の発刊があるが、これは毛晉刻本を全然校訂の實としていない。

注16　例えば、次の如きはその一例である。

「諸葵元年已除喪至乃舍之晉第十四年在氏傳文」（長太伯世家「乃舍之」の注。合刻本この注を脱す）

「儀林傳及宋本至橫疑衍人也七十九字」（仲尼弟子列伝「弘僑江東人傳于唐說」の注。合刻本この注を脱す。）

「士卒食飯當以裹牢藏飯爲是」（項羽本紀「士卒食芋羹」の注。集解に「瘉ん」同じ文がみられるため合刻本ではこの注を削っている）

「今人開布上下二層注疏於太史公開紀也三十七字」（老子韓非列伝「號曰申子」の注。合刻本ではやはり集解と重複するのを厭って削除している）

右の四ケ所は本書では全て単索隠本によって補っている。

注17　次の如きはその例であるが、二例いづれも本書では単索隠本に従ってもとに戻している。

「感霊為感字省耳」（呉太伯世家「猶有感」の注）

合刻本は正文の「感」を「憾」に作り、その正文に合わせる為に注文を「憾或作感字省耳亦通」と改めている。

「曄音鄂亦作粵」（楚世家「子熊曄立」の注。合刻本は正文の「曄」を「粵」に作り、注文を「粵音鄂亦作曄」に改めている）

(七)　史記會注考證一百三十卷

瀧川亀太郎著。初版、昭和九年（一九三四）～昭和十一年（一九三六）東方文化学院刊。再版、昭和三十一年（一九五六）～昭和三十五年（一九六〇）史記会注考証校補刊行会刊。排印本。

各一葉十行、行二十三字。注双行、行三十四字。巻首に、「史記會注考證目錄」があり、ついで「史記索隱序」「索隱後序」「三皇本紀」「史記正義序」「正義論例證法解」「史記集解序」が収められており、ついで「五帝本紀第一」に続いている。全体が十冊に分冊され、第一・二冊には十二本紀、第三冊には十表、第四冊には八書、第五・六冊に三十世家、第七～十冊には六十列伝が収められている。そして、第十冊の太史公自序の後に、「史記總論」と題して、「太史公事歷」「太史公年譜」「史記資材」「史記名稱」「史記記事」「史記體製」「史記文章」「史記附益」「史記流傳」「史記鈔本刊本」「史記集解索隱正義」「史記正義佚存」「司馬貞張守節事歷」「史記考證引用書目擧要」が収められており、巻末に、「書史記會注考證後」と題する簡単な跋が存する。これによれば、この書は瀧川博士が大正二年（一九一三）に東北大学蔵の慶長古活字本の欄外書き入れに史記正義の佚文を発見して以来、纂述の志を立てられたとあるから、実に二十年を越える長い歳月を要して完成され、刊行されたものである。時に瀧川博士は七十才を越える高齢であられたのである。著者は過日、遺族のご好意により、博士がこの書の草稿を作成されるために用いられた、和刻の小型の評林本（扉

4311

文館刊本」を拝見させていただいたが、実に百三十巻全体にわたつて、欄外や行間にぎつしりと書き入れがあるばかりか、あるいは別紙を貼付し、あるいは上欄の裏面に、というように、到る処に注が施されているのであつた。誠に博士のこの書に注ぎこまれたご努力に、ただ驚嘆するのみであつた。

(1)　史記會注考證の底本

この書の底本は、瀧川博士自身が「史記鈔本刊本」の中で、

「同治十一年金陵書局校刊史記集解索隱正義、附張文虎札記。集解索隱、多據毛晉本、正義、多據王延喆本。校訂頗精愚著史記會注考證、以金陵本爲底本……」

と述べておられる如く、金陵書局刊の張文虎校本（以下、金陵本と略称）を底本に用いられたことは確実である。ただ、博士が最初草稿を作成された時に用いられたテキストが、鳳文館刊行の評林本であつたために、評林本のあるいは鳳文館刊行の評林本のみの誤りを襲つている箇所もいくらか見うけられる。例えば、

「臣謹議曰」（孝文本紀）　評林本のみ同じ、金陵本を初め、他本は全て「臣謹」に作つている。

「病曰」の索隱注「謂以藥燻之」（扁鵲倉公列伝）　鳳文館刊の評林本のみ同じ。金陵本を初め、他本は全て「藥」を「燻」に作つている。

「狹田乎青丘」（司馬相如列伝）　評林本と会注考証を除く各本にはこの句の下に、集解注「郭璞曰、青丘、山名、亦有田、出九尾狐、在海外矣」の十七字がある。

などが、それである。

(2) 史記會注考證のテキストとしての特徴

本書の史記テキストとしての優秀性については、すでに本研究の序において強調しており、さらに本論中にも機会あるごとに述べ来たったので、あるいは、再び贅言する必要もないかと思われるが、前に触れることのできなかった性質のものもあるので、ここに列挙してみよう。

(A) 史記の正文について、我が国旧蔵の史記古鈔本及び史記古本を用い、加えるに清朝考証学者の成果を参照しながら、適確なる校訂を行なっていること。

これらの例は、かなりの数にのぼる。例えば、

「乃脩從代來功臣」(孝文本紀)　本書のみが上記の如くで、他本は全て「脩」を「循」に作っている。瀧川博士は、我が国旧蔵の延久古鈔本や楓山・三条本に「脩」とあるのを見出し、また、何焯・張照・梁玉繩らの説を参照して、改めている。

「又非吾辯之能明吾意之難也」(老子韓非列伝)　この書のみ、上記の如くであるが、他本は全て上の「之」の字の下に、もう一つ「難」の字がある。瀧川博士は楓山・三条の史記古本に、その「難」の字がないことを見出し、韓非子の文や、梁玉繩の説を参考にして、削り去ったのである。

「此三者子皆出吾下」(孫子呉起列伝)　この書と金陵本のみが、上記の如くであるが、他本は全て「此子三者皆出吾下」に作っている。瀧川博士は、楓山本に「此三者子皆出吾下」となされていることを見出し、王念孫・張文虎の説などを参照しながら、改めたのである。

4313

などが、それである。一一の例は、「史記會注考證校補」を參照されたい。

(B)　史記の正義注について、我が國旧蔵の古板本の欄外・行間の書き入れから、佚文の正義注一千數百条を拾輯し、補つたこと。

この点については、問題のある所であるが、すでに第二章・第三節史記正義佚文の項で專論したので、その部分を參照されたい。

(C)　史記に関する考証・正譌・注解などを網羅・蒐集したこと。

史記に関する研究は、中国本土に於いてはいうに及ばず、我が国に於いても、古来きわめて盛んであつて、その一一について繙見することは、非常な難事であつた。しかし、本書は中国に於ける研究家、唐の劉知幾以下八十數家、我が国に於ける研究家、三十數名の史記に関する著作をあまねく渉猟し、一大集大成を行ない、世の史記を読解せんとする者に非常なる便宜を与えている。もちろん、この点についての批判は少なくないが、それについては後述する。

(D)　「史記總論」を付して、史記に関する各種の問題点に関する、先人の研究の成果をまとめたこと。

漢書の「司馬遷傳」、高似孫の「史略」、「古今圖書集成經籍典」、王鳴盛の「十七史商榷」、王国維の「太史公行年考」、朱筠の「與實甫論史記書」、梁玉繩の「史記志疑」、鄭樵の「通志」、洪邁の「容齋隨筆」などを、それぞれの項目にそつて、時には博士自身の考えを加味しながら、巧みにまとめ、史記を研究するものに、適切な資料となつている。

(E)　史記の正文・注文の全体に亘つて句読を施したこと。

本書は、史記一百三十巻全体に亘つて、正文・注文ともに句読が施されている。特に正文では、「、」「。」「・」を区別して用いているので、読解に便利である。ただ、この点に関しては、非常に批判が多い。

以上が、本書の特徴の主なるものであるが、それらの理由によつてこそ、中国に於いても我が国に於いても、史記を研究する者の必携の書として、高く評価されて来たわけである。ただ、この書も排印本の常として、いくらかの誤植は、まぬがれ難く、その一一については「史記會注考證校補」を參照されたい。

(3)「史記會注考證」に対する評価

本書の刊行後、各方面からの反響は、きわめて大なるものがあつたが、まとまつた形で、表われたものは、次の如きものがある。

(イ) 魯実先「寧都魯實先致史記會注考證作者日本瀧川龜太郎書」(一九三六年頃)

(ロ) 程金造「論瀧川資言的史記會注考證」(文史哲一九五八年第二期)
「史記會注考證新增正義的來源和眞僞」(新建設一九六〇年第二期)

(ハ) 賀次君「史記書錄」(一九五八年六月、商務印書館刊)

この中、魯氏のものが最も激烈なものであつて、一万数千字に及ぶ長文で、排印されて瀧川博士と東方文化研究所へ送られて来たものである。(後者の方が少し長文) これは、もつぱら「會注考證」を非難するもので、要約するならば、「會注考證」には七つの欠点があるとして、

一、体例がきちんと整つていない。
二、校勘が善く行なわれていない。
三、資料の集め方が充分でない。
四、独創的な意見が見られない。

4315

五、説の立て方に誤りがある。

六、剽竊したものが多い。

七、どちらの説にくみするか、はっきりしない。

と述べている。一、二の二か条については、瀧川博士の個人としての努力の限界をあげつらうものであり、三～七にかけては、瀧川博士の「考證」のあり方に対する非難で、博士の「史記會注考證」を著作せんとした意図を誤解しているむきが多い。

程氏の先に掲げた論文は、ほぼ著書が前に掲げたこの書の特徴を認めた上で、次の如き欠点を指摘している。

第一類　句読が当を失しているものがある。

第二類　「考證」の注解で当を失しているものがある。

第三類　三家注に対して、考証が解釈をつけて、かえって分りにくくしているものがある。

第四類　「考證」が本文の意味をまちがえてとっているものがある。

以下、第七類まで、非常にこまかい点について述べているが、毛を吹いて疵を求めるの観がある。また程氏の後の論文は、正義佚文に関する疑問を論じたもので、すでに第二章第三節で紹介し、反駁したので、ここでは省略する。

最後の賀氏の本書に対する評価の中、「正義佚文」に関する点については、先に程氏の論文とともに紹介し、反駁したので、ここでは述べないが、その他の点について、最も良く瀧川博士の著作の意図を理解しているが如くであって、前記の本書の特徴をおおむね認めているが、魯氏のいう三の欠点などを指摘し、また、「考證」にとられた注が玉石混淆であることをうらんでいる。又、史記の正文や注文を梁玉繩や張文虎の説に従って武断と思われるような改め方をし

ていることにも、遺憾の意を表わしている。また、排印の際の誤植についての指摘もある。

しかし、いずれにしても、瀧川博士の「史記會注考證」に対する議論が、初版刊行後、三十数年過ぎた今日でも、なお、繰り返されていることは、とりもなおさず、本書が彼我の学界に於いて高く評価されていることの証左であって、一部の瑕を以って全体の優秀さを否定することは、もちろんできないのである。さきに一九五五年、中華人民共和国において、司馬遷の生誕二千一百年を記念する事業として「史記会注考證」一百三十巻が覆刻された。これは昭和初年の東京刊本をもとにし、文学古籍出版社より、写真版によって、B六版十冊に覆刻されたものである。その巻頭に附せられた出版説明によっても、史記に関する著作としては、中国でも瀧川氏の書以上のものは、まだ出現していないことを知るものである。[1] 今日我々は、本書の仔細な欠点をあげることよりは、本書の欠点を進んで是正し、諸注を網羅してより良き史記テキストの完成に、努力を注ぐべきであろう。

注1　この事に関しては、かつて京都大学教授吉川幸次郎博士が「文芸春秋」に文を寄せられた。これは「史記会注考證校補叢報」第二号に転載させていただいた。

4317

第三節　明板評釋本

清代に考証学が盛んであったのと相対して、明代は評論が盛んであって、この評論を好む風潮を反映して、明代の史記刻本は、評論を主としたものが多い。史記の評論は、明代以前にすでに多くなされているが、正文・注に評論を並刻したのは、嘉靖年間の楊慎・李元陽の史記題評をもって初めとする。この史記題評にならい、万暦の初めに刻されたのが凌稚隆評林である。史記題評及び凌氏評林は、万暦から崇禎に至る時期に刻された多くの評釈諸本のさきがけとなつたものである。

明代の評釈を目的とする史記刻本の多くは、抄録本である。すなわち、史記の評論を目的とするために十表を捨ててかえりみず、ただ出色の文字とするところのみを選び刻し、また張晏の説に従い孝景孝武等の十篇を削去し、楊惲、褚少孫の補入とされる部分も削去するものが多い。三家の注も多くは削節し、あるいは全く刻していない。これは、箚注を廃して文章を通読するに便利なようにするためであつて、やはり文章の評論を主とするところからきたものである。したがつて明代評釈諸本のうち、正文を旧によりてそのまゝ刻するものは、史記題評、陳仁錫評閲史記、陳子竜・徐孚遠の史記測議、葛鼎・金蟠の史記彙評などあるが、正文、三家の注を史記の旧によつて刻するものは、凌稚隆評林のみである。

諸家の評論は、凌氏評林及び李光縉増補の評林にほゞ備わつており、後の評釈諸刻はおゝむね材をこれよりとり、新たに自評を増すものもあるが特に発明するところは多くない。却つて俗に流れて見るべきものが少ない。

こゝに明代評釈本として一項を設けた理由は、これらの諸刻が正文をしばしば改めており、三家の注も削去するものが多く、集解本・三注合刻本・三注合刻本の三つの系統のいづれかに入れてのべるよりも、その翻刻が評論を目的とするという点に鑑み、ここに一項にまとめた方が、より妥当であろうとの愚見による。ただ凌稚隆評林は、やはり評論を重んずるものではあるが正文、注とも三注合刻本の旧によって刻しているので、第四章三注合刻本の系統のなかでのべた。清代に入っても、康熙年間の史記論文、道光年間の史記菁華録等の評釈本はあるが、今日簡単にみられるものであるし、特にのべるべきものはないので、割愛した。

以下にのべる明板評釈本は、すべて内閣文庫に蔵せられているものである。

(一)史記題評一百三十巻(六十冊)

内閣文庫蔵本欠一(五帝・太紀二十七巻、天官・封禅・河渠・平準の三書が欠けており、そこに巻二十七として索隠叙世家が挿入している。)　楊慎・李元陽輯訂　高世魁校[1]　嘉靖十六年(一五三七)胡有恆・胡端教刊本

楊慎・李元陽の輯訂、高世魁校正によるものである。巻末の刊記に「嘉靖十六年丁酉福州府知府胡有恆、同知胡端教雕」とある(図版一五一参照)。巻首に「集解序」「索隠序」「索隠後序」「正義序」「正義論例證法解」「列国分野」があり次に「目録」がある。目録に帝紀と題して、その下に「索隠云紀者記也本其事而記之故曰本紀――」の索隠注があり、表書世家列伝の総題の下にも同様索隠注がある。目録の後に「史記巻一、諸儒名氏」として歴代の史記評論の諸家の姓氏を著録している。すなわち孔安国、戴徳、焦延寿などから楊慎に至るまで百十六人を録したものである。史記書録に五帝本紀前有司馬貞補三皇本紀、惟不見裴駰集解序、善本書室蔵書志載此本亦不言有集解序、蓋非今見本失之、而此

4319

本爲三家注，既有索隱、正義序，獨不取集解序，未知何故？

と言っているが、内閣文庫蔵本には集解序がある。賀次君のみた本は集解序を亡佚していたのであろう。

正文第一行に「史記題評巻一」、次行下半に「李元陽會訂高世魁校正」とある。しかし「李元陽會訂高世魁校正」とない巻がある。[2] また李元陽の上に楊慎の名を加えてあるものがある。正文は毎半葉九行、行二十字。注双行行二十字。板心に「史記巻一」と題し、魚尾の下に「五帝本紀」と題している。その下に葉数、刻工の姓名を記している（図版一五〇参照）。史記書録に「三家注全、惟無索隱贊。」というが、三家の注の省略は少くない。諸家の史評、弁論、発微及び楊慎の注解は上欄外眉端に標記しているが、そのうち誰の説であるかを記さないものは李元陽の説である。李元陽については史記書録に次のごとくのべられている。

李元楊，字中鈞，太和人，與吳縣高士魁俱爲楊慎門人。楊慎在滇時，從遊者甚衆，張愈光、楊士雲、王廷表、胡廷祿、李元陽、唐錦等六人，號稱楊門六學士，又合高士魁爲楊門七子，楊慎所謂『七子文漢，皆在滇南，一時盛時』，指此七人也。此本爲楊慎與其門弟子講學史記時所輯，李元陽又增益之以付刊，故云『李元陽會訂』，而又增題其師名也。

史記題評の底本はつまびらかではない。賀次君は目録の本紀・表・書・世家・列伝の総題の下に索隠の一条を出しているところは中統本と同一であるといい、底本は中統本であろうかとしている。しかし三家注をもつことからみると、二注合刻本である中統游明本を底本としたとは考えられない。又中統本には述賛があるが、この本には述賛がない。史記書録に中統・游明本との文字の校勘を二三例挙げているが、中統本を底本とする決定的な証拠ということはできない。[3]

明代に入ると多くの史記評論が出たが、此の本はその先きがけを為すものであり、正文と注文に評論を並列するものはこの本から始まる。凌稚隆の史記評林この史記題評にもならつたものである。

4320

㈡ 荊川先生精選批點史記（四冊）

唐順之評　嘉靖四十一年（一五六二）刊

内閣文庫蔵本は表紙題箋に「荊川批點漢書」となっているが、内容は史記である。巻首に山陰龍溪王畿の「荊川批點精選史漢書序」、次に「荊川先生精選批點史記目錄」、次に正文に入る。内閣文庫蔵本は四冊であるが、第一冊末に「七月十二日觀兵于唐棲爲大保大司馬總督胡公作」と題する五言二十八句の詩があり、その後に「嘉靖壬戌特進光祿大夫柱國少師兼太子大師吏部尚書華蓋殿大學士詔賜歸田八十三翁嚴嵩書」とある。嘉靖壬戌四十一（一五六二）の刊であろうか。王畿の序に

予友荊川子、嘗讀史漢書、取其體裁之精、且變者數十篇、批抹點截以爲藝文之則。

また

荊川子是編、自謂探得班馬之髓、而於漢書尤精。

といっている。内閣文庫蔵の四冊は全て史記であるが、序によれば漢書もあったのであろう。

目錄は次のようになっている。

始皇、項羽、呂后、田儋、張耳、盧綰、管晏、蕭何、公孫弘、萬石君、魏其、孟嘗君、信陵君、平原君、虞卿、商君、范雎、李斯、張良、陳平、劉敬、叔孫通、袁盎、韓長孺、汲黯、季布、酷吏、田單、韓信、曹參、衛青、李廣、匈奴、大宛、西南夷、南越、封禪、平準、河渠、貨殖、吳王濞、淮南王、外戚、孔子、伯夷、屈原、老子、孟子、扁鵲、日者、龜策、游俠、刺客、自序、

4321

正文毎半葉九行、行二十一字、注双行行二十一字。第一行に「秦始皇」と題し正文が続く。版心に「史記秦始皇」と題し、下端に葉数を示している(図版一五二参照)。集解索隠正義の三家の注を並列するが、刪節が多い。評論は上欄に標し、短い評語は文の傍に附している。句読は附していないが、正文に傍点を附けている。

唐順之の評は、凌稚隆の史記評林をはじめとして後の明板評釈諸刻に多く採録されている。唐順之の史記説は後に影響する所少くないが、その史記に関する著作は本書の外には史記選要が史記評林引用書目に載せられているのみで、本書には上述の如く評論訓釈は極めて少く寥々たるものである点などから考えれば、唐順之には別に史記に関する著述があったものと思われる。

(三)史記鈔五一巻(二四冊)

萬曆三年茅坤刊　陸父増補刊(泰昌、天啓年間)

巻首に萬曆乙亥の茅坤の「刻史記鈔引」、次に西呉後學閔振業士隆父の「刻史記鈔小引」、次に「凡例」・「續凡例」、次に「附讀史記法」、次に「諸家總評」、次に「史記鈔批評姓氏」、次に「目錄」がある。萬曆三年茅坤刊史記鈔を陸父が増訂再刻したものである。再刻に際して、「刻史記鈔小引」に次のようにいっている。

第原板日久紕剝、翻亦無善本。且無句讀音切、未便初學。而諸名家評品未備、則音韻不諧、大旨未了、諸名家意見異同從印證。是渡迷津者、詎能棄寶筏、而竟金針者、庸得舍鴛鴦耶。于是編摭諸名家所鋟者、無慮數種、手披目閱、參互校讐。庶醜伏手腕幾脱而斠始成。

正文第一行に「史記鈔巻之一」と題し、次行に毎巻太史公自序の次第を引き、正文に入る。正文毎半葉九行、行十九

字。文内無注。板心上端に「本紀」と題し、その下に巻次、その下に「五帝」と題し、下端に葉数を記している（図版一五八参照）。朱墨套印であって、評語・傍注・圏点・傍線等は全て朱刷である。

此の本は史記を抄録したもので、たとえば五帝本紀では黄帝の条と論賛のみを録し、日者龜策などは賛のみを録し、史記百三十篇を九十一巻としたものである。司馬遷の原文でないとされるところ、諸少孫の補ったところなどは情事が連結しているもののみを録している。ただ再刻の際補入した論讃がある。

凡例は茅坤が刊行したときに識したものであり、続凡例は隆父が再刻のとき識したものである。一事の大体・提案・結案については文傍に注し、文章の緊関なところは傍線を附し、傍線が数十字にわたるものは欄外に標している。文章の佳いところに円圏・長圏・點をつけている。官爵・国名地名・攻城邑・災異・年月、あるいは喫緊な文字には短抹をつける。太史公自序の一篇の本末大旨に関するものは茅坤の刻した時には本題の下に刻したのであるが、再刻の際、篇の前行に移して刻したのである。茅坤が刊行した時には諸家の評は殆んど載せず、茅坤の評を中心としたものと考えられる。凡例に

按近代諸名家批点、如楊升菴、特句字與情事奇異者耳。惟荆川鐫註處似得其解、故不忍遺、特加一小圏于其上、以別之。今合斷舊諸名家評、名移置于上。（今合以下やゝ小さく朱で刻している。隆父の識したものである。）

とあり、続凡例に

評品出自先生者、不另揭、凡唐荆川・鄧定宇・凌以棟・鍾瑞先諸刻中所載者、無慮十餘家、各書字以別之。獨王文恪・鄧文潔二公書識。

また

4323

鄧文潔公輯評、劉去陳筌、獨擄新得。簡中每每翻出案頭、大旨躍如、一着眼間直如、標指見月得已忘月。故採録之、較諸家稍加詳云。

と識している。この本の諸家の評論をあつめたのは陸夾である。したがつて「史記鈔批評姓氏」も茅坤の刻したときはなかつたものである。このことは鄧以讚の評を載録することからも知れる。鄧以讚の史記輯評は萬曆四十六年刊であるからである。「史記鈔批評姓氏」は、茅坤の批評を挙げ、參評に唐の柳宗元以下、明の鍾人傑に至る三十四家を挙げている。句読は再刻の際に凌稚隆評林の句読を襲つたものである。文傍の音注、字義も再刻の際に増加したものである。この史記鈔の輯評再刻が刊行された年は不明である。しかし鄧以讚の史記輯評を採録するところからみると萬曆四十六年以前には刊行されていないことは確実である。また崇禎元年の陳仁錫評閲史記に言及しないところからみると、恐らく泰昌・天啓年間に刊行されたものであろう。

四史記神駒四巻（四冊）

梅之煥訂選　萬曆三十四年喬木山房刊

封紙に「長公梅太史訂選史記神駒」と大書する（図版一三七参照）。巻末木記に「萬曆丙午歳孟冬月三建喬木山房藏板」と識している。巻首に衷純子の「史記神駒小敍」、次に「史記神駒紀目」があり、巻之一仁集・巻之二義集・巻之三禮集・巻之四智集に分けている。正文第一行に「梅太史訂選史記神駒巻之一仁集」と題し、第二、三、四行下半欄に「龍城梅之煥彬甫父編次」「直隸孫承宗稚繩父校閲」「書林龍田劉大易繍梓」、第五行二格下げて「五帝本紀」と題している（図版一三六参照）。正文毎半葉十行、行二十字。注双行行二十字。板心に「訂選史記神駒」と題し、その下に「仁集一」、

最下に「葉數」を記している。

正文は百三十篇のうちから抄録したもので、論讃のみを録するものが多い。文中に集解・索隱の二注があり、まゝ欄外にも注している。

梅之煥及び諸家の評釈は欄外に標記しているが、諸家の評論は李光縉増補の凌稚隆評林より出ている。文の照應提掇もまた欄外に標記している。篇末に一篇の大体・大旨を論じているものがある。巻末に「報任安書」を附録している。評のなかには姓氏を記さずに他書から採録するものがある。たとえば五帝本紀末の評は誰の評とも記していないが、これは呉澄の評の字句を多少改変しただけのものである。句読はつけていない。

史記神駒なる書名によって示される本書の編輯の意図は、神駒に御し一躍して大空を馳駆するが如くに、史記の大著も一読してその内容を俯瞰し把握することが出来るというものらしいが、欄外の注は凌稚隆の評林本を摸するなど俗本たるを免れない。

(四)史記纂二十四巻(二十冊)

凌稚隆編　萬曆巳卯四三年(一六一五)序刊

巻首に王世貞の萬曆巳卯の「史記纂序」、次に凌稚隆の「史記纂序」があり、末尾に「呉興凌稚隆序、凌森美重校幷書」と識している。次に「史記纂目」、次に正文に入る。正文毎半葉九行、行十九字、注双行、行十九字。史文第一行に「史記纂巻一」と題し、次行二格下げて「五帝本紀論」、「周本紀周興始末」等と題している。板心に「史記纂巻一」と題し、その下に巻数、最下に葉数を記している。

4325

正文のみで三家の旧注を刪去している。正文は抄録である。たとえば五帝本紀は論讃のみ、夏・殷本紀はなく、周本紀は「周興始末」のみであり、あるいは表は三代世表・十二諸侯年表等は序のみ、礼楽律書などは前の一段のみで、世家列伝もまた抄録である。ただし項羽本紀・封禅・河渠・平準など全文を載しているものもある。巻末に「報任少卿書」を採録している。

此の本の載する欄外標注及び文傍の評釈は、凌稚隆評林に載録されていないものも多い。正文の句読は、凌氏評林によるものである。また文傍に円圏・長圏・点・傍線などをつけて文の要処を示している。朱墨套印であって標注・傍注・圏点、傍線等々はすべて朱刷である。また巻末に評論を刻しているものがあり、また表題の下に一篇の大旨を論ずるものを録していることもある。

(六)史記輯評二十四巻（二十四冊）

鄧以讃輯評　陳祖苞參補　朱日燦校閲　万暦四十六年序刊本

巻首に万暦四十六年の韓敬の序、次に同年の陳祖苞の「刻史記序」、次に陳祖苞による凡例、続いて目録がある。史記百三十篇を二十四巻にわけている。集解序を始めとして補史記序・索隠序・三皇本紀・正義序・正義論例・證法解・列国分野等は、旧本の多くにあるという理由で、すべて刻していない。史文第一行「史記巻之一」、次行下半に「漢龍門司馬遷撰述」とある。撰述というのは凡例に次のように説明されている。

述而不作、孔子猶然、況下此者乎。太史公成一家言、而於六經左國世本國策楚漢春秋及諸家雑説、蓋協而整齊之、所自道也。故稱選述。

以下各行に「明豫章鄧以讚輯評」「虎林陳祖苞參補」「鹿城朱日燦校閱」とある。次に一格を下げて「五帝本紀第一」と題し、正文に入る。毎半葉九行、行十八字。板心に「史記卷一」魚尾の下に「五帝本紀」と題し、下に葉数をしるしている。葉数は各冊の通し葉数である。史記書録に「版心隔水下題『史記卷一四字、下記本卷頁數。』というのは誤りである（図版一四七参照）[5]。此書の成立について韓敬の序に次のようにのべられている。

鄧文潔公在館時、與同籍名家分卷品隲、有會心者裒而採之、以成是書。（史記書録この序を引く。「隲」を「騭」に作り、「有會心者」を「各標批見」に作る。）

本文は白文で旧注はまったく削る。凡例に

註疏人有出入、索隱一書、膠柱鑿竅、厥繆夥頤、欲爲纂訓未逮、止錄正文、雖評中時及註語、亦不獨存、以開同異。

とあって三家注を並刻しない。しかし難解な語句には行間に小字で注をつけている。また傍注には異字を校勘したものがある。正文は何に依拠したか、にわかに断定することはできない[6]。

句読はまったくつけていない。凡例に

評意高簡、非便初学、故不復點句、以愚原批、且嘗有一句、可以両讀、而如貨殖傳云、勢能之榮使俗之漸民久矣。使字属上属下皆碍、諸如此類。又當闕疑、讀者當自詳之。

といっている。文章の傍に圏点をほどこし、欄外眉端に文章の大意及び評語を標記する。評語は、鄧以讃一人のものでなく、諸家の評を輯めたものであるが、その出処は明らかにしていない。

評を主とする結果、十表を「無英可咀」（凡例）として削り、ただ司馬貴の序贊のみを載しており、漢興以来将相名臣年表などは序讃がないので、「大事記、相位、將位、御史大夫」の十二字を載しているのみである。また小司馬補三皇本紀、褚先生補外戚世家・張丞相列傳・田叔列傳・滑稽列傳等を「添足」（凡例）としてすべてこれを削っている。

4327

此本は史記の評論を目的としながら校勘にも意を用い、刊刻も精確といつてよく、字画もととのつており、明の評論を中心とする他の諸刻にくらべてすぐれている。しかし評論を重んずるがためとはいえ十表を全く欠き、すべて省みないのは史記のすぐれた半面に目をむけない結果となつた。

(七)史記綜芬評林三巻(三冊)

焦竑選輯　李廷機註釈　李光縉彙評　万暦年間魏良所刊

封紙に「鍥太魁堂閲意註釈史記綜芬、建興書軒魏良所梓行」とある(図版二三八参照)。巻末の木記に「万暦季夏穀旦建興書軒刊行」と識している。巻首に霍林湯賓尹の「題史記綜芬」、次に「史記綜芬目録」がある。続いて正文等一行に「史記綜芬評林上集」、第二・三・四行一格下げて「殿試第一焦竑選輯」「會試第一李廷機註釈」「郷試第一李光縉彙評」とあり、次に「五帝本紀贊」と題している(図版二三九参照)。板心魚尾の上に「史記　評林」と題し、魚尾の下に「上巻」、下端に葉数を記している。正文は毎半葉十一行、行二十字。文内無注である。上中下の三巻に分かれており、巻末に「報任安書」を載録している。

三家の旧注はまゝ欄外に標しているものがある。字義・音切は文傍に注している。正文に句読をつけ、文傍に圏点・二重圏点・点をつけ文章の緊要なところを示している。諸家及び自家の評釈は欄外に載し、文章の照応提掇などに関するものは、文傍に録している。また一篇の大旨に関するものは篇末に録している。

この本もまた史記の抄録である。たとえば各篇の讃のみを録し、また「殽李斯譏焚書　商君變法」「置酒書屈原賦」「儒林傳序」などを抄録している。

上欄・篇末の評論及び文傍の評語・注は、すべて李光縉増補凌稚隆評林と同じものであり、それ以外のものはない。

(八)史記一百三十卷（二十冊）

錢唐鍾人傑刊本（明萬曆年間刊）

表紙裏面に「鍾伯敬先生鑒定、合諸名家註解評林　史記　脩古堂藏」とある（図版一四四参照）。巻首に「重刻史記序」がある。内閣文庫蔵本はこの序の末尾（恐らく一葉のみであろうが）を欠いているので、誰のものか不明であるが、史記書録の引用によれば、李維貞の序である。たゞし史記書録はこれを「史記新序」といっており、引用文に誤脱がある。続いて鍾人傑の「校刻史記序」があり、次に「萬曆丙申黄汝良監本史記序」「史記凡例」「評史諸家姓氏」「讀史諸家總評」「補史記序」「三皇本紀」「索隱序」「索隱後序」「集解序」「正義序」「正義論法解」「正義論例」「正義列國分野」「史記世系圖」「史記地圖」がある。「世系圖」「地理圖」は、凌氏評林本をそのまゝ踏襲したものである。

李維禎の序に次のようにいっている。

江陵陳元植、貧而好學、經史百家、靡不丹鉛。與武林張卿子・鄧林宗・鍾瑞先・莆中黄元軫結社西湖之上、揚抶今古、不喜見俗子、時誤相逢卽舍去。嘗按世説新語與蘇長公集、簡帙不多、最先傳。（史記書録引には下「最先伝」まで三十字無し）而所研精在司馬子長史記、無爲行者、（史記書録の引用は「無爲行者」が無い）會病沒。卿子輩乃竟其緒、而屬不佞序之。

すなわち此の書は、初め陳元植の意図に出たものであって、後に鍾人傑が増補して刊行したものである。鍾人傑の序に

昭代如楊太史之詞藻、董尚書之考核、唐中丞之提撕、茅口祭之情事、皆信乎、其能讀史而各具一體者也。

4329

とのべ、楊慎・董份・唐順之・芳坤の評論を重んじて載録している。それに陳元植の説を加えている。姓氏を著さないものは鍾人傑の評語である。

監本の序・凌稚隆評林の序を収録していることからすでに祭せられるが、鍾人傑が善刻とするのは監本と評林である。鍾人傑の凡例に

史記刻本称良者、近代唯凌氏評林、馮氏監本。評林蒐評極侈而不無病贅、監本正文（史記書録は「文」を「義」に誤る）爽浄而頗多訛。予因重授剞劂氏、加評林以点而略刪其贅、益監本於（史記書録は「於」を「以」に作っている）評而更正其訛也

といっている。鍾人傑本は馮夢禎南監本を底本としたものである。目録の次に正文が始まるが、第一行に「史記本紀巻一」（史記書録は「巻」を「第」に誤っている）、第二行下半欄に「漢龍門司馬遷撰」、第三・四・五行下半欄に「宋河東裴駰、唐内司馬貞、唐張守節註」、第六行に「明錢塘鍾人傑校」、第七行二格下げて「五帝本紀」と題し、次行から正文となる。毎半葉九行、行二十字、注双行、行二十字。板心魚尾の上に「史記本紀」、魚尾の下に「巻一」、その下に葉数を記している（図版一四五参照）。評論は上欄外に標記し、一篇の大旨に関するものは篇末に載録する。提綱照応及び単辞隻語は、行間に小字をもって注している。正文には句読をつけないが、点讃を付している。索隠述賛は、司馬遷の論賛があるので「賛而贅」（凡例）として刪去している。三家の旧注についていえば、底本である南監本が、注を刪ることが多いのに加えて、さらに刪削し、その上集解・索隠・正義の名称をも刪り、全く注の出処を明らかにしていない。

評林を底本とせず監本を底本としているため、監本の誤りをそのまま襲うところ、校訂の際の誤をおかすところがある。凌稚隆評林は巷間広く流行しているので、かえって重視されないむきがあるが、譌脱の多い監本より善本といえる。にもかかわらず底本に監本をえらんだのは、評林の亜流であることをことさら避けたのであろうか。評論についても

は、多くの評語を載録してはいるが、凌氏評林以上に出るものは多くない。

(九)史記傍訓便読八巻（四冊）

鄭維嶽旁訓　楊九經訂梓（萬曆刊本）

首に「鄭維嶽（孩如）「刻史記旁訓序」（図版一四一参照）、次に「史記旁訓便讀目錄」、次に正文に入る（図版一四〇参照）。正文第一行に「新鍥鄭孩如先生精選史記旁訓便讀卷之一」と題し、第二・三行に「溫陵　孩如子鄭維嶽旁訓」「穎孩子楊九經訂梓」、第四行二格下げて「五帝本紀贊」、第五行は正文となっている。正文毎半葉七行、各行の傍に細行七行、計十四行、各行二十字。文内無注である。板心魚尾の上に「史記旁訓便讀」と題し、下に「五帝本紀贊」最下端に葉数を記している（図版一四〇参照）。

此の本もまた抄録である。たとえば五帝・高祖・呂后本紀等は贊のみ、六国年表・秦楚之際月表・高祖功臣年表等は序のみ、あるいは項羽本紀は羽斬宋義始末・滅滅楚始末・贊を抄録したものである。三家の旧注及び諸家の評はまったく載せておらず、たゞ鄭孩如の評釈が細行で文傍にある。題名の旁訓便読が示すように、初学の読者にとってはまことに便利なように編輯されている。正文に句読をつけているが、他の評釈諸本に多く見られる文旁に圏点をつけて文章の緊要なところを示すものはなく、また鄭孩如の評釈は、語句の解釈に重点がおかれ、評としてはとくにみるべきものはすくない。

4331

(廿)史記玉壺冰八卷（四冊）

湯賓尹評選　萬曆刊本

内閣文庫蔵本は第一巻の首が破損していて、孝文本紀の後半と、伯夷伝・管晏伝・老荘申韓伝のみがある。したがって序・凡例・目録等については不明である。

正文の首行に「新刻霍林湯先生評選史記玉壺冰巻之二」と題し、次行二格下げて「孔子世家計十段」と題し正文がある。正文毎半葉十行、行二十字、注双行、行二十字。板心魚尾の上に「史記」と題し、下に巻数、最下に葉数を記している(図版一三三参照)。

正文は抄録であり、また篇次も百三十篇の次第そのまゝでない。たとえば、第二巻は項羽賛・二世賛李斯・李斯対二世書・李斯諫逐客書・范雎伝・蔡沢伝・范雎蔡沢賛（後略）の順になつており、第八巻は礼書・楽書・律書・平準書・封禅書・太史公自序・附報任少卿書となつている。注は集解・索隠と記さずにとつているが削節が甚だしい。

上欄に標記する諸家の評は李光縉増補・凌稚隆評林より出たと疑がわれるほど似ているが、評の数もより少く、必ずしも評林本からとつたとは断言出来ない。評林本にない評もしばしばみられる。文旁に二重圏点・圏点・点を附し、また音切を注し、他本との校勘するところがある。正文には句読をつけている。また各篇の末に孫礒・李廷機・舒雅・黄震・柯維騏・李喬遠・劉辰翁・王世貞等の諸家の総評を載録している。

この本は史記の抄録であり、諸家の評も凌稚隆評林より多くなく、印刻も不鮮明で俗本たるを免れないが、その書の題名にも示されている如く、立派な壺にもられた氷とは史記の文中の最も結晶したものを蒐めたものとの編者の意図

も伺うことが出来、抄録の方法に意を用い、事件の発展によって史記の各篇各段を配列して読者の興味を喚起しつゝ史記を読ませようとしているのが特徴である。

(廿) 史記奇鈔十四巻（十三冊）

陳仁錫彙纂　鍾惺編定　劉肇慶較閲　天啓六年（一六二六）序刊本

封紙に「鍾伯敬先生評史記奇鈔天繪閣藏」（図版一三四参照、首に陳仁錫の「史記奇鈔序」、次に沈国元の「述語」がある。この述語によれば天啓六年の刊行である。次に「集解序」「索隠序」「凡例」「集諸名公序史記略」「目録」があり、続いて正文がある。正文第一行に「史記奇鈔巻之一」、第二・三・四行下半欄に「史官陳仁錫彙纂」「楚黄鍾惺編定」「後學劉肇慶較閲」、第五行二格下げて「五帝本紀」と題し、その下に双行の注で「紀者記也云々」の索隠の一条があり、次に史記正文が続いている（図版一三五参照）。正文毎半葉九行、行二十字、注双行行二十字。板心に「史記奇鈔」と題し、その下に「五帝本紀」と題し、下に葉数を記している。三家の注はあるが、集解・索隠・正義を明示せず、刪節が多い。

この本の採録する諸家の評は、凡例に次のようなものがあげられている。

太史公史記批評、古今已刻者、惟倪文節史濮異同・楊升菴史記題評・唐荊川史記批選・柯希斎史記攷要。其抄録流伝者、何燕泉・王槐野・董漢陽・茅鹿門数家、若楊鉄崖、王守渓、陳石亭、茅見渠、田豫陽・鄧震川数十家、則又蒐羅而出之、悉選録入。

凡例のこの條は、凌稚隆評林本の凡例と同じである。他の諸書を採録するものも、凌氏の評林本と同じである。すなわち凡例に

4333

百氏之書、如風俗通・白虎通・越絶書・説苑・新序・論衡・韓詩外伝等類、與史記互相発明。玆擇其切要者録之、以備考証。

といっている。凡例のこの條もまた凌稚隆評林の凡例に全く同一である。また、太史公贊の後に、蘇子由の古史贊・呂東來の十七史評節を索隠述贊と並刻している。正文の句読は監本をもととして附けたものである。凡例に

史記文法、有連数十字不断句而不句者、則圏于中爲讀。有止一二字當断不句而句者、則圏于側爲句。一以宋本今監本爲則。（この凡例も凌氏評林に同じ、また陳仁錫評閲史記の凡例にほぼ同じ。）

文章の大旨の係るところ、深意の存するところの文傍に圏点・点をつけている。

この本もまた他の明板評釈諸刻と同様史記の抄録である。たとえば、年表は序のみ、荊燕世家は劉賈の一条を刪り、仲尼弟子列伝は子貢の一段のみを録し、酷吏列伝は序贊のみを録している。巻末に「附報任少卿書七十一」を附録している。

この本の底本は宋板黄善夫本の翻刻である嘉靖四年の柯維熊本である。凡例に

史記刻本、自宋元迄今、不下数十家、惟金台汪本、莆田柯氏所較頗少差謬。近時玆谷取而益損之、付諸剞劂、永綿善云。

といっている。

(廿)　陳仁錫評閲史記一三〇巻　（二十四冊）

陳仁錫評　崇禎元年（一六二八）刊本

封紙に「陳太史評閲史記」とある（図版一四二参照）。初めに崇禎元年の陳仁錫の「史記序」、次に「集解序」「索

隠後序」「補史記序」「正義序」（史記書録には正義序が記載されていない。）夏章誠の「凡例」「三皇本紀」「帝王世系図」「地理図」「難字直音」、説者の便のために「稍渉可疑者、悉爲直音」（凡例）ものである）目録（史記書録では難字直音と目録の順が入れかわっている。）があり、続いて正文に入る。正文第一行に「史記巻之一」、次行一格を下げて「漢掌天官太史令龍門司馬遷撰」、次行「皇明翰林院日講官長洲陳仁錫評」、次行二格下げ「五帝本紀第一」とある。史記書録に

正文首行題『五帝本紀第一』六字、下題「史記一」三字：次行之半題『漢掌天官太史令龍門司馬遷』又行題『皇明翰林院日講官陳仁錫評』。

というのは誤りである（図版一四七参照）。以下毎巻首、第一行にたとえば「史記巻之六」、第二行二格下げて「秦始皇本紀第六」、次に正文というようになっている。正文毎半葉十行、行二十字、注双行、行二十字。板心魚尾の上に「史記」、下に「五帝本紀」と題し、その下に葉数を記す。三家の注は、刪節するところが多い。凡例に

史記注釋無慮数百種、其略者発明不足、繁者紛錯無定。故擇其古本至当、以便後学。

といい、三家の注の重複するものはけずっているのである。しかし凡例の次条に

凡註有低格渉両是者、亦両存之、以博古者焉。

といい、説の異なるものはけずってゐない。

明代史記の刻本は多く評論を主体として、史記百三十巻の体章をみだりに変え、また史記正文をけずり、褚少孫の補とされるところ、あるいは武帝本紀などを張晏の説にしたがって載せないものが多いが、陳仁錫評本は特に凡例の後の識語（凡例は第三葉面で終り、第四葉にこの文がある。）に次のように明言し、史記の旧をそのまま録っている。

世家凡七節、呉世家至鄭世家、成周奉秋事也。故首列之。趙至田氏則戦国也。即次之。孔子周之至聖也。故叙

史記書録の引用に

4335

「叙」字「周」の字が無い。史記書録の引用には「周」の字の下に「後」の字を加している。列國之次。史記書録の引用には陳渉爲漢先驅、故列于漢世家之先。外戚爲漢之外家、「次」の字を脱している。故先之。楚元至喜悼則高帝之宗藩也。鄭侯至絳侯、高帝之佐命也。梁孝至三王則文景武之宗藩也。列傳亦分七節。伯夷殷之忠臣也。属之周不可。管晏至仲尼弟子、俱春秋人矣。商君至屈原、俱戰國矣。呂不韋至蒙恬、秦秦之輔也。張耳至淮南衡山、高惠文景武世之人也。匈奴南越東越朝鮮西南夷大宛、四裔事也。刺客循吏儒林酷吏遊俠佞幸滑稽日者龜策貨殖十篇、則雜傳也。先後井然、而目次或紊、則後人之倒置也。

これは当時の史記刻本の多くが抄録であったり篇の順序をかえたりする風潮を否定し、史記の旧本により、「目次」を変えることをしないことを特に説明したものである。

文章の句読については凡例に

史記文法有連数十字不断、句而不句者、則点于中爲讀、有止二三字當断、不句而句者、則圏于側爲句。一以監本爲則、其有未當、則詳之于考。

とある。すなわち句読は馮夢禎の南監本によるものではあるが、南監本そのままでなく、句読を改めているところがあり、南監本あるいは凌氏評林より句読はすぐれているといえよう。また句読について毎巻末に「考」を附して論じている。

陳仁錫の評論は後に葛鼎・金蟠の「史記彙評」にすべてとられている。此の書の評論は陳仁錫のもののみを載し、他説を載録していない。一篇の大旨は毎篇末の「考」において論じており、すぐれた評論がある。一句一段に関するものは上欄外に標記し、また行間に傍評がある。

正文は凌稚隆評林本によったものと考えられるが、凌本の誤字脱文は改めている。毎巻末の「考」において「湖本、

舊本・今本・古本・宋本・監本・一本」などと称して校勘考證を行なっている。凡例に

舊史諸本、其間字畫互有異同、乖舛無當。即文理不謬而意義古質今妍、自有差別。間有引述與他書乖違者、均考之于後、以俟学者擇焉。名曰史考。

といっている。たゞ誤字脱文も少なくない。

(出)陳明卿史記考（五冊）

陳仁錫考　寛文十二年（一六七二）刊、享保二年（一七一七）印

陳仁錫評閲史記の各巻末の陳仁錫の「考」を、そのまゝの形で覆刻したものである（図版一六二参照）。「仁・義・禮・智・信」の五冊になつている。第一行に「陳明卿五帝本紀考」と題し、以下考證がある。毎半葉十二行、行十九行、無界。板心上端に「寛文壬子年刊」、その下に「史記巻之一」、次に魚尾、その下に「五帝紀考」、下方に葉数、下端に「八尾友春」と記している。第五冊「信」の末尾に「享保貳丁酉霜月吉日　京堀川通本國寺前　金屋半右衛門板」と三行に記している。

(出)孫月峰先生批評史記百三〇巻（一四冊）

馮元仲參定　陳繼儒　馮夐等校閲　崇禎九年序刊

首に崇禎丙子の馮元仲の「孫月峰先生批評史記序」がある。この序によれば馮元仲が、孫月峰（文融）の評点をつけた本を得て、參定し刊行したものである。次に凡例、次に「孫月峯先生批評史記目」があり、次に正文に入る。正文第

4337

一行に「孫月峯先生批評史記一本紀第一」と題し、正文第二・三・四行下半欄に「馮元仲次牧參定」「陳繼儒眉公」「馮眉山墨較閱」とあり、第五行に二格下げて「五帝本紀」と題し、次に評・正文が続いている（図版一四六參照）。ただし第三行「陳繼儒眉公」の部分は毎巻異なる。たとえば「秦始皇本紀」（巻二）「馮元颺言仲」（巻三）「黄道周幼玄」（巻四）等となっている。凡例に

較閱之下、列諸名人姓氏、或交友同郡、或仰止天壤、姑以耳目所及、隨手登録、託重玄晏、特志異時鄉往之意云爾。

といっている。毎半正文葉九行、行二十字。版心上端に「史記」と題し、その下に葉数、その下に葉数、下端に「本紀」と題している。

三家の注は全て刪去している。段落は」で示し、句読点をつけている。批評は文中にやゝ小字で一行の注としており、批評文には圏点を入れ各条の区切りには大きい圏点を附している。文傍には、文章の提撕照応及び短評を入れ、文章の要処に傍点をつけている。一篇の批評は各巻の首にある。

此の本は百三十巻あるが、内容にけずるところがある。凡例に

三皇本紀、及附後三代世表四十二行、建元以來侯者十三行、及後四十五國、陳涉贊三行、俱刪去者、以文不足取也。

とある。褚少孫の補修した部分は、読者の便のために、また漢人の文の伝わるものが少ないという理由で太史公自序の後に「褚先生附餘」と題してまとめている。凡例に

余見時取褚先生所補史記、別写一帙、題曰附餘、裁竟分句、妍精評閲。（後略）

といっている。しかし、褚少孫の補なう所でも、各巻にあるものがある。凡例に次のようにいっている。

孝文紀・武本紀・漢興以來將相名臣年表・禮樂律暦書・傅靳蒯成列傳・龜策傳、雖褚先生所補、而亦刻于記内者、以

4338

文目佳爲全史補亡也。

此の本は、諸家の評は全く載録せず、孫月峰の批評のみを載録したのみで、その批評は徒らに言辞を弄するものも少なしとしない。

(十四) 史記測議一百三十卷 (三十二冊)

明華亭陳子龍　徐孚遠撰　崇禎十三年(一六四〇)刊本

封紙に「評林原本　陳臥子先生測議　史記」(図版一五六参照)とある。四庫簡明目録に「陳臥子本」と稱せられているのがこれである。首に崇禎庚辰の陳子龍の「史記序」、次に徐孚遠の「序」、次に「凡例」、續いて「索隱序」「集解叙」「索隱後序」「系譜」「地理圖」「正義序」「正義列國分野」「正義論例」「讀法解」「史記目録」「史記補」(三皇本紀)がある。史記書録に

首有陳子龍崇禎庚辰序，次徐孚遠序，次司馬貞索隱後序，次補史記序，次張守節正義序，次史記正義列國分野，次正義論例讀法解，次目録。——中略——次司馬貞補三皇本紀，次世系圖，次地理圖，次爲五帝本紀。

と著録しており、内閣文庫のものと異なっている。いづれかに錯脱があるのであろうか。目録の初めに「總目」があり、「帝紀十二卷」と題して、次行は「索隱曰、紀帝王之事、故法天之歲、是太歲皆十二年一周天也。」となっている。以下「年表十卷」「八書八卷」「世家三十卷」「列傳七十卷」とあつて各々注を附している。この体裁・注は凌稚隆評林とまつたく同じである。

正文第一行に「史記卷之一」と題し、第二行・第三行下半欄に「華亭徐孚遠、陳子龍測議」、第四行一格下げて「五帝

4339

本紀第一」、第五行二格下げて裴駰注、第六行三格下げて柯維騏の論があり、続いて正義注がある。（図版一五七参照）正文毎半葉十行、行二十字、注双行、行二十字。板心魚尾の上に「史記」と題し、魚尾の下に「巻之一」、「五帝本紀」と題し、下端に葉数を記している。史記書録には正文は南監本によったものであるとするが、恐らく凌稚隆評林に依ったものであろう。正文には句読をつけている。三家注はけずるものが多いが、凡例に、

史記諸家注釈義取該備、前巻已載、後巻畳書、今略刪其繁蕪、以省実費。

とのべている。ただし陳子竜・徐孚遠が私意をもって注するものがあり、旧注の後に圏点を入れて続けている。諸家の評論は上欄外に標記しており、凌稚隆評林の載録する諸家の評論を精選して録したものである。凡例に凌稚隆評林の諸家の評を選択して採録したと、次のようにいい、

前賢評語、備於凌以棟本、亦多互見、所當裁省、其有立論雖高不合情實者、棄爲汰之。

また陳子竜序には次のようにいっている。

太史公之文、學者多館閣之、每（史記書録の引用では「毎」の字を脱している）苦其駁雑横肆、謂可以一覽而得。若其鴻衍之義、奥賛之辭、錯節断章、雖大雅之家、未能盡評也。屢括經緯、創立厥體、殫欲既多、規模不一。又春秋以前撫采百家、以左傳未顯、誠多抵梧。楚漢之後、有出於傳聞、有出於親見、其文益奇逸振厲。然多方言瑣語。及漢家掌故、有非可以憶解者、徐廣・韋昭・鄒誕生・劉伯荘之流、感爲之考釋。而莫備於裴駰之集解・司馬貞之索隠・張守節之正義、第其説不能無異同、使学者罔所適從。子龍與徐子（史記書録の引用では「徐子」の「徐」を脱している）孚遠、以暇日共爲討論、而存其理長者。又時以己意互相發明、庶幾爲好古者談助云。

さらに、徐孚遠の序にも、

4340

夫構文之家重神簡、徵實之家采事跡、此二者所爲折衷也。余童而習太史公書、恒以意属讀、不尋訓故之言。時有難通、則置之。歳在戊寅、乃與陳子（史記書録の引用では「陳子」を脱している）子龍顔（史記書録引脱字脱）采諸家之説、刪其繁重。時有愚管、亦附綴焉。

とのべている。此本は、三家注の繁をけずり、陳子竜、徐孚遠が注を補ない、諸家の評林と自説を並刻したものである。その主とするところはやはり史記評論であつて、史記評論を目的とする他の明の諸板にぬきんでているものがある。羅振常の善本書所見録に

至書之優劣、雖不免明季習氣、然亦賢于評林多矣。

といつている。清の武英殿本史記の巻末考證には此本の注解をまま載録しているものがある。

(九)史記彙評一百三十巻（十六冊）

明葛鼎　金蟠評　崇禎十年丁丑（一六三七）序刊　金閶葛氏刊本

巻首に顧錫疇の「史記序」があり、次に葛鼎の「史記彙評序」、次に「史記総目」、次に「裴駰集解序」、次に「正義序」、次に「索隠序」、次に「索隠後序」、次に「補史記序」、次に「史記補」（三皇本紀）、次に「世系圖」、次に「地理圖」、次に「凡例」、次に「史記目錄」があり、正文に入る。内閣文庫蔵本は上記のとりであるが、賀次君が史記書録に著録しているものは

首有顧錫疇序、次葛鼎史記彙評序、次裴駰集解序、次司馬貞索隠序、索隠後序、補史記序、次司馬貞補三皇本紀、次凡例、次世系圖、地理圖、次史記総目、次史記目錄。

となつているが、いづれかのものに錯雑があるのであろう。

4341

葛鼎の序は崇禎丁丑であるから崇禎十年（一六三七）刊であろう。史記書録に崇禎十六年とするのは誤りである。

正文は毎半葉九行、行二十五字で、史記書録に「毎半頁十行、行二十字」とすゝのは誤りである。板心に魚尾なく、上に「史記」と題し、その下に巻数、中ごろに「五帝本紀」と題し、下に葉数を記している。正文第一行に「史記巻一」と題し、次行四格を下げて「漢太史令龍門司馬遷撰」次行二格下げて「五帝本紀第一」と題している（図版一五五参照）。

この本の底本については、顧錫疇の序に

全帙悉遵監本。

また凡例に

史記刻本、舊唯馮氏監板（史記書録の引用には「板」を「本」に作る。）凌氏評林稍善、行世既久。守多漫滅、改削増修、浸成亥豕、茲刻一遵古本、嚴加校讐、即前本間有之誤、必爲訂改、繙閲之工、特慎且嚴。

とある。この凡例にいう古本とは監本をさしていったものであろう。すなわちこの本のもとずくところは万暦十三年刊の馮夢禎の南監本であり、それに凌稚隆評林をもって考訂を加えたものである。しかし監本の誤りをおそい、あるいは凌氏評林をもって改悪してしまったところがある。

文内には注はない。正文には句読をつけているが、監本の句読をおそったものである。載録したところの評論は凌氏評林より取り、鄧定宇・鍾伯敬・陳明卿・陳眉公などの評論を加えたものである。凡例に

點定史記不下數十家、若須溪升菴・鹿門・荊川・以棟諸家、舊本載之詳矣。近刻鄧定宇・鍾伯敬・陳明卿・陳眉公本、皆鑑賞絶殊、爲史公開生面。玆特廣捜輯入、備閲者未睹云。

といっている。評論のうち一篇の大旨をのべるものは各篇末に載し、一節一段にかかわるものは上欄外に載し、文章の

4342

提撕照応・単詞隻語は文の傍に附している。読者の便を図って難字には音を注し、上欄外に標記している。文傍の評は自説であるが、上欄には諸家の評のみで自説はない。三家注は重複するものをけずり、百三十巻にまとめて後に附している。凡例に次のように説明している。

> 裴注於本文之下、文氣索矣。然則註可廢乎。使快讀者便於一往、而考疑者便於折衷、另輯注一百三十巻附於後。

この本もまた評論に重きをおいているが、監本の旧により十表や孝景・孝武の諸篇、また褚少孫補の部分もすべて刻していて、百三十篇を完備している。その点、他の評論を主として十表等をかえりみないものより善しとすべきであるが、評論においては諸家の評論をあつめるのみで、文傍の自家の評にみるべきものはない。

史記書録に

> 此本傳世已少、余藏鈔伯夷至孟嘗君列傳十五巻、轅注魏豹至太史公自序四十巻。

とのべているが、内閣文庫蔵本は完本である。

(4) 史記鍾伯敬删定史記正文 (十五冊)

文久壬戌二年 (一八六二) 刊

表紙題箋に「史記鍾伯敬删定」と題し、封紙の中央に「史記正文全部一百三十巻 合本十五巻」、右行に「明鍾伯敬先生删定」、左行に「浪華書林 積玉圖製本」とある(図版一六〇参照)。首に寛政庚申春三月朔、大津郡陸可彦の「刻史記序」、次に「補史記序」「史記目錄」があり、正文首巻第一行に「史記卷一」と題し、次行下半欄に「長門陸可彦删定」、次行二格下げて「五帝紀一」と題している。正文毎半葉十二行、行二十字。板心魚尾の上に「史記」と題し、その下に

4343

巻次、その下に「五帝」と題しその下に葉数を記している。

三家の旧注は全て削去していて、正文には句読及び返り点・送りがなを附し、正文の人名には傍線を附している。傍注、圏点なく、評釈は全て上欄外に標記している。欄外の標記は諸家及び鐘伯敬の評・文字の解釈・音切・校勘記等である。評釈は削去している。百三十巻すべてがあるのではなく、巻十二孝武紀・巻二十三礼書・巻五十九宗世家・巻九十八三王世家等その成立に疑問を存する多くの巻をけずって載録していない。これは陸可彦の「刻史記序」にも史記に「三厄」ありとして「缺於孝武之忌諱也。亂於褚先生補也。擾於注評之盲也。」の三条を挙げ、千載の下をして得失を察し、遺則を観るを得ざらしめたと述べ「鍾氏伯敬慨焉乎此。遂刊鄙陋斐穴區、以脱其三厄矣。不亦司馬氏之忠臣乎。」といっている。十表も他の多くの明版評釈本と同じく序文のみをあげて本文はけずってある。

この本は、史記書録が載せている「史記集解索隠正義一百三十巻、明鐘伯敬輯評、天啓五年（一六二五）刊本」[01]を翻刻したものであろう。翻刻の際に、巻首の此・三家の注・文傍の評釈などをけずり、訓点を附したものと考えられる。このことは、同じく陸可彦の序に「更研核於宋明之諸本。挍異同記音訓、以資後進」とあるによれば明白である。

注1　史記書録に「高士魁」といっているのは誤りである。

注2　史記書録に「史文第一行題『史記題評巻一』、如行文之例、題『明李元陽輯訂』、又行題『高士魁校正』、其中亦有不題者、又有数巻李元陽輯訂、高士魁校正」といっているが、内閣文庫蔵本には「李元陽輯訂高士魁校正」と一行になっている。

注3　史記書録に「且史文及注與中統、游明本多同、司馬相如傳『相如乃與鮑邽皮都』與中統、游本同、南宋諸刻及明刻倶無『皮都』二字、又『曾嗣病間居』與中統、游本同、它本均無『常』字、『森風』

此與中統本『森』倶譌『麦』、然則李元陽據中統、游本寫之耶？と言っているが、中統、游本に拠ったという証とはならない（校補参照）。次に中統・游本と題評とが一致しないものの例をいくつか示す。秦本紀「否約設爵公勿與」は中統、游本は「勿」を「弗」に作り、題評に「勿」に作る。同じく秦本紀「惠公三年」は中統游本はこれに同じで、題評は「三」を「元」に作る。呂后本紀「寡王閼之」は中統、游本「王」を「人」に作るが、題評は「王」である。同じく「曲周侯鄧商老病」は中統、游本は「病」の字を脱く、題評にはある。

4344

孝文本紀「王子」は中統本「子」を「午」に作り、題評は「子」に作る。題評の依拠したテキストは、賀次君が推論するように中統、游本ではなく、三注合刻本のいづれかである。

注4　図版一三六、一三七及びその図版目録に「明萬曆三一四年刊本」とあるのは、「明萬曆三十四年刊」の誤植である。

注5　図版一四七及びその図版目録に「萬曆四、六年序刊本」とあるは「萬曆四十六年序刊本」の誤植である。

注6　史記書録に「此本史文蓋就南監本翻刻、偶以它本挍改、最為原刊、雖所改非能盡善、所改未皆允當、但亦勉盡校勘之力矣」といっている。しかし、監本と異るところ少なしとしない。以下二、三の例をあげる。高祖本紀「臼両后間」は南監本「間」の字の下に「臼」の字があるが評評には、呂后本紀「呂后竟恣威失人」は監本「后」を「失」に作るが、評評は「后」である。評評の依拠したテキストが何であるかは、今後の精査にまたねばならぬが、賀次君のいうように校勘に力を入れて、文字を改めていることがわかる。凡例に宋刻の善本を用いたと識している。「評中每挙宋板云何、蓋先生手批猶近刻也。今悉從宋槧善本入梓纔免舛訛、用快大觀。」(凡例)

注7　図版一四四・一四五及びその図版目録は、説明文が同一ではないが、ともに雉人候刊本である。

注8　史記書録に「史文與南監本同、有句讀」といっているが、次の例はいづれも南監本に一致せず、凌本に一致する。秦始皇本紀「十年相國呂不韋坐嫪毐免」は凌本と測議はともに「嫪」を「毐」に誤る。高祖本紀「項羽卒屬漢軍垓歌」は凌本と測議はともに「軍」の下に「之」を衍している。同じく「因說高祖曰甚善」は凌本と測議はともに「甚善」の二字がない。史記測議の依つたテキストは、凌稚隆評林であるといつて誤りではないであろう。

注9　図版一五五及びその図版目録に「趙伯敬先生鑒定諸名家注解評林史記」と説明されているが、「史記彙評一百三十巻、葛鼎、金蟠評」の誤りである。

注10　史記書録に「首有陳仁錫序、次儀制敬百序、次史記集解序、次史記索隠序、次張守節正義序、次正義論例疑法解、諸家評語及雑代目評、各観本文標揭於欄外眉端、圏点、関鍵、提挈、照應諸説、間綴司馬貞、張守節三家之注、率以己意斟節、僅存一二而已。此本卻從凌稚隆評林本出、所載世系圖、地理圖等、悉依凌本、但以史記十表編輯文章大綱、刪除不載、又自爲年表圖説、而斟酌舛訛、畫無體例、讀之猶不知所云。」といっている。

4345

猿投神社藏史記古鈔本

慶應大學の斯道文庫の方々のご努力によつて猿投神社（愛知縣）から、この度、史記古鈔本が新たに見出された。同文庫の阿部隆一氏のご好意により、閲覽させていただいた。殘存している部分は、次の如くである。

(1) 吳太伯世家第一　卷首に推定する所一紙を缺き、「是爲僖仲、列爲諸侯」の「諸侯」（瀧本五頁4行）より、卷末の小題に至るまでを存す。

(2) 魯周公世家第三　卷首に推定する所一紙を缺き、「未可以戚我先王」の集解注「廟卜」（瀧本四頁三行）より、「我之所以弗辟」（瀧本八頁一行）までを存し、途中大きく缺けて、「十八年二月、文公卒」の「公卒」（瀧本三七頁五行）より、再び存し、卷末の小題にまで至つている。

(3) 燕召公世家第四　卷首に推定する所一紙を缺き、「在祖乙時、則有若巫賢」の「巫賢」（瀧本四頁一行）より、卷末の大題に至るまでを存す。

(4) 管蔡世家第五　卷首に推定する所一紙を缺き、「封叔武於成」の「於成」（瀧本三頁十行）より、「繆公三年卒」の「繆」（瀧本一五頁六行）までを存し、途中少しく缺けて、「子宣公讓立」の「宣公讓立」（瀧本十七頁四行）より、再び存し、卷末の大題にまで至つている。

(5) 陳杞世家第六　卷首の小題より、卷末の大題に至るまでを存す。首尾缺損するなし。

4346

(6) 衞康叔世家第七　巻首に推定する所一紙を缺き、「爲梓材亦（示）君子可法則」の「亦君子可法則」（瀧本三頁七行）より、巻末の小題に至るまでを存す。

(7) 宋微子世家第八　巻首の小題より、巻末の大題に至るまでを存す。首尾缺損するなし。しかし、下半分の缺落が目立つている。

(8) 楚世家第十　巻首に推定する所三紙を缺き、「乃自立爲武王」の「立爲武王」（瀧本十頁九行）より、巻末の小題に至るまでを存す。

以上、もともとは巻子本の體裁をとつていたものと思われるが、現在では、平均十七行分ずつ位に切斷され、順序も不同となつていた。

鈔寫樣式は、他の史記古鈔本とほとんど變わらず、紙高二十八・五糎、界高二十一・九糎、界幅二・五糎で、一行十四字、注は双行で、劉宋裴駰の集解のみである。用紙は斐紙といわれる。一部、欄外及び紙背に、司馬貞（史記索隱）、劉伯莊（史記音義）、鄒誕生（史記音）、陸善經（決疑）などの諸説、または博士家説（藤原、大江、菅原）や師説の書き入れが見られる。鈔寫された時期はさだかではないが（奥書のたぐいのもの全くなし）、猿投神社に同じく藏せられているものから推して、鎌倉末より南北朝にかけての寫本であろうとされる（阿部氏のご教示）。しかし、その原本となつたものは、古くは唐鈔本へも遡及し得るものであつたと考えられる。それは次に掲げる校勘記の管蔡世家の部分を、敎煌出土の唐鈔本と比較することなどによつて、極めて明らかである。また、著者がすでに論じた史記古本が古鈔本の系統を引くものであるという説を、更に明瞭に裏付ける例が、非常に多く新らたに見出されたことは、喜びにたえない。これら古本と一致する例は前記の敎勘本との一致の例とともに、次の校勘記に逐一注記しておいた。

4347

校勘記は、史記會注考證を底本とし、この古鈔本は（猿投）の記號で表わした。その他の凡例は、史記會注考證校補に準じた。なお、明らかに古鈔本の誤りと斷定し得る異同、及び注の末の「也」、「者也」についての異同は、割愛した。

本鈔本は第一章　史記古鈔本　第一節　總説　(二)　殘存する史記古鈔本　（史記會注考證校補卷八　史記の文獻学的研究　一六頁）(10)殘卷生陸賈列伝第三十七石山寺藏の項の次に掲げ　第二節　各論　(一)敦煌出土群　(8)　史記集解伯夷列伝殘卷　の次に、(4)　猿投神社藏史記古鈔本　として詳説すべきものである。

吳太伯世家第一

〔而夷蠻之吳與〕　瀧六、九　○纘校　夷蠻互倒

〔顓附於子臧之義〕　瀧一〇、二　○纘校　顓附於子臧之義以無失節　按南化纘校三本亦有此四字

〔欲傳以次必致國於季札而止〕　瀧一〇、八　○止　纘校　上　按南化校三梅野本亦作上

〔決決乎大風也哉〕　瀧一三、四

集　舒緩深遠　○舒　纘校　等

〔國未可量也〕　瀧一三、六

集　短可量也　○短　纘校　未

〔大而寬〕　瀧一四、四　○寬　纘校　婉

〔其有陶唐氏之遺風乎〕　瀧一四、九　○風　纘校　民　按景祐本亦作民

〔猶有感〕　瀧一七、一　○感　纘校　憾

〔晉國其萃於三家乎〕　瀧一九、一〇　○纘校　晉國其萃在於三家乎　按南化本亦有在字

〔必思自免於難〕　瀧二〇、六　○免　纘校　勉　按鈔本誤賜

〔公子光伐楚〕　瀧二一、九

集　夷昧生光　○纘校　夷昧生光吳越春秋曰王僚夷昧子與史記同

〔季子卽不受國〕瀧二三、八　○受（猿校）及

〔楚發兵絕吳兵後〕瀧二六、一　○（猿校）無絕吳兵三字

〔光伏甲士於窟室〕瀧二七、一　○士（猿校）兵

〔楚使子常囊瓦伐吳迎而擊之〕瀧三〇、二　○（猿校）重吳字　按南化楓校三本亦重吳字

〔尙何待焉〕瀧三〇、一〇　○（猿校）尙何復待焉　按南化楓校三本有以復二字

〔越王句踐迎擊之檇李〕瀧三三、二　○（猿校）——迎擊之敗檇李　按南化楓校三本亦有敗字

〔有過又欲殺少康〕瀧三六、三　○（猿校）有過氏又欲殺少康

〔今越在腹心疾〕瀧三七、七　○（猿校）今越與吳譬猶在腹心疾　按南化楓校三本在字作猶

〔是弃吳也〕瀧三八、一〇　○（猿校）是天弃吳也　按南化楓校三本立有天字

〔諫曰〕瀧三九、一　○（猿校）而諫曰

〔猶石田無所用〕瀧三九、一　○（猿校）——無所用也

〔商之以與〕瀧三九、四　○與（猿校）與　按蜀紹本亦與字作興

集　有顚之越之商之以與　○（猿校）顚之互倒而無中之字　按札記云舊刻顚之字倒無中之字無

〔於是乃使厚幣以與越平〕瀧四三、三　○（猿校）於是乃使人厚幣——按瀧川考證云中井積德曰使下似脫一使字

〔越王句踐欲遷吳王夫差於甬東〕瀧四三、九

集　句章東海口外州也　○海（猿校）浹　按景井蜀紹本亦作浹

〔遂自剄死〕 瀧四四、一

集 在猶亭西卑猶位 ○續校——卑猶之位

〔又何其閎覽博物君子也〕 瀧四五、二

集 至今吏民皆祀之 ○之 續校 事

魯周公世家第三

〔史策祝曰〕 瀧四、七

集 祝者讀此簡書 ○者 續校 史

〔且巧能多材多藝〕 瀧五、二 ○藝 續校 藝 下同

〔周公喜〕 瀧六、四 ○喜 續校 憙

〔周公乃踐阼〕 瀧七、七 ○阼 續校 祚

〔襄仲殺子惡〕 瀧三七、一〇 ○惡 續校 憙

〔或諫乃止〕 瀧三九、三 ○止 續校 否

〔齊景公與晏子狩竟〕 瀧四四、三 ○竟 續校 境 按南化梅本亦作境

〔昭公九月戊戌〕 瀧四五、六 ○戌 續校 辰

〔弗許〕 瀧四五、七

4351

集　至下邳入泗水　○猿校無至下邳三字

〔爲徒者衆衆將合謀〕瀧四五、九　○猿校上衆字至合字之間缺四字　按南化楓椒三梅本上衆字下有爲徒者三字

〔居昭公乾侯〕瀧四七、九

集　晉竟內邑　○竟猿校境　按殿本亦作境

〔怒而去乾侯〕瀧四八、五　○猿校怒而去之復乾侯　按南化楓椒三梅本亦有之復二字

〔齊田常弑其君簡公於徐州〕瀧五二、一　○徐猿校徐下同

〔遇孟武伯於街〕瀧五二、九　○街猿校衢

〔頃公亡遷於下邑〕瀧五五、八　○頃猿校傾下同

〔至其揖讓之禮則從矣〕瀧五七、一　○其猿校千

燕召公世家第四

〔哥詠之〕瀧四、六　○哥猿校歌

〔爲犬戎所弑〕瀧五、五　○弑猿校殺　按敎煌本亦作敬

〔桓公因割燕所至地予燕〕瀧七、三　○猿校桓公因割燕君所至地予燕

〔獻公十二年〕瀧九、七　○猿校無二

〔欲以亂齊〕瀧一一、四

集　故反間可得用也　○（續校）——得而用也

〔今王以國讓於子之〕　瀧一二、八　○於（續校）相

〔而以啓人爲不足任乎天下〕　瀧一三、二　○（續校）無人字　按楓梅蜀紹殿本亦無人字

〔然誠得賢士以共國〕　瀧一七、九　○國（續校）圖　按景蜀本亦作圖

〔先生視可者〕　瀧一八、三　○（續校）顧先生視可者

〔齊田單伐我拔中陽〕　瀧二〇、一　○（續校）我拔亙倒

〔四十餘萬〕　瀧二〇、一　○（續校）四十餘萬人

〔與人通關約交〕　瀧二一、八　○關（續校）關　按鈔本之譌歟

〔自將偏軍隨之〕　瀧二一、九　○（續校）王自將——

〔趙使李牧攻燕〕　瀧二三、一　○（續校）趙使李牧將攻燕

〔欲因趙奭攻之〕　瀧二三、三　○（續校）燕欲因趙奭攻之

〔辛曰〕　瀧二三、四　○（續校）劇辛曰

〔秦攻拔我葹〕　瀧二四、五　○（續校）無攻字

管蔡世家第五

〔封季載於邗〕　瀧四・九　○邗（續校）邘

〔息夫人將歸過蔡〕瀧六、一〇　○（續校）——蔡侯

〔嫁其弟〕瀧七、六　○弟（續校）妹　按景井蜀毛本亦作妹

〔楚復醳之〕瀧八、四　○醳（續校）釋　按敦煌本亦作釋

〔二十年文侯卒〕瀧八、四　○（續校）二十八年文侯卒　按敦煌本亦有八

〔子景侯固立〕瀧八、四　○固（續校）同

〔而景侯通焉〕瀧八、六　○（續校）而好景侯——　按敦煌本南化楓枝三梅本亦有好字

〔太子弒景侯而自立〕瀧八、六　○（續校）太子殺弒景侯——　按敦煌本有斑字

〔代立爲平王〕瀧九、四　○（續校）代立是爲平王

〔弟昭侯申立〕　○甲（續校）申　按敦煌本井景蜀慶中統殿金陵本亦作申

〔爲晉滅沈〕瀧一一、三

集　汝南平輿縣北有郟亭　○（續校）無北字

〔乃令賊利殺昭侯〕瀧一二、三　○（續校）乃令賊利刺殺照侯

〔後陳滅〕瀧一二、九·○（續校）後陳滅也

〔三十三年〕瀧一二、九　○（續校）三十三作三十一　按景本亦作三十一梁玉繩曰案三十三年當作三十一年

〔曹叔振鐸者〕瀧一四、三　○（續校）曹叔振鐸世家曹叔振鐸者　按敦煌本亦有此六字

〔夷伯二十三年〕瀧一四、八　○三（續校）二

〔三十年卒〕瀧一四、九　○纘校　三十三年卒

〔子惠伯兕立〕瀧一五、一

集　或復名弟兕也　○纘校　或復名兕、雉或弟兕也　按敦煌本亦有此三字

〔子石甫立〕瀧一五、五　○石　纘校　碩　按敦煌本南化楓被三梅本亦作碩

〔子平公頃立〕瀧一八、二　○頃　纘校　須　按敦煌本南化楓被三梅景本亦作須桑玉纂云平公名須此誤

〔悼公朝于宋〕瀧一八、四　○于　纘校　於　按敦煌本亦作於

〔無雛曹禍〕瀧一九、二　○雛　纘校　罹

陳杞世家第六

〔愼公當周厲王時〕瀧三、六　○纘校　愼公立當周厲王時　按景井蜀本亦有立字

〔夷公三年卒〕瀧三、一〇　○纘校　夷公十三年卒

〔長子桓公鮑立〕瀧四、四　○纘校　此下有年表曰生桓公鮑及厲公佗厲公佗母蔡女也十八字双行注

〔桓公鮑卒〕瀧四、七　○纘校　陳桓公鮑卒

〔與蔡人共殺厲公〕瀧七、一　○纘校　——厲公也

〔二十一年〕瀧八、五　○二　纘校　三

〔乃奔齊〕瀧八、七　○纘校　乃奔于齊

4355

〔齊懿仲欲妻陳敬仲〕瀧八、九　○纘校　無陳字

〔齊桓公伐蔡蔡敗〕瀧九、八　○纘校　此七字作齊桓公伐敗蔡六字

〔哀其衣以戲於朝〕

集　衷其祖服　○祖　纘校　祖　按景紹凌本亦作祖

〔舒之母也〕瀧一一、九　○纘校　徵舒之母也

〔則後何以令於天下〕瀧一二、四　○纘校　無於字　按鈔本誤脫脚

〔留有寵哀公〕瀧一三、七　○纘校　留有寵於哀公

〔哀公屬之其弟司徒招〕瀧一三、八　○纘校　無之字

〔哀公自經殺〕瀧一三、八　○經　纘校　縊

〔自幕至于瞽瞍〕瀧一四、七　○瞍　纘校　叟　按景井紹蜀毛本亦作叟下注同

〔夏后禹之後苗裔也〕瀧一八、七　○纘校　夏后帝禹之——

〔楚惠王之四十四年〕瀧二一、四　○纘校　楚惠王殺之四十四年　按南化楓校三本亦有殺字

〔右十一人者〕瀧二三、六　○纘校　此右十一人者　按南化楓校三梅本亦有此字

〔諸侯力攻相幷〕瀧二四、五　○攻　纘校　政　按南化楓校三梅蜀井本亦作政

衞康叔世家第七

〔爲梓材示君子可法則〕瀧三、七　○示　纂校　亦　按南化楓梅本亦作亦

〔子莊公揚立〕瀧六、七　○揚　纂校　楊　按殿本亦作楊張文虎曰表揚作楊與詩譜疏引合

〔因殺州吁于濮〕瀧八、三

集　陳地　○纂校　陳地名也

〔宋督弒其君殤公及孔父〕瀧八、八　○纂校　宋華督弒其君殤公及孔父嘉　按南化楓三梅本亦有華字及嘉字

〔未入室〕瀧九、三　○纂校　室字傍有至字　按南化楓梅三梅本室字作至

〔而宣公見所欲爲太子婦者好〕瀧九、三　○纂校　——爲太子入婦者好　按南化楓梅三梅本亦有入字

〔卽殺之〕瀧一〇、五　○纂校　之字傍有子字　按南化楓梅三梅本之字作子

〔凡十三年矣〕瀧一、七　○三　纂校　二　按陳仁錫曰三當作二

〔三十一年〕瀧一二、二　○一　纂校　三　按景本亦作三張文虎曰詩譜疏引作三十三年

〔初翟殺懿公也〕瀧一三、三　○纂校　初翟殺衞懿公也

〔黔牟嘗代惠公爲君八年〕瀧一三、七　○代　纂校　伐　按楓梅三景紹本亦作伐

〔共立定公弟秋〕瀧一七、八　○纂校　秋字之右傍有叕字而左傍有剽字　按南化楓梅三本秋字作叕亦作剽

〔而復入衞獻公〕瀧一八、四　○纂校　而復入立衞獻公　按南化楓梅三梅本亦有立字

4357

〔襄公夫人無子〕瀧一九、八　○續校　襄公嫡夫人無子

〔乃令陽虎詐命衛〕瀧二一、五　○令　續校　命　按傍有令字

〔十二年〕瀧二二、三　○二　續校　三　按梁玉繩曰此十三年之誤

〔輿寢從之〕瀧二三、四

集　欲以盟故也　○續校　無故也二字

〔下石乞盂屬敵子路〕○續校　盂字傍有壺字　按楓本盂字作壺

〔結纓而死〕瀧二五、七

集　不使冠在地　○續校　服虔曰不使——

〔柴也其來乎〕瀧二五、八　○續校　無此五字

〔衛人立公子斑師爲衛君〕瀧二七、三　○班　續校　班　按凌本及通志亦作班

〔子成侯邀立〕瀧二八、八　○邀　續校　速

〔而并濮陽爲東郡〕瀧二九、八　○續校　此下有李斐曰衛地稍減也八字双行注

宋微子世家第八

〔滅吼國〕瀧二、六　○續校　重吼字

〔殷既小大好草竊姦宄〕瀧三、六　○既　續校　無　按楓三本亦作無

〔維時其庶民于女極〕瀧一二、五　○纂校——于女保極　按南化本亦有保字

〔有猶有爲有守〕瀧一二、九　○纂校　猶字傍有欲字　按南化楓枧三本猶字作欲

〔而安而色〕瀧一三、一　○纂校　人而安而色　按景井本亦有人字

〔平康正直〕瀧一五、一

集　世平安　○安纂校康

〔日陽〕瀧一八、二　○陽纂校暘　按皇毛游殿通志亦作暘

〔常雨若〕瀧一九、二

集　則常雨順之　○常纂校時　按景本亦作時

〔畯民用徵〕瀧二〇、一　○徵纂校徵　按南化楓三梅本亦作徵

〔禾黍油油〕瀧二一、五　○纂校禾黍油油兮

〔召大司馬孔父謂曰〕瀧二四、二　○纂校——孔父嘉謂曰

〔孔父曰〕瀧二四、三　○纂校孔父嘉曰

〔使告於宋曰〕瀧二四、八　○纂校無使字而告字傍有謂字

〔九年〕瀧二五、一　○纂校九字傍有八

〔皆孔父爲之〕瀧二五、六　○纂校皆孔父所爲之　按南化楓枧三本亦有所字

〔陳人使婿人飲之醇酒〕瀧二八、一　○醇纂校淳　按井蜀毛本及通志亦作淳

〔襄公往會〕瀧二八、九　○(猿校)襄公往會之

〔以馬二十乘〕瀧三一、八　○(猿校)以馬二十乘送之　按南化楓本亦有送之二字瀧川考證云倣廿三年左傳古鈔本乘下有遣之二字

〔我軍亦有二日糧〕瀧三六、一　○二(猿校)三　按南化楓景井蜀綱耿毛殿本亦作三

〔楚共王拔宋之彭城〕瀧三七、四　○拔(猿校)伐　按景井蜀綱本及通志亦作伐

〔元公毋信〕瀧三八、一　○(猿校)無公字

〔司星子韋曰〕瀧四〇、四　○星(猿校)馬　按南化楓楓三本亦作馬

〔果徙三度〕瀧四〇、七　○(猿校)紙背有師說此三度二字異本對上事而此言三度耳十七字注　按南化楓三楓本無三度二字

〔縣而射之〕瀧四二、八　○縣(猿校)懸

〔淫於酒婦人〕瀧四二、九　○(猿校)淫於酒及婦人　按楓三本亦有及字

〔殷有三仁焉〕瀧四三、八

集　箕子比干智之寫也　○智(猿校)志

集　皆其極也　○皆(猿校)見

〔修行仁義〕瀧四四、六　○(猿校)行仁互倒　按南化楓三井耿毛游本及詳節亦互倒

4360

楚世家第十

〔而兵罷〕瀧一一、三

集　葛陂鄉城東北　○陂　毿校　陵

集　而銘曰楚武王由是知楚武王之冢　○毿校　此注作而銘曰楚元武王之冢

〔鄧人曰〕瀧一一、一〇　○毿校　無鄧字

〔是爲莊敖〕瀧一三、一　○莊　毿校　肚

〔與隨襲弒莊敖代立〕瀧一三、三　○莊　毿校　杜

〔晉公子重耳過楚〕瀧一四、九　○毿校　無楚字

〔請兵以伐齊〕瀧一四、一〇　○毿校　請楚兵——

〔卒得反國〕瀧一五、六　○毿校　卒復復得反國　按鈔本復衍

〔不可立也〕瀧一六、七　○也　毿校　之

〔而勿敬也〕瀧一六、九　○毿校　無也字

〔卓陶之後〕瀧一七、七　○毿校　——之後也

〔聽政〕瀧一八、七　○毿校　聽國政

〔君王其忘之乎〕瀧一九、九　○其　毿校　有

4361

〔桀有亂德〕瀧二〇、二　〇續校　夏桀有亂德

〔若君不忘厲宣桓武〕瀧二一、一〇

集　鄭桓公武公　〇續校　桓武互易

〔遂許之平〕瀧二二、四

集　退一舍而禮鄭　〇而　續校　以

〔與晉兵戰鄢陵〕瀧二三、三　〇續校　——　戰於鄢陵

〔共王之子圍爲長〕瀧二四、五

集　使從禮告　〇續校　重使從禮也告

〔華露藍蔓〕瀧二六、九

集　素木幹也　〇木　續校　大

〔趹涉山林〕瀧二七、一　〇續校　趹涉山川林　按南化楓三梅本林字作川、集解云服虔曰草行曰跋水行曰涉然則川字可矣狼投本林字可疑

〔周今與四國服事君王〕瀧二七、四　〇續校　周今周與四國——　按鈔本衍入歟

〔將惟命是從〕瀧二七、五　〇惟　續校　唯

〔豈敢愛鼎〕瀧二七、六　〇續校　豈其敢愛鼎

〔今吾大城陳蔡不葺〕瀧二七、九

集　二國　〇二　續校　三　按三之誤

〔以聽大國之慮〕瀧二九、一〇　○續校——之慮王、按鈔本衍入脚

〔平王以詐弒兩王〕瀧三三、一　○續校　平王以詐弒兩君王

〔請神決之〕瀧三三、六　○續校　無請神二字

〔召五公子〕瀧三三、八　○續校　無公字

〔抱而入〕瀧三三、一〇　○續校　抱其上而入　按南化楓三井蜀金陵本亦有其上二字

〔如市賈焉〕瀧三三、六

集　如市賈之人求利也　○續校　如市賈之人求其利也

〔今不制〕瀧三七、一〇　○續校　王今不制

〔知也〕瀧三九、一　○知　續校　智

〔楚人遂殺伍奢及尚〕瀧三九、三　○續校——伍奢及伍尚

〔取太子建母而去〕瀧三九、五　○續校　取楚太子——

〔及子胥皆奔吳〕瀧四一、三　○續校　及伍子胥——

〔吳三公子奔楚〕瀧四一、五

索　昭三十年至非也二十九字　○續校　此索隱作集解　按各本作集解瀧川本從索隱單本

〔即進擊隨〕瀧四三、一　○續校　即進兵集擊隨　按鈔本之集字衍入歟

〔見吳王兵傷敗〕瀧四三、九　○續校　見吳兵王兵——按兵衍入歟

〔滅胡〕瀧四四、一〇

集　汝南縣西　〇南（猿校）陰　按蜀本亦作陰

〔越王句踐射傷吳王遂死〕瀧四五、二　〇（猿校）重吳王二字

〔孤之設肱也〕瀧四五、九　〇（猿校）於孤之——

〔是時越已滅吳〕瀧四九、二　〇（猿校）無已字

〔夫秦又何重孤國哉〕瀧五六、二　〇（猿校）夫秦又有何重——　按南化楓三梅本又作有

〔西起秦患北絕齊交〕瀧五六、五　〇（猿校）重起秦患三字

〔斬甲士八萬〕瀧五七、一〇　〇（猿校）斬楚甲士八萬

〔請之楚〕瀧五八、八　〇之（猿校）至

〔顧大王孰計之〕瀧六一、八　〇（猿校）顧大王集无孰計之　按鈔本傍出混入

〔楚王業已欲和於秦〕瀧六一、八　〇（猿校）秦王業已欲和親於秦

〔或曰聽齊〕瀧六一、九　〇曰（猿校）言　按蜀紹毛本亦作言

〔而後足以刷恥於諸侯〕瀧六一、一〇　〇後（猿校）后　按毛本亦作后

〔殺將軍景缺〕瀧六四、五　〇缺（猿校）缺

〔始寡人與王約爲弟兄〕瀧六四、七　〇（猿校）弟兄互倒

〔楚懷王見秦王書患之〕瀧六五、五　〇（猿校）無楚字

〔秦歸其喪于楚〕瀧六八、二　○于（續校）於

〔秦且率諸侯伐楚〕瀧六八、五　○（續校）秦且一率——

〔爭一旦之命願王之飭士卒〕瀧六八、五　○（續校）重命字

〔則魏之東外弃〕瀧七○、七　○（續校）——東之外弃

〔則從不待約〕瀧七二、六　○待（續校）徒

〔右臂傳楚鄢郢〕瀧七三、五　○（續校）——楚之鄢郢

〔不可以致名實不得〕瀧七五、一　○（續校）不重名實二字

〔詘楚之名〕瀧七七、三　○詘（續校）諂

〔太子熊元代立〕瀧七八、一○　○元（續校）完

〔名爲楚郡云〕瀧八○、九

集　以楚地爲三郡　○三（續校）秦　按景蜀紹耿本亦作秦

4365

猿投神社蔵史記古鈔本

PDG

謝依周章立　　二柯
相立柯相卒子壽夢夷立壽夢夷卒
子餘橋疑吾立餘橋疑吾卒子柯盧
立柯盧卒子周繇立周繇卒子壽羽
立壽羽卒子夷吾立夷吾卒子禽處
立禽處卒子句卑立是時晉獻公滅周北
虞公以開晉伐虢也句卑卒子去齊
立去齊卒子壽夢（一）（一）而吳始
益大稱王自太伯作吳五世而武王
更封其後為二其一虞在中國其
一吳在夷蠻十二世而晉滅中國之
虞中國之虞滅二世而墜
吳之吳與大凡從太伯至壽夢十九

吳之吳與大凡從太伯至壽夢十九
世王壽夢二年楚之巳大夫申公巫
臣怨楚將子反而奔晉自晉使吳教
吳用吳乘車令其子為吳行人（原度曰
行人官名）而吳與中國交（原度曰交謂吳與中國交通）吳於是始通於中
國吳伐楚十六年楚共王伐吳至衡
山（杜預曰吳楚名山在衡陽南也）二十五年王壽夢卒壽
夢有子四人長曰諸樊次曰餘祭次
曰餘昧次曰季札（一）賢而壽夢欲
立之季札讓不可於是乃立長子諸
樊攝行事當國王諸樊元年（原度曰按此年
楚康王元年）諸樊已除喪讓位季札（一）謝曰曹
宣公之卒也諸侯無曹人不義曹通
（原度曰宣公卒在成十二年今晉使以春秋
子卯書者以子卯為凶日不用為忌日故春秋
之例日下不書凡卒葬皆以日為正）將立子臧（一）去之以成曹
（原度曰左傳昭二十年子臧守節去位事
與此異）

君（原度曰子成）君子曰能守節矣君義（自身言之）君子（指季子）而（指衍之）
聞（王肅曰蓋言君子而衍之）誰敢干君而（王肅曰蓋言君子而衍之）
因非吾節也札雖不祥預聞於子臧（王肅曰蓋言君子而衍之）
之義以無失節吳人固立季札（王肅曰蓋言君子而衍之）
寡其室內耕力含之秋吳伐楚（王肅曰蓋言君子而衍之）
我師回（王肅曰蓋言君子而衍之）晉平公初立十三年王諸（王肅曰蓋言君子而衍之）
樊卒有命救華餘舉欲傳以次必致（王肅曰蓋言君子而衍之）
國於季札而工以稱先王壽夢之意（王肅曰蓋言君子而衍之）
且嘉季札之義兄弟皆欲致國令以（王肅曰蓋言君子而衍之）
漸至焉季札對於延陵故號曰延陵（王肅曰蓋言君子而衍之）
季子王餘祭三年壽夢封有罪自（王肅曰蓋言君子而衍之）
壽夢薨餘祭（王肅曰蓋言君子而衍之）子慶封朱方之縣（王肅曰蓋言君子而衍之）
季札（王肅曰蓋言君子而衍之）以為季已以女妻之留於在齊（王肅曰蓋言君子而衍之）
四年吳使季札聘於魯（王肅曰蓋言君子而衍之）請觀周樂（王肅曰周樂者樂歌時代之次也）為歌（王肅曰蓋言君子而衍之）

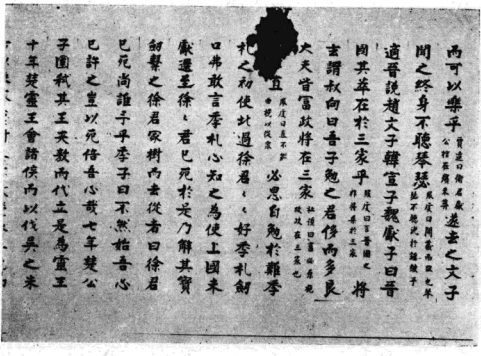
周南召南（王肅曰此皆采詩名篇）曰美哉始基（王肅曰蓋言君子而衍之）
之矣（王肅曰蓋言君子而衍之）猶未也（王肅曰蓋言君子而衍之）然勤而不怨（王肅曰蓋言君子而衍之）歌邶（王肅曰蓋言君子而衍之）
鄘衛（王肅曰蓋言君子而衍之）曰美哉淵乎憂而不困者也（王肅曰蓋言君子而衍之）
吾聞衛康叔武公之德如是其衛風乎（王肅曰蓋言君子而衍之）歌王（王肅曰蓋言君子而衍之）曰美哉思而不懼其周之
東乎（王肅曰蓋言君子而衍之）歌鄭（王肅曰蓋言君子而衍之）曰其細已甚民不堪也是其
先亡乎（王肅曰蓋言君子而衍之）歌齊（王肅曰蓋言君子而衍之）曰美哉泱泱乎大風也哉（王肅曰此
表東海者其太公乎（王肅曰言乎）國未可量也（王肅曰此下其間）

公子王肅曰言為國來可量也鄭康曰國之興
衰治亂之基代表也王肅曰歎美之辭
而未敢指斥其君故言公子以為國來可量也
歌曲曰美哉蕩蕩乎樂而
不淫曰樂而不荒其周公之東乎鄭玄曰
公遭管蔡之變懼為成王誅周公之
不誅見讒以疑王常故言其周公之東乎歌秦曰
此之謂夏聲夫能夏則大大之至也
其周之德乎鄭玄曰秦仲有功周宣王
封之為大夫其後稍大能修禹之功
復興西戎之舊地故謂之夏聲也
歌魏曰美哉渢渢乎
大而婉險而易行以德輔此則明主
也鄭玄曰以一行證輔君言德之
輔佐明君其政必以德輔此則明主也王肅曰
美哉渢渢乎大而婉險而易行以德輔此則明主也
歌唐曰思深哉其有
陶唐氏之遺民乎不然何憂之遠也
王肅曰思深哉言唐國政有堯之
遺民憂思遠慮行儉節約非舍德之後誰
能若是歌陳曰國無主其能久乎鄭玄曰
舜之興也其樂氏之興也王肅曰
舜以下至于無識者皆以下
次之舜小雅王肅曰小雅小
正之所制歌曰美哉
思而不懼鄭玄曰懼行不及之失也怨而不言王肅曰
怨而不言君不知己之心
其周德之衰乎鄭玄曰其
之遺民也鄭玄曰周德既衰
猶有先
王肅曰周德既衰大雅文武
之德以王天下曰唐哉憂思之乎鄭玄曰
唐堯之德曰其大王之德乎歌頌之聲
有直體鄭玄曰其大王之德乎歌頌之聲
言以天命為制曰至矣哉言道至美也直而不倨
鄭玄曰倨傲也曲而不詘鄭玄曰詘
屈也近而不偪鄭玄曰偪迫也
遠而不携鄭玄曰携離也遠而不溢鄭玄曰
溢過也處而不底鄭玄曰底滯也
行而不流鄭玄曰流放也五聲和八
風鄭玄曰八音克諧各當其所以成曲節有度守有
序鄭玄曰守謂守其分職也盛德
之所同也鄭玄曰同猶和也
見舞象箾南

見舞爰開而一
曰美哉猶有憾
見舞大武
周之盛其若此乎見舞韶
曰聖人之弘也
憾德聖人之難也
舞大夏
曰美哉勤而
非禹其誰能及之見
韶
曰德至矣哉大矣
如天之無不幬也
如地之無不載也雖甚盛德無以加矣
觀止矣若有他樂吾不敢觀
遂使薛說晏子仲尼子連納邑與政

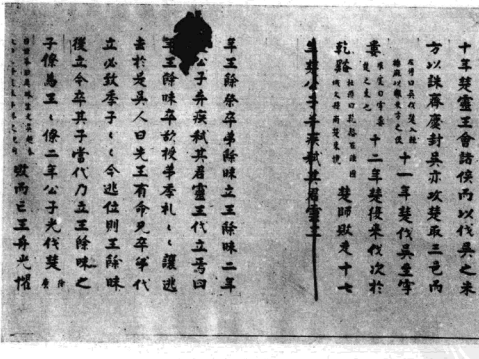


見舞爰開而一
曰美哉猶有憾
見舞大武
周之盛其若此乎見舞韶
曰聖人之弘也
憾德聖人之難也
舞大夏
曰美哉勤而
非禹其誰能及之見
韶
曰德至矣哉大矣
如天之無不幬也
如地之無不載也雖甚盛德無以加矣
觀止矣若有他樂吾不敢觀
遂使薛說晏子仲尼子連納邑與政
舞色無政乃免於難
薛國之政將有所歸非子所得所歸非
急也故晏子因陳桓子以納政與邑
晏子卒於高之難
曰鄰之
執政僖難將至矣政必及子子為政
慎以礼
去鄰適衛說遽瑗史狗史鰌公子荊
公叔發公子朝曰衛多君子未有患
也自衛如晉將舍於館
曰吳哉吾聞之辭而不
德必加於我
子獲罪於君以在此貧富吉凶天下之子
禍猶不足而又可以呻乎夫子之在
此猶黍之菓子蓼也
而可以樂乎



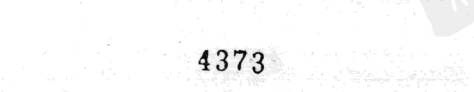
西可以樂乎（晉語四韓宣子適楚公賜之文子辭）遂去之文子聞之終身不聽琴瑟（魯定四周喪公除喪而不聽琴瑟孔子以為難子適晉說趙文子韓宣子魏獻子曰晉國之將（原度曰三子晉國之卿作晉政者三家）

亡天皆富政將在三家（杜預曰言必有晉地歸此三家也）宣（原度曰三子即必思自勉於難季札之初使北過徐君（好季札劍口弗敢言季札心知之為使上國未獻遭喪係（原度曰係繫也）君已死於是乃解其寶劍繫之徐君冢樹而去從者曰徐君已死尚誰予乎季子曰不然始吾心已許之豈以死倍吾心哉七年楚公子圍弒其王夷敖而代立是為靈王十年楚靈王會諸侯而以伐吳之來

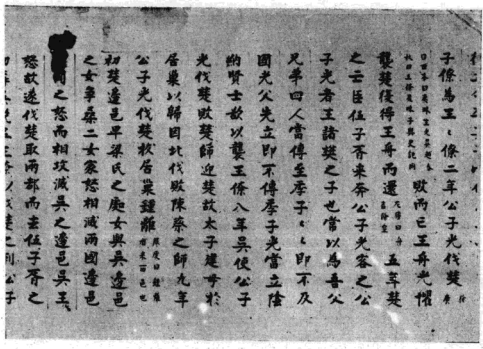


十年楚靈王會諸侯而以伐吳之來方以誅蔡慶封吳亦攻楚取三邑而（原度曰周書作解曰九年撫綏諸侯大會于孟津十一年楚伐吳至雩（原度曰雩音羽）婁（原度曰婁音屢）十二年楚復來伐次於乾（杜預曰乾豫章縣南）踐（即踐夷十七年楚公子弃疾弒其君靈王代立弓曰

王（原度曰王音往）子弃疾帥師圍蔡（原度曰蔡音祭）



卒王師潰卒奔師昧立王師昧二年公子弃疾弒其君靈王代立弓曰王（原度曰王音往）師昧卒於柤（原度曰柤音查）季札（讓逃去於是吳人曰先王有命兄卒弟代立必致季子（令逃位則王師昧復立今卒其子當代乃立王餘昧之子僚為王（僚二年公子光伐楚（原度曰伐音發）



子係為王（係二年公子光伐楚

敗而已王弗光懼

襲楚使得王哥而還（哥音戈）五年楚

之云臣伍子胥來奔公子光客之公

子光者王諸樊之子也嘗以為吾父

兄弟四人當傳至季子（即不及

國光公先立即不傳季子光嘗立陰

納賢士欲以襲王係八年吳使公子

光伐楚敗楚師迫楚故太子建奔於

宿巢以歸因此伐敗陳蔡之師九年

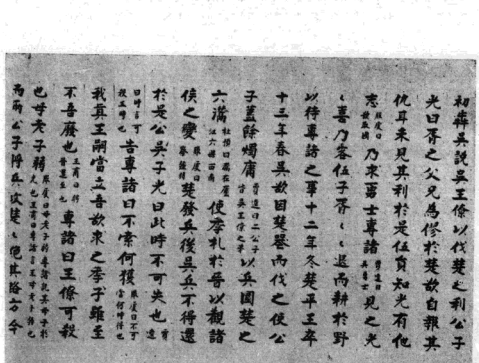
公子光伐楚救宿巢鍾離（鍾離楚邑宿巢皆

初楚邊邑卑梁民之處女與吳邊邑

之女爭桑二女家怒相滅兩國遂邑

之怒而相攻滅吳之邊邑吳王

怒欲遂伐楚取兩都而去伍子胥之



和將吳說吳王係以伐楚之利公子

光曰胥之父兄為係於楚故自報其

仇耳未見其利於吳任貴知光有他

志（知音智）乃求善士專諸（專音磚）見之光

（善）乃客伍子胥（客）退而耕於野

以待專諸之事十二年冬楚平王卒

十三年春吳欲因楚喪而伐之使公

子蓋餘燭庸（蓋音合燭音之玉）以兵圍楚之

六滿（滿音曼）使延陵季札於晉以觀諸

侯之變（觀音官）楚發兵後吳兵不得還

於是公子光曰此時不可失也（失音

迭）（時音十）告專諸曰不索何獲（索音昔）（獲音胡麥反）

我真王嗣當立吾欲求之季子雖至

不吾廢也（真音值）專諸曰王係可殺

也（殺音弒）（廢音肺）唯光子稱（稱音尺證）

而兩公子將兵攻楚（將音匠）絕其路（絕音雪）今

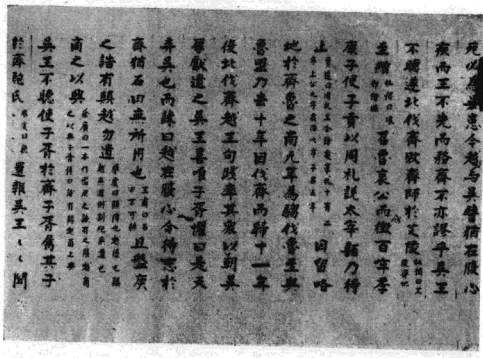
而吳公子札來聘、觀其路方今
吳外困於楚而內空無備疑之臣是
無秦我何先曰我身子之身也
丙子先伏甲兵於室室
而誘王僚設王僚使兵陳於道自
王宮至先之家門階戶席皆王僚之
親也人夾持鈹
入于室室
室使王僚使專諸置
首於炙魚之中以進食于
吾刺王僚鈹交於匈
僚公子光代立為王是為吳王闔
廬、乃以專諸子為卿季子至曰
苟先君無廢祀民人無廢主社稷有
奉乃吾君也誰怨乎哀元事生
以禄天命之也非我生亂立者
楚之先人之道也

從之先人之道也
復位而哭僚墓
二人歸吳以子蟠有義餘
僚自立乃以其兵陷楚、封之於
舒王闔廬元年伐子西為行人而
與謀國事楚誅伯州犁其孫伯嚭
亡奔吳
三年吳王闔廬與子胥伯嚭將兵伐
楚拔舒報吳亡將二公子光歸入
即將軍孫武曰民勞未可待之四年
伐楚取六與滿五年伐越敗之六年
楚使子常囊瓦伐吳、迎而擊之大
敗楚軍於豫章取楚之居巢而還九
年吳王闔廬謂伐子胥孫武曰始子

之言郢来可入今果如何二子對曰楚將子常貪而唐蔡皆怨之王必救大伐必得唐蔡乃可圖楚從之卷與師與唐蔡西伐楚至於漢水楚亦發兵相與夾水陳吳王闔廬弟夫槩欲戰闔廬弗許夫槩曰王已屬臣兵、以利為上尚何復待秀遂以其部五千人襲冒楚、吳大敗走於是吳王遂縱兵追之比至郢五戰楚五敗楚昭王亡出郢奔鄖（服虔曰鄖楚別邑）鄖公鬬怒弒昭王亡、與鄖公鬬勃隨（晉灼曰隨楚別國）而吳兵遂入郢子西沿諸鞮乎王之尸以報父讎十年春越聞吳王之在郢國空乃伐吳、使別兵擊越楚告急秦秦遣公孫浮祖將兵擊吳、師敗闔廬乘之敗吳、王留楚不去夫槩見秦越交敗吳、王留楚不去夫槩已歸吳而自立為吳王闔廬聞之乃引兵歸攻夫槩、、敗奔楚、、昭王乃得以九月復入郢而封夫槩於堂豁為堂豁氏（服虔曰堂谿楚邑）十一年吳王使太子夫差伐楚取番楚恐而去郢徙都（服虔曰楚都郢徙也）十五年孔子相魯十九年夏吳伐越、王句踐迎擊之敗槍（音本）（賈逵曰名屋越相范蠡曰吳越相伐日久兵革不息越已破吳不死君人之術無過自親而已故先）（韋昭曰使民不畏死則君人之術無過自親而已故先）（韋昭曰使民不畏死則君人之術無過自親而已故先）（韋昭曰使民不畏死則

對曰不敢三辛乃報越 越使者口對復命之辭 辛辛苦也 越使者行路辛苦口對 越王句踐之地東西五百里南北四百里 句踐之先禹之苗裔 禹封於會稽 句踐之祖允常 始命為越子 句踐之父名曰勾踐 允常初霸諸侯 句踐嗣之 與吳王闔閭戰 闔閭傷將指而死 句踐使人三行 以劍自刎而死 吳王夫差 夫音扶 差楚宜反 闔閭之子 句踐殺闔閭 夫差興兵伐越 敗之夫椒 遂入越國 越王句踐乃以甲兵五千人棲於會 會稽山名 在今紹興府城東南 棲猶栖也 謂棲息於此山也 使大夫種 姓文名種 楚人 字子禽 請委國為臣妾 委國猶言舉國 臣妾猶言奴婢 吳王將許之伍子胥諫曰昔有過氏 殺斟灌以伐斟尋 斟灌斟尋二國名 皆夏同姓諸侯 為寒浞所滅 事見前卷 過音戈 滅夏后帝相 后君也 帝相 夏王仲康之子 相即位之名 后緡方娠 緡姓也 方娠 有孕也 逃於有仍 有仍國名 在今兗州濟寧府境內 生少康 即後之帝少康也 少康為有仍牧正 牧正 主管畜牧之官 有過氏又

欲殺少康 之 斧有虞 有虞氏 舜之後 虞思於夏后相為諸侯 妻之以二姚 二姚 虞君之二女 有虞思夏德於是妻之以二女 而邑之於綸 有田一成有衆一旅 邑之於綸 綸音倫 物茂之貌 有田一成 方十里為一成 有衆一旅 五百人為旅 後遂收夏衆撫其官職 收聚夏之衆 撫安其官職 使人誘之遂滅有過氏復禹之績祀夏配天 復音扶又 祀音巳 配去聲 不失舊物 舊謂土田附庸之屬 今吳不如有過之殘而句踐大於少康今不因此而滅之又將寬之不亦難乎且句踐為人能辛苦今不滅後必悔之吳王不聽 太宰嚭受了越王的賄賂 極力主和 嚭音丕 吳王夫差聞喪會公元馬大臨軍前 新君剛即位 喪子喪 臨軍 軍前 新君剛乃興師此代喪子喪 諫曰越王句踐食不重味 吃不重味 弔死問孤 且越有所閉其衆 封閉其衆 此人皆句踐所欲用 句踐必親其士卒 與士卒同甘苦 而後用之 此人皆句踐所欲用 句踐必親其士卒 與士卒同甘苦 而後用之



死以屬其患令越与吳曾猶在腹心
疾而王不先而務齊不亦謀乎吳王
不聽遂北伐齊敗齊師於艾陵
王縗絰而哭哀公而徵百牢
屠子使子貢以周礼說太宰嚭乃得
止
此於齊景之前凡事為齊伐魯王與
景盟乃出十年回伐齊而歸十一年
復北伐齊越王句踐率其衆以朝吳
君敬遣之吳王喜屠子貢懼曰是又
非吳也而歸曰越滋臧心令將惡於
齊猶石田無所門也且盟庚
之誥有猒勿遺
商之以與
吳王不聽使子胥於齊子胥屬其子
於齊鮑氏還報吳王ㇾㇾ聞
之大怒賜子胥屬鏤之劒以死
將死曰樹吾墓葚王以祥今可為
器抉吾眼置之吳東門以觀越之滅
吳也齊鮑氏弒齊悼公吳王聞之哭
於軍門外三日乃從海上
攻齊ㇾ人敗吳ㇾ王乃引兵歸十
三年吳召魯衛之君會於橐皐
十四年春吳王北會諸
侯於黃池
以全周室六月戊子越王句踐伐吳
乙酉越王子ㇾ人與吳戰內大虎吳太
子友丁亥入吳ㇾ人告敗於王夫差
ㇾ恐其聞也
王怒新七人於蒸下七月辛酉
吳王與晉定公爭長吳王曰於周室

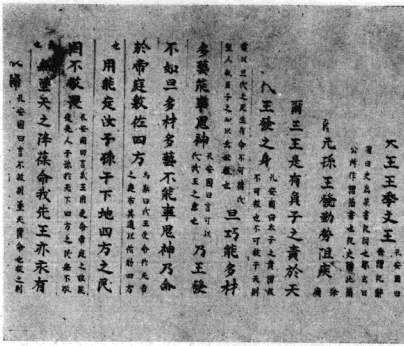
吳王與晉定公爭長吳王曰於周室我爲長（杜預曰吳子文晉定公曰於姬姓我爲伯）趙鞅怒將伐吳乃長晉（杜預曰晉定公吳先歃晉之先祖故得以爲長）定公[illegible]（晉人內[illegible]吳王已盟與晉則歃似宋太宰嚭曰可勝而不能居也乃引兵歸國[illegible]吳子內宣王告外父士皆罷敝[illegible]使人重幣以與越平十五年[illegible]森田侍銀簡公十八年越盛強越王句踐率兵伐敗吳師於笠澤遂滅陳二十年越王句踐復伐吳二十一年遂圍吳二十三年十一月丁卯越敗吳越王句踐歌還吳王夫差於甬東（賈逵曰甬東吳越之新邑江東之小城也）予百家居之吳王曰孤老矣不能事君王也吾悔不用子胥之言自令陷此遂自剄死

越王

滅吳雖太宰嚭以爲不忠而聽

太史公曰孔子言太伯可謂至德矣三以天下讓民無得而稱焉（王肅曰太伯本意豈予王季哉蓋人君當守正不變正可以有天下不正雖守之猶失之季札賢人也慕太伯以爲天下正節故以爲比余讀春秋古文乃知中國之廣與荊蠻句吳兄弟也延陵季子之仁心慕義去封見微而知清濁何其闓覽博物君子也（延陵吳邑季子歷聘中國皆與君子交故能盡識其賢）

吳太伯世家第一





4380

武王有寡其後武王既崩成王少在
襁褓之中周公恐天下聞武王崩而
畔周公乃践阼代成王摄行政當國
管叔及其羣弟流言於國曰周公將
不利於成王（孔安國曰欲言有所利以
是周公爲王也）周公乃
告太公望召公奭曰我之所以弗辟

（祖長妃薛女爲夜簪
（祖敏嘉娶生子弘
（筆襄仲（襄仲公子遂襄仲欲立
之叔仲曰不可（叔惠伯叔仲惠伯
公悪公新立欲親魯許之冬十月襄
仲殺子惡及視而立倭是爲宣公襄
仲歸薛哭而過市曰天乎襄仲爲不
道殺適立庶市人皆哭魯人謂之哀
姜會由此公室卑三桓彊（三桓仲孫叔孫
季孫公之族仲孫

姜魯由此公室早三桓彊

襄公卒昭公之叔仲惠伯

宣公後十二年楚莊王賈貝

鄭人伯庶復國之十八年

成公黑肱以邾子來奔

成公立爲成公

子叔使我復逋立庶先大援者襄仲

大援即也故須逋立庶逋立庶者襄仲意

風使爲得實式庶立庶以爲逋行使也

而先大援也

襄仲立宣公

龍

宣公欲去三桓與晉謀

伐三桓會宣公卒季文子怒之歸父

奔莒成公二年春齊伐取我隆

日書之重其事

傳於齊也

夏公與晉郤克

於蟲牢侵鄭我侵地四年成

三桑公不敬魯三欲背晉合於楚或

讓乃盟十年成公如晉公卒因

留成公送葬魯謀之十五年

留成公送葬魯謀之十五年

王壽夢會鍾離十六年卒使告

誄季文子

許十八年成公卒子午立是爲襄公

是時襄公三歲也襄公元年

公往年冬晉

公位年冬晉

襄公朝晉五年季文子卒家無衣帛

之妾廐無食粟之馬府無金玉以相

三君三世季文子忠

晉侯卒晉

李武子從相行禮十一年三桓

氏分爲三軍

十二年朝晉

十六年晉平公卒

平公二十二年孔丘生二十五年齊

平公二十二年孔丘生二十五年魯
崔杼弑其君莊公立其弟景公二十
九十吳延陵季子使魯聞樂盡
其意魯人敬焉三十一年齊
卒其九月太子卒
之子栁爲昭
公七年十九栁有重
栁叔不欲立曰大二
可立不即立長
義鉤則卜之
嗣且又先喪重不在
果立必爲季氏憂季武子
之比及幹三易衰
不終也昭公三年朝晉
謝還之魯取鄆四年



謝還之魯取鄆四年
於申昭公稱病不往七年
八年楚靈王就章華臺召昭公
往賀
昭公實踐已而悔
復詐取之
河晉平公謝還之十三年楚公子棄
疾弑其君靈王代立十五年朝晉
留之葬晉昭公魯取之二
公與晏子辨境因入魯問禮
年朝晉亞河晉謝還之二十五年來
鵲鴝來巢
師已曰之成之北宮
鵲鴝來巢公在乾侯鵲鴝入
處公在外野
處



臣高畝子將率五千庚（音道知子十六爲庾五千庾八百斗也）知將吉於齊侯曰群臣不能事魯君有異焉（異心也）於已（於猶也）求內之道卒（卒終也）叔孫卒（卒子謚脩）叔孫卒（卒子謚脩）叔孫卒（卒子謚脩

以代之載季桓子將殺之桓子詐而
得脫三桓共攻陽虎陽虎君陽關以
出九年魯伐陽虎○十年齊已而
奔晉趙代十年定公與齊景公會於
夾谷孔子行相事齊欲劫魯君孔子
以禮歷階誅齊淫樂侯犯乃止歸
魯侵地而謝還十二年使仲由墮三
桓城叔孫氏甲兵孟氏不肯墮
城公與之不克而止季桓子受齊
女樂孔子去○十五年定公卒子將立是爲哀公
○十五年齊景公卒六年齊田乞弒
其君荼子七年吳王夫差殺伐齊王
績百年於魯季康子使子貢說吳
王及太宰嚭以禮誘之吳王曰我文

王及太宰嚭以禮誘之吳王曰我文
身不足責禮乃止八年吳爲邾伐魯
至城下盟而去齊伐我取三邑十年
伐齊南達十一年齊伐魯季氏用冉
有○功思孔子○自衛歸魯十四
年齊田常弒其君簡公於徐州孔子
請伐之哀公不聽十五年使子服景
伯子貢爲介適齊○歸我侵地田常
初相欲親諸侯十六年孔子卒二十
二年越王句踐滅吳王夫差二十七
年春季康子卒夏哀公患三桓將欲
因諸侯以劫之三桓亦患公之作難
故君臣多間公游于陵陂臨流而
還哀公欲伐於衛曰請問余及死乎
對曰不知也公欲以越伐

對曰不知也公欲以趙伐
三桓八月哀公如陘氏三桓
攻公：弗干衛去如邾遂如越國人
迎哀公優歸卒于有山氏悼公
子寧立是爲悼公之時三
桓勝魯如小侯畢於三桓之家十三
年三晉滅智伯分其地有之三十七
年悼公卒子
嗣立是爲元公元公二十一年卒子
賁立是爲元公元公二十一年卒子
賁立是爲穆公穆公三
十三年卒子
嗣立是爲
共公共公二十二年卒子
皃立是爲康公康公九年卒子
嘉立

子貢立是爲景公景公二十
九年卒子
嗣立是爲平
公是時六國皆稱王平公十二年秦
惠王卒二十二年平公卒子
賁立是爲文公文公七年楚
懷王兒于秦二十三年文公卒子
嗣立是爲頃公頃公二年
秦擊楚之取
楚倾王東
徙于陳十九年楚伐敗我徐州
二十四年楚考烈王伐滅魯
頃公亡遷於下邑爲家人魯
絕祀頃公卒于柯
魯趙
國公亘頃公三十四世

太史公曰余聞孔子稱曰甚矣魯道
之衰也泲水之間訢訢如也

太史公曰余聞孔子稱曰甚矣魯道之衰也洙泗之間斷斷如也

魯道衰洙泗之間斷斷如也

魯道衰洙泗之間斷斷如也

魯道衰

辛子頃矣立頃庚二十年周惠王湣
亂鄭文戎所殺秦始列為諸侯二十
四年頃庚卒子哀侯立哀侯二年卒
子鄭侯立鄭侯三十六年卒子繆侯
立繆侯七年而晉隱公元年也十八
年子宣侯立宣侯十三年卒子桓公
[illegible]

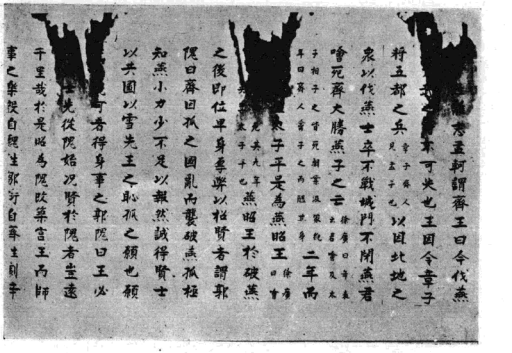
[illegible]

[illegible]





燕貴臣主斷蘇代為齊使於燕燕王
問曰齊王奚如對曰必不霸燕王曰
何已對曰不信其臣蘇代故以激燕
王以尊子之也於是燕王大信子已
子之因遺蘇代百金而絕其所使賓
[illegible]謂燕王曰
[illegible]子之人之謂吏賢者
以其讓天下於許由許由不受有讓
天下之名而實不失天下今王以國
讓相子之子之必不敢受是王與吏
同行也燕王因舉國於子之子之大
[illegible]為燕益已而以啓人為吏及
[illegible]為不足任乎天下傳之於
益已而啓與交黨攻益干之天下謂
為名傳天下於益已而實令啓自取
之今王言舉國屬子之而吏無非
子人者是名傳子之而實太子用事
[illegible]自三百石吏已上而效
[illegible]而行王事而唯太子
聽故顧為臣國事帥於子之三年
國大亂百姓恫怨將軍市被太子平
謀將攻子之故將軍市被太子平
起之破燕必矣燕王因令人謂燕太
子平曰寡人聞太子之義將棄私而
[illegible]已後明父子之位寡人
[illegible]小[illegible]為先後雖然則唯太
子所以令之太子因要賞發兵將軍
市被圍公宮攻子之不克將軍市
被及百姓反攻太子平將軍市被死
以徇四境雖數月死者數萬衆人閒
[illegible]孟軻謂齊王曰今伐燕



齊孟嘗謂薛王曰今伐燕
[illegible]
將五都之兵以因北地之
衆以伐燕士卒不戰城門不閉燕君
脅死薛之士[illegible]
[illegible]
[illegible]
之後即位卑身事樂以招賢者謂郭
隗曰薛小國亂而襲破燕孤桓
知燕小力少不足以報然誠得賢士
以共國以雪先王之恥也願
[illegible]
[illegible]
[illegible]



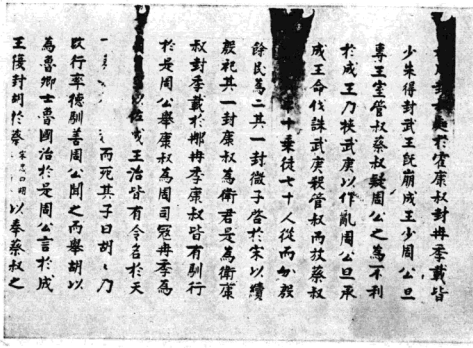
田單伐取我中陽十三年秦取趙於
[illegible]陘萬人十四年武成王卒
[illegible]十五年秦王元年秦圍邯鄲者解
十三年卒子今王喜立今王喜四年
秦昭王卒燕王令相栗腹約欵趙以
五百金為趙王酒還報燕王曰趙王
[illegible]皆死長平其孤未壯可伐也王
[illegible]華閒閒之對曰趙四戰之
[illegible]民習兵不可伐也王曰善以五
而伐一對曰不可燕王怒群臣皆以
為可卒起二軍車二千乘栗腹將而
攻鄗（鄗音口浩反今口高也）鄉秦攻代唯獨大
夫將軍謂燕王曰與人通閒約交以
[illegible]之王使者報而反攻之
[illegible]燕王不聽王自將備
軍隨之將軍引燕王綏止之曰王必



軍隨之將軍引燕王綏止之曰王必
無自往往無成功王彊之以是將軍
泣曰臣非以自為為王也燕軍至宋
（音口浩反）子趙使廉頗將擊破栗腹於
[illegible]栗栗柔代樂閒帝趙廉頗
[illegible]閒里圍其國燕人請和趙
人不許必令將軍龐和燕和將軍以
[illegible]以龐和趙聽將軍解燕圍六年秦
滅東西周置三川郡七年秦拔趙榆
次三十七城秦置太原郡九年秦王
[illegible]拔九城十年趙使廉頗將攻魏陽
[illegible]成王卒悼襄王立使
樂乘代廉頗廉頗不聽攻樂乘樂乘
走廉頗亦大破之十二年趙使李牧將
攻燕拔武遂（音口浩反）方城（音口浩反）[illegible]
[illegible]（音口浩反）[illegible]
[illegible]秦攻善之為亡走燕









哀侯獻舞立哀侯十一年初哀侯娶陳厲公子五父佗生他息侯夫人將歸過蔡蔡侯不敬息侯怒請楚文王之可以有功楚文王從之虜蔡哀侯以歸哀侯留九歲元於楚凡立二十年卒蔡人立其子肸是為繆侯繆侯以其女季為莊公夫人十八年莊公卒女獻舞中夫人蔑舟桓公

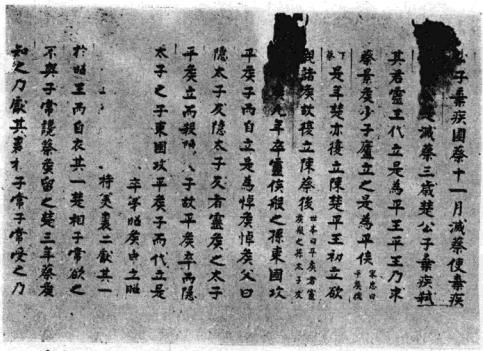
[illegible]公怒歸蔡女而不絕也蔡侯怒嫁其妹莊公怒伐蔡、潰遂虜繆侯南至楚部陵包而請侯為蔡謝蔡、蔡歸蔡侯二十九年繆侯卒子莊侯甲午立莊侯三年莊桓公卒

晉文公敗楚於城濮二十年

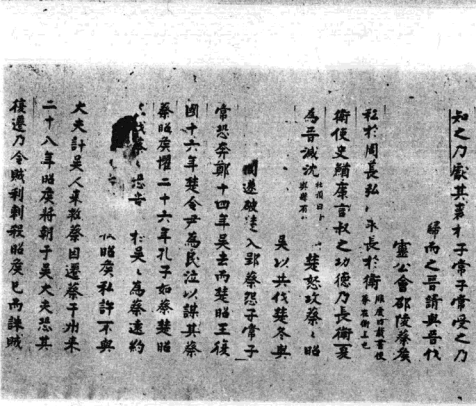
楚太子商臣弑其父成王代立二十五年蔡穆公卒三十三年楚莊王即位三十四年莊侯卒子文侯申立文侯十四年楚莊王伐陳親夏徵舒十五年文侯卒子景侯固立晉侯元年楚莊王卒二十九年景侯為太子般娶婦於楚而好景侯通焉太子般弑景侯而自立是為靈侯二年楚

[illegible]靈王弑靈侯而自立為靈王八年[illegible]般弑靈王而自立為[illegible]子景侯誅陳而有之十二年楚靈王以靈侯弑其父誘蔡靈侯于申伏甲弑之醉而殺之刑其士卒七十人令

[illegible]子晉與圍蔡十一月滅蔡使蔡侯



子棄疾國奉十一月滅蔡使棄疾
滅蔡三歲楚公子棄疾弒
其君靈王代立是爲平王平王乃求
蔡景侯少子廬立之是爲平侯
是爲楚昭王初立欲
親諸侯故稷立陳蔡後
平奔子西自立是爲悼奔悼奔父曰
隱太子及隱太子欠有靈奔之太子
奔立而親晉六子東國次
太子之子東國次平奔子而代立是
平字昭奔申之間
特奔裏二欽其一
於昭王而白衣其一楚相子常欽之
不與子常謀蔡侯留之楚三年蔡奔
知之乃歌其事才子常子常受之乃



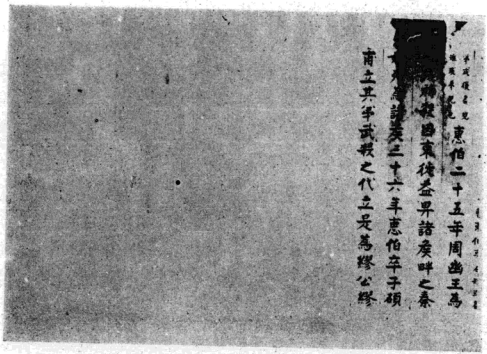
知之乃歌其事才子常子常受之乃
歸而之晉請與晉伐
靈公會邵陵蔡侯
私於周長弘，弘長於衛
衛侯史鰌事靈公
衛侯乃大衛妻
焉吾滅沈，楚怒攻蔡，昭
吳以共伐楚冬與
闔廬敗走入郢蔡怨子常子
常怒奔鄖十四年吳去而楚昭王復
國十六年楚令尹爲民泣以謀其蔡
蔡昭侯懼二十六年孔子如蔡楚昭
蔡，恐，
大史計吳人東救蔡圍遷蔡于州來
二十八年昭侯將朝于吳大夫恐其
復遷乃舍璧刺殺昭侯而歸賊



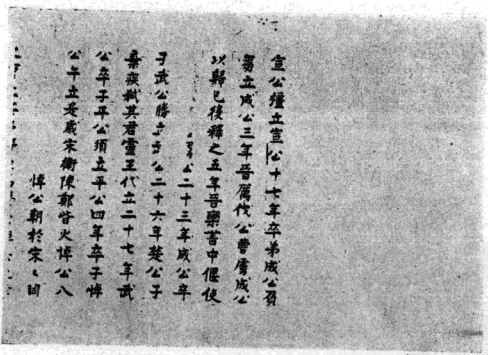
後遷乃令臧利刺殺昭侯已而誅臧
[illegible]
侯四年宋滅曹十年蔡四
[illegible]
年成侯卒子聲侯立聲侯十五年
卒子元侯立元侯六年卒子侯齊立
[illegible]
陳滅也三十一年伯已
考平侯不知所封武王發其後為周
有本紀言管叔鮮作亂誅死無後周
公旦其後為魯有世家言蔡叔度其
[illegible]
言成叔武其後世無所見
管叔處其後晉獻公時滅管叔封
其後為衛有世家言毋忝其後世
無所見



無所見
[illegible]
[illegible]
[illegible]



恵伯二十五年周幽王為
犬戎國襄侯益界諸侯畔之秦
恵伯卒子頃
南立共子武侯之代立是為繆公繆



宣公薨立宣公十七年卒弟成公頃
晉立成公三年晉厲伐公晉厲成公
以歸已復歸之五年晉樂書中傾使
公二十三年成公卒
子武公勝立武公二十六年楚公子
棄疾弑其君靈王代立二十七年武
公卒子平公須立平公四年卒子悼
公平立是歲宋衛陳鄭皆火悼公八
悼公朝於宋七國



悼公朝於宋[illegible]
之曹立其弟野是為聲公悼公死於
宋歸葬聲公立五年平公卒通就聲公
代立是為隱[illegible]四年聲公卒簡就
[illegible]立[illegible]四年靖公卒卒子
[illegible]立于社宮[illegible]謀欲
亡曹[illegible]永嗟
[illegible]之請伸公孫彊許
之旦來之[illegible]
[illegible]政必生[illegible]無[illegible]
[illegible]及伯陽[illegible]好田弋之事六年
曹野人公孫彊亦好田弋復白陽而
教之且言田[illegible]說[illegible]說[illegible]說

陳胡公滿者虞舜之後也昔舜為
庶人時堯妻之二女居于嬀汭其後
[illegible]已崩傳禹天下
而舜子商均為封國夏后之時或失
或續至于周武王克殷紂乃復求舜
後得嬀滿封之於陳以奉舜祀是
[illegible]甲公厚爰立申公
辛申相公皇辛立相公辛立申公子
突是為孝公[illegible]辛子愼公國戎立
愼公立當厲[illegible]明愼公辛子幽公
[illegible]周厲王弟子武二
十三年[illegible]釐公孝立釐公六
年周宣王即位三十六年釐公辛子
武公靈立
五年辛子夷公說
[illegible]位夷公十三年卒
七年周幽王為犬

[illegible]位夷公十三年卒
戎所殺周東徙暴始列為諸侯二十
三年平公宰子文公圉立文公元年
取蔡女生子佗十年文公卒長子桓
[illegible]桓公二十三
年魯隱公初立二十六年衛殺其君
州吁三十三年魯殺其君隱公三十
八年正月甲戌己丑陳桓公鮑卒桓
[illegible]暴女故蔡人為作殺五
父及桓公太子免而立佗[illegible]是為厲公桓公病而亂作國人
分散故葬遲[illegible]厲公
[illegible]鄭厲公史過陳[illegible]厲
公使以周易筮之卦得觀之否

4401

公使以周易筮之卦得觀之否



為親卿之光利用賓于王

賓子王

晉厥公殺其太子申生四十五年宣
卒子靈王夷為穆公穆公五年齊
桓公卒十六年晉文公敗楚師于城
濮是歲穆公卒子共公卉公六
年楚太子商臣弒其父成王代立是
為穆王十一年秦穆公卒十八年共
公卒子靈公平國立靈公元年楚莊
王即位六年楚伐陳十年陳及楚平
十四年靈公與其大夫孔寧儀行父
皆通於夏姬喪其衣以戲於朝

徵舒

靈公殺

孔寧儀行父皆奔楚

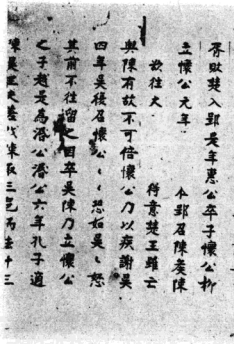
靈公太子

徵舒自立為陳侯

徵舒故陳大夫也夏姬御叔之妻徵
舒之母也成公元年冬楚莊王為夏
徵舒殺靈公率諸侯伐陳謂陳曰無
驚吾降徵舒而已已降徵舒因縣陳
而有之諸侯時侵於齊來
還獨不賀申叔時使於齊來
還復命莊王問其故對
曰鄙語有之牽牛徑人田田主奪之
牛徑則有罪奪之牛不亦甚乎今
王以徵舒為賊誅之而利其地則後何
以令天下是以不賀莊王曰善乃迎

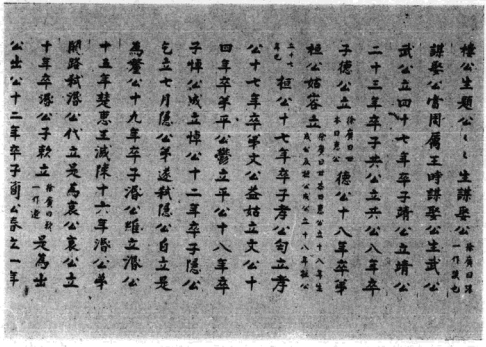
4403

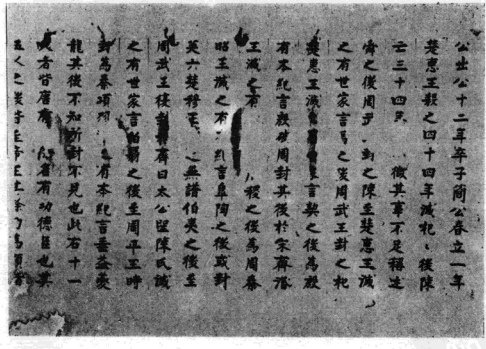
以令天下是以不賀莊王曰善乃迎
陳靈公太子午於晉而立之後君陳
如故是為戚公孔子論史記生楚後
陳曰賢哉楚莊王輕千乘之國而重
一言二十八年楚莊王卒二十九年
陳佗楚盟三十年楚共王伐陳是歲
戚公卒哀公約立楚以陳喪罷兵
哀公三年楚圍陳復罷之二十八
年楚公子圍弒其君郟敖自立為靈
王三十四年初哀公娶鄧長姬生悼
太子師少姬偪二嬖妾長妾生留少
妾生勝留有寵於哀公勝為其子
早死招殺悼太子立
留為太子哀公怒欲誅招招殺
守哀公招殺
留而立勝四月陳侯使趙楚靈
王聞陳亂乃殺陳使者使公子弃疾
發兵伐陳陳君留弃鄧九月楚圍陳
十一月滅陳執弃疾為陳君招之殺
悼太子也太子之子名吳出奔晉
平公問太史趙曰陳遂亡乎對曰陳
陳顓頊之後
於舜為
自幕至
于賢史無違令
陳重之以明
世守之及卅公同歸之柱
梗純廣帝业盛德之
必百世
之世来也其在齊乎



必百世殺君之世乘也其在齊乎
楚靈王滅陳……公子弃疾弒靈
王代立是為平王初立欲得和
吾齊乃求……
……女子師之子吳立
為陳侯……
立猶繼襄公受
卒時年四為元至藉五歲矣七年陳
火十五年吳
公子光伐陳取
吳王閶閭與子
胥欲楚入郢是年惠公卒子懷公柳
立懷公元年
本郢召陳棄陳
欲往大
得意楚王雖亡
與陳有故不可倍懷公乃以疾謝吳
四年吳復召懷公懷公恐如吳心怨
其前不往留之四年吳陳乃立懷公
之子越是為湣公湣公六年孔子適
楚楚昭史記東周卷第四第十三

陳吳王夫差伐陳取三邑而去十三
年吳復來伐陳以昔吾楚以昭王來
救軍於城父吳師去是年楚昭王卒
於城父時孔子在陳十五年宋滅曹
十六年吳王夫差伐齊敗之艾陵使
人召陳侯以恐如吳楚伐陳二十
一年齊田常弒其君簡公二十三年
楚之白公勝殺令尹子西子蒼襲惠
王黃公欲殺白公白公自殺二十四
年楚惠王復國以兵北伐滅陳湣公
遂滅陳而有之是歲孔子卒
東樓公者夏后帝禹之後閼父也故
時或封或絕周武王克殷紂求禹之
後得東樓公封之於杞
以奉夏后氏祀東樓公生……
樓公生……公生……



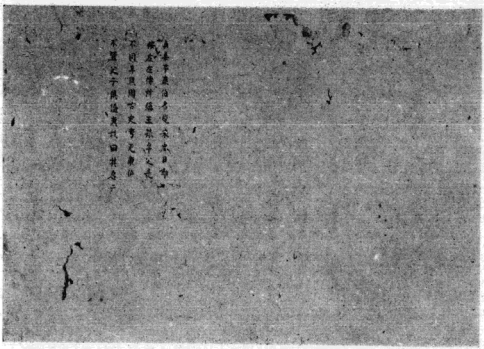


王人之後皆至帝王其餘乃為願諸
侯滕薛邾莒之國之附封也小不足
齒列弗論也周武王時察伯尚子餘
及曲周王之親諸侯力政相并江
黃胡沈之屬不可勝數故弗采著于
傳上
太史公曰傳之德可謂至矣禪位於
夏而後世血食歷三代及楚滅陳
而田常得政於齊平建國為百世不
絕苗裔碩大有不足焉至於
周則杞微甚不足數也楚惠王滅杞
其餘趙王句踐與

陳杞世家第六　史記三十六

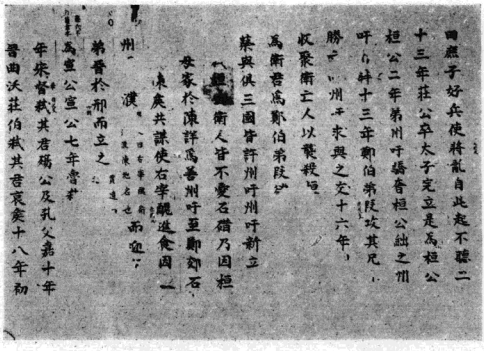
亦嘗子可法所故謂之康誥酒誥梓
材以命之康叔之圖能以此命能和
集其民民大說成王長用事舉康叔
為周司寇賜衛寶器

代立康伯卒子考伯立考卒子嗣
伯立嗣伯卒子慶　伯立
慶伯卒子靖伯立靖伯卒子凊伯立
立凊伯卒子頃侯立頃侯章終周焉
立命衛為侯頃侯立十二
子釐侯立釐侯十三年
子嘉共和行攻馬二
立四十二年釐侯卒大子



立四十二年釐侯卒太子
爲君共伯弟和有寵於釐侯者予之
路和以共路士以襲攻共伯於墓
上共伯入釐侯羞自殺衛人因葬之
謚方謚曰共伯而立和爲衛侯
爲子公武公即位賜康叔之
和桑四十二年犬戎
將兵佐周平戎甚有
武公爲公五十五年卒子莊公揚立
莊公五年取齊女爲夫人好而無子
又取陳女爲夫人生子完尼陳女
爲
卒於莊公而生子完完字
公
夫人齊女子之立爲
有寵妾生子州吁十
兵莊公使將石碏諫莊

4408



四三

收衆衛士人以襲殺之。
爲衛吾焉鄭伯弟段也。
築與俱三國皆許州叶州叶新立
衛人皆不愛石碏乃因桓
公家於陳詳爲善州吁亟卿郊石
[illegible]共謀使石學覲逸告陳
[illegible]州[illegible]渡[illegible]而迎[illegible]
執晉於邢而立之[illegible]
[illegible]爲宣公宣公七年書卒
平宋督弑其君殤公及孔父嘉十年
晉曲沃莊伯弑其君哀侯十八年初
宣公愛夫人姜氏與姜生子伋以爲
太子而令右公子傅之右公子爲之
[illegible]女[illegible]宣而宣公見所
[illegible]
[illegible]太子入婦者好說而自[illegible]
[illegible]取他文宣公得[illegible]

令左公子傅之[illegible]太子
伋母死宣公正夫人與朝共讒惡太
子伋宣公自以其尊太子壹也心惡
太子欲廢之及聞其惡大怒乃使太
子[illegible]齊[illegible]令盜遮界上殺之[illegible]
子白旄而告界盜見持[illegible]
且行子朔之兄壽太
朔之惡太子而君欲殺之乃告子
曰界盜見太子白旄即殺太子太子
可發行太子曰逆父命求生不可逃
行壽見太子不止乃盜其白旄而先
馳[illegible]見其驗即殺之壽
而太子伋又至謂盜曰[illegible]
也盜并殺太子伋以

以子朔爲太子十九年宣公卒太子朔立是爲惠公生古公子不平朔之立也惠公四年左古公子黔惠公之諸殺前太子伋而代立乃作亂攻惠公公子壽之弟黔牟爲君惠公奔衛君黔牟立八年齊桓公率諸侯伐衛衛君黔牟與燕伐周周惠王奔溫衛惠王立黔牟與燕二十九年納惠王三十三年惠公立黔公即位好鶴禍衛伐衛衛黔公欲發兵或曰大臣言曰君子鶴可令擊翟於是遂入

曰君好鶴可令擊翟於是遂入殺黔公黔公之立也百姓大臣皆不服自黔公父惠公朔之讒殺太子伋代立至於黔公常欲敗之卒滅之使而更立黔牟之弟申是爲戴公申

申者是爲戴公申

初公以衛數亂乃率諸矦伐翟爲衛築楚丘立戴公弟遷爲衛君

公子以下人民車甲三百乘

翟人聞其來伐也皆怒曰以衛君與我翟地我攻之日益急

聞衛君之來皆爭歸衛地衛人以故復得立

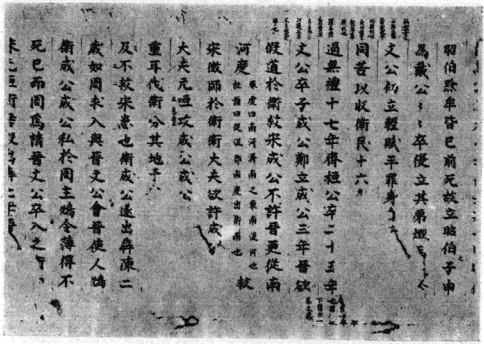
是爲文公文公以亂故奔翟

文公人人之初翟殺衛黔公也衛人思復立惠公前死太子又死而代伋死者子壽

伋同母弟二人共一日黔牟黔牟妻

惠公爲君八年復立共二日昭伯

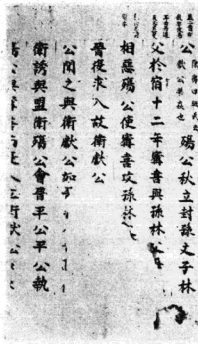
昭伯黔牟皆已前死故立昭伯子申



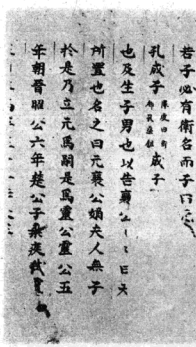
初伯黙卒皆已前死故立昭伯子申
爲獻公十卒使立其弟燬爲文公
文公初立整賦平罪身自
同苦攻衛民十六年
通鼎禮十七年侍趙公卒二十五年
文公卒子成公鄭立三年晉厥
假道於衛救宋成公不許晉更從南
河度
宋徼師於衛衛大夫欲許成
大夫元咺攻成公成公
重耳代衛分其地予
及不救宋患也衛成公逐出奔陳二
歲如周求入與晉文公會晉使人鴆
衛成公成公私於周主鴆令薄得不
死已而周爲請晉文公卒入之



諫元咺而衛君殺出奔七年
十二年成公朝晉襄
公卒二十六年薨
三十五年成公卒
子穆公遂立穆公二年楚莊王伐
陳殺夏徵舒三年楚莊王圍鄭
復歸之十一年孫良夫救晉
得侵地穆公卒子定公
二年卒子獻公衎立
令師曹教宮妾鼓琴
曹甚之妾以告孫
三百十八年獻公被孫文子寧喜子
寧惠子食邑自殺
國二子從之



之言二子怒告公子之言也子之子子歎侍公飲公使師曹歌巧言之卒章師曹又怒公之寘笞三百乃歌之欲以慙衛獻公之子語遽伯玉臣不知也遂奔齊齊景公置衛獻公於聚邑孫之子齊惠子共立定公弟敬思衛君是爲殤公殤公秋立封孫之子林父於寧相殤公使齊晉交孫林父晉侯求入故衛獻公公聞之與衛獻公如平公平公執衛侯與盟衛殤公會晉平公平公執



殤公與齊晉而復入立衛獻公十二年而入獻公使元年殊齊晉三年吳延陵季子使過衛伯玉史鰌曰衛多君子宿孫林父曰衛亂乃比矣是年獻公卒子襄公惡立襄公六年楚靈王會諸侯襄公稱病不往九年襄公卒初襄公有賤妾爭之有身夢有人謂曰我康叔也若子必有衛名而子曰孔成子成子也及生子男也以告蘧伯玉曰其所置也名之曰元襄公娟夫人無子於是乃立元爲嗣是爲靈公靈公五年朝晉昭公六年楚公子棄疾弒靈

王自立爲平五十一年必三

孔子來緣之如魯後

後來三十九年太子

人兩子有隙欲殺南子副積與其使戲陽遬謀期使殺夫人

夫人覺之懼呼曰太子欲殺

怒太子副積佛求已

十二年春靈公游于

卽靈公少子也字子南靈公惡太子出奔謂卽曰我將立若爲後卽對曰卽不足以辱社稷君更圖之

卽爲太子曰此靈公命也

太子副積之子輒在

衛乃以輒爲君是爲出公

卽爲太子曰此靈公命也

太子副積之子輒在

衛乃以輒爲君是爲出公

趙簡子欲入副積乃命湯陰詐命衛

十餘人衰絰歸

副積衛人聞之發兵擊副積

得入宿而保衛人亦罷

四年齊田乞弑其君

弑其君悼公孔子自

之子問兵於仲尼仲尼不對其後魯

迎仲尼仲尼反魯十三年初孔圉文

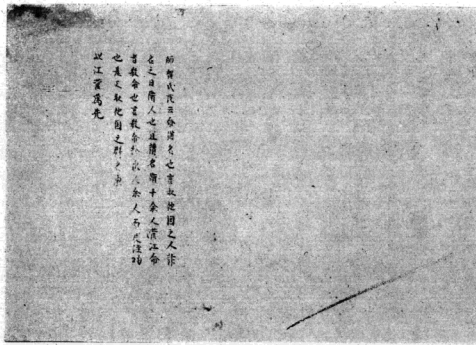
子取太子副積之姊生悝孔氏之豎

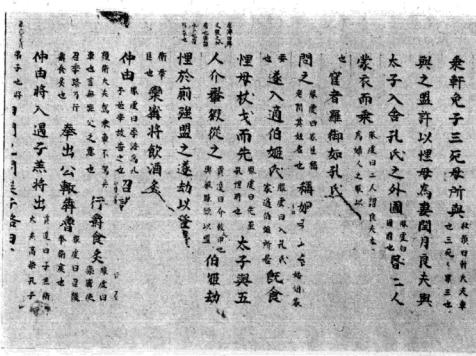
羭良夫美好孔文子卒良夫

與太子在循悝母使

子與良夫言曰苟能入我適報子以

衆幹免子三死無所與





仲由將入遇子羔將出
子路曰門已閉矣子路曰
吳往門也子羔曰不
子羔曰君子不入也
子路曰食焉不辟其難
及門公孫敢閉門曰毋入爲也
子羔遂出子路入
利而逃其難由不然
患有使者出子路乃
用孔悝難殺之仙或編之
且曰太子無勇若燔臺必舍孔
叔太子聞之懼下石乞孟黶敵子路
子路結纓而死
子聞衛亂曰嗟乎由
立太子輒遂爲莊公
出公奔外公大夫襲魯立元年
即位欲盡誅大臣曰寡人爲外久矣
子路實聞之手季氏欲作亂
年魯孔丘年三年莊公
十月戊州告趙簡子簡子問衛
月莊公出奔衛人立公子班師爲衛
君齊侯衛侯
石曼姑圍
自齊魔輒立師出公
在外四年使人出公徼元年實從亡
者立二十一年卒出公奔父黔攻出
公子而自立是爲悼公悼公五年卒

公子而自立是爲悼公。。五年卒

敬公弟立。敬公十七。

子聲公嗣立是時三晉。

屬之始公六年公子

爲懷公。。十一年公子柏耦悼公

而代立是爲慎公父公子適。

父敬公地慎公四十二年卒子聲公

立。一年卒子成侯立。

矣十一

聲公八年

聲號四年二十九年卒

立子康八年卒子嗣晉立靡君五年

更稱號曰君獨有濮陽四十二年卒

子懷君立懷君三十一年朝魏。因

更立嗣君弟是爲元

君

元君身四年秦拔

鄗。

鄗更名高平。

君角元年秦拔

卷。

卷更名

君角九年秦

天下初並爲始皇帝二十一年。

廢君角爲

太史公曰余讀世家

太子以婿見謀弟尊死以相讓此

與晉太子申生不敢明驪姬之過同

俱惡傷父之志然卒死亡何其悲也

或曰子朝殺兄弟相滅亦甚丁。

衛康叔世家第七

宋微子世家第八　史記三十

微子開者帝乙之長庶子而紂之庶兄也

紂於政微子數諫紂不聽及祖伊以周西伯昌之脩德滅沈侯崇虎沈國名崇虎名以告紂紂曰我生不有命在天爭是何能爲於是微子乃

可謀殺死之乃去去

太師少師孔安國曰皆殷下大夫名

有治政不治四方孔安國曰言殷四方之事神祇之祀

我祖遂陳於上馬融曰我祖湯也武王伐紂陳湯之德言湯建其功德少於上世也

紂沈湎於酒婦人是用敗亂湯德於下馬融曰下猶世也

殷無小大好草竊姦宄鄭玄曰草竊言相隱匿也宄姦也言無小大好為姦宄

鄭玄曰宄姦也

士卒

人有小罪我乃劓之以及臣下

皆予所討之庶兄也

今殷其淪喪若涉水無津涯

孔安國曰一作涘水厓

戰遂愈越至于今

馬融曰越揚也言戰遂揚也至于今

曰太師少師

孔安國曰皆官名之

吾家保于喪

孔安國曰保安也言我家安於喪亡

今女无故告

孔安國曰女汝也言汝大夫無事也

予顛躋如之何其

馬融曰躋登也顛隮猶墜也言我今如之何其登用之

太師太師

孔安國曰重呼之

曰子其無喪我邦國

孔安國曰言子無喪我殷國

用老長人

孔安國曰上不長下不長言長下

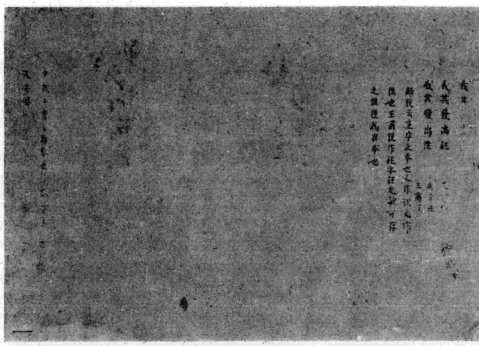
殷民乃陸陸神祇之祀

孔安國曰陸陸相隨言天災及神祇使之然

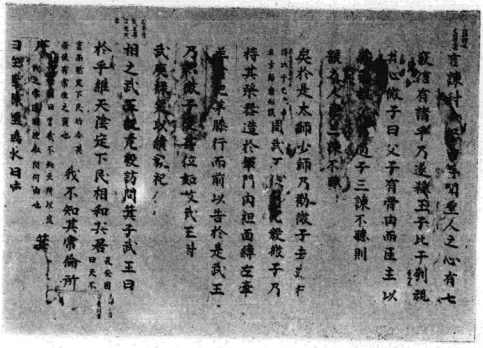
今殷將治國之治

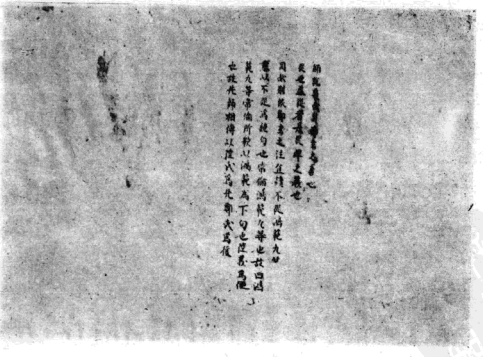
孔安國曰言殷之將治

乃淪喪不攸為死終不得治不治





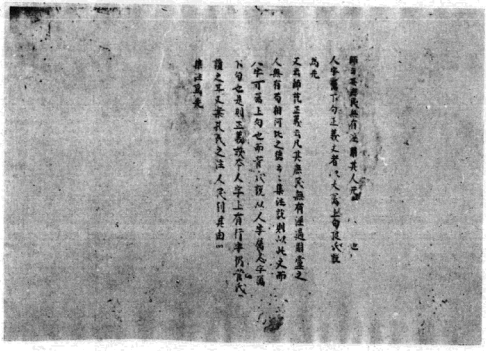




4420







維時其庶民于女保極 鍚女保極 凡厥庶民極之敷言是訓是行 以近天子之光 曰天子作民父母以為天下王 是彜是訓于帝其訓 凡厥庶民有猷有為有守汝則念之 不協于極不罹于咎 皇則受之 而安而色曰予所好德汝則錫之福 時人斯其辜 于其無好德汝以爵 無有作好遵王之義 無有作惡遵王之路 王道蕩蕩 王道平平 王道正直 會其有極 歸其有極 曰皇極之敷言 其人之有能有為有守 汝則念之 不罹于咎 皇則受之 而安而色 如其有能有為有守 予不汝虐 則皇之 而不能厥猷 勿用 不協于極 不罹于咎 皇則受之 而安而色曰予所好德汝則錫之福 時人斯其辜 于其無好德汝以爵 三德 一曰正直 二曰剛克 三曰柔克 平康正直 強弗友剛克 燮友柔克 沈潛剛克 高明柔克 惟辟作福 惟辟作威 惟辟玉食 臣無有作福作威玉食 臣之有作福作威玉食 害于而家 凶于國 人用側頗僻 民用僭忒



作女用登 毋偏毋頗遵

毋有作惡遵王之路毋偏毋黨

正道蕩蕩 毋黨毋

偏王道平平 毋反毋側

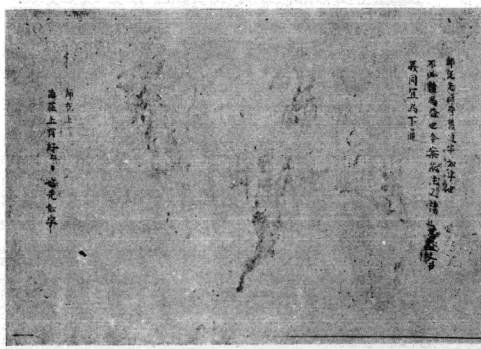
正直 會其有極 是

王極之傳言 是

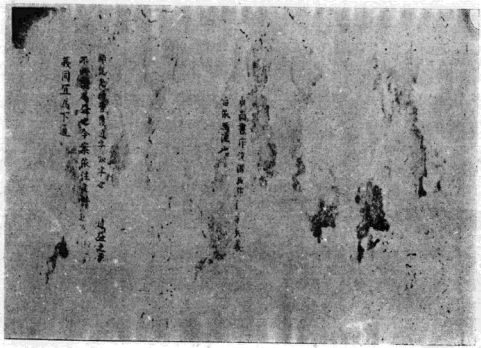
是訓 是

凡厥庶民極之傳言 是

順是行 是







4424

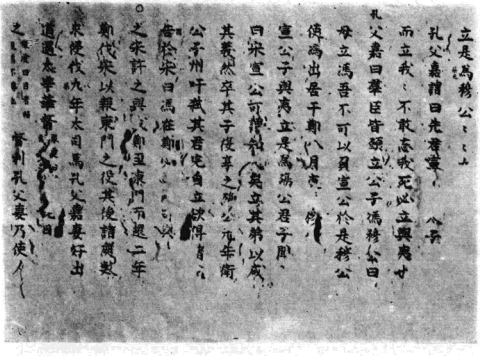








命以申之國子孫
仁賢乃代武庚故教之餘民甚歡愛
之故子開卒立其弟衍是爲微仲
子宋公稻立宋公稻卒子丁公申立
丁公申卒子湣公共立湣公共卒弟
煬公熙立煬公即位湣公子鮒祀殺
煬公而自立是爲厲公厲公卒子釐公舉立
平周厲王出奔彘二十八年釐公卒
子惠公覵立惠公四年周宣
王即位三十年惠公卒子宋公立是
公元年卒子戴公立
周幽王滅大戎初殺褒姒列爲諸
三十四年戴公卒子武公司空立武
公生女爲魯惠公夫人生魯桓公十
八年武公卒子宣公立
子[illegible]
父死子繼兄死弟及[illegible]
其立仲和亦讓而愛之宣公卒弟穆
立是爲穆公
孔父嘉謂曰先君愛
而立我[illegible]
孔父嘉曰羣臣皆願立公子馮穆公曰
毋立馮吾不可以負宣公於是穆公
使商出居于鄭八[illegible]
宣公子與夷立是爲殤公[illegible]
曰衆宣公可謂知人[illegible]
其義然卒其子復享之[illegible]
公子州吁殺其君桓公自立欲得者[illegible]
告於宋曰馮在鄭[illegible]

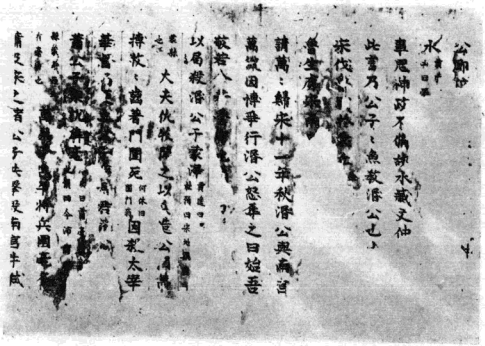


立是爲穆公
孔父嘉請曰先君
而立我不敢忘我死必立與鮑
孔父嘉曰羣臣皆願立公子馮穆公曰
毋立馮吾不可以負宣公於是穆公
使馮出居于鄭
宣公子與夷立是爲殤公君子
曰宋宣公可謂知人矣立其弟以成
其義然卒喪其子使享之殆公羊南
公子州吁弒其君完自立缺傳者
魯於宋曰馮在鄭
○之宋許之與
鄭伐宋以報東門之役
宋使伐九年太司馬孔父嘉妻好出
道遇太
孔父



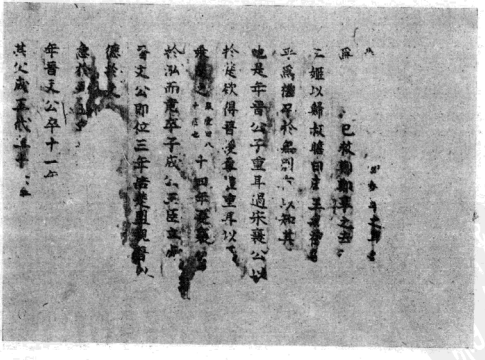
鄭伐宋以報東門之役
宋使伐九年太司馬孔父嘉妻好出
道遇太
孔父
宣言國中四
一戰
孔父
魯我與晉滅公十年
取
子
父所爲

六二

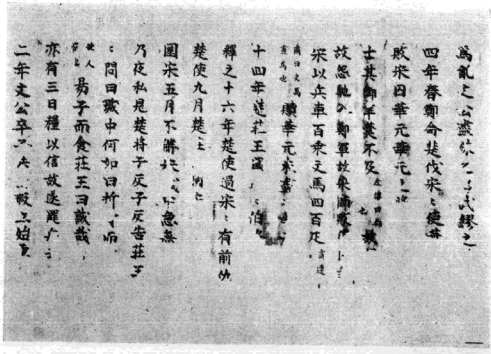


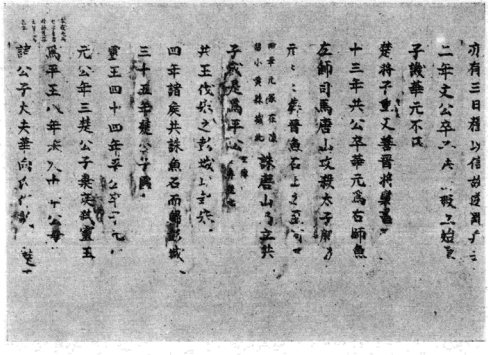


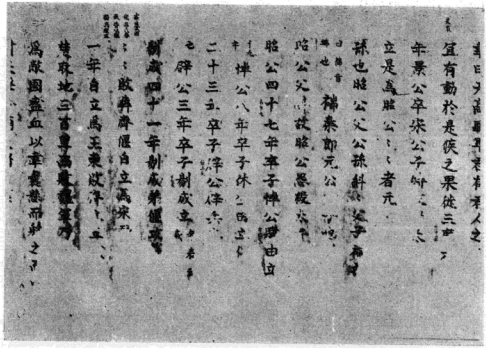


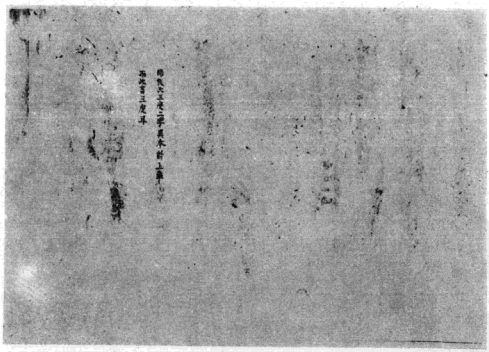




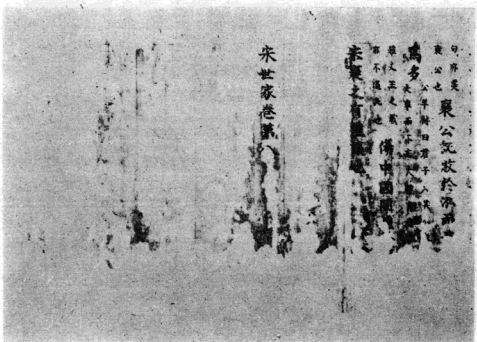








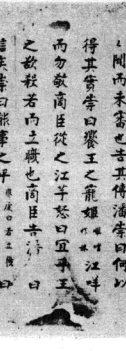




立烏武王與隨人盟而去於是始開
濮地而有之五十一年周召隨侯數
以立楚為王楚怒以隨背己伐隨武
王卒師中而兵罷（左氏作鄖）民聞之愛王故潛軍深入而伏兵以待之（左氏作漢）
子文王二年伐申過鄧（原度曰鄧
文楚也）六年伐舉滅舉
鄧侯以歸已而釋之楚屬陰江漢間
小國（皆畏之十一年再伐鄧滅之十三
年卒子熊囏立（史記索隱曰囏
楚人謂長子為囏）是為杜敖
（杜預曰杜敖其爭熊惲）共隨（共
隨侯）
隨襲我杜敖代立是為成王（惲
元年初即位布德施惠結舊好於諸

侯使人厮天子（賜胙曰鎮爾南
方夷越之亂無侵中國於是楚地千
里十六年齊桓公以兵侵楚至陘山
楚成王使將軍屈完以兵禦之與桓
公盟桓公數以周之賦不入王（楚）
許之乃去十八年成王以兵北伐
（杞梁妻曰郯小邾
吾得以許爾也）許君肉袒謝（乃釋之）
十二年伐黃二十六年滅英（徐廣曰
英一作六）三十三年宋襄公欲為盟會
召楚（王怒曰召我（將好往襲焉
之遂行至孟遂執辱宋公已而歸（
三十四年鄭文公南朝楚（成王北
伐宋敗之泓射傷宋襄公（遂病
創元三十五年晉公子重耳過成王
以諸侯客禮饗而厚送之於秦三十

以諭侯客楚聚而享送之於秦三十
九年魯僖公来請楚兵以伐齊楚使
申侯將兵伐齊取穀（杜預曰淮
北穀城縣）置戍而
公子雍寄質秦公子皆奔楚（盡
以為工大夫尚憂不把秘醜齊無
故也（服虔曰秦與楚通心復往聘之）夏伐宋
（服虔曰不言入之惡於楚也）
書惠於晉（敗宋成王罷歸將軍子
王請戰成王曰重耳亡居外久卒得
復淳反國天之所開不可當子王固
乃與之少師而去晉果敗王于城濮（杜預曰今濟陰
城濮縣）成王怒誅子玉自殺四十六年初
王將以商臣為太子語令尹子上（
上曰君之幼未也（杜預曰自年
七歲以下為幼）而又多
內寵絀乃亂也楚國之舉常在少者
（言立太子常在少者）且商臣蠆目而豺聲忍人也（服虔
曰蠆音敕介反蠆毒蟲也豺聲如豺聲也）不可立之王不聽立之後又欲



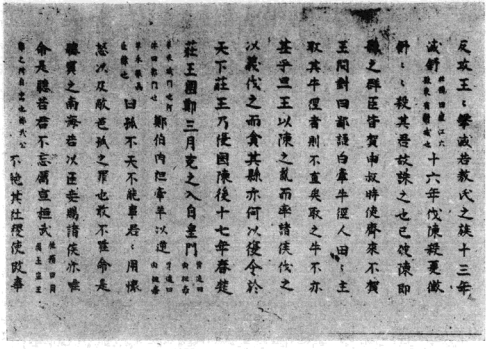
立子職（賈逵曰職貢）而絀太子商臣聞而未審也告其傅潘崇曰何以
得其實崇曰饗之而觀其色（杜預曰江芈
而勿敬商臣從之江芈怒曰宜乎王之欲殺若而子職也商臣弗信（服虔曰若汝
信矣崇曰能事之乎（服虔曰若王後）曰
不能（亡去乎曰不能（行大事乎
（服虔曰謀）曰能冬十月商臣以宮衛兵
圍成王（請食熊蹯而死（杜預曰熊
蹯肉難熟必待久乃熟）不聽丁未成王自絞殺（賈逵曰
不聽其外救之也）商臣
代立是為穆（王（立以其太子宮
于潘崇使為太師掌國事穆王三年
滅江（杜預曰今汝陰縣西北有江亭）四年滅六（皋（皋
陶之後也（杜預曰六縣今屬廬江郡）八年伐
陳十二年卒子莊王旅立（莊王即位

PDG

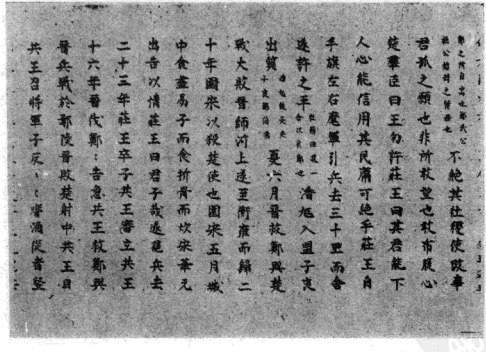
陳十二年卒子莊王侶立莊王即位
三年不出號令曰敢為樂令國中曰
有敢諫者死無赦伍舉入諫莊王左
抱越女坐鍾鼓之間伍舉曰願有進
隱（隱伏）（其次）曰有鳥在於阜三年不蜚不
鳴是何鳥也莊王曰三年不蜚將
冲天三年不鳴將驚人舉是矣言
知之實佯數月淫益甚大夫蘇從乃
入諫王曰若不聞令乎對曰殺身以
明君吾之願也於是乃罷淫樂聽國
政所誅者數百人所進者數百人任
伍舉蘇從以致國人大說是歲滅庸
六年伐宋穫車五百乘八年伐陸渾
戎（伐宋陸渾戎皆楚西南國也）遂至洛觀兵於周郊（觀兵
者耀兵威也）定王使王孫滿勞楚王（勞慰也）楚王
問鼎小大輕重（問鼎之小大輕重之意）

（孔注）楚王問鼎小大輕重（問鼎大小之意）
對曰在德不在鼎桀紂德王曰子無阻九
鼎楚國折鉤之喙足以為九鼎王孫
滿曰嗚呼君王有忘之乎昔虞夏之
盛遠方皆至貢金九牧（牧州伯）鑄
鼎象物（象物百物而為之備使
民知神姦）百物而為之備使民知神姦故
民入川澤山林不逢不若螭魅（螭魅山神獸）
魍魎（魍魎水神怪）莫能逢之（逢遇也）以承天休（休美也）
桀有亂德鼎遷於殷載祀六百（載年也）
殷紂暴虐鼎遷於周德之休明
雖小重也（休明謂周德）其奸回昏亂雖大
重也（奸回邪惡也）昔成王定鼎于郟鄏（郟鄏
周東都王城是也）卜世三十卜年
七百天所命也周德雖衰天命未改
鼎之輕重未可問也楚王乃歸九年
相昔敖氏（名昔敖子人姓陸之孟孫蔑
之父正義曰昔敖氏人姓陸之孟孫蔑
之父正義曰昔敖氏人姓陸之孟孫蔑

4437

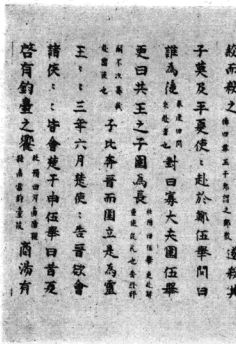


反攻王。擊滅吾叔父之族十三年。
滅鄧國在昭二十二年。
滅蔡在昭十六年。
伐陳殺夷儀。
鄧。。殺其吾故謀之也。已伐陳即
歸之。群臣皆賀申叔時使齊來不賀。
王問對曰。鄙諺曰。牽牛經人田。主
取其牛。經者則不直矣。取之牛不亦
甚乎。三王以陳之亂而率諸侯伐之。
以義伐之而貪其縣。亦何以復令於
天下。莊王乃復國陳後。十七年春。楚
莊王圍鄭三月。克之。入自皇門。
鄭伯肉袒牽羊以逆。
袒肉露也。牽羊隨命也。
曰。孤不天不能事君。使
君父有罪。孤之罪也。敢不唯命是
聽。其俘之南海。若以臣妾賜諸侯。亦唯
命是聽。若君不忘厲宣桓武。
厲王宣王桓公武公。
緜其福祀。
緜。續也。
以禮分均諸甥舅。
甥舅。謂異姓諸侯。
不絕其社稷使改事



不絕其社稷使改事
以禮分均諸甥舅。
甥舅。謂異姓諸侯。
緜其福祀。
緜。續也。
若君不忘厲宣桓武。
厲王宣王桓公武公。
若以臣妾賜諸侯。亦唯
命是聽。
若俘之南海。
敢不唯命是聽。
孤之罪也。
曰。孤不天不能事君。使
君父有罪。
鄭伯肉袒牽羊以逆。
肉袒。露也。牽羊。隨命也。
莊王圍鄭三月。克之。入自皇門。
皇門。鄭城門也。
聽。其俘之南海。若以臣妾賜諸侯。亦唯
命是聽。若君不忘厲宣桓武。
厲王宣王桓公武公。
緜其福祀。
緜。續也。
以禮分均諸甥舅。
甥舅。謂異姓諸侯。
不絕其社稷使改事

共王召將軍子反，子反嗜酒從吉堅陽穀進酒醉王怒射殺子反遂興兵歸三十一年共王卒子康王招立康王立十五年卒子與立是為郟敖康王寵弟公子圍比子比子皙棄疾郟敖三年以其季父康王弟公子圍為令尹主兵事四年圍使鄧廖聘王疾而還十二月己酉圍入問王疾絞而殺之（集解服虔曰以組帶絞之也杜預曰縊殺之也）遂殺其子莫及平夏使人赴於郟陳告問曰誰為後（集解杜預曰問嗣位者也）對曰寡大夫圍位舉更曰共王之子圍為長（杜預曰圍長庶也）圍既殺郟敖又恐人之奪其位（杜預曰不欲暴其惡）子比奔晉而圍遂立為靈王（三年六月楚使人告晉欲會諸侯子伍奢曰晉欲召汝乘此會誅之）



（杜預曰四月庚午朔）靈王有意欲誅之（杜預曰子比子皙棄疾皆康王之子）乃先殺其太子建之師費無極譖伍奢之子伍尚伍員（杜預曰員音云）於王曰伍奢有二子皆賢不誅且為楚憂盍以召而免其父乎王乃使人謂伍奢曰能致二子則生不能則死奢曰尚為人仁聞召免父必來員為人智知來禍其能無至王不聽遂執伍奢使人召伍尚曰來則汝父生不來則殺奢尚謂員曰聞父而不奔不孝聞召不至無以救父度汝往能報父之讎雪恥乎吾將歸死於父員曰我能殺楚王之子亦聞其召我以免父之命度我往必能報殺王之讎雪恥而子與父俱死無為也子其逃生我往必死楚召之（杜預曰言楚必殺之）尚曰我知往必不免父之死然恨不能報讎雪恥者畏楚而棄父之命也二人其勉之尚既到楚伍奢聞其皆至曰楚國君臣且夕將憂矣（杜預曰言將有禍難）

曰奚如楚共王庶子圍弒其君兄之子員而代之立（弒音試員音云）於是乎伍舉知楚之將亡（伍舉楚大夫伍參之子伍奢之父）

棄疾殺之七年就章華臺（杜預曰南郡華容縣也）下令內亡人實之八年使公子棄疾將兵滅陳十年召棄疾歸而殺之使棄疾定蔡因為陳蔡公十一年伐徐以恐吳（三傳皆以為恐吳非也）靈王次於乾谿以待之王曰齊晉吾仇讎其封皆定矣唯魯衛燕吾親也（周武王封弟叔度於管以監殷民是為三監叔度與武庚作亂周公誅之而封弟康叔於衛以殷餘民封康叔之子伯禽於魯皆大邑也燕召公奭封於北燕）周禮尚新（新猶親也）

其子孫猶事我（言魯衛燕皆為周親）我若不與（與猶親也）是棄周親也（棄周親則為不義）

諸侯其誰不攜（攜離也）

我先王熊繹辟在荊山（在南郡臨沮縣西北）

篳路藍縷（篳路柴車藍縷敝衣皆創業之人苦事）以啟山林（啟開也）

以事天子（貢包茅以縮酒）

唯是桃弧棘矢（桃弧棘矢以御凶災）

以共王事（共給也）

昔我皇祖伯父昆吾舊許是宅（昆吾衛之祖也舊許許國都也）

今鄭人貪其田不我予（鄭滅許而有其田）

我求之（求取也）

其予我乎（乎猶與也）

對曰（對答也）

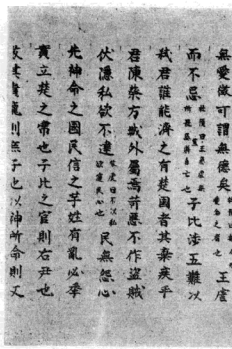
昔王賚（賚賜也）

為吳間使嬙公子囊瓦命召公子比於晉亟奔與吳越兵欲襲蔡令公子比見棄疾與盟於鄧杜預曰楊州鄧縣東北有鄧城遂入殺靈王太子祿立子比為王公子弃疾為司馬先除王宮：皆為令尹棄疾為司馬先除王宮觀從：師于乾谿令楚旅曰國有王矣先歸復爵邑田室復者還之楚旅皆潰去靈王而歸靈王聞太子祿之死也自投車下而曰人之愛子亦如是乎侍者曰甚是王曰余殺人之子多矣能無及此乎右尹曰王請自討侍者曰子盍少休以穩國人人欲為君也王曰棄怒不可犯曰且入大隧而乞師於諸侯王曰皆叛矣又曰且弃諸侯以穩大國之慮王：曰大福不再既取厚

耳於是王乘舟將欲入鄢杜預曰鄢縣屬汝南郡也杜預曰縣西有梨城也右尹度王不用其計攜俱死亦去王亡靈王於是彷徨山中野人莫敢入王：行遇其故鋪人音步中國也謂曰為我來食我已不食三日矣鋪人曰新王下法有敢饋王從王者罪及三族且又無所得食王因枕其股而卧鋪人又以上食去王遂飢而弗見遂仆不能起芋尹申無宇之子申亥曰吾父再犯王命杜預曰昭王出奔王復入王不賞其功吾父曰王必復入故不敢受賞王遂入於鄢王弗誅恩執大禹乃求王遂王飢於釐泽季之次歸夏五月癸丑王死申亥哭三日以二女從死并葬之是時楚國雖已立比為王畏靈王復來又不聞靈王死故觀從謂初王比曰不

殺棄疾棄陣國憤愛禍王曰余不忍
從曰人將忍王ㄟ不聽乃去棄疾歸
國人每夜驚曰靈王入矣乃皮棄
疾使私人從江上走呼曰靈王至矣
國人愈驚又使愛威然告初王比及
今尹子皙曰王至矣國人將殺君司
馬將至矣（杜預曰司馬掌軍政也）君蚤自圖無取
辱焉衆怒如水火不可救也初王及
子皙遂自殺丙辰棄疾即位為王改
名熊居是為平王ㄟ以詐殺兩君
王而自立怒國人及諸侯之及莊
惠百姓侵陳蔡之地而立其後如故
歸衆之侵地存恤困中修政教矣以
楚能改樓五率以歸（張晏曰五率楚國之勇士也）
楚龍故樓平王ㄟ以歸衆從恣關所欲ㄟ為卜尹
王許之（賈逵曰卜尹楚官也）初共王有寵子五

王許之（賈逵曰卜尹楚官也）初共王有寵子五
人無適立乃望祭群神決之使主社
稷而陰與巴姬（賈逵曰共王妾也）埋璧於室內
召五子齋而入康王跨之（張晏曰跨足也）
（杜預曰踰也）共王肘加之子比子晳皆遠之
共王長立王其子央之國為靈王及
平王初抱其上而入再拜璧紐故康
王以長立王其子央之國為靈王及
身而弒子比為王十餘日子晳不得
立又俱誅四子皆絶無後惟獨棄疾
後立為平王竟滅楚祀如其神符初
子比自晉歸韓宣子問叔向曰子比
其濟乎對不就宣子曰何為不就
叔向曰無與同好誰與同惡（張晏曰言無與共
（杜預曰言皆與楚共
為惡也）取國有五難有寵無人一也（杜預
曰言皆與楚共為惡人）有



有人無主二也有人無主三也有謀無民四也有民無德五也有德無威六也有威無援七也有援無助八也有助無法九也有法無行十也有行無成十一也有成無敗十二也有敗無救十三也有救無恥十四也有恥無勇十五也有勇無謀十六也有謀無斷十七也有斷無決十八也有決無機十九也有機無時二十也有時無勢二十一也有勢無人二十二也有人無主二十三也有主無謀二十四也有謀無民四十五也有民無德五十也有德無威六十也有威無援七十也有援無助八十也有助無法九十

公有國不亦宜乎子比無施於民無
矜於外去晉：不送歸楚：不迎何
以有國子比果不終焉卒立者棄疾
如叔向言也平王二年使費無忌如
秦（費無忌四處）為太子建娶婦：好來來
（來去也）
至無忌先歸說平王曰秦女好可自
娶為太子更求平王納之卒自娶秦
女生熊珍更為太子娶是時伍奢為
太子大傅無忌為少傅無忌無寵於
太子常譖惡太子建：時年十五矣
其母蔡女也無寵於王：稍益疏外
建也六年使太子建居城父守邊（城父屬
（居守邊城：以親之）
無忌又日夜譖太子
（日以費無忌：以親之）
建於王曰自無忌入秦女太子怒亦
不能無望於王：少自備焉且太子
[illegible]

居城父擁兵外交諸侯且欲入郤平
王召其傅伍奢責之伍奢知無忌讒
乃曰王奈何以小臣疏骨肉無忌曰
王今不制後悔也於是王遂囚伍奢
而召其二子而告以免父死乃今司
馬奮揚召太子建欲誅之太子聞之
亡奔宋無忌曰伍奢有二子不誅者
為楚國患盍以免其父召之必至於
是王使：謂奢曰能致二子則生不
能將死奢曰尚之為人廉死恥辱孝而仁聞
召而免父必至不顧其死胥之為人
智而好謀勇而能決知來必死必不
來然為楚國憂者必此子於是王使
人召之曰來吾免爾父伍尚謂伍奢
曰聞之免爾父伍尚謂伍奢

人召之曰來吾免爾父伍尚謂伍胥曰聞父免而莫奔不孝也父戮而莫報無謀也度能任事智也子其行矣我其歸死伍尚遂歸伍胥曰楚人殺我父兄又出見使者曰父有罪何以召其子爲將討使者還走遂出奔吳伍胥聞之曰胥亡楚國危哉楚人遂殺伍奢及伍尚十年楚太子建娶於晉無聞矣；使公子光伐楚遂敗陳蔡取楚太子建母而去楚怒城郡初吳之邊邑卑梁與楚邊邑鍾離小童爭桑而交怒相攻滅卑梁人卑梁大夫怒發邑兵攻鍾離楚王聞之大怒發國兵滅卑梁吳王聞之大怒亦發兵使公子光因建母家攻楚遂滅鍾離居巢楚乃恐而城郢十三年平王卒將軍

楚乃恐而城郢十三年平王卒將軍子常曰太子珍少且其母乃前太子建所當娶也欲立令尹子西子西平王之庶弟也有義子西曰國有常法王之適嗣也有義子西曰國有常法更立則亂言之則致誅乃立太子珍是爲昭王；元年楚衆不說貴無忌以其讒亡太子建殺伍奢子父興欲克；之宗竝伯氏子郤及奢子胥皆奔吳；兵數侵楚；人怨無忌甚楚令尹子常誅無忌以說衆；乃喜四年吳三公子（闔廬弟夫概王也三公子奔楚公子光殺吳王僚自立爲王是爲闔廬伍子胥說專諸刺僚事見十二年左傳）奔楚；封之以扞吳五年吳伐取楚之六潛七年楚使子常伐吳；大敗楚於豫章十年冬吳王闔閭伍子胥伯嚭與唐蔡俱伐楚；大敗吳

子胥伯嚭與唐蔡俱伐楚；大敗吳兵。遂入郢。昭平王之墓，以伍子胥故也。吳兵之來，楚使子常以兵迎之。夾漳水陣。吳伐敗子常子常亡奔鄭。楚兵走。吳乘勝逐之五戰及郢。己卯，昭王出奔鄖。庚辰，吳人入郢。（魯昭公二十六年，周敬王十一年。）昭王亡也，王雲夢；（雲夢，澤名，在今安陸縣東南。）不知其王也，射傷王；（射，食亦反。）王走鄖；（鄖，楚別都，今安陸縣。）公之弟懷曰：「平王殺吾父，（懷，昭王之弟公子結也。）今我殺其子，不亦可乎？」鄖公止之，（鄖公，鄖邑大夫，名止。）曰：「殺其君乃殺其子，非禮也。」懷乃與昭王出奔隨。吳王聞昭王往，即進兵擊隨，謂隨人曰：「周之子孫封於江漢之間者，楚盡滅之。」欲殺昭王；（從江下至楚，故言江漢之間。）隨子綦乃深匿王，自以為王，謂吳人曰：「以我予吳，（綦，隨子名。）吳不吉，乃謝吳，王曰：『昭王實亡，請入自索之，隨不聽，王云不在，隨吳請入自索之，隨不聽，吳亦罷去。昭王之出郢也，使申鮑胥（鮑胥，申包胥也。）請救於秦，以車五百乘，（乘，食證反。）救楚；亦收餘散兵，與秦擊吳，十一年六月，敗吳於稷。（稷，楚地，今會吳王弟夫槩見吳兵王兵，傷敗，乃亡歸自立為王，闔閭聞之，引兵去，楚歸擊夫槩；（歸，楚邑，在今汝南上蔡縣也。）夫槩奔楚，封之堂谿，號為堂谿氏。楚昭王滅唐。（唐，姬姓國，在今上蔡縣也。）九月，歸入郢。十二年，吳復伐楚，取番，楚恐，去郢北徙都鄀。十六年，孔子相魯。二十年，楚滅胡。（胡，姬姓國，在今汝陰縣北。）二十一年，吳王闔閭伐越，王句踐射傷吳王；（句踐，越王允常子也。）闔廬兵還，自此怨越而不西伐楚。二十七年，魯哀公與吳伐越，楚昭王救之，軍城父，十月，昭王病於軍中。

王救之軍城父十月昭王病於軍中有赤雲如鳥夾日而蘇（杜預曰雲在昭王左右楚之吉）昭王問周太史（史官）曰是害於楚王乎（言害楚王）太史曰（史）可移於將（相）（周）是言乃請自以身禱於神昭王曰將相於孤之股肱也今移祠腸去是身乎弗聽卜而河焉（祭河）與大夫謀禱河昭王曰自吾先王受封望不過江漢（漢水出嶓冢山江水出岷山皆在梁州境內故楚王命祀其職也）而河非所獲罪也止不許孔子在陳聞楚王言曰楚昭王通大道也其不失國宜哉昭王病甚乃召諸公子大夫曰孤不德再辱楚國之師（再謂伐吳及此）孤不幸也（言不幸而死）天壽終孤之幸也（言壽終正寢）願以小子申為後（欲以為後嗣）王不可又讓次弟公子結亦不可乃又讓次弟公子閭（閭）五讓乃後許為王將戰庚寅昭王卒於軍中子閭曰王

將戰庚寅昭王卒於軍中子閭曰王病甚舍其子讓羣臣（所以許王以廣王意也今昔王卒臣並敢忘君王之意乎）乃與子西子蒲謀伏師閉塗（閉塞道）迎越女之子章立之（越女昭王第三夫人也）是為惠王（惠王二年子西召故平王太子建之子勝於吳以為巢大夫號曰白公）白公（白公子勝將作亂學於吳大夫石乞乞逃歸楚白公亦還楚楚亦大夫皆福公於是始得作亂）好兵而下士欲報仇六年白公請兵令尹子西伐鄭（初白公父建亡在鄭）殺之白公亡走吳子西復召之故以此怒鄭欲伐之子西許而未為發兵八年晉伐鄭（晉意楚）告急楚（使子西救鄭受賂而去白公勝怒乃遂與勇力死士石乞等襲殺令尹子西子

勇力死士石乞等襲殺令尹子西子
葉於朝因劫惠王置之高府
欲弒之惠王從者屈固負王
亡走昭王夫人宮
自立爲王月餘會葉公來救楚惠
王之徒與共攻白公殺之惠王乃復
位是歲也
年吳王夫差強淩齊晉來伐楚十六
年越滅吳四十二年楚滅蔡四十四
年楚滅杞與秦平是時越滅吳而不
能正江淮北楚東侵廣地至泗上五
十七年惠王卒子簡王中立簡王元
年北伐滅莒八年魏文侯弟武子趙
桓子始列爲諸侯二十四年簡王卒
子聲王當立聲王六年盜殺聲王子

悼王熊疑立悼王二年三晉來伐楚
至乘立而還
年楚伐周
鄒殺子陽九年伐韓取負黍十一年
三晉伐楚敗我大梁揄關楚厚賂秦
興之平二十一年悼王卒子肅王臧
立肅王四年蜀伐楚取兹方於是楚
爲杆關以距之
殺我魯陽
無子立其弟熊良夫是爲宣王
六年周天子賀秦獻公秦始復強
三晉益大魏惠王稱
年秦封衛鞅於商南侵楚是年宣王
卒子威王熊商立威王六年周顯王
賀文武胙於秦惠王七年薨孟子書
父母愛歟楚
州

荊 [illegible] 而令解必逐
田嬰曰恐張丑僞謂楚王曰王所
以戰勝於徐州者田盼子不用也盼
子者有功於國而百姓爲之用嬰子
弗善而用申紀曰者大臣不附百
姓不爲用故王勝之也今王逐嬰子
子曰逐盼子必用是使楊其士卒以
與王通必不便於王矣楚王因弗逐
也十一年威王卒子悼王熊擊立魏
聞楚喪伐楚取棘蒲山懷王元年張
儀始相秦惠王四年秦惠王初稱王
六年楚使柱國昭陽將兵而攻魏破
之於襄陵得八邑又移兵而攻齊
王患之 [illegible] 陳軫適爲秦
使齊 [illegible] 王曰爲之柰何陳軫曰王勿
憂請令罷之即往見昭陽軍中曰願

憂請令罷之即往見昭陽軍中曰願
聞楚國之法破軍殺將者何以貴之
昭陽曰其官爲上柱國封上爵執珪
陳軫曰其有貴於此者乎昭陽曰令
尹陳軫曰今君已爲令尹矣此國冠
之上臣請得譬之人有遺其舍人一
卮酒者舍人相謂曰數人飲此不足
次偏請遂畫地爲蛇先成者獨飲
之一人曰吾蛇先成舉酒而起曰吾
能爲之足及其爲之足而後成人奪
之酒而飲之曰蛇固無足今爲之足
是非蛇也今君相楚而攻魏破軍殺
將功莫大焉冠之上不可以加矣今
又移兵而攻齊攻齊勝之官爵不加
於此攻之不勝身死爵幸可保於楚
此爲蛇爲足之說也不若引兵而去

比為地為足之說也不若引兵而去
以應齊此持滿之術也昭陽曰善引
兵而去燕韓君初稱王秦使張儀與
楚齊魏相會齧桑十一年韓秦約
從山東六國共攻秦楚懷王為從長
至函谷關秦出兵擊六國六國兵皆
引而歸齊獨後十二年齊湣王伐敗
趙魏軍秦亦伐敗韓與齊平長十六
年秦欲伐齊而楚與齊從親秦患王
患之乃宣言張儀免相使張儀南見
楚王謂楚王曰敝邑之王所甚說者
無先大王雖儀之所甚願為門閽之
厮者亦無先大王敝邑之王

者無先齊王雖儀之所甚憎者亦無
先齊王而大王和之是以敝邑之王
不得事王而令儀亦不得為門閽之
厮也王為儀閉關而絕齊今使者
從儀而取故秦所分楚商於之地方
六百里（商於之地在今河南淅川西南丹水
二岸有商城在丹水中故謂之商於）楚是
則齊弱矣是北弱齊而德於秦私商
於以為富此一計而三利俱至也懷
王大悅乃置相璽於張儀曰與置酒
宣言吾使得吾商於之地群臣皆賀
而陳軫獨弔懷王曰何故陳軫對曰
秦之所為重王者以王之有齊也今
地未可得而齊交先絕是楚孤秦也夫
秦又有何重孤國哉必輕楚矣且先
出地而後絕齊則秦計不為先絕齊
而後責地則必見欺於張儀見欺於
張儀則王必怨之怨之是西起秦患
（比絕齊交嗎起秦禍北絕齊）

，，，此絕齊交哂趙魏北絕齊
交則兩國之兵必至臣故弟楚王弗
聽因使一將軍西受秦地乘傳至秦
詳驚載車稱病不出三月地不可得
楚王曰儀以吾絕齊爲尚可復乎儀
曰臣以一車絕齊奉以商於之地六
里今大王之地方六百里是臣之所以見命
者六百里不聞六里聊以報懷王
王大怒興師將伐秦陳軫又曰伐
秦非計也不如因賂之一名都與之
伐齊是我出於秦以償於齊也吾因
而可全今王已絕於齊而責欺於秦
是吾合秦齊之交而來天下之兵也
國必大傷楚王不聽遂絕和於秦

國必大傷與楚王不聽遂絕和於秦
後兵而攻秦亦後兵擊之十七年
齊與秦戰丹陽秦大敗我軍斬楚甲
士八萬虜我大將軍屈匄裨將軍逢
侯丑等七十餘人遂取漢中之郡楚
懷王大怒乃悉國兵復襲秦戰於藍
田大敗楚軍韓魏聞楚之困乃南襲
楚至於鄧楚聞乃引兵歸十八年秦
使使約復與楚親分漢中之半以和
楚王曰願得張儀不願得地張儀
聞之請至楚王曰楚且甘心於子
奈何張儀曰臣善其左右靳尚而
又能得事於楚王寧姬鄭袖所言
無不從者且儀以前使負楚以商於
之約今秦楚大戰有隙臣非面自謝
楚不解且大王在楚不宜故故張儀

楚不得且大王在楚不宜教取儀誠殺儀以便國臣之願也儀逆使其亟還王不見因而囚張儀欲殺之儀私於新尚曰：為請懷王曰拘張儀秦王必怒天下見楚無秦必輕王矣又誘夫人鄭袖曰秦王甚愛張儀而王欲殺之今辨以上庸之地六縣賂楚，以美人聘楚王以臨中美歌舞者為之媵楚王重地秦女必貴而夫人必不如夫人不若言而出之鄭袖卒言張儀於王而出之張儀出懷王因善遇儀：因說楚王以叛從約而與秦合親約婚姻張儀已去乃使使齊

秦陳王曰何不誅張儀懷王怒使人追儀弗及是歲秦悉之卒二十六年齊湣王欲為從長惡楚之與秦合乃

齊湣王欲為從長惡楚之與秦合乃使：遺楚王書曰寡人患楚之不與於華名也今秦患王死武王立張儀走魏樗里疾公孫衍用而楚事秦夫樗里疾善于韓而公孫衍善于魏楚必事秦韓魏恐必因二人求合於秦則燕趙亦宜事秦四國爭事秦則楚為郡縣矣王何不與寡人并力奴韓趙燕趙與為從而尊周室以案兵息民令於天下莫敢不奉職則王名成矣王率諸侯並伐破秦必矣王取武關蜀漢之地私吳越之富而擅江海之利韓魏割上黨西薄函谷則楚之強百萬也且王欺於張儀亡地漢中

兵雄藍田天下莫不代王懷怒今乃
欲先事秦願大王之深无熟計之楚
王業已欲和親於秦見齊王書猶豫
不決下其議羣臣或言和秦或
言聽齊昭睢曰王雖東取地於趙不
足以劉私必且取地於秦而后足以
劉私於諸侯王不如深善齊韓以重
樗里疾如是則王得韓齊之重以來
地與秦破韓孤隔侵畜秦者
以先王墓在平陽而秦之武遂去之
七十里以故尤畏秦不然秦攻三川
趙攻上黨楚攻河外韓必亡楚之救一
韓不能使韓不亡然存鄢者楚也韓

已得武遂於秦以河山為塞所報德
莫如楚厚正以為其事王疾齊之
所信於韓者以韓公子咻為齊相也
韓已得武遂於秦王甚善之使之以
齊韓重樗里疾而得齊韓之重其主
弗救秦疾也今又益之以楚之重樗
里子必言秦使與楚之使地與於是
懷王許之竟不合秦而合齊以善韓

二十四
年倍齊而合秦昭王初立厚賂
於楚以逆婦二十五年懷王入與
秦昭王盟約於黃棘秦使與楚上庸
二十六年齊韓魏為楚負其從親而

二十六年齊韓魏為楚負其從親而
合於秦三國共伐楚楚使太子入質
於秦而請救秦乃遣客卿通將兵救
楚三國引兵去二十七年秦大夫有
私與楚太子關楚太子殺之而亡歸
二十八年秦乃與齊韓魏共攻楚楚
楚將唐昧取我重丘而去二十九年
秦復攻楚大破楚軍殺楚將軍景缺
虜我將軍景缺唐昧又斬首二萬
與於齊以未平三十年秦復伐楚取
八城秦昭王遺楚王書曰始寡人與
王約為兄弟盟于黃棘太子為質至
歡也太子陵殺寡人之重臣不謝而

歡也太子陵殺寡人之重臣不謝而
亡去寡人誠不勝怒使兵便告王之
邊今聞君王乃令太子質於齊以求
平寡人與楚接壤界境為婚姻所
從相親久矣而今秦楚不驩則無以
令諸侯寡人願與君王會武關面相
約結盟而去寡人之願也敢以聞下
執事懷王見秦王書患之欲往恐見
欺無往恐秦怒昭睢曰王毋行而發
兵自守耳秦虎狼不可信有并諸侯
之心懷王子蘭勸王行曰柰何絕
秦之驩心於是往會秦昭王詐
令一將軍伏兵武關號為秦王楚王

令一將軍伏兵武關號爲秦王楚王至則閉武關遂與西至咸陽朝章臺如眷臣不與元禮楚懷王大怒悔不用屈子言秦固留楚王要以割巫黔中之郡楚王欲盟秦欲先得地楚王怒曰秦詐我而又脅要我以地不使許秦固留之楚大臣患之乃相與謀曰吾王在秦不得還要以割地而太子爲質於齊齊秦合謀則楚無國矣乃欲立懷王子在國者以代王與太子俱因於諸侯而令又信王命而主其麻子不宜乃詐趙於齊曰湣王謂其相曰不若留太子以求楚之淮北相曰不可郢中立王是吾抱空質而行不義於天下也或曰不然郢中立王因與其新王市曰予我下東國吾爲王殺太子不然將與三國共立之然則東國必可得與齊王卒用其相計而歸楚太子橫亡歸立爲王是爲頃襄王乃告于秦曰賴社稷神靈國有王矣頃襄王元年秦要懷王不可得地楚立王以應秦昭王怒發兵出武關攻楚大敗楚師斬首五万取杅十五城而去（秦惠王卅年表云秦拔我八城楚世家云秦拔我十六城此取其大數也）二年楚懷王亡逃歸秦覺之遮楚道（楚世家云懷王欲從間道歸趙趙主父以秦王方怒趙不聽趙遂不納其實有內應也）

走趙以求歸趙王父在代其子嗇王初立行王事恐不救入楚王欲走覆秦追至遂與秦使復之秦懷王逐薨頃襄王三年懷王卒子秦歸其喪於楚人皆憐之如悲親戚諸侯由是不直秦楚絕六年秦使白起伐韓於伊闕大勝斬首二十四萬秦乃遺楚王書曰楚倍秦盟天下諸侯伐楚卑一旦之命頃王之筋士卒得一秦戰楚頃襄王患之乃謀復與秦平七年楚迎婦於秦楚送平十一年齊秦各自稱爲帝月餘復歸帝爲王十四年楚頃襄王與秦昭

歸帝爲王十四年楚頃襄王與秦昭王好會于宛結和親十五年楚王與秦三晉燕共伐齊取淮北十六年與秦昭王好會於鄢其秋復與秦王會穰十八年楚人有好以弓繳射加鴈鴈之上者頃襄王聞召而問之對曰小臣之好射誠鴈羅鷹（徐廣曰江陵四方皆謂弋爲之音亦作繳）小矢之發也何足爲大王道也且楚之大因大王之賢所弋非直此也昔者三王以亡道德五霸以弋戰國故秦親燕趙者誠鴈也齊魯衛衛者青首也鄒魯鄭邵者羅鷹也外其餘則不足射者是鳥六楚以王何取

餘則不足射者見鳥六雙以王何取
王何不以聖人為弓以勇士為檠時
乘而射之此六雙者可得而貫載也
其樂非特朝夕之樂也其發非特鬼
為之賓也王朝乘弓而射觀之大梁
之南如其右臂而偃屬之於韓則中
國之路絕而上蔡之郡壞矣運射圃
之東解觀左肘而外擊定陶則觀之
東之外亲而大梁方與二郡者擊矣
且觀訢二臂顧越與膺掌郄圉大梁
可得而有也王請徵笳壹（音加）（音胡）（音加）（音胡）
欽焉而河定觀大梁此一發之樂也
若王之於弋誠好而不厭則出寶弓
（音角）（音角）



睹新繳（音角）（音角）（音角）（音角）射鴈鳥於東海
還蓋長城以為防（音角）（音角）（音角）（音角）

楚之故地漢中析鄧可得而使育也
王出寶弓碧新繳涉鄀塞（張晏曰鄀今屬弘農）
（鄀今此是一作
而侍秦之便也山東河內可得而
一也勞民休衆南面稱王是故四奧
爲大爲負海內而處東面而立左臂
據趙之西南右臂傳楚之鄧鄧膚擊
轉轂垂頭中國處形便勢有地利
膚翼鼓栧方三千里則燕未可得獨
柏而役射也欲以激怒襄王故對以
此言襄王因召與語遂言曰先王

是也今楚之地方五千里帶甲百萬
猶足以踊躍中野也而坐受困匡獨
爲大王弗取也於是頃襄王遣使於
諸侯復爲從欲以伐秦：聞之發兵
來攻楚：欲與齊韓連和伐秦因欲
圍周：王報使武公（張晏曰武公之子也）
楚相昭子曰三國以兵割周郊地以
便輸而南器以算楚臣以爲不然夫
弒共主臣世君大國不親以衆脅等
小國不附大國不親小國不附不可
以致名實不得不足以傷民夫有圍
周之聲非所以爲號也昭子曰乃圍
周則無之雖然周何故不可圍也對

曰軍不五不攻城不十圍夫不一周
為二十晉公之所知也韓穿以二十
萬之衆孱於晉之戚下戮士死中士
傷而晉不救公之無百韓以圍此
天下之所知也夫怨結於兩周以塞
郤犨之心交絶於舟鞏失天下其為
辜危矣夫危兩周以孱三川方城之
外必為韓隕矣何以知其然也西周
之地絶長補短不過百里名為天下
共主裂其地不足以肥國得其衆不
足以勁兵雖無攻之名為戴君然而
好事之君魯攻之臣殘號用兵未寧
不以周為終始是何也見祭器在焉

不以周為終始是何也見祭器在焉
欲器之至而忘我君之亂今韓以器
之在楚臣恐天下以器雠楚也臣請
譬之夫虎肉豚其兵利身人猶攻之
也若使澤中之麋豢虎之皮人之攻
之必萬於虎矣裂楚之地足以肥國
謡楚之名足以尊主今子將以欲誅
殘天下之共主晉三代之傳器吞三
翦六異以高世主非貪而何周書曰
欲起無先故器商則兵至矣於是楚
計報不行十九年秦伐楚：軍敗割
上庸濮北地予秦二十年秦將白起
拔我西陵二十一年秦將白起

拔我西陵（依黃丕烈札記校正）二十一年秦將白起
遂拔我鄢郢先王墓夷陵（依黃丕烈札記校鄢郢拔為拔鄢郢）
楚襄王兵散遠不便戰東北保於陳
城二十二年秦復拔我巫黔中郡二
十三年襄王乃收東地兵得十餘萬
復西取秦所拔我江旁十五邑以為
郡距秦二十七年使三萬人助三晉
伐燕復與秦平而入太子為質於秦
楚使左徒侍太子於秦三十六年頃
襄王病太子亡歸秋襄王卒太子熊
完代立是為考烈王：：以左徒
為令尹封以吳號春申君考烈王元
年納州于秦以平（依黃丕烈札記校）是時楚益
弱六年秦圍邯鄲趙告急楚：遣將
軍景陽救趙七年至新中秦兵去（依黃
丕烈札記校）十二年秦昭王卒楚
王使春申君弔相于秦十六年秦莊
襄王卒秦王趙政立二十二年與諸
侯共伐秦不利而去楚東徙都壽春
命曰郢二十五年考烈王卒子幽王
悍立李園殺春申君幽王三年秦虜
伐楚秦相呂不韋卒九年秦滅韓十
年幽王卒同母弟猶代立是為哀王
哀王立二月餘哀王庶兄負芻之使
襲殺哀王而立負芻為王是成秦虜

襲殺哀王而立負芻爲王是歲秦庄
趙王遷王負芻元年燕太子丹使荊
軻刺秦王二年秦使將軍伐楚大破
楚軍亡十餘城三年秦滅魏四年秦
將王翦破我軍於蘄而殺將軍項燕
五年秦將王翦蒙武遂破楚國虜楚
王負芻滅楚行爲楚郡云

太史公曰楚靈王方會諸侯於申誅
僤慶封作亂方數千里亦一時之
小天下及甄宛于申亥之家爲天下
笑操行之不得悲夫勢之於人也可
不慎與棄亥以亂立變通秦女甚手
哉幾再亡國

楚世家第十

付錄 瀧川氏系圖

世系紀氏　紋 橫木瓜

多喜、後改ㇾ瀧、瀧川、瀧野、瀧波、皆其裔也

人皇八代、孝元天皇二十八世之苗裔

大祖

雄致　父中納言、貞雄、河內國高安庄司、時在ニ關東一又歸ニ河內國一

貞致　八郎、高安庄司號ニ左近將監一

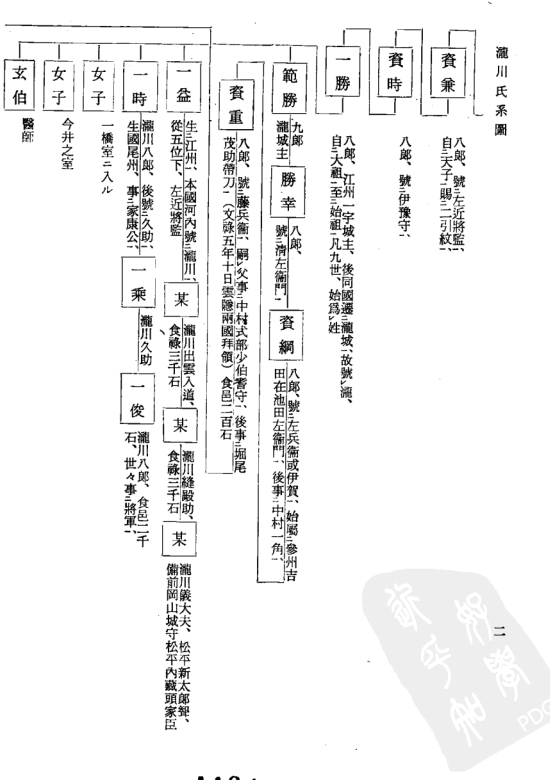
貞行　八郎

貞直　八郎

貞之　八郎

貞仲　八郎

4463


資兼
八郎、號左近將監、自三天下賜三引紋一
資時
八郎、號伊豫守、
一勝
八郎、江州一宇城主、後移國遷瀧城、故號瀧、自大祖三至二始祖一凡九世、始爲二姓
範勝
九郎、瀧城主、
勝幸
八郎、號三清左衛門一、
資綱
八郎、號左兵衛或伊賀、始屬二參洲吉田在池田左衛門一、後事二中村一角一、
資重
八郎、號二藤兵衛一、嗣二父事一、中村式部少伯書守一、後事二瀧尾茂助勝刀一、（文祿五年十日雲隱兩國拜領）、食邑三百石
一益
生二江州一、本國河內號二瀧川一、從五位下、左近將監、
某
瀧川出雲入道、食祿三千石、
某
瀧川縫殿助、食祿三千石、
某
瀧川義大夫、松平新太郎組、備前岡山城守松平內藏頭家臣
一時
瀧川八郎、後號二久助一、生國尾州、事二家康公一、
一乘
瀧川久助
一俊
瀧川八郎、食邑二千石、世々事二將軍一、
女子
一橋室ニ入ル
女子
今井之室
玄伯
醫師


元祖
資信
號李之丞、本國江州、生駿河ニ嗣父爭山州公堀尾氏、堀尾嗣絶、寛永十五年事ニ高眞公ニ松平出雲守直政ニ大番四番組ニ食邑三百石、寛文十一年死
二世
資之
號善右衞門、老號自快、寛文十一年父遺跡食邑百石、寛永六年死
三世
某
資時
七左衞門、資之弟、食祿七十三石
某
七左衞門
食祿七十三石
不門
臨濟宗薩州、大龍寺僧
資休
龍川太義
食祿二百石
資央
李之丞
食祿百石
某
豐之丞
號ニ潮五左衞門ニ、元祿十一年、嗣父食邑百石大番四番組太隼州代官役、寛保元年死
四世
聖見
始、號ニ勝右衞門ニ、後改ニ久助ニ元文四年嗣父食邑百石、寛保三年、請改ニ龍川ニ娶ニ高畑氏第五子諱阿曾代ニ生ニ二女資敬ニ始、延享四年春請嗣ニ資族ニ、寶暦四年死、寶暦四年死、五十九才
五世
資族
號ニ才藏ニ、改ニ潮五左衞門ニ、實松原定右衞門ニ正賢之五男ニ食邑百石、大番四番組筆頭役仰付、明和三年請使ニ資敬ニ嗣、延享四年、聖見ノ子トナル、寶暦四年嗣ニ父跡ニ、文化十年死
六世
資敬
始號ニ潮文才之助ニ、後改ニ八郎ニ父聖見、寛政三年養父隱居家督相續、食邑百石、大番四番組筆頭、御目附役、娶ニ土井氏、後娶ニ山口兵諸於礪ニ生ニ男二女ニ、後號ニ久助ニ五郎兵衞ニ、文化七年死
七世
資雅
幼名哲太郎後改ニ藤兵衞ニ、老號龜齡、文化五年父隱居相續、食邑百石、大番三番組、文政十年大右源内三男岩ニヲ養子トス、安政二年死

八世　資義（スケヨシ）

寛六代目大石源内三男、初名岩一、後八郎大夫、天保十三年家督相續大番三番組、嘉永二年ヨリ六年マデ隱州御代官役、安政三年ヨリ武州本牧警備、同五年大阪表御警衛御徒衆、同年九月雲州ニテ死

九世　資則（スケツネ）

八郎大夫長男、天保十三年一月二十三日生、亡父爲遺跡食祿百石、大番三番組入、安政元年ヨリ文久元年マデ八ケ年間谷敬藏ニ從ヒ漢學修業、文久三年正月ヨリ六月マデ京都二城御城警衛、元治二年若殿樣御抱守、御網口役、明治三年學校大助教出仕、皇漢學引受、明治四年松江藩權少屬、同年松江藩士氏家外清ノ屋敷（北堀端）ヲ購ヒ明治六年大東町小學校教師、爾來各地小學校訓導ヲ歷任ス、詩文ヲ好ミ弟子多數アリ、昭和二年二月二日死、八十六才

十世　資言（スケトキ）

龜太郎、李之丞長男、慶應元年十一月十二日生、昭和五年甥亮ヲ養子トス、昭和二十一年二月二十三日死、八十二才

十一世　亮

明治三十七年十一月六日生、實小川刀、母フサ、龜太郎妹、五男、龜太郎ノ養子、昭和五年三月東北大學法文學部卒、法學士、安田火災ニ勤務、定年退職後安藤不動產ニ在職中

十二世　資孝

昭和十一年三月一日出生、亮長男、昭和三十五年中央大學法部卒、飯野海運ニ勤務中

4466

瀧川龜太郎博士年譜

本籍　島根縣松江市北堀町三〇五（龜太郎は戸籍名、字は資言、號は君山）

慶應元年十一月十二日　一才

島根縣下出雲國島根郡にて出生（注1）

明治六年　九才

龍淵山桐岳寺私塾に通ひ次いで小學校に入學

明治十一年　十四才

小學校卒業

明治十二年四月　十五才

松江中學校入學（注2）

明治十五年三月八日　十八才

仝校三年修業（當時中學校は五年制）學事修業のため出國、東京にて島田（重禮）先生塾に入る（注3）

明治二十年七月九日　二十三才

東京帝國大學古典講習科卒業（注4・5）

4467

明治二十一年九月二十九日　二十四才
法制局雇、長官官房勤務　法制局

明治二十三年五月三十一日　二十六才
臨時帝國議會事務局雇　臨時帝國議會事務局

明治二十三年十一月二十四日
議會交涉事務係書記　內閣

明治二十四年三月二十四日　二十七才
仝　免官　內閣

明治二十四年五月十二日
內閣雇　內閣總理大臣祕書官室勤務　內閣

明治二十四年五月二十九日
岩田テルと結婚

明治二十五年八月十三日　二十八才
內閣雇ヲ免ス　內閣

明治二十五年九月二十一日
教員ヲ委囑ス　獨逸學協會學校〔校長文博　加藤弘之〕

明治二十六年四月二十五日　二十九才

大臣官房祕書課雇　文部省

明治二十七年一月二十三日　三十才

文部屬　大臣官房圖書課兼務　文部省

明治二十八年十一月十五日　三十一才

長男　八郎　出生（於東京市牛込區南田町）

明治二十九年二月二十四日　三十二才

妻　テル　死亡

明治二十九年四月二十四日

講師ヲ囑託ス　青山學院

明治二十九年十月十日

教科書調査ヲ囑託ス　文部省

明治二十九年十二月十四日

依願本官ヲ免ス　文部省

明治三十年八月二十七日　三十三才

教科書調査ノ囑託ヲ解ク　文部省

明治三十年九月十七日

任第二高等學校教授　內閣

仙臺市同心町一五　太田方に下宿　四十一才

明治三十八年四月

仙臺市土樋一九八に移轉

明治三十九年四月十七日　四十二才

長男　八郎　松江にて死亡

明治四十一年五月二日　四十四才

陸叙高等官三等（內閣）次いで九月十日叙從五位（宮內省）翌年六月二十八日叙勳六等授瑞寶章（賞勳局）明治四十四年九月三十日八級俸下賜（文部省）

大正四年五月十三日　五十一才

菅野キシイと婚姻

大正四年七月三日

支那へ出張被仰付　內閣

日清汽船に乘船八月十日漢口着支那各地を視察　九月七日門司歸還

大正六年一月一日　五十三才

甥亮を引取り小學校に編入せしむ

大正十年七月一日

勅任官待遇（內閣）同年八月三十日叙勳四等授瑞寶章（宮內省）

大正十二年七月十四日　五十九才
　法文學部講師ヲ囑託　東北帝國大學
大正十四年三月二十五日　六十一才
　陞叙高等官二等（内閣）
大正十四年三月二十八日
　依願免本官　内　閣
大正十四年四月一日
　講師ヲ囑託　仝八月二十九日解囑　第二高等學校
大正十四年四月十五日
　叙正四位　宮内省
大正十五年八月三十一日　六十二才
　教授ヲ囑託ス　大東文化學院
昭和二年二月二日　六十三才
　父　本之丞死亡、家督相續ス
昭和三年二月二十九日　六十四才
　依願教授ノ囑託ヲ解ク　大東文化學院
昭和五年二月十五日　六十六才

甥　亮を養子として入籍す

昭和五年四月三十日　七十才
　依願講師囑託ヲ解ク　東北帝國大學　仝年六月鄉里松江に歸る（注6）

昭和六年九月七日　六十七才
　文學博士ノ學位ヲ授ク　東北帝國大學

昭和九年十二月　七十才
　居を東京都淀橋區西落合に移す

昭和十年一月八日　七十一才
　教授ヲ囑託ス　大東文化學院
　東京文理科大學講師ヲ囑託ス

昭和十九年三月　八十才
　名譽教授ノ稱號ヲ贈ル　大東文化學院

昭和二十年三月三十一日　八十一才
　鄉里松江に疎開

昭和二十一年二月二十三日　八十二才
　老衰のため死亡　桐嶽寺に葬る
（戒名）龜鏡院殿君山自秀居士

注1　慶応元年十一月十二日出産命名書㊾

丑年男子

産名

龜太郎

十一月吉祥日

注2　明治十二年中学入学の夏校舎新築、十五才の弱年で一夜にして祝辞を作成、全校生徒を代表挙式の日朗読せるもの、当時より名文の誉あり

祝辞

明治己卯ノ夏中学校成ル　玆ニ良日ヲトシ開業ノ式ヲ設ケラル　生不肖ナレ𪜈諸生ノ後ニ列スルヲ得歓喜限リナシ　乃

4473

チ聊蕪文ヲ綴リ以テ祝辞ヲ述フ

伏ン惟フ玉天賞美ナレ𪜈之ヲ琢カサル瓦石ト何ニ択ハン　人モ亦然リ天ノ性ヲ授クル億兆何ニ異ナランヤ　然ルニ其賢愚ノ分ル所以唯学フト学ハサルトニ在ルノミ　然ラハ則チ学盛ニセサル可カラサルナリ　県官夙ニ玆ニ見アリ乃チ中学校ヲ設ケ以テ小学ヲ卒フル者ヲ薫陶セシム　然ルニ校大ナラス生徒モ亦多カラス　此ニ於テ則チ新築ノ挙アリ以テ有志ノ者ニ校ニ入ルヲ得セシム　嗚呼県官ノ下民ヲ恵スル豈ニ之ヨリ大ナル者アランヤ　入校ノ諸生之ヨリ孜々勉々怠ラス琢磨研究シテ倦マサレハ則チ将ニ欧米ノ盛ニ愧ジサラントス　是ヲ以テ之ヲ観ル新築ノ挙啻ニ管下人民ノ幸ナルノミナラス亦天下万民ノ幸ナリ伏シテ願クハ此校ノ盛日月ト共ニ永ク天地ト共ニ久カラン㕝ヲ

明治十二年九月十一日

本校生徒　瀧川龜太郎

注3　明治十五年笈を負ひ出国の際の許可書㊟

出国御届

島根県下出雲国島根郡北堀町三百参拾参番邸

士族　本之丞長男

瀧川龜太郎　当十六年三ヶ月

右此度学事修行之為メ武蔵国東京府へ五年間之見込ヲ以今明治十五年三月九日出国仕候ニ付此段御届仕候也

島根県下出雲国島根郡北堀町三百三十三番邸
士族　瀧川本之丞㊞

北堀町戸長
星野忠之丞殿

書面之趣承置候事
島根県出雲国島根郡北堀町
戸長　星野忠之丞㊞
明治十五年三月八日

注4　明治十八年東京大学在学証明書㊴

第七一號

文学部生徒　瀧川龜太郎

右本学生徒ニ相違無之候事
明治十八年七月十日

東京大学
東京大學

4475

注5 大学卒業証書写

瀧川龜太郎古典講習科漢書課ヲ修メ卒業試問ヲ完ウシ正ニ其業ヲ卒ヘリ乃テ之ヲ証ス

帝国大学

経学、諸子、詩文　前東京大学教授従四位　中村正直㊞
経学、諸子、法制、詩文　前東京大学教授従五位　三島毅㊞
経学、史学、諸子、詩文　文科大学教授正六位　島田重禮㊞
経学、諸子、文　文科大学講師従六位　南摩綱紀㊞
史学、法制　前東京大学准講師　大澤清臣㊞
諸子、詩文　前東京大学教授従五位勲六等　重野安繹㊞
諸子、詩文　前東京大学教授従五位勲六等　川田剛㊞
法制　文科大学教授従六位　小中村清矩㊞

各教官ノ証明ヲ認了シ授クルニ卒業証書ヲ以テス

明治二十年七月九日　文科大学長従五位　外山正一　文科大学之印

4476

注6　松江旧宅考

松江市文化財指定「旧武家屋敷長屋門及塀」考

松江市の滝川家宅長屋門と塀は昭和二十八年全市文化財保護条例によつて市の文化財に指定された。之を長谷川義典氏は次の様に述べている。

松江市の北堀沿に西へ進むと古風な長屋門を中心に白壁の塀に囲まれた屋敷構えがある。松江藩給帳御城下屋敷割などによると、これは初め四百石塩見小兵衛、後に五百五十石番頭氏家外清の屋敷跡で現存する母屋の一部長屋門と塀は昔のまゝである。（明治四年滝川李之丞氏が移転、漢学者故滝川君山博士が跡を継いで居る）少し離れて道路の西端、小泉八雲旧居の右にも同様な屋敷構えが見える。之は元四百石番頭免許高木伝十郎の屋敷で当時のまゝ残つている。氏家高木屋敷の間に百二十石忍術師技免許大石源内が兵法場を設けていたが維新の際取りこわされ今は跡形もない。一つ一つの建物はよく見られる武家の住居だがこの塩見畷一帯に続く武家屋敷町が堀をへだてゝ松江城に対する姿はいかにも旧城下町を見る思がある。小泉八雲が嘗てこの武家屋敷に住み、こよなく賞でて「グリンプス・オブ・ジヤパン」によつて世界に紹介した。八雲旧居を訪れる人々はこの屋敷構えの堀端を通つて何かしら心安まる詩情にひたされる。このような旧武家屋敷構えは全国でも空襲で殆ど焼失し萩盛岡以外には見られない。堀端の通りは塩見畷又は城見畷といわれる。松江城下図には「シオミナワテ」と明記されているが恐らく塩見小兵衛の屋敷があつたからこの名が出たものだろう。明治末期から城見畷といわれるようになつたが、これは城が見えることから塩見が城見に転化したものと思われるが一面いかにもふさわしい名である。旧武家屋敷の所在名によつて一応古来からの名称を用いた。

「松江市の文化財」より抜萃

4477

史記會注考證校補後序

嘗聞諸禹域前輩之說曰校勘之業止可施之於經自史子以下非所宜也幸次郎曰唯唯否否蓋經者言也非惟事也右史記言左史記事言爲尚書事爲春秋近儒或竟曰六經皆史然事之所託固在於言言之尤精微是曰經我之弗辟一字之讀繫上智之進退星隕而雨鄭伯南也一言之異褒貶存焉顧氏炎武云無經學無理學段氏玉裁云校書孰乎昉乎孔子旨哉言乎若夫史也往行惟蓄前事是戒求其事之博不必言之精大德之不踰閑小德出入可乎錢氏大昕爲清代史學之第一人其廿二史攷異止辯記載之岐異略乎文字固不如阮氏元十三經校記之勤勤於隻字也雖然史竟不容校勘乎後漢書鄭玄傳云少不爲父母竦弟所容本無不字考巨儒之平生察東京之世風關繫亦在一字況司馬子長書體大物博以著述爲議論褒然爲乙部之首者乎邦儒瀧川先生龜太郎以此書久乏津逮乃爲史記會注考證其體例如鄭注周禮采前儒之說博爲折衷而異文附之亦如康成之記故書又唐張守節正義久無單行之本南宋合刻三注失其全貌而其佚文往往附見於我邦故記先生掇而出之得千餘事其書風行海內外已久學者寶之然主於會注不專校異我友水澤教授利忠懋焉乃博搜異本之存乎世者字爲校讐悉記異同曰史記會注考證校補其所見舊鈔本十餘宋版七元版二明清之本無論焉我邦故記自藤原英房史記鈔以下亦有取焉凡公私之庫叢祠冷梵斷簡零墨千里命駕東西奔走席不暇暖砥砥如一日者二十年而此書異文之在人間者莫不畢湊於此其尤異者有如項羽本紀時不利兮騅不逝俄增一行曰時不利兮威勢廢威勢廢兮騅不逝我邦鈔本或如此孰爲子長原文雖不可知亦宋後學者所未聞也

而張氏正義又增三百餘事蓋子長之書今則家絃而戶誦然二千年之久亦有數厄不但班固譏其是非謬聖人已也六朝唐人遞爲傳寫異文夥多北宋監本始雖於版乃不得不歸於一而異文皆沒賴我邦唐以前鈔本或存其舊一厄也南宋書坊刪節注文其正文亦不無遷移二厄也明之中葉其書甚微康氏海刻史記序曰博采旁搜十有餘年所有但紀表世傳而八書逸焉繼以日月乃得苟完知中統以後震澤王氏以前殆不絕如綫三厄也俗儒杜其家絃戶誦恬然不察謂子長原文皆如是六朝唐人所誦亦如是不亦乖乎竊謂前此邦儒校勘之業莫盛於山井氏鼎之七經孟子考文傳播彼邦聳其耳目著清帝之錄啓阮氏之記幸次郎嘗曰不有山井安有儀徵今教授之書殆亦如是孰謂校勘不施乎史哉書將刊成教授命幸次郎爲之後序幸次郎經生疏於史事荏苒久之固辭不獲乃書所見以贈之歲在戊申陽曆九月吉川幸次郎善之甫識於西京北白川之唐學齋

あとがき

終戦後まもなくのことである。その頃東京文理大の漢文研究室では、竹田復先生はじめ、内野熊一郎先生、小林信明先生、河野六郎先生など研究室一同で史記の読合せをはじめていた。特別研究生であった私は、本文校訂を分担させられた。諸善本を校合して底本を作る為に静嘉堂文庫では米山寅太郎先生に、東洋文庫では岩井大慧先生に、特別のご便宜を頂いた。京都大学、人文科学研究所でも平岡武夫先生にご指導を頂いた。或る時、神田喜一郎先生が、人文の図書目録を逐一点検しておられた。休憩の折、滝川亀太郎博士の史記会注考証の話をして下さった。特に史記正義佚文収集の苦心談は深い感銘を受けた。今にして思えば、この時の神田先生との偶然の出合いが、史記会注考証校補の完成を導いたような気がする。東北大学で、金谷、曾我部両先生のご指導を頂き、滝川亀太郎先生の研究の跡を精細に検討させて頂いた。それから国内のあらゆるめぼしい図書館で史記のテキストを調べた。遂に天理大の図書館で、滝川先生が東北大学図書館で見られたと同じ書入れのある慶長古活字本史記を発見することができた。金沢市立図書館では、博士家史記異字という古本史記の校勘記も閲覧することが出来、滝川先生は、本書を宮内庁書陵部にある写本からの写しをもとにして、史記会注考証の中に引用されていることもわかった。上杉隆憲氏のご好意により、米沢市立図書館蔵、南宋本史記を十数年に亘り調査させて頂くことが出来た。この南宋本史記は先年国宝に指定されたことは喜ばしいことであった。

その後文部省から三年間連続して東大班（代表三上次男先生）、京大班（代表貝塚茂樹先生）、東京教育大班（代表竹田復先生）の史記の総合研究に対し研究費を頂いたことは、私の史記の文献学的研究を一層進展させることとなった。

最初の刊行予定は昭和三十年から史記会注考証十巻校補五巻の予定であったが、その後資料が続出して、終に九巻とな

った。文部省から全巻刊行助成金を頂いたことは有難いことであった。かつ、吉川幸次郎先生から跋文を頂いて掉尾をかざることができたことは、私の望外の喜びである。

また、左記の各大学研究室及び附属図書館の方々には、貴重資料の閲覧に関してご協力を頂いた。

東京大学、東洋文化研究所、東京教育大学、京都大学、人文科学研究所、東北大学、慶応大学、斯道文庫、竜谷大学、大谷大学、天理大学、その他国、公、私立図書館、国立国会図書館、宮内庁書陵部、内閣文庫、静嘉堂文庫、東洋文庫、尊経閣文庫、大倉山図書館、無窮会文庫、大東急記念文庫、京都府立図書館、大阪市立図書館、金沢市立図書館、宮城県立図書館、岩手県立図書館、群馬県立図書館、建仁寺両足院伊藤東慎氏等からご協力を頂いた。

思えば本書の完成に当っては、長い年月に亘り実に多くの方々のご指導とご協力を頂いたが、特に私の怠慢のために、刊行の完成を待たず先立たれた次の諸先生に対しては、深い哀悼の意を表する。

徳富猪一郎先生、加藤虎之亮先生、小竹文夫先生、司馬六郎先生、仁井田陞先生、

滝川亀太郎先生と特に縁故のあった松雲堂主人野田文之助様（松雲院慈徳芳文居士）には刊行当初以来特にお世話になった。謹しんでその霊前に謝意を表する次第である。また、青木五郎、金子彰男、中村嘉弘、清水栄の各氏には終始格別のご援助を頂いた。特にご協力を頂いた清水栄君（清徳院丹心志道居士）は昭和四十年初冬奉職先、函館大学で輪禍に遭い、殉職されたことは痛哭にたえない。本書の刊行に当っては終始大石光之助・益光両氏よりご援助を頂いたことは感謝にたえない。大日本法令印刷所には、私の怠慢による校正の遅延を快よく宥され最後迄ご協力下さった。特に吉村美明氏、黒岩正三氏、新井皓之氏に対し深甚の謝意を表する。最後に、重ねて読者各位に対し、特に取次書肆各位にも、度々催促を頂いてご迷惑をおかけしたことを深くお詫びして筆を擱く。

四五、九、二〇　著者